

市 政 概 要

S H I S E I G A I Y O U



2025

令 和 7 年 度 鹿 児 島 市 議 会 事 務 局

— 目 次 —

市紋章の由来	7
都市像	8
鹿児島市平和都市宣言	9
鹿児島市ふれあい長寿社会宣言	10
鹿児島市中核市移行宣言	11
男女共同参画都市かごしま宣言	12
かごしま環境都市宣言	13
鹿児島市民憲章	14
市旗	15
市木・市花	15
鹿児島市民歌	16
姉妹友好都市等との交流	17
ブランドメッセージ・シンボルマーク	18
総 説	19
1 生いたち	20
2 位置及び地勢	21
3 気 象	21
4 市域のうつりかわり	22
5 人 口	23
6 市長，副市長	25
7 市庁舎	25
8 市史・市旗・市民歌等	27
議 会	31
1 議会構成	32
2 会議開催及び議案等審議状況（令和6.1～令和6.12）	37
3 報酬及び費用弁償等	38
4 各種審議会等委員一覧表	39
5 市議会の同意・選挙等	40
6 議会事務局	42
企 画	44
1 第六次鹿児島市総合計画	45
2 令和7年度の主要事業	49
3 市町村合併	59
4 シティプロモーション	60
5 鉄道・航空	60
6 公共交通（バス交通）の維持・確保対策	68
財 務	73
1 予算資料	74
2 市 債	78
3 決算資料	79
4 市有財産	80

5	市 税	82
総	務	89
1	国際交流	90
2	広 報	92
3	機 構 図	95
4	職 員 数	99
5	給 与	103
6	旅 費	107
7	職員研修	107
8	情報システム	109
9	東京事務所	113
10	各種行政委員会（選管・監査・公平・農業委）	113
危 機	管 理	116
1	安心安全	117
2	防災・危機管理	122
3	桜島火山対策	125
市	民	131
1	広 聴	132
2	コミュニティ推進	134
3	地域活性化	135
4	市民協働	137
5	消費者行政	138
6	文化振興	139
7	国民年金	144
8	国民健康保険	145
9	市民サービスステーション	149
10	コンビニ等による証明発行	150
11	ワンストップ窓口サービスの実施	150
12	マイナンバーカード（個人番号カード）の交付	150
13	おくやみコーナー	151
14	住民異動手続き等における書かない窓口システムの運用	151
15	人権啓発	151
16	男女共同参画	152
環	境	156
1	環境保全	157
2	環境衛生	166
3	清 掃	168
福祉・保健		176
1	健康づくり	178
2	地域福祉	180
3	介護保険	188
4	高齢者福祉	194
5	障害者福祉	203
6	生活保護	219

7	生活困窮者自立支援	220
8	保健衛生	221
子ども・子育て		231
1	子ども・子育て	232
2	保育所等の整備と保育内容などの充実	236
3	私立幼稚園等に対する助成	242
4	児童の健全育成	242
5	母子・父子家庭等の対策	255
6	給付	257
7	母子保健	258
8	結婚支援	262
産 業		264
1	商工概況	265
2	融資制度	277
3	計量検査所	280
4	農林水産業	281
5	中央卸売市場	288
観 光 交 流		293
1	観光の動向	294
2	観光施策の概要	295
3	観光施設等の状況	296
4	主な取組	307
5	主なイベント	309
建 設		311
1	公 園	312
2	緑化事業	315
3	都市計画概況	316
4	港 湾	318
5	都市景観	320
6	住居表示	322
7	開発許可事務	322
8	市街地再開発	323
9	本市施行の土地区画整理事業	327
10	清算（特別会計）	333
11	建築確認事務	333
12	住 宅	334
13	建築物の維持保全	337
14	建築物の環境対策	337
15	土 木	338
16	高速道路	344
17	地籍調査	345
消 防		346
1	消防力	347
2	活動状況	350

3	防災対策	352
4	消防団	353
5	職員・団員の処遇	354
文	教	355
1	第二次鹿児島市教育振興基本計画	356
2	学校の現況	357
3	学校教育	364
4	保健体育	370
5	学校給食	371
6	学校施設	372
7	社会教育	374
8	文化財の保護・活用	377
9	各種文教施設	377
10	世界文化遺産関係	393
11	文化財（指定文化財等一覧表）	394
病 院	事 業	400
1	概 況	401
2	経営の基本	401
3	事業計画	404
4	事業実績	404
5	財 務	407
交 通	事 業	409
1	概 況	410
2	経営の基本	410
3	軌道事業	411
4	自動車運送事業	413
5	財 務	417
6	市電・市バス路線一覧表	421
水 道	事業・公共下水道事業等	422
1	水道事業概況	423
2	事業計画（水道事業）	423
3	上水道	423
4	財 務（水道事業）	431
5	簡易水道等	433
6	工業用水道事業概況	433
7	財 務（工業用水道事業）	434
8	公共下水道事業概況	435
9	整備計画（公共下水道事業）	436
10	公共下水道	436
11	財 務（公共下水道事業）	443
12	地域下水道	445
船 舶	事 業	446
1	概 況	447
2	経営の基本	447

3	事業実績	449
4	財 務	450
各 種	団 体	452
1	外郭団体等	453
2	鹿児島市社会福祉協議会（社会福祉法人）	459
3	鹿児島市社会事業協会（社会福祉法人）	460
4	鹿児島市シルバー人材センター（公益社団法人）	461
付	録	462
1	県関係国会議員名簿	463
2	県議会議員名簿	463
3	地方自治関係団体役員名簿	467
4	都市要覧	467
5	令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先	481



市紋章の由来

藩主島津家の紋章「丸に十の字」と「市」の文字を図案化したもので、四方の矢印は四方八方に発展する市の姿を象徴する。

この市紋章は、懸賞募集により、市民からアイデアを求めたもので、大正15年11月24日に、鹿児島市の紋章として制定され、昭和42年4月29日、新市の発足とともに、市紋章として制定された。

都市像

多彩で豊かな地域資源に恵まれ、県都として多様な都市機能が集積した鹿児島市は、南九州の中枢中核都市として着実な発展を遂げてきました。

一方、人口減少・少子高齢化の進行、グローバル化やＩＣＴ等新技術の進展、災害や感染症リスクの高まりなど、私たちの社会や個人の暮らしを取り巻く環境は大きく変わろうとしており、こうした変化に的確に対応し、課題を克服しながら、将来にわたり持続可能なまちをつくりあげ、次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

そのため、市民一人ひとりが互いに尊重し合い、個性と能力を発揮しつつ、市民、事業者、鹿児島への想いを寄せてくださる多くの人々、関わりのある団体など、さまざまな交流を通じ、相互のつながりを深めることにより、新たな価値が生み出され、多彩な人材やまちの魅力が豊かな彩りとなる、人もまちも躍動する鹿児島市の創造を目指し、次の都市像を掲げます。

つながる人・まち 彩りあふれる 躍動都市・かごしま

私たちの目指すまちでは、人やまちの多様なつながりの中で、互いに支え合い、その英知を結集することで、地域社会に温もりと活力が満ちています。

豊かな自然と調和した環境の中、私たち市民は、子どもから高齢者まで、自分らしく健やかに生き生きと暮らしています。

また、まちへの誇りと愛着を持つ人の輪が拡がり、多彩な魅力が国内外に発信され、多くの人々を惹きつけ、交流とにぎわいを生み出しています。

そのようなまちの中で、次代を担う多彩な人材が育まれ、未来への希望にあふれています。

鹿児島市平和都市宣言

わたくしたちの郷土鹿児島市は、先の大戦により市街地のほとんどを焼失し、多くの尊い人命と財産を失った。

鹿児島市は、その焦土の中から立ち上がり市民の英知とたゆまぬ努力によって、今日、南九州の中核都市として限らない発展を続けている。

わたくしたちは、この平和で豊かな郷土を次の世代に引き継ぐために、再び戦争による惨禍を繰り返さないことを誓い、あらゆる国の核兵器の全面廃絶と国是である非核三原則の遵守を希求し、世界の恒久平和の達成を願い、ここに「平和都市」を宣言する。

平成2年2月26日

鹿児島市

鹿児島市ふれあい長寿社会宣言

親から子へ，子から孫へ，家族から隣人へ，そしてまちへと広がって
いくふれあいの輪。

そこには，暮らしの中に生きる豊かな心があります。

わたくしたちは，励ましあい，助けあい，この輪を大きく広げ，ぬく
もりに満ちた長寿社会を築いていきます。

さんさんと輝く南の太陽のもと，健やかな心と体をつくります。生き
生きとした日々を送るために。

自らの能力をさらに高め，社会に役立てます。生きがいに満ちた人生
のために。

高齢者を敬い，豊かな経験と知恵に学びます。いまと未来へ生かすた
めに。

家族のきずなを大切にし，明るい家庭をつくります。心が通うやすら
ぎの場にするために。

世代を超えてふれあい，共に生きる喜びを分かちあいます。思いやり
に満ちた社会にするために。

平成6年9月15日

鹿児島市

鹿児島市中核市移行宣言

鹿児島市は、明治22年4月1日に市制を施行し、以来、市民の英知とたゆまぬ努力により、幾多の困難と試練を克服し、いまや、人口54万有余を擁する南九州の中核都市として発展を続けている。

鹿児島市は、誕生して108年目を迎える今、全国で最初の中核市として、未来に向かって新たな第一歩を踏み出す。

私どもは、中核市の役割と責務を自覚し、市民サービスの向上と、個性豊かで魅力あふれるまちづくりを一層積極的に進め、日本の南の拠点都市としてのさらなる飛躍と発展を目指すものである。

ここに、中核市への移行を力強く宣言する。

平成8年4月1日

鹿児島市長 赤 崎 義 則

男女共同参画都市かごしま宣言

樟薫り花々の匂う美しいまち“かごしま”。煙立つ火の島に熱き思いを寄せて、このまちの永遠にわたる豊かさを願う私たちは、男女がともに参画し個性を生かしあう恒久の理念を掲げて、ここに「男女共同参画都市かごしま」となることを宣言します。

- 1 男女がお互いにその人権を尊重しあい、人間らしく、自分らしく生きることができ
る社会をめざします。
- 1 性別による固定的役割分担意識を改め、男女に不均衡な制度・慣行を見直し、ジ
ェンダー・フリーな社会をめざします。
- 1 一人ひとりがその能力を十分に発揮し、自らの意思と行動により、あらゆる分野
に男女が対等に参画できる社会をめざします。
- 1 男女が共に自立し、より豊かなパートナーシップを紡ぎ出すことにより、家庭生
活と社会的活動を支え合う社会をめざします。
- 1 国際社会の一員として、相互の理解と協力をもって、世界の平等・開発・平和を
めざします。

平成13年1月30日

鹿 児 島 市

※この宣言において、「ジェンダー・フリー」は「性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮
することができる」という意味で使用している。

かごしま環境都市宣言

私たちのまち“かごしま”は、桜島、錦江湾、甲突川など、豊かな自然と調和した、世界に誇れる美しいまちです。

私たちは、この恵まれた自然の中で、先人が育んできた歴史や文化を大事に受け継ぎながら、暮らしています。

その一方で、今日の便利で快適な生活は、私たちの愛してやまない“かごしま”に、そして、かけがえのない地球に、深刻な影響を与えています。

いまこそ私たちは、地球と共に生きていることを深く認識し、この大切な地球の環境を、郷土“かごしま”の環境を、私たち自身で守り、より良いものにしていかなければなりません。そして、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

ここに、すべての市民は、共に力を合わせて、環境にやさしい持続可能なまち“かごしま”を築いていくことを宣言します。

平成20年10月10日

鹿 児 島 市

鹿児島市民憲章

(昭和42年4月29日制定)

わが鹿児島は、多くのかがやかしい歴史と、南国の美しい自然とで、すべての人々に親しまれています。

わたしたちは、つねに教養をたかめ、広い視野にたってこのめぐまれた郷土を、一層すぐれた近代都市として発展させなければなりません。これが、わたしたちの理想であり、また大きな喜びであります。

わたしたちは、この使命をなしとげるために、ここに市民憲章を定め、こぞって、つぎのことがらを守り、力強く前進していきたいと思ひます。

1. わたしたち 鹿児島市民は

みんな 力をあわせて

美しい町をつくりましょう。

1. わたしたち 鹿児島市民は

みんな よく働いて

豊かな町をきずきましょう。

1. わたしたち 鹿児島市民は

みんな きまりを守って

明るい町にいたしましょう。

1. わたしたち 鹿児島市民は

みんな 助け合って

子供たちの幸福を守りましょう。

1. わたしたち 鹿児島市民は

みんな あたたかい心で

旅行者をむかえましょう。

市旗

(昭和46年9月1日制定)



構成…市旗の構成は、白色の地に黒色の市紋章
(昭和42年鹿児島市告示第5号)と赤色
の桜島の図形を配する。

規格…縦2，横3の比率とする。

市木・市花



市木 くすのき
(昭和43年11月1日制定)

常緑樹(南国的)で高木(雄大)となり、成長力(発展性)が旺盛で、鹿児島市のシンボルとして親しまれる樹木



市花 きょうちくとう
(昭和43年11月1日制定)

本市に生育している草木・花木の中で花候が長く、南国の日射しと青い空が似合う夏を代表する花で、鹿児島市のシンボルとして親しまれる花

鹿児島市民歌

鹿児島市民歌

原詞 高 城 俊 男
補詞 鹿児島市民歌制定委員会
作曲 中 田 喜 直

昭和47年 6 月15日 制定

♩ = 108位

明るく、力強く、そして美しく

みきし なんろ みこや のうま そわに らんた ににち あしあ おおた ぞみら らちし にてい
きよわ うかぜ もいの ひいゆ をぶく ふきえ くのを さひみ ぐがつ らのめ じほよ まるう あああ
あああ ふふふ るるる さささ ととと ははは ふふふ るるる さささ ととと ははは
いはゆ きなめ るとが よみみ ろどら こりい びのへ うかひ たおら うるく ままま ちちち かかか ししし ままま かかか ごごご ししし ままま
ゆみあ たどし かりた なのの かかか ししし ままま ゆみあ たどし かりた なのの かかか ししし ままま

- 一、みなみの空に 青空に
きょうも火をふく 桜島
ああふるさととは ふるさととは
生きるよろこび 歌うまち
鹿児島 鹿児島
ゆたかな 鹿児島
ゆたかな 鹿児島
- 二、錦江湾に 潮みちて
わかい息吹の 陽がのぼる
ああふるさととは ふるさととは
花とみどりの かおるまち
鹿児島 鹿児島
みどりの 鹿児島
みどりの 鹿児島
- 三、城山に立ち あたらしい
風のゆくえを みつめよう
ああふるさととは ふるさととは
夢が未来へ ひらくまち
鹿児島 鹿児島
あしたの 鹿児島
あしたの 鹿児島

姉妹友好都市等との交流

鹿児島市は、外国の都市との教育・文化・経済などの交流を通じ、友好親善や世界の平和と繁栄に貢献するため、イタリアのナポリ市、オーストラリアのパース市、アメリカのマイアミ市と姉妹都市盟約を、中国の長沙市とは友好都市を、またフランスのストラスブール市とはパートナーシップ協定を締結しています。

また、国内では、山形県の鶴岡市と兄弟都市の盟約を結び、交流を深めています。
※詳しくはP90～91を参照

- ・パートナーシップ協定都市
ストラスブール市（フランス）
令和元年11月25日締結



- ・友好都市
長沙市（中国）
昭和57年10月30日締結



- ・姉妹都市
マイアミ市（アメリカ）
平成2年11月1日盟約



- ・姉妹都市
ナポリ市（イタリア）
昭和35年5月3日盟約



- ・姉妹都市
パース市（オーストラリア）
昭和49年4月23日盟約



- ・兄弟都市
鶴岡市（山形県）
昭和44年11月7日盟約

大宝館

ブランドメッセージ・シンボルマーク

鹿児島市シティプロモーション戦略ビジョンに基づき、平成31年3月、市民等による投票で決定しました。

市民をはじめ、鹿児島市に想いを寄せる方々と共有して、まちを盛り上げ、鹿児島ファンの輪を広げていくために活用します。

〈ブランドメッセージ〉あなたとわくわく マグマシティ

鹿児島市ならではの魅力や価値を凝縮した言葉で、「こんなまちでありたい」という願いを表すシティプロモーションの合言葉です。

〈シンボルマーク〉

ブランドメッセージを分かりやすく伝えるシンボルの役割を担うマーク。鹿児島市民を赤い糸、市外の人々を青い糸とし、交流から新しい鹿児島市を紡いでいきたいという思いを桜島の形で表現しています。（下図）



〈ステートメント〉

ブランドメッセージとシンボルマークに込めた思いを表す次の文章です。

マグマ、それは、桜島が宿すエネルギー。
それは、大らかであたたかく、時に熱い人々の心。
そして、人と人とが紡ぎだす、未来への力。

ここは、みんなの思いをあわせ、
夢へと向かっていける「マグマシティ」。

もっとつながりたくなる、夢をかなえたくなる、ここで暮らしたくなる……。
わくわくする明日を、あなたと。

総 説

1	生いたち	20
2	位置及び地勢	21
3	気 象	21
4	市域のうつりかわり	22
5	人 口	23
6	市長，副市長	25
7	市庁舎	25
8	市史・市旗・市民歌等	27

▶ マグニオンと桜島



総 説

1 生いたち

鹿児島市は、薩摩・大隅（鹿児島県）・日向（宮崎県南部）の三国を統治した島津氏の城下町として発展してきた。

禄高77万8千石、天下第二の大藩，“丸に十の字”の紋に羽振りをきかした島津氏の城下町として、鹿児島市が藩政の中心となり、南九州の雄都の地位を占めるに至ったのは、第6代島津氏久が東福寺城（現鹿児島市清水町）を居城にした時に始まる。

以後、明治4年まで、実に500年間在城し、この間、第18代島津家久は、鹿児島城（鶴丸城）を築城、城山の緑を背景とした屋形造りの居城を中心に、門割制度と郷中教育という独特の制度による島津氏の治世が続いた。

この連綿たる島津氏の藩政に根ざし、鹿児島市は、南九州一の都市として着実に繁栄と進展の歴史をつくりあげたのである。

大陸や南洋諸島に近いという立地条件から、必然的に琉球を中継地として早くから貿易も活発に行われ、また、大陸文化やヨーロッパ文化の門戸となった。

古くは15世紀の中頃、桂庵によって日本最初の朱子学の書物が出版され、わが国の朱子学の発展の基礎をつくったり、16世紀の中頃フランシスコ・ザビエルが上陸し、わが国で最初にキリスト教を伝えたことなどは、その代表的なものである。

さらに、近世に入っては19世紀の中頃、新しいヨーロッパの機械文明を取り入れた磯一帯は、わが国における近代文明の発祥の地となった。

ここでは、反射炉や溶鋳炉がつくられ、西洋式の大砲や弾薬、ガラス、蒸気船など多くの機械文明が生み出された。

これは、積極進取の気性に富んだ名君であった第28代島津斉彬の英断によるものである。

近代日本の黎明、明治維新においては、薩摩藩の元勲西郷隆盛・大久保利通等がその原動力となり、以後、幾多の英傑が輩出した。

その人脈系列をみると、黒田清隆・松方正義・山本権兵衛が歴代総理大臣を務めたのはじめ、大山巖・西郷従道・東郷平八郎等が陸海軍の大臣、大将として活躍し、教育界では森有礼（初代文部大臣）、実業界では五代友厚が、また、文化面でも八田知紀（歌人）・黒田清輝・藤島武二（以上洋画家）・有島武郎（小説家）など各界の大家が続出している。

明治4年、廃藩置県とともに県庁の所在地となり、同22年4月には市制が施行された。

本市は第二次世界大戦の戦火で市街地の9割を焼失したが、市民のたくましい建設意欲のなかで思い切った都市計画が策定され、将来の躍進に備える礎がつくられ、戦後は観光・商工業の発展とともに市域は次第に拡大し、昭和42年4月29日には隣接の谷山市と合併して人口38万人の新鹿児島市が誕生、昭和55年7月には人口50万人を突破した。

一方、国際・国内親善を深めるため、昭和35年5月にイタリアのナポリ市と、昭和49年4月にはオーストラリアのパース市と、平成2年11月にはアメリカのマイアミ市と姉妹都市の盟約を結び、昭和57年10月には中国の長沙市と友好都市盟約を締結し、さらに令和元年11月にはフランスのストラスブール市とパートナーシップ協定を締結した。また、昭和44年11月には、山形県鶴岡市と兄弟都市の盟約を結び、以来、親善

を深めている。

平成8年4月には、中核市へ移行し、よりきめ細かな市民サービスの提供と個性豊かな魅力あふれるまちづくりを積極的に進め、南の拠点都市としてさらなる飛躍を目指すとともに、平成12年4月地方分権一括法の施行に伴い、地方分権の時代に対応した生きがいを実感できる地域社会づくりの推進に全力を傾注してきている。

その後、平成16年11月1日には、隣接する吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町と合併、人口60万人の県都として新たな一步を踏み出した。

こうした中、平成23年3月には、九州新幹線鹿児島ルートが全線開業し、本市の都市機能はより一層高まった。

令和4年度には、「つながるひと・まち 彩りあふれる 躍動都市・かごしま」を都市像に掲げた第六次総合計画がスタートしたところであり、令和6年度は、多角的な待機児童対策やこどもまんなか応援サポーター宣言など子育て環境の充実を図るとともに、ICTを活用した「行かなくてもいい市役所」づくりや「市民のひろばONLINE」配信開始、ナイトタイムエコノミーや歩いて楽しめるまちづくりの推進などに取り組んだほか、本市初となるアジア太平洋都市サミットの開催、新生鹿児島市誕生20年を契機とした合併地域の魅力発信など、各面から具体的施策を推進した。

現在、本市は、子育て世代や若者をはじめすべての方々に選ばれるまちを築くため、「地域の稼ぐ力」向上、「子どもの未来輝き」推進、「ICTで住みよいまち」推進」を重点的な取組とし、人もまちも躍動する鹿児島市の実現に向けて、各施策を積極的に展開している。

2 位置及び地勢

本市は、九州の南端、鹿児島県本土のほぼ中央部にあって、東経130°23′から130°43′、北緯31°17′から31°45′に位置し、北は始良市、西は日置市、南は指宿市などと接している。鹿児島湾をはさんで桜島を含んだ東西約33km、南北約51kmの風光明媚な都市である。

市街地は、鹿児島湾に流入している甲突川等の河川により形成された小平野部にあり、その周辺は、海拔100mから300mの丘陵地帯（シラス台地）となっている。

また、鹿児島市のシンボルとして知られている桜島（1,117m）は、市街地から約4kmの対岸にある。

3 気 象

過去5年間の平均によると、本市の気温は夏季最高気温36.3℃、冬季最低気温-0.3℃、平均気温19.5℃であり、温暖な気候に恵まれている。

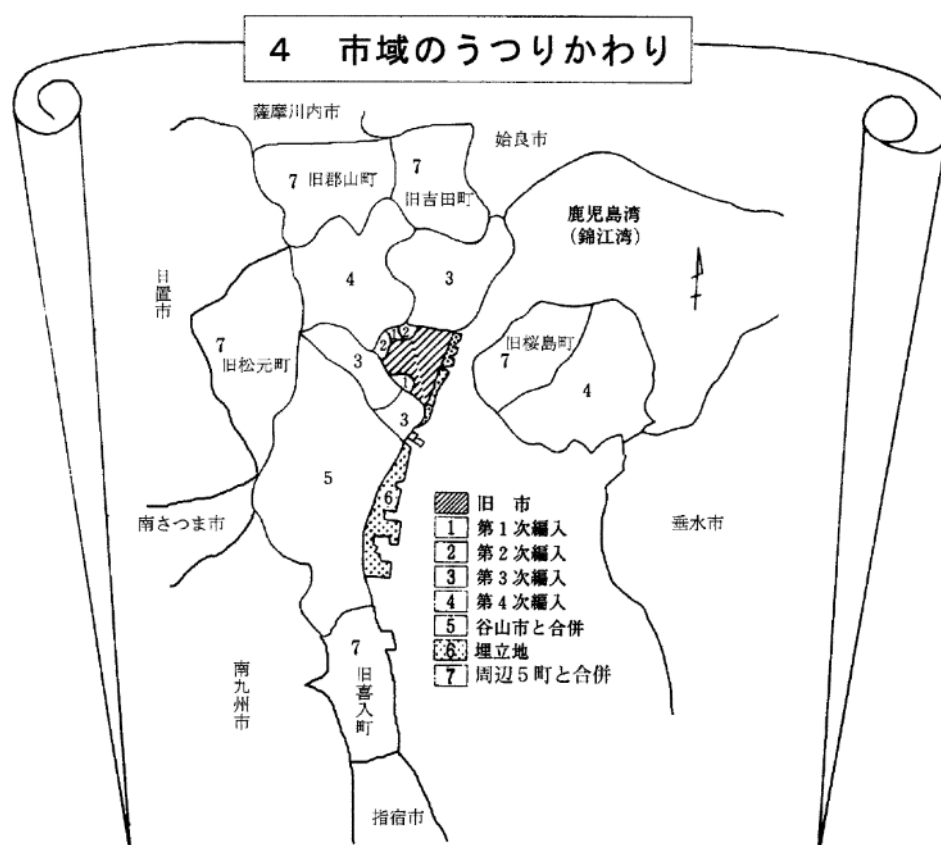
年間降水量は2,750mmで、6月～8月にかけてもっとも多く、この時期で年間降水量の52%を占めている。

平均風速は3.2m／秒で、東寄りの風が吹く日には、活発な火山活動を続けている桜島の火山灰が市街地に降ることがある。

（令和6年の桜島噴火回数99回、鹿児島市役所本庁での年間降灰量105g/m²）

4 市域のうつりかわり

令和7年4月1日現在



区分	年月日	編入区域	町数	面積 (km)	人口 (人)	世帯数 (戸)	人口密度 (人/km)
市制施行	明治22. 4. 1	鹿児島市	50	14.03	57,822	-	4,121
第1次編入	// 44. 9.30	草牟田, 武	53	15.91	73,085	12,561	4,594
第2次編入	大正 9.10. 1	永吉, 原良, 玉里	56	16.73	103,180	19,954	6,167
第3次編入	昭和 9. 8. 1	中郡字村, 西武田村 吉野村	68	78.25	176,900	34,626	2,261
第4次編入	// 25.10. 1	伊敷村, 東桜島村	81	181.54	229,462	52,990	1,264
谷山市 市制施行	// 33.10. 1	谷山市	8	97.65	39,966	8,792	409
新設合併	// 42. 4.29	鹿児島市 旧鹿児島市 旧谷山市	91 82 9	279.15	385,866 341,521 44,345	110,016 98,284 11,732	1,382
国勢調査	平成12.10. 1	-	265	289.91	552,098	229,064	1,904
編入合併	// 16.11. 1	吉田町, 桜島町, 喜入町, 松元町, 郡山町	322	546.95	605,308	258,266	1,107
国勢調査	// 22.10. 1	-	342	547.06	605,846	264,686	1,107
国勢調査	// 27.10. 1	-	356	547.55	599,814	270,269	1,095
国勢調査	令和 2.10. 1	-	360	547.58	593,128	279,644	1,083
推計人口	令和 7. 6. 1	-	362	547.61	580,016	286,940	1,059

1) 新設合併時の各数字は昭和42年5月1日現在の推計人口

5 人 口

(1) 人 口

① 人口の推移

(単位：世帯，人)

区 分	平成 2 年	7 年	12 年	17 年	22 年	27 年	令和 2 年
鹿児島市	男	273,618	278,644	281,611	281,389	281,133	279,108
	女	308,634	315,786	320,082	322,978	324,713	320,706
	計	582,252	594,430	601,693	604,367	605,846	599,814
	世帯数	216,278	231,922	246,955	255,276	264,686	270,269
鹿児島県	男	842,474	840,980	837,979	819,646	796,896	773,061
	女	955,350	953,244	948,215	933,533	909,346	875,116
	計	1,797,824	1,794,224	1,786,194	1,753,179	1,706,242	1,648,177
	世帯数	659,880	688,646	716,610	725,045	729,386	724,690

1) 各年国勢調査（合併による 1 市 5 町の合計数）

② 世帯構成

世帯人員（10 区分）別一般世帯数及び一般世帯人員

(単位：世帯，人)

区 分	一 般 世 帯									
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10人以上
世帯数	117,959	80,133	40,906	28,249	9,567	1,728	346	92	25	6
世帯人員	575,590									

1) 令和 2 年国勢調査

(2) 産業別人口

① 産業別15歳以上就業者数

(単位：人，%)

市 県 別 区 分		鹿児島市				鹿児島県	
		平成 27.10.1		令和 2.10.1		令和 2.10.1	
		就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比
第一次産業	農 業 ， 林 業	3,379	1.2	3,090	1.1	56,882	7.7
	漁 業	219	0.1	212	0.1	4,582	0.6
	小 計	3,598	1.3	3,302	1.2	61,464	8.3
第二次産業	鉱業，採石業，砂利採取業	50	0.0	45	0.0	533	0.1
	建設業	22,014	8.1	21,964	8.1	60,268	8.1
	製造業	17,982	6.7	16,977	6.3	77,992	10.6
	小 計	40,046	14.8	38,986	14.4	138,793	18.8
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	1,424	0.5	1,475	0.5	4,207	0.6
	情報通信業	5,342	2.0	5,223	1.9	7,461	1.0
	運輸業，郵便業	13,985	5.2	13,629	5.0	31,733	4.3
	卸売業，小売業	52,901	19.6	50,870	18.7	111,847	15.1
	金融業，保険業	7,977	3.0	7,724	2.8	13,395	1.8
	不動産業，物品賃貸業	5,521	2.0	5,580	2.1	9,773	1.3
	学術研究，専門・技術サービス業	8,813	3.3	9,062	3.3	17,368	2.4
	宿泊業，飲食サービス業	17,578	6.5	16,794	6.2	41,639	5.6
	生活関連サービス業，娯楽業	10,344	3.8	10,230	3.8	25,729	3.5
	教育，学習支援業	15,635	5.8	16,803	6.2	39,329	5.3
	医療，福祉	47,344	17.6	53,375	19.7	135,814	18.4
	複合サービス事業	2,400	0.9	2,124	0.8	9,986	1.4
	サービス業 (他に分類されないもの)	16,417	6.1	17,916	6.6	40,758	5.5
	公務 (他に分類されるものを除く)	10,674	4.0	10,750	4.0	36,009	4.9
	小 計	216,355	80.3	221,555	81.6	525,048	71.1
分類不能の産業		9,761	3.6	7,560	2.8	13,038	1.8
合 計		269,760	100	271,403	100	738,343	100

1) 各年国勢調査

② 産業大分類，従業上の地位別15歳以上就業者数

(単位：人)

産業別	従業上の地位別	総 数	雇 用 者	自営業主	家族従業者
総 数		271,403	240,204	21,111	5,260
農 業 ， 林 業		3,090	1,281	1,256	533
漁 業		212	138	52	16
鉱業，採石業，砂利採取業		45	45	-	-
建設業		21,964	17,270	3,768	714
製造業		16,977	15,555	1,086	192
電気・ガス・熱供給・水道業		1,475	1,454	9	4
情報通信業		5,223	4,837	341	20
運輸業，郵便業		13,629	12,899	539	31
卸売業，小売業		50,870	47,106	2,503	958
金融業，保険業		7,724	7,466	187	23
不動産業，物品賃貸業		5,580	4,614	734	201
学術研究，専門・技術サービス業		9,062	6,975	1,667	378
宿泊業，飲食サービス業		16,794	14,357	1,667	642
生活関連サービス業，娯楽業		10,230	7,697	1,991	471
教育，学習支援業		16,803	15,627	1,003	96
医療，福祉		53,375	51,162	1,329	522
複合サービス事業		2,124	2,074	25	9
サービス業 (他に分類されないもの)		17,916	15,524	2,010	201
公務 (他に分類されるものを除く)		10,750	10,750	-	-
分類不能の産業		7,560	3,373	944	249

1) 令和2年国勢調査

2) 総数には従業上の地位「不詳」を含む。雇用者には役員，自営業主には家庭内職者を含む。

(3) 年齢3区分別人口及び年齢構造指数の推移

年	年齢別人口（人）			年齢別割合（％）			年少人口 指数	老年人口 指数	従属人口 指数	老年化 指数
	15歳未満	15～64歳	65歳以上	15歳未満	15～64歳	65歳以上				
平成12年	86,269	377,347	88,475	15.6	68.3	16.0	22.9	23.4	46.3	102.6
平成17年	87,591	403,208	113,505	14.5	66.7	18.8	21.7	28.2	49.9	129.6
平成22年	84,416	388,674	127,446	14.1	64.7	21.2	21.7	32.8	54.5	151.0
平成27年	80,965	358,756	145,300	13.8	61.3	24.8	22.6	40.5	63.1	179.5
令和2年	75,680	321,038	158,804	13.6	57.8	28.6	23.6	49.5	73.0	209.8

1) 各年国勢調査（平成12年までは旧鹿児島市）

2) 年齢不詳は，含まず。

$$\cdot \text{年少人口指数} = \frac{0 \sim 14 \text{歳人口}}{15 \sim 64 \text{歳人口}} \times 100 \quad \cdot \text{老年人口指数} = \frac{65 \text{歳以上人口}}{15 \sim 64 \text{歳人口}} \times 100$$

$$\cdot \text{従属人口指数} = \frac{0 \sim 14 \text{歳人口} + 65 \text{歳以上人口}}{15 \sim 64 \text{歳人口}} \times 100 \quad \cdot \text{老年化指数} = \frac{65 \text{歳以上人口}}{0 \sim 14 \text{歳人口}} \times 100$$

(4) 人口動態

(単位：人)

年 区分			令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	
自然動態	出生		男	2,415	2,486	2,404	2,192	2,100	1,927
			女	2,369	2,314	2,377	2,218	2,026	1,823
			計	4,784	4,800	4,781	4,410	4,126	3,750
	死亡		男	3,027	2,932	3,054	3,363	3,367	3,501
			女	3,136	3,062	3,140	3,642	3,671	3,590
			計	6,163	5,994	6,194	7,005	7,038	7,091
	増 減		△1,379	△1,194	△1,413	△2,595	△2,912	△3,341	
社会動態	転入		男	4,860	4,597	4,573	4,516	4,263	4,280
			女	4,959	4,873	4,649	4,650	4,518	4,352
			男	6,065	5,950	5,843	6,246	6,068	5,920
			女	4,781	4,629	4,589	5,033	4,820	5,010
			計	20,665	20,049	19,654	20,445	19,669	19,562
	転出		男	4,177	3,950	4,052	4,223	3,683	3,777
			女	3,928	3,769	3,812	3,971	3,577	3,578
			男	7,080	6,483	6,255	6,467	6,499	6,699
			女	6,267	5,572	5,350	5,673	5,790	5,946
			計	21,452	19,774	19,469	20,334	19,549	20,000
	増 減		△787	275	185	111	120	△438	
	人口増加			△2,166	△919	△1,228	△2,484	△2,792	△3,779

6 市長，副市長

市 長	下 鶴 隆 央	任期 令和2.12.23～令和6.12.22 任期 令和6.12.23～令和10.12.22
副 市 長	松 枝 岩 根	任期 令和3.4.1～令和7.3.31 任期 令和7.4.1～令和11.3.31
副 市 長	中 西 則 文	任期 令和7.7.8～令和11.7.7

7 市庁舎

本 館	位 置	山下町11番1号
	敷 地	8790.42㎡
	建 物	(延) 9,306.01㎡ (地下1階，地上3階，塔屋3階)
	竣 工	昭和12年6月15日 工費 30,783千円 (含増改築)
	別 館 位 置	山下町10番30号
東 別 館	敷 地	7,158.2㎡ (東別館敷地を含む)
	建 物	(延) 10,343.84㎡ (地下1階，地上4階，塔屋1階)
	竣 工	昭和42年2月28日 工費 2,933,306千円 (含改修)
	位 置	山下町10番30号
	敷 地	7,158.2㎡ (別館敷地を含む)
	建 物	(延) 11,102.83㎡ (地下1階，地上12階，塔屋1階)
	竣 工	昭和61年8月25日 工費 3,789,052千円

西 別 館	位 置	山下町13番 1 号
	敷 地	4,933.59㎡
	建 物	(延) 10,687.47㎡ (地下 1 階, 地上 4 階, 塔屋 1 階)
	竣 工	平成27年 3 月20日 工費 3,340,360千円
みなと大通り別館	位 置	易居町 1 番 2 号
	敷 地	4,521.32㎡ (駐車場敷地を含む)
	建 物	(延) 11,358.09㎡ (地下 2 階, 地上 7 階, 塔屋 3 階)
	竣 工	昭和45年 9 月23日
支 所 谷 山 支 所	位 置	谷山中央四丁目4927番地
	敷 地	5,751.53㎡
	建 物	本館 (延) 4,609.52㎡ (地上 4 階, 塔屋 1 階) 別館 (延) 607.82㎡ (地上 2 階)
	竣 工	昭和53年10月30日 工費 873,000千円
伊 敷 支 所	位 置	伊敷五丁目15番 1 号
	敷 地	2,569.18㎡
	建 物	(延) 2,689.67㎡ (地上 4 階, 塔屋 1 階)
	竣 工	平成 4 年 8 月10日 工費 902,547千円
吉 野 支 所	位 置	吉野町3256番地 3
	敷 地	5,025.06㎡
	建 物	(延) 1,496.88㎡ (地上 2 階)
	竣 工	平成 9 年12月22日 工費 501,846千円
吉 田 支 所	位 置	本城町1696番地
	敷 地	4,657.9㎡
	建 物	第 1 庁舎 (延) 1,454.59㎡ (地上 2 階) 第 2 庁舎 (延) 346.8㎡ (地上 2 階)
	竣 工	第 1 庁舎 昭和47年10月 1 日 工費 68,600千円 第 2 庁舎 平成 4 年10月 1 日 工費 38,673千円
	増 築	第 1 庁舎 (1 階) 昭和61年 3 月 1 日 工費26,893千円 第 1 庁舎 (2 階) 平成 4 年10月 1 日 工費4,880千円 第 1 庁舎 平成28年 3 月 9 日 工費 37,336千円
	桜 島 支 所	桜島藤野町1439番地
	敷 地	5,960.94㎡
	建 物	庁舎 (延) 2,210.95㎡ (地上 2 階, 塔屋 1 階) 倉庫付車庫236.00㎡ (地上 1 階)
	竣 工	昭和53年11月 1 日 工費 312,218千円
	東桜島合同庁舎	東桜島町863番地 1
	敷 地	4,187.66㎡
	建 物	(延) 1,717.88㎡ (地上 2 階, うち支所636.52㎡)
	竣 工	昭和56年12月28日 工費 344,000千円
	喜 入 支 所	喜入町7000番地 (喜入公民館との複合施設)
	敷 地	6,922.23㎡
	建 物	(延) 3,385.55㎡ (地上 3 階一部平屋建て) (うち支所1,336.62㎡)

竣 工	公民館ホールを除く複合施設部分
	平成23年9月30日 工費 828,939千円
松元支所	上谷口町2883番地
敷地	9,724.00㎡
建物	本館（延）3,406.34㎡（地上4階） 公用車車庫棟（延）437.64㎡（地上2階）
竣 工	昭和62年3月1日 工費 652,889千円
郡山支所	郡山町141番地
敷地	26,685.78㎡
建物	本館（延）2,943.51㎡（地上4階） 公用車車庫棟（延）722.08㎡（地下1階，地上2階）
竣 工	昭和61年11月28日 工費 779,089千円

8 市史・市旗・市民歌等

(1) 市 史

市制施行80周年記念事業として、勝目 清氏（元鹿児島市長）と北川鉄三氏の監修のもと、昭和41年から46年にかけて鹿児島市史を編さんし、第Ⅰ巻～第Ⅲ巻を発行した。

また、市制100周年記念事業として、前回を引継ぎ、昭和42年以降約20年間の市史を芳 即正氏の監修のもと、昭和63年から平成2年にかけて編さんし、第Ⅳ巻を発行した。

さらに、市制125周年・新生鹿児島市10周年記念事業として、前回を引継ぎ、平成元年以降約25年間の市史を宮廻甫允氏の監修のもと、平成25年から27年にかけて編さんし、第Ⅴ巻を発行した。

第Ⅰ巻	歴史編	昭和44. 2.28発刊	784頁	1,550部
第Ⅱ巻	現代編	昭和45. 3.25発刊	1,140頁	1,400部
第Ⅲ巻	資料編	昭和46. 2.28発刊	1,013頁	1,300部
第Ⅳ巻		平成 2. 3.15発刊	1,037頁	1,200部
第Ⅴ巻		平成27. 3.27発刊	1,236頁	800部

(2) 市旗の制定（昭和46. 9. 1 制定）

昭和47年に鹿児島で開催された国民体育大会を契機に、市民の連帯感を高め、伝統と明日への発展を象徴するものとして市旗を定めた。市旗の図案は市民（市の出身者を含む）を対象に一般公募した。市旗制定委員会で応募作品215点を審査し、準入選2点を選定したが、入選該当者がなかったためこれを合作し、補作したものを市旗として制定した。

(3) 市民歌の制定（昭和47. 6. 15制定）

鹿児島市民としての連帯感を高め、郷土に生きる喜びと将来の飛躍を象徴するものとして、市民歌を制定した。歌詞は全国から一般公募した。市民歌制定委員会で応募作品534編を審査し、鹿児島市小山田町の高城俊男氏の作品を入選と決め、これを補作した。作曲は、中田喜直氏に依頼した。

(4) 名誉市民（昭和42.4.29条例第3号）

選 定

名誉市民は、市長が市議会の同意を得て決定する。

表 彰

名誉市民の事績は、市公報で公表し、表彰状、名誉市民章及び記念品を贈呈して表彰する。

待 遇

市の公の式典への参列等

名誉市民受章者

勝目 清氏	元鹿児島市長	昭和34年5月18日、名誉市民の称号を贈られ、昭和46年7月の死去に際しては、市民葬が執り行われた。
浜平勇吉氏	元鹿児島市議会議員	昭和50年7月17日の死去に伴う同月21日の市議会葬において名誉市民の称号を追贈された。
赤崎義則氏	元鹿児島市長	平成17年3月29日、名誉市民の称号を贈られ、平成31年4月12日の死去に伴い、従四位に叙せられた。
中村晋也氏	彫刻家、文化勲章受章者	平成26年9月29日、名誉市民の称号を贈ることが決定され、同年11月1日、名誉市民の称号授与式が執り行われた。

(5) 市民荣誉賞（平成26.3.28規則第35号）

対象者

市民、本市に活動の本拠を置く団体又は本市にゆかりの深い個人で、広く市民に親しまれ、市民に明るい夢と希望を与えるとともに、市民の誇りとなる顕著な業績があったもの。

受賞者

今給黎教子氏	平成4年8月3日に受賞 平成4年7月15日に、日本人女性として初めてヨットによる単独無寄港世界一周に成功された。
本郷かまと氏	平成14年4月14日に受賞 平成14年3月20日に、114歳で長寿世界一となられた。 平成15年10月31日、116歳で逝去された。
赤崎 勇氏	平成27年6月25日に受賞 平成26年12月10日に、青色発光ダイオードの発明により、ノーベル物理学賞を受賞された。 令和3年4月1日、92歳で逝去された。
稲盛 和夫氏	平成27年11月16日に受賞 本市の国際交流の進展に大きく寄与され、青少年の育成や市民福祉の向上など市勢発展に貢献された。 令和4年8月24日、90歳で逝去された。

(6) 市民表彰（平成26.3.28規則第35号）

対象者

永年にわたり市勢の発展に尽力し、又は市政に協力してきた、市民、団体又は本市にゆかりの深い個人で、特に顕著な功績があったもの。

受賞者

受賞 年度	氏 名	主な功績
平成 26	豊永 義夫	本市市消防団長として、消防組織の充実と地域防災力の向上に大きく貢献された。
	吉田 ミツ江	本市女性団体連合会会長として、女性の社会参画の推進とぬくもりのある地域づくりに大きく貢献された。
平成 27	西郷 幸夫	本市防火協力会連合会会長として、防火協力会組織の充実と本市の火災予防に大きく貢献された。
	永田 明子	おはら祭の振付指導者として、祭の発展と本市の文化振興に大きく貢献された。
28	松田 政信	市老人クラブ連合会会長として、高齢者の社会参加の促進と高齢者福祉の向上に大きく貢献された。
	肥後 辰彦	市食品衛生協会会長として、食の安心・安全の推進と食の魅力の向上に大きく貢献された。
29	海江田 順三郎	本市日中友好協会会長として、本市の国際交流の推進をはじめ、さまざまな分野において市勢の発展に大きく貢献された。
	米山 昭規	本市民生委員児童委員協議会会長として、地域住民の福祉の向上と安心して暮らせる社会づくりに大きく貢献された。
30	福永 初	本市農業委員会会長として、農地の流動化の推進をはじめ、本市の農業振興に大きく貢献された。
	森山 清隆	本市職業訓練協会会長として、技能者の育成や技能の向上など、本市産業の発展に大きく貢献された。
令和 元	赤崎 昭夫	本市衛生組織連合会会長として、環境衛生の向上と安心して暮らせるまちづくりに大きく貢献された。
	尾前 民子	本市母子寡婦福祉会会長として、母子家庭や寡婦の方々の福祉の向上と生き生きと暮らせるまちづくりに大きく貢献された。
2	宮廻 甫允	本市総合計画審議会会長として、本市の総合的なまちづくりに大きく貢献された。
	安田 雄一	本市選挙管理委員会委員長として、適正な選挙の管理執行と投票環境の向上に大きく貢献された。
3	諏訪 健筈	本市公平委員会委員長として、公正・中立な人事行政の確立に大きく貢献された。
	音野 知子	本市スポーツ推進委員協議会会長として、地域のスポーツ・レクリエーション活動の普及、振興を通じ、市民の健康、生きがいづくりに大きく貢献された。
4	船倉 功	本市固定資産評価審査委員会委員長として、適正な固定資産課税行政の推進に大きく貢献された。
	杉木 和子	NPO法人犬猫と共生できる社会を目指す会鹿児島理事長として、動物愛護活動の普及・啓発に大きく貢献された。
5	富永 宏	本市私立幼稚園協会会長として、幼児教育・保育の充実に大きく貢献された。
	弟子丸 宗一	本市野菜振興連絡協議会会長として、農業の発展に大きく貢献された。
6	高田 秋穂	NPO法人クリーンパトロール鹿児島理事長として、本市の安心・安全なまちづくりに大きく貢献された。
	西村 光行	鹿児島市あいご会連合会会長として、本市のあいご会活動の発展に大きく貢献された。

(7) スポーツ栄誉賞（平成26. 3. 28規則第35号）

対象者

市民，本市にゆかりの深い個人又は団体で，スポーツの分野における国際的な活躍を通じて，スポーツに対する市民の関心を高めるとともに，市民の誇りとなる顕著な業績があったもの。

受賞者

宮下 純一氏 北京オリンピック競泳男子400mメドレーリレー銅メダル獲得により，平成20年9月10日に表彰式が執り行われた。

迫田さおり氏 ロンドンオリンピック女子バレーボール競技銅メダル獲得により，平成24年9月3日に表彰式が執り行われた。

川畑 瞳氏 東京2020オリンピックソフトボール競技金メダル獲得により，令和3年8月23日に表彰式が執り行われた。

(8) 芸術文化栄誉賞（平成26. 3. 28規則第35号）

対象者

市民，本市にゆかりの深い個人又は団体で，芸術文化の分野における活躍を通じて，芸術文化に対する市民の関心を高めるとともに，市民の誇りとなる顕著な業績があったもの。

受賞者

加藤久仁生氏 第81回アカデミー賞短編アニメ賞の受賞により，平成21年3月8日に表彰式が執り行われた。

議 会

1	議会構成	32
2	会議開催及び議案等審議状況（令和6.1～令和6.12）	37
3	報酬及び費用弁償等	38
4	各種審議会等委員一覧表	39
5	市議会の同意・選挙等	40
6	議会事務局	42

▶ 市議会本会議



議 会

1 議会構成

(1) 議 員 数（令和 7. 5. 15現在）

条例定数 45人（平成30. 3. 22改正，令和 2. 4. 19施行） 現員数 45人

(2) 任 期

令和 6. 4. 29～令和10. 4. 28（選挙実施期日 令和 6. 4. 14）

(3) 議 員 名 簿

議長 川 越 桂 路

副議長 伊地知 紘 徳

（令和 7. 5. 15現在）

氏 名	常任・特別 委員会等	所 属 会 派	職 業	住 所	電 話	生年月日
いけ だ 池 田 ゆうせい	産業観光企業	無 所 属	会 社 役 員	〒890-0052 上之園町	携 080-5285-4357	平成 8. 4. 4
ほん だ 本 田 かずき	○防災福祉こども	無 所 属	市議会議員	〒890-0002 西伊敷3丁目9番16号	事 080-9878-2484 携 080-5607-6424	平成 4. 8. 14
おお き 大 木 ひかる	防災福祉こども	無 所 属	飲 食 業	〒890-0047 常盤 1 丁目		昭和 60. 11. 28
こ みなみ 小 南 まさゆき	建設消防	公 明 党	市議会議員	〒890-0086 日之出町13番15号	自 253-1015	昭和 54. 12. 11
こもり 小森こういちろう	産業観光企業 都市整備対策	自 民 党 市 議 団	市議会議員	〒890-0055 上荒田町	携 080-1729-1735	昭和 53. 12. 23
うかり ともえ	市民文教	立憲社民	市議会議員	〒890-0024 明和1丁目	携 090-5747-3569	
か い 甲 斐 ひろのぶ	○産業観光企業 都市整備対策	公 明 党	市議会議員	〒890-0042 薬師2丁目18番1号	自 299-8866	昭和 52. 5. 21
なが たに 永 谷 さよこ	建設消防 桜島爆発対策	立憲社民	市議会議員	〒891-0102 星ヶ峯1丁目26番16号	事 070-9194-1133	昭和 52. 1. 10
かみいり さ 上入佐 あゆみ	市民文教 都市整備対策	公 明 党	市議会議員	〒890-0021 小野3丁目19番11号	自 811-4212	
た しろ 田 代 よしき	建設消防	無 所 属	市議会議員	〒891-0109 清和 1 丁目	携 080-5609-7082	
せぐち かず ひろ 和 浩	○建設消防	無 所 属	会 社 役 員	〒890-0045 武2丁目35番15号	事 204-4477	昭和 44. 2. 17
おお はら 大 原 よう葉	産業観光企業 桜島爆発対策	無 所 属	市議会議員	〒899-2706 入佐町	携 090-2960-8808	
いけやま みつき 美月	○総務環境 桜島爆発対策	自 民 党 市 議 団	市議会議員	〒890-0066 真砂町	自 285-4141 事 285-4141	昭和 42. 9. 18

氏 名	常任・特別 委員会等	所 属 会 派	職 業	住 所	電 話	生年月日
にぎ 和 る り か	産業観光企業 都市整備対策	立憲社民	市議会議員	〒892-0871 吉野町	携 090-4770-3776	昭和 41. 1. 30
まつお はるよ	総務環境 桜島爆発対策	立憲社民	政 党 役 員	〒890-0034 田上2丁目	事 080-9247-6805	
むか 向 え 江 かほり	○市民文教 議会運営	立憲社民	市議会議員	〒892-0862 坂元町		昭和 62. 9. 19
ごう 合 はら ちひろ	総務環境	市民連合	市議会議員	〒891-0143 和田1丁目29番32-201号	携 090-9077-9648	昭和 55. 2. 2
にし 西 よう すけ 介	◎防災福祉こども 桜島爆発対策	自 民 党 市 議 団	市議会議員	〒890-0014 草牟田1丁目22番14号	事 050-3395-5524 携 090-2554-0191	昭和 51. 5. 12
やま 山 した かなめ 要	建設消防	自 民 党 市 議 団	市議会議員	〒891-1105 郡山町6249番地	自 298-8123	昭和 47. 1. 24
こじま よう こ 子	◎総務環境	公 明 党	市議会議員	〒891-0141 谷山中央2丁目4511番地 1-201号	自 261-4364	昭和 46. 2. 15
その 園 やま え り	市民文教	日 本 共 産 党	市議会議員	〒890-0081 唐湊3丁目	事 286-4969	昭和 52. 9. 24
ひら 平 やま タカヒサ	◎産業観光企業 議会運営	立憲社民	市議会議員	〒891-0116 上福元町5779番地5	自 267-0300 携 090-8769-6584	昭和 42. 11. 30
なか 中 もと かつあき	総務環境 ◎議会運営	自 民 党 市 議 団	会 社 役 員	〒890-0034 田上6丁目20番17-507号	自 251-3411 携 090-2580-7124	昭和 42. 9. 1
しも 霜 いで よし ひさ 佳 寿	防災福祉こども ○桜島爆発対策	自 民 党 市 議 団	市議会議員	〒891-0113 東谷山3丁目36番11号	自 267-5959 携 090-5381-5263	昭和 54. 7. 14
よね 米 やま たいすけ	建設消防 議会運営 都市整備対策	自 民 党 市 議 団	市議会議員	〒890-0005 下伊敷3丁目15番17号	自 220-9284 携 090-4345-1551	昭和 52. 6. 1
さ 佐 とう たか ひろ 藤 高 広	防災福祉こども ◎都市整備対策	自 民 党 市 議 団	市議会議員	〒892-0837 甲突町19番20-1305号	自 225-5760	昭和 46. 5. 4
たてやま きよ たか 清 隆	総務環境 桜島爆発対策	日 本 共 産 党	市議会議員	〒891-0114 小松原1丁目58番10号	事 296-9507 携 090-9404-6693	昭和 31. 2. 28
せ 瀬 と やま つよし 戸山 つよし	◎建設消防	自 民 党 市 議 団	市議会議員	〒891-0151 光山2丁目14番5号	自 261-7743 事 261-7743 携 090-3073-7354	昭和 28. 6. 19
おお 大 ぞの たつや 園	防災福祉こども 議会運営	日 本 共 産 党	団 体 職 員	〒892-0871 吉野町2240番地13	自 208-0851	昭和 52. 6. 3
まつ 松 お まこと 尾	総務環境 議会運営	公 明 党	市議会議員	〒891-0109 清和1丁目18番10号	自 266-5719	昭和 40. 5. 22
おくやま 奥山 よしじろう	産業観光企業 議会運営	自 民 党 市 議 団	市議会議員	〒891-1204 花野光ヶ丘2丁目45番6号	自 228-1549	昭和 43. 6. 1
なが 長 はま しょう ぞう 浜 昌 三	防災福祉こども 議会運営 桜島爆発対策	公 明 党	市議会議員	〒892-0871 吉野町6005番地8	自 244-8726	昭和 38. 1. 18

氏 名	常任・特別 委員会等	所 属 会 派	職 業	住 所	電 話	生年月日
い じ ち ひろ のり 伊地知 紘 徳	建設消防	市民連合	団 体 役 員	〒890-0024 明和5丁目37番3号	自 229-7947 事 286-1783 携 090-2510-5511	昭和 35. 3. 13
おお もり しのぶ 大 森 忍	防災福祉こども ○都市整備対策	立憲社民	市議会議員	〒890-0031 武岡4丁目6番14号	自 283-4070 携 090-4344-6145	昭和 33. 3. 12
かわ ごえ けい じ 川 越 桂 路	市民文教	自 民 党 市 議 団	市議会議員	〒892-0846 加治屋町11番20号	自 223-3426	昭和 46
の ぐち えいいちろう の ぐち 英一郎	◎市民文教	に じ と み ど り	市議会議員	〒892-0811 玉里団地3丁目12番7号	携 080-4314-1121	昭和 46. 11. 6
やま ぐち たけし 山 口 健	建設消防 議会運営	自 民 党 市 議 団	市議会議員	〒891-0104 山田町3498番地1	自 275-1748	昭和 43. 4. 14
ふる え なお こ 古 江 尚 子	防災福祉こども 議会運営 都市整備対策	自 民 党 市 議 団	市議会議員	〒892-0818 上本町4番10-505号	事 222-6133	昭和 31. 9. 29
かり や しゅう いち 仮 屋 秀 一	総務環境 桜島爆発対策	自 民 党 市 議 団	市議会議員	〒892-0871 吉野町4046番地の1	自 244-2981 携 090-2581-3466	昭和 27. 5. 9
おお ぞの もり ひと 大 園 盛 仁	総務環境 都市整備対策	に じ と み ど り	農 業	〒891-1205 犬迫町3489番地	自 238-6301 携 090-8392-3231	昭和 27. 11. 17
なか しま くら と 中 島 蔵 人	市民文教 都市整備対策	自 民 党 市 議 団	団 体 役 員	〒890-0073 宇宿1丁目2番8号	自 256-3230 携 090-3074-2001	昭和 25. 5. 24
さんたんぞの てる お 三反園 輝 男	市民文教 ○議会運営 ○桜島爆発対策	市民連合	市議会議員	〒891-0102 星ヶ峯4丁目38番20号	自 265-1237 携 090-8912-8969	昭和 33. 2. 1
ひら やま てつ 平 山 哲	市民文教 桜島爆発対策	自 民 党 市 議 団	旅 館 業	〒892-0821 名山町6番7号	自 222-4489	昭和 24. 6. 11
かた ひら こう いち 片 平 孝 市	産業観光企業 都市整備対策	市民連合	市議会議員	〒890-0014 草牟田2丁目22番5号	携 090-2512-4533	昭和 26. 1. 14
いり ふね こう いち 入 船 攻 一	産業観光企業	自 民 党 市 議 団	団 体 役 員	〒890-0005 下伊敷3丁目12番32号	自 220-3177 事 220-2731 携 090-4515-2190	昭和 20. 5. 29

(注) ◎印 委員長 ○印 副委員長
 桜島爆発対策……桜島爆発対策特別委員会
 都市整備対策……都市整備対策特別委員会

(4) 会派別構成

(令和 7. 5. 15現在)

会 派	議 員 数
自由民主党鹿児島市議会議員団	17人
立憲・社民鹿児島市議会議員団	7
公明党鹿児島市議会議員団	6
市民連合	4
日本共産党鹿児島市議会議員団	3
に じ と み ど り	2
無 所 属	6

(5) 会派別議員一覧表

(令和7.5.15現在)

自由民主党鹿児島市議会議員団	◎仮屋 小森 いけやま 西 山下 中元 霜出 米山 佐藤 瀬戸山 奥山 川越 山口 古江 中島 平山(哲) 入船
立憲・社民鹿児島市議会議員団	◎大森 うかり 永谷 和 まつお(は) 向江 平山(タ)
公明党鹿児島市議会議員団	◎長浜 小南 甲斐 上入佐 こじま 松尾(ま)
市 民 連 合	◎三反園 合原 伊地知 片平
日本共産党鹿児島市議会議員団	◎園山 たてやま 大園(た)
に じ と み ど り	◎のぐち 大園(盛)
無 所 属	大原
無 所 属	田代
無 所 属	大木
無 所 属	せぐち
無 所 属	本田
無 所 属	池田

(6) 常任委員会(委員の任期1年:令和7.5.15選任)

(令和7.5.15現在)

名称	定数	現員	所 管 事 項
総 務 環 境	人 9	人 9	総務局, 企画財政局, 環境局, 会計管理室, 選挙管理委員会, 監査委員及び公平委員会の所管に属する事項並びに他の委員会の所管に属しない事項
防災福祉こども	9	9	危機管理局, 健康福祉局及びこども未来局の所管に属する事項
市 民 文 教	9	9	市民局及び教育委員会の所管に属する事項
産業観光企業	9	9	産業局, 観光交流局, 農業委員会, 市立病院, 交通局, 水道局及び船舶局の所管に属する事項
建 設 消 防	9	9	建設局及び消防局の所管に属する事項

委員会名		総務環境	防災福祉こども	市民文教	産業観光企業	建設消防
委員 (◎委員長 ○副委員長)	自民党市議団	○いけやま 中元 仮屋	◎西 霜出 佐藤 古江	川越 中島 平山(哲)	小森 奥山 入船	山下 米山 ◎瀬戸山 山口
	立 憲 社 民	まつお(は)	大森	うかり ◎向江	和 ◎平山(タ)	永谷
	公 明 党	◎こじま 松尾(ま)	長浜	上入佐	○甲斐	小南
	市 民 連 合	合原		三反園	片平	伊地知
	日 本 共 産 党	たてやま	大園(た)	園山		
	にじとみどり	大園(盛)		◎のぐち		
	無 所 属		大木 ○本田		大原 池田	田代 せぐち

(7) 議会運営委員会（委員の任期 1 年：令和 7.5.15 選任）

（令和 7.5.15 現在）

定数	現員	調 査 ・ 審 査 事 項
11人	11人	次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。 (1) 議会の運営に関する事項 (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 (3) 議長の諮問に関する事項

自民党市議団	立憲社民	公明党	市民連合	日本共産党
◎中元 米山 奥山 山口 古江	向江 平山(夕)	松尾(ま) 長浜	○三反園	大園 (た)

（注） ◎印 委員長 ○印 副委員長

(8) 特別委員会（令和 7.5.15 選任）

（令和 7.5.15 現在）

名称	定数	現員	設 置 目 的
桜島爆発対策	11人	11人	桜島火山の継続的な爆発に伴う降灰対策及び大正噴火級の大規模噴火対策等について調査検討を行い、国・県の財政措置を含めた各種施策のより一層の充実強化を期するため、関係当局への意見反映を図る。 (令和 6.5.14 設置)
都市整備対策	11人	11人	本市が当面している都市整備問題（河川改修、港湾整備、バイパス建設、鹿児島中央駅周辺及び鹿児島港本港区の課題）について調査検討を行い、関係当局への意見反映を図る。 (令和 6.5.14 設置)

（注）特別委員会は法に基づくものである。

委員会名		桜島爆発対策	都市整備対策
委員 (◎委員長○副委員長)	自民党市議団	いけやま 西 ○霜出 仮屋 平山 (哲)	小森 米山 ◎佐藤 古江 中島
	立 憲 社 民	永谷 まつお (は)	和 ○大森
	公 明 党	長浜	甲斐 上入佐
	市 民 連 合	◎三反園	片平
	日本共産党	たてやま	
	にじとみどり		大園 (盛)
	無 所 属	大原	

2 会議開催及び議案等審議状況（令和6.1～令和6.12）

(1) 定例会・臨時会

区分	招 集 回 数	会 期 延 日 数	本 会 議 日 数	本 会 議 実 質 時 間 （時間・分）	議案議決内容						請 願	陳 情	意見書・決議案（再掲）
					原 案 可 決	修 正 可 決	否 決	認 定 そ の 他	不 認 定	計			
定例会	4	102	28	80:01	116	0	1	24	0	141	1	38	3 (0)
臨時会	1	1	1	1:55	1	0	0	5	0	6	0	0	0 (0)
計	5	103	29	81:56	117	0	1	29	0	147	1	38	3 (0)

（注）本会議実質時間には、休憩時間は含まない。請願・陳情については付託件数による。

（ ）内は否決件数

(2) 常任委員会

区分	開 催 日 数			議 案				
	委 員 会	現 場 視 察 （再掲）	連 合 審 査 会 （再掲）	原 案 可 決	修 正 可 決	否 決	認 定 そ の 他	不 認 定
総 務 環 境	11	0	0	18	0	0	1	0
防災福祉こども	11	0	0	46	0	0	2	0
市 民 文 教	9	0	0	12	0	0	1	0
産業観光企業	13	0	0	31	0	1	6	0
建 設 消 防	9	0	0	17	0	0	0	0
計	53	0	0	124	0	1	10	0

(3) 議会運営委員会

開催回数 25回

(4) 特別委員会

区分	開催日数		議 決				
	委員会	現場視察 (再掲)	原案可決	修正可決	否決	認定	不認定
桜島爆発対策	6	(2)	—	—	—	—	—
都市整備対策	4	(0)	—	—	—	—	—
鹿児島港本港区のまち づくりに関する調査※	2	(0)	—	—	—	—	—
決 算	10	(0)	—	—	—	9	0
計	22	(2)	—	—	—	9	0

(注) 鹿児島港本港区のまちづくりに関する調査特別委員会については、「鹿児島港本港区のまちづくりに関する諸問題（サッカー等スタジアムの整備，ドルフィンポート跡地等の開発，路面電車観光路線の新設）について調査検討を行い，関係当局への意見反映を図るため令和４年10月３日から６年４月28日まで設置された。

3 報酬及び費用弁償等

議会費（令和７年度）1,035,197千円（一般会計に占める割合0.4％）

(1) 報 酬

（令和７．７．１現在）

区分	議長	副議長	常任委員長	議運委員長	議員
月額 (円)	814,000	760,000	717,000	717,000	707,000

（参考）

（令和７．７．１現在）

区分	市長	副市長	常勤監査委員	病院, 交通, 水道・公共下水道, 船舶事業管理者, 教育長
月額 (円)	1,189,000	959,000	741,000	837,000

(2) 期末手当

（令和７．４．１現在）

支給日	6月30日	12月10日	計
支給額	期末手当基礎額× 1.725	期末手当基礎額× 1.725	期末手当基礎額×3.45

(注) 期末手当基礎額＝報酬月額＋報酬月額×20／100

(3) 費用弁償等

会 議 出 席 (平成18. 7. 1 改定)	日額3,000円（本会議，常任委員会，議会運営委員会，特別委員会又は協議等の場）ただし，重複支給及び，オンラインによる方法で出席した場合は支給しない。		
公 務 旅 行 (平成2. 6. 21改定)	日 当	宿 泊 料	
		甲 地 方	乙 地 方
	3,300円	16,500円	14,900円

(4) 政務活動費

- ① 施 行 年 月 日 平成25年 3 月 1 日
- ② 交 付 対 象 会派（所属議員が1 人の場合を含む。）
- ③ 交付額及び交付の方法 次の合算額を，半期ごと（4 月～9 月，10月～翌年3 月）に交付
- ・各月の1 日（基準日）における当該会派の所属議員数に月額150,000円を乗じて得た額
 - ・基準日において現に会派が雇用している事務補助員の雇用に要する経費として市長が別に定める基準により算定した額

(5) 行政調査

年 1 回実施（常任委員会，議会運営委員会及び特別委員会）

4 各種審議会等委員一覧表

（令和 7 年 5 月 15 日現在）

監 査 委 員		2	議 員	合 原 ちひろ
			//	中 元 かつあき
鹿 児 島 国 際 観 光 (株)	取 締 役	1	議 員	こじま 洋 子
	監 査 役	1	議 員	まつお はるよ
鹿児島中央地下駐車場(株)	取 締 役	1	議 員	瀬戸山 つよし
中 小 企 業 融 資 審 査 会		2	議 員	小 森 こういちろう
			//	和 るりか
都 市 計 画 審 議 会		2	議 員	瀬戸山 つよし
			//	せぐち 和 浩
緑 化 推 進 委 員 会		4	議 長	川 越 桂 路
			副議長	伊地知 紘 徳
			産業観光企業委員長	平 山 タカヒサ
			建設消防委員長	瀬戸山 つよし
社 会 福 祉 審 議 会		1	防災福祉こども委員長	西 洋 介
鹿 児 島 空 港 国 際 化 促 進 協 議 会		2	建設消防委員長	瀬戸山 つよし
			同副委員長	せぐち 和 浩

5 市議会の同意・選挙等

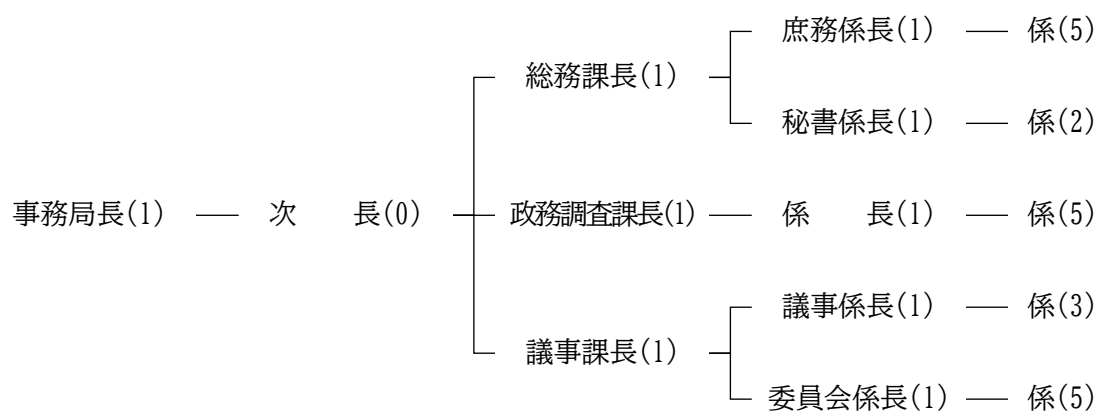
区 分	任期	氏 名	議会の同意 選挙の別	就任年月日
副 市 長	4 年	松 枝 岩 根	同 意	令和 7. 4. 1
		中 西 則 文	//	令和 7. 7. 8
監 査 委 員	4 年	宮之原 賢	同 意	令和 5. 7. 7
		小 迫 義 仁	//	令和 7. 4. 1
		中 元 かつあき	//	令和 7. 5. 16
		合 原 ちひろ	//	//
公 平 委 員 会 員 委	4 年	福 元 紳 一	同 意	令和 5. 7. 20
		岩 元 文 雄	//	令和 7. 7. 1
		喜 入 拓 司	//	令和 4. 6. 30
選 挙 管 理 委 員 会 委 員	4 年	馬 場 竹 彦	選 挙	令和 5. 10. 12
		中 崎 新一郎	//	//
		岩 佐 睦 美	//	//
		三 輪 全 子	//	//
選挙管理委員会 委員 補 充 員	4 年	白 鳥 努	選 挙	令和 5. 10. 12
		笹 川 理 子	//	//
		松 山 武 史	//	//
		片 桐 資津子	//	//
教育委員会教育長	3 年	原之園 哲 哉	同 意	令和 7. 4. 1
教育委員会委員	4 年	津 曲 貞 利	同 意	令和 5. 7. 19
		前 田 圭 子	//	令和 4. 6. 30
		岡 本 尚 也	//	令和 5. 7. 19
		福 元 佑 子	//	令和 6. 7. 14
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員	3 年	池 谷 金 年	同 意	令和 7. 7. 14
		高 橋 貴 子	//	令和 5. 7. 19
		小福田 博	//	令和 6. 12. 25
固定資産評価員		福 田 健 勇	同 意	令和 3. 4. 1
人 権 擁 護 委 員	3 年	福 留 隆 二	意見聴取	令和 5. 1. 1
		河 野 圭 子	//	//
		新 納 剛 史	//	//
		本 田 晴 久	//	//
		竹之内 尚 子	//	//
		竹 林 さち枝	//	//

区 分	任期	氏 名	議 会 の 同 意 選 挙 の 別	就任年月日
人 権 擁 護 委 員	3 年	田 中 弘 子	意見聴取	令和 5. 1. 1
		小 柴 健 介	//	令和 5. 7. 1
		横 瀬 博 文学	//	//
		伊 地 知 子	//	令和 5. 10. 1
		有 馬 恵 子	//	令和 6. 1. 1
		田 實 澄 恵 美	//	//
		新 川 茂 邦 宏	//	令和 6. 7. 1
		大 蘭 中 絹 代	//	//
		田 中 水 ゆかり	//	//
		清 山 本 茂 樹	//	//
		湯 舟 えり子	//	令和 7. 1. 1
		吉 村 公 宏	//	//
		中 野 由 美 子	//	//
		倉 元 純 子	//	//
		遠 矢 留 理 子	//	//
		三 島 盛 義	//	//
		上 原 志 津 子	//	//
		岩 佐 睦 美 子	//	//
		塩 満 芳 子	//	//
		中 島 和 人 子	//	//
農 業 委 員 会 委 員	3 年	湯 ノ 口 喜 代 子	//	//
		口 羽 勝 法	//	//
		伊 地 知 幸 雄	//	//
		西 里 美 章	//	//
		福 永 憲 子	//	//
		向 井 康 昭	//	令和 7. 7. 1
		外 城 戸 一	//	//
		有 村 伊智博	同 意	令和 7. 4. 29
		内 村 たみ子	//	//
		押 領 司 美和子	//	//
		奥 賢 一 孝	//	//
		飯 屋 幸 和 美	//	//
		黒 沢 佐 謙	//	//
		國 生 智 子	//	//
		迫 丸 俊 秀	//	//
		鳥 丸 尾 寛	//	//
		永 中 敬 志	//	//
		鳩 村 宿 隆 雄	//	//
		浜 田 春 義	//	//
		林 平 原 大 隆 史	//	//
		枇 榔 永 大 和 一 稔	//	//
		福 永 満 大 悟	//	//
		穂 室 智 美	//	//

6 議会事務局

(1) 機 構

定数 29人 現員 29人（令和7.4.1現在）



(2) 図書室

面積 105㎡

蔵書数 3,291冊（令和7.4.1現在）

(3) 刊行物一覧表（令和7年度）

名 称	創 刊	発行回数	発行部数	形 式 等	配 布 先	主な内容
会 議 録	昭和23	定 例 会 臨 時 会	230部	A4判	市議会議員 市当局（市長，教 育長，監査委員， 総務部総務課）， その他	本会議の記録
調 査 時 報	平成8	年 5 回	—	データ	市議会ホームペ ージ上で公開	市政全般に関係 ある事項の調査 研究資料
調 査 時 報 （回顧特集号）	—	議員改選時 （直近は令和6年）	—	同 上	同 上	議員任期中にお ける議会活動等
調 査 時 報 〔政務調査〕 〔レポート〕	平成8	年 刊	—	同 上	同 上	市政全般の課題
調 査 時 報 〔鹿児島市〕 〔事務分掌〕	平成8	年 刊	—	同 上	市議会議員 市当局	課・係の事務分 掌等

名 称	創 刊	発行回数	発行部数	形 式 等	配 布 先	主な内容
市議会だより	昭和24	定 例 会 (年 4 回)	290,900部 × 4 回	タブロイド判 8 頁 (年 2 回につ いては6 頁)	全世帯	議会における議 案審査等, 議会 活動の状況
市議会だより (点字版)	平成8	定 例 会 (年 4 回)	200部×4回	B 5 判 40頁程度	配付を希望する 市内在住の視覚 障害者	同 上
市議会だより (音声版)	平成8	定 例 会 (年 4 回)	250部×4回 テープ65部 CD185部	90分テープ片面 60～80分CD	同 上	同 上
市 政 概 要	昭和27	年 刊	—	データ	市議会ホームペ ージ上で公開	市政全般にわた る統計資料等
市 議 会 関 係 例 規 集	—	議員改選時	200部	A 5 判 (加除式)	市議会議員 市当局(市長, 副市長, 教育 長, 局部長 等), その他	議会関係の例規
ようこそ! 市 議 会 へ	—	随 時	—	パンフレット	議会傍聴者 見学者他	議会の役割等

(4) 本会議の生中継及び録画放映の配信

① 本庁舎及び支所等での生中継

市政情報配信システムを利用して本会議の生中継（本会議開会時から閉会時まで）を行い，市民ホール（東別館 1 階）及び市民課ロビー（別館 1 階）に設置されているモニターテレビで，来庁者が本会議の模様を視聴できるようにした。
また，平成17年 9 月からは，8 支所及び東桜島合同庁舎でも議会中継を視聴できるようにした。

② インターネットによる生中継及び録画放映

平成20年 6 月議会から本会議の模様をインターネットを通して生中継するとともに，同本会議分から録画放映も開始した。

なお，録画放映は，生中継終了後 4 日程度（土，日，祝日を除く）で視聴可能となっている。（過去12年分）

企 画

1	第六次鹿児島市総合計画	45
2	令和7年度の主要事業	49
3	市町村合併	59
4	シティプロモーション	60
5	鉄道・航空	60
6	公共交通（バス交通）の維持・確保対策	68

▶ シブヤでかごしまフェスティバル開催事業
（鹿児島焼酎&ミュージックフェスin渋谷）



企 画

本市では、令和３年度に第六次鹿児島市総合計画を策定し、総合的かつ計画的にまちづくりを進めている。

この総合計画に基づき、令和６年度から令和８年度までの３年間に実施を予定する施策・事業を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定した第２期実施計画のもとで、各事業への取組を進めている。

また、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるため、令和６年３月、「鹿児島市デジタル田園都市構想総合戦略～第２期鹿児島市まち・ひと・しごと創生総合戦略（改訂版）～」を策定し、デジタルの力を活用しながら地方創生の取組を進めている。

さらには、アジアとの人・もの・情報の多面的な交流を成長エンジンとして、鹿児島の新たな活力を生み出すため、令和４年３月、ネクスト“アジア・鹿児島”イノベーション戦略を改定し、様々な主体が一体となって各面から取組を進めている。

鉄道・航空については、平成23年３月に九州新幹線鹿児島ルートが全線開業したほか、在来線鉄道等においては、県鉄道整備促進協議会等を通じて輸送力の増強等について関係機関へ要請を行っている。また、鹿児島空港においては、空路網をはじめ「日本の南の拠点空港」としての空港機能の整備が図られている。

公共交通（バス交通）の維持・確保対策については、公共交通の不便な地域においてコミュニティバスあいばす等の運行を行うほか、市民の買い物、通院など日常生活における交通手段を確保するため、バス事業者へ運行経費の一部補助等を行っている。

１ 第六次鹿児島市総合計画

（１）計画の位置づけ

総合計画は、本市の将来像と長期的なまちづくりの基本目標を明らかにし、その実現に向けた施策の基本的方向や体系を示した上で、市民と行政がともに考え、ともに行動する協働・連携のまちづくりを進めていくための計画である。

また、行財政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画であり、各分野の個別計画や施策は、この計画に即して策定され、展開されるものである。

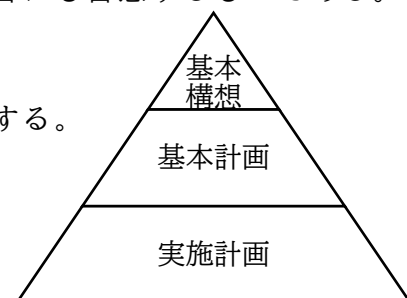
（２）計画の区域・範囲

計画区域は原則として市域を対象とするが、連携中枢都市圏など、必要に応じて広域的な視点に立つものである。

また、関連する国・県等の計画や施策・事業との整合にも留意するものである。

（３）計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成する。



(4) 基本構想

基本構想は、本市のまちづくりの最高理念であり、都市像及び基本目標を示すものである。

① 都市像

つながる人・まち 彩りあふれる 躍動都市・かごしま

② 基本目標

信頼とやさしさのある 共創のまち	【信頼・共創 政策】
自然と都市が調和した うるおいのあるまち	【自然・環境 政策】
魅力にあふれ人が集う 活力あるまち	【産業・交流 政策】
自分らしく健やかに暮らせる 安心安全なまち	【健康・安心 政策】
豊かな個性を育み未来を拓く 誇りあるまち	【子ども・文教 政策】
質の高い暮らしを支える 快適なまち	【都市・交通 政策】

③ 期間

10年間（令和4年度～令和13年度）

④ 議会の議決

鹿児島市総合計画策定条例第4条第1項の規定に基づき、令和3年第4回市議会定例会において、「第六次鹿児島市総合計画基本構想」が議決された。

(5) 基本計画

基本計画は、基本構想に基づく市政の基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び施策の体系を示すもので、主に基本目標別計画、重点プロジェクト、地域別計画の3つで構成している。

① 基本目標別計画

基本目標ごとに現状と課題、施策の基本的方向、施策の体系を明らかにするもの。

② 重点プロジェクト

本市の現況や時代の潮流などを踏まえ、特に先導的かつ重点的に取り組む施策・事業群を掲げるもの。

③ 地域別計画

市域の各地域・地区別に、まちづくりの基本的方向等を明らかにするもの。

④ 期間

前期5年間（令和4年度～8年度）、後期5年間（令和9年度～13年度）

(6) 実施計画

基本計画に基づく財源の裏付けを伴う市政の具体的な計画であり、施策を実現するため実施する事業を示すものである。

令和5年度に令和6年度から令和8年度までの3年間の第2期実施計画を策定した。

※ 第一次～第五次の総合計画における都市像

	計 画 期 間	都 市 像
第一次	昭和47年度～55年度	陽光あふれるみどりのまち
第二次	昭和56年度～平成2年度	日本の南の拠点 風格と活力ある市民都市
第三次	平成3年度～13年度	潤いと活気に満ちた南の拠点都市・鹿児島
第四次	平成14年度～23年度	人とまち 個性が輝く 元気都市・かごしま
第五次	平成24年度～令和3年度	人・まち・みどり みんなで創る “豊かさ” 実感都市・かごしま

(7) 政策・施策一覧

基本構想		基本目標別計画	
都市像	基本目標 【政策名】	基本施策（27）	
	1 信頼とやさしさのある 共創のまち 【信頼・共創 政策】	1 地域社会を支える協働・連携の推進	I 市民との協働の推進
	2 自然と都市が調和した うおいのあるまち 【自然・環境 政策】	2 自主的・自立的な行政運営の推進	I 市政情報の公開・提供の推進
	3 魅力にあふれ人が集う 活力あるまち 【産業・交流 政策】	3 多角的な連携・交流の推進	I 都市・地域との連携・交流の推進
	4 自分らしく 健やかに暮らせる 安心安全なまち 【健康・安心 政策】	4 シティプロモーションの推進	I 都市ブランディングの推進
	5 豊かな個性を育み 未来を拓く 誇りあるまち 【子ども・文教 政策】	5 誰もが個性と能力を発揮できる地域社会の形成	I 人権の尊重
	6 質の高い暮らしを支える 快適なまち 【都市・交通 政策】	1 ゼロカーボンシティかごしまの推進	I CO ₂ 排出量の削減と 気候変動の影響への対応
つながる人・まち 彩りあふれる 躍動都市・かごしま		2 循環型社会の構築	I 3Rの推進
		3 人と自然が共生する都市環境の構築	I 生物多様性の保全と活用
		4 生活環境の向上	I 良好な環境の保全
		1 地域特性を生かした観光・交流の推進	I オンリーワンの魅力創出
		2 スポーツ交流・振興の推進	I スポーツを生かしたにぎわい創出
		3 地域産業の活性化	I 新たな産業の創出
		4 中心市街地の活性化	I 街なかのにぎわい創出
		5 農林水産業の振興	I 次世代の担い手の確保・育成
		1 高齢化対策の推進	I 生きがいづくり・社会参画の促進
		2 地域共生社会の実現	I 地域福祉の充実
		3 健康・医療の充実	I 健康づくりの推進
		4 生活の安全性の向上	I セーフコミュニティの推進
		5 命を守る危機管理・防災力の向上	I 総合的な危機管理対応能力の向上
		1 少子化対策・子育て支援の推進	I 出会い・結婚の支援の充実
		2 子どもの健やかな成長への支援	I 子育て家庭の福祉向上
		3 学校教育の充実	I 心を育む教育と青少年教育の推進
		4 生涯学習の充実	I 家庭・地域の教育力の向上
		5 市民文化の創造	I 文化芸術の振興
		1 機能性の高い都市空間の形成	I きめ細かで質の高い土地利用の推進
		2 暮らしやすい生活基盤の構築	I 快適な道路環境の整備
		3 市民活動を支える交通環境の充実	I 広域交通ネットワークの形成
		重点プロジェクト	
		地域別計画	
		まち・ひと・しごと創生基本方針	

前期基本計画

単位施策（91）

Ⅱ 住民主体の地域づくりの促進				
Ⅱ 効率的で健全な行財政運営の推進	Ⅲ 人材育成の推進	Ⅳ ICT利活用の推進		
Ⅱ 大学や事業者等との連携の推進	Ⅲ 国際交流の推進			
Ⅱ シビックプライドの醸成	Ⅲ 移住の促進			
Ⅱ 男女共同参画の推進	Ⅲ 多文化共生の推進	Ⅳ 平和意識の醸成		
Ⅱ 再生可能エネルギーの 地産地消の推進	Ⅲ エコスタイルへの転換			
Ⅱ 廃棄物の適正処理の推進	Ⅲ エネルギー源としての 廃棄物の有効利用			
Ⅱ 緑の保全と花や緑の充実	Ⅲ 公園緑地の充実			
Ⅱ 清潔で美しいまちづくりの推進	Ⅲ 墓地の整備			
Ⅱ 稼ぐ観光につながる誘客推進	Ⅲ ホスピタリティあふれる 受入体制の充実			
Ⅱ あらゆる世代への スポーツ機会の提供				
Ⅱ 地域を支える産業の成長促進	Ⅲ 海外展開の促進	Ⅳ 魅力ある就業環境と担い手の確保		
Ⅱ 都市型観光の推進				
Ⅱ 生産環境の整備	Ⅲ 魅力ある地域資源の活用			
Ⅱ 高齢者の安心・快適な 暮らしの確保	Ⅲ 認知症対策・権利擁護の推進	Ⅳ 介護予防・地域支援体制の充実	Ⅴ 介護サービスの充実	
Ⅱ 障害者福祉の充実	Ⅲ 社会保障制度の円滑な運営			
Ⅱ 保健予防の充実	Ⅲ 質の高い医療体制の確保	Ⅳ 健康危機に備えた 感染症等対策の強化		
Ⅱ 交通安全対策の推進	Ⅲ 市民総ぐるみの防犯対策の推進	Ⅳ 健全な消費生活の向上	Ⅴ 食品・生活衛生の向上	
Ⅱ 市民との協働による 防災対策の推進	Ⅲ 質の高い消防力の強化	Ⅳ 治水・土砂災害対策の推進	Ⅴ 火山防災トップシティの推進	
Ⅱ 妊娠・出産・子育てにおける 切れ目のない支援の充実	Ⅲ 幼児教育・保育の充実	Ⅳ 地域における子育て支援の充実		
Ⅱ 子どもが希望を持てる環境の充実	Ⅲ 児童虐待対策の充実			
Ⅱ 個性と能力を伸ばす教育の推進	Ⅲ 体育・健康・安全の充実	Ⅳ 地域とともにある学校づくりの推進	Ⅴ 学びを支援する教育環境の充実	
Ⅱ 生涯学習環境の充実				
Ⅱ 歴史・文化資源の保存と活用				
Ⅱ 住宅団地の活性化	Ⅲ にぎわいとゆとりある 都市空間の創出	Ⅳ 魅力あるウォーターフロントの形成	Ⅴ 良好な都市景観の形成	
Ⅱ 健全かつ安定的な水道と 衛生環境づくり	Ⅲ 多様なニーズに対応する 住生活の安定向上	Ⅳ 都市基盤施設の長寿命化		
Ⅱ 効率的で持続可能な 公共交通体系の構築				

2 令和7年度の主要事業

(単位：千円)

事業名	予算額	事業名	予算額
1. 信頼とやさしさのある 共創のまち		市ホームページ運営事業	5,030
(1) 地域社会を支える協働・連携の推進		L I N E でつながる市政情報配信事業	924
(拡) 町内会加入促進事業	1,777	ソーシャルメディアターゲティング	800
(拡) さくらじま地域おこし協力隊活動事業	9,923	広告事業	
(拡) 地域の魅力・活力共創事業	26,248	「市民のひろばONLINE」配信事業	4,583
まちかどコメンテーター事業	1,273	職員採用試験経費	8,339
市政出前トーク事業	81	職員研修事業	20,602
市長と語る会	18	障害者雇用関係経費	54,960
市民とつくる協働のまち事業	2,198	行政改革推進事業	506
NPO基盤強化事業	1,135	行政評価推進事業	—
届けよう！わたしたちが考えるかごしま市政事業	200	統合型GIS運営事業	10,838
コミュニティビジョン推進事業	174,666	電子申請システム等運用事業	3,953
町内会集会所建築等補助金	18,562	行政デジタル化推進事業	25,118
地域づくり活動支援事業者表彰事業	26	市民ICT利活用事業	2,962
町内会の多様な世代の参加応援事業	1,549	ICTで住みよいまち推進基盤運用事業	8,711
町内会活動活性化補助金	44,935	職員による業務デジタル化促進事業	1,540
町内会デジタル活用促進補助金	4,980	公共施設予約システム運営事業	5,064
地域まつり支援事業	7,000	デジタルスマートシティ推進事業	5,500
つながる「喜び入るまち」活性化事業	—	情報セキュリティ対策事業	96,718
(2) 自主的・自立的な行財政運営の推進		DX推進サポート事業	11,439
(新) ノーコードツール活用推進事業	3,696	市役所WAN再整備事業	387,853
(新) 次期DX推進計画策定事業	1,964	個人住民税徴収強化対策事業	697
(新) 行かない市役所促進新電子申請システム導入事業	4,614	コンビニ納付・モバイル決済サービス事業	74,757
(新) 税務相談窓口システム導入事業	18,612	デジタル式預貯金照会システム運用事業	19,416
(新) 第六次総合計画後期基本計画策定事業	3,318	市税及び市債権徴収強化対策事業	8,065
(新) 集中管理公用車運用システム導入事業	1,673	SDGs推進事業	519
(新) おくやみハンドブック作成事業	—	官民連携プラットフォーム事業	1,548
(新) レインボー桜島前公共駐車場等有効活用検討事業	—	EBPM推進事業	1,620
(新) 残骨灰の有効活用	—	ふるさと納税推進事業	1,350,894
(新) 教育・保育関係手続きオンライン化促進事業	7,597	公共施設等総合管理計画推進事業	3,841
(新) 宿泊税検討事業	605	市有財産利活用検討委員会の開催	—
(新) 行かない市役所促進建築行政オンライン化事業	8,906	総合案内コールセンター運営事業	43,852
(新) 道路標識台帳デジタル化事業	6,185	コンビニ交付による証明発行事業	73,476
(拡) 広報紙「市民のひろば」の発行	124,967	保健活動従事者等人材育成事業	868
(拡) AI等活用推進事業	17,432	市営住宅管理運営事業	602,005
(拡) 情報システム標準化事業	2,526,730	道路台帳デジタル化事業	11,671
(拡) 地方創生推進事業	2,174	境界確定調査デジタル化事業	858
(拡) 個人番号カード交付事業	396,744	道路通報システム事業	2,096
(拡) 戸籍法等改正に伴うシステム改修及び振り仮名収集事業	123,687	鹿児島市議会ICT推進事業	3,627
(拡) 住民異動手続き等における「書かない窓口」事業	39,907	投票率・投票環境向上推進事業	918
(拡) 谷山支所庁舎等大規模改修事業	88,090	(3) 多角的な連携・交流の推進	
(拡) 現場調査ICT推進事業	1,647	(拡) 姉妹友好都市等との交流事業	55,026
(拡) 電子申請システムの拡充（水道事業特別会計）	482	青少年東南アジア派遣事業	600
テレビ・ラジオ放送事業	66,935	青少年の翼事業	23,694
		高校生海外留学支援補助金	2,500
		アジア青少年芸術祭開催負担金	15,601
		国際交流センター管理運営事業	93,305
		ネクスト“アジア・鹿児島”イノベーション戦略推進事業	183
		連携中枢都市圏推進事業	102
		中高生国際交流派遣支援補助金	800

事業名	予算額	事業名	予算額
(4) シティプロモーションの推進		(拡)城山公園自然の森再生事業	5,407
(新)鹿児島ファン拡大プロモーション事業	8,500	(拡)甲突川千本桜再生プロジェクト事業	13,504
(拡)かごしま移住支援・プロモーション事業	10,281	都市公園再整備事業	34,700
市民と一緒に大好きかごしま発信事業	103	都市公園安心安全対策推進事業	119,565
市政報告会開催事業	10,235	武岡公園整備事業	163,587
鹿児島ファン拡大アジャイルアクション事業	917	都市公園施設改修事業	12,000
マーケティング推進事業	42,849	フラワー・パートナー事業	661
マグマシティ推進事業	10,980	(4) 生活環境の向上	
シブヤでかごしまフェスティバル開催事業	3,818	(拡)市営墓地施設改良事業	33,969
ようこそかごしまへ！移住奨励補助金	11,800	(拡)斎場施設整備事業	89,942
		(拡)動物愛護管理推進事業	87,014
		ヤンバルトサカヤスデ対策事業	29,595
		動物愛護サポート事業	872
		犬猫等の飼養者啓発事業	4,764
(5) 誰もが個性と能力を発揮できる地域社会の形成		3. 魅力にあふれ人が集う 活力あるまち	
(新)平和都市宣言35周年・戦後80年記念事業	4,158	(1) 地域特性を生かした観光・交流の推進	
(新)かごしまのアンコンシャス・バイアス見える化事業	4,860	(新)KagoshimaCityFreeWi-Fi機能強化事業	924
(拡)女性活躍推進事業	1,925	(新)世界文化遺産登録10周年記念事業	800
多文化共生推進事業	1,507	負担金	
人権啓発活動事業	622	(新)グリーン・ツーリズム情報発信強化事業	770
性の多様性啓発支援事業	162	(新)磯ビーチハウス利活用検討事業	186,167
男女共同参画計画推進事業	196	(新)桜島港フェリーターミナルコミュニティスペース等整備事業	1,159
DV対策基本計画推進事業	767	(新)サスティナ傘事業（船舶事業特別会計）	52
男女共同参画センター運営事業	9,613	(拡)DMO推進補助金	44,941
女性のつながりサポート事業	4,600	(拡)鹿児島ファン拡大アンバサダー事業	4,058
2. 自然と都市が調和した うるおいのあるまち		(拡)西郷隆盛生誕200年・没後150年記念プロジェクト推進事業	3,392
(1) ゼロカーボンシティかごしまの推進		(拡)桜島・錦江湾ジオパーク推進事業	34,021
(新)ゼロカーボン推進支援事業	60,621	(拡)かごしま水族館施設整備事業	261,843
(新)省エネルギー家電製品購入補助事業	43,200	(拡)平川動物公園施設改修事業	83,081
(新)ゼロカーボンガス導入事業	—	(拡)平川動物公園遊園地・錦江湾公園リニューアル事業	18,200
(拡)庁舎等省エネルギー推進LED照明化事業	1,052,539	(拡)桜島自然体験アクティビティ整備事業	7,265
かごしま環境未来館管理運営事業	210,245	(拡)維新ふるさと館リニューアル検討事業	13,500
シェアサイクル運営事業	14,900	(拡)桜島フェリーPR・利用促進事業（船舶事業特別会計）	10,066
グリーンオフィスかごしま推進事業	5,048	鹿児島観光コンベンション協会活動支援事業	38,657
(2) 循環型社会の構築		広域観光連携事業	7,281
資源化推進事業	116,488	第4期観光未来戦略推進事業	1,562
ごみステーション整備費補助金	4,195	クルーズ船誘致・受入事業	31,071
リデュース・リユース・リサイクル（3R）推進事業	15,571	観光CRMアプリ推進補助金	10,923
資源物回収活動補助金	10,534	かごしま観光未来塾設置事業	1,939
食品ロス削減マッチングサービス運用事業	1,139	国内プロモーション推進事業	5,597
北部清掃工場ごみ焼却施設基幹的設備改良事業	1,779,483	メディアプロモーション補助金	4,400
堆肥化製品ペレット（造粒）化事業（公共下水道事業特別会計）	6,824	映画撮影等誘致支援事業	3,474
(3) 人と自然が共生する都市環境の構築		鹿児島市ふるさと大使設置事業	445
(拡)花と緑のハーモニー事業	91,720	観光かごしま大キャンペーン推進事業	1,500
(拡)市電軌道敷緑化事業	65,832	負担金	
		MICE推進補助金	30,854

事業名	予算額	事業名	予算額
鹿児島ぶらりまち歩き推進補助金	27,321	(新)地域課題解決ビジネス支援事業補助金	34,500
修学旅行誘致事業	3,144	(新)カゴシマシティコレクション販路拡大事業	10,155
ユニバーサルツーリズム推進事業	1,440	(新)ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業者支援事業	2,058
経済波及効果等調査事業	1,500	(新)奨学金代理返還支援制度導入促進補助金	1,000
大阪・関西万博を契機としたプロモーション推進事業	10,529	(拡)企業立地推進事業	444,689
グリーン・ツーリズム施設管理事業	7,362	(拡)中小企業資金融資事業	162,841
世界遺産推進事業	4,702	(拡)「メイドインかごしま」支援事業	7,853
仙巖園駅前広場管理事業	115,777	商工業振興プラン推進事業	2,108
グリーン・ツーリズム推進事業	3,770	輸出チャレンジ支援事業	700
観光農業公園管理運営事業	235,808	地域商社支援事業	3,000
都市農村交流センターお茶の里管理運営事業	20,103	ソーホーかごしま管理運営事業	22,142
グリーン・ツーリズム高付加価値化事業	1,365	新規創業者等育成支援事業	9,363
維新ふるさと館管理運営事業	171,766	クリエイティブ人材誘致事業	2,552
カゴシマシティビュー事業	357	クリエイティブ産業創出拠点施設企画運営事業	74,980
かごしま水族館管理運営事業	863,476	次世代アントレプレナー育成事業	502
平川動物公園管理運営事業	816,857	かごしまクリエイター成長促進事業	4,850
おはら祭振興会負担金	40,182	スタートアップ等成長促進事業	993
観光案内板等整備事業	1,896	伝統的工芸品産業の振興事業	7,814
かごしま錦江湾サマーナイト大花火大会負担金	33,225	特産品宣伝事業	909
みなと大通り公園イルミネーション事業	8,000	明るい商店街づくり支援事業	7,244
サクラジマアイランドビュー事業	2,285	新規開業支援利子補助金	6,456
渋谷・鹿児島おはら祭負担金	11,650	共同施設設置事業助成金	6,907
桜島観光施設特別会計繰出金	97,001	伝統的工芸品産業の活路開拓支援事業	2,810
おぎおんさゝ宵祭補助金	3,000	頑張る商店街支援事業	18,500
観光案内所管理運営事業	91,879	大学連携による繁盛店づくりコンサルティング事業	929
(2) スポーツ交流・振興の推進		街なかりノベーション推進事業	4,906
(新)オリンピック教室等開催事業	1,400	創業者テナントマッチング事業	4,000
(拡)鹿児島アリーナリニューアル検討整備事業	43,311	小規模事業者ICT導入促進支援事業	3,600
(拡)鹿児島市スポーツ振興協会負担金	103,250	よかもんどんどんマッチング事業	2,000
(拡)県外スポーツ大会出場補助金	675	中小企業デジタル広告支援事業	5,028
(拡)鹿児島ユニテッドFC活動支援事業	17,301	ECサイト導入等支援事業	2,370
(拡)鹿児島レブナイズ活動支援事業	8,000	勤労者労働基本調査事業	5,588
(拡)スケートボード等専用施設整備検討事業	39,287	若年者等就職サポート事業	435
(拡)国際大会等スポーツキャンプ受入事業	3,078	就職困難者等雇用促進助成事業	6,023
スポーツキャンプ受入・誘致事業	18,611	高年齢者就業機会確保等事業	53,846
スポーツコンテンツを活用したシティプロモーション推進事業	4,635	中小企業勤労者総合福祉推進事業補助金	13,166
鹿児島アリーナ整備事業	32,710	勤労者交流センター設備改修事業	80,539
鹿児島マラソン負担金	85,000	ものづくり職人育成支援事業補助金	865
合宿及び大会誘致推進補助金	2,130	連携中枢都市圏合同企業説明会開催事業	3,606
鹿児島ユニテッドFCトレーニング施設整備等支援事業	250,000	かごしまで働きたい若者応援会議運営事業	55
鹿児島レブナイズブースター拡大事業	50,000	若者就職応援フェア「みらいワーク“かごしま”」開催事業	1,960
SAKURAJIMAサイクルツーリズム推進事業	1,300	留学生人材確保推進事業	834
(3) 地域産業の活性化		移住・就業等支援事業	44,390
(新)オープンイノベーション創出支援事業	8,826	(4) 中心市街地の活性化	
		中心市街地活性化推進事業	6,712
		中心市街地にぎわい創出支援事業	13,000
		多機能複合型スタジアム整備検討事業	920
		(5) 農林水産業の振興	

事業名	予算額	事業名	予算額
(新)農福連携支援事業補助金	1,000	4. 自分らしく健やかに暮らせる 安心 安全なまち	
(新)全国農業担い手サミット負担金	427	(1) 高齢化対策の推進	
(新)有機農業支援事業	1,020	(新)後期高齢者医療事務効率化DX推進 事業（後期高齢者医療特別会計）	1,305
(新)中央卸売市場開設90周年記念事業 負担金	1,000	(新)高齢者に関する総合相談の電子依頼 フォーム作成事業	—
(拡)食肉センター施設設備整備事業	56,585	(新)認知症オレンジシティ推進事業（介 護保険特別会計）	475
(拡)農村振興対策事業	20,177	(新)認知症オレンジシティ推進計画策定 準備事業（介護保険特別会計）	1,757
(拡)遊休農地活用推進事業	6,602	(新)ICTを活用した介護認定進捗確認 システム導入事業（介護保険特別会 計）	218
(拡)有害鳥獣被害対策事業	40,304	(拡)高齢者福祉バス運行事業	35,801
(拡)森林経営管理推進事業	159,551	(拡)地域包括支援センター運営事業	718,646
(拡)木育環境整備推進事業	21,009	(拡)短期集中運動型サービス検討事業 （介護保険特別会計）	3,371
(拡)漁業施設整備支援事業補助金	326,890	(拡)チームオレンジ設置運営支援事業 （介護保険特別会計）	12,668
(拡)魚類市場輸出拠点構築推進事業（中 央卸売市場特別会計）	2,371	敬老パス交付事業	376,275
農業担い手育成対策事業	786	愛のふれあい会食事業	56,643
新規就農者支援対策事業	48,098	ひとり暮らし高齢者等安心通報システ ム設置事業	95,617
次世代農業担い手サポート事業補助金	5,925	心をつなぐ訪問給食事業	291,585
スマート農業海外研修支援事業補助金	1,800	すこやか入浴事業	167,225
農林水産省共通申請サービス（eMA FF）活用事業	189	高齢者福祉センター等管理運営・施設 整備事業	437,891
農林水産まつり・地域農業まつりの開 催	13,114	地域ふれあい交流助成事業	2,760
環境保全型農業推進事業	11,700	老人クラブ補助金交付事業	29,541
農林水産物PR事業	6,037	すこやか長寿まつり開催事業	3,584
農産物生産振興事業	7,286	高齢者すこやか温泉講座開催事業	537
降灰地域防災営農対策事業補助金	14,217	敬老祝事業	54,690
農村女性等活動支援事業補助金	500	後期高齢者医療特別会計への繰出金	2,474,246
アグリビジネス推進事業	126	後期高齢者医療療養給付費負担金	7,959,214
黒牛・黒豚等資質改善事業	18,550	後期高齢者医療広域連合への納付金 （後期高齢者医療特別会計）	10,555,774
受精卵移植事業	3,391	後期高齢者長寿健診事業（後期高齢者 医療特別会計）	168,453
全国和牛能力共進会出品対策事業補助 金	400	後期高齢者保健事業（後期高齢者医療 特別会計）	100,289
飼料自給率向上対策事業補助金	7,242	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業 計画策定管理事業（介護保険特別会 計）	5,145
市有林・分収林等管理事業	19,672	高齢者の保健事業と介護予防の一体的 実施事業	2,536
森林資源整備事業	12,912	介護人材確保支援事業	2,090
治山事業	12,775	介護老人福祉施設等整備費補助金	150,254
森林保護事業	38,326	(⑥2月補正 15,460)	
特用林産振興事業補助金	3,000	介護施設ボランティアポイント事業	211
林道管理事業	18,575	生活支援体制整備事業	39,456
林道整備事業	3,851	高齢者いきいきポイント推進事業	7,698
森林環境譲与税基金積立金	155,000	介護予防・生活支援サービス（介護保 険特別会計）	1,499,046
海づり公園管理事業	62,704	在宅医療と介護の連携推進事業（介護 保険特別会計）	11,506
マダイ・ヒラメ等放流事業	2,306	成年後見制度利用促進事業	31,563
漁業生産基盤整備事業	1,518		
漁港施設の機能保全	62,475		
農業生産基盤の整備	457,544		
都市型農業振興のための大学との連携 事業	1,220		
6次産業新商品開発チャレンジ事業	1,971		
スマート農業推進事業	7,486		
花園マルシェ実施事業	190		
農地利用最適化推進事業	37,540		
農地情報収集等業務効率化事業	1,122		
青果市場活性化推進事業（中央卸売市 場特別会計）	823		
魚類市場活性化推進事業（中央卸売市 場特別会計）	1,047		
魚類市場構内運搬特殊自動車電動化推 進事業補助金（中央卸売市場特別会 計）	3,137		

事業名	予算額	事業名	予算額
高齢者見守り支援事業（介護保険特別会計）	100	障害福祉サービス利用者負担軽減事業	30,402
成年後見制度利用支援事業（介護保険特別会計）	28,021	障害福祉計画等策定・管理事業	296
認知症初期集中支援推進事業（介護保険特別会計）	4,695	障害者基幹相談支援センター事業	41,920
認知症オレンジサポーター養成事業（介護保険特別会計）	3,475	難聴児補聴器購入助成事業	1,636
認知症施策推進事業（介護保険特別会計）	18,511	地域生活支援拠点事業	9,276
認知症おかえりサポート事業（介護保険特別会計）	119	障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業	3,249
認知症おうえんナビ運用事業（介護保険特別会計）	—	障害福祉サービス事業所等サポート事業	5,367
訪問介護等利用者負担助成事業	4,561	障害児地域療育等支援事業	4,727
低所得者利用者負担助成事業	6,680	児童発達支援事業専門員加算等補助事業	42,420
介護保険特別会計への繰出金	8,728,150	医療的ケアを必要とする障害児支援事業	356
すこやか長寿健康支援事業	63,192	発達障害児等家族支援補助金	3,483
お達者クラブ運営支援事業	27,392	在宅重度心身障害児家族支援事業	1,850
よかよか元気クラブ活動支援事業	1,735	障害児通所等支援事業	13,803,527
I C Tを活用した地域介護予防活動支援事業	1,453	障害児通所支援利用者負担軽減事業	227,361
地域リハビリテーション活動支援事業（介護保険特別会計）	10,346	障害者相談支援等事業	58,693
一般介護予防（口腔・栄養・運動）複合教室事業（介護保険特別会計）	710	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築事業	3,401
シニア世代のヘルスプロモーション事業（介護保険特別会計）	5,373	健診受診者保健指導事業（国民健康保険事業特別会計）	43,054
(2) 地域共生社会の実現		糖尿病性腎症重症化予防プログラム推進事業	2,847
(新) 地域福祉館バリアフリー推進事業	6,366	国民健康保険事業特別会計に対する繰出金	1,821,198
(新) 低所得者支援補足給付金支給事業	3,035,849	(3) 健康・医療の充実	
(拡) 身体障害者手帳交付事業	18,757	(新) 食生活改善推進員制度発足60周年記念事業	237
(拡) 日常生活用具給付事業	141,971	(新) I C Tを活用した特定感染症検査予約システム導入事業	742
(拡) 地域活動支援センター事業	154,365	(拡) 食育推進事業	2,959
(拡) 社会参加促進事業	60,963	(拡) 新型インフルエンザ等対策行動計画推進事業	105
(拡) 特定健康診査事業（国民健康保険事業特別会計）	306,590	(拡) 元氣いきいき検診事業	542,934
(拡) 健康づくり推進事業（国民健康保険事業特別会計）	11,045	(拡) がん患者アピアランスケア支援事業	6,217
民生委員・児童委員指導事業	2,784	(拡) 定期予防接種事業	2,596,539
地域福祉館管理運営事業	507,926	(拡) 骨髄等移植ドナー支援事業	843
地域福祉推進事業	36,295	(拡) 高度医療機器整備事業（病院事業特別会計）	563,950
わくわく福祉交流フェア事業	2,227	(拡) スマートホスピタル推進事業（病院事業特別会計）	13,936
民生委員児童委員一斉改選経費	12,701	慢性腎臓病予防ネットワーク事業	510
民生委員・児童委員見守り活動支援事業	101	健康増進計画推進事業	1,109
重層的支援体制整備事業	41,664	働く世代の健康づくり事業	249
生活困窮者自立支援事業	25,284	受動喫煙防止対策事業	4,609
若者等サポート事業	4,774	胸部エックス線撮影健康診断事業	26,006
重度心身障害者等医療費助成事業	1,876,512	生活習慣改善支援事業	4,971
友愛バス交付事業	343,057	地域保健活動事業	16,547
友愛タクシー券交付事業	81,109	食による適正体重化事業	456
ひとり暮らし障害者等安心通報システム設置事業	2,695	口腔保健支援センター運営事業	958
ゆうあい訪問給食事業	43,957	若年がん患者に対する療養支援事業	599
ナイスハート支援事業	200	感染症に強いまちづくり推進事業	482
チャレンジド大賞表彰事業	365	特定感染症検査等事業	3,250
移動支援事業	297,956	精神保健福祉交流センター管理運営事業	31,705
障害福祉サービス給付事業	20,850,701	精神保健福祉推進事業	21,179
		難病患者地域支援事業	13,820

事業名	予算額	事業名	予算額
自殺対策事業	1,593	克灰袋配布事業	5,824
施設整備事業（保健・急病センター）	72,291	マンホールトイレ整備事業	71,433
救急医療体制構築事業（病院事業特別会計）	737	社会福祉施設避難確保計画運用支援事業	5,217
ドクターヘリ運航事業（病院事業特別会計）	350,823	災害救助に要する経費	4,630
地域医療連携推進事業（病院事業特別会計）	3,758	災害時食糧等物資備蓄事業	20,611
市立病院再整備推進事業（病院事業特別会計）	1,546,540	(⑥2月補正)	1,540)
市立病院内ネットワークシステム拡充事業（病院事業特別会計）	60,181	全国市長会防災・減災費用保険	8,744
医療情報システムセキュリティ対策強化事業（病院事業特別会計）	3,135	桜島降灰対策事業	994
企業会計への繰出金（市立病院）	1,643,385	降灰除去事業[道路維持課、道路建設課、公園緑化課、	1,167,538
(4) 生活の安全性の向上		急傾斜地崩壊対策事業	393,548
(新)犯罪被害者等支援事業	800	がけ地応急防災工事費補助事業	3,644
(新)消費生活相談DX推進事業	2,706	災害関連特定急傾斜地崩壊対策事業	104,000
(新)消費者トラブル情報の配信	—	河川浚渫推進事業	10,000
(新)食肉衛生管理デジタル化事業	650	準用河川改修事業	400,400
(拡)防犯灯設置費補助金	19,017	水路等新設改良事業	291,050
安心安全まちづくり事業	4,324	調整池等整備事業	198,900
安心安全地域リーダー育成事業	2,782	港湾の施設維持費	220,470
青色防犯パトロール隊活動費補助金	1,938	宅地耐震化調査事業	35,340
防犯灯電気料補助金	77,699	盛土等規制関連事業	45,966
客引き行為等対策事業	17,957	(⑥2月補正)	35,000)
消費者啓発事業	3,287	がけ地近接等危険住宅移転事業	7,685
スクール・キャンパス消費生活啓発事業	1,267	民間建築物耐震化促進事業	36,928
地域消費者サポーター育成事業	1,185	民間ブロック塀安全対策補助金	1,275
食品・環境衛生監視指導事業	4,671	消防音楽隊活動推進事業	237
食鳥検査事業	201	消防局人材育成事業	640
と畜検査機器整備事業	1,758	消防団活動用救護資機材等整備事業	4,812
臨床試験検査事業	7,695	消防車両等高性能化事業	245,185
(5) 命を守る危機管理・防災力の向上		資機材・装備安全高性能化事業	44,687
(新)桜島火山防災研究事業	19,974	救急業務高度化事業	27,056
(新)緊急消防援助隊活動拠点施設整備事業	16,529	ドクターカー運用事業	68,333
(拡)防災資機材等備蓄事業	3,595	救急需要対策事業	11,935
(拡)災害時し尿処理対策物資備蓄事業	1,392	消防緊急通信指令システム整備事業	88,225
(拡)救急救命士養成・研修及びメディカルコントロール体制の推進事業	18,944	消防救急デジタル無線運用事業	39,178
自主防災組織育成促進事業	6,433	防火協力会連合会助成金	2,400
避難行動要支援者避難支援等事業	5,765	安心安全マイホームの推進事業	507
原子力災害対策事業	10,791	火災予防思想啓発「消防スケッチ大会」事業	252
(⑥2月補正)	10,014)	雨水ポンプ場遠隔集中監視システム整備事業	111,180
災害対策本部機能強化事業	3,513	5. 豊かな個性を育み未来を拓く 誇りあるまち	
桜島大規模噴火対策事業	14,691	(1) 少子化対策・子育て支援の推進	
災害時非常用電源備蓄事業	3,366	(新)こどもまんなか応援サポーター事業	1,386
桜島火山爆発総合防災訓練の実施	3,274	(新)こどもの未来応援イベント開催事業	7,207
火山防災トップシフト推進事業	648	(新)桜島地域幼保一元化推進事業	6,249
火山防災教育推進事業	635	(新)乳児等通園支援準備事業	166
防災ラジオ運用事業	2,826	(拡)放課後児童健全育成事業	1,602,728
火山防災強化市町村連携事業	222	(拡)児童クラブ施設整備事業	60,401
災害時避難行動力向上事業	3,737	(拡)地域子育て支援センター事業	119,399
防災会議運営事業	218	(拡)放課後児童健全育成補助金	452,326
地域防災推進指導員設置事業	7,426	(拡)こども計画推進事業	1,140
		(拡)児童福祉施設整備費等補助金	732,135
		(拡)病児・病後児保育事業	211,884
		(拡)1歳児受入促進補助金	54,648

事業名	予算額	事業名	予算額
(拡)市立保育所改修事業	15,000	育児支援事業	4,014
(拡)多胎妊産婦サポーター事業	3,959	妊婦健康診査・健康相談事業	408,809
(拡)子どもすこやか安心ねっと事業	33,438	新生児・妊産婦訪問指導事業	15,619
乳幼児歯の健康づくり事業	35,402	こんには赤ちゃん事業	4,034
子ども達の歯と口の健康を守るための 歯科健診事業	12,878	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	5,973
骨髄移植等によるワクチン再接種助成 事業	981	妊娠・出産包括支援事業	111,006
風しん予防対策事業	9,608	ライフデザインセミナー開催事業	880
おたふくかぜ予防接種事業	30,443	産婦健康診査事業	40,941
親子つどいの広場運営事業	213,369	未来を守るミルク支給事業	3,071
子育てサークル支援事業	1,806	不育症治療費助成事業	2,903
すこやか子育て交流館管理運営等事業	140,603	不妊専門相談センター事業	296
子育て支援ネットワーク推進事業	1,135	産婦支援小児科連携事業	12,766
婚活サポート事業	20,232	母子健康手帳アプリ運用事業	2,040
イクボス推進会議開催事業	352	不妊治療費助成事業	57,621
出会いサポートイベント開催事業	3,465	(2) 子どもの健やかな成長への支援	
子育て支援施設整備事業	65,188	(新)こどもの居場所実態調査事業	3,487
子育て支援施設職員スキルアップ研修 事業	413	(新)子どもたちと鹿児島市を語る会開催 事業	627
高校生のためのライフデザインセミナ ー開催事業	759	(新)児童相談所人材育成事業	2,458
児童クラブICT化推進事業	18,615	(拡)子ども学習・生活サポート事業	18,132
結婚新生活スタートアップセミナー開 催事業	1,186	(拡)こども医療費助成事業	2,467,723
企業・団体間交流・出会いサポート事 業	2,539	(拡)こどもの居場所×学習機会づくり地 域支援補助金	3,279
子育て情報AIチャットボット活用事 業	3,130	(拡)養育費確保支援事業	1,408
児童クラブタブレット学習支援事業	37,238	(拡)児童相談システム導入事業	27,759
施設型給付費	22,153,482	(拡)児童相談所設置事業	750,014
私立保育所等補助金	789,271	出産・子育て応援事業	437,422
特別保育事業	779,337	家庭こども相談員設置事業	19,142
認可外保育施設補助金	31,776	児童扶養手当	3,148,961
保育コーディネーター配置事業	26,556	母子・父子自立支援員設置事業	21,097
関係機関等と連携した保育士確保事業	1,927	母子父子寡婦福祉資金償還対策事業	12,072
安全な保育環境充実事業	16,399	母子家庭等自立支援事業	97,751
施設等利用給付費等事業	828,401	ひとり親家庭等総合相談会事業	827
保育所等業務効率化推進補助金	24,415	子ども食堂サロン運営支援補助金	3,530
保育士等奨学金返済補助金	73,584	こどもの未来応援条例推進事業	811
保育士・保育所支援センター運営事業	13,200	児童虐待対策事業	1,495
保育士資格取得支援補助金	400	育児支援家庭訪問事業	6,234
保育士確保対策事業	42,095	ヤングケアラー支援事業	4,527
医療的ケア児受入推進事業	85,044	こども家庭支援ネットワーク構築事業	157
利用選考支援システム運用事業	2,346	子ども見守り強化事業	4,572
利用定員拡大促進補助金	8,500	子ども家庭見守り相談支援員設置事業	16,547
市立保育所ICT化推進事業	7,433	こどもの未来応援贈り物補助金	2,325
SMSを活用した保育所等情報発信事 業	836	子育て世帯訪問支援事業	1,435
給付費等申請クラウドシステム運用事 業	9,914	親子関係支援プログラム実施事業	278
保育所等設置支援補助金	168,420	こども相談サロン・フードパントリー 運営補助金	1,130
保育所等紙おむつ処理支援補助金	18,503	(3) 学校教育の充実	
市立保育所紙おむつ処理事業	6,168	(新)ワールドステップカフェ事業	432
民間保育士等処遇改善補助金	802,709	(新)物価高騰に係る学校給食費支援補助 金	322,413
市立保育所大型遊具等改修事業	62,537	(新)スクールサポート相談員配置事業	3,821
潜在保育士雇上強化補助金	16,270	(新)少年自然の家DX推進事業	328
保育所システム更新等推進補助金	13,320	(新)学校給食センター給食管理システム 整備事業	6,665
乳幼児健康診査事業	151,626	(拡)桜島学校整備推進事業	2,704
小児慢性特定疾病医療費助成事業	297,269	(拡)校舎建替事業	1,965,503
		(⑥2月補正	
		1,547,299)	

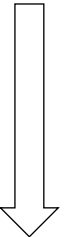
事業名	予算額	事業名	予算額
(拡)校舎・屋体等整備事業	4,463,809	フレンドルーム支援事業	10,806
(⑥2月補正 3,175,666)		いじめ問題等に係るスクールロイヤー 活用事業	2,264
(拡)学力検査の実施事業	24,667	新・郷中教育推進事業	45,192
(拡)特別支援教育体制推進事業	414,018	少年自然の家主催事業	3,504
(拡)部活動地域移行検討事業	18,937	次世代を切り拓く青少年育成事業	2,807
(拡)O I S T訪問科学技術研修事業	822	少年自然の家食堂管理運営業務委託事 業	4,235
(拡)個性あふれる学校づくり推進事業	16,935	教育の情報化推進事業	122,155
(拡)学校給食費等管理システム整備事業	26,868	デジタル教材整備事業	60,040
(拡)学校給食センター整備事業	56,938	学校給食センター施設設備機器整備事 業	93,314
(拡)学校プール共用化等検討事業	4,524		
(拡)フレンドステップ・メタバース支援 事業	8,832		
(拡)勤労青少年ホーム施設整備事業費	20,710	(4)生涯学習の充実	
(拡)少年自然の家施設整備事業	42,109	(新)生涯学習講座申込システム管理事業	2,112
(拡)ICT環境整備事業	1,063,347	学び広がる図書館の窓口運営事業	93,802
私立幼稚園等運営補助金	145,009	天文館図書館管理運営事業	172,758
就学援助事業	939,240	電子図書館サービス事業	6,901
母校応援ふるさと寄附金事業	2,701	校区公民館・地区コミュニティセンタ ー設備等整備事業	61,313
スクールロイヤー活用事業	1,901	学校支援ボランティア事業	45,025
電子黒板整備事業	45,770	地域公民館整備事業	51,745
校区外通学保護者交通費助成事業	614	生涯学習プラザ・男女共同参画センタ ー施設整備事業	111,746
母校応援ふるさと寄附金活用事業	791	親子体験活動支援事業	1,577
奨学資金返還対策事業	3,326	公民館講座等開催事業	18,024
よりよい教育環境づくり推進事業	393		
教職員住宅等管理事業	16,115		
学校空調設備整備事業	290,851	(5)市民文化の創造	
(⑥2月補正 228,245)		(新)市民文化ホール駐車場再整備検討事 業	7,300
学校施設整備単独事業	483,928	(新)近代文学館・メルヘン館収蔵資料公 開データベース整備事業	2,401
学校トイレ洋式化事業	214,954	(新)世界文化遺産登録10周年記念シン ポジウム開催事業	500
(⑥2月補正 121,681)		(拡)近代文学館及びメルヘン館施設整備 事業	99,891
(一部再掲)		(拡)市民文化ホール施設整備事業	1,648,991
学校運営協議会設置事業	10,727	(拡)地域の文化芸術サポート事業	3,320
市立高等学校活性化事業	575	(拡)科学館展示リニューアル事業	307,922
教員業務支援員配置事業	22,882	(拡)文化財保存事業	1,000
学校図書館運営事業	477,922	市民文化活動推進事業	19,359
学校校務支援事業	251,282	鹿児島芸術鑑賞事業	14,834
人権教育の推進事業	70	谷山サザンホール施設整備事業	108,580
国際理解教育の推進事業	197,625	文化財保護管理事業	2,557
就学支援等推進事業	9,045	郷土芸能保護事業	1,240
音楽等文化活動補助金	5,483	ふるさと文化財発見事業	580
特別支援教育保護者支援事業	1,266	世界遺産保全・活用事業	43,527
ワールドステップeラーニング事業	11,569	日本遺産魅力発信推進事業	1,206
未来探究プログラム推進事業	2,400	山紫水明の玉里邸庭園再生事業	8,432
学校保健事業	86,085	寺山炭窯跡リビングヘリテージ事業	2,410
性に関する指導推進事業	879	文化財保存活用地域計画作成事業	4,098
小学校プール施設整備事業	171,824	特別天然記念物・北限のメヒルギ再生 整備活用事業	3,014
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事 業	4,237	美術館企画展等の開催	48,195
学校給食施設設備整備事業（自校方式 校）	20,737	かごしま近代文学館・メルヘン館及び 美術館駐車場運営管理事業	2,210
学校給食業務委託事業（自校方式校）	147,217		
学校環境衛生検査実施事業	627		
教育相談の充実事業	85,873		
生徒指導の充実事業	6,857		
スクールソーシャルワーカー活用事業	25,622		
フレンドシップ支援事業	66,094		
フレンドシップ体験交流事業	1,147		
		6. 質の高い暮らしを支える 快適なま ち	

事業名	予算額	事業名	予算額
(1) 機能性の高い都市空間の形成			(⑥2月補正 62,000)
(新) まちなか建替え等促進事業	3,120	橋りょう長寿命化事業	281,989
(拡) まちなか夜間景観形成事業	4,702	主要渋滞箇所対策事業	47,900
(拡) 歩いて楽しめるまちづくり推進事業	11,581	みんなで目指す渋滞解消プラン策定事業	8,989
(拡) 加治屋町1番街区市街地再開発事業	283,552	道路台帳補正事業	26,940
路面電車観光路線検討事業	644	建築行為に伴う市道後退用地整備事業	9,629
鹿児島港港湾整備事業費負担金	563,623	道路照明灯LED化事業	20,000
	(⑥2月補正 97,475)	水道管路更新事業(水道事業特別会計)	2,579,450
都市計画関連事業	16,037	水道施設更新事業(水道事業特別会計)	1,123,278
かごしまコンパクトなまちづくりプラン推進事業	380	水道施設等整備拡充事業(水道事業特別会計)	740,556
かごしま団地みらい創造プラン推進事業	780	水道施設耐震化事業(水道事業特別会計)	130,866
屋外広告物による景観まちづくり事業	16,535	水道管路耐震化事業(水道事業特別会計)	656,142
次世代へつなぐ景観誘導事業	287		(⑥2月補正 375,378)
地域景観掘り起こし事業	320	水道施設長寿命化事業(水道事業特別会計)	76,458
景観づくり応援事業	300	河頭浄水場(甲系統の浄水施設)更新事業(水道事業特別会計)	24,572
都市景観施設マネジメント事業	42,541		(⑥2月補正 18,444)
市街地再開発促進事業	5,677	処理施設ストックマネジメント事業(公共下水道事業特別会計)	1,643,994
田上小学校周辺面的整備調査検討事業	12,643	污水管路施設ストックマネジメント事業	(⑥2月補正 677,314)
土地区画整理事業の推進	3,076,293	下水道地震対策事業(公共下水道事業特別会計)	291,540
	(⑥2月補正 104,126)		(⑥2月補正 238,440)
谷山第三地区地区界対策事業	21,000	処理施設改良事業(公共下水道事業特別会計)	1,673,689
地籍調査事業	108,932	污水管路施設改良事業(公共下水道事業特別会計)	
	(⑥2月補正 7,172)	雨水施設ストックマネジメント事業(公共下水道事業特別会計)	1,605,800
雨水貯留施設整備事業	668,670	雨水管きよ整備事業(既成市街地)	223,420
(2) 暮らしやすい生活基盤の構築		雨水管きよ整備事業(土地区画整理事業区域)	254,060
(新) 市営住宅再編による団地等活性化事業	1,524,540		(⑥2月補正 161,000)
	(⑥2月補正 688,591)	企業会計への繰出金(水道局)	2,909,198
(新) 市営住宅昇降機防災対策改修事業	32,659	(3) 市民活動を支える交通環境の充実	
(新) 広木駅前駐車場改修事業	1,386	(新) 併用軌道部軌道構造改良事業(交通事業特別会計)	25,048
(拡) 本庁舎基幹機能維持事業	174,852	(新) 運転士異常時列車停止装置設置事業(交通事業特別会計)	15,020
(拡) 空き家等対策事業	48,350	(新) 電車安全輸送向上事業(交通事業特別会計)	103,341
(拡) 住宅確保サポート事業	1,414	(新) 大型自動車第二種運転免許取得支援事業	1,200
本庁舎改修・補修等事業	306,575	(新) 電車車内広告デジタルサイネージ導入事業	2,007
郡山支所敷地内防草シート設置事業	2,596	(拡) 公共交通ビジョン推進事業	6,004
浄化槽整備事業補助金	70,433		
水道未編入組合編入促進事業	28,732		
公園施設(橋梁)長寿命化事業	7,500		
住居表示実施事業	21,366		
安全安心住宅ストック支援事業	39,280		
空家活用アドバイザー派遣事業	100		
子育て世帯住替支援事業	5,050		
市営住宅建替手法検討事業	7,500		
公共建築物ストックマネジメント事業	13,313		
公共建築物省エネルギー推進事業	3,967		
道路災害防止事業	774,336		
無電柱化推進計画事業	425,533		
幹線道路整備事業など6事業	1,478,719		
	(一部再掲)		
道路、橋りょうの整備	1,325,734		
交通安全施設整備事業	1,020,794		
市道バリアフリー推進事業	25,700		
道路ストック修繕事業	649,338		

事業名	予算額	事業名	予算額
(拡)公共交通不便地における持続可能な交通手段調査検討事業	9,968	都市計画道路調査事業	7,550
(拡)地域公共交通ネットワーク再構築検討事業	20,000	街路事業	255,062
(拡)企業会計への繰出金（交通局、船舶局）	1,000,882	都市計画道路網再編事業	20,899
(拡)併用軌道電車線柱及び電車線長寿命化事業	28,954	市電・市バス運賃クレジットカードタッチ決済事業	18,981
(拡)九州Ma a S事業（交通事業特別会計）	2,239	乗合バス更新事業（交通事業特別会計）	28,141
公共交通不便地対策事業	197,111	渡り線その他分岐器交換事業（交通事業特別会計）	288,037
廃止バス路線対策事業	33,876	併用軌道交差点改良事業（交通事業特別会計）	174,595
交通バリアフリー基本構想推進事業	136	専用軌道土留擁壁等改良事業（交通事業特別会計）	3,716
在来線の利用促進	142	1000形ブレーキ装置空制化事業（交通事業特別会計）	53,386
路線バス廃止地域支援事業	2,138	電車車内蛍光灯LED化事業（交通事業特別会計）	18,387
路線バス・タクシー運転者確保対策事業	1,000	バス運行データ分析事業（交通事業特別会計）	3,327
地域主体型コミュニティ交通運行支援モデル事業	500	桜島フェリー施設長寿命化計画推進事業（船舶事業特別会計）	35,495
自転車ネットワーク形成事業	20,900		
東西幹線・南北幹線道路の整備促進	730		

3 市町村合併

平成16年11月1日、鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の1市5町が合併し、人口約60万人を擁する「新生鹿児島市」が誕生した。

年 月 日	主 な 出 来 事
平成11年 8月 平成12年 12月22日 平成13年 5月8日 5月29日	自治事務次官通知「市町村の合併の推進についての指針の策定について」 鹿児島県市町村合併推進要綱の策定（合併パターンの作成） 「鹿児島地区市町村合併調査研究会（案）」設置についての関係首長の会 鹿児島地区市町村合併調査研究会（1市5町2村）の設置 第1回鹿児島地区市町村合併調査研究会  計5回の開催
11月29日 平成14年 1月15日 3月～8月 8月26日 9月6日 9月7日 9月18日 11月21日 12月3日	第5回鹿児島地区市町村合併調査研究会 鹿児島地区市町村合併調査研究会の関係首長の会 市町村合併住民意識調査の実施 （1市5町2村それぞれで実施）  計3回の開催 鹿児島地区市町村合併調査研究会の関係首長の会 鹿児島地区市町村合併調査研究会の解散（1市5町の枠組み確認） 鹿児島地区合併準備協議会（案）の関係首長の会 鹿児島地区合併準備協議会の設置 鹿児島地区合併準備協議会幹事会の設置 第1回鹿児島地区合併準備協議会 第1回鹿児島地区合併準備協議会幹事会 第1回関係首長の会 計4回の開催 第2回関係首長の会 鹿児島地区合併協議会設置議案の議決（1市5町）  計12回の開催
平成15年 1月10日 1月17日 1月21日 1月23日 1月24日 1月31日	第3回関係首長の会 第4回鹿児島地区合併準備協議会 第4回関係首長の会 鹿児島地区合併協議会の設置 第1回鹿児島地区合併協議会  第12回鹿児島地区合併準備協議会幹事会
平成16年 3月3日 4月8日 6月28日 7月16日 10月18日 10月31日 11月1日	第15回鹿児島地区合併協議会・合併協定調印式 1市5町それぞれの平成16年第1回定例会での合併関係議案の議決  県知事への廃置分合申請 県知事からの廃置分合決定書の交付 総務大臣告示（合併の効力発生） 鹿児島市議会における合併関連議案の議決（10/12・18・22） 第19回鹿児島地区合併協議会 鹿児島地区合併協議会の廃止 合併施行・新生鹿児島市の誕生

4 シティプロモーション

まちの魅力や価値の発掘・創造・磨き上げを行い、国内外に発信することにより、都市イメージを高めるとともに、まちを想い積極的に関わろうとする“鹿児島ファン”の拡大に取り組む。

(1) 第二期鹿児島市シティプロモーション戦略ビジョン

- ブランドメッセージ あなたとわくわく マグマシティ
- 計画期間 令和4年から令和8年度までの5年間
- 戦略

① ターゲットゾーン別アプローチ

ターゲットとする人々の本市への関わり・想いが高まるよう働きかけ、交流人口ゾーンから関係人口ゾーン、市民・定住人口ゾーンへ引き上げを図る。

② 重点ブランディング

本市の多彩な素材の中から、特に重点的に取り組むテーマを設定して集中的に展開し、都市イメージの確立を目指す。

(令和6年～8年度のテーマは“日本近代化を進めた歴史と文化”)

(2) 主な取組

○ 都市ブランディング

市・市民・事業者がともに地域資源の魅力を再認識し、本市ならではのストーリーを付加して、その価値を磨き、定着を図ることで都市イメージを高める。

○ シビックプライド醸成

楽しみながら、まちを想う体験を積み重ねることで地域への愛着を高め、シビックプライドの醸成を図る。

○ 関係人口の拡大・深化

本市に興味・関心を持つ人をさらに拡大するとともに、その想いを継続的にまちにつなぎ、ネットワーク化を進めるなど関係性の深化を図る。

5 鉄道・航空

(1) 在来線鉄道等

本市の在来線鉄道網は、鹿児島本線、日豊本線及び指宿枕崎線によって構成され、通勤通学輸送はもとより、沿線地域の振興開発及び観光客誘致等に大きな役割を果たしていることから、ダイヤ改善や列車のスピードアップなど輸送サービスの改善を求めつつ、利用実績の向上を図りながら、県鉄道整備促進協議会等を通じて輸送力の増強を関係機関に要請していく。

① 市内主要駅1日あたりの乗車人員数

駅名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
鹿児島中央駅	14,013人／日	14,895人／日	17,321人／日	19,437人／日
鹿児島駅	1,330人／日	1,392人／日	1,491人／日	1,679人／日

谷 山 駅	2,546人／日	2,640人／日	2,956人／日	3,241人／日

② 在来線鉄道等における主なサービス改善状況

ア 列車の増発

路 線 名	昭和62年	令和7年	増 減	備 考
九州新幹線	0本	76本	76本	
鹿児島本線	74本 (26本)	82本 (1本)	8本 (△25本)	() 内は特急列車
日 豊 本 線	69本 (8本)	81本 (21本)	12本 (13本)	() 内は特急列車
指宿枕崎線	62本 (6本)	96本 (13本)	34本 (7本)	() 内は特急及び快速列車

※新幹線は臨時便等を含まない。在来線は、市域を運行する便のみ。

イ 新幹線、特急列車による所要時間短縮

路 線 名	区 間	昭和62年	令和7年	短縮時間	備 考
鹿児島本線	鹿児島中央－博多	4時間36分	1時間16分	△3時間20分	新 幹 線
日 豊 本 線	鹿児島中央－宮崎	2時間10分	2時間02分	△ 8分	特急列車
指宿枕崎線	鹿児島中央－指宿	1時間17分	51分	△ 26分	特急列車

ウ 新駅設置

路 線 名	設 置 駅 名 (設置年月)
鹿児島本線	広木駅 (平成21年3月), 神村学園前駅 (平成22年3月)
日 豊 本 線	錦江駅 (昭和61年3月), 始良駅 (昭和63年3月), 仙巖園駅 (令和7年3月)
指宿枕崎線	郡元駅 (昭和61年12月), 宇宿駅 (昭和61年12月), 慈眼寺駅 (昭和63年3月)

エ 新型車両の投入

路 線 名	車 両 型 式	投入時期等
九州新幹線	九州新幹線つばめ (800系) 九州新幹線つばめ (新800系) 九州新幹線 (N700系)	平成16年3月 平成21年8月 平成23年3月
鹿児島本線	近郊型普通列車 (817系)	平成15年10月
日 豊 本 線	近郊型普通列車 (817系) 特急きりしま (787系) 転用	平成15年10月 平成23年3月
指宿枕崎線	なのはな型 (キハ200形) 特急「指宿のたまて箱」 (キハ47形) 改造車両	平成4年7月 平成23年3月

③ 鉄道在来線の整備状況

路線名	区分	区間	延長	複線化済	複線化率	電化率
鹿児島本線	全線	鹿児島ー川内八代ー門司港	281.6km	265.0km	94.1%	100%
	県内	鹿児島ー川内	49.3km	32.7km	66.3%	100%
日豊本線	全線	鹿児島ー小倉	462.6km	119.7km	25.9%	100%
	県内	鹿児島ー財部	63.2km	0km	0%	100%
指宿枕崎線	全線	鹿児島中央ー枕崎	87.8km	0km	0%	0%
肥薩おれんじ鉄	全線	川内ー八代	116.9km	8.7km	7.4%	100%
	県内	川内ー米ノ津	55.6km	0km	0%	100%

(備考) 鹿児島本線の県内複線化済区間は、鹿児島ー東市来(26.4km)、串木野ー木場茶屋(6.3km)

(2) 九州新幹線鹿児島ルート

九州新幹線鹿児島ルートは、社会・経済・文化の各面における活発な交流を図るうえで大きな役割を果たしていることから、新幹線効果の持続を図り、地域特性を生かした観光・交流の推進に取り組む。

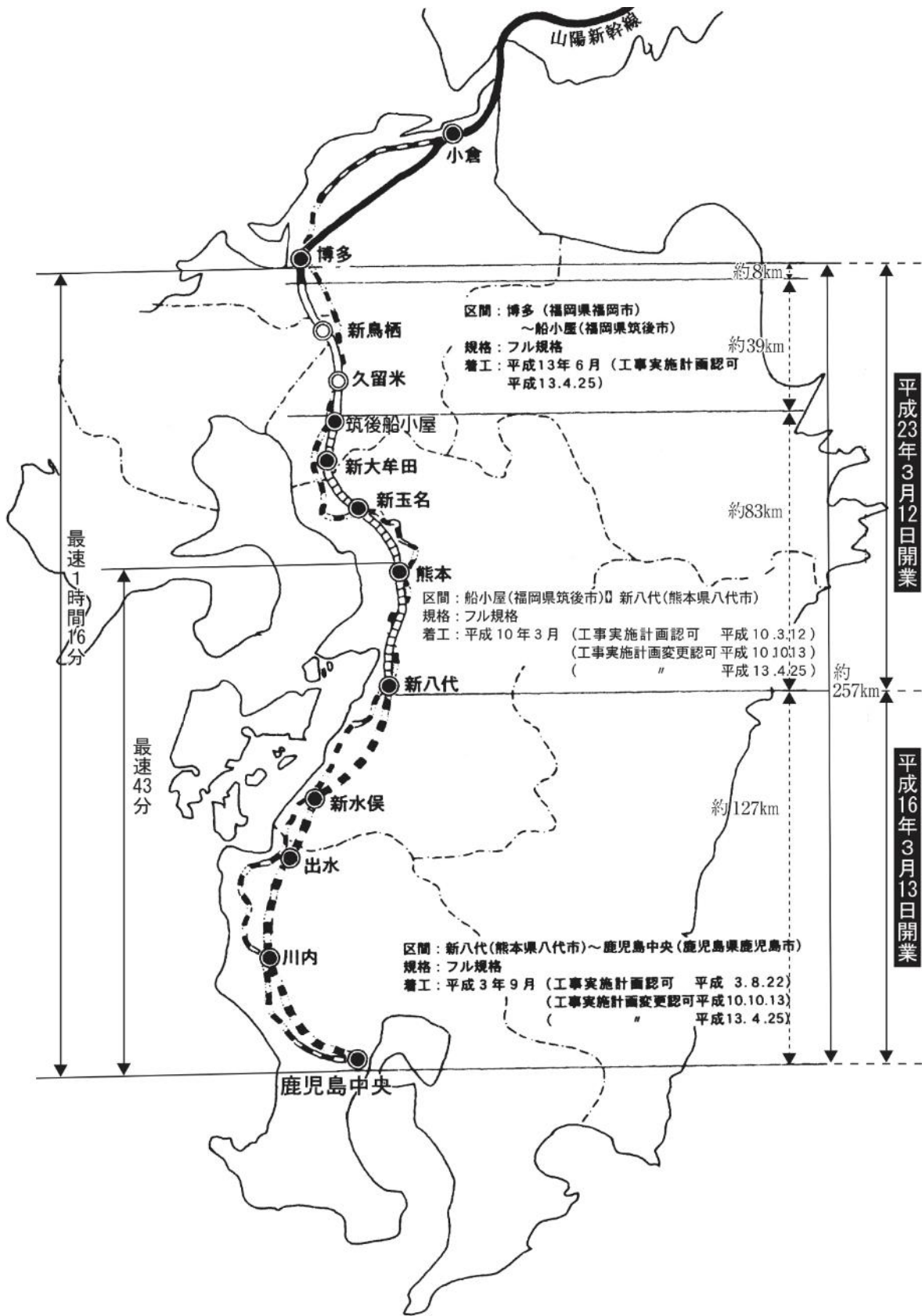
① 経過

昭和45年5月	全国新幹線鉄道整備法制定
昭和47年6月	基本計画の決定
昭和48年11月	整備計画の決定
昭和59年3月	駅・ルート案の公表
昭和61年8月	工事実施計画の認可申請
昭和61年12月	駅周辺環境整備事業の起工式(西鹿児島駅及び熊本駅)
昭和63年3月	西鹿児島駅構内自由通路の完成
平成3年8月	西鹿児島・八代間の工事実施計画の認可
平成3年9月	建設工事起工式
平成4年10月	西鹿児島ステーション開発株式会社の設立
平成4年10月	九州新幹線西鹿児島駅緊急整備事業の起工式
平成8年6月	九州新幹線西鹿児島駅緊急整備事業竣工・西鹿児島駅移転合同開業式
平成10年3月	新八代・船小屋間の工事実施計画認可及び建設着工
平成13年6月	船小屋・博多間の着工
平成16年3月	鹿児島中央・新八代間の開業(西鹿児島駅を鹿児島中央駅へ改称)
平成23年3月	全線開業

② 九州新幹線鹿児島ルート概要

	鹿児島中央・新八代間	新八代・博多間
線路延長	126.8km（工事延長127.6km）	130.0km（工事延長121.1km）
停車駅	鹿児島中央，川内，出水，新水俣，新八代	新八代，熊本，新玉名，新大牟田，筑後船小屋，久留米，新鳥栖，博多
規格種別	フル規格（標準軌（1,435ミリ）のレール）	
工事費	6,290億円（完成額）	8,920億円（平成21年8月認可額）
開業時期	平成16年3月13日	平成23年3月12日
速度	設計最高速度260km／時	
所要時間	・鹿児島中央・博多間 最速1時間16分 ・鹿児島中央・熊本間 最速43分 ・鹿児島中央・新大阪間 最速3時間41分	
運行本数	・鹿児島中央→博多 1日38本（うち24本は新大阪まで） ・博多→鹿児島中央 1日40本（うち24本は新大阪から） ※鹿児島中央駅を発着する便に限る。 ※臨時便及び休日運行便を含まない。	

九州新幹線鹿児島ルート概要図



(3) 航 空

鹿児島空港は、昭和32年7月から15年間、市内郡元町（現在の鴨池ニュータウン）に置かれていたが、航空機の大型化、ジェット化等により、市街地では手狭になったため、昭和47年4月1日、本市の北東約30kmに位置する始良郡十三塚原に移転し、新しい空港として生まれ変わった。乗降客数は、令和6年度は年間約573万人（速報値）となり新型コロナウイルス流行前の水準まで戻りつつある。

鹿児島を拠点とする空路網は、国内線が東京、大阪、中部、福岡、那覇など全国主要都市部並びに奄美など県内離島を含め17路線、1日約往復83便が運航し、また国際線はソウル線、上海線、台北線、香港線の4路線が週約往復16便運航されている。

また、利用客の増大に伴って、サービス面では、ダブルトラッキング（1路線2社就航）やトリプルトラッキング（1路線3社就航）の実現が図られている一方、施設面では、昭和55年10月から従来の滑走路が3,000mに延長されたのに続き、昭和57年4月には、国際化に対処するため、国際線旅客ターミナルビルが開設、平成6年12月には国内線旅客ターミナルビルが、また平成9年12月と令和2年7月には国際線旅客ターミナルビルが拡張されるなど、「日本の南の拠点空港」としての空港機能の整備が図られている。

※路線・便数等はエアライン各社から鹿児島空港事務所への令和7年度夏ダイヤに関する届出をもとに記載

① 空港概要

飛行場名 鹿児島空港（拠点空港「国管理空港」、昭和47年開港）

所在地 鹿児島県霧島市溝辺町

面積 1,943,579㎡（告示面積）

基本施設 ○着陸帯 3,120×300m
○滑走路 3,000×45m
○誘導路 2,981×23～34m
○エプロン 256,068㎡（35スポット）
○駐車場 1,937台

ターミナル施設

- 国内線旅客ターミナルビル本館
年間800万人の旅客に対応できる施設 延床面積36,725.39㎡（荷捌き上屋、ゴミック、連絡通路含まず）
鉄筋コンクリート造、地下一階地上五階建
別館 鉄骨造、二階建 延床面積2,103.67㎡
- 国際線旅客ターミナルビル（昭和57年4月開設）
C I Q（税関、出入国管理、検疫）
鉄筋コンクリート造、三階建 延床面積10,912.95㎡
- 貨物ターミナルビル 延床面積5,816.32㎡
- ビジネスジェット専用施設「桜島」
ラウンジスペース、専用C I Q施設、保安検査場 他
鉄骨造、平屋建 延床面積224.6㎡

② 利用状況

年度 区分			令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
旅 客 数	国際線	乗降客（人）	327,219	387	0	11,302	74,960	189,806
		通過客（人）	0	0	0	0	0	0
		計（人）	327,219	387	0	11,302	74,960	189,806
	国内線	乗降客（人）	5,434,307	1,833,583	2,677,894	4,667,519	5,474,879	5,541,077
	計（人）		5,761,526	1,833,970	2,677,894	4,678,821	5,549,839	5,731,176
貨 物	国 際 線（t）		1,723	748	193	334	175	698
	国 内 線（t）		24,200	11,526	14,324	16,741	15,826	17,208
	計（t）		25,923	12,274	14,517	17,075	16,001	17,277
郵便物（国内のみ）（t）			2,294	1,643	1,716	1,777	1,772	1,676
着 陸 回 数（回）			34,252	21,805	26,624	32,728	32,695	31,682

※令和6年度は速報値

③ 路線概況

（令和7年4月1日現在）

※路線・運行回数等はエアライン各社から鹿児島空港事務所への令和7年度夏ダイヤに関する届出をもとに記載

ア 国内線 17路線 83往復／日

路線	1日の運航回数
羽田	22往復（ANA/JAL/SNJ/SKY）
成田	1往復（JJP）
静岡	1往復（FDA）
中部	5往復（ANA/SKY/SNJ）
伊丹	14往復（ANA/IBX/JAL）
神戸	3往復（SKY）
関西	2往復（APJ）
松山	1往復（JAC）
福岡	1往復（JAC）
種子島	4往復（JAC）
屋久島	5往復（JAC）
奄美大島	11往復（JAC/JAL/SKY）
喜界島	2往復（JAC）
徳之島	5往復（JAC/JAL）
沖永良部	3往復（JAC）
与論	1往復（JAC）
那覇	2往復（SNJ）

※季節運航を除く。

就航航空会社 9社（うちLCC2社）

ANA	全日本空輸
JAL	日本航空
JAC	日本エアコミューター
SNJ	ソラシドエア
FDA	フジドリームエアラインズ
SKY	スカイマーク
IBX	アイベックスエアラインズ
APJ	ピーチアビエーション
JJP	ジェットスター・ジャパン

イ 国際線 4 路線 16 往復／週 : 5 社 (うち L C C 1 社)

路線	運航回数		会社
ソウル	週 4 便	月・水・金・土	大韓航空 〔H2.5.29 就航 (日本航空共同運航)〕
	※ 2025 年 夏期 ダイヤ届出無し		イースター航空 〔H29.11.1 就航〕
	週 3 便	火・木・土	チェジュ航空 〔H30.1.6 就航〕
上海	週 2 便	火・木*・土	中国東方航空 〔H14.8.28 就航 (日本航空共同運航)〕 *7/10～8/23
台北	週 3 便	火・木・土	チャイナエアライン 〔H24.3.25 就航〕
香港	週 4 便	月・水・金・日	香港航空 〔H26.3.30 就航〕 ※月は12/23～
	※ 2025 年 夏期 ダイヤ届出無し		香港エクスプレス 〔H28.7.11 就航〕

チャーター便運航実績

プサン, バンコク, ナポリ, ミラノ, ホノルル, ハノイ, ドンムアン,
インチョン, プサン, 台北など

6 公共交通（バス交通）の維持・確保対策

市民の買物、通院など日常生活における交通手段を確保するため、バス事業者への運行経費の一部補助やコミュニティバス等の運行を行う。

(1) バス運行対策費補助金

輸送人員の減少により路線維持が困難となっている地域間幹線系統を運行するバス事業者に対して国・県と協調し、経費の一部を補助している。

令和2年度に鹿児島県バス対策協議会において地域間幹線系統として認められ、補助の対象となっている路線は県内に65系統あり、令和5年度分の国、県、県内市町の補助金の交付額は次のとおりである。

国	228,597千円
鹿児島県	228,597千円
県内市町 (うち鹿児島市)	205,909千円 (29,412千円)
計	663,103千円

このうち、令和5年度に鹿児島市が補助金を交付した系統は次のとおりである。

系 統	運行事業者名	利用者数	補助金額
鹿児島～川辺～枕崎（特急）	鹿児島交通㈱	45,332人	846千円
鹿児島～指宿～ホテル～山川栈橋（普通）	鹿児島交通㈱	99,092人	3,911千円
鹿児島～中央駅前～新屋敷～川辺高校～枕崎	鹿児島交通㈱	71,587人	1,198千円
指宿いわさきホテル～指宿～道の駅喜入～知覧～武家屋敷入口	鹿児島交通㈱	44,447人	734千円
鹿児島中央駅～隼人駅・日当山・医療センター～重久車庫	鹿児島交通㈱	65,406人	1,431千円
鹿児島中央駅～自衛隊・国分～重久車庫	鹿児島交通㈱	85,667人	910千円
鹿児島駅～野田・島平～川内営業所	鹿児島交通㈱	47,729人	1,487千円
鹿児島駅～伊集院・島平～川内営業所	鹿児島交通㈱	60,283人	1,185千円
鹿児島駅～伊集院・島平～串木野	鹿児島交通㈱	74,903人	2,118千円
鹿児島駅～鹿児島中央駅～薩摩郡山～宮之城	J R九州バス㈱	167,355人	5,557千円
鹿児島駅～川田～岩戸口～薩摩郡山	J R九州バス㈱	123,459人	10,035千円
鹿児島駅～鹿児島中央駅～明桜館高校前～薩摩郡山	J R九州バス㈱	86,983人	0千円
計		972,243人	29,412千円

（注）補助対象期間及び利用者数は、令和4年10月1日～令和5年9月30日

(2) 東白浜～黒神口間バス運行負担金

高免・黒神地区等の地域住民の日常生活における交通手段を確保するため、代替バスの運行を行う。

【令和5年度の運行状況】

系 統	運行事業者名	利用者数	負担金額
東白浜～黒神口間代替バス (東白浜～古河良間を含む)	市交通局	2,334人	20,008千円

(3) 廃止バス路線対策事業

バス路線の廃止に伴う地域住民の日常生活における代替交通手段を確保するため、廃止路線代替バスの運行を行う。

【令和5年度の運行状況】

系 統	運行事業者名	利用者数	補助金額
皆与志・犬迫方面代替バス(12系統)	鹿児島交通(株)	167,492人	28,147千円
加世田方面(1系統)	鹿児島交通(株)	3,526人	1,357千円
桜島垂水方面(1系統)	鹿児島交通(株)	25,415人	12,391千円
計		196,433人	41,895千円

※加世田方面及び桜島垂水方面の補助対象期間及び利用者数は、令和4年10月1日～令和5年9月30日

(4) 公共交通不便地対策事業

本市の公共交通の不便な地域において、地域住民の日常生活における交通手段を確保するため、コミュニティバスあいばす等の運行を行う。

【令和5年度の運行状況】

地域名等	運行事業者名	利用者数	補助金等
①吉野地域あいばす	南国交通(株)	14,162人	16,335千円
②谷山地域あいばす	鹿児島交通(株)	15,670人	12,296千円
③喜入地域あいばす	鹿児島交通(株)	7,733人	12,635千円
④伊敷東部地域あいばす	南国交通(株)	9,973人	16,050千円
⑤伊敷西部地域あいばす	鹿児島交通(株)	11,886人	16,449千円
⑥谷山北部地域あいばす	鹿児島交通(株)	16,240人	16,309千円
⑦谷山南部地域あいばす	鹿児島交通(株)	22,532人	16,354千円
⑧吉田地域あいばす	南国交通(株)	5,498人	17,692千円
⑨松元地域あいばす	南国交通(株)	10,506人	20,715千円
⑩郡山地域あいばす	鹿児島交通(株)	10,419人	20,048千円
⑪小原地域あいばす	市交通局	4,132人	13,007千円
吉野南部地域(吉野循環バス)	南国交通(株)	1,634人	2,601千円
乗合タクシー(錫山)	鹿児島市タクシー協会	1,566人	2,793千円
乗合タクシー(常盤)	鹿児島市タクシー協会 (株)南州タクシー	588人	405千円
乗合タクシー(喜入瀬々串)	鹿児島市タクシー協会	2,152人	2,415千円
乗合タクシー(松元平田)	鹿児島市タクシー協会	129人	221千円
乗合タクシー(平川古屋敷)	鹿児島市タクシー協会	269人	204千円
乗合タクシー(小野・伊敷)	鹿児島市タクシー協会 (株)南州タクシー	370人	242千円
計		135,459人	186,770千円

※番号(①～⑪)はあいばすの車両番号。

※吉野南部地域については磯山コース全5便のうち、本市が補助を行う2便の実績

(5) 路線バス廃止地域支援事業

民間路線バスが廃止された地域において、地域住民の交通手段を確保するため、廃止されたバス停跡地から近隣のバス停や最寄りの交通結節点等まで乗合タクシーの運行を行う。

【令和5年度の運行状況】

地域名	運行事業者名	利用者数	借上料
坂元・上竜尾地域	鹿児島市タクシー協会 (株) 南 州 タ ク シ ー	1,198人	910千円
田上5丁目地域	鹿児島市タクシー協会	129人	70千円
森山団地・西紫原台地域	鹿児島市タクシー協会	0人	0千円
永吉団地地域	鹿児島市タクシー協会	849人	465千円
唐湊地域	(株) 南 州 タ ク シ ー	234人	145千円
計		2,410人	1,589千円

※唐湊地域は、令和5年9月から運行開始

(6) 路線バス等運行維持支援補助金

新型コロナウイルス感染症の影響及び物価高騰等により、深刻な打撃を受けている公共交通機関である民間路線バス及びタクシーの事業者に対し、感染症拡大防止の徹底及び路線バス等の運行維持を図るため、補助金を交付する。

◎対象者

- ① 本市に本店又は営業所を置く民間路線バス事業者
- ② 本市に本店又は営業所を置くタクシー事業者

◎補助金の額

- ① 市内の営業所に配置する路線バス事業用車両1台につき5万円

(注) 路線バス事業用車両とは、路線定期運行を行うバスのうち、定期観光バス等を除いたもの

- ② 市内の営業所に配置するタクシー車両1台につき1万5千円

【令和5年度の補助実績】

① 路線バス

事業者名	車両台数	補助金額
鹿児島交通(株)	233台	11,650千円
南国交通(株)	175台	8,750千円
J R 九州バス(株)	10台	500千円
計	418台	20,900千円

② タクシー

事業者名	車両台数	補助金額
法人タクシー	1,494台	22,410千円
個人タクシー	204台	3,060千円
計	1,698台	25,470千円

(7) 公共交通不便地における持続可能な交通手段調査検討事業

公共交通不便地における持続可能な交通手段を検討するため、A I オンデマンド交通の実証実験や地域住民の意向調査等を実施し、見直し方針の作成等を行う。

【令和6年度の主な事業実績】

公共交通不便地における交通手段の見直し方針作成に向けた調査検討を行った。

① 公共交通不便地における持続可能な交通手段調査検討会

委員構成：学識経験者3名，行政職員3名

実施概要：検討会4回開催

実証実験実施内容や公共交通不便地における持続可能な交通手段見直し方針（素案）等について意見聴取

② A I オンデマンド交通実証実験

エリア：谷山地域あいばす運行エリア

実施期間：10月1日～12月30日（78日）

運行日時：月～土曜日 9時～17時

料 金：公共交通不便地停留所⇄まちなか停留所・公共交通不便地停留所
大人200円，小人100円

まちなか停留所⇄まちなか停留所 大人500円、小人250円

実 績：会員登録 357名

利用者数 379名

③ 地域住民の意向調査等

公共交通不便地域の住民を対象にアンケート調査や地域懇話会を開催

(8) 路線バス・タクシー運転者確保対策事業

路線バスやタクシーの運転者不足への対応のため，県外からの移住者に対し就職奨励金を給付する。

(9) 地域公共交通ネットワーク再構築検討事業

地域公共交通ネットワークの再構築を図るため，官民が連携して取り組む利便増進実施計画の策定等を行う。

【令和6年度の主な事業実績】

利便増進実施計画の策定に向けて，移動実態調査等の基礎調査を行った。

① 現況バス路線等の整理

バス路線の運行ルートや運行頻度，交通結節機能等に加え，鉄道，路面電車，フェリー等の様々な移動手段について現状を整理

② 地域特性の把握

国勢調査や携帯電話位置情報データ等を活用して地域特性の現状を把握

③ 利用実態調査の実施

市民の外出移動の実態やニーズ，公共交通の利用状況等をアンケート調査により把握

(10) 相乗りタクシー実証実験事業

運転者不足等により公共交通の供給力減少が顕在化している夜間帯において、中心市街地から対象団地等に帰宅する方を対象に、タクシー「シェア乗り」（相乗り）の実証実験を行った。

【令和6年度の事業実績】

エ リ ア：【乗車場所】

中心市街地エリア内

【降車場所（対象団地等）】

・伊敷団地、岡之原団地、伊敷ニュータウン、西玉里団地、伊敷ニュータウンひがし台、玉里団地、原良団地、武岡団地、武岡ハイランド、武岡ピュアタウン、武岡台、西郷団地、吉野地域の一部

実施期間：令和7年1月20日～3月30日（70日）

運行日時：月～日曜日 21時～26時

料 金：相乗り人数や移動距離に応じて割り勘

実 績：会員登録 68名

運行回数 24件（うち相乗り1件）

(11) 地域主体型コミュニティ交通運行支援モデル事業

地域交通の利便性を確保するため、地域が自主的に取り組むコミュニティ交通の運行を支援するモデル事業を実施する。

【令和6年度の事業実績】

支援地域：1地域（桜島地域）

補助額：約177千円

財務

1	予算資料	74
2	市 債	78
3	決算資料	79
4	市有財産	80
5	市 税	82

令和7年度
かごしま市予算のすがた



マグマシティ PR キャラクター
火山の妖精 マグニヨン

つながる人・まち 彩りあふれる 躍動都市・かごしま

▶かごしま市予算のすがた

財 務

各会計の令和7年度の当初予算は、一般会計2,953億5,600万円、8特別会計1,355億800万円、6企業会計833億8,100万円で総額5,142億4,500万円となり、令和6年度当初予算と比較して175億8,400万円、3.5%の増である。

令和7年度当初予算における一般会計の財政構造は、歳出面においては扶助費（37.9%）、人件費、公債費の義務的経費が61.3%となっており、一方、歳入面においては、市税、使用料及び手数料等の自主財源が39.3%で、地方交付税（12.9%）、国、県支出金等の依存財源は60.7%となっている。

1 予算資料

(1) 各会計別歳入歳出予算総括表

（単位：千円，％）

年 度 会計別		令和6				令和7	
		当初予算額	構成比	最終予算額	構成比	当初予算額	構成比
一 般 会 計		282,524,000	56.9	310,857,891	58.6	295,356,000	57.4
特 別 会 計		135,772,000	27.3	139,767,314	26.3	135,508,000	26.4
内 訳	土 地 区 画 整 理 事 業 清 算	200	0.0	200	0.0	200	0.0
	中 央 卸 売 市 場	1,110,100	0.2	1,101,314	0.2	1,168,000	0.2
	地 域 下 水 道 事 業	126,600	0.0	126,600	0.0	106,200	0.0
	桜 島 観 光 施 設	115,100	0.0	115,100	0.0	131,200	0.0
	国 民 健 康 保 険 事 業	65,979,700	13.3	69,776,871	13.1	64,028,100	12.5
	介 護 保 険	57,398,700	11.6	57,603,608	10.9	58,989,200	11.5
	後 期 高 齢 者 医 療	10,794,400	2.2	10,796,421	2.0	10,957,200	2.2
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	247,200	0.0	247,200	0.1	127,900	0.0
企 業 会 計		78,365,000	15.8	80,214,691	15.1	83,381,000	16.2
内 訳	病 院 事 業	30,926,000	6.2	32,078,682	6.0	32,832,000	6.4
	交 通 事 業	5,608,000	1.1	5,764,968	1.1	6,330,000	1.2
	水 道 事 業	19,106,800	3.9	19,355,168	3.7	20,316,300	3.9
	工 業 用 水 道 事 業	8,800	0.0	8,800	0.0	18,300	0.0
	公 共 下 水 道 事 業	19,305,400	3.9	19,579,268	3.7	20,399,400	4.0
	船 舶 事 業	3,410,000	0.7	3,427,805	0.6	3,485,000	0.7
合 計		496,661,000	100.0	530,839,896	100.0	514,245,000	100.0

(2) 一般会計款別比較

(歳入)

(単位：千円，%)

区分	年度 款別	令和6				令和7	
		当初予算額	構成比	最終予算額	構成比	当初予算額	構成比
自主財源	市税	88,578,534	31.3	89,898,534	28.9	92,802,135	31.4
	分担金及び負担金	1,250,196	0.4	999,743	0.3	1,052,559	0.4
	使用料及び手数料	5,762,034	2.0	5,735,480	1.8	5,986,653	2.0
	財産収入	288,285	0.1	628,428	0.2	545,069	0.2
	寄附金	2,155,892	0.8	2,377,854	0.8	2,977,044	1.0
	繰入金	10,128,872	3.6	10,752,210	3.5	7,198,846	2.5
	繰越金	2,738,606	1.0	5,301,495	1.7	1,823,967	0.6
	諸収入	2,776,097	1.0	4,207,274	1.4	3,563,036	1.2
	計	113,678,516	40.2	119,901,018	38.6	115,949,309	39.3
依存財源	地方譲与税	1,907,000	0.7	1,760,000	0.6	1,849,000	0.6
	利子割交付金	20,000	0.0	20,000	0.0	30,000	0.0
	配当割交付金	252,000	0.1	399,000	0.1	408,000	0.1
	株式等譲渡所得割交付金	296,000	0.1	540,000	0.2	524,000	0.2
	法人事業税交付金	1,016,000	0.4	1,154,000	0.4	1,124,000	0.4
	地方消費税交付金	15,148,000	5.4	15,711,000	5.1	15,249,000	5.2
	コルフ場利用税交付金	50,000	0.0	50,000	0.0	50,000	0.0
	環境性能割交付金	101,000	0.0	101,000	0.0	108,000	0.0
	地方特例交付金	2,909,283	1.0	3,287,283	1.1	741,979	0.2
	地方交付税	37,000,000	13.1	41,430,857	13.3	38,000,000	12.9
	交通安全対策特別交付金	110,000	0.0	76,000	0.0	100,000	0.0
	国庫支出金	66,673,016	23.6	80,161,661	25.8	77,387,899	26.2
	県支出金	23,860,257	8.5	25,393,644	8.1	25,013,967	8.5
	市債	19,502,928	6.9	20,872,428	6.7	18,820,846	6.4
	計	168,845,484	59.8	190,956,873	61.4	179,406,691	60.7
歳入合計		282,524,000	100.0	310,857,891	100.0	295,356,000	100.0

(歳出)

(単位：千円，%)

年度 款別	年度 款別	令和6				令和7	
		当初予算額	構成比	最終予算額	構成比	当初予算額	構成比
議会費	費	1,039,903	0.4	1,007,985	0.3	1,035,197	0.4
総務費	費	20,906,508	7.4	28,511,218	9.2	23,275,140	7.9
民生費	費	147,769,991	52.3	162,930,947	52.4	160,337,902	54.3
衛生費	費	16,583,855	5.9	17,693,908	5.7	17,209,467	5.8
農林水産業費	費	2,722,436	1.0	3,410,445	1.1	2,958,559	1.0
商工費	費	9,282,817	3.3	8,812,935	2.8	9,292,571	3.1
土木費	費	22,566,567	8.0	20,597,626	6.6	19,828,692	6.7
消防費	費	6,822,300	2.4	7,106,392	2.3	6,329,647	2.1
教育費	費	20,732,709	7.3	26,329,490	8.5	19,440,315	6.6
災害復旧費	費	1,493,874	0.5	1,716,109	0.6	1,454,538	0.5
公債費	費	27,195,074	9.6	27,107,539	8.7	28,540,507	9.7
諸支出金	金	5,307,966	1.9	5,533,297	1.8	5,553,465	1.9
予備費	費	100,000	0.0	100,000	0.0	100,000	0.0
歳出合計		282,524,000	100.0	310,857,891	100.0	295,356,000	100.0

(3) 令和7年度当初予算財源調

1 一般会計

(単位：千円)

予算額	特定財源					一般財源
	国庫支出金	県支出金	市債	使用料及び手数料	その他	
295,356,000	77,387,899	25,009,323	18,820,846	4,660,095	4,746,525	164,731,312

2 特別会計

(単位：千円)

会計別	予算額	財源内訳							
		保険税 保険料	国県支出金	財産収入	使用料及び 手 数 料	市債	諸 収 入 そ の 他	繰越金	一般会計か らの繰入金
土 地 区 画 整 理 事 業 清 算	200						101	99	0
中 央 卸 売 市 場	1,168,000			29,828	348,579	18,900	164,941	10,471	595,281
地 域 下 水 道 事 業	106,200			4	37,572		4,601	3,596	60,427
桜 島 観 光 施 設	131,200				20,299	13,900			97,001
国 民 健 康 保 険 事 業	64,028,100	9,234,082	48,646,707		200		99,816	1	6,047,294
介 護 保 険	58,989,200	11,718,606	21,960,588	7,703	4,577		16,569,575	1	8,728,150
後 期 高 齢 者 医 療	10,957,200	8,269,336			24		125,266	88,328	2,474,246
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	127,900						90,238	31,648	6,014
合 計	135,508,000	29,222,024	70,607,295	37,535	411,251	32,800	17,054,538	134,144	18,008,413
構 成 比 (%)	100.0	21.6	52.1	0.0	0.3	0.0	12.6	0.1	13.3

(4) 一般会計予算歳出の性質別経費分類表

(単位：千円，%)

区分		年度	令和6		令和7	
			当初予算額	構成比	当初予算額	構成比
義務的経費	人 件 費		40,093,385	14.2	40,494,875	13.7
	扶 助 費		103,915,035	36.8	111,835,236	37.9
	公 債 費		27,195,074	9.6	28,540,507	9.7
	小 計		171,203,494	60.6	180,870,618	61.3
投資的経費	普 通 建 設 事 業 費		30,233,865	10.7	27,691,574	9.4
	補 助 事 業		13,711,608	4.9	11,007,238	3.7
	単 独 事 業		16,522,257	5.8	16,684,336	5.7
	災 害 復 旧 事 業 費		1,493,874	0.5	1,454,538	0.5
	補 助 事 業		1,185,374	0.4	1,196,038	0.4
	単 独 事 業		308,500	0.1	258,500	0.1
	小 計		31,727,739	11.2	29,146,112	9.9
その他	物 件 費		36,927,285	13.1	39,724,779	13.4
	維 持 補 修 費		1,920,095	0.7	1,861,874	0.6
	補 助 費 等		21,406,981	7.6	25,132,568	8.5
	積 立 金		153,683	0.1	167,029	0.1
	投 資 及 び 出 資 金		324,163	0.1	332,437	0.1
	貸 付 金		13,000	0.0	11,800	0.0
	繰 出 金		18,747,560	6.6	18,008,783	6.1
	予 備 費		100,000	0.0	100,000	0.0
小 計			79,592,767	28.2	85,339,270	28.8
合 計			282,524,000	100.0	295,356,000	100.0

(5) 各会計起債事業一覧表（令和7年度当初）

（単位：千円）

起債の目的	財源種別	事業費	特定財源				一般財源
			国庫支出金	県支出金	その他	市債	
（ 一 般 会 計 ）		22,219,765	4,140,281	196,960	2,611	14,734,400	3,145,513
庁舎等整備事業		402,372				311,000	91,372
防災事業		20,646				19,100	1,546
近代文学館・メルヘン館施設整備事業		99,891				58,700	41,191
市民文化ホール等整備事業		1,757,571				1,522,000	235,571
地域振興事業		5,845			125	4,300	1,420
戸籍住民基本台帳事業		6,050				5,400	650
隣保館施設整備事業		8,861				7,900	961
福祉館施設整備事業		108,085				84,200	23,885
障害者福祉施設整備事業		52,866				47,500	5,366
児童福祉施設整備事業		764,164				705,600	58,564
子育て支援施設整備事業		67,331				57,400	9,931
保育所施設等整備事業		216,054				199,400	16,654
高齢者福祉事業		348,228	36,212		329	6,400	305,287
保健所施設等整備事業		8,632				7,700	932
墓地斎場施設整備事業		26,165				26,000	165
ごみ収集事業		60,860				35,100	25,760
ごみ処理施設整備事業		2,443,423	370,601			1,662,400	410,422
し尿処理事業		121,446				108,800	12,646
農業基盤整備事業		67,256				58,900	8,356
土地改良事業		162,783		36,360		98,000	28,423
治山事業		12,000		4,000		8,000	
水産物供給基盤整備事業		62,000		11,000		45,900	5,100
商工総務事業		1,149				1,000	149
雇用対策事業		78,873				62,900	15,973
観光振興事業		276,634				240,100	36,534
観光施設整備事業		400				300	100
スポーツ事業		1,162,882				1,038,300	124,582
市有地管理事業		1,249				1,100	149
地方道路等整備事業		97,500				87,600	9,900
自然災害防止事業		1,261,536		105,000		1,153,500	3,036
道路整備事業		2,706,022	952,083			1,593,600	160,339
河川整備事業		872,800				872,800	
港湾整備事業		659,448	47,000			558,100	54,348
都市計画事業		3,301,392	1,419,592	23,600	300	1,640,600	217,300
公営住宅建設事業		1,002,410	406,420			421,500	174,490
消防施設整備事業		293,908				191,300	102,608
義務教育施設等整備事業		1,705,042	306,038			614,600	784,404
校区公民館整備事業		52,484				43,800	8,684
ふるさと考古歴史館整備事業		109,468			1,857	17,500	90,111
地域公民館整備等事業		36,304				35,000	1,304
西郷南洲顕彰館整備事業		1,397				1,200	197
勤労青少年ホーム施設整備事業		14,058				12,600	1,458
少年自然の家整備事業		42,109				25,900	16,209
美術館整備事業		271,514				244,300	27,214
図書館整備事業		40,018				36,000	4,018
学校給食センター整備事業		61,965				35,500	26,465
農林水産業施設災害復旧		31,000		17,000		12,500	1,500
桜島連続降灰除去事業		1,030,174	602,335			427,600	239
上水道安全対策事業出資金		3,900				3,900	
流域治水対策事業		281,600				281,600	
（ 特 別 会 計 ）		32,362	0	0	694	30,300	1,368
青果市場整備		2,471			271	2,200	
魚類市場整備		17,123			423	16,700	
桜島観光施設整備		12,768				11,400	1,368
（ 企 業 会 計 ）		11,662,058	2,063,292	19,332	100,156	9,042,400	436,878
病院事業		1,842,488	189,000	4,069		1,649,300	119
交通事業		879,820	55,483	15,263		807,800	1,274
水道事業		3,088,347	181,312		93,880	2,813,000	155
公共下水道事業		5,851,403	1,637,497		6,276	3,772,300	435,330
合 計		33,914,185	6,203,573	216,292	103,461	23,807,100	3,583,759

※このほかに、一般会計の一般財源として借換債(4,085,346千円)、交通事業特別会計の交通事業債(経営改善推進事業)(426,600千円)、船舶事業特別会計の交通事業債(経営改善推進事業)(133,200千円)がある。

(6) 地方交付税

(単位：千円)

区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	財政力指数	
当 初 予 算 額 (A)		30,900,000	32,000,000	37,000,000	年度	指数
基 準 財 政 収 入 額 (B)		78,073,656	79,614,127	80,048,870	27	0.70
基 準 財 政 需 要 額 (C)		110,004,681	114,419,283	119,479,727	28	0.71
交 付 基 準 額 (D)=(C)-(B)		31,931,025	34,805,156	39,430,857	29	0.72
交 付 額	普通交付税(E)	31,931,025	34,805,156	39,430,857	30	0.73
	特別交付税(F)	2,238,803	2,271,282	2,355,768	令和元	0.73
	計(G)=(E)+(F)	34,169,828	37,076,438	41,786,625	2	0.73
予 算 額 と 交 付	(G)-(A)	3,269,828	5,076,438	4,786,625	3	0.71
総 額 と の 比 較	(G)÷(A)×100	110.6	115.9	112.9	4	0.71
交 付 基 準 額 と 普 通	(D)-(E)	0	0	0	5	0.70
交 付 税 と の 比 較	(E)÷(D)×100	100.0%	100.0%	100.0%	6	0.69

2 市 債

市債現在額調

(単位：千円)

区 分	令 和 5 年 度 末 現 在 額 (A)	令 和 6 年 度 発 行 額 (B)	令和6年度償還額		令和6年度 末現在額 (A)+(B)-(C)
			元金(C)	利 子	
一 般 会 計	247,093,752	16,956,728	26,171,534	928,726	237,878,946
特 別 会 計	14,346,636	80,900	543,576	70,937	13,883,960
中 央 卸 売 市 場	13,284,105	80,900	358,486	70,682	13,006,519
桜 島 観 光 施 設	266,144		45,912	255	220,232
母子父子寡婦福祉 資 金 貸 付 事 業	796,387		139,178		657,209
企 業 会 計	100,742,623	6,287,000	8,622,029	1,291,250	98,407,594
病 院 事 業	20,884,551	484,800	1,798,118	247,067	19,571,233
交 通 事 業	3,557,996	531,000	450,467	7,873	3,638,529
水 道 事 業	31,925,323	1,934,300	2,716,317	472,046	31,143,306
公 共 下 水 道 事 業	38,921,155	3,336,900	3,346,228	545,987	38,911,827
船 舶 事 業	5,453,598		310,899	18,277	5,142,699
合 計	362,183,011	23,324,628	35,337,139	2,290,913	350,170,500

※臨時財政対策債を含む。

3 決算資料

決算比較表

(1) 一般・特別会計

(令和5年度)

(単位:千円)

会 計 別	収入済額	支出済額	収支差引額	実質収支	実 質 単 年 度 収 支
一 般 会 計	302,539,710	294,817,454	7,722,256	5,301,495	△ 2,205,814
特 別 会 計	135,159,900	137,115,890	△ 1,955,990	△ 1,956,090	△ 1,698,148
土 地 区 画 整 理 事 業 清 算	190	142	48	48	48
中 央 卸 売 市 場	1,096,804	1,066,139	30,665	30,565	0
地 域 下 水 道 事 業	72,359	64,241	8,118	8,118	298
桜 島 観 光 施 設	89,502	89,502	0	0	0
国 民 健 康 保 険 事 業	65,861,107	69,035,738	△ 3,174,631	△ 3,174,631	△ 567,444
介 護 保 険	58,086,566	57,174,085	912,481	912,481	△ 1,056,296
後 期 高 齢 者 医 療	9,597,696	9,509,258	88,438	88,438	2,383
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	355,676	176,785	178,891	178,891	△ 77,137
合 計	437,699,610	431,933,344	5,766,266	3,345,405	△ 3,903,962

(令和4年度)

(単位:千円)

会 計 別	収入済額	支出済額	収支差引額	実質収支	実 質 単 年 度 収 支
一 般 会 計	297,047,316	287,970,593	9,076,723	6,591,112	△ 4,093,909
特 別 会 計	134,541,263	134,799,105	△ 257,842	△ 257,942	1,199,417
土 地 区 画 整 理 事 業 清 算	138,847	138,847	0	0	△ 420
中 央 卸 売 市 場	1,319,824	1,289,159	30,665	30,565	878
地 域 下 水 道 事 業	130,108	122,288	7,820	7,820	△ 3,160
桜 島 観 光 施 設	129,469	129,469	0	0	0
国 民 健 康 保 険 事 業	66,784,198	69,391,385	△ 2,607,187	△ 2,607,187	226,893
介 護 保 険	56,512,823	54,544,046	1,968,777	1,968,777	913,114
後 期 高 齢 者 医 療	9,198,005	9,111,950	86,055	86,055	17,359
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	327,989	71,961	256,028	256,028	44,753
合 計	431,588,579	422,769,698	8,818,881	6,333,170	△ 2,894,492

(注) (A)「実質収支」は「収支差引額」から「翌年度に繰り越すべき財源」を控除したものである。

(B)「実質単年度収支」は「実質収支」から1及び2の金額を控除した額に3及び4の金額を加算したものである。

- 1 前年度の実質収支額
- 2 当該年度における基金の処分額
- 3 当該年度の基金積立金
- 4 当該年度に支出した市債の繰上償還金

(2) 公営企業会計

(単位：千円)

会計別	年度別	収 入			支 出	当 年 度 純 損 益 (△は、赤字)
		収益的及び 資本的収入	資本的支出 の補てん額	計	(収益的及び 資本的支出)	
病 院	令和 5 年度	25,013,753	1,408,513	26,422,266	29,245,035	△2,822,769
	令和 6 年度	26,927,867	1,324,593	28,252,460	30,852,308	△2,599,848
交 通	令和 5 年度	4,527,381	370,586	4,897,967	5,189,384	△291,417
	令和 6 年度	4,264,479	462,059	4,726,538	5,255,899	△529,361
水 道	令和 5 年度	14,391,580	4,886,363	19,277,943	17,867,296	1,410,647
	令和 6 年度	13,245,291	5,165,217	18,410,508	17,437,380	973,128
工 水 業 用 道	令和 5 年度	9,192		9,192	5,746	3,446
	令和 6 年度	9,297		9,297	6,053	3,244
公 下 水 共 道	令和 5 年度	14,307,655	2,613,758	16,921,413	16,653,497	267,916
	令和 6 年度	16,601,409	2,466,854	19,068,263	18,969,605	98,658
船 舶	令和 5 年度	2,700,227	161,602	2,861,829	3,202,613	△340,784
	令和 6 年度	2,785,100	262,489	3,047,589	3,147,251	△99,662
合 計	令和 5 年度	60,949,788	9,440,822	70,390,610	72,163,571	△1,772,961
	令和 6 年度	63,833,443	9,681,212	73,514,655	75,668,496	△2,153,841

4 市有財産

(1) 一般・特別会計分

(令和 7. 3. 31現在)

区 分	行政財産	普通財産	そ の 他	計
土 地 (㎡)	12,940,544.84	11,043,070.67		23,983,615.51
建物(延面積㎡)	2,258,328.02	27,526.86		2,285,854.88
物 権 (㎡)	4,278.32			4,278.32
証券・出資(千円)		2,024,931		2,024,931
債 権 (//)			2,804,063	2,804,063
基 金 (//)			38,270,006	38,270,006

(2) 公営企業会計分

(令和7.3.31現在)(単位:千円)

区 分	病院事業	交通事業	水道事業	工業用水 道 事 業	公共下水 道 事 業	船舶事業	合 計
1 固定資産	21,972,884	9,801,434	90,813,073	31,541	117,920,799	5,557,175	246,096,906
土 地	5,579,377	2,764,435	7,288,900		3,985,242	714,597	20,332,551
建物・同附属設備	10,853,955	1,755,744	3,533,018	5,974	1,604,300	1,093,627	18,846,618
構 築 物	497,415	3,166,567	67,992,521	22,750	97,881,332	1,829,029	171,389,614
機(器)械及び装置		286,664	9,972,251	2,817	11,283,686	571,975	22,117,393
車輛及び船舶	32,071	1,304,430	45,582		11,083	1,066,863	2,460,029
器 械 備 品	3,758,740	213,257	348,996		182,679	21,731	4,525,403
投資及び無形資産	661,515		31,665		248,209	230	941,619
放射性同位元素							
リ ー ス 資 産		14,389					14,389
その他有形固定資産						259,123	259,123
その他無形固定資産		11,784					11,784
建設仮勘定	589,811	284,164	1,600,140		2,724,268		5,198,383
2 流動資産	12,593,783	727,395	12,455,259	148,930	7,725,420	493,459	34,144,246
現金及び預金	8,935,524	443,639	10,811,898	147,525	6,063,371	376,424	26,778,381
未 収 金	3,513,505	187,625	1,311,526	1,405	963,681	82,101	6,059,843
貯 蔵 品	144,276	94,632	110,310		5,064	31,934	386,216
貸 付 金							
有 価 証 券							
前 払 金	478	34	219,050		693,304		912,866
前 払 費 用		965					965
保管有価証券その他		500	2,475			3,000	5,975
3 繰延勘定							
資 産 合 計	34,566,667	10,528,829	103,268,332	180,471	125,646,219	6,050,634	280,241,152

5 市 税

(1) 税 率

① 市 民 税

ア 個 人

- 均等割の税率 3,000円

条例で定める均等割を課さない非課税限度額

$315,000円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + \text{本人}) + 100,000円 + 189,000円$
 (189,000円は同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算)

- 所得割の税率 一律 6 %

※退職所得については分離課税である。

イ 法 人

- 均等割の税率

法 人 等 の 区 分	従業者数	税率（年額）
・公共法人及び公益法人等（収益事業を行う独立行政法人を除く。） ・人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人 ・保険業法に規定する相互会社以外で資本金の額または出資金の額を有しない法人		50,000円
資本金等の額が1千万円以下	50人以下	50,000円
	50人超	120,000円
資本金等の額が1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円
	50人超	150,000円
資本金等の額が1億円超10億円以下	50人以下	160,000円
	50人超	400,000円
資本金等の額が10億円超50億円以下	50人以下	410,000円
	50人超	1,750,000円
資本金等の額が50億円超	50人以下	410,000円
	50人超	3,000,000円

- 法人税割の税率 8.4/100

- ② 固定資産税 課税標準額 $\times 1.4 / 100$

③ 軽自動車税

ア 種別割

○ 原動機付自転車及び二輪車等

車 種 区 分		年 額
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下または定格出力0.6kW以下 (特定小型原動機付自転車を含む)	2,000円
	50ccまたは定格出力0.6kWを超え90ccまたは定格出力0.8kW以下	2,000円
	125cc以下かつ最高出力4.0kW以下	2,000円
	90ccまたは定格出力0.8kWを超え125ccまたは定格出力1.0kW以下	2,400円
	ミニカー(三輪以上で50cc以下または定格出力0.6kW以下)	3,700円
小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円
二 輪 の 軽 自 動 車	125ccを超え250cc以下(側車付のものを含む)	3,600円
二 輪 の 小 型 自 動 車	250ccを超えるもの	6,000円

○ 四輪以上及び三輪の軽自動車

車種区分			年 額		
			平成27年3月31日 以前に初めて新規 登録した車両	平成27年4月1日 以後に初めて新規 登録した車両	初めて新規登録し た年月から13年を 経過した車両
三 輪 (50ccを超え660cc以下)			3,100円	3,900円	4,600円
四 輪 以 上 (660cc以下)	乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨 物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

○ 四輪以上及び三輪の軽自動車に対するグリーン化特例（軽課）

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに初めて新規登録した軽四輪等で、排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた車両について、令和7年度分に限り軽自動車税（種別割）を軽減

車種区分			年 額		
			電気自動車，天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス基準10%低減達成）	平成30年排出ガス基準50%低減達成，又は平成17年排出ガス基準75%低減達成のガソリン車（ハイブリッド車を含む）	
				乗用営業用：令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成	乗用営業用：令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成
三輪（50ccを超え660cc以下）			1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上（660cc以下）	乗用	自家用	2,700円	-	-
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	1,300円	-	-
		営業用	1,000円	-	-

イ 環境性能割（令和元年10月1日から）

課税標準：自動車の取得価額（50万円以下 免税）

区 分			税率	
			自家用	営業用
電気自動車，天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス基準10%低減達成）			非課税	非課税
ガソリン車（ハイブリッド車を含む）		令和7年4月1日～令和8年3月31日		
	乗用	令和12年度燃費基準80%達成（※）		
	貨物	令和4年度燃費基準+5%達成		
	乗用	令和12年度燃費基準75%達成（※）	1 %	0.5 %
	貨物	令和4年度燃費基準達成		
	乗用	令和12年度燃費基準70%達成（※）	2 %	1 %
	貨物	令和4年度燃費基準95%達成		
上記以外				2 %

※令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。

（注1）ガソリン車（ハイブリッド車を含む）に適用する排出ガス要件：平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成のものに限る。

④ 市たばこ税 1,000本につき6,552円

⑤ 特別土地保有税

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{(保有分) 取得価額又は修正取得価額} \times 1.4 / 100 - \text{固定資産税相当額} \\ \text{(取得分) 取得価額} \times 3 / 100 - \text{不動産取得税相当額} \end{array} \right.$$
 ※ただし、平成15年度分以降については課税停止
 (新たな課税は行わない)

⑥ 入 湯 税 1 人 1 日 150円

⑦ 事業所税 $\left\{ \begin{array}{l} \text{事業所床面積 } 1 \text{ m}^2 \text{ につき } 600 \text{ 円 (1,000m}^2 \text{ 以下 免税)} \\ \text{従業者給与総額の } 0.25 / 100 \text{ (従業者100人以下 免税)} \end{array} \right.$

⑧ 都市計画税 課税標準額 $\times 0.3 / 100$

(2) 調 定 額

① 現年課税分

(令和7年度分)(単位:千円)

区 分			調定見込額	予算計上額	予算計上率（％）	
普 通 税	市民税	個 人	31,658,146	31,404,880	99.20％	
		法 人	6,272,125	6,240,764	99.50％	
		計	37,930,271	37,645,644	99.25％	
	固定資産税	土 地	14,443,711	14,299,274	99.00％	
		家 屋	19,871,613	19,672,897	99.00％	
		償 却 資 産	4,830,346	4,782,042	99.00％	
		市町村交付金	451,261	451,261	100.0％	
		計	39,596,931	39,205,474	99.01％	
		軽自動車税	種 別 割	1,832,833	1,814,504	99.00％
			環 境 性 能 割	108,224	108,224	100.0％
	計		1,941,057	1,922,728	99.06％	
	市 た ば こ 税		3,993,581	3,993,581	100.0％	
	特 別 土 地 保 有 税		0	0	－	
	普 通 税 計		83,461,840	82,767,427	99.17％	
目 的 税	入 湯 税		83,272	83,272	100.0％	
	事 業 所 税		2,074,239	2,065,942	99.60％	
	都 市 計 画 税		7,553,255	7,477,722	99.00％	
	目 的 税 計		9,710,766	9,626,936	99.14％	
合 計			93,172,606	92,394,363	99.16％	

② 個人市民税の納税義務者数及び課税額

(令和7年度当初 単位：人，千円)

区 分		普通徴収	特別徴収	計
納税義務者数	均等割だけの者	5,503	15,482	20,985
	均等割・所得割の者	29,837	245,714	275,551
	計	35,340	261,196	296,536
課税額	均等割税額	147,462	738,834	886,296
	所得割税額	5,475,388	25,968,279	31,443,667
	税額合計	5,622,850	26,707,113	32,329,963

③ 固定資産税の課税標準額

(令和7年度分)

区 分		筆数・棟数	地積・床面積 (㎡)	課税標準額 (千円)	平均価格 (円)	提示平均価格 (円)	評価方法等
土 地	田	23,644	15,539,116	1,956,414	101/15,174	100	路線価 方式 一部標準地 比準方式
	畑	45,159	29,726,907	9,213,365	39/17,179	39	
	宅 地	334,949	64,844,461	978,860,816	41,699	41,702	
	鉱泉地	195	635	214,998	340,688	—	
	池 沼	13	3,298	181	49	—	
	山 林	80,471	124,720,931	3,122,053	25/46	25	
	原 野	17,105	12,318,372	189,391	15	—	
	雑種地	27,495	13,118,073	47,730,340	5,101	—	
	計	529,031	260,271,793	1,041,287,558	8,999	—	
家 屋	木 造	156,190	15,471,108	415,371,492	26,853	—	再建築費 方式
	非木造	59,317	19,111,256	1,065,768,493	55,868	—	
	計	215,507	34,582,364	1,481,139,985	42,887	—	
償却資産	市長決定分	7,042		254,539,210			
	配 分	97		92,666,842			
	計	7,139		347,206,052			

(注) 筆数・棟数、地積・床面積は、免税点以上のもの。

④ 個人市民税所得割の段階別課税標準額及び算出税額

(令和7年度当初 単位：人，千円，%)

課税標準額の段階	納税義務者	課税標準額	算出税額	納税義務者 構 成 比
10万円以下	11,551	6,204,953	202,375	4.19
10万円超～ 100万円以下	90,876	55,539,990	3,191,618	32.98
100万円〃～ 200万円 〃	84,858	126,682,071	7,492,571	30.80
200万円〃～ 300万円 〃	42,644	106,865,594	6,323,171	15.48
300万円〃～ 400万円 〃	21,627	75,844,229	4,519,377	7.85
400万円〃～ 550万円 〃	11,529	54,019,129	3,201,354	4.18
550万円〃～ 700万円 〃	3,733	24,355,468	1,420,096	1.35
700万円〃～1,000万円 〃	3,460	30,116,370	1,759,191	1.26
1,000万円を超える金額	5,273	109,439,673	6,369,185	1.91
計	275,551	589,067,477	34,478,938	100.00
税 額 控 除 額 等			3,035,271	
差 引 所 得 割 額			31,443,667	

(3) 市税比較表

(単位：千円，％)

区 分 税 目		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比
普 通 税	市 民 税	36,609,942	40.5	34,129,942	38.5	37,840,737	40.8
	固 定 資 産 税	38,581,154	42.6	38,929,881	44.0	39,371,659	42.4
	軽 自 動 車 税	1,820,177	2.0	1,884,880	2.1	1,934,404	2.1
	市 た ば こ 税	4,046,693	4.5	4,077,106	4.6	3,993,581	4.3
	特別土地保有税	0	0	0	0	0	0.0
	計	81,057,966	89.6	79,021,809	89.2	83,140,381	89.6
	市民 1 人平均税額	137,924円		135,292円		143,336円	
目 的 税	入 湯 税	61,604	0.1	67,643	0.1	83,272	0.1
	事 業 所 税	2,032,010	2.2	2,065,080	2.3	2,068,679	2.2
	都 市 計 画 税	7,354,688	8.1	7,424,002	8.4	7,509,803	8.1
	計	9,448,302	10.4	9,556,725	10.8	9,661,754	10.4
総 計		90,506,268	100.0	88,578,534	100.0	92,802,135	100.0
市民 1 人平均税額		154,001円		151,654円		159,993円	
人口（各年4.1推計）		587,699人		584,085人		580,037人	

(4) 納税貯蓄組合

結成状況

(令和 7 . 4 . 1 現在)

区 分	地域組合	職域組合	業種組合	その他	合計
組 合 数	47	1	2	1	51
組 合 員 数	1,478	28	83	6	1,595

総 務

1	国際交流	90
2	広 報	92
3	機 構 図	95
4	職 員 数	99
5	給 与	103
6	旅 費	107
7	職員研修	107
8	情報システム	109
9	東京事務所	113
10	各種行政委員会（選管・監査・公平・農業委）	113

▶ 姉妹・友好都市等との交流（オーストラリア・パース市）



総 務

総務関係では、姉妹友好都市など多くの国々との多彩な交流を推進するほか、市民ニーズなどを踏まえた市政情報の提供や市民参加などによる広報機能の充実を図っている。

また、行政運営を効果的に進めるための組織・定数管理や、研修を通じての能力開発の強化等による人材育成、情報通信技術を積極的に活用した地域情報化を進めており、効率的で質の高い行政運営の推進に取り組んでいる。

1 国際交流

(1) 姉妹・友好都市，兄弟都市，パートナーシップ協定都市

① ナポリ市（イタリア）—姉妹都市

ア 盟約年月日 1960年（昭和35年）5月3日

イ 盟約の動機と経過 鹿児島は古くから「東洋のナポリ」と呼ばれているが、1955年頃から両市民の間で文通が始められ、姉妹都市盟約の機運が高まる中、ロンドンタイムズ東京支局長などの努力で姉妹都市盟約の宣言がなされた。

ウ 盟約後の交流 親善訪問団の相互訪問，日本語図書の贈呈，青少年の翼事業による青少年の派遣，青少年の受け入れ，「ポンペイ展」の開催，ナポリ通りの命名，鹿児島通りの命名，鹿児島広場の命名，市電姉妹友好都市号の運行など。

② パース市（オーストラリア）—姉妹都市

ア 盟約年月日 1974年（昭和49年）4月23日

イ 盟約の動機と経過 「ひかりの街」南緯32度のパース市と「太陽とみどりの街」北緯32度の鹿児島市。このような似かよった市同士で、民間団体の親善訪問を契機に交流が始まり、カンガルーと日本猿の交換など、友好ムードが高まる中、鹿児島市においてリースティア市長を団長とした親善訪問団が参加して姉妹都市盟約の調印式が行われた。

ウ 盟約後の交流 親善訪問団の相互訪問，鳥の受け入れ，日本語図書の贈呈，スポーツ交流，青少年の翼事業による青少年の派遣，青少年の受け入れ，パース通りの命名，鹿児島玉龍高校とマター・ディ・カレッジ姉妹校盟約，鹿児島公園の命名，市電姉妹友好都市号の運行など。

③ 長沙市（中華人民共和国）—友好都市

ア 締結年月日 1982年（昭和57年）10月30日

イ 締結の動機と経過 鹿児島は中国大陆に近く、鑑真和上や遣唐使船など歴史的関係も深いことなどから、中国との交流を求める機運が高まり、1981年11月、各界代表が中国の各都市を訪問し、友好を深めた。1982年3月、長沙市から友好都市締結の申し入れがあり、先遣視察団が鹿児島市を訪れるなど交流が深まる中、鹿児島市において熊清泉市長を団長とした代表団が参加して友好都市締結の調印式が行われた。

ウ 締結後の交流 友好都市締結を記念して、長沙市に「友好和平像」を、鹿児

島市に「共月亭」を建設，日本語図書の贈呈（「鹿児島文庫」の設置），動物交換，伝統芸能の公演，友好訪問団等の相互訪問，農業実習生の受け入れ，医学や水道，行政，環境，観光，教育，国際交流等の研修生の受け入れ，青少年の翼事業による青少年の派遣，青少年の受け入れ，市電姉妹友好都市号の運行など。

④ マイアミ市（アメリカ）－姉妹都市

ア 盟約年月日 1990年（平成2年）11月1日

イ 盟約の動機と経過 政治・経済・文化等の様々な分野において日本と緊密な関係にあるアメリカの都市との姉妹都市交流を求める機運が高まり，「アメリカ姉妹都市盟約懇話会」を設置し，検討する中で1990年1月にマイアミ市長一行が鹿児島市を訪問，同年4月には，鹿児島市から視察団を派遣するなど交流が深まり，鹿児島市においてドーキンス副市長を団長とした使節団が参加して，姉妹都市盟約の調印式が行われた。

ウ 盟約後の交流 親善訪問団の相互訪問，青少年の翼事業による青少年の派遣，青少年の受け入れ，図書の交換，鹿児島通りの命名，マイアミ通りの命名，市電姉妹友好都市号の運行など。

⑤ 鶴岡市（山形県）－兄弟都市

ア 盟約年月日 1969年（昭和44年）11月7日

イ 盟約の動機と経過 明治元年の戊辰の役に敗れた庄内藩の人々に対し寛大な措置をとった西郷南洲翁と，その措置に感動し，さらに翁の人徳に心服した藩主酒井忠篤公以下の庄内の人々との「徳の交わり」が，鶴岡と鹿児島の交流の始まりで，両市に庄内鹿児島会と鹿児島庄内会が誕生し，親交を深めていった。これをさらに拡大し，両市民の間の西郷南洲翁に対する共通の敬愛の精神を，今後さらにはぐくみ続けようとする機運が高まったのを契機に兄弟都市盟約を結んだ。盟約式は，鶴岡市長や両市の関係者が参列して南洲翁の墓前で行われた。

ウ 盟約後の交流 親善訪問団の相互訪問，兄弟校の提携，中学生親善使節団を1年毎に相互派遣，青年国内研修生の交流，5年毎に盟約記念式典，かごしま水族館と加茂水族館姉妹館盟約，市電兄弟都市号の運行など。

⑥ ストラスブール市（フランス）－パートナーシップ協定都市

ア 協定締結年月日 2019年（令和元年）11月25日

イ 協定締結の動機と経過 ストラスブール市は，古くから日本とつながりの深いアルザス地方に位置しており，鹿児島市と同じく路面電車を活用したまちづくりを進めている。お互いに訪問団を派遣し友好ムードが高まる中，ストラスブール市において，鹿児島市長を団長とした訪問団や本市青少年の翼訪問団が参加して，持続可能な都市の発展のために，青少年，公共交通政策，文化と文化遺産，経済，スポーツ，高齢者政策の6つの分野についてのパートナーシップ協定の締結式が行われた。

ウ 協定締結後の交流 青少年の翼事業による青少年の派遣，青少年の受け入れ，協定更新に伴う訪問団の派遣，市電パートナーシップ協定都市号の運行など。

(2) 国際交流センター

国際交流に関する機会を創出し、国際相互理解を促進することにより、本市の国際交流や、多文化共生の地域づくりを推進するための拠点施設。(公財)鹿児島市国際交流財団が指定管理者として、異文化体験講座や日本語支援教室等の各種事業を実施する。

所在地	加治屋町19番18号
開館	令和2年4月1日
開館時間	午前9時～午後9時(日曜日、休日は午後5時まで)
休館日	月曜日(休日の場合はその後の最初の平日) 12月29日～1月3日
主な施設	1階 交流ラウンジ, 多目的ホール, 研修室など 2階 調理室, 和室, 屋上テラスなど

2 広 報

広報紙, テレビ, ラジオ, インターネット等の広報媒体の特性を生かし, 市民に対して市政に関する情報を正確に分かりやすくタイムリーに広報する。

(1) 広報紙等

名 称	発行部数	配布先
広報紙「かごしま市民のひろば」	年12回 月290,850部	全世帯

名 称	発行部数	規格	配布先
広報紙「かごしま市民のひろば」 点字版	年12回 月220部	B5判 約50頁	視覚障害者, ゆうあい館, 県立盲学校など
広報紙「かごしま市民のひろば」 音声テープ版・CD版	年12回 月228本(枚)	カセットテー プ・CD	視覚障害者, 老人ホーム, ゆうあい館, 県立盲 学校など

(2) テレビ・ラジオ

① テレビ市政広報番組

各番組放送終了後に, 録画映像をインターネット(市ホームページ等)でも紹介している。

放 送 局	番 組 名 ・ 放 送 日 時
KKB鹿児島放送	「かごしま マグマっこTV」 金曜日 18:45～18:50(毎月2～3回放送)
KYT鹿児島讀賣テレビ	「#かごしまファン」 土曜日 11:25～11:30(毎月2～3回放送)
KTS鹿児島テレビ放送	「アクティブ! かごしまライフ」 日曜日 16:00～16:05(毎月2～3回放送)
MBC南日本放送	「市民のひろば」 第4日曜日 10:30～10:45(年10回放送)

② ラジオ市政広報番組

放 送 局	番 組 名 ・ 放 送 日 時
鹿 児 島 シ テ ィ エ フ エ ム (FM76.2MHz)	「かごしまンドリーム」 毎月第4土曜日 17:30～18:00 「フレッシュライフかごしま」 第1～4月曜日 7:53～8:00 「ピックアップ市民のひろば」 毎週水曜日 11:50～11:55
M B C ラ ジ オ (AM1107kHz/FM92.8MHz)	「鹿児島市政ナビ!」 第1～4金曜日 8:50～8:55
エ フ エ ム 鹿 児 島 (FM79.8MHz)	「鹿児島市からのお知らせ」 第1～4金曜日 9:30～9:35

(3) インターネットの活用

① 市ホームページによる情報発信

市ホームページの運用・管理を行い、市政情報を発信している。

② ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）活用による情報発信

情報の拡散効果が大い、エックスやフェイスブック、インスタグラム、LINEなどのSNSを活用して、市の施策や取り組み、イベントなどに関するタイムリーな情報発信を行っている。

③ 「市民のひろばONLINE」の配信

毎月発行している広報紙「市民のひろば」の記事を、スマートフォンで見やすいレイアウトに変換し、Web上で配信している

④ 鹿児島市広報デジタルアーカイブによる広報紙等の公開

昭和24年から発行している市広報紙及び昭和55年から平成26年4月まで発行した「市民フォト鹿児島」の電子データを、Web上で公開している。

⑤ 月間行事予定表の掲示

月間行事予定表を市ホームページに掲示して、市民に市政の動きや行事等の情報提供を行っている。

(4) 市民便利帳の発行

幅広い相談・問い合わせの窓口をコンパクトに掲載した市民便利帳を、広報紙「市民のひろば」の中面として、取り外して手軽に利用できる形で発行し、全世帯に配布する。（2年に1回作成）

(5) 市民との協働による市政情報の発信

公募の「市民のひろばサポーター」による広報紙の記事作成、市内高校生との連携などを通じて市民の共感を育みながら、SNS等を活用した市民との協働による情報発信を行う。

(6) 鹿児島中央駅市民プラザの運営

市民及び観光客等に対して、市政に関する情報を提供している。（平成22年2月18日から鹿児島中央駅西口1階で市民サービスステーションと併設して運営）

市の施設や催し物に関する各種パンフレット類の配置や市政情報に関する映像の放映などを行っている。

(7) パブリシティ活動

① 市長定例記者会見の実施

毎月、市長が市政記者クラブ主催の定例会見で旬の市政情報を発表し、市民との情報共有とパートナーシップによる市政運営に努めている。また、インターネットによる録画配信も実施している。

② 報道機関への情報提供

市政記者クラブ加盟13社等に対し、各課からのお知らせや各種行事など市政に関する情報、資料を随時提供して、新聞、テレビ、ラジオによる広報に努めている。また、本市の月間行事予定表及び週間行事予定表を作成し、配布している。

(8) その他

① 市政情報配信システム

市政情報配信システムを利用して、本庁・各支所の待合ロビーや鹿児島中央駅市民プラザで、市政広報テレビ番組や各種の行政情報、議会中継などの映像を配信し、来庁された市民等に広報している。

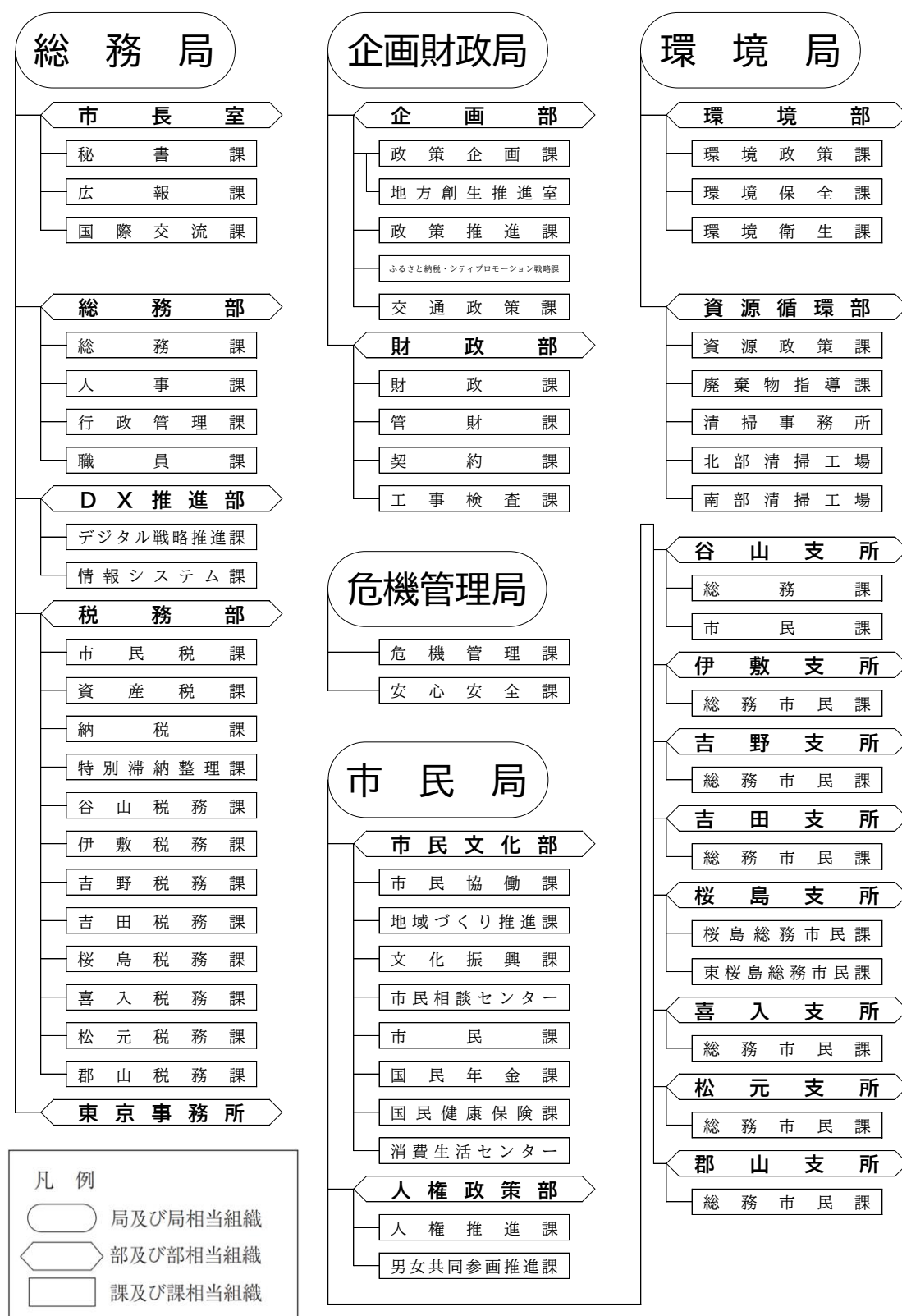
② 市役所庁内見学

市内の小・中学生をはじめ、市民の方々や市外からの見学希望者に対して、庁内各課や議会など庁内案内を行っている。

3 機 構 図

市 長 下鶴 隆央

副市長 松枝 岩根 中西 則文



健康福祉局

健康福祉推進部

健康福祉政策課
地域福祉課
指導監査課

すこやか長寿部

長寿支援課
長寿あんしん課
認知症支援室
介護保険課

福祉支援部

保護第一課
保護第二課
障害福祉課
谷山福祉課
谷山保護課
伊敷福祉課
吉野福祉課
吉田保健福祉課
桜島保健福祉課
喜入保健福祉課
松元保健福祉課
郡山保健福祉課

保健部

保健政策課
生活衛生課
保健予防課
感染症対策課
保健支援課
北部保健センター
東部保健センター
西部保健センター
中央保健センター
南部保健センター
食肉衛生検査所
保健環境試験所

こども未来局

こども政策課

保育幼稚園課

母子保健課

こども福祉課

こども家庭支援センター

児童相談所準備室

谷山子育て支援課

結婚相談所

幼稚園

産業局

産業振興部

産業政策課

産業創出課

産業支援課

雇用推進課

農林水産部

農政総務課

生産流通課

農地整備課

都市農業センター

谷山農林課

中央卸売市場

青果市場

魚類市場

観光交流局

観光戦略推進課

世界遺産・ジオ・ツーリズム推進課

観光振興課

スポーツ課

建設局

建設管理部

管理課

公園緑化課

河川港湾課

都市計画部

都市計画課

都市景観課

土地利用調整課

市街地まちづくり推進課

区画整理課

吉野区画整理課

谷山都市整備課

建築部

建築指導課

住宅課

建築課

設備課

道路部

道路建設課

街路整備課

道路維持課

道路管理課

谷山建設課

会計管理者

会計管理室

消防局

総務課

警防課

救急課

情報管理課

予防課

中央消防署

西消防署

南消防署

市立病院

事務局

総務課

経営管理課

病院再整備室

医事情報課

D X 推進・経営情報分析室

医療安全管理部

感染制御部

診療各科

救命救急センター

成育医療センター

脳卒中センター

先進内視鏡診断・治療センター

がん治療・支援センター

緩和ケアセンター

外来化学療法部

がん相談支援センター

がんゲノムカウンセリング室

院内がん登録室

診療情報管理センター

診療情報管理室

ドクタークラーク管理室

医療連携・入退院センター

集中治療部

中央手術部

総合診療部

放射線部

臨床検査部

病理部

リハビリテーション部

臨床工学部

栄養管理部

人工透析室

中央採血室

中央材料部

薬剤部

看護部

医療技術部

放射線技術科

臨床検査技術科

病理診断技術科

リハビリテーション技術科

臨床工学科

栄養管理科

臨床研修センター

臨床研究支援センター

治験・臨床研究管理室

鹿児島大学大学院医歯学

総合研究科連携講座支援室

看護師特定行為研修センター

中央図書室

交通局

総合企画課

総務課

経営課

電車事業課

バス事業課

水道局

総務部

総務課

経営管理課

管財契約課

料金課

給排水設備課

水道部

水道整備課

水道管路課

水運用課

下水道部

下水道建設課

下水道管路課

水再生課

下水道雨水課

船舶局

総務課

営業課

船舶運航課

安全運航推進室

教育委員会

事務局

管理部

総務課
学校整備室
施設課
文化財課
美術館
図書館

教育部

学務課
学校教育課
学校ICT推進センター
保健体育課
児童生徒支援課
生涯学習課
生涯学習プラザ
中央公民館
鴨池公民館
城西公民館
谷山市民会館
吉野公民館
伊敷公民館
武・田上公民館
東桜島公民館
吉田公民館
桜島公民館
喜入公民館
松元公民館
郡山公民館
谷山北公民館
少年自然の家
女性会館
青年会館
中央学校給食センター
宮川野外活動センター
小学校
中学校
高等学校
青少年育成センター

議会

事務局

総務課
政務調査課
議事課

選挙管理委員会

事務局

監査委員

事務局

公平委員会

事務局

農業委員会

事務局

4 職 員 数

(1) 定数・現員数

(令和7.4.1現在)

区 分	定 数	現員数	休 職	組合専従	育児休業 ・配偶者 同行休業 等	他の地方 公共団体 への派遣
市長の事務部局	2,823	2,834	35	3	66	2
議会の事務部局	29	29				
選挙管理委員会の 事務部局	15	14				
監査委員の 事務部局	13	13				
教育委員会の事務部局及び 学校その他の教育機関	535	494	3		2	
農業委員会 の事務部局	16	16				
消 防 局	542	537	1		5	2
市 立 病 院	1,102	1,023	3		43	
交 通 局	250	232				
水 道 局	429	419	1	1	5	
船 舶 局	116	107			1	
合 計	5,870	5,718	43	4	122	4

鹿児島市職員定数条例（抜粋）

（職員の定数外）

第3条 休職中の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書の許可を受けた職員を含む。）、育児休業中の職員、配偶者同行休業中の職員、自己啓発等休業中の職員、他の地方公共団体に派遣されている職員及び併任の場合の職員は、これを定数外とする。

(2) 組織別職員数

(令和7.4.1現在)

局・部・課名				現員数	局・部・課名				現員数		
総務局	市長室	秘書課		11	環境局	環境部	環境政策課		14		
		広報課		10			環境保全課		15		
		国際交流課		7			環境衛生課		19		
	総務部	総務課		25			資源循環部	資源政策課		15	
		人事課		24		廃棄物指導課			10		
		(人事課付)		219		清掃事務所			166		
		行政管理課		6		北部清掃工場			14		
	職員課		18	南部清掃工場				11			
	DX推進部	デジタル戦略推進課		10	健康福祉局	健康福祉推進部	健康福祉政策課		9		
		情報システム課		11			地域福祉課		17		
	税務部	市民税課		40			すやか長寿部	指導監査課		15	
		資産税課		43		長寿支援課			27		
		納税課		42		長寿あんしん課			17		
		特別滞納整理課		12		認知症支援室		6			
		谷山税務課		45		福祉支援部	介護保険課		36		
		伊敷税務課		19			保護第一課		54		
		吉野税務課		18			保護第二課		51		
		吉田税務課		7			障害福祉課		36		
		桜島税務課		7			谷山福祉課		19		
		喜入税務課		8			谷山保護課		25		
	松元税務課		8	伊敷福祉課				16			
	郡山税務課		6	吉野福祉課				15			
	東京事務所		8	吉田保健福祉課				7			
企画財政局	企画部	政策企画課		8	福祉局		保健部	桜島保健福祉課		7	
		地方創生推進室		2		喜入保健福祉課			8		
		政策推進課		6		松元保健福祉課			10		
		ふるさと納税・シティプロモーション戦略課		9		郡山保健福祉課			7		
		交通政策課		6		保健政策課			16		
	財政部	財政課		14		生活衛生課			30		
		管財課		28		保健予防課			19		
危機管理局	危機管理課	契約課		17		感染症対策課			17		
		工事検査課		7		保健支援課			18		
市民局	市民文化部	危機安心安全課		10		こども未来局			北部保健センター		8
		市民協働課		9			東部保健センター			15	
		地域づくり推進課		9			西部保健センター			14	
		文化振興課		6			中央保健センター			26	
		市民相談センター		6	南部保健センター				18		
		市民課		64	食肉衛生検査所				14		
		国民年金課		6	保健環境試験所				12		
		国民健康保険課		57	産業局		産業振興部		産業政策課		14
	消費生活センター		6	産業創出課						10	
	人権政策部	人権推進課		4					産業支援課		16
		男女共同参画推進課		6		雇用推進課			6		
	谷山支所	総務市民課		8							
		市民課		34							
		伊敷支所	総務市民課								19
		吉野支所	総務市民課								16
		吉田支所	総務市民課								13
		桜島支所	桜島総務市民課								12
			東桜島総務市民課								9
		喜入支所	総務市民課								13
	松元支所	総務市民課		14							
郡山支所	総務市民課		12								

局・部・課名			現員数	局・部・課名			現員数	
産業局	農林水産部	農政総務課	39	教育委員会	事務局	管理部	総務課	23
		生産流通課	20				学校整備室	8
		農地整備課	16				施設課	19
		都市農業センター	11				文化財課	13
		谷山農林課	16			教育部	学務課	16
	中央卸売市場	青果市場	12				学校教育課	21
		魚類市場	9				学校ICT推進センター	8
観光交流局	観光交流部	観光戦略推進課	14				保健体育課	16
		世界遺産・ジオ・ツーリズム推進課	9				児童生徒支援課	9
		観光振興課	10			生涯学習課	19	
		スポーツ課	21			計（A）	152	
建設局	建設管理部	管理課	26			教育機関	学校	小学校
		公園緑化課	25		中学校			31
		河川港湾課	21		高等学校			160
	都市計画部	都市計画課	10		小計（a）			276
		都市景観課	6		美術館（b）		9	
		土地利用調整課	16		図書館（c）		12	
		市街地まちづくり推進課	7		生涯学習プラザ		生涯学習課職員15人併任	
		区画整理課	16		公民館		中央公民館	2
		吉野区画整理課	15				鴨池公民館	2
		谷山都市整備課	34				城西公民館	2
	建築部	建築指導課	27	谷山市民会館			2	
		住宅課	23	吉野公民館			2	
		建築課	21	伊敷公民館			2	
		設備課	21	武・田上公民館			2	
	道路部	道路建設課	38	東桜島公民館			1	
		街路整備課	7	吉田公民館			1	
		道路維持課	65	桜島公民館			2	
		道路管理課	27	喜入公民館			2	
		谷山建設課	39	松元公民館		1		
会計管理室			17	郡山公民館		2		
市長事務局計			2,834	谷山北公民館		2		
派遣	内閣官房	観光庁	(1)	小計（d）		25		
		日本政策投資銀行	(1)	少年自然の家（e）		9		
		地方公共団体情報システム機構	(1)	女性会館		生涯学習課職員7人併任		
		滋賀大学大学院	(1)	青年会館		生涯学習課職員5人併任		
		市町村振興協会	(1)	市立学校ICT推進センター		学校ICT推進センター職員7人併任		
		鹿児島県	(1)	中央学校給食センター（f）		11		
		日置市	(1)	宮川野外活動センター		生涯学習課職員1人併任		
		いちき串木野市	(1)	計（B）（a～f）		342		
		始良市	(1)	その他の機関		青少年育成センター	児童生徒支援課9人併任	
		鹿児島銀行	(1)	合計（A+B）		494		
		※（）は国等への派遣職員数で（人事課付）の内数			休職		職	3
休職（行政委員会含む）			組合専従		従	0		
組合専従			育児		休業	2		
議会事務局	総務課	11						
	政務調査課	7						
	議事課	11						
選挙管理委員会事務局			14					
監査事務局			13					
公平委員会事務局			0					
農業委員会事務局			16					
（※）行政委員会等計			72					
（※）議会事務局～農業委員会事務局の合計								

局・部・課名			現員数	局・部・課名			現員数
市立病院	事務局	総務課	26	消防	本部	総務課	23
		経営管理課	15			警防課	12
		病院再整備室	7			救急課	13
		医事情報課	14			情報管理課	21
		小計	62			予防課	17
	診療各科		135			小計	86
	感染制御部		1		中央消防署	庶務係	3
	DX推進・経営情報分析室		2			警防第一係	2
	集中治療部		3			警防第二係	2
	臨床検査部		1			予防指導係	7
	薬剤部		37			本署	37
	看護部		650			各分遣隊	134
	放射線技術科		35			小計	185
	臨床検査技術科		34		西消防署	庶務係	3
	病理診断技術科		6			警防第一係	2
	リハビリテーション技術科		31			警防第二係	2
	臨床工学科		19			予防指導係	2
	栄養管理科		7			本署	39
	小計		961			各分遣隊	76
	合計		1,023			小計	124
	休職		3		南消防署	庶務係	3
	育児休業		43			警防第一係	2
交通局	総合企画課		3			警防第二係	2
	総務課		11			予防指導係	3
	経営課		11			本署	37
	電車事業課		140			各分遣隊	95
	バス事業課		67			小計	142
	合計		232		合計		537
	休職		0		休職		1
	育児休業		0		育児休業		5
水道局	総務部	総務課	20		地方公共団体への派遣（鹿児島県）		2
		経営管理課	18		一般会計		3,916
		管財契約課	16		特別会計（中央卸売市場職員の数）		21
		料金課	18		企業会計		1,781
		給排水設備課	41		計		5,718
	水道部	水道整備課	28		休職		43
		水道管路課	64		組合専従		4
		水運用課	83		育児休業		122
	下水道部	下水道建設課	25		他の地方公共団体への派遣		4
		下水道管路課	40		計		173
		水再生課	46		合計		5,891
		下水道雨水課	20				
	合計		419				
	休職		1				
	組合専従		1				
	育児休業		5				
船舶局	総務課		10				
	営業課		9				
	船舶運航課		6				
	安全運航推進室		82				
	合計		107				
	休職		0				
	育児休業		1				

5 給 与

(1) 部局別職員の平均給与

(令和7.4.1現在)(単位:円)

区 分		給 料 月 額	給 与 月 額
市 長 の 事 務 部 局		327,452	351,701
議 会 の 事 務 部 局		346,462	372,610
選挙管理委員会の事務部局		340,693	369,474
監 査 委 員 の 事 務 部 局		401,138	414,876
教 育 委 員 会	事 務 部 局 ・ 教 育 機 関	381,115	409,741
	高 校 教 員	396,586	426,445
	幼 稚 園 教 員	344,950	356,735
	学 校 職 員	354,615	369,705
農 業 委 員 会 の 事 務 部 局		348,963	371,192
消 防 局		326,450	357,986
市 立 病 院		330,759	364,511
交 通 局		294,731	322,206
水 道 局		317,305	342,602
船 舶 局		343,118	372,707
全 市		331,067	358,088

(備考) 1.「給与月額」は、給料、教職調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の合算額とする。

2.「学校職員」とは、事務職員、実習助手、主事(補)、技師(補)である。

ラスパイレス指数 (各年4月1日現在)	年	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
	指 数	99.4	99.5	99.7	99.3	99.4

(2) 行政職職員の平均給料、平均年齢及び勤続年数等

(令和7.4.1現在)

区 分	人 員	給料月額(平均) 円	年 齢(平均) 歳.月	勤続年数(平均) 年.月
局 長 級	14	514,000	58.06	36.01
部 長 級	91	452,309	57.01	34.04
課 長 級	366	413,947	52.08	30.01
係 長 級	1,442	361,716	47.10	25.02
主任・主事・技師等	1,360	262,284	33.02	6.06
計	3,273	329,411	42.07	18.03

(行政職職員とは、行政職給料表の適用者である。)

(3) 初任給決定の基準(一般)

(令和7.4.1現在)

学歴免許等	給料表	初任給	給料月額
大 学 卒	行政職給料表	1級25号給	220,000円
短 大 卒	行政職給料表	1級17号給	207,400円
高 校 卒	行政職給料表	1級9号給	194,500円

(4) 期末、勤勉手当の割合

(令和7.4.1現在)

区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計
一 般 職	6月30日 給与月額1.25月分	給与月額1.05月分	給与月額2.3月分
	12月10日 〃 1.25 〃	〃 1.05 〃	〃 2.3 〃
	計 〃 2.5 〃	〃 2.1 〃	〃 4.6 〃
特 別 職	6月30日 給料等月額1.725月分	—	給料等月額1.725月分
	12月10日 〃 1.725 〃	—	〃 1.725 〃
	計 〃 3.45 〃	—	〃 3.45 〃

(「給与月額」は、給料、扶養手当、地域手当の合計額)

(5) 特別職の給料及び議員報酬

(令和7.7.1現在)(単位:円)

区 分	月 額	区 分	月 額	区 分	月 額
市 長	1,189,000	病院事業管理者	837,000	議 長	814,000
副 市 長	959,000	交通事業管理者		副 議 長	760,000
常 勤 監 査 委 員	741,000	水道・公共下水道事業管理者		常任・議運委員長	717,000
		船舶事業管理者		議 員	707,000
		教 育 長			

(6) 各種委員等の報酬

(令和7.7.1現在)(単位:円)

区 分	報酬の額	費用弁償の額
教育長職務代理者	月額 111,000円	副市長相当額
教育委員会委員	月額 104,000円	
選挙管理委員会委員長	月額 82,000円	
選挙管理委員会委員	月額 65,000円	
法第189条第3項の規定により臨時に選挙 管理委員会委員に充てられた補充員	日額 10,300円	
公平委員会委員長	月額 73,000円	
公平委員会委員	月額 65,000円	
議会議員のうちから選任された監査委員	月額 98,000円	
識見を有する者のうちから選任された非 常勤の監査委員	月額 193,000円	
農業委員会会長	月額95,000円に年額240,000円以内 で市長が別に定める額を加算した額	
農業委員会会長代理	月額71,000円に年額240,000円以内 で市長が別に定める額を加算した額	
農業委員会運営委員	月額67,000円に年額240,000円以内 で市長が別に定める額を加算した額	
農業委員会委員	月額64,000円に年額240,000円以内 で市長が別に定める額を加算した額	
農地利用最適化推進委員	月額43,000円に年額240,000円以内 で市長が別に定める額を加算した額	
固定資産評価審査委員会委員長	日額 11,500円	
固定資産評価審査委員会委員	日額 10,300円	
固定資産評価員	月額 50,000円	
総合計画審議会	長 日額 11,500円 委員 日額 10,300円	副市長相当額
情報公開・個人情報保護審査会		
行政不服審査会		
政治倫理審査会		
公文書管理委員会		
特別職報酬等審議会		
退職手当審査会		
公務災害補償等認定委員会		
公務災害補償等審査会		
個人情報保護審議会		
防災会議		
国民保護協議会		
国民健康保険運営協議会		
消費生活審議会		
市民参画推進に関する市民会議		
安心安全まちづくり推進会議		
男女共同参画審議会		
人権啓発に関する懇話会		
社会福祉審議会		
子ども・子育て会議		
小児慢性特定疾病審査会		
隣保館運営審議会		
民生委員推薦会		
障害者施策推進協議会		
環境審議会		

区 分	報酬の額	費用弁償の額
清掃事業審議会 保健所運営協議会 献血推進対策協議会 結核診査協議会 感染症診査協議会 予防接種健康被害調査委員会 中小企業振興推進会議 中小企業融資審査会 中央卸売市場運営協議会 農業振興協議会 屋外広告物審議会 都市計画審議会 景観審議会 自転車等駐車対策協議会 水防協議会 土地区画整理審議会 町界町名地番整理委員会 開発審査会 建築審査会 建築紛争調整委員会 消防賞じゅつ金等審査会 奨学資金貸付審査会 特別支援教育審議会 校区審議会 スポーツ推進審議会 文化財審議会 美術館協議会 公民館運営審議会 少年自然の家運営協議会 学校給食センター運営審議会 青少年育成センター運営協議会 勤労女性センター運営委員会 勤労青少年ホーム運営委員会 青少年問題協議会 いじめ問題等調査委員会 図書館協議会	長 日 額 11,500円 委員 日 額 10,300円	副市長相当額
介護認定審査会 障害支援区分認定審査会	長及び審査会に設置される 合議体の長 日額16,500円 委員 日額15,000円	副市長相当額
土地区画整理評価員 社会教育委員	日 額 10,300円	副市長相当額
投票管理者	日 額 20,000円以内	部長相当額
投票立会人	日 額 17,000円以内	部長相当額
選挙長、開票管理者	1 回につき 19,500円以内	副市長相当額
選挙立会人、開票立会人	1 回につき 13,500円以内	部長相当額
その他の非常勤職員	月額 400,000円以内 日額 25,000円以内 1 時間につき 6,000円以内 で規則で定める額	局長相当額以内 で規則で定める 額

6 旅 費

(令和7.4.1現在)(単位:円)

区 分	日 当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
		甲地方	乙地方	
市 長	円 3,300	円 16,500	円 14,900	円 3,300
副市長,教育長及び識見を有する者のうちから 選任された常勤の監査委員	3,000	14,800	13,300	3,000
一 般 職 の 職 員	2,400	12,000	10,800	2,400

備考 1 宿泊料の欄中,甲地方とは次に掲げる地域をいい,乙地方とは甲地方以外の地域をいう。

(1) 東京都の特別区 of 地域

(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市の地域

(3) 地方自治法第252条の22第1項に規定する中核市の地域

2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には,乙地方に宿泊したものとみなす。

7 職員研修

職場研修

研修実施状況(令和6年度)

研 修 名		修了人員		
基本研修	一般職員研修	新規採用職員（年度途中採用者）研修	22	
		新規採用職員研修（前期）：集合	160	
		新規採用職員研修（前期）：合同	155	
		新規採用職員研修（中期）：集合	115	
		新規採用職員研修（後期）：集合	156	
		新規採用職員研修（後期）：合同	155	
		主事補・技師補研修	21	
		技能労務職員研修	6	
		職種転換職員研修	3	
		採用3年目研修(集合)	118	
		採用3年目研修(合同)	149	
		採用5年目研修(集合)	123	
		採用5年目研修(組別)	121	
		採用7年目研修(集合)	118	
		採用7年目研修(合同)	110	
		採用9年目研修(集合)	84	
		社会人経験者研修（集合）	34	
		管理職・中堅職員マインドアップ研修	279	
		小 計		1,929
		監督者研修	新任主査研修：集合	137
	新任主査研修：組別		133	
	新任専門員研修：集合		114	
	新任係長研修：集合		78	
	新任係長研修：組別（コーチング研修）		73	
	新任係長研修：合同		81	
	小 計		616	
	管理職研修	新任主幹研修：集合	73	
		新任主幹研修：合同	77	
		新任課長研修：集合	38	
新任課長研修：合同		39		

研 修 名			修了人員
	小 計		227
	基本研修 計		2,772
専門研修	43,44歳の主査以下の一般女性職員（必修）	女性キャリアデザイン研修	33
	40歳前後の一般職員（必修）	キャリアアップ研修	10
	採用2・6・10年目の職員	コンプライアンス研修（eラーニング）	306
	窓口職場等対象（課ごと）	窓口接遇スキルアップ研修	81
	窓口職場（課ごと）及び希望者	クレーム対応研修	51
	係長以上の全職員	ハラスメント研修（eラーニング）	685
	課長	管理職マネジメント力向上研修	30
	主幹	管理職マネジメント力向上研修（オンライン）	56
	全職員（自由選択）	ロジカル・コミュニケーション	8
	全職員（自由選択） 採用13年目職員（選択必修）	クレーム対応	0
		職場コミュニケーションスキル向上	4
		見てわかる図解表現	8
		タイムマネジメント	22
		地域づくり新戦略	5
	全職員（自由選択） 採用13年目職員（選択必修） 現任課長（選択必修）	わかりやすいプレゼンテーション	4
		ハードクレーム対応	4
		折衝・交渉能力向上	5
		マーケティング手法による政策形成	3
		ファシリテータースキル	4
		論理的問題解決	19
		行政の危機管理①	14
	全職員（自由選択） 現任課長（選択必修）	コーチングスキル②	5
		意思決定③	15
		メンタルヘルス④	16
		職場での部下育成	2
		業務改善	2
	全職員（自由選択）	公正な人事評価のために	0
		モチベーションマネジメント	2
		簿記の基本と財務諸表の読み方	28
		簿記の応用	8
		キャリアデザイン	3
		法制実務入門	6
		業務に生かせる民法	2
		行政法	7
		行政に生かせる財政・経済知識	12
		職員のための実用文章講座	9
		身につけたい接遇実践	1
		事業のスクラップ	18
		プロジェクトマネジメント	4
		D X 推進	10
	専門研修 計		1,502
	基本研修・専門研修 合計		4,274
派遣研修	国内派遣研修（自治大学校,市町村アカデミー,国際文化アカデミー等）		44
	海外派遣研修		1
	派遣研修 計		45
	基本研修,専門研修,派遣研修 合計		4,319
その他	定年延長予定職員等研修：合同		31
	会計年度任用職員研修		233
	栄養士専門研修		0
	不当要求防止等研修		130
	その他研修 計		394

8 情報システム

本市の情報システムは、地域情報化系と業務処理系のシステムに大別される。

地域情報化については、これまで第一次から第四次にわたる鹿児島市地域情報化計画に基づいた取組を展開し、市民生活の利便性向上や地域活性化に一定の成果を挙げてきた。

そして、従来の地域情報化の取組を継承し、一層のデジタル化を推進するため、令和4年3月に「鹿児島市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（第五次鹿児島市地域情報化計画）」を策定した。

この計画では、新たな課題に対応するため、もっと便利な市民サービスの提供など4つの基本方針を掲げ、オンライン手続きの推進や地域社会のデジタル化など各種施策に取り組み、基本理念である「ICTで住みよいまちへ」の実現を目指す。

業務処理系は、市長事務部局等において、住民記録、市県民税、国民健康保険、戸籍、介護保険、福祉等の住民情報、財務会計等の内部情報等を処理する各システムが稼働している。また、各公営企業において、医療情報、上下水道料金管理、給与管理、財務会計等を処理する各システムが稼働している。

(1) 地域情報化系

課名	令和7年度 当初予算	システム等の名称	業務開始	備 考
広報課	千円 5,030	ホームページ管理システム	平成9.11	鹿児島市ホームページの運用
情報システム課	465,157	市役所WAN	平成11.3	市役所WANの整備・活用 市役所WAN 4,429台 (教育委員会・病院・交通・水道・船舶・消防を含む)
	21,397	総合行政ネットワーク	令和5.4 平成14.3 令和7.1	市役所WANの再整備 総合行政ネットワーク（LGWAN）の活用 LGWANガバメントクラウド接続サービスの運用
デジタル戦略推進課	3,866	鹿児島県電子申請共同運営システム	平成16.11	市民・行政間の各種申請・届出のオンライン化 (令和7年度末で運用終了予定)
	4,614	新汎用電子申請システム	令和7.9	市民・行政間の各種申請・届出のオンライン化
	10,838	統合型GIS	平成18.12	複数の部局が共用する地図データを一元的に管理 かごしまiマップの運用
	3,174	会議録作成支援システム	令和2.11	会議録作成支援システムの運用
	5,064	公共施設予約システム	令和5.4	公共施設予約システムの運用
	660	くらしの手続きナビ	令和6.1	くらしの手続きナビシステムの運用
	3,696	ノーコードツール	令和7.7	ノーコードツールの運用
	8,711	ICTで住みよいまち推進基盤	令和6.3	ICTで住みよいまち推進基盤の運用
総務課	5,715	例規検索システム	平成14.4	条例や規則などを検索

課名	令和7年度 当初予算	システム等の名称	業務開始	備 考
市民税課	62,851	地方税電子申告システム	平成22.12 平成元.10 令和5.1 令和5.1 令和5.10 令和6.5	個人住民税(給与支払報告書),法人市民税,事業所税,固定資産税(償却資産)の申告・申請のオンライン化 地方税共通納税システム 軽自動車ワンストップサービス(軽OSS) 軽自動車税納付確認システム(軽JNKS) 市たばこ税・入湯税の申告のオンライン化 個人住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化
納税課	4,462	Web口座振替受付サービス	令和6.1	Web口座振替受付サービスの運用
	1,641	ページ口座振替受付サービス	令和6.1	ページ口座振替受付サービスの運用
契約課	20,703	電子入札システム	平成20.4	入札に係る一連の情報の電子化
	284	電子契約サービス	令和6.12	電子契約サービスの運用
文化振興課	1,564	かごしまデジタルミュージアム	平成14.4	鹿児島市ゆかりの貴重な歴史・文化資産のデジタル画像データベースを公開し,インターネットにより情報発信
学校ICT推進センター	1,169,277	教育情報ネットワークシステム(KEIネット)	平成10.4	学校コンピュータ及びネットワークの整備・維持管理・活用(市立小・中・高等学校)
生涯学習課	2,112	生涯学習講座申込システム	令和7.4	生涯学習講座申込システムの運用
議会事務局	1,290	市議会会議録検索システム	平成15.4	市議会の会議録・委員会記録を閲覧・検索

(2) 業務処理系

課名	令和7年度 当初予算	主な業務	業務開始	備 考
情報システム課	千円 81,349	財 務 会 計	平成23.9	予算編成, 予算管理, 歳入管理, 歳出管理, 歳計外・基金管理, 契約管理, 公会計連携
		共 通 基 盤 (内 部 情 報 系)	//	職員認証, 所属職員情報, 共通情報管理, 電子決裁
		文 書 管 理 シ ス テ ム	平成16.4	文書の収受, 起案, 決裁, 供覧, 保存, 廃棄等の処理
		庶 務 事 務	平成23.12	庶務共通, 勤怠管理, 届出管理, 明細照会, 福利厚生
		グ ル ー プ ウ ェ ア	//	メール, 掲示板, 施設予約, スケジュール管理
		人 事 給 与	平成24.1	人事管理, 給与計算, 福利厚生, 臨時職員管理, 健康管理
	20,503	住 民 基 本 台 帳 ネ ッ ト ワ ー ク	平成14.8	住民基本台帳業務, 電子証明書の発行, 個人番号カードの交付
	479,449	共 通 基 盤 (住 民 情 報 系)	平成26.1	職員認証, 所属職員情報, 共通情報管理
		国 民 健 康 保 険	//	賦課計算, 納税通知書作成, 保険証等作成
		印 鑑 証 明	平成26.1	印鑑登録, 印鑑登録証明書出力
		コ ン ビ ニ 交 付	//	住民票の写し, 印鑑登録証明書, 税証明書の発行, 戸籍証明書の発行(令和2.3利用開始)

課名	令和7年度 当初予算 千円	主な業務	業務開始	備 考
情報システム課	479,449	固 定 資 産 税	平成27. 9	賦課計算, 納税通知書等作成
		市 県 民 税	//	賦課計算, 納税通知書等作成
		法 人 市 民 税	//	申告処理, 納税通知書等作成
		軽 自 動 車 税	//	賦課計算, 納税通知書等作成
		収 納	//	消込, 督促状, 催告状等作成
		事 業 所 税	//	申告処理, 納税通知書等作成
		市 営 住 宅 管 理	平成28. 3	住宅使用料の消込処理, 建物の管理, 割増賃料の算出, 口座振替処理
		住 民 記 録	平成28.12	住民基本台帳業務（出生・転入・転出・住民票の写し出力）
		ワ ン ス ト ッ プ 窓 口	//	住民異動届や関連する手続（国保, 福祉など）
		健 康 管 理	//	特定健診, 特定保健指導, 母子管理, ケース管理, 住民検診, 予防接種管理
		母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金	//	母子父子寡婦福祉資金貸付, 母子父子寡婦福祉資金償還金消込
		児 童 手 当	//	支給額計算, 認定通知書等作成
		児 童 扶 養 手 当	//	支給額計算, 認定通知書等作成
		こ ど も 医 療	//	助成金支給額計算, 支払リスト作成
		母 子 ・ 父 子 家 庭 療 養	//	助成金支給額計算, 支払リスト作成
		国 民 年 金	//	資格入力, 免除処理, 給付情報登録
		浄 化 槽 管 理	//	調査, 指導, 管理
		申 請 管 理	令和4. 2	オンライン申請受付
納税課	19,266	市 税 滞 納 整 理	平成19. 9	経過記録管理, 催告書等作成, システム改修
国民健康保険課	8,985	国 民 健 康 保 険 税 滞 納 整 理	平成19.10	経過記録管理, 催告書等作成, システム改修
市民課	41,858	戸 籍 総 合 シ ス テ ム	平成13. 1	戸籍事務処理
介護保険課	40,387	介 護 保 険 シ ス テ ム	平成11.10	資格, 賦課, 収納, 認定, 給付管理
保護第一課	93,066	福 祉 総 合 情 報 シ ス テ ム	平成16.10	生活保護業務, 障害福祉業務, 長寿支援業務, 保育所等業務・児童クラブ業務
長 寿 支援課	17,928	敬 老 パ ス ・ 友 愛 パ ス	平成18. 3	敬老パス・友愛パスの発行, 利用実績の集計
	22,265	後 期 高 齢 者 医 療 徴 収 シ ス テ ム	平成20. 4	保険料収納

課名	令和7年度 当初予算	主な業務	業務開始	備 考
教 委 総務課 学務課 保 健 体育課	1,017	就 学 援 助 ・ 学 齢 簿	平成24. 4	就学援助認定, 医療費等支出処理, 学齢簿管理, 支出処理
図書館	43,640	図 書 館 業 務	平成2. 12	図書貸出・返却処理その他
	6,901	電 子 図 書 館 サ ー ビ ス	令和4. 2	電子書籍の検索, 貸出, 返却, 予約, 閲覧
	2,921	男女共同参画センター図書情報コーナ ー シ ス テ ム 運 用	令和6. 2	図書貸出・返却処理その他
市 立 病 院 医 事 情報課	106,065	電 子 カ ル テ シ ス テ ム	平成25. 12	電子カルテシステム, 医事システム, その他
市 立 病 院 経 営 管理課	1,116	財 務 会 計	平成9. 4	収入・支出管理, 予算管理, 決算, 企業債管理, 固定資産管理, 経営分析
交通局 総務課	1,559	勤 務 管 理 ・ 人 事 給 与 シ ス テ ム	平成29. 4	勤務配置計画作成, 出退勤管理, 勤務実績管理, 給与計算
	18,226	I C カ ー ド シ ス テ ム	平成17. 3	I Cカード発行(回数券, 定期券)及び集計作業等
	3,937	人 事 管 理 シ ス テ ム	平成31. 3	人事管理
交通局 経営課	897	財 務 会 計	平成16. 4	収入・支出管理, 予算管理, 決算, 企業債管理, 固定資産管理
交通局 電 車 事業課	278	電 車 運 行 ダ イ ヤ 編 成 シ ス テ ム	平成25. 3	電車ダイヤ作成, 時刻表作成, 発車表作成
交通局 バ ス 事業課	1,133	バ ス ダ イ ヤ 編 成 支 援	平成12. 4	バスダイヤ作成, 時刻表作成, 発車表作成
水道局 経 営 管理課	40,307	上 下 水 道 料 金 管 理 給 水 装 置 ・ 排 水 設 備 情 報 管 理 水 道 メ ー タ ー 管 理 指 定 工 事 事 業 者 理 排 水 設 備 等 査 適 正 使 用 調 査 下 水 道 受 益 者 金 担	平成27. 1	検針用スマートフォンによる検針 水道料金(調定), 下水道使用料(調定) 納入通知書作成, 収納消込 設計審査手数料, 給水負担金, 所有者管理 給水装置・排水設備台帳管理 在庫管理, 検満管理 工事受付, その他 自己材メーター管理, 受水槽管理 納入通知書作成, 収納消込
	9,351	財 務 会 計	平成26. 4	収入・支出管理, 予算管理 決算・資金・契約・企業債管理, 固定資産管理 中期財政計画作成支援
船舶局 総務課	3,364	人 事 給 与 ・ 務 庶 務 事 務	令和2. 1	人事管理, 給与計算, 福利厚生, 庶務共通, 届 出管理
	1,901	財 務 会 計		収入・支出管理, 予算管理, 決算, 固定資産管 理

課名	令和7年度 当初予算	主な業務	業務開始	備 考
船舶局 営業課	3,478	料金徴収・精算事務・車両台数管理	平成30.3	料金徴収, 精算事務, 車両台数管理, 調定, 回数券管理
	6,173	I C カ ー ド シ ス テ ム	平成19.3	I Cカード発行(回数券・定期券)及び集計作業等

9 東京事務所

(昭和23.8.31開設)

国会及び各省庁その他関係機関との連絡を緊密にし、行財政運営の推進に資するとともに、首都圏におけるプロモーションを実施する。

所在地 東京都千代田区平河町二丁目4番1号(〒102-0093)

日本都市センター12F T E L (03) 3262-6684

F A X (03) 5276-7150

10 各種行政委員会(選管・監査・公平・農業委)

(1) 選挙管理委員会

委員数 4人 事務局職員数 15人

委員の報酬(月額) 委員長 82,000円 委員 65,000円(令和7.7.1現在)

令和7年度当初予算額 104,033千円

① 選挙人名簿登録者数

区 分	男	女	計
令和7.3.3現在(定時登録)	224,551人	266,939人	491,490人

② 最近の選挙の概要

ア 地方選挙

年月日 区分	市長	市議	県知事(令和6.7.7)		県議 (令和5.4.9)
	(令和6.11.24)	(令和6.4.14)	鹿児島県	鹿児島市	鹿児島市分のみ
当日有権者数	488,917人	485,629人	1,284,427人	484,551人	487,370人
投票者数	133,037人	197,667人	574,865人	196,702人	181,533人
投票率	27.21%	40.70%	44.76%	40.59%	37.25%
当選者最多得票数	109,408票	6,539票	337,357票	103,484票	13,929票
当選者最少得票数	—	2,692票	—	—	6,619.7票
立候補者数	2人	61人	3人		26人
定数	1人	45人	1人		17人
任期	(令和10.12.22)	(令和10.4.28)	(令和10.7.27)		(令和9.4.29)

イ 国会議員選挙

年月日 区分	衆議院議員（令和6.10.27）小選挙区				参議院議員（令和4.7.10）	
	本県1区	鹿児島市1区	本県2区	鹿児島市2区	選挙区（県）	鹿児島市
当日有権者数	353,174人	352,412人	326,604人	139,920人	1,337,184人	500,142人
投票者数	178,880人	178,259人	178,195人	68,536人	650,267人	229,012人
投票率	50.65%	50.58%	54.56%	48.98%	48.63%	45.79%
当選者最多得票数	80,918票	80,748票	80,397票	31,085票	291,169票	88,228票
当選者最少得票数	－	－	－	－	－	－
立候補者数	3人		5人		5人	
定数	1人		1人		1人	
任期	（令和10.10.26）		（令和10.10.26）		（令和10.7.25）	

③ 明るい選挙の推進

有権者・候補者等に対して、きれいな選挙や投票参加の呼びかけを行うほか、小中高校生から選挙に関する標語、ポスター、作文等を募集するなど、明るい選挙推進協議会と連携しながら、明るい選挙の推進を図っている。

また、大学生等の若者に「選挙コンシェルジュ鹿児島」として、若年層に対する啓発企画や投票マナーの啓発などにあたってもらい、若い世代の人たちの選挙への関心を高め、投票率向上を図る。

(2) 監査委員

委員数 4人 { 識見委員（常勤1人） 事務局職員数 13人
 “ （非常勤1人）
 議会選出委員（2人）
 令和7年度当初予算額 160,746千円

(3) 公平委員会

委員数 3人 事務局職員数 5人（併任）
 令和7年度当初予算額 2,957千円

(4) 農業委員会

委員現員数 36人 事務局職員数 25人（内併任9人）
 令和7年度当初予算額 215,924千円

① 委員の構成

委員別	定数	現員数
農業委員会委員	19人	19人
農地利用最適化推進委員	18人	17人
計	37人	36人

② 農地の権利移動等の状況

(単位：件，ha)

区分	年度別	令和 5 年度		令和 6 年度	
		件数	面積	件数	面積
農地の権利移動（売買等）（3条）		176	18.83	165	20.79
本人自らの農地転用（4条）		60	2.61	44	1.38
権利移動（売買等）を伴う農地転用（5条）		434	21.25	346	19.76
農地の賃貸借の解約（18条）		43	7.65	41	8.23
非農地証明		134	13.00	110	10.22

危機管理

1	安心安全	117
2	防災・危機管理	122
3	桜島火山対策	125

▶ 第55回桜島火山爆発総合防災訓練



危機管理

危機管理関係については、交通安全対策や防犯対策，セーフコミュニティの推進などの安心安全なまちづくりに関する施策や桜島火山災害対策をはじめとする自然災害対策，原子力防災，国民保護などの防災・危機管理に関する施策を推進している。

1 安心安全

(1) 「鹿児島市安心安全まちづくり条例」

(施行期日)

平成17年10月4日

(目的)

犯罪，事故及び自然災害を未然に防止し，市民みんなが安心して暮らすことのできる安心安全なまちづくりについて，基本理念並びに市，市民等及び事業者の責務を定め，それぞれが連携し，及び協力することにより，安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現を図ることを目的とする。

(概要)

安心安全なまちづくりのため，自らの安全は自ら守るとともに地域の安全は地域で守るという基本理念のもと，市は，市民や事業者等の意見を積極的に反映させ，安心安全なまちづくりを推進するために必要な施策等を実施すること，市民等は，所有する土地等の適正な管理や市の施策への協力，犯罪等の発生時の通報等を行うよう努めることなどが盛り込まれている。

(2) 「鹿児島市暴力団排除条例」

(施行期日)

平成26年4月1日

(目的)

市及び市民等が，地域の安全は地域で守るという基本認識のもと，暴力団の排除に関し，基本理念を定め，市及び市民等の役割を明らかにするとともに，暴力団排除に関する施策等を定めることにより，市民の安全で平穏な生活の確保を図ることを目的とする。

(概要)

暴力団追放「三ない運動＋1」(恐れない，利用しない，金を出さない，交際しない)を基本に，市は，暴力団の排除に関する施策の推進や安全確保のための警察への保護要請などを，市民等は，市が行う取組への協力や市や警察等へ情報提供などを行うよう努めることを定めたほか，少年保護のための通報措置や特別強化地域の指定等が盛り込まれている。

また，条例の制定に際し，市と市教育委員会と市内三警察署とで協定を結び，連携の強化を図った。

(3) 「鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例」

(施行期日)

令和5年10月1日

(目的)

公共の場所における客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めることにより、市民等、事業者等及び地域団体と連携して、公共の場所を快適に通行し、又は利用することができる環境の形成を図り、もって安心して安全な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(概要)

安心して安全な地域社会の実現のため、市、市民及び事業者等の責務を規定するほか、客引き行為等禁止区域を指定し、同区域における客引き行為等を禁止する。

また、違反者に対し、指導・警告・命令を行い、命令に従わない場合は5万円以下の過料を科すほか、氏名等を公表することなどが盛り込まれている。

(4) 「鹿児島市犯罪被害者等支援条例」

(施行期日)

令和6年12月20日

(目的)

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、当該支援のための施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

(概要)

犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等のうち規則で定める者（犯罪行為により死亡した被害者の遺族、犯罪行為により重傷病を負った被害者、犯罪行為により従前の住居に居住することが困難になった被害者及びその遺族）に支援金等の支給を行うこと等が盛り込まれている。

(5) 安心安全まちづくり事業

安心安全まちづくりについての広報啓発や、安心安全まちづくりを総合的に推進するための「鹿児島市安心安全まちづくり推進会議」の運営などを行う。

(6) 安心安全まちづくりアドバイザー

セーフコミュニティの推進などの取組や市民への啓発活動等、安心安全なまちづくりを効果的に推進するため、専門的な指導や助言等を行う「安心安全まちづくりアドバイザー」を配置している。

(7) 安心安全パートナーシップ事業

犯罪等の未然防止に関する市民意識の向上や、市民自らが行う地域の安全の確保に関する自主的な活動の促進を図る。

○安心安全功労団体等表彰

○安心安全研修会の開催

○安心安全協力事業所の登録 など

(8) 安心安全地域リーダー育成事業

地域における事故防止や防災活動等のリーダーを育成するため、「鹿児島市安心安全アカデミー」を開催する。

① コース・受講人員

	コース	受講人員		コース	受講対象・人員
1	基礎コース	120人	2	マスターコース	基礎コース修了者 40人

※基礎コースの講座のうち指定された講座を受講した者には、認定特定非営利活動法人（認定NPO）日本防災士機構が実施する「防災士資格取得試験」の受験資格が与えられる。

- ② 講座回数 基礎コース8回・1回あたり2～3時間
マスターコース8回・1回あたり2～3時間

- ③ 受講料 無料

- ④ マスターコース修了者を「安心安全推進員」に委嘱し、市と協働で安心安全なまちづくりを推進する。

(9) 安心安全推進員連絡協議会

安心安全アカデリーマスターコース修了者に委嘱している「安心安全推進員」の自主的な調査研究活動の促進や相互連携等を図るため、協議会の運営や研修会の開催等の活動を支援する。

(10) 安心安全教育指導員

防犯及び交通安全に関する知識を有する指導員を配置し、小学校、幼稚園、保育園、町内会などの要請により、防犯教室及び交通安全教室を開催し、防犯及び交通安全に関する知識の普及を図る。

(11) 地域安心安全推進指導員

地域の安全確保に関する自主的な活動を行う団体等で構成する地域安心安全ネットワーク会議の活動促進や、交通安全、防犯に係る啓発等を行うことにより市民との協働による安心安全なまちづくりを推進する。

(12) 交通事故・暴力団排除相談員

交通事故相談及び暴力団排除相談に関する知識を有する専門の相談員を配置し、賠償問題や暴力団の排除に関する相談その他の諸問題について指導助言を行う。

(13) 地下壕安全対策事業

地下壕の安全対策を図るため、地権者等の同意を得て倉庫等の利用を除く立入り可能な地下壕の壕口の封鎖工事などを行う。

(14) セーフコミュニティ推進・促進事業

「事故やけがは原因を調べ対策を行うことにより、予防できる」との考えのもと、さまざまな統計データやアンケートなどの分析結果に基づき、地域住民、行政、関係団体などが協働して事故やけがを予防する「セーフコミュニティ」の取組を推進する。

(経過等)

平成24年度 認証取得の取組宣言
平成27年度 認証審査(現地審査)
国際認証取得(平成28年1月29日)
平成28年度～ 取組の全市的な展開
令和2年度 再認証審査(オンライン審査)
国際認証再取得(令和3年1月25日)
令和7年度 国際認証期間満了予定(令和8年1月31日)

(推進体制)

鹿児島市セーフコミュニティ推進協議会

鹿児島市外傷サーベイランス委員会

分野別対策委員会

(7つの重点取組分野)

取組分野	目 的
交 通 安 全	交通事故の減少
学 校 の 安 全	児童生徒の事故の減少
子 ど も の 安 全	子どもの身体と心の安心・安全を守る
高 齢 者 の 安 全	高齢者の外傷の減少
	高齢者虐待の減少
D V 防 止	D Vの防止
自 殺 予 防	自殺者数の減少
防 災 ・ 災 害 対 策	地域防災力の向上

(15) 防犯団体連合会等への補助

犯罪を防止し、明るく住みよいまちづくりを推進している防犯団体を支援、育成強化するため補助金を交付する。

(16) 防犯灯に対する補助

防犯灯を設置し、維持管理する町内会等に対し、設置費及び電気料を補助する。

○防犯灯設置費補助金

・通常の防犯灯の新設、取替

区 分		補助金額
共 架 式	－	17,600円
小 柱 式	鋼管柱(溶融亜鉛メッキ等の防錆処理及び末口7.6cm以上)	74,400円
	上記以外	31,600円
小 柱 の み	鋼管柱(溶融亜鉛メッキ等の防錆処理及び末口7.6cm以上)	56,800円
	上記以外	14,000円

・特設防犯灯（町内会等のはざまの必要な箇所に設置する防犯灯）の新設

区 分	補助金額
共 架 式	68,200円
小 柱 式	156,000円

※特設防犯灯の取替については、通常の防犯灯の取替の補助金額に準ずる

○防犯灯電気料補助金

基準の範囲内で100%補助

(17) 防犯灯管理者賠償責任保険の補助

防犯灯による事故の損害賠償に備えるため、町内会等の防犯灯に係る損害賠償責任保険の加入に対し助成する。

(18) 街頭防犯カメラ設置費の補助

犯罪のない安心安全なまちづくりを推進するため、町内会等が行う街頭防犯カメラの設置に対し、設置費の一部を補助する。

（補助対象経費の2分の1に相当する額（限度額：1台につき20万円まで））

(19) 防犯パトロール隊への支援

地域で自主的に活動する防犯パトロール隊の結成促進及び活動支援を図り、市民の方々が安心して暮らせる安全なまちづくりを推進するため、パトロール活動に必要な用品を支給する。

（1団体当たり50,000円以内、5年経過ごとに再支給可）

(20) 青色回転灯装備パトロール車導入の支援

青色回転灯を装備した車両（青パト）の導入促進及び活動支援を図るため、青色回転灯や車両用拡声器などの青パト用品を支給する。

（1台当たり50,000円以内、5年経過ごとに再支給可）

(21) 青パト活動費の補助

青色防犯パトロール隊の活動の促進を図るため、燃料費等の活動費を助成する。

（青パト1台当たり年額20,400円）

(22) 客引き行為等対策事業

客引き行為等禁止区域内における客引き行為等を防止するため、客引き行為等対策指導員を配置し、禁止区域内の巡回及び条例に基づき指導・警告・命令及び過料の処分等を行う。

(23) 犯罪被害者支援センターの活動支援

犯罪被害者やその遺族等の被害の回復や軽減を図るための支援活動を行っている「公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センター」に負担金を支出する。

(24) 犯罪被害者等支援事業

犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等を支援するために支援金等を支給し、

誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現を図る。

(25) 交通安全対策会議

- 根 拠 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）の規定に基づき，鹿児島市交通安全対策会議条例（昭和45年条例第47号）により設置している。
- 目 的 市交通安全計画の作成及び実施の推進，その他市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画を審議し，その実施を推進する。

(26) 交通安全市民運動推進協議会

- 目 的 交通事故を防止するため，市民総ぐるみの交通安全運動を積極的に推進する。
- 主な事業
 - ・春と秋の全国交通安全運動及び夏と年末年始の交通事故防止運動
 - ・スクールゾーン委員会への助成及び交通安全母の会活動支援
 - ・交通遺児等への見舞品贈呈
 - ・自転車安全運転・盗難防止キャンペーン

(27) 児童通学保護員

- 目 的 通学児童の登校時における道路交通の安全確保を図る。
- 身 分 小学校長及びPTA会長が推せんする者の中から市長が任用する会計年度任用職員
- 人 員 200人（令和7年度予算人員）

(28) 違法駐車対策

円滑な道路交通の確保と市民の安全で快適な生活環境を保持するため，広報・啓発活動を行い，駐車マナーの向上を図り，違法駐車を防止する。

(29) チャイルドシート使用促進

チャイルドシート使用の効果や正しい使用方法についての講習会を開催し，チャイルドシート未使用や不適正着用による事故防止を図る。

2 防災・危機管理

(1) 防災会議

- 根 拠 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条の規定に基づき，設置している。
- 目 的 市地域防災計画の作成及び実施の推進や，市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項の審議等を行う。

(2) 災害対策本部

- 設 置 大規模な災害が発生し，又は発生するおそれがあるときは，市長は災害対策本部を設置する。現地にて，特別な対策を必要とするとき

は、現地災害対策本部を設置する。

本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

また、本部に対策部を置き、それぞれ対策部長を置く。

○配 備 災害の規模等に応じて、次の配備（職員の招集）を行う。

第1 配備 比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのあるときで災害対策本部が設置されたとき。

第2 配備 大きな災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。（広範囲にわたり、避難所を運営している場合など）

第3 配備 大きな災害が発生し、被害が甚大と予想されるとき、又は甚大な災害が発生したとき。（災害救助法が適用された場合など）

(3) 国民保護法制関連事業

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）（平成16年法律第112号）第35条の規定に基づき作成した「鹿児島市国民保護計画」に基づき、国民保護に関する普及啓発を行い、市民への周知を図るとともに訓練など平素からの備えや予防に努めるなど、国民保護措置を総合的に推進する。

(4) 水防計画

水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定及び市地域防災計画に基づき、鹿児島市域における水防事務の調整及び円滑な実施を図るため必要な事項を規定し、洪水、津波又は高潮等による水災の警戒・防御及び被害軽減を行い、もって公共の安全を保持することを目的とする。

(5) 防災行政無線

災害時における迅速・確実な情報伝達体制の確立のため、同報系防災行政無線（屋外拡声子局及び戸別受信機で住民等に情報伝達する無線設備）を平成24年度から26年度にかけて、全市一体的に整備し、27年度から全面運用を行っている。

設備の概要

親 局 本庁 1

中 継 局 吉野中継局、吉田中継局、喜入中継局、松元中継局、郡山中継局

遠隔制御装置 吉田支所 1、桜島支所（桜島地区）1、桜島支所（東桜島地区）1、喜入支所 1、松元支所 1、郡山支所 1、消防局 1

屋外拡声子局 市内250局（このほかスピーカーなしが2局）

中央地域30局、谷山地域43局、伊敷地域24局、吉野地域18局、吉田地域29局、桜島地域34局、喜入地域31局、松元地域22局、郡山地域19局

(6) 県防災行政無線（衛星系）等再整備事業負担金

県と市町村間で災害時における通信手段として運用している衛星系の県防災行政無線の再整備に係る経費を負担する。

(7) 国土強靱化地域計画（平成31年3月策定）

国土強靱化基本法に基づき、いかなる事態が発生しても機能不全に陥らない、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の構築を推進するために策定した鹿児島

市国土強靱化地域計画の進捗管理を行う。

(8) 自主防災組織育成促進事業

自主防災組織の結成に伴い、必要な資機材を整備する組織について、1組織当たり1回限り10万円を限度として補助を行う。

上記の資機材整備補助を受けてから、5年以上経過した組織について、1組織当たり1回限り7万円を限度として補助を行う。

また、防災意識の高揚を図るため、以下の防災訓練等を実施した組織に対し、1組織当たり、年2回限り、それぞれ2万円を限度に助成を行う。

- ① 組織が単独で実施する訓練
- ② 複数の組織又は小中学校などと連携して実施する訓練
- ③ 地域の防災マップの作成
- ④ 避難行動要支援者への支援活動
- ⑤ 地域の危険箇所の防災点検
- ⑥ その他市長が認めるもの

※注) 2回目の助成は、1回目の活動と異なる場合に限る。

(9) 避難行動要支援者避難支援等事業

災害時に避難の手助けが必要な要介護者や重度の障害者など（避難行動要支援者）が、地域の中で避難の支援が受けられるようにするため、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成等を行う。

(10) 原子力災害対策事業

市地域防災計画（原子力災害対策編）や市原子力災害対策避難計画に基づき、防災訓練や市民への広報等を行う。

(11) 防災資機材等備蓄事業

大規模災害の発生に備え、発災直後の避難生活に必要な資機材等を、小学校を中心とした防災拠点となる78カ所の避難所等や本庁・各支所に分散して備蓄を行い、防災対策の強化を図っている。

(12) 災害時非常用電源備蓄事業

大規模災害発生による停電時などにおいて、速やかな電源の確保・供給を行うため、医療用機器にも対応した蓄電池を備蓄し、防災対策の強化を図る。

(13) 防災ラジオ運用事業

災害時に、より多くの市民に、避難情報等を迅速かつ確実に伝達するため、緊急放送を自動受信する防災ラジオを希望者に有償で提供する。

(14) 災害時避難行動力向上事業

災害時における市民の適切な避難行動の理解促進を図るため、防災リーフレットを作成し、市内全戸に配布するほか、ハザードマップの更新等を行う。

(15)地域防災推進指導員

自主防災組織の結成の促進並びに活動に関する助言、各種防災訓練に係る支援業務等を行い、地域の防災力向上を図る。

3 桜島火山対策

(1) 火山防災トップシティ構想（平成31年3月策定）

桜島は、70年近くの長きにわたって火山活動を続けており、桜島及び周辺地域の住民生活をはじめ、農作物等各面にわたって大きな影響を与えている。

この活火山桜島を有し、麓や対岸に合わせて約60万人の市民が生活している本市では、これまでハード・ソフトの両面から火山防災対策に取り組み、さまざまな試行錯誤を経ながらその充実に努めてきた。

こうした本市の火山防災に係る取組は、長年の経験や実績に裏打ちされた実効性のある対策となっていることを踏まえ、市民と地域、事業者、研究機関・行政が一体となって、桜島に対する総合的な防災力の底上げを図るとともに、最先端の火山防災に取り組む「鹿児島市」を、火山の魅力も交えながら世界に発信することにより、交流人口に加え、関係人口の拡大を図るため、鹿児島市火山防災トップシティ構想を策定した。

【目指す姿】

桜島と共生していくための取組を、市民と地域、事業者、研究機関・行政が一体となって向上させながら、火山防災のモデル都市として、国内外の火山地域の被害軽減のために世界貢献を行う火山防災トップシティ

【取組の柱】

- ・大規模噴火でも「犠牲者ゼロ」を目指す防災対策

これまでの火山防災対策にさらに磨きをかけ、大規模噴火時においても、犠牲者が出ない体制の構築に取り組む。

- ・次世代に「つなぐ」火山防災教育

市民の誰もが桜島の成り立ちや火山の恵み、文化を学び、桜島への関心と愛着を育むとともに、火山災害時における対応を理解し、身につける火山防災教育の取組を推進する。

- ・「鹿児島モデル」による世界貢献

これまで培ってきた桜島の火山防災対策を、「鹿児島モデル」として、あらゆる機会を活用して発信することで、世界への貢献を目指す。

(2) 桜島火山爆発対策

桜島火山の大規模噴火又はその恐れがあり、大きな災害が発生すると認められるとき、異常現象の広報、避難、緊急輸送等の応急対策を実施し、住民の安全を図る。

火山爆発災害の特殊性、桜島の地形的態様からくる応急対策の困難性等を考慮するとともに、平成27年8月の噴火警戒レベル4への引上げ対応を踏まえ、平成28年度に、市地域防災計画に「火山災害対策編」を新設したほか、「桜島火山災害対策避難計画」を策定した。さらに平成29年度には、市街地側の大量軽石火山灰対策を盛り込むとともに、「桜島火山災害対策長期避難計画」を策定し、平成30年度は「桜島火山災害対策大量軽石火山灰対応計画（暫定版）」を策定するとともに、火山防災意識啓発映像を作

成した。

令和元年度は、大量軽石火山灰対策のさらなる充実を図るとともに、映像を用いて市民の火山防災意識の啓発を行うほか、桜島島内の各地域に応じたよりよい避難体制構築に向けた新たな島外避難計画を検討し、計画の修正を行った。令和2年度は、復旧・復興計画の策定や、広域避難シミュレーション結果を踏まえた大量軽石火山灰対応計画の修正を行った。令和3年度は、大量軽石火山灰対応計画の実効性を高めるため、関係機関と連携を図りながら、さらなる課題解決に向けて検討を行ったほか、大規模噴火時における市街地側住民の避難行動等に係るリーフレットを作成し、市政出前トーク等にて周知に取り組むとともに、桜島の警戒範囲の見直しに伴い、島内避難計画の修正を行った。令和4年度は7月24日に発生した桜島の噴火警戒レベル5への引上げ時の課題等を踏まえ、桜島火山災害対策避難計画を修正したほか、広域避難の課題検討結果を踏まえ、大量軽石火山灰対応計画の修正を行った。さらに、気象庁が「気象等及び噴火に関する特別警報の緊急速報メール」の配信を終了したことを受け、「噴火に関する特別警報の緊急速報メール」の配信を開始した。令和5年度は、新たに広域避難を中心とした先進事例の調査を行ったほか、引き続き市街地側の大量軽石火山灰対策の周知を図るとともに、県・関係市・関係機関と連携し、火山防災対策の推進に取り組んだ。令和6年度は、火山専門家を登用し、大規模噴火時の市民の避難に係る研究等を行う桜島火山防災研究所の設置に向けた準備に取り組んだ。

令和7年度は、桜島火山防災研究所を設置し、「大規模噴火でも犠牲者ゼロ」を実現する防災対策の構築を目指す研究計画に基づいた研究等を行い、火山防災対策の一層の充実に取り組む。

(3) 桜島火山対策の経緯

昭和38年度	市地域防災計画において、桜島爆発対策計画を策定
昭和46年度～	桜島火山爆発総合防災訓練を実施(以降毎年1月12日を目安に実施)
昭和47年度～	桜島降灰検診事業の実施(～平成20年度)
昭和48年度～	「活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律」制定 避難施設緊急整備地域の指定(桜島島内(鹿児島市及び桜島町)) 避難施設緊急整備事業、防災営農対策事業の実施 国による治山事業の実施
昭和50年度～	防災林業対策事業の実施
昭和51年度～	国による砂防事業の実施
昭和52年度～	鹿児島市降灰対策委員会設置、桜島火山活動対策協議会設置
昭和53年度～	「活動火山対策特別措置法」の制定、降灰防除地域の指定 降灰除去事業、降灰防除事業の実施
昭和59年度～	海面環境保全事業の実施
昭和60～63年度	桜島有村地区の集団移転事業の実施
昭和63年度	「鹿児島国際火山会議」開催
平成6年度	桜島火山防災マップ及びポケットブック作成・配布
平成10年度	「アジア活火山サミット」開催
平成22年度	桜島火山ハザードマップ作成・配布
平成24～25年度	桜島大正噴火100周年事業の実施
平成25年度	「国際火山学地球内部化学協会(I A V C E I) 2013年学術総会」

	開催
平成27年度	噴火警戒レベル4（警戒範囲3km）への引上げ対応（大規模噴火の可能性）
平成28年度	地域防災計画「火山災害対策編」を新設（風水害・火山災害対策編から分離）
平成29年度	桜島火山災害対策避難計画を策定 地域防災計画「火山災害対策編」に大量軽石火山灰対策を追加 桜島火山災害対策長期避難計画を策定 インドネシア共和国ジョグジャカルタ特別州スレマン県と火山防災等の交流促進に関する覚書締結
平成30年度	大量軽石火山灰を想定した車両走行・道路啓開作業検証実験を実施 第10回火山都市国際会議（イタリア・ナポリ）への市長参加 2018火山砂防フォーラムの開催 桜島火山災害対策大量軽石火山灰対応計画（暫定版）を策定 桜島火山防災意識啓発映像の作成 鹿児島市火山防災トップシティ構想を策定
令和元年度	火山防災アドバイザー委員及び火山防災トップシティ支援員設置 火山防災教育教材作成 桜島火山災害対策大量軽石火山灰対応計画を策定 桜島火山災害対策避難計画の一部修正（新たな島外避難計画） 第50回桜島火山爆発総合防災訓練 現在地表示等案内板（36カ所）及び避難施設誘導案内看板（5カ所）設置
令和2年度	避難施設誘導案内看板（27カ所）設置 桜島火山災害対策大量軽石火山灰対応計画の一部修正（広域避難シミュレーションの実施） 桜島火山災害対策復旧・復興計画を策定
令和3年度	桜島火山災害対策避難計画の一部修正（桜島の警戒範囲の見直しに伴う島内避難計画の修正） 桜島火山ハザードマップの修正・配布
令和4年度	噴火警戒レベル5（警戒範囲3km）への引上げ対応（これまでみられたような噴火の激化） 「噴火に関する特別警報の緊急速報メール」の配信開始（気象庁配信終了による） 桜島火山災害対策避難計画の一部修正（「避難完了板」導入等を踏まえた島外避難計画の修正，令和4年7月24日噴火警戒レベル5引上げを踏まえた島内避難計画の修正） 桜島火山災害対策大量軽石火山灰対応計画の一部修正（広域避難に係る課題の検討結果を踏まえた計画の修正）
令和5年度	桜島火山防災研究所（仮称）の設置決定
令和6年度	火山防災専門官の登用 「噴火に関する特別警報の緊急速報メール」の改善（「警戒範囲」と「大規模噴火の兆候の有無」を記載）

(4) 活動火山対策特別措置法の趣旨

火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受ける恐れがあると認められる地域等について、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針を策定し、警戒避難体制の整備を図り、避難施設、防災営農施設等の整備及び降灰除去事業の実施を促進する等特別の措置を講ずるとともに、火山調査研究推進本部を設置すること等により、活動火山対策の強化を図り、もって当該地域における住民、登山者その他の者の生命及び身体の安全並びに住民の生活及び農林漁業、中小企業等の経営の安定を図る。

(5) 桜島火山災害対策委員会

桜島の火山災害対策についての庁内における総合施策を効果的に推進する。

(6) 桜島火山活動対策協議会

桜島の継続的な火山活動に伴う対応策の協議、関係法令の整備充実、国・県への意見の反映を図るため要望活動を行うなど、その総合的施策を推進する。(昭和52年10月8日に設置)

組 織

鹿児島市、垂水市、霧島市及び鹿屋市で組織し、関係市の長、議長及び当該特別委員会委員長等を委員とする。

(7) 避難施設の整備

桜島地域における退避舎や退避壕など避難施設の機能保持を図るため、必要な補修を行う。

(8) 令和7年度桜島火山対策事業費

(単位：千円)

事業費	令和6年度	令和7年度	増 減 (B)-(A)	令和7年度財源内訳			事業内容
	当初予算額(A)	当初予算額(B)		国	県	市費等	
1. 降灰除去事業	1,198,467	1,210,777	12,310	617,455	7,433	585,889	
(1) 道路降灰除去事業	764,856	774,615	9,759	409,916		364,699	路面清掃車のリース費用含む
(2) 歩道緑地帯降灰除去事業	12,613	12,674	61	8,064		4,610	歩道の緑地帯内
(3) 宅地降灰除去事業	292,878	293,692	814	142,484		151,208	
(4) 公園降灰除去事業	20,527	20,557	30	9,371		11,186	公園内の駐車場や園路
(5) 電車軌道敷降灰除去事業	80	80	0			80	
(6) 学校校庭降灰除去事業	65,000	65,000	0	32,500		32,500	
(7) 桜島スポーツ施設等降灰除去事業	1,000	1,000	0			1,000	

事業費	令和6年度	令和7年度	増 減	令和7年度財源内訳			事業内容
	当初予算額(A)	当初予算額(B)	(B)-(A)	国	県	市費等	
(8)本庁舎等降灰除去事業	29,751	32,154	2,403	15,120	7,433	9,601	本庁舎 118 青果市場 330 魚類市場 162 社会福祉施設等 31,352 観光施設 43 桜島支所庁舎 0 東桜島合同庁舎 0 教育総合センター50 市立病院 0 水道局 99 船舶局 0
(9)降灰除去機購入補助事業	50	50	0			50	商店街 50
(10)克灰袋配布事業	6,664	5,990	▲ 674			5,990	一般家庭 5,824 学校 166
(11)アーケード降灰除去補助事業	1,120	944	▲ 176			944	補助率2分の1・限度額20万円/回
(12)桜島降灰量観測委託事業	3,928	4,021	93			4,021	市内22地点観測
2. 降灰防除事業	53,650	62,736	9,086	0	0	62,736	
(1)児童福祉施設電気料補助事業	145	130	▲ 15			130	私立保育所(認可外) 130
(2)学校施設降灰防除施設整備事業	53,505	62,606	9,101			62,606	学校の特別教室等の空調設備更新等
3. 避難施設整備事業	148,136	223,763	75,627	47,000	0	176,763	
(1)避難施設補修事業	1,060	1,158	98			1,158	桜島支所(桜島地区) 50 危機管理課 1,108
(2)避難施設保守管理事業	122,084	193,170	71,086	47,000		146,170	避難港の施設維持費
(3)避難港泊地浚渫事業	22,000	27,300	5,300			27,300	//
(4)防災無線保守管理事業	2,992	2,135	▲ 857			2,135	同報系防災無線保守
4. 融資制度	2,758	3,037	279	0	0	3,037	
(1)中小企業資金融資事業	2,758	3,037	279			3,037	災害対策資金・経営安定化資金(経済環境変化等)保証料補助, 災害対策資金利子補給金
5. 農林水産業対策事業	43,746	27,334	▲ 16,412	0	5,312	22,022	
(1)降灰地域土壌等矯正事業	0	0	0			0	土壌矯正資材購入費補助
(2)降灰地域茶安定対策事業	9,081	0	▲ 9,081		0	0	土壌改良用機械導入補助
(3)降灰地域果樹安定対策事業	0	0	0			0	被覆施設整備補助
(4)降灰地域野菜安定対策事業	0	0	0		0	0	被覆施設整備補助
(5)びわ病虫害防除対策事業	442	348	▲ 94			348	薬剤購入費補助
(6)耐灰性作目等導入促進事業	285	152	▲ 133			152	耐灰性作目導入補助
(7)びわ果実降灰被害防止対策事業	611	495	▲ 116			495	被覆資材購入費補助
(8)特産かんきつ生産安定対策事業	425	394	▲ 31			394	資材購入費補助

事業費	令和6年度	令和7年度	増 減	令和7年度財源内訳			事業内容
	当初予算額(A)	当初予算額(B)	(B)-(A)	国	県	市費等	
(9)降灰地域施設整備事業	17,227	11,262	▲ 5,965			11,262	被覆施設整備費補助 資材購入費補助
(10)降灰地域被覆施設整備更新事業	0	1,566	1,566		1,175	391	被覆資材更新経費補助
(11)飼料作物調製施設設置事業	4,400	1,842	▲ 2,558			1,842	飼料作物調製機械等の導入補助
(12)降灰地域畜産施設整備事業	0	0	0			0	桜島地域での畜産施設の整備費補助
(13)降灰地域飼料作物確保対策事業	0	0	0			0	飼料作物調製施設、収穫調製用機械等の整備補助
(14)農業用施設等災害復旧事業	11,000	11,000	0		4,000	7,000	桜島降灰除去
(15)海面環境保全事業	275	275	0		137	138	海面環境保全委託
6. 火山活動対策費	31,430	36,299	4,869	0	0	36,299	
(1)桜島火山活動対策協議会負担金	748	641	▲ 107			641	
(2)桜島火山活動対策事業費	29,861	34,837	4,976			34,837	桜島火山爆発総合防災訓練、桜島火山防災研究事業等
(3)桜島砂防センター運営管理委託費	821	821	0			821	
合 計	1,478,187	1,563,946	85,759	664,455	12,745	886,746	

(9) 火山防災トップシティ推進事業

火山防災アドバイザー委員による助言・研修等を行うほか、PRリーフレットや動画等を活用し、桜島火山防災対策の積極的な情報発信に取り組む。

(10) 火山防災教育推進事業

火山防災教材の作成・配信をはじめ、市街地側の児童とその保護者を対象とした桜島訪問体験学習や専門家派遣による授業などに取り組む。

(11) 火山防災強化市町村連携事業

火山防災強化市町村ネットワーク（令和2年度設立170市町村）において、引き続き、全国の火山地域の市町村と情報共有を図るとともに、連携して国等に対し、火山防災対策の強化を働きかける。

(12) 桜島火山防災研究事業

大規模噴火でも犠牲者ゼロの実現に向け、市街地側も含めた市民の避難に係る研究等を行う桜島火山防災研究所を設置し、火山防災トップシティをさらに推進する。

市 民

1	広 聴	132
2	コミュニティ推進	134
3	地域活性化	135
4	市民協働	137
5	消費者行政	138
6	文化振興	139
7	国民年金	144
8	国民健康保険	145
9	市民サービスステーション	149
10	コンビニ等による証明発行	150
11	ワンストップ窓口サービスの実施	150
12	マイナンバーカード（個人番号カード）の交付	150
13	おくやみコーナー	151
14	住民異動手続き等における書かない窓口システムの運用	151
15	人権啓発	151
16	男女共同参画	152

吉田



桜島



喜入



松元



郡山



全地域

～地域の魅力・活力共創事業～

市 民

市民関係では、相談・広聴業務をはじめ、コミュニティづくり、市民協働、消費生活、市民文化の創造、国民年金、国民健康保険、戸籍・住民基本台帳及び印鑑登録、人権、男女共同参画に関する各種業務を推進している。

特に、市民との協働による活力ある地域づくりを進めるため、コミュニティビジョンを推進している。

1 広 聴

(1) 広 聴

名 称	摘 要
市 長 と 語 る 会	市長が自ら地域等に出向き、市政の動向を報告するとともに、意見交換を行い、市民の声を活かしたまちづくりを推進する。
まちかどコメンテーター	市民の声を聴く機会を増やし、より幅広く意見やニーズを把握するため、まちかどコメンテーターを活用する。
届けよう！わたしたちが考えるかごしま市政事業	若い世代の市民参画の機会を増やし、共創のまちづくりに資する人材を育成するため、中学生が市政について学び、提言を行う。
わ た し の 提 言	市政に関する意見、提言などを市内の公共施設等に備え付けた専用の手紙セットやホームページの専用フォームにより寄せてもらうもので、寄せられた提言は、直接市長が目を通し、今後の市政推進の参考とする。 ○ 手紙セットの設置箇所 159カ所（令和7.4.1現在）
市 政 出 前 ト ー ク	職員が市民の要請に応じて地域に出向き、市政に関する情報を分かりやすく伝えるとともに、意見や提言などを伺い、施策の参考とする。 ○ テーマ数 128テーマ（令和7年度） ○ 開催件数 561件（令和6年度実績）

(2) 市民相談

市政に対する要望・意見等に対応する市政相談をはじめ、日常発生するさまざまな市民の悩み事に対して、市民相談員等による一般相談、専門家による法律相談、税務相談、登記相談、人権相談などを実施し、市民の生活の安定を図る。（相談は無料）

種 別	場 所	実施日	相 談 員	概 要
市 政 相 談	市民相談センター 各支所	月～金曜日	市職員	市政に対する要望・意見 など
一 般 相 談	市民相談センター 各支所（桜島支 所所管は桜島 総務市民課）	月～金曜日	市民相談員（市民相談セ ンター）及び市職員（各支 所）	相続問題、離婚の手続き、 金銭貸借など日常発生す る悩みごと
法 律 相 談 （昭和36年5月～）	市民相談センター	月16回 （予約制）	鹿児島県弁護士会会員	民事上の法律問題など全 般
	谷山支所	月4回 （予約制）		
税 務 相 談 （昭和46年5月～）	市民相談センター 谷山・伊敷・ 吉野支所	年10回	南九州税理士会鹿児島支 部会員	所得税、相続税、贈与税な ど個人に課税される国税 に関すること
登 記 相 談 （昭和52年4月～）	市民相談センター 谷山・伊敷・ 吉野支所	月1回	鹿児島県司法書士会鹿児 島支部会員	不動産（相続等）の登記申 請手続きなど
	吉田・桜島（桜島総 務市民課）・喜入・ 松元・郡山支所	年2回		
	市民相談センター 谷山・伊敷・ 吉野支所	年6回	鹿児島県土地家屋調査士 会鹿児島支部会員	土地建物の調査・測量な ど
	吉田・桜島（桜島総 務市民課）・喜入・ 松元・郡山支所	年2回		
建 築 相 談 （昭和53年10月～）	市民相談センター	月1回	（一社）鹿児島県建築士 事務所協会会員	新築・増築の手続き、工事 契約、耐震相談など
人 権 相 談 （昭和57年4月～）	市民相談センター 谷山支所	月1回	人権擁護委員 法務局職員	人権に関すること、近隣・ 家庭内のめめごとなど
	伊敷・吉野支所	年6回		
	吉田・桜島（桜島総 務市民課）・喜入・ 松元・郡山支所	年4回		
花と緑の相談 （昭和57年4月～）	市民相談センター	月1回	花と緑の相談員	庭木のせん定、植物の管 理など
不動産鑑定相談 （平成元年10月～）	市民相談センター	月1回	（公社）鹿児島県不動産 鑑定士協会会員	不動産の鑑定評価、地代・ 家賃の適正価格など
く ら し 手 続 き 相 談 （平成10年11月～）	市民相談センター 谷山支所	月1回	鹿児島県行政書士会会員	遺言書、遺産分割協議書、 契約書類などの作成に関 する相談（紛争のおそれ がないものに限る）

(3) 鹿児島市総合案内コールセンター「サンサンコールかごしま」

目 的 市民からの問い合わせを年中無休で受け付け、迅速かつ的確な対応を行い、市民サービスの向上を図る。

開設年月日 平成20年1月10日

運 営 日 時 年中無休 午前8時～午後7時
FAX、電子メールは24時間受信

電話番号等 電話：099-808-3333（はれは・さんさん・サンサンコール）
FAX：099-808-2525（はれは・にこにこ）

電子メール：市ホームページのお問い合わせフォームから

問い合わせ内容 市役所での手続き、イベント情報、施設案内など

2 コミュニティ推進

(1) 町内会加入促進事業（平成21年度から実施）

町内会加入や活動への参加を促進するため、転入者等への加入案内や、町内会加入促進月間における周知広報、町内会加入申込プラットフォームの運用、本市施設の無料利用券の活用等を行っている。また、令和元年度に締結した「町内会加入促進に関する協力協定」に基づく関係団体等とのさらなる連携により、不動産仲介事業者に町内会に関する説明や加入申込フォームの利用案内を依頼し、申込件数に応じて、不動産団体等へ手数料を支払うことで、加入率が低い賃貸アパート等入居者の町内会への加入促進を図る。

(2) 町内会活動活性化事業（令和6年度から実施）

活力ある地域コミュニティの形成及び維持を図るため、コミュニティ活動の活性化や地域の連帯強化の促進を目的とする事業を実施する町内会に対し補助金を交付する。

① 基礎額

申請年度の4月1日時点の加入世帯数に応じて定める額（4～7万円）

② 活動加算額

加入促進や親睦交流等の8つの事業のうち、1事業当たり5千円を加算（2事業以上の実施が必須、上限3万円）

※補助金額は上記①と②の合算額で、申請は1年度につき1回

(3) 町内会デジタル活用促進事業（令和6年度から実施）

町内会活動の効率化や負担軽減等を図るため、情報発信やオンライン集金等のデジタルツール活用に係る交付対象経費の3分の2相当額（限度額10万円）を補助する。申請は1年度につき1回、最大5回まで。

(4) コミュニティ交流会（平成14年度から実施）

地域におけるコミュニティづくりの向上を図るため、町内会長や役員、市民を対象に交流会を開催する。

(5) 町内会集会所建築等補助事業（平成9年度から実施）

町内会のコミュニティ活動の拠点となる集会所の建築等に対し、経費の一部を補助する。

(対象工事等及び補助率)

① 新築又は取得

交付対象経費の2分の1以内(限度額500万円)

② リフォーム

交付対象経費の2分の1以内(限度額300万円)

③ バリアフリー化(平成21年度から実施)

交付対象経費の2分の1以内(限度額50万円)

④ 耐震診断(令和5年度から実施)

交付対象経費の3分の2以内(限度額 木造:10万円, その他構造:50万円)

⑤ 耐震改修工事(令和5年度から実施)

交付対象経費の2分の1以内(限度額100万円)

※④及び⑤については、旧耐震基準の集会所のみ対象

(6) コミュニティビジョン推進事業(平成23年度から実施)

各校区の地域コミュニティ協議会の活動等を支援する。

(7) 町内会の多様な世代の参加応援事業(令和5年度から実施)

多様な世代の町内会加入や活動参加を促進するため、町内会を対象にデジタルツールの活用や事業運営に関する支援を行う。

① デジタルツール活用支援

町内会活動におけるデジタルツールの活用に関する講座を開催するとともに、講座の受講団体のうち、希望する団体に講師を派遣し、実践的な活用を支援する。

② 事業・運営見直し支援

誰でも参画しやすい組織運営を目指すため、コミュニティ活動の業務全体を可視化し、広く業務を分担する仕組みの普及に向けて、希望する団体に職員を派遣し、役員や活動ごとのマニュアル化を支援する。

(8) 地域づくり活動支援事業者表彰事業(令和5年度から実施)

(目的)

事業者等の地域づくり活動への参加意識の醸成を図るため、町内会等の活動の推進に寄与した事業者等を表彰する。

(対象)

- ・市内に主たる事務所又は営業所を有する企業等
- ・町内会やコミュニティ協議会の活動の推進に寄与し、住みよい地域づくりを5年以上継続し、支援する事業者

3 地域活性化

(1) 地域の魅力・活力共創事業(令和4年度から実施)

(目的)

本市の周辺部に位置する5つの地域(吉田・桜島・喜入・松元・郡山)において、地域活性化アドバイザーを活用し、住民とともに、それぞれの資源や特性などを生かした個性豊かな地域づくりに向けた計画の策定や事業の実施に取り組む。

(事業概要)

① 各支所における事業の実施

「地域と共に創るまちづくりプラン」（以下「プラン」という）に基づき、事業を実施する。

支所	令和7年度の主な事業
吉田	◇吉田ふれあい農園の開設 ◇小中学生を対象とした星空フェスタの開催 ◇ペダルなし二輪遊具を用いたイベントの開催 等
桜島	◇地域の飲食店等の連携によるマルシェ開催や情報発信 ◇デジタルを活用した高齢者等のデジタルデバイドの解消による生活利便性の向上のための支援 等
喜入	◇喜入旧麓交流館「陽だまり」の運営支援 ◇ＪＲ喜入駅を活用した交流拠点の整備とレンタサイクルの導入 等
松元	◇お茶の魅力の発信をメインテーマとした「まつもと まるっとマルシェ」の開催 ◇県卓球連盟と連携した地域内の小学校での卓球教室の開催 ◇松陽高等学校の生徒による地域の小学校での美術作品制作教室や、同校生徒の作品展覧会の開催 等
郡山	◇e-Bikeレンタサイクルの2拠点運用による利用促進 ◇地域全体を会場とする1カ月間の「いんどりマルシェkoriyama」の開催 等

② 地域懇話会の開催

地域団体等との協議の場として、各支所に「地域懇話会」を設置し、プランの実施などについての意見をいただく。

③ 地域活性化アドバイザーの活用

企業から派遣された職員を「地域活性化アドバイザー」として地域づくり推進課に配置し、支所と連携し事業実施などを支援する。

(2) さくらじま地域おこし協力隊活動事業

（目的）

鹿児島市内で人口減少及び高齢化が最も進行している桜島地域において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図り、もって地域の活性化及び活力の維持強化に資する。

（事業概要）

桜島地域において、地域おこし協力隊が、地域資源を活用したブランド力の向上や特産品のＰＲ等に取り組み、地域の振興を図る。

① 設置人数 2名

② 設置年月日 令和7年10月1日（予定）

③ 隊員の主な活動内容

ア 地域資源を活用したブランド力の向上、特産品のＰＲ等

イ 魅力情報の発信等

ウ その他桜島地域の活性化及び活力の維持強化

④ 隊員の雇用形態

法人に活動支援を含めて業務委託し、委託先で雇用する。

(3) 地域まつり支援事業

地域住民のふれあいと地域社会の活性化を促進するため、吉田・桜島・喜入・松元・郡山地域のまつりへ助成を行う。

(4) 改新交流センター

設置目的

地域住民のふれあい及び交流を促進し、地域の活性化を図る。

施設概要

施設内容	1 階	和室
	2 階	多目的ホール，資料室
	その他	多目的広場
所在地	古里町262番地	
建物概要	ア 建物構造	鉄筋コンクリート造 地上2階建
	イ 延床面積	369.62㎡
開館	平成28年3月17日	
休館日	12月29日～1月3日	
開館時間	午前9時～午後5時	
使用料金	ア 和室	1時間につき100円
	イ 多目的ホール	1時間につき200円

4 市民協働

(1) 「鹿児島市の市民参画を推進する条例」

(目的)

本市における市民参画の基本的な事項を定めることにより、市政への市民参画の推進を図り、もって市民と市との協働によるまちづくりを進めることを目的とする。

(条例の概要)

① 市民参画手続の実施（第6条）

- ア パブリックコメント手続の実施
- イ 審議会等への付議
- ウ 意見交換会等の開催
- エ ワークショップ方式等

（※原則としてパブリックコメント手続を実施）

② 市民参画手続の対象等（第7条）

- ア 市の基本的な政策を定める計画及び個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- イ 公用又は公共用に供される重要な施設の建設等に係る計画の策定又は変更
- ウ 次に掲げる条例，規則等の制定又は改廃
 - ・市の基本的な方針又は制度を定めるもの
 - ・市民に義務を課し，又はその権利を制限することを内容とするもの
 - ・市民生活に重大な影響を及ぼすもの

③ 提出された意見等の取扱い（第9条）

市民からの意見等について、市が施策に反映させるよう努めるとともに、その結果を公表する。

(1) 消費生活相談

専門の相談員を配置し、消費生活に関する相談を受け付け、その解決のために必要な助言等を行う。また、月2回弁護士による消費生活法律相談を行う。

(2) 消費者啓発

消費生活に関する知識を身につけ、主体的・合理的に行動できる消費者を育成するために消費生活教室、親子一日教室を実施するとともに学校、町内会、高齢者クラブ、企業等を対象に消費生活出張講座を実施する。また、一般向け、若年層向け及び高齢者向け等、対象に応じた各種啓発資料を作成するとともに、公共交通機関での広報やパネル展を行う。

(3) 消費生活情報の収集・提供

〈消費者教育担い手育成事業〉

地域に根ざした消費者啓発を促進し、消費者被害の未然防止を推進するため、地域において、簡易な出張講座を行う地域消費者リーダーを養成する。

〈地域消費者サポーター育成事業〉

悪質商法やうそ電話詐欺などのトラブルを防ぐ情報を、自分の身近な人に伝えることを主な活動とする地域消費者サポーターを育成する。

〈情報提供〉

消費生活センターニュースの発行をはじめ、各種パンフレット等の作成、図書・DVDの貸出し、情報コーナーでのパネル等により情報提供に努める。

(4) 消費者団体の育成・活動支援

消費生活に関するリーダーを養成することを目的に、消費者団体の学習会等を支援する。

(5) A（悪質商法）B（撲滅）C（シティ）消費者情報ネットかごしま事業

消費者被害未然防止ネットワーク会議を開催して関係機関との連携を図るとともに、市LINE公式アカウント等による被害情報の提供などを行い情報を共有することにより、消費者への「見守り機能」を強化し、本市における悪質商法の撲滅に資する。

6 文化振興

(1) ふるさと芸能祭

郷土に伝承されている民俗芸能を広く市民に公開し、郷土芸能に対する理解を深めるとともに、郷土を愛する心を高める。

出演者 郷土芸能保存団体等

(2) 文化事業の共催

市内の文化団体と共催で市民文化祭等の文化事業を実施し、芸術鑑賞の機会を拡充するとともに文化団体及び文化芸術の担い手の育成に資する。

〈市民文化祭〉

毎年、9～11月に開催している。

謡曲連合大会、いけばな展、薩摩琵琶弾奏大会、茶会、南日本俳句大会、南日本短

歌大会，邦楽演奏会，薩摩狂句大会，オペラ，写真展

(3) 文化芸術活動活性化補助金

自主的な文化芸術活動を活性化するため，文化芸術団体等が実施する事業に対して助成する。

(4) 鹿児島市少年少女合唱団

鹿児島市に在住し，市内の小・中学校に在籍する少年少女による合唱団を育成し，その演奏活動を通じて児童文化の向上を図り，豊かな情操を養うとともに，音楽水準の向上に寄与する。

設　　立　　昭和48年12月

隊　　員　　26人（令和7年4月現在）

(5) 児童文学振興事業

本市の児童文学の書き手の育成を図るため，児童文学者等による創作講座を開催するとともに，優れた児童文学作品の出版に対し助成するほか，小・中学生を対象とした朗読コンサート等を行う。

① 児童文学創作講座

児童文学者などによる，児童文学概論から創作の方法，作品の添削指導等の講座を開催し，児童文学の書き手の育成を図る。

② 児童書の出版助成制度

児童文学に関する優れた作品に対して出版助成を行い，児童文学の書き手の育成などを図る。（出版実費の1／2以内で50万円を上限に助成）

③ 棕鳩十作品朗読コンサート

市内小・中学校へ出向き，棕鳩十作品を題材とした朗読コンサート等を行い，棕作品をより身近に，深く鑑賞し学ぶ場を設ける。

④ 児童文学者交流事業

児童文学創作講座の講師を，小・中学校へ派遣し，交流会（講話等）を実施し，文学振興を図る。

⑤ 子どもたちに聞かせたい創作童話

創作童話の募集，表彰等を通して市民の童話に対する理解と関心を深め，創作童話への意欲の増進を図るとともに，作品を通じて子どもたちの夢をはぐくみ，美しい心を育てる。

(6) 小・中学校等での芸術鑑賞事業

中央や地元の芸術文化団体による小・中学校や子育て支援施設での演奏会等の公演や優れた舞台芸術の鑑賞機会の提供により，子どもたちの豊かな情操を育てる。

(7) 歴史・文化資産のデジタル化推進事業

貴重な歴史・文化資産をはじめとして，市内の文化財や伝統工芸品等の情報のデジタル化を進め，インターネットにより広く情報発信する。

(8) 市民文化活動推進事業

市民が音楽や伝統芸能などの文化芸術に触れ親しむイベントをまちなかで開催す

るとともに、文化芸術に関する情報発信を行うほか、専門家からの助言を受けるなどして、文化振興の推進を図る。

(9) ふれてみよう！かごんま弁事業

小・中学校で鹿児島弁を使った演劇、講話等を実施することにより、児童・生徒の興味、関心を喚起するとともに、鹿児島弁の普及、継承に取り組む文化団体の活動を促進する。

(10) 文化芸術推進基本計画推進事業

文化芸術推進基本計画の進行管理を行うため、有識者等で構成する会議を開催し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

(11) 近代文学館・メルヘン館収蔵資料公開データベース整備事業

近代文学館・メルヘン館の収蔵資料を市民等が閲覧・活用することができるよう、Web公開するためのシステム改修を行う。

(12) 市民文化ホール駐車場再整備検討事業

市民文化ホール駐車場の出入庫の流れをスムーズにし利用者の利便性を図るため、市民文化ホール駐車場再整備の設計等を行う。

(13) かごしま近代文学館・かごしまメルヘン館

設置目的

鹿児島にゆかりのある作家とその作品等を紹介する「かごしま近代文学館」と、世界各地の童話・民話等を人形・映像その他で紹介する「かごしまメルヘン館」を複合的に設置することにより、本市の文学振興、文化の向上を図るとともに、物語の世界の演出により、子どもたちに夢を与え、豊かな感性を育む。

施設概要

① かごしま近代文学館

地下1階 収蔵庫，くん蒸室，機械室など

1 階 鹿児島情熱絵巻，ゆかりの作家たちの情熱，文学アトリエ，ライブラリー，事務室，喫茶室

2 階 鹿児島文学の群像，向田邦子の世界，文学ホールなど

② かごしまメルヘン館地下1階 わくわくスタジオ，メルヘンホールなど

1 階 おはなしのまち，おはなしの散歩道，親子読書コーナー

2～3階 おはなしの散歩道，絵本のお城

展示概要

① かごしま近代文学館

「ゆかりの作家たちの情熱」

鹿児島ゆかりの5人の作家が創作にかけた情熱を，様々なテーマの下，ジオラマや文学資料，遺愛の品々等を通して紹介する。

「文学アトリエ」

「ことばアトリエ」で，ことば遊びができる映像装置，ワークショップを通して，楽しみながらことばの世界に触れられ，また，「本のひろば」で，歴代の「棕鳩十児童文学賞」受賞作品やお薦めの本などをくつろぎながら読むことが

できる。

「鹿児島文学の群像」

鹿児島ゆかりの22人の作家を紹介。また、様々なテーマで収蔵品展や企画展などを開催する。

「向田邦子の世界」

原稿等の直筆をはじめ、遺愛の品々を展示し、向田の面影をたどり、その作品世界を紹介する。

② かがしまメルヘン館

「わくわくスタジオ」

オリジナルのお話を完成させていく「まっしろな絵本」があり、また、世界各地の民族人形や日本各地の郷土玩具など様々な人形を展示する。

「おはなしのまち」

童話に出てくるお家やミニアスレチックなどで遊びながらお話の世界を楽しめる。

「おはなしの散歩道」

『不思議の国のアリス』の世界をトリックアートなどで楽しめる。

「絵本のお城」

お気に入りの絵本を手にとって読むことなどができる。

所在地 城山町5番1号

建物概要 (ア) 建物構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地下1階、地上3階
(イ) 敷地面積 3,418.15㎡
(ウ) 建築面積 2,289.36㎡
(エ) 延床面積 5,874.31㎡

開館年月日 平成10年1月29日

休館日 毎週火曜日（休日の時はその後の最初の平日）、12月29日～1月1日

開館時間 午前9時30分～午後6時（入館は午後5時30分まで）

観覧料金

区		分	個 人	団 体
常設展示	近代文学館	一 般	300円	240円
		小 ・ 中 学 生	150円	120円
		年 間 観 覧 券 （ 一 般 ）	600円	—
		年間観覧券（小・中学生）	300円	—
	メルヘン館	一 般	300円	240円
		小 ・ 中 学 生	150円	120円
		年 間 観 覧 券 （ 一 般 ）	600円	—
		年間観覧券（小・中学生）	300円	—
	共 通	一 般	500円	400円
		小 ・ 中 学 生	250円	200円
		年 間 観 覧 券 （ 一 般 ）	1,000円	—
		年間観覧券（小・中学生）	500円	—

・ 共通…近代文学館とメルヘン館の共通券 ・ 未就学児は無料 ・ 団体は20人以上

(14) 川商ホール（市民文化ホール）

施設概要

- ① 開館年月日 昭和58年2月6日
- ② 位 置 与次郎二丁目3番1号
- ③ 構造及び規模 鉄筋コンクリート造，一部鉄骨造，地下1階，地上5階
- ④ 敷地面積 48,276㎡（文化公園を含む）
- ⑤ 建築面積 8,150.62㎡（延床面積19,689.29㎡）
- ⑥ 工 期 昭和55年12月28日～57年12月10日
- ⑦ 建設事業費 7,929,000千円
- ⑧ 施設案内
 - ア 第1ホール
音楽的催しに重点を置く多目的ホールで客席数1,990席
（他に車いすスペース8席）
 - イ 第2ホール
演劇の催しに重点を置く多目的ホールで客席数952席
（他に車いすスペース6席）
 - ウ 市民ホール
約400人収容の平土間形式の会議室兼用のホール
 - エ 練習室
 - オ 会議室，和室
 - カ 展望ギャラリー
 - キ 駐車場 駐車台数 365台
- ⑨ 令和6年度利用状況

	第1ホール	第2ホール	市民ホール
利 用 率	61%	80%	73%
入 場 者 数	170,141人	80,320人	30,928人

(15) 谷山サザンホール

施設概要

- ① 開館年月日 平成元年10月20日
- ② 位 置 谷山中央一丁目4360番地
- ③ 構造及び規模 鉄筋コンクリート造，一部鉄骨造，地下1階，地上2階
- ④ 敷地面積 6,933㎡
- ⑤ 建築面積 3,320㎡（延床面積 5,970㎡）
- ⑥ 工 期 昭和63年3月5日～平成元年10月2日
- ⑦ 建設事業費 2,800,000千円
- ⑧ 施設内容
 - ア ホール 客席数800席（他に車いすスペース6席）
 - イ 練習室
 - ウ 会議室，和室
 - エ 市民ギャラリー，展示室
 - オ 駐車場 駐車台数 74台
- ⑨ 令和6年度ホール利用状況
 - ア 利 用 率 73%
 - イ 入場者数 38,130人

7 国民年金

国民年金制度は、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、必要な給付を行う制度である。

市では、法定受託事務として、第1号及び任意加入被保険者に係る資格関係届書、保険料免除・納付猶予関係申請書、給付関係請求書の受理、審査及び送付を行い、日本年金機構との協力・連携事務として、相談対応、周知・広報等を行い、市民の国民年金受給権の確保に努める。

(1) 被保険者数及び免除等状況

(単位：人)

区分 年度	第1号 被保険者	任意加入 被保険者	計	保険料免除・納付猶予者		
				法定免除	申請免除等	計
令和5年度末	61,894	748	62,642	9,211	25,361	34,572
令和6年度末	61,067	732	61,799	9,228	25,055	34,283

※申請免除等（納付猶予・学生納付特例・産前産後免除含む）

(2) 基礎年金等

① 裁定請求等送付状況

区分 年度	裁定請求書 (死亡一時金請求書含む)	死亡届 (未支給年金請求含む)
令和5年度	271	3,115
令和6年度	333	3,214

② 基礎年金額（令和7年度）

※【 】内は昭和31年4月1日以前生まれの方の額

老齢基礎年金（満額）	831,700円	【 829,300円】
障害基礎年金（年額）	1級 1,039,625円	【1,036,625円】
	2級 831,700円	【 829,300円】
遺族基礎年金（基本額）	831,700円	【 829,300円】

※障害・遺族基礎年金には子の加算あり

1人目・2人目 1人につき239,300円

3人目以降 // 79,800円

③ 受給権者数

(令和7年3月末現在)

区 分	老 齢	老齢基礎	障害	障害基礎※	遺族基礎	寡婦	計
受給権者(人)	1,616	164,077	129	11,323	302	46	177,493

※福祉年金からの裁定替含む

(3) 年金生活者支援給付金（令和元年10月施行）

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給される。

8 国民健康保険

事業開始 昭和32年11月1日

(1) 事業概況（令和7年4月1日現在）

○加入状況

人口(A)	580,037人	国保被保険者数(B)	102,694人
加入率(B)／(A)	17.70%		
世帯数(a)	285,750世帯	国保世帯数(b)	72,209世帯
加入率(b)／(a)	25.27%		

○保険給付状況

① 療養の給付

給付率	義務教育就学前	8割
	義務教育就学後70歳未満	7割
	70歳以上75歳未満	8割（ただし、一定以上の所得者は7割）

給付内容 ア 診察（一般・歯科） イ 薬剤又は治療材料の支給
ウ 処置・手術その他の治療 エ 病院又は診療所への入院

② 入院時食事療養費 入院時の食事療養に要した費用の額から標準負担額を控除した額を支給

③ 入院時生活療養費 65歳以上75歳未満の人（入院医療の必要性が高い患者を除く）が療養病床に入院した場合、生活療養（食事と居住費）に要した費用から標準負担額を控除した額を支給

④ 療養費 療養に要した費用に各給付率を乗じた額を支給

⑤ 移送費 療養の給付を受けるため医師の指示により一時的、緊急的な必要性があって病院又は診療所に移送された場合に支給

⑥ 海外療養費 海外で療養に要した費用に各給付率を乗じた額を支給

⑦ 高額療養費 病院等で支払う一部負担金在自己負担限度額を超えた場合にその超過額を支給

⑧ 高額介護合算療養費 8月から翌年7月までの1年間に病院等で支払う医療費と介護サービス費の一部負担金の合算額（国保加入者に限る）が基準額を超えた場合にその超過額を支給（医療保険保険者と介護保険保険者で一部負担金を按分してそれぞれ支給）

⑨ その他の給付 出産育児一時金 世帯主に対して
・産科医療補償制度に該当の場合 500,000円
・上記以外の場合 488,000円

○保険税賦課状況

賦課期日 4月1日

賦課方式 所得割，被保険者均等割，世帯別平等割の三方式

納期 年10期 6，7，8，9，10，11，12，1，2，3の各月
（普通徴収）

年度別の税率，賦課割合状況

年度			税 率 及 び 賦 課 割 合					
			所 得 割		均 等 割		平 等 割	
令和5	決 算	医療分	56.14%	8.00/100	24.78%	21,000円	19.08%	23,300円
		支援金分	58.26%	2.60/100	23.26%	6,200円	18.48%	7,100円
		介護分	57.36%	2.40/100	24.19%	7,400円	18.45%	6,400円
令和6	決算見込	医療分	56.86%	8.00/100	24.23%	21,000円	18.91%	23,300円
		支援金分	59.15%	2.60/100	22.63%	6,200円	18.22%	7,100円
		介護分	58.29%	2.40/100	23.61%	7,400円	18.10%	6,400円
令和7	当初予算	医療分	49.25%	8.11/100	29.24%	30,700円	21.51%	22,600円
		支援金分	51.71%	2.88/100	27.45%	10,700円	20.84%	7,800円
		介護分	48.96%	2.51/100	28.94%	11,100円	22.10%	6,300円

年度別の保険税賦課状況

			一世帯当たり	前年度対比	一人当たり	前年度対比
令和5	決 算	医療分	83,214円	98.39%	57,331円	99.99%
		支援金分	26,246円	99.06%	18,083円	100.67%
		介護分	23,434円	99.67%	20,636円	100.05%
令和6	決算見込	医療分	84,396円	101.42%	58,938円	102.80%
		支援金分	26,809円	102.15%	18,722円	103.53%
		介護分	24,016円	102.48%	21,309円	103.26%
令和7	当初予算	医療分	89,748円	106.34%	63,413円	107.59%
		支援金分	31,818円	118.68%	22,481円	120.08%
		介護分	26,967円	112.29%	23,993円	112.60%

(2) 国保事業の年度別状況

(保険税は現年課税分)

			単位	令和5(決算)	令和6(決算見込)	令和7(当初予算)
険被者保	人 員 (平 均)	人		110,115	105,836	101,813
	世 帯 (平 均)	世帯		75,865	73,910	68,939
保 険 税 限 度 額			円	医 療 650,000	医 療 650,000	医 療 660,000
				支 援 金 220,000	支 援 金 240,000	支 援 金 260,000
				介 護 170,000	介 護 170,000	介 護 170,000
保 険 税 収 納 率			%	93.21	92.84	92.50
受 診 率			//	1,218.89	1,218.63	-
療養諸費	費 用 額	千円		56,515,898	55,585,022	54,677,241
	保 険 者 負 担 分	//		41,644,571	40,920,695	47,605,113
	一 人 当 たり 費 用 額	円		513,244	525,200	537,036
	一 人 当 たり 保 険 者 負 担 額	//		378,192	386,642	467,574
決 算 算 算 額 ・	歳 入	千円		65,861,107	65,341,491	64,028,100
	歳 出	//		69,035,738	69,021,413	64,028,100
	差 引	//		△3,174,631	△3,679,922	0
単 年 度 収 支			//	△567,443	△505,291	-

(3) 保険税収納見込

(単位：千円)

年 度	区 分	調定額 (A)	最終予算額 (B)	収入済額 (C)	収 納 率	
					対 調 定 (C) / (A)	対 予 算 (C) / (B)
令和 6	現年課税分	8,894,878	8,256,384	8,258,361	92.84%	100.02%
	滞納繰越分	1,789,754	378,222	381,473	21.31%	100.86%
	計	10,684,632	8,634,606	8,639,834	80.86%	100.06%

(4) 保険税納付区分比見込（現年課税分）

(単位：世帯，千円，%)

区 分	口座振替	自主納付	納税嘱託員	合 計
納 付 対 象 世 帯 数	24,585	47,624	-	72,209
構 成 比 率	34.05	65.95	-	100.00
保 険 税 収 納 額	3,545,204	4,704,041	9,116	8,258,361
構 成 比 率	42.93	56.96	0.11	100.00

(5) 経理状況

歳 入

(単位：千円，%)

科 目		令和 5 年度決算		令和 6 年度決算見込		令和 7 年度予算	
保 険 税		8,783,670	13.34	8,639,834	13.22	9,234,082	14.42
国 庫 支 出 金		1,661	0.00	31,872	0.05	2	0.00
県支出金	普 通 交 付 金	49,016,682	74.42	48,299,952	73.92	47,310,558	73.89
	特 別 交 付 金	1,370,584	2.08	1,334,980	2.04	1,336,147	2.09
	計	50,387,266	76.50	49,634,932	75.96	48,646,705	75.98
一 般 会 計 繰 入 金		6,601,059	10.03	6,923,315	10.60	6,047,294	9.44
繰 越 金		0	0.00	0	0.00	1	0.00
そ の 他 の 収 入		87,451	0.13	111,538	0.17	100,016	0.16
合 計		65,861,107	100.00	65,341,491	100.00	64,028,100	100.00

歳 出

科 目			令和 5 年度決算		令和 6 年度決算見込		令和 7 年度予算	
総 務 費			364,146	0.53	400,243	0.58	418,634	0.65
保 険 給 付 費	療 養 諸 費	療養給付費	41,358,334	59.91	40,650,926	58.90	40,066,078	62.58
		療 養 費	324,335	0.47	331,545	0.48	333,017	0.52
		計	41,682,669	60.38	40,982,471	59.38	40,399,095	63.10
	高 額 療 養 費		6,929,324	10.04	6,986,616	10.12	6,898,953	10.77
	高額介護合算療養費		10,635	0.02	9,695	0.01	12,270	0.02
	移 送 費		40	0.00	0	0.00	240	0.00
	審査支払手数料		118,931	0.17	115,305	0.17	116,846	0.18
	出産育児一時金		119,947	0.17	122,504	0.18	162,069	0.25
	葬 祭 費		15,740	0.02	15,400	0.02	15,640	0.02
	傷 病 手 当 金		694	0.00	26	0.00	0	0.00
	計		48,877,980	70.80	48,232,017	69.88	47,605,113	74.35

科 目	令和 5 年度決算		令和 6 年度決算見込		令和 7 年度予算	
国民健康保険事業費納付金	16,332,628	23.66	16,326,920	23.65	15,464,699	24.15
共 同 事 業 拠 出 金	2	0.00	0	0.00	0	0.00
保 健 事 業 費	396,724	0.57	387,154	0.56	464,134	0.72
諸 支 出 金	457,070	0.66	500,448	0.73	45,520	0.07
予 備 費	0	0.00	0	0.00	30,000	0.05
繰 上 充 用 金	2,607,188	3.78	3,174,631	4.60	0	0.00
合 計	69,035,738	100.00	69,021,413	100.00	64,028,100	100.00
差 引 過 不 足 額	△3,174,631	-	△3,679,922	-	0	-
単 年 度 収 支 額	△567,443	-	△505,291	-	-	-

(6) 保健事業

① はり・きゅう施設の利用補助

施術 1 回につき 1,100 円

4 月	60 回	5 月	55 回	6 月	50 回
7 月	45 回	8 月	40 回	9 月	35 回
10 月	30 回	11 月	25 回	12 月	20 回
1 月	15 回	2 月	10 回	3 月	5 回

※利用回数は、交付月により異なる。

年度別利用状況

	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
件 数 (件)	56,193	56,540	54,946	55,163	52,316
単 価 (円)	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
金 額 (円)	61,812,300	62,194,000	60,440,600	60,679,300	57,547,600

② 人間ドックの利用補助

2 万円を上限として検査料金（消費税を除く）の半額補助（ただし、納期の到来した国民健康保険税完納世帯で 4 月 1 日現在 35 歳以上の人）

年度別利用状況

	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
利用件数 (人)	402	567	502	558	532
補助金額 (円)	7,284,525	10,344,625	9,263,662	10,529,425	10,070,050

③ 脳ドックの利用補助

2 万円を上限として検査料金（消費税を除く）の半額補助（ただし、納期の到来した国民健康保険税完納世帯で 4 月 1 日現在 35 歳以上の人）

年度別利用状況

	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
利用件数 (人)	122	260	233	179	193
補助金額 (円)	2,247,985	4,742,513	4,309,218	3,296,326	3,576,360

④ 特定健康診査・特定保健指導の実施（40歳以上74歳以下の人）

年度別状況

	特定健康診査			特定保健指導		
	令和 4	令和 5	令和 6	令和 4	令和 5	令和 6
対象者数（人）	77,286	74,179	71,510	2,617	2,494	2,295
受診者数（人）	26,626	25,316	23,380	708	635	300
受診率/実施率（％）	34.5	34.1	32.7	27.1	25.5	13.1

※令和 4 年度，令和 5 年度は，国への法定報告に基づく数値。

※令和 6 年度は，令和 7 年 5 月末現在の法定報告の数値。

※特定保健指導の受診者は終了者数。

(7) 高額療養資金の貸付制度

（昭和53.1.1 実施）

高額な医療費の支払いが困難な国民健康保険の被保険者に対し，必要な資金を貸し付ける制度

- 対象・貸付金額 医療費の一部負担金が高額療養費の自己負担限度額を 1 万円以上上回る場合で，支払いが困難な人に高額療養費の支給見込額を貸し付ける。
- 貸 付 利 子 無利子
- 申請書の提出先 国民健康保険課，谷山支所市民課，吉田・喜入・松元・郡山各支所総務市民課及び桜島支所桜島総務市民課
- 基 金 の 額 4,000万円
- 貸付件数・金額 314件 56,722,244円（令和 6 年度実績）

9 市民サービスステーション

設置目的

市民の利便性の向上を図るため，土曜日・日曜日・祝日等の休日でも住民票の写しや戸籍謄抄本，印鑑登録証明書等を請求できる窓口として設置する。

名称及び設置場所並びに設置年月日，面積

- ・鹿児島市鹿児島中央駅市民サービスステーション
中央町 1 番地 1（鹿児島中央駅西口 1 階）TEL 285-5502
平成 8 年 6 月 19 日設置 面積 78.67㎡

取扱業務

- (1) 住民票の写しの交付
- (2) 住民票記載事項証明書の交付
- (3) 公的年金受給者に係る現況届等の記載事項証明書の交付
- (4) 印鑑登録証明書の交付
- (5) 戸籍及び除籍の全部事項又は個人事項に関する証明及び謄本又は抄本の交付
- (6) 戸籍の附票の写しの交付
- (7) 身分証明書の交付

(8) 受理証明書の交付

※(5)～(8)については、平日の午後5時15分から午後6時30分までと土曜日・日曜日・祝日等の休日は、申請受付のみ行い、証明書は後日交付する。(交付の方法は、来所または郵送の2通り)

業務日及び業務時間

- (1) 業務日 水曜日及び12月29日～翌年1月3日を除く毎日
- (2) 業務時間 午前10時～午後6時30分

10 コンビニ等による証明発行

市民の利便性の向上を図るため、市役所の開庁時間外においても、コンビニエンスストア等のマルチコピー機で住民票の写しなどを交付するサービスを実施する。

- サービス開始日 平成26年1月14日
- 取扱証明 住民票の写し、印鑑登録証明書、所得額証明書、課税額（非課税）証明書、市・県民税納税証明書、戸籍全部・個人事項証明、戸籍附票全部・一部証明
- 利用可能時間 戸籍関係の証明書 平日午前9時～午後5時15分
その他の証明書 午前6時30分～午後11時
上記のいずれの証明書も店舗の営業時間に準じるほか、12月29日～翌年1月3日及びメンテナンス日等を除く
- 交付手数料の減額 コンビニ交付に係る手数料を100円減額
- 減額開始日 令和4年12月1日

11 ワンストップ窓口サービスの実施

市民サービスの向上を図るため、住民異動に伴う国保・年金・福祉等の一連の手続きを基本的に1つの窓口で行うワンストップ窓口サービスを本庁市民課で実施する。

- サービス開始日 平成23年10月3日

12 マイナンバーカード（個人番号カード）の交付

社会保障・税番号制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための制度である。同制度における、平成28年1月からの個人番号利用の開始に伴い、「番号確認」と「本人確認」ができるなど利便性の高い「マイナンバーカード」の交付とその普及促進を図る。

(1) これまでの流れ

- ① 通知カードの送付開始 平成27年11月18日
(※通知カードは、個人番号を記載した紙製のカード)
- ② マイナンバーカードの交付申請受付開始 平成27年10月5日
(※マイナンバーカードは、ICチップを内蔵したプラスチック製の写真付カード)
- ③ マイナンバーカードの交付開始 平成28年1月21日
- ④ 「マイナンバーカード交付円滑化計画」に基づく特設会場の設置（本庁、谷山支所） 令和2年2月
- ⑤ 通知カードの廃止 令和2年5月25日
(※出生時等のマイナンバーは、「個人番号通知書」により通知)

- ⑥ 特急発行・交付制度の開始 令和6年12月2日
(※速やかな交付が必要な方を対象に約1週間以内に自宅へカードを郵送)

(2) 交付体制等

- ① 休日の開庁 平日の来庁が困難な市民の利便性向上を図るため、毎月第2日曜日と第4土曜日の月2回開庁し、交付を行う。
※本庁及び谷山支所以外の支所は事前に電話予約が必要
- ② 特設会場の設置 本庁及び谷山支所において特設会場を設置し、交付や申請受付等を行う。

13 おくやみコーナー

死亡に伴う各種手続は、遺族等が各課を回り、その都度書類を記入するなどの手続を行っており、その手続きに時間を要するなど、遺族等の負担となっている。

遺族等の負担軽減を図ることを目的に、本庁舎内に専用窓口「おくやみコーナー」を運営し、必要な手続の案内や申請書の作成補助等を行う。

年度別利用件数

年 度	令和4	令和5	令和6
利用件数	2,139件	1,756件	1,680件

開設日 令和4年1月19日

14 住民異動手続き等における書かない窓口システムの運用

住民異動の手続き等に係る市民の届書等の記入を不要とする書かない窓口システムを、本庁・谷山支所市民課及び各支所総務市民課において運用する。

システムに沿って職員の聞き取り等により届書等を作成することで市民の記入が不要となるとともに、届書等作成時のデータを活用し従前のチェック・入力等を効率化したことで、特に繁忙期に長時間化する市民の待ち時間を短縮し、併せて職員の業務負担を軽減する。

- 運用開始日 ① 令和6年3月1日(本庁・谷山支所市民課)
② 令和6年12月5日(伊敷支所・吉野支所・松元支所総務市民課, 鹿児島中央駅市民サービスステーション)
③ 令和7年1月16日(吉田支所・桜島支所・喜入支所・郡山支所総務市民課)

15 人権啓発

わが国においては、基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下、これまで人権に関するさまざまな施策が講じられてきたが、今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別その他の人権侵害がなお存在している。また、国際化、情報化、高齢化等の社会情勢の変化や価値観の多様化等により人権に関する新たな課題も生じてきている。

このため、国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするため、平成12年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を公布し、平成14年3月には、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定した。

本市においても、平成19年1月に人権教育及び人権啓発に関する施策を推進していくため、「鹿児島市人権教育・啓発基本計画」を策定（平成24年3月、平成28年12月、令和5年3月改訂）した。この基本計画に基づき、各関係実施機関と緊密に連携し、学校、家庭、地域社会、企業などあらゆる場を通して人権意識の高揚を図るとともに、さまざまな人権問題における偏見や差別意識の解消に向けた人権教育、人権啓発の推進に取り組んでおり、第六次総合計画においても、基本施策に「誰もが個性と能力を発揮できる地域社会の形成」を掲げ、あらゆる場や機会を捉えて人権教育や人権啓発を推進し、一人ひとりの人権や多様性が尊重されるまちづくりを進めることとしている。

平成27年7月には、それらの施策等を総合的かつ計画的に推進するため、鹿児島市人権啓発に関する懇話会を設置した。

また、令和4年1月には、一人ひとりの人権や多様性が尊重され、安心して暮らしていける鹿児島市を実現するため、パートナーシップ宣誓制度を開始したところである。

(1) 人権教育・啓発基本計画の推進

本市における人権教育・啓発に関する施策等を総合的かつ計画的に推進していく。

- ① 鹿児島市人権啓発に関する懇話会の開催
- ② 鹿児島市人権教育・啓発推進本部会議の開催

(2) 人権啓発活動

さまざまな人権問題について、広く市民、企業等に啓発し、市民一人ひとりが正しい理解と認識を深め、お互いの人権を尊重し合う意識の高揚を図る。

- ① 人権啓発冊子の作成・配布
- ② 人権啓発ポスターの作成・配布及び市電・市バス等への掲出
- ③ 人権啓発パネル展の開催
- ④ 「人権の花」運動の実施
- ⑤ 街頭啓発
- ⑥ 職員研修の実施

(3) パートナーシップ宣誓制度の運用及び性の多様性啓発支援事業

一人ひとりの人権や多様性が尊重され、安心して暮らしていける鹿児島市を実現するため、パートナーシップ宣誓制度を運用するとともに、パンフレットの作成等により、市民等の性の多様性に関する理解促進を図る。

- ① パートナーシップ宣誓制度の運用
- ② 性の多様性に関する理解促進パンフレットの作成・配布
- ③ 性の多様性に関する理解促進ポスターの掲示

(4) 人権擁護委員の推薦

市民の基本的人権の擁護等を目的とする人権擁護委員を法務大臣に対し、議会の意見聴取を経て推薦する。

16 男女共同参画

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、

その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は重要な課題の一つであり、国内外で取組が進められている。

本市は、平成26年4月に施行した「鹿児島市男女共同参画推進条例」及び令和4年3月に策定した「第3次鹿児島市男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画センターを拠点として、市民、事業者等と一体となった総合的な施策の推進に努め、誰もが安心していきいきと暮らせる心豊かな男女共同参画社会の実現に取り組んでいく。

(1) 「男女共同参画推進条例」

(施行期日)

平成26年4月1日

(目的)

男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(2) 男女共同参画計画の推進

本市における男女共同参画に関する施策に総合的かつ体系的に取り組んでいく。

- ① 鹿児島市男女共同参画審議会の開催
- ② 鹿児島市男女共同参画推進連絡会議の開催
- ③ 職員研修の実施

(3) 広報啓発

男女共同参画社会への理解と認識を深めるため、男女共同参画に関する啓発や法律、施策の情報提供を行う。

- ① 男女共同参画情報誌「すてっぷ」の発行
- ② 男女共同参画に関する情報の収集提供

(4) DV等対策

配偶者等からのあらゆる暴力の根絶のため、予防啓発及び被害者支援の取組を行う。

- ① 生徒・学生向けデートDV講演会及び若者による若者のためのデートDV講座の開催
- ② デートDV防止啓発誌の作成・配布
- ③ カードサイズDVリーフレットの配布
- ④ 配偶者暴力相談支援センター業務
- ⑤ DV防止対策委員会の開催
- ⑥ DV防止庁内連絡会議の開催

(5) 女性のつながりサポート事業

女性に寄り添ったきめ細かな支援を行うとともに、相談機関等の支援者を対象に研修を行い、地域における支援体制の充実を図る。

- ① 相談業務
- ② 居場所の提供
- ③ 生理用品の提供

④ 「支援者」の養成・育成・研修

(6) 女性活躍推進計画の推進

職業生活における女性活躍を推進するための事業を行う。

- ① 女性活躍アドバイザーの配置
- ② 女性活躍応援リーダーズセミナーの開催
- ③ 女性のキャリアデザインに関するセミナーや先輩女性との意見交換会の開催

(7) 男女共同参画センター

設置目的 男女共同参画社会づくりをめざす活動拠点施設として、学習、情報、支援、相談、調査研究の5つの機能を基に事業を行う。

所在地 荒田一丁目4番1号

開館 平成13年1月25日

開館時間 午前9時30分～午後9時30分（日曜日・祝日は午後6時まで）

休館日 月曜日（祝日の場合は翌平日）、12月29日～1月3日

施設内容 鹿児島市生涯学習プラザとの複合施設（※生涯学習プラザについては、P381・382参照）

ア	図書情報コーナー	イ	情報体験コーナー	ウ	相談室
エ	講堂	オ	スタジオ	カ	託児室
キ	研修室	ク	交流サロン	ケ	食工房
コ	生活工房	サ	マルチメディア学習室		
シ	情報活用セミナー室	ス	多目的フロア		
セ	伝統文化セミナー室				

事業計画

1 学習・啓発事業の実施

① サンエールフェスタ開催事業

男女共同参画社会の実現に向けて、市民と共に考え行動する参画型イベントを開催し、広く男女共同参画の意識を醸成するとともに、イベントへの参加を通じた市民の情報発信や交流を支援する。

② 学習・研修事業

男女共同参画に対する理解と認識を深めることや能力開発、生涯にわたる健康管理等を目的とした学習機会を提供する。

2 情報の収集提供

男女共同参画に関する市民の理解を深めるため、情報を収集提供する。

・図書、DVDの貸し出し

3 市民活動の支援

男女共同参画に関する市民のさまざまな活動を支援し、ネットワークづくりを促進する。

4 相談事業

主に女性が抱えるさまざまな問題について、男女共同参画の視点を持って相談に対応し、自らの力で解決できるよう支援する。

① 総合相談

② 専門相談（法律相談、心理相談、男性相談）

5 調査研究事業

男女共同参画社会の実現に向けて、市民の身近にある現実や課題について調査研究を行い、市民のニーズを把握しセンター運営に反映させる。

(8) かごしまのアンコンシャス・バイアス見える化事業

一人ひとりの個性と能力を発揮できる地域社会づくりに向け、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みなど、身近にあるアンコンシャス・バイアスを見える化し、その解消に向け、理解促進を図る。

① 市民アンケート調査（エピソード等の収集を含む）

市民を対象に、アンコンシャス・バイアスに関する意識についてアンケート調査を行うほか、身近にあるアンコンシャス・バイアスを見える化するため、実際にあったエピソードや解消に向けたアクションを収集する。

② 解消に向けた広報啓発

①のアンケート調査の分析や収集したエピソード等について幅広い世代に周知できるように、男女共同参画情報誌や男女共同参画センターSNSで情報発信するほか、新たに特設WEBサイトを開設するなど、市民の意識啓発を行う。

環 境

1	環境保全	157
2	環境衛生	166
3	清 掃	168

▶ 鹿児島市食品ロス削減マッチングサービス
「かごしまタバスケ」

鹿児島市食品ロス削減マッチングサービス



～ 食品ロス へらさんこて～

かごしまタバスケ

「かごしまタバスケ」とは？

市内の小売店等から発生する食品ロスを減らすため、売れ残りそうな食品などを小売店等が出品して、その食品を利用者がお得に購入できるマッチングサービスです。



登録料・利用料 **無料**

※商品価格は購入時に発生します

かごしまタバスケのメリットは？



お店

- 食品ロスを削減できる！
- お店と商品の PR ができる！
- 収益 UP につながる



利用者

- 食品ロス削減に手軽に参加！
- お得な買い物ができる！
- お店を知れる！

アプリのダウンロードはこちらから

iOS



Android



タバスケ

検索

ブラウザでもお使いいただけます。
お気に入りなどに登録してご利用下さい

出品は、鹿児島市の承認操作後になります。
鹿児島市の利用規約に則って出品してください。

便利な使い方は裏面へ

環 境

環境保全については、良好な環境を将来にわたって保全，創造していくため，地球温暖化対策の推進，環境監視体制や規制・指導の強化，生物多様性の保全等を総合的かつ計画的に実施している。

環境衛生については、きれいな住みよいまちづくりを進めるため，衛生組織等と連携して環境美化に対する意識啓発などに取り組むとともに，墓地の施設整備や環境整備等を実施している。

清掃行政については，環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指して，ごみの減量化・資源化のための諸施策を総合的に実施するとともに，ごみ・資源物の適正処理を行っている。

1 環境保全

本市では，平成16年に市，事業者，市民が共通に認識すべき基本となる考え方を基本理念として定め，それぞれの責務を明らかにするとともに，本市の環境施策の基本となる事項を定めた環境基本条例を，市民が健康で文化的な生活を営むことができるよう，事業活動や日常生活に伴って生じる環境への負荷の低減を図るため，環境保全条例を，樹木等の自然環境を保護し，自然との共生に関する意識の高揚を図るため，保存樹等及び自然環境保護地区に関する条例を制定した。

また，平成20年10月には，環境にやさしい持続可能なまち“かごしま”を築いていく「かごしま環境都市宣言」を行った。

さらに，令和元年12月には，2050年までに本市のCO₂排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティかごしま」の実現に，市民や事業者等と一体となって取り組むことを宣言した。

そして，令和4年3月には，環境基本条例等を踏まえ，本市の環境施策の基本的方向性を定めた「第三次鹿児島市環境基本計画」を策定するとともに，「ゼロカーボンシティかごしま」の実現に向けたCO₂排出削減対策の方向性を示したロードマップや地球温暖化対策に関する具体的な施策を定めた「ゼロカーボンシティかごしま推進計画」を策定し，積極的に環境施策を進めている。

(1) 環境審議会

環境基本条例の規定に基づき，本市の環境の保全及び創造に関する基本的な事項等を調査審議するため，鹿児島市環境審議会を設置している。

審議会の委員は，学識経験者，公募委員等15人で構成。

(2) 環境アドバイザーの配置

地球規模に広がる環境問題に的確に対応し，「ゼロカーボンシティかごしま」の実現に向けて，国内にとどまらず国際的な観点から，本市の環境施策に対して専門的な助言等を行う「環境アドバイザー」を配置している。

(3) かごしま環境未来館

市民や市民活動団体，事業者との協働・連携をさらに深め，市民の環境問題に関するニーズの変化に柔軟かつ的確に対応するため，（公財）かごしま環境未来財団が

指定管理者として、参加体験型の環境学習講座等の各種事業を実施する。

事業概要

かごしま環境未来館を拠点として環境問題について楽しく学べる環境学習講座を開催するとともに、環境フェスタや城西エシカルマルシェなど市民等と協働した事業を実施する。

施設概要

所在地	城西二丁目1番5号
開館	平成20年10月10日（令和2年3月20日リニューアルオープン）
開館時間	午前9時30分～午後9時（日曜日、休日は午後6時まで）
休館日	月曜日（休日の場合はその後の最初の平日） 12月29日～1月3日
敷地面積	10,162.44㎡
延床面積	2,992.52㎡
構造	鉄筋コンクリート造 2階建
駐車台数	普通車46台、バス4台
主な施設	1階 展示学習ゾーン、ミライテラス、リサイクル工房、食工房、活動支援室など 2階 多目的ホール、研修室
その他	電気自動車用急速充電器

(4) 地球環境保全施策の推進

① 第三次環境基本計画等推進事業

「自然と共生し ゼロカーボンを進めるまち かごしま」の実現に向けて、第三次環境基本計画、ゼロカーボンシティかごしま推進計画及び再生可能エネルギー活用計画に基づく各種施策を推進する。

② シェアサイクル運営事業

市内中心部に設置するサイクルポートで、どこでも自転車の貸出・返却ができるシェアサイクルを実施する。

供用開始	令和5年4月24日	※コミュニティサイクル運営事業は令和5年2月末で終了。
運用時間	24時間、年中無休	
ポート数	31カ所	
自転車	227台（20インチ小径車、3段変速、電動アシスト機能付き）	
管理運営主体	ネクストかごりん共同企業体	
料 金		（令和7.4.1現在）

	基本料金	
1回プラン	165円 / 回	30分を超えると30分ごとに165円
月額プラン	1,980円 / 月	30分を超えると30分ごとに165円
1日パス	1,650円 / 日	当日23時59分まで乗り放題 鹿児島中央駅東口駅前広場観光案内所及びシェラトン鹿児島で購入の場合は別途ICカード発行料550円が必要
法人会員	4,400円 / 月	30分超の制限なし

③ 森の力でかごしま“グリーン化”事業

市有林の森林整備（間伐）により生じるCO₂吸収量増加分を、県の「かごしまエコファンド」を活用してクレジット化（価格化）し、事業者等が購入した代金をエコファンド活用基金に積み立て、本市の地球温暖化対策に取り組む。

④ ゼロカーボン電力切替事業

市が率先して市役所で使用する電力をゼロカーボン電力に切り替えることで、市民や事業者にさらなる環境意識の向上と具体的な取組を喚起する。

⑤ ゼロカーボンガス導入事業

都市ガスを使用する小学校全42校に、南部清掃工場で精製したバイオガス由来の環境価値付き都市ガスを供給し、都市ガス使用に伴うCO₂排出量を実質ゼロにすることで、再生可能エネルギーの地産地消を推進する。

⑥ ゼロカーボン推進支援事業

○CO₂排出量可視化等支援

事業者が自社の現状を把握し、脱炭素に向けた取組を検討するため、CO₂排出量の可視化や脱炭素経営に向けたロードマップの作成、その実現に向けた設備改修等について、補助金や融資の活用等を助言するなど、事業者の伴走支援を行う。

○ゼロカーボン推進支援補助金

（太陽光）

太陽光発電システムの設置を行う事業者や同システムとホーム・エネルギー・マネジメント・システム（HEMS）の併置などを行う市民に対して助成する。

対 象		補助金額
太陽光発電システム		
	個人住宅（注1）	1万5千円/kW 上限15万円（10kW未満）
	共同住宅（注2）	2万円/kW 上限20万円（10kW未満）
	事業所（環境管理事業所でない事業所）（注2）	1万5千円/kW 上限30万円
	環境管理事業所（注2）	3万円/kW 上限60万円
個人住宅のみ対象	HEMS（注3）	1万5千円/件
	リチウムイオン蓄電池（注4）	7万円/件
	家庭用燃料電池（注4）	7万円/件
	V2H充電設備（注4）	5万円/件
共同住宅のみ対象	電気自動車用充電設備（注3）	上限10万円 /件

（注1）HEMSと同時に新設する場合に限る。

(注2) 太陽光発電システムのみの設置を可とする。

(注3) 太陽光発電システムと同時に新設する場合に限る。

(注4) 太陽光発電システムとHEMSを同時に新設する場合に限る。

(次世代自動車)

次世代自動車等を購入する市民や事業者に対して助成する。

対象次世代自動車等	補助金額	単年度当たりの補助 上限台数又は件数	
		個人	事業者
燃料電池自動車	30万円/台	1台	2台
電気自動車(普通・小型自動車)	10万円/台	1台	2台
電気自動車(軽自動車)	5万円/台		
V2H充電設備(注1)	5万円/件	1件	1件
ハイブリッドトラック	10万円/台	1台	4台
ハイブリッドバス			
クリーンディーゼルトラック	5万円/台	1台	4台
クリーンディーゼルバス			

(注1) 電気自動車と同時に導入をする場合に限る。

(省エネ設備)(令和7年10月から受付開始予定)

CO₂排出量の可視化など、一定の要件を満たす事業者に対し、省エネ設備等の導入を支援する。

対象	補助率	補助金額
LED照明器具、空調設備、給湯器、断熱工事、工事費等	1/2	上限100万円

※対象等は、令和7年4月時点の予定

⑦ 電気自動車等に係る駐車場の使用料減免措置

電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車及びプラグインハイブリッド車を対象に、管理人が優待証を確認できる市の公共施設駐車場(平川動物公園、鴨池海づり公園)を利用した場合の駐車場使用料を免除する。

⑧ 電気自動車等非常用電源の活用

公用車の電気自動車等を動力源として電力供給する機器(本庁及び各支所に配置済)を、災害時等に活用する。

保有台数 12台

⑨ 水素エネルギー普及啓発事業

水素エネルギーに関する学習キットを用いた情報発信を行い、理解促進や普及啓発を図る。

⑩ ゼロカーボン市役所推進事業

ゼロカーボンシティかごしまの実現に向け、地域新電力等と連携し、北部・南部清掃工場等で発電されるゼロカーボン電力を、他の市有施設に供給する仕組みの構築に向けた検討を行う。

⑪ 省エネルギー家電製品購入補助事業

物価高騰の影響を受ける市民に対して、省エネルギー性能の高い家電製品の購入を促進することにより、家庭におけるエネルギー費用負担の軽減を図るとともに、家庭部門からのCO₂排出量を削減する。

(5) 環境管理の導入促進

環境への負荷を低減する事業所の自主的取組を促進するため、適正に環境管理を行っている事業所を「グリーンオフィスかごしま（環境管理事業所）」として認定している。

累計認定事業所数 857事業所（令和7.4.1現在）

(6) 環境保全意識の高揚

① 環境フェスタかごしまの開催（平成14年度から実施）

市民や事業者に環境問題に対する関心や意識を高めてもらうとともに、主体的な環境保全の行動を促進することを目的に、市民等と協力・連携してイベントを開催する。

② ブルーカーボン推進事業

海中でCO₂を吸収するブルーカーボン生態系の多面的機能に着目し、環境意識の醸成を図るため、植え付けたアマモのモニタリングや市民を対象とした普及啓発活動を実施する。

③ 学校版環境ISO認定事業

平成17年度に創設した学校版環境ISO認定制度に基づき、環境保全や資源の有効利用、環境負荷の低減など、環境にやさしい学校づくりに取り組む学校を認定している。

認定校数 鹿児島市内の小中学校119校（令和7.4.1現在）

④ 水環境イベントの開催等

水環境保全意識の向上を図るため、親水スポット等を紹介するガイドブックを配布するとともに、水環境イベントを開催する。

⑤ 石けん展示コーナーの設置

水環境を保全する観点から、本庁・支所など10カ所に、石けん展示コーナーを設置している。

⑥ パンフレット等の配布

騒音防止や水環境の保全のため、「建設工事をされるみなさまへ」や「環境にやさしい水の使い方をしませんか？」などのパンフレット等を、機会を捉えて市民・

事業者に配布している。

(7) 環境の現状

① 監視体制

(令和6年度)

大 気 汚 染	環境大気常時監視	○一般環境大気測定局（7局） ・測定項目……二酸化硫黄，浮遊粒子状物質，二酸化窒素，光化学オキシダント，微小粒子状物質，風向・風速等 ・方式……24時間自動測定テレメーター方式 ○自動車排出ガス測定局（1局） ・測定項目……一酸化炭素，二酸化窒素，微小粒子状物質等 ・方式……24時間自動測定テレメーター方式
	大気汚染物質の調査監視	・有害大気汚染物質モニタリング調査（1地点） ・ダイオキシン類の大気環境調査（4地点） ・微小粒子状物質（PM_{2.5}）成分分析調査（1地点） ・アスベスト大気環境モニタリング調査（2地点）
	事業所監視	・ばい煙発生施設の立入検査（19事業所） ・ばい煙量等の濃度測定の報告徴収（123件） ・ダイオキシン類の排出口調査（15事業所） ・特定粉じん排出等作業の立入検査（延べ340事業所） ・アスベスト除去作業現場周辺の環境調査（2地点）
悪臭	事業所監視	・立入調査（3事業所）
騒音・振動	交通騒音・振動の監視	・自動車騒音調査……市内幹線道路（10地点）
	騒音・振動の監視	・特定建設作業の届出（291件）
水 質 汚 濁	公共用水域常時監視	・河川環境基準監視……6河川（稻荷川，甲突川，新川，脇田川，永田川，和田川）15地点 ・水質保全目標調査……5河川（思川，本名川，神之川，下谷口川，八幡川）5地点 ・一般河川環境調査……12地点 ・水質・土壌ダイオキシン類調査 河川水質3地点，河川底質3地点，地下水4地点，土壌6地点
	事業場監視	・水質汚濁防止法等排水基準監視……延べ116事業場
	化学物質汚染監視	・ゴルフ場農薬排水調査……3ゴルフ場 ・地下水質監視……77井戸 ・ダイオキシン類の排水監視…1事業場
土壌汚染	土壌汚染の監視	・土地の形質変更の届出39件 ・要措置区域等の指定5件（令和7.4.1現在）

② 大気環境

大気環境の常時監視を行っている。令和6年度は、有村局・黒神局・赤水局の二酸化硫黄（SO₂），市役所局・谷山支所局・喜入局のオキシダント（O_x）が環境基準非達成であった。

a 環境基準達成状況

（令和6年度）

		大 気 汚 染 物 質					
大 気 汚 染 測 定 局		SO ₂	SPM	O _x	NO ₂	CO	PM2.5
一 般 環 境	市 役 所 局	○	○	×	○	—	○
	谷 山 支 所 局	○	○	×	○	—	○
	有 村 局	×	○	—	—	—	—
	黒 神 局	×	○	—	—	—	—
	桜 島 支 所 局	○	○	—	—	—	—
	赤 水 局	×	○	—	—	—	—
	喜 入 局	○	○	×	○	—	○
自 動 車 排 出 ガ ス	鴨 池 局	○	○	—	○	○	○

○：環境基準達成 ×：環境基準非達成 —：測定なし

b 悪 臭

立入調査（3事業所）を実施し、悪臭の測定（臭気指数：13検体）を行った。

③ 騒音・振動

自動車騒音調査のほか、特定建設作業の届出（291件）及び騒音・振動防止の指導を行った。

a 環境基準達成状況

130区間で面的評価を実施。対象戸数の97.3%が昼夜とも環境基準値以下であった。

b 自動車騒音調査

10地点で24時間測定を実施した。令和6年度は、すべての測定地点において、環境基準を満足した。

高速道路	国 道	県 道
1 地点	1 地点	8 地点

④ 水質環境

a 環境基準達成状況

6つの二級河川の9環境基準点で毎月河川の水質調査を行っている。
令和6年度は、全地点で環境基準を達成した。

（単位：mg/L）

河川名	採水地点	BODの 基 準 値	BOD（75%水質値）			6 年 度 達成状況
			4 年度	5 年度	6 年度	
稲 荷 川	水 車 入 口 橋	2 以下	0.8	1.4	1.0	○
	黒 葛 原 橋	2 //	0.7	1.4	0.9	○

河川名	採水地点	BODの 基準値	BOD（75%水質値）			6年度 達成状況
			4年度	5年度	6年度	
甲突川	河頭大橋	2 //	0.6	1.2	0.8	○
	岩崎橋	2 //	0.5	1.1	0.7	○
	松方橋	2 //	0.5	1.1	0.8	○
新川	第二鶴ヶ崎橋	3 //	0.6	1.3	1.0	○
脇田川	南田橋	2 //	0.7	1.3	1.0	○
永田川	新永田橋	3 //	1.0	1.6	1.2	○
和田川	潮見橋	2 //	0.8	1.1	0.8	○

⑤ 開発行為等公害防止事前協議

昭和52年度から、開発行為、建築許可、土地売買、建築確認等について公害防止事前協議を行っている。

開発行為等公害防止事前協議の状況（件数）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
200	181	142	158	130

⑥ 公害苦情

近年公害苦情は、工場等からのいわゆる産業型公害に対するものが減少し、悪臭、騒音等の都市・生活型公害に対するものの割合が多くなっている。

公害苦情の状況（件数）

分類 年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地下水	その他	合計
令和2年度	9	25	65	13	45	0	0	5	162
令和3年度	2	18	58	10	32	0	0	3	123
令和4年度	13	11	44	7	28	0	0	2	105
令和5年度	6	16	38	5	20	0	0	2	87
令和6年度	11	10	33	11	11	0	0	1	77

(8) 生物多様性の保全

第三次鹿児島市環境基本計画に掲げる自然共生社会の構築を実現するため、令和4年3月に第二次生物多様性地域戦略を策定し、生物多様性の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に進めている。

① かごしま自然百選の選定

本市の自然の魅力を広く周知することにより、貴重な自然を維持・保全するとともに、生物多様性への理解を深めることを目的として、平成27年2月に「かごしま自然百選」を選定した。

② 生物多様性に関する学習推進

本市の自然や生き物、暮らしとの関係など、生物多様性について分かりやすく

学習できる小学生向けWEB教材「かごしま生きものラボ」を作成，平成31年4月にWEBサイトを開設し，学校等で活用されている。

③ 自然遊歩道の指定

自然とのふれあいを促進し，人と自然との共生に関する意識の高揚を図るため，自然遊歩道を指定している。

コース名称	主な所在地	開設年月日	コース全長
八重山自然遊歩道	郡 山 町	令和 2. 8. 2	山頂まで約2.8km
三重岳自然遊歩道（皆与志コース）	皆与志町	昭和47. 4. 29	山頂まで約4km
〃 （南方コース）	川 田 町	平成21. 5. 30	山頂まで約4.5km
牟礼岡自然遊歩道	宮之浦町	平成18. 4. 22	山頂まで約1.2km
寺山自然遊歩道	吉 野 町	昭和48. 12. 16	全長約2.5km
城山自然遊歩道	城 山 町	昭和47. 12. 16	全長約2km
慈眼寺自然遊歩道	下福元町	昭和47. 5. 28	全長約3km
錫山自然遊歩道	下福元町	昭和51. 3. 28	全長約9.3km
烏帽子岳自然遊歩道（登山コース）	平 川 町	昭和47. 10. 10	山頂まで約4.5km
〃 （平川動物公園コース）※閉鎖中	平 川 町	昭和49. 11. 24	山頂まで約8.4km
グリーンファーム自然遊歩道	喜入一倉町	平成29. 3. 31	全長約2km

④ 保存樹等及び自然環境保護地区の指定

「鹿児島市保存樹等及び自然環境保護地区に関する条例」の規定に基づき，市民に親しまれ，指定の要件を満たす樹木又は樹林を保存樹又は保存樹林に，良好な自然環境を有し保護を必要とする地区を自然環境保護地区に指定している。

（令和 7. 4. 1 現在）

自然環境保護地区等	所 在 地 等	指定年月日	面 積 等
自 然 環 境 保 護 地 区	玉里町3385番1外 下伊敷二丁目2948番外	昭和49. 3. 20 昭和50. 12. 20	17,623.1 m ² 23,025 m ²
保 存 樹	—	—	39 本
保 存 樹 林	—	—	12カ所

⑤ 鳥獣の飼養登録等の事務

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき，鳥獣の飼養登録等に係る事務を行っている。

(9) 浄化槽整備補助事業

浄化槽処理促進区域において，公共用水域の水質保全と生活環境の保全を図るため，既存の単独処理浄化槽又はくみ取り槽から合併処理浄化槽へ設置換えする者に

補助金を交付している。昭和63年度の事業開始以来、令和6年度末で25,871基に補助を行っている。

【対象の建物】

(1) 既存の住宅又は併設住宅（住宅部分の処理対象人員が1／2以上）

(2) 既存の集会施設（地域の公民館等）

※新築（建て替えを含む）の建物は補助対象外

【補助金額】

人槽区分 (人槽)	補助金額（千円）	
	単独処理浄化槽を撤去して合併処理浄化槽に設置換えする場合	くみ取り槽を撤去して合併処理浄化槽に設置換えする場合
5	752	722
6～7	834	804
8～10	968	938
11～20	1,047	1,017
21～30	1,401	1,371
31～50	1,778	1,748

※補助金額には、単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去費用等に対する上乗せ補助金を含む。（上記金額は限度額）

2 環境衛生

本市の環境衛生については、鹿児島市衛生組織連合会（733団体で構成）、商店街、ボランティア団体等との連携を図りながら、まち美化の推進、そ族衛生害虫の駆除、克灰袋配布事業など、きれいな住みよいまちづくりのための事業を行っている。

また平成16年10月に施行された「鹿児島市みんなでまちを美しくする条例」に基づき、空き缶・吸い殻等の投棄、飼い犬のふんの放置等の防止について次のように具体的な施策を進め、市民等及び事業者の意識の向上を図り、市民総参加による美しいまちづくりを進めている。

- ① たばこの吸い殻の投棄防止を重点的に推進する必要がある地区を「路上禁煙地区」として指定し、地元通り会の協力を得て周知・広報に努める。
- ② まち美化推進指導員による巡回パトロールを行い、まち美化に対する意識啓発を図りながら条例違反者等に対する指導・命令・過料の業務を行う。
- ③ 地域で自主的、恒常的に清掃活動等を行う団体を「まち美化推進団体」として認定し、清掃用具の支給などの必要な支援を行う。
- ④ 地域で自主的にまちの美化に係る啓発及び指導を行う人を「鹿児島市まち美化地域指導員」として認定し、啓発用具を支給する等、必要な支援を行う。

北部、南部の両斎場は、令和2年度から指定管理者制度を導入し、施設の適切な維持管理及び円滑な運営が図られている。

市営墓地、共同墓地等については、墓参者の利便を図るため、施設改良や環境整備の推進に努めている。

(1) 市衛生組織連合会

設 立 目 的：各衛生組織相互の連絡協調を図るとともに、その健全なる発展を促進し、市民の自主的実践活動を活発にし、もって公衆衛生及び生活環境の改善向上を期することを目的とする。

組 織 ・ 機 構：市衛生組織連合会（平成17.4.1発足）

各衛生組織をもって構成する。

会 長 1人 副会長 3人

理 事 79人 監 事 4人

団体数 733団体（令和7.4.1現在）

世帯数 約128,000世帯（令和7.4.1現在）

総世帯数に対する割合 44.8%（令和7.4.1現在）

（注）理事には、正副会長を含む

市 費 補 助：令和7年度予算 10,668千円

(2) 斎 場

区 分	北 部 斎 場	南 部 斎 場
設 置	昭和63年11月1日	平成4年2月1日
所 在 地	小山田町6075番地	上福元町6945番地の1
敷 地 及 び 建 物	敷 地 69,937 m ² 建物面積 4,205.96m ²	敷 地 12,018 m ² 建物面積 3,526.58m ²
施 設	火葬棟 （火葬炉13基〔大型炉12基，その他1基，燃料は白灯油〕，炉前ホール，中央監視室，収骨室等） 待合棟 （待合室，湯沸室，事務室等） 斎場棟 （式場，控室等） その他 （キャノピー，霊灰塔等）	1 階 （火葬炉8基〔大型炉8基，燃料は白灯油〕，炉前ホール，中央監視室，収骨室，事務室等） 2 階 （待合室，湯沸室等） その他 （キャノピー，霊灰塔等）
令和6年度火葬件数	4,213件	3,575件

(3) 墓 地

墓地面積等（墓園を含む）

（令和7.4.1現在）

市 営 墓 地	宗 教 法 人 等	共 同 墓 地
461,981m ² (18カ所)	311,614m ² (25カ所)	643カ所

市営墓地使用許可件数（令和6年度） 57 件

市営納骨堂使用許可件数（令和6年度） 5 件

墓地使用料（施行日 平成21.6.1）

「墓地」（1 m²当たり）

武岡墓地	7万円	宇宿墓地	5万2千円
興国寺墓地	3万9千円	永吉墓地	6万5千円
草牟田墓地	5万3千円	別ヶ迫墓地	2万3千円
露重墓地	4万5千円	原良墓地	4万4千円

郡元墓地	4 万 5 千円	万田ヶ宇都墓地	3 万 8 千円
平原墓地	8 万 5 千円	高免墓地	2 千円
坂元墓地	4 万 5 千円	古里墓地	5 千円
唐湊墓地	4 万 2 千円		
※武岡墓地の芝生墓所は 4 1 万円 (5 m ²)			

(4) 墓 園

○川上墓園

所 在 地	川上町471番地
面 積	24,595.27m ²
墓所区画	2,400区画
使 用 料	320,000円 (5 m ²) (芝生墓所は380,000円)
供用開始	昭和58年 2 月 1 日

○星ヶ峯墓園

所 在 地	五ヶ別府町1789番地 2
面 積	47,709m ²
墓所区画	3,366区画
使 用 料	70,000円 (1 m ² 当たり)
供用開始	昭和61年 3 月 1 日

(5) 納骨堂

○小松原納骨堂

所 在 地	小松原二丁目32番 3 号
敷地面積	842.67m ²
建物面積	440m ²
祭 壇 数	450壇
使 用 料	160,000円
供用開始	昭和50年 8 月 6 日

○東谷山納骨堂

所 在 地	東谷山一丁目66番 3 号
敷地面積	955.75m ²
建物面積	534.48m ²
祭 壇 数	432壇
使 用 料	305,000円
供用開始	昭和62年 8 月 7 日

(6) 合葬墓

所 在 地	五ヶ別府町1789番地 2 (星ヶ峯墓園内)
延床面積	143.25m ²
規 模	3,000柱埋蔵可能
使 用 料	合葬室 38,000円 個別埋蔵室 88,000円
供用開始	令和 6 年 2 月 29 日

3 清 掃

本市の清掃行政は、令和 4 年 3 月に策定した「第四次一般廃棄物処理基本計画」において、「みんなで 資源の循環とゼロカーボンに取り組む 持続可能なまち かがしま」を基本理念に掲げ、資源が循環し、環境負荷が低減される循環型社会の構築に向けた取組を行っている。

また、廃棄物の適正処理を推進するため、一般廃棄物・産業廃棄物処理業の許可及び処理施設の設置許可並びに指導監督を行うとともに、不法投棄・野外焼却等の不適正処理を防止するためパトロール等を行っている。

このほか、災害廃棄物の処理に関する事前対策や、災害発生後の各段階に応じた応急対策、事後処理についての基本的な方針、具体策として、「災害廃棄物処理計画」を策定している。

(1) 清掃事業審議会

「鹿児島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の規定に基づき、清掃事業の円滑な運営と健全な進展を図るため、鹿児島市清掃事業審議会を設置している。

審議会の委員は、学識経験者、公募委員等15人で構成。

(2) ごみ処理

① 令和6年度ごみ・資源物量

(単位：t)

区 分		計画収集			直接搬入	合計	構成比
		直営	委託	小計			
ごみ	もやせるごみ	50,664	44,372	95,036	56,864	151,900	81.03%
	もやせないごみ	758	660	1,418	2,039	3,457	1.85%
	粗大ごみ	886	0	886	4,926	5,812	3.10%
	小計	52,308	45,032	97,340	63,829	161,169	85.98%
資源物	缶・びん, ペットボトル	3,959	3,504	7,463	146	7,609	4.06%
	古紙類	2,022	9,571	11,593	0	11,593	6.18%
	プラスチック容器類	1,450	2,949	4,399	12	4,411	2.35%
	電球・蛍光灯 / 乾電池 / 小型充電式電池等 / スプレー缶類	404	0	404	0	404	0.22%
	小型家電	0	16	16	0	16	0.01%
	金属類	1,075	863	1,938	0	1,938	1.03%
	剪定枝	0	318	318	0	318	0.17%
	小計	8,910	17,221	26,131	158	26,289	14.02%
排出量合計		61,218	62,253	123,471	63,987	187,458	100.00%

(注) ア 計画収集は、一般家庭（305,027世帯、591,561人）及び粗大ごみ収集等にかかるもの。（世帯数及び人口は令和6.10.1現在）

イ 計画収集は、もやせるごみ週2回、缶・びん、ペットボトル月2～3回、古紙週1回、衣類月2回、プラスチック容器類週1回、もやせないごみ、電球・蛍光灯、乾電池、小型充電式電池等、スプレー缶類、金属類月1回の収集。

ウ 直接搬入には、許可業者の搬入を含む。

② 人員及び機材（計画収集分）

(令和7.4.1現在)

直営	140人	機材（車両）	52台
委託	32業者 156人	機材（車両）	52台

③ 清掃事務所、ごみ処理施設及び資源化施設の概要

ア 清掃事務所

(令和7.4.1現在)

名 称	所在地	敷地面積	建物面積	建物構造	完成年月
鹿児島市 清掃事務所	犬迫町 11918番地	14,177㎡	4,148.00㎡	鉄筋コンクリート造 2 階 建 ほか	昭和56.7

イ 焼却施設

(令和7.4.1現在)

施 設 名	北 部 清 掃 工 場	南 部 清 掃 工 場
所 在 地	犬迫町11900番地	谷山港三丁目3番地3
完 成	平成19年3月	令和3年12月
敷 地 面 積	51,600㎡	30,300㎡
建 物 面 積	ごみ焼却棟 27,412.76㎡ 粗大ごみ処理棟 5,700.97㎡ (内 管理事務所 1,712.514㎡) その他建物 363.92㎡	工場棟 13,720.73㎡ 管理棟 1,711.24㎡ その他建物 1,115.50㎡
型 式	ストーカ式全連続燃焼式焼却炉	ストーカ式全連続燃焼式焼却炉
公 称 能 力	焼却 265 t / 日 × 2 基 破碎・選別 30 t / 5 h	焼却 110 t / 日 × 2 基 バイオガス 30 t / 日 × 2 基
建 設 費	21,209,698千円	21,289,789千円
令和6年度処理量 (ごみ焼却量)	103,724.28 t	53,114.28 t

○ 北部清掃工場ごみ焼却施設基幹的設備改良事業

ごみ焼却施設の延命化及びCO₂排出量削減のため、重要機器等の大規模な更新・改良工事を行う。

○ 南部清掃工場運営事業

安定的で適正なごみ処理を行うとともに、バイオガス施設と高効率発電施設を生かした運営を行う。

ウ 埋立処分場

(令和7.4.1現在)

施 設 名	所 在 地	開設年月日	埋立面積	埋立可能容量
横井埋立処分場	犬迫町11900番地	昭和61.9.1	183,300㎡	5,008,000㎡

○ 令和6年度処分量 24,574.37 t

エ 資源化施設

(令和7.4.1現在)

施 設 名	鹿児島市リサイクルプラザ
所 在 地	鹿児島市犬迫町11900番地（北部清掃工場敷地内）
完 成	平成14年3月
建 物 面 積	本 館 6,142.14㎡ 2号棟 2,397.21㎡ 1号棟 420.54㎡ 3号棟 1,937.32㎡
機 能	本 館 缶・びん・ペットボトルの選別・圧縮・保管 啓発施設（学習室・展示室・見学コース） 1号棟 缶・ペットボトル・プラスチック容器類の成形品の保管 2号棟 プラスチック容器類の選別・圧縮・保管 3号棟 缶・びん・ペットボトルの選別・圧縮・保管

処 理 能 力	97 t / 5 h (内訳) 本 館 缶・びん・ペットボトル 33 t / 5 h 2号棟 プラスチック容器類 26 t / 5 h 3号棟 缶・びん・ペットボトル 38 t / 5 h
令和6年度処理量	11,820.71 t
施 設 概 要	缶・びん・ペットボトル及びプラスチック容器類の選別・圧縮処理を行う施設。また、本館には学習室、展示室などを設け、ごみの減量化・資源化についての市民の意識向上を図る啓発機能を備えている。

④ ごみ処分手数料

- ・家庭系一般廃棄物（し尿及び浄化槽等の汚泥を除く。）
100キログラムを超える10キログラムにつき 70円
（※100キログラム以下の場合は無料）
ただし、10キログラムに満たないものは、10キログラムとみなす。
- ・事業系一般廃棄物（し尿及び浄化槽等の汚泥を除く。）
10キログラムにつき 70円
ただし、10キログラムに満たないものは、10キログラムとみなす。
- ・資源化施設に搬入する場合は無料とする。

⑤ 粗大ごみ処理手数料（平成23.10.1～）

「粗大ごみ」とは、一般家庭の日常生活に伴って生ずる耐久消費財その他の固形の廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器及び市長が別に定めるものを除く。）であって、その最大の辺又は径がおおむね50センチメートル以上200センチメートル以下であり、かつ、重量がおおむね60キログラム以下であるもの及び市長が特に認めるものをいう。

- ・平均的な重量が30キログラム未満のものとして市長が定めるもの
1個又は1組につき 350円
- ・平均的な重量が30キログラム以上のものとして市長が定めるもの
1個又は1組につき 700円

(3) し尿処理

① 令和6年度し尿処理実績

	処理量（t）
し 尿	8,030.46
浄化槽汚泥等	72,264.61
計	80,295.07

② 収集形態

し尿は（公財）鹿児島市環境サービス財団及び民間の許可業者が、浄化槽汚泥は民間の許可業者が収集を行う。

③ 令和6年度末における処理人口

区 分	人 口
し尿くみ取り	14,161人
浄 化 槽	107,737人

④ 人員及び車両（バキューム車）

（令和7.4.1現在）

区 分	人 員	車 両						
		10,500 ～9,000ℓ	7,200 ～4,500ℓ	3,800 ～3,000ℓ	2,900 ～2,700ℓ	2,600 ～1,200ℓ	350ℓ	合 計
鹿児島市環境 サービス財団	12人	0	2	3	0	3	1	9台
許可業者 (15社)	253人	17	13	69	14	10	2	125台

⑤ し尿処理施設の概要

（令和7.4.1現在）

名 称	衛生処理センター
所 在 地	谷山港三丁目2番地1
完 成	平成13年3月
敷 地 面 積	5,755㎡
建 物 面 積	1,744.66㎡
方 式	前処理後固液分離下水道投入
計 画 処 理 量	344㎡／日（1日8時間運転）

⑥ し尿処理手数料等

ア し尿処理手数料

（平成13.7.1改定）

区 分	手 数 料	備 考
定額制 一般家庭（月1回を超えてくみ取る ものを除く。）及びこれに準ずるもの	1人1月につき380円	従量制の範囲 商店等の事業所、生花、書道等の 塾、雨水、湧水などの混入が著し く多いもの
従量制 定額制以外のもの	18ℓにつき170円 ただし、18ℓに満たない ものは18ℓとみなす。	
臨時収集加算金 従量制において臨時にくみ取る場合 に、従量制の手数料に加算するもの	1回につき2,300円	工事現場、催物、大会等のため、 一時的に設置された仮設トイレ

イ 浄化槽汚泥等処分手数料

（平成16.11.1改定）

区 分	手 数 料
市長の許可を受けて自ら市長の 指定する施設に投入するもの	18キログラムにつき2円 ただし、18キログラムに満たないものは、18キログラムとみなす。

（4）ごみの減量化・資源化に関する事業

ごみの減量化・資源化の推進にあたっては、これまで順次分別収集品目を増やし、18分別19品目資源化の体制を確立するとともに、市民意識の啓発、補助金制度による市民の自主的活動の促進及び事業所ごみ対策を主軸に諸施策を展開してきた。

生産，流通，消費から処分までのすべての段階において，市民・事業者・市民活動団体・行政がそれぞれの立場で責務と役割を果たし，一体となつてごみの発生抑制（リデュース），再使用（リユース），再生利用（リサイクル）のいわゆる３Ｒ（スリーアール）に取り組むとともに，ごみの減量化・資源化を推進するため，次の施策を展開している。

主な事業

① 古紙類対策

- ・分別収集の実施
- ・資源物回収活動補助

② 生ごみ対策

- ・ホームフードリサイクルグリーン事業
- ・生ごみ処理機器設置費補助
- ・生ごみリサイクル授業

③ 容器包装ごみ対策

- ・分別収集の実施

④ 資源化推進対策

- ・古紙類，電球・蛍光灯，乾電池，小型充電式電池等、スプレー缶類，金属類の分別収集の実施
- ・使用済小型電子機器等の拠点回収の実施
- ・剪定枝資源化事業
- ・羽毛循環リサイクル事業

⑤ 市内の率先行動

- ・市内ごみの分別の徹底

⑥ 市民意識の啓発

- ・ごみ出しマナーの啓発（ごみ出しカレンダー及び啓発チラシ等の作成・配布など）
- ・ごみの減量化・資源化とまち美化児童作品コンクール
- ・市政出前トーク
- ・フリーマーケット等の開催情報の提供など
- ・ホームフードリサイクルグリーン事業（再掲）
- ・脱プラスチック生活チャレンジ事業（ワークショップの開催等）
- ・食品ロス削減推進事業
- ・食品ロス削減マッチングサービス運用事業
- ・まち美化活動支援事業

市民団体がボランティアで行う地域美化活動（清掃活動）で集めたごみを市が収集・運搬し処理することにより，市民の自発的なまち美化を促進し，ごみ問題及びまち美化に対する啓発高揚を図る。

⑦ 事業系ごみ対策

- ・事業所ごみの適正処理ガイドブック及び広報チラシの作成・配布
- ・清掃工場における搬入検査の実施

⑧ 補助事業の推進

ア 生ごみ処理機器設置費補助（再掲）

電気式生ごみ処理機 1 基につき，20,000円を限度に，購入価格の 2 分の 1 以内の額を補助する。ただし，補助対象は，1 世帯につき 1 基とする。

生ごみ堆肥化容器 1 基につき 3,000円を限度に，購入価格の 2 分の 1 以内の額を補助する。ただし，補助対象となる容器は，1 世帯につき 2 基までとする。

イ 資源物回収活動補助（再掲）

回収量による補助金

古 紙 類	8 円/kg	金 属 類	3 円/kg
空きびん類	3 円/本	廃 食 用 油	30円/ℓ

品目別回収量に上記単価を乗じた額

ウ ごみステーション整備費補助

ごみステーションを整備した場合に，経費の 2 分の 1 以内で，50,000円を限度として補助する。前回の交付決定から 10 年を経過したものについても認める。

エ 剪定枝粉碎機購入費補助

剪定枝粉碎機 1 基につき，20,000円を限度に，購入価格の 2 分の 1 以内の額を補助する。ただし補助対象は，1 世帯等につき 1 基とする。

(5) 家庭ごみの高齢者等戸別収集サービス（まごころ収集）事業

家庭から排出されるごみ・資源物を自らごみステーションに運ぶことが困難な高齢者及び障害者等を対象に，戸別収集を行っている。

対象者 介護保険法又は障害者総合支援法に基づく居宅サービスを現に利用している一人暮らしの者のうち，ごみ出しが困難な他に協力を得ることができない者で，下記に該当する者

① 要介護認定者（要介護度 1～5）

② 障害者（身体障害 1・2 級，知的障害 A 判定，精神障害 1 級）

※ ①，②のみで構成される世帯も対象とする。

(6) 廃棄物の適正処理に関する事業

① 廃棄物監視指導員設置事業

不法投棄や野外焼却の早期発見と迅速な対応を行うため，また，ごみ及び資源物のごみステーションからの持ち去り行為を防止するために監視パトロールを実施するとともに，廃棄物処理施設及び自動車リサイクル法関係事業所への立ち入りによる指導等を行い，不適正処理の未然防止を図るため指導員 6 名を配置している。

② 産業廃棄物処理施設排水水質監視

産業廃棄物処理施設等（最終処分場）からの排水の水質を定期的に検査し，施設の適正な維持管理について確認を行っている。

(7) 許可・登録

① 一般廃棄物

- ア 一般廃棄物収集運搬業許可
- イ 一般廃棄物処分業許可
- ウ 一般廃棄物処理施設設置許可 など

② 産業廃棄物

- ア 産業廃棄物収集運搬業許可
- イ 産業廃棄物処分業許可
- ウ 産業廃棄物処理施設設置許可 など

③ その他

- ア 使用済自動車の引取業者登録
- イ 使用済自動車のフロン類回収業者登録
- ウ 使用済自動車の解体業許可
- エ 使用済自動車の破砕業許可 など

福祉・保健

1	健康づくり	178
2	地域福祉	180
3	介護保険	188
4	高齢者福祉	194
5	障害者福祉	203
6	生活保護	219
7	生活困窮者自立支援	220
8	保健衛生	221

▶ 認知症の人や家族を社会全体で支えるまちづくり



福祉・保健

本市では、第六次鹿児島市総合計画において、「自分らしく健やかに暮らせる 安心安全なまち〔健康・安心政策〕」を基本目標の一つとして掲げ、保健と福祉のさまざまな施策に取り組んでいる。

令和7年度は、健康づくりについては、第三次鹿児島市健康増進計画「かごしま市民すこやかプラン」に基づき、市民の健康づくりを推進する。また、第四次かごしま市食育推進計画に基づき、食育の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、同計画の最終評価や次期計画策定に向け市民意識調査を実施する。

地域福祉については、「地域共生社会」の実現に向けて、第5期鹿児島市地域福祉計画に基づき、重層的支援体制整備事業に取り組むなど、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進する。

また、市民に福祉交流やボランティア活動を広げるイベントとして、わくわく福祉交流フェアを開催する。

このほか、大規模災害発生時に避難所等における供給体制が整うまでの食糧や生活必需品の備蓄を行う。

高齢者福祉については、引き続き敬老パスの交付や愛のふれあい会食事業を実施するとともに、スポーツ・文化のイベント「すこやか長寿まつり」を開催するなど、高齢者の生きがいづくりの推進と社会参加の促進を図る。また、在宅福祉については、紙おむつ等助成事業等を実施する。

後期高齢者医療制度については、被保険者のはり・きゅう施設等の利用に対する独自助成を行うほか、長寿健診を実施する。

介護保険については、介護を必要とする高齢者等に対して保険給付を行うほか、要支援者等を対象に介護予防・日常生活支援総合事業を実施するとともに、リハビリテーション提供体制の充実や社会参加の促進を図るため、短期集中運動型サービスモデル事業を実施するなど社会参加の支援を強化した、自立支援と介護予防を推進する。また、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図るための中核機関である長寿あんしん相談センター（地域包括支援センター）を運営するほか、「認知症オレンジシティ宣言」や見守り活動の促進など、認知症の人やその家族を社会全体で支える各種事業を市民・事業者と一体となって実施する。

障害者福祉については、第五次鹿児島市障害者計画及び障害福祉計画第7期計画・障害児福祉計画第3期計画に基づき、本市の障害者施策を総合的・計画的に推進する。その中で、身体・知的・精神及び発達障害を対象とした総合的な相談等を行う障害者基幹相談支援センターや24時間365日の緊急対応（相談・受け入れ）を行う障害者地域生活支援拠点の運営等を行う。また、障害福祉サービス等に対する市独自の利用者負担軽減を行うほか、障害者の社会参加を促進するため、友愛パス及び友愛タクシー券を交付する。

保健衛生については、がん検診や定期予防接種を実施するとともに、心の健康、難病患者への支援、成人と高齢者・歯・食生活と栄養などの健康相談・教室・訪問指導等を通じて、健康管理や生活習慣改善への支援を行う。また、感染症対策として、特定感染症匿名検査予約のデジタル化を図るとともに、新型インフルエンザ等対策行動計画を改定する。

1 健康づくり

(1) 健康増進計画推進事業（一部国庫補助事業 平成25年度から実施）

目的・概要 第三次鹿児島市健康増進計画「かごしま市民すこやかプラン」（令和6年度～令和17年度）に基づき，こどもから高齢者まですべての市民が共に支え合い，自分らしく健やかに暮らせるかごしま市の実現を目指し，市民や関係機関・団体と一体となって，市民の健康づくりを推進する。

事業内容 ① 計画の推進
ア 鹿児島市健康づくり推進市民会議の運営
イ 推進検討委員会等の開催
② 計画の周知・広報
ア 健康づくり月間での周知・広報
イ 健康増進計画推進アドバイザーの派遣

予算額 令和7年度 1,109千円

(2) 働く世代の健康づくり事業（一部国庫補助事業 平成27年度から実施）

目的・概要 事業所との協働により，働く世代の生活習慣の改善やメンタルヘルス対策など健康づくり事業に取り組む。

予算額 令和7年度 249千円

(3) 食育推進事業（一部国庫補助事業 平成21年度から実施）

目的・概要 「食を通じて，健康で生き生きと生活できる活力あるかごしま市の実現」を基本理念とする第四次かごしま市食育推進計画（令和4年度～8年度）に基づき，食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに，同計画の最終評価や次期計画策定に向け市民意識調査を実施する。

事業内容 ① 食育推進委員会の開催
② 食育推進ネットワークの連携強化
③ 食育情報の発信
④ 市民への食育推進支援
⑤ 食育推進計画の周知・広報，市民意識調査

予算額 令和7年度 2,959千円

(4) 食育フェスタ開催事業（一部国庫補助事業 平成27年度から実施）※令和7年度休止事業

目的 食に関する学習や体験活動を通じて食育の推進を図るため，市内大学や食育推進ネットワーク等と連携して「食育フェスタ」を開催する。

内容 開催方法・内容の見直し

主催 鹿児島市（協力：市内大学，食育推進ネットワーク）

予算額 令和7年度 0円

(5) 市民健康まつり（平成元年度から実施）

目的 市民健康まつりや講演会を開催し，健康の重要性及び定期健診等の

	必要性について，市民の関心を喚起するとともに市民の認識を深める。
内 容	第42回市民健康まつりの開催 主催 市民健康まつり実行委員会（鹿児島市医師会ほか9団体共催）
予 算 額	令和7年度 1,000千円

(6) 受動喫煙防止対策事業（一部国庫補助事業 平成30年度から実施）

目的・概要	市民の健康を守るため，施設の区分に応じた受動喫煙防止対策についての助言・指導等及び受動喫煙に関する知識の普及，受動喫煙の防止に関する意識の啓発を通じ，望まない受動喫煙が生じない環境整備の促進を図る。
事業内容	① 周知・広報，相談・問い合わせ対応 ② 既存特定飲食提供施設に係る届出の受付，違反者への指導・助言等
予 算 額	令和7年度 4,609千円

(7) 保健活動従事者等人材育成事業（一部国庫補助事業 平成22年度から実施）

目的・概要	保健活動従事者等の資質向上を図るため，研修会等を実施し人材育成を行う。
事業内容	① 育成トレーナーによる新人保健師育成支援 ② 新任期・中堅期・管理期などの保健師研修会の実施 ③ 栄養士人材育成等の実施 ④ 研修会・研究学会への参加
予 算 額	令和7年度 868千円

(8) 健康づくり応援事業（市単独事業 令和元年度から実施）

目的・概要	広く市民の健康づくりを支援するため，情報発信や健康づくり物品等の貸与等を行う。
事業内容	運動ができる施設等の情報発信
予 算 額	令和7年度 0円

(9) かごしま温泉健康プラザ

温泉を活用した水中運動用プールや歩行浴，全身・部分浴などの各種浴槽設備を備えており，市民が季節を問わず，水中運動効果や温浴効果により自主的な健康づくりを図ることを目的に設置した。

業務開始	平成11年4月
所在地	永吉二丁目21番6号
総事業費	約20億円
建物構造	鉄筋コンクリート造 4階建ての4階（1・2階は西部保健センター）
敷地面積	2,259.84㎡（西部保健センターを含む）
延床面積	4,092.52㎡（ // ）
開館時間	午前9時～午後8時
休 館 日	毎週火曜日（休日のときは，その日後最も近い休日でない日）
使用料	大人300円，小人（小・中学生）150円
施設内容	水中運動用プール（17m×6m），歩行浴，全身・部分浴，気泡浴，圧

注浴，寝湯，サウナ，冷水浴，うたせ湯などの浴槽施設のほか，ストレッチルーム，リラックスルーム（休憩室）

(10) さくらじま白浜温泉センター

一般浴場，家族風呂，高齢者や身体障害者等を対象にした福祉浴場を備えており，健康づくりに温泉を活用することで市民の健康保持及び福祉の増進を図ることを目的に設置した。

業務開始	平成5年5月
所在地	桜島白浜町1269番地
総事業費	454,953千円
建物構造	鉄筋コンクリート造 3階建て
敷地面積	3,395.00㎡
延床面積	1,347.54㎡
開館時間	午前10時～午後9時
休館日	毎月10日（土・日・休日のときはその日後最も近い土・日・休日でない日）
使用料	大人390円，小人（小学生）150円 家族風呂1時間1,100円（30分超過ごとに550円加算） ※毎月26日（白浜温泉の日）は，大人・小人とも一律100円， 家族風呂550円
施設内容	一般浴場（大浴槽，サウナ，水風呂，気泡湯（低周波），寝湯，露天風呂），家族風呂，福祉浴場，一般休憩室，福祉休憩室

2 地域福祉

(1) 地域福祉館

目的 市民の交流や福祉活動及び地域福祉ネットワークの拠点として，また，地域で活動する団体への活動支援を行う施設として，地域福祉館の管理運営を行う。

施設内容	和室・洋室・児童ルームなど
管理運営	鹿児島市社会福祉協議会

令和7年度委託料予算額 502,582千円

施設名		施設			令和6年度年間 延 利 用 人 員
		開所	敷地	建物	
1	真砂福祉館	昭和48.4.1 (平成3.4.1移転新築)	m ² 465	m ² 514	人 16,726
2	玉里福祉館	昭和48.12.1 (平成3.4.1改築)	874	508	11,662
3	甲東福祉館	昭和49.4.1 (平成9.9.9移転新築)	723	557	18,611
4	上町福祉館	昭和50.4.1	保育園の2階	216	2,996
5	西紫原福祉館	昭和51.4.1	保育園の2階	257	10,027
6	城西福祉館	昭和52.4.1 (平成27.3.26改築)	1,855	624	32,703
7	武福祉館	昭和54.4.1	保育園の2階	186	4,495
8	東谷山福祉館	昭和55.4.1 (平成9.11.18移転新築)	1,021	560	21,595
9	松原福祉館	昭和55.4.1	保育園の2階	160	3,019
10	鴨池福祉館	昭和57.9.1	471	507	12,946
11	宇宿福祉館	昭和58.4.1	638	502	14,350
12	西伊敷福祉館	昭和58.4.1	366	389	23,294
13	坂之上福祉館	昭和59.4.1	760	456	22,212
14	甲南福祉館	昭和59.4.1	310	497	11,394
15	武岡福祉館	昭和60.4.1	731	496	14,157
16	玉里団地福祉館	昭和60.4.1	1,022	454	16,394
17	柳町福祉館	昭和60.10.1	551	551	5,788
18	川上福祉館	昭和61.2.1	927	482	14,746
19	吉野東福祉館	昭和61.4.1	921	491	11,795
20	平川福祉館	昭和61.9.1	702	286	3,884
21	明和福祉館	昭和62.4.1	750	491	14,947
22	紫原福祉館	昭和62.4.1	市営住宅 集会室の2階	330	19,797
23	八幡福祉館	昭和62.4.1	248	376	9,217
24	西谷山福祉館	昭和62.4.1	683	501	11,422

施設名		施 設			令和6年度年間 延 利 用 人 員
		開 所	敷 地	建 物	
25	桜ヶ丘福祉館	昭和63. 2. 20	658	493	18,442
26	田上台福祉館	昭和63. 3. 25	632	472	15,276
27	谷山北福祉館	平成元. 4. 1	967	496	11,169
28	吉野福祉館	平成元. 9. 12	795	507	19,390
29	西陵福祉館	平成元. 9. 12	801	516	14,573
30	唐湊福祉館	平成2. 4. 1	1,123	525	7,477
31	星ヶ峯福祉館	平成2. 4. 1	758	502	15,345
32	坂元福祉館	平成3. 4. 1	773	515	7,916
33	たてばば福祉館	平成4. 4. 1	732	511	20,592
34	皇徳寺福祉館	平成4. 4. 1	949	516	19,119
35	谷山福祉館	平成4. 4. 1	1,058	515	21,626
36	田上福祉館	平成5. 4. 1	870	515	16,799
37	花野福祉館	平成5. 10. 13	622	534	14,662
38	福平福祉館	平成6. 4. 1	970	537	15,495
39	伊敷台福祉館	平成8. 12. 14	1,001	557	23,453
40	宇宿中間福祉館	平成16. 4. 1	827	600	16,693
41	和田福祉館	平成16. 11. 9	781	599	12,930

(2) 民生委員・児童委員

委員定数 1,068人（令和7. 4. 1現在）

活動費 年額 会 長 （50人）191,000円
副 会 長 （50人）161,000円
一般委員 （868人）155,000円
主任児童委員（100人）155,000円

内容別相談・支援状況

(単位:件)

区 分	在宅福祉	介護保険	健康・保健医療	子育て・母子保健	子どもの地域生活	子どもの教育・学校生活	生活費	年金・保険	仕事	家族関係	住居	生活環境	日常的な支援	その他	合計
令和6年度累計	4,114	1,370	2,462	1,325	3,778	2,493	578	200	204	1,087	793	2,236	11,513	10,705	42,858
1人当たり1月平均	0.32	0.11	0.19	0.10	0.29	0.19	0.05	0.02	0.02	0.08	0.06	0.17	0.90	0.84	3.34

分野別相談・支援状況

(単位:件)

区 分	高齢者に関すること	障害者に関すること	子どもに関すること	その他	合計
令和6年度累計	25,316	1,808	8,374	7,360	42,858
1人当たり1月平均	1.98	0.14	0.65	0.57	3.34

その他の活動状況

(単位:件)

(単位:回,日)

区 分	調 査 ・ 実態把握	行事・事業・会議への参加・協力	地域福祉活動・自主活動	民児協運営・研修	証明事務	要保護児童の発見の通告・仲介	訪問回数		連絡調整回数		活動日数
							訪問・連絡活動	その他	委員相互	その他の関係機関	
令和6年度累計	15,249	25,748	63,747	37,999	5,228	81	109,515	72,396	109,591	42,521	177,228
1人当たり1月平均	1.19	2.01	4.97	2.96	0.41	0.01	8.55	5.65	8.55	3.32	13.83

(3) 民生委員児童委員見守り活動支援事業(市単独事業 平成25年度から実施)

目 的 支援が必要な地域住民の早期発見,把握のため,地域での見守り活動の周知広報や見守り活動協力事業者の拡大を図るなど,民生委員・児童委員の見守り活動を支援する。

予 算 額 令和7年度 101千円

(4) 重層的支援体制整備事業(令和6年度から実施)

目 的 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため,関係機関や地域の連携による重層的な支援を行う。

内 容 市民から寄せられる福祉に関する相談を包括的に受け止め,8050問題やダブルケアなどの複雑化・複合化したケースについては,関係機関が連携して支援プランを作成し,助成制度や福祉サービス等の既存の支援に加え,継続的な家庭訪問や地域とのつながりづくりなどによる重層的な支援を提供し,困りごとの解決を図る。

予 算 額 令和7年度 41,664千円

(5) 地域福祉推進事業(平成16年度から実施)

目 的 地域福祉館等を拠点とした地域福祉ネットワークを推進するため,地域福祉支援員の配置を行う。

内 容 地域福祉館等(41福祉館+市社協支部)を拠点に,地域福祉支援員を配置し,小地域ネットワークの支援や地域情報の把握,団体からの相談への対応等により支援関係機関間の連携推進を図るほか,地域住民からの相談への対応等に取り組む。

予 算 額 令和 7 年度 36,295千円

(6) わくわく福祉交流フェア（平成24年度から実施）

目 的 市民に福祉交流やボランティア活動を広げることを目的に開催する。

事業主体 鹿児島市及び鹿児島市社会福祉協議会

内 容 バザーや模擬店，福祉施設製作品展示即売 ほか

予 算 額 令和 7 年度 2,227千円

(7) 地域振興基金の設置（平成 2 年度から積み立て）

目 的 高齢者等に対する福祉活動の促進，快適な生活環境の形成等を図る。

基金総額 35,243千円

令和 6 年度事業 基金運用から生ずる収益をわくわく福祉交流フェア事業等の
事業用の財源の一部として充当

(8) 社会福祉協議会への助成（市単独事業）

目 的 本市の福祉行政を補完する役割を果たしている社会福祉協議会の各
事業に対し助成を行い，事業の円滑な運営を支援することにより市民福
祉の増進を図る。

内 容 社会福祉協議会が行う下記事業の運営費等に対し，補助を行う。

① 法人運営事業

② 地域福祉活動推進事業

③ ボランティア活動振興事業

④ 福祉コミュニティセンター運営事業

予 算 額 令和 7 年度 166,299千円

(9) 社会事業協会への助成（市単独事業）

目 的 本市の福祉行政を補完する役割を果たしている社会事業協会の本部
事務局運営経費に対し助成を行い，事業の円滑な運営を支援すること
により市民福祉の増進を図る。

内 容 社会事業協会の本部事務局の運営経費に対し，補助を行う。

予 算 額 令和 7 年度 17,314千円

(10) 戦没者の慰霊に関する事業（市単独事業）

目 的 戦没者追悼式を行うほか，太平洋戦争民間犠牲者慰霊碑「人間之碑」
献花や各種慰霊祭に対する供花を行うとともに，鹿児島市遺族会に対し
て補助を行う。

予 算 額 令和 7 年度 1,236千円

(11) 再犯防止推進事業（市単独事業）

目 的 鹿児島市再犯防止推進計画に基づき，犯罪や非行をした人の社会復帰
に関する施策の推進を図るため，再犯防止推進連絡会議の開催や鹿児島
保護区保護司会に対する補助を行う。

予 算 額 令和 7 年度 1,203千円

(12) 市民奉仕活動賠償傷害保険（市単独事業 昭和59年度から実施）

市内の奉仕活動を行う住民団体の参加者が、過失により行事参加者等に損害を与え、法律上の責任を負う場合や、奉仕活動中に思わぬ事故で負傷し、または死亡した場合にこの保険で補償する。

令和7年度加入団体 1,445団体 補償対象者 200,903人
保険料全額市負担

(13) 中国残留邦人等支援事業（平成20年度から生活支援等に拡大して実施）

目 的 永住帰国した中国残留邦人等（樺太残留邦人を含む）に対し、老後の生活の安定、地域での生き生きとした暮らしを実現するため、必要な支援を行う。

内 容 ① 中国残留邦人等への生活支援給付金等の支給（国の制度）
② 中国語のできる支援・相談員の配置（国の制度）
③ 自立支援通訳の派遣（国の補助事業）
④ 帰国時の慰労金及び就職奨励金の支給（市単独事業 昭和49年度から実施）

予 算 額 令和7年度 78,253千円

(14) ホームレス巡回相談指導事業（国の制度 平成20年度から実施）

目 的 ホームレス又はホームレスとなるおそれのある者に対し、巡回相談等による相談活動を行い、これらの方々が抱える問題を把握するとともに、必要な援助が受けられるよう指導することにより、その自立を支援する。

予 算 額 令和7年度 1,376千円

(15) 隣保館

目 的 福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う。

予 算 額 令和7年度 34,884千円

① 小松原市民館 開設 昭和54年4月

所 在 地	小松原一丁目48-6
面 積	敷地477.39㎡ 建物 延592.56㎡
構 造	鉄筋コンクリート3階建
施 設 内 容	調理室、図書室、会議・研修室、教養娯楽室、相談室、多目的利用室、事務室
利 用 状 況	（令和6年度）9,354人

② 小野市民館 開設 昭和58年4月

所 在 地	小野三丁目13-7
面 積	敷地661.88㎡ 建物 延408㎡
構 造	鉄筋コンクリート2階建
施 設 内 容	調理室、図書室、学習室、教養娯楽室、会議室、相談室、事務室
利 用 状 況	（令和6年度）7,561人

(16) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

(国・県制度 昭和57年7月10日適用)

災害救助法等の適用された自然災害により、市民が死亡した場合、その遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた市民には、災害障害見舞金を支給する。

また、被災家庭の災害復旧に資するため世帯主に対して災害援護資金の貸付を行っている。

支給額及び貸付限度額

① 災害弔慰金	主たる生計維持者の死亡	500万円以内
	その他死亡	250万円以内
	実績 令和6年度	該当なし
② 災害障害見舞金	主たる生計維持者の障害者	250万円以内
	その他障害者	125万円以内
	実績 令和6年度	該当なし
③ 災害援護資金貸付	1世帯当たりの貸付限度額	150万円から350万円
	(被害の種類及び程度により異なる)	
	償還期間	10年間(うち据置期間3年)
	実績 令和6年度	1件 1,700千円

(17) 被災者生活再建支援制度(国・県制度 平成10年5月適用)

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

実績 令和6年度 該当なし

(18) 小災害救助(市単独事業 昭和40年9月から実施)

目的 災害救助法の適用を受けるに至らない火災、風水害その他の小災害による被災者に対し、応急的に必要な救助を行い、援護を図る。

基準	死亡者に対する弔慰金	100,000円
	傷 害 者 (1カ月以上入院治療)	30,000円
	物資支給	毛布又はタオルケット1人1枚(社協と日赤から毛布、タオルセット他)
	見 舞 金 (全焼・全壊)	1世帯30,000円 1人増すごとに15,000円加算
	(半焼・半壊)	1世帯15,000円 1人増すごとに8,000円加算
	(床上浸水等)	1世帯10,000円 1人増すごとに5,000円加算

実績 令和6年度 30世帯57人(内死亡者3人)
弔慰金・見舞金 1,202千円 毛布等54枚

予算額 令和7年度 1,491千円

(19) 災害時食糧等物資備蓄事業(市単独事業 平成24年度から実施)

目的 大規模災害発生時に避難所等における供給体制が整うまでの食糧や生活必需品等の備蓄を行う。

備蓄物資 保存用米製食品、保存用パン、毛布、紙おむつ、段ボールベッド等

予 算 額 令和 7 年度 19,071千円

(20) 全国市長会防災・減災費用保険料（市単独事業 平成30年度から実施）

目 的 災害救助法の適用に至らない災害時に実際に支出した費用の一部を
補てんする「防災・減災費用保険」制度に加入する。

保険内容 避難所の設置 食品・飲料水・生活必需品の供給，職員の人件費など

予 算 額 令和 7 年度 8,744千円

(21) 市内に設置されている社会福祉施設（市立を除く）

ア 県 立

（令和 7 . 4 . 1 現在）

施 設 別	名 称	定 員	設立年月日	電 話
視聴覚障害者 情報提供施設	視聴覚障害者情報センター	－	昭和29.7.1	220-5896

イ 社会福祉法人・その他

（令和 7 . 4 . 1 現在）

施 設 の 種 類	総数	経 営 主 体	職員数	定 員
保 育 所	108	社 会 福 祉 法 人 等	2,975人	7,923人
児 童 養 護 施 設	5	社 会 福 祉 法 人	－	－
母 子 生 活 支 援 施 設	4	社 会 福 祉 法 人	61	80世帯
乳 児 院	2	社 会 福 祉 法 人	－	－
助 産 施 設	2	公 益 社 団 法 人 等	58	29
障 害 児 入 所 施 設	4	社 会 福 祉 法 人	－	－
児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー	18	社 会 福 祉 法 人 等		－
障 害 者 支 援 施 設	18	社 会 福 祉 法 人	－	637
養 護 老 人 ホ ー ム	2	社 会 福 祉 法 人	48	110
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	56	社 会 福 祉 法 人 等	2,615	3,127
軽 費 老 人 ホ ー ム	14	社 会 福 祉 法 人 等	133	458
女 性 自 立 支 援 施 設	1	社 会 福 祉 法 人	16	30
母 子 福 祉 セ ン タ ー	1	社 会 福 祉 法 人	4	－
児 童 心 理 治 療 施 設	1	社 会 福 祉 法 人	34	50
救 護 施 設	1	社 会 福 祉 法 人	17	50

(22) 社会福祉法人等の指導監査等

目 的 社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営を図るため，関係法令，
通知による指導事項について指導監査等を行うとともに，必要な助言，
指導を行う。

令和 7 年度指導監査等対象数	社会福祉法人	125
	社会福祉施設	591
	介護保険施設等	1,219
	障害福祉サービス事業等	1,589
	有料老人ホーム	214

(23) 社会福祉施設避難確保計画運用支援事業（市単独事業 令和5年度から実施）

目 的 災害時において、洪水浸水想定区域等に立地する高齢者福祉施設や障害者福祉施設等（要配慮者利用施設）の利用者が迅速に避難できるよう、施設等が作成する避難確保計画の運用支援を行う。

事業内容 ① 避難確保計画の精査及び検証
② 防災知識の普及啓発
③ 避難の実効性を高めるための助言及び支援

予 算 額 令和7年度 5,217千円

(24) 地域福祉計画

「地域福祉計画」は、社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画として位置づけられており、令和4年度から令和8年度を計画期間とする第5期鹿児島市地域福祉計画では、「みんながつながり・支え合う 生きがいあふれる福祉のまち かがしま」を基本理念とし、地域共生社会の実現に向けて、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進している。

3 介護保険

(1) 介護保険制度（国の制度 平成12年4月から実施）

目 的 介護保険は、自己責任の原則と社会的連帯の精神のもと、介護を要する状態になっても、できる限り自立した生活を営めるように、真に必要な介護サービスを総合的・一体的に提供する制度である。

対 象 者 ① 第1号被保険者…65歳以上の者
② 第2号被保険者…40歳以上65歳未満で医療保険に加入している者

保険給付の内容

① 居宅（介護予防）サービス等

訪問介護，（介護予防）訪問入浴介護，（介護予防）訪問看護，（介護予防）訪問リハビリテーション，（介護予防）居宅療養管理指導，通所介護，（介護予防）通所リハビリテーション，（介護予防）短期入所生活介護，（介護予防）短期入所療養介護，（介護予防）特定施設入居者生活介護，（介護予防）福祉用具貸与，（介護予防）福祉用具購入費の支給，（介護予防）住宅改修費の支給，介護予防支援，居宅介護支援

② 施設サービス

介護老人福祉施設，介護老人保健施設，介護医療院

③ 地域密着型（介護予防）サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護，夜間対応型訪問介護，地域密着型通所介護，（介護予防）認知症対応型通所介護，（介護予防）小規模多機能型居宅介護，（介護予防）認知症対応型共同生活介護，地域密着型特定施設入居者生活介護，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護，看護小規模多機能型居宅介護

④ サービス費の支給

高額介護（予防）サービス費，高額医療合算介護（予防）サービス費，特定入所者介護（予防）サービス費

保 険 料 ① 第 1 号被保険者

所得段階	対 象 者	令和 7 年度保険料（年額）	
第 1 段階	本人が生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者の人 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者又は本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計から年金収入に係る所得を控除した額が80万9千円以下の人	基準額×0.285	21,400円
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計から年金収入に係る所得を控除した額が120万円以下で、第 1 段階対象者以外の人	基準額×0.486	36,500円
第 3 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第 1 段階及び第 2 段階の対象者以外の人	基準額×0.685	51,400円
第 4 段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが、本人は市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計から年金収入に係る所得を控除した額が80万9千円以下の人	基準額×0.9	67,500円
第 5 段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが、本人は市町村民税非課税で、第 4 段階対象者以外の人	基準額	74,900円
第 6 段階	本人が市町村民税課税で、 合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.2	89,900円
第 7 段階	本人が市町村民税課税で、 合計所得金額が125万円以上210万円未満の人	基準額×1.3	97,400円
第 8 段階	本人が市町村民税課税で、 合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5	112,400円
第 9 段階	本人が市町村民税課税で、 合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.7	127,400円
第10段階	本人が市町村民税課税で、 合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.9	142,400円
第11段階	本人が市町村民税課税で、 合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.0	149,800円
第12段階	本人が市町村民税課税で、 合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.1	157,300円
第13段階	本人が市町村民税課税で、 合計所得金額が720万円以上800万円未満の人	基準額×2.2	164,800円
第14段階	本人が市町村民税課税で、 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.3	172,300円
第15段階	本人が市町村民税課税で、 合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額×2.4	179,800円

合計所得金額については、地方税法に規定される合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額となる。

② 第 2 号被保険者

加入している医療保険ごとに定められた算定方法による。

地域支援事業

要支援者等を対象に、自立支援と介護予防を推進する、介護予防・日常生活支援総合事業を実施するとともに、地域の高齢者に対する総合相談支援・権利擁護等を行う包括的支援事業、さらには地域の実情に応じた必要な支援等を行う任意事業を実施する。

(ア) 介護予防・日常生活支援総合事業

事業の種類	事業の内容	令和7年度 予算額(千円)	所管課
介護予防・生活支援サービス事業（訪問型・通所型サービス他）	要支援者等を対象に多様なニーズに対応したサービスを提供し、高齢者の自立支援と介護予防を推進する。	1,499,046	長寿あんしん課
短期集中運動型サービス検討事業	要支援者等の自立支援や重度化防止のためのリハビリテーション提供体制の充実や社会参加の促進を図るため、社会参加の支援を強化した短期集中運動型サービスのモデル事業を実施する。	3,371	長寿あんしん課
シニア世代のヘルスプロモーション事業	65歳以上的高齢者を対象に、介護予防、生活習慣病予防等、健康に対する正しい知識の普及を図るため、集団教育や個別の健康相談を行う。	5,373	保健予防課
高齢者のしおり作成事業	介護予防についての知識、保健福祉サービスに関する施策及び介護予防のポイントなどを掲載した冊子を作成する。（隔年作成）	1,655	長寿支援課
お達者クラブ運営支援事業	地域の身近な公民館等で地域ボランティア等の協力を得て、体操や健康講座、創作活動、認知症予防などの介護予防活動を行う。	27,392	保健予防課
健康づくり推進員支援事業	お達者クラブの運営等を行うボランティアである健康づくり推進員の養成及び健康づくり推進員協議会の支援を行う。	2,433	保健予防課
高齢者料理教室支援事業	高齢者が低栄養状態に陥ることの予防を図るため、食生活改善推進員が実施する高齢者を対象とする料理教室を支援する。	1,561	保健予防課
心をつなぐともしびグループ活動推進事業	地域において、声かけ活動等を行うボランティアグループを「ともしびグループ」として登録し、地域で支えあう地域福祉を推進する。	908	長寿支援課
高齢者いきいきポイント推進事業	市社会福祉協議会で募集・管理する、高齢者のボランティア活動等や健康診査の受診に対して、換金等が可能なポイントを付与することで、高齢者の生きがいづくりや介護予防を推進する。	7,698	長寿あんしん課
よかよか元気クラブ活動支援事業	誰もが参加できる介護予防活動の地域展開を目指し、鹿児島よかよか体操やらくらく体操を中心とした住民主体の活動を推進する。	1,735	保健予防課
地域リハビリテーション活動支援事業	理学療法士等のリハビリテーション専門職が、住民主体の通いの場等における集団及び個別指導を実施するなど、介護予防の取組を支援する。	10,346	保健予防課
一般介護予防（口腔・栄養・運動）複合教室事業	高齢期の疾病予防・介護予防等を推進するため、口腔機能向上・栄養改善・運動器機能向上を目的とした複合型教室を実施する。	710	保健予防課
I C Tを活用した地域介護予防活動支援事業	効果的な介護予防活動の推進を図るため、タブレット端末を活用し、住民主体の通いの場等で質問票の入力や体力測定等を実施する。	1,453	保健予防課

(イ) 包括的支援事業

事業の種類	事業の内容	令和7年度 予算額(千円)	所管課
地域包括支援センター運営事業	地域包括支援センターの職員を増員し、高齢者の介護予防や自立支援のための総合相談支援等を行うとともに、地域共生社会の実現に向けて、障害分野や児童分野など他分野との連携を図る。	718,646	長寿あんしん課
地域ケア会議推進事業	地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、高齢者個人の支援の充実とともに地域課題の把握や課題解決に必要な資源開発や地域づくりを推進する地域ケア会議を開催する。	1,625	長寿あんしん課
在宅医療と介護の連携推進事業	地域包括ケアシステムを構築するため、在宅医療・介護の連携推進協議会の開催等により、本市における在宅での医療と介護の連携を推進する。	11,506	長寿あんしん課
生活支援体制整備事業	地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の生活支援の担い手の養成や地域のニーズと地域資源のマッチングの強化など、地域の多様な関係者等による支援体制の充実を図る。	39,456	長寿あんしん課
認知症初期集中支援推進事業	認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに配置し、早期診断・対応に向けた支援を行う。	4,695	認知症支援室
認知症施策推進事業	国の「認知症施策推進基本計画」等に基づく各種取組を実施する。	18,511	認知症支援室
チームオレンジ設置運営支援事業	認知症の方とサポーター等が一体となって、地域における交流や見守り支援などを行うボランティア団体「チームオレンジ」の設置を進めるとともに運営を支援する。	12,668	認知症支援室
認知症おうえんナビ運用事業	認知症に関するクイズや気になる症状の選択等を通じて、適切な相談先の案内や支援事業の申請等に対応する「かごしま市認知症おうえんナビ」を市ホームページ内で運用し、認知症の予防や早期発見等につなげる。	0	認知症支援室

(ウ) 任意事業

事業の種類	事業の内容	令和7年度 予算額(千円)	所管課
介護給付適正化事業	利用者に適切なサービスを提供できる環境整備を図るために、①ケアプランチェック、②講演会の開催等を行う。	9,315	介護保険課
家族介護講習会等開催事業	介護を行っている者等を対象に、家族介護講習会や家族介護交流会を実施する。	1,069	長寿支援課
家族介護慰労金支給事業	家族介護を継続して支援するため、介護慰労金を支給する。	900	長寿支援課
高齢者見守り支援事業	在宅の認知症高齢者やその疑いのある人が、行方不明になるのを防ぐために、位置情報サービス等を利用する家族に対して、加入経費の一部を助成する。	100	認知症支援室
成年後見制度利用支援事業	身寄りのない認知症高齢者等のため、審判の申立てのほか、後見人等報酬の助成を行う。	28,021	認知症支援室
住宅改修支援事業	住宅改修費の申請書に添付する理由書の作成業務について支援を行う。	400	介護保険課

与のサービス（以上、介護予防を含む。）を利用した場合、利用者負担額を助成する。

対 象 者 市町村民税非課税世帯であり、年間収入が単身世帯で150万円以下である者等、一定の要件を満たす生活が困難である者（生活保護受給者を除く）

・ 中山間地域等における利用者負担額軽減に対する補助

（県の補助事業 平成21年4月から実施）

中山間地域等の小規模事業所加算対象事業所（社会福祉法人等）が、市の認定した低所得者に対して、訪問介護サービスの利用者負担額を軽減した場合、その社会福祉法人等に対して補助を行う。

対 象 者 市町村民税非課税者（生活保護受給者を除く）

予 算 額 令和7年度 6,680千円

③ 介護保険料低所得者対策事業（市単独事業 平成15年4月から実施）

事業内容 生計困難者に対し、申請により介護保険料を第1段階相当額に減額する。

対 象 者 介護保険料の所得段階が第2段階から第5段階に該当する者で生活保護基準以下の者

（3）鹿児島市介護保険事業計画

「鹿児島市介護保険事業計画」は、本市の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画であり、令和6年2月に令和6年度から令和8年度までの第9期計画を策定した。また、「高齢者保健福祉計画」と共通する事項が多く、調和を保つ必要があることから、「鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」として一体的に策定している。

（4）介護施設ボランティアポイント事業（一部県補助事業 令和4年4月から実施）

目 的 市民の介護分野への関心や地域全体で高齢者を支える意識を高める。

事業内容 介護保険施設等でのボランティア活動に対し、換金等が可能なポイントを付与する。

予 算 額 令和7年度 211千円

（5）高齢者に関する総合相談の電子依頼フォーム作成事業（市単独事業 令和7年4月から実施）

目 的 高齢者やその家族の相談依頼の利便性向上を図る。

事業内容 高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターのホームページ上に、相談するための電子フォームを作成する。

予 算 額 令和7年度 0円

（6）認知症オレンジシティ推進計画策定準備事業（国補助事業 令和7年4月から実施）

目 的 「認知症オレンジシティ推進計画」の策定に向け、認知症の人とその家族の意見を反映する。

事業内容 認知症の人と家族への個別の聞き取り調査を行うとともに、本人ミーティング・家族交流会を開催する。

予 算 額 令和 7 年度 1,757千円

4 高齢者福祉

(1) 敬老パス交付事業（市単独事業 昭和42年 9 月から実施）

目 的 高齢者に敬老の意を表するとともに、生きがいに満ちた日々を過ごしていただくよう、本市域内の市電・バス、桜島フェリー及び「あいばす」の全区間を正規運賃の 3 分の 1（10円未満切り捨て）の自己負担で利用できる敬老パスを交付する。

対 象 者 本市に居住し、住民登録を有する70歳以上の者

交付実績 令和 6 年度 118,466人

予 算 額 令和 7 年度 376,275千円

(2) 敬老祝事業（市単独事業 昭和32年度から実施）

目 的 永年にわたり、社会に貢献してきた高齢者を祝福し、敬老の意を表するとともに、さらなる長寿を祈念して祝金等を支給する。

敬老祝金対象者 9月30日現在において満88歳であって、9月1日現在において本市に居住し、住民登録を有する者。

満100歳の誕生日に本市に居住し、1年以上住民登録を有する者。

長寿者祝金対象者 9月1日現在において、本市に居住し、1年以上住民登録を有する者で、満100歳を超える男性及び女性それぞれの最高齢者。

支給状況 令和 6 年度 88歳 3,241人 100歳及び男女最高齢者 284人

支 給 額 88歳 10千円 100歳 30千円

男女最高齢者 50千円

予 算 額 令和 7 年度 54,690千円

(3) 高齢者福祉バス運行事業（市単独事業 昭和60年 8 月から実施）

目 的 高齢者の教養の向上及び健康増進のため高齢者福祉バスを運行する。

対 象 者 単位高齢者クラブ及び60歳以上の高齢者20人以上（定員45人の場合）
または10人以上（定員27人または24人の場合）を含む団体
（定員45人：1台 定員27人：1台 定員24人：1台）

利 用 料 無料

実 績 令和 6 年度 運行回数 619回 利用人員 12,028人

予 算 額 令和 7 年度 35,801千円

※令和 7 年12月から、貸切バス借上料の一部を助成する補助制度を開始し、高齢者福祉バス 1 台（定員27人）を廃止予定

(4) 愛のふれあい会食事業（市単独事業 平成 3 年度から実施）

目 的 高齢者とボランティアとの会食を通じ、孤独感の解消、生きがいづくりの促進を図る。

対 象 者 65歳以上の家に閉じこもりがちな高齢者等

実績 令和6年度 362団体 97,240食
 利用料 1食200円
 予算額 令和7年度 56,643千円

(5) すこやか長寿まつり開催事業（市単独事業 平成24年度から実施）

目的 高齢者の社会参加や生きがいづくり・健康づくりを促進するスポーツ・文化のイベントとして「すこやか長寿まつり」を開催する。
 実施事業 ○ねんりんステージ（高齢者の演奏・舞踊の発表会や、著名人を招いた催し）
 ○グラウンド・ゴルフ大会
 ○高齢者作品展
 予算額 令和7年度 3,584千円

(6) 福祉読本作成事業（市単独事業 昭和63年度から実施）

目的 21世紀を支える世代となる小学校児童に、高齢者及び障害者のおかれた状況・課題等について正しい理解と認識を深めてもらう。
 作成部数 令和6年度 小学校高学年用 500部、CD100枚、電子ブック
 予算額 令和7年度 438千円

(7) 老人クラブ補助金交付事業（国の補助事業 昭和37年度から実施）

目的 高齢者クラブの健全な育成を図るとともに、老後の生活を明るく豊かなものにするため、単位高齢者クラブ及び市高齢者クラブ連合会に対し、助成を行う。
 結成状況 令和6年度 306の高齢者クラブ（会員 14,990人）
 運営補助 1クラブあたり年額（会員数別）
 50人未満のクラブ 56,400円
 50人から99人のクラブ 66,000円
 100人以上のクラブ 78,000円
 予算額 令和7年度 19,132千円（単位高齢者クラブ運営補助）
 10,410千円（市高齢者クラブ連合会補助）

(8) 高齢者ゲートボール場等管理事業（市単独事業 平成15年度に3事業統合）

目的 高齢者の健康保持と仲間づくり，地域社会での連帯意識の高揚を図るために設置しているゲートボール場，レジャー農園，グラウンド・ゴルフ場を管理する。
 設置基準 ・設置場所は地理的・地形的に安全な土地であること。
 ・5年以上無償で使用できること。
 ・ゲートボール場おおむね374㎡以上，グラウンド・ゴルフ場おおむね2,400㎡以上，レジャー農園おおむね165㎡以上。
 設置場所 ・ゲートボール場
 市有地4カ所，民有地9カ所，計13カ所
 ・グラウンド・ゴルフ場
 国有地1カ所，市有地1カ所，民有地7カ所，計9カ所
 ・レジャー農園

市有地 6 カ所，民有地 5 カ所，計 11 カ所
予 算 額 令和 7 年度 1,135 千円

(9) すこやか入浴事業（市単独事業 平成 6 年度から実施）

目 的 高齢者に敬老の意を表するとともに，健康増進と生きがいづくりの促進のため，鹿児島市域の公衆浴場等を 100 円の自己負担で利用できるすこやか入浴機能付きの敬老パスを交付する。

対 象 者 本市に居住し，住民登録を有する 70 歳以上の者

利用回数 1 人年 30 回以内

利用実績 546,914 回（延べ回数）

交付実績 令和 6 年度 126,472 人

予 算 額 令和 7 年度 167,225 千円

(10) 高齢者すこやか温泉講座開催事業（市単独事業 令和元年度から実施）

目 的 市内の公衆浴場において，温泉に関する講座及び健康講座を開催するとともに，入浴の機会を提供し，温泉がもたらす健康の効果を実感してもらうことにより，高齢者の外出を促し，生きがいづくり・健康づくりの促進を図る。

予 算 額 令和 7 年度 537 千円

(11) 地域ふれあい交流助成事業（市単独事業 平成 10 年度から実施）

目 的 高齢者の生きがいづくりを促進し，小中学生及び園児の高齢社会への理解を促すため，地域における高齢者（65 歳以上の方）と小中学生及び幼稚園等において園児との交流を深める事業を実施する団体（町内会，高齢者クラブ，あいご会等）に対して事業に要する費用の助成を行う。

事業内容 最初に交付を受けた年度から 3 カ年度までは 1 事業 4 万円を，4 カ年度以降は 1 事業 3 万円を限度額として補助。（同一事業は 3 回まで）

実 績 令和 6 年度 74 事業

予 算 額 令和 7 年度 2,760 千円

(12) 高齢者福祉センター等管理運営事業（市単独事業 平成 7 年度から実施）

目 的 高齢者相互のふれあいと交流を図り，生きがいと健康づくりを支援する高齢者福祉センター等のうち，高齢者福祉センターの管理を指定管理者として社会福祉法人鹿児島市社会福祉協議会に，喜入老人憩の家の管理を株式会社ナンワに，すこやかランド石坂の里の管理を公益社団法人鹿児島市シルバー人材センターに行わせる。

名 称	所在地	開館時間
オアシスケアウェルネスセンター与次郎 （鹿児島市高齢者福祉センター与次郎）	与次郎一丁目 10 番 6 号	午前 9 時から 午後 5 時
オアシスケアウェルネスセンター谷山 （鹿児島市高齢者福祉センター谷山）	西谷山一丁目 1 番 7 号	
オアシスケアウェルネスセンター吉野 （鹿児島市高齢者福祉センター吉野）	吉野町 3275 番地 3	

オアシスケアウェルネスセンター桜島 (鹿児島市高齢者福祉センター桜島)	桜島横山町1722番地17	
オアシスケアウェルネスセンター郡山 (鹿児島市高齢者福祉センター郡山)	郡山町176番地	
オアシスケアウェルネスセンター伊敷 (鹿児島市高齢者福祉センター伊敷)	下伊敷一丁目10番3号	
鹿児島市喜入老人憩の家	喜入中名町1000番地22	
鹿児島市すこやかランド石坂の里	石谷町1317番地	
オアシスケアウェルネスセンター東桜島 (鹿児島市高齢者福祉センター東桜島)	東桜島町720番地	午前10時から 午後8時

※令和7年4月1日からネーミングライツ導入（オアシスケアウェルネスセンター）

○休 館 日 月曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日まで

○使 用 料 無料（ただし浴室は1人1回につき100円）

○利用対象者 本市に居住する65歳以上の者（ただし、東桜島は60歳以上の者）
本市の高齢者クラブ等
本市に居住する者で組織する団体（ただし、高齢者福祉センター
東桜島、桜島、郡山、喜入老人憩の家、すこやかランド石坂の里
の一部の施設の利用に限る）

予 算 額 令和7年度 403,034千円

(13) 高齢者生きがい支援パンフレット作成事業（市単独事業 令和2年度から実施）

目 的 高齢者の生きがい支援施策を集約したパンフレットを作成し、各施策
のさらなる利用促進を図る。（隔年作成）

予 算 額 令和7年度 0千円

(14) 高齢者福祉相談員設置事業（市単独事業 昭和47年度から実施）

目 的 ひとり暮らし高齢者等安心通報システム利用者等に対する電話によ
る健康状態の確認や各種相談業務等を行い、高齢者の福祉の増進を図る。

相 談 員 2人

実 績 令和6年度相談件数 23,565件

予 算 額 令和7年度 7,634千円

(15) 長寿窓口支援員設置事業（市単独事業 令和6年度から実施）

目 的 長寿窓口支援員を配置し、高齢者福祉に係る諸手続きについて、窓口
業務の円滑化を図る。

支 援 員 1人

予 算 額 令和7年度 4,245千円

(16) 高齢者福祉電話設置事業（市単独事業 昭和51年1月から実施）

目 的 ひとり暮らしの高齢者等に対し福祉電話を設置し、孤独感を和らげる
とともに安否確認を行い、生命の安全を図る。

対 象 者 おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、生命の安全の確保が懸
念され、定期的な安否確認が必要な者
※住民税非課税世帯であり、現に電話が設置されていない世帯

設置状況 令和6年度末 稼働台数70台
予算額 令和7年度 1,943千円

(17) 虚弱高齢者等福祉用具給付事業（市単独事業 平成12年度から実施）

目的 虚弱なひとり暮らしの高齢者等に対して、寝たきり予防等を図るため
介護保険給付対象外の福祉用具を給付する。
給付品目 ・手押し車 ・電磁調理器 ・吸引器
対象者 65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者等
① 手押し車は、下肢の不自由な者
② 電磁調理器は、初期の認知症などにより、防火等の配慮が必要な者
③ 吸引器は、要介護3以上で必要と認められる者
費用負担 生計中心者の市町村民税所得割額に応じた負担（無料～5割）
実績 令和6年度 手押し車748台 電磁調理器40台 吸引器91台
予算額 令和7年度 7,770千円

(18) 寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス事業（市単独事業 昭和52年度から実施）

目的 寝たきり高齢者等の保健衛生の向上及び福祉の増進を図る。
対象者 在宅の65歳以上、要介護認定において要介護3以上と判定された者
実施回数 1人年間3回以内（申請時期により異なる）
実績 令和6年度 延べ818人
予算額 令和7年度 2,856千円

(19) 寝たきり高齢者等理髪・美容サービス事業（市単独事業 平成6年度から実施）

目的 寝たきり高齢者等の保健衛生の向上及び福祉の増進を図る。
対象者 在宅の65歳以上、要介護認定において要介護3以上と判定された者
実施回数 1人年間3回以内（申請時期により異なる）
実績 令和6年度 延べ3,017人
予算額 令和7年度 8,527千円

(20) 紙おむつ等助成事業（市単独事業 平成12年度から実施）

目的 紙おむつ等を使用している高齢者に対し、現物支給又は費用の一部を
助成することにより、高齢者の福祉及び衛生の向上を図るとともに、経
済的負担の軽減を図る。
対象者 在宅又は病院で紙おむつ等を使用している65歳以上の高齢者で住民
税非課税世帯の者（介護保険施設利用者、生活保護受給者は除く）
助成内容 <在宅> 要介護4・5の者
年額10万円相当の紙おむつ等支給
その他の者
年額5万円相当の紙おむつ等支給
<入院> 月額4千円を限度とする現金助成
実績 令和6年度 決定者数12,628人（現物支給：9,750人、現金支給：2,878人）
予算額 令和7年度 471,747千円

(21) 寝たきり高齢者等訪問歯科診療推進補助事業（市単独事業 平成8年度から実施）

目 的 歯科診療が必要な寝たきりの高齢者等の歯科診療を推進するため、市歯科医師会が訪問診療を行うのに必要な機材購入費及び運営費等に補助を行う。

実 績 令和6年度 申込み件数168件 訪問件数626件

予 算 額 令和7年度 3,400千円

(22) 老人介護手当支給事業（市単独事業 昭和61年度から実施）

目 的 在宅の寝たきり高齢者又は重度認知症高齢者を介護する者に介護手当を支給し、介護者の労をねぎらうとともに、寝たきり高齢者等の福祉の増進を図る。

対 象 者 本市に1年以上住所を有する者で、寝たきり高齢者又は重度認知症高齢者を現に扶養し、同居又はこれに準ずる状態で6カ月以上介護している者

① 寝たきり高齢者 65歳以上の者で、在宅において6カ月以上常時他の者の介護を必要とする者（要介護認定において要介護3以上）

② 重度認知症高齢者 65歳以上の者で、認知症状により在宅において6カ月以上常時他の者の介護を必要とする者（要介護認定において要介護3以上）

①・②ともに本市に1年以上住所を有する者であること及び在宅でない期間が31日を超えないこと。

資格認定日 毎年度8月1日及び2月1日

手当の額 1人年額 90,000円

45,000円（国の特別障害者手当又は経過的福祉手当の受給者）

実 績 令和6年度 寝たきり高齢者等1,503人

国の手当受給者 222人

予 算 額 令和7年度 161,375千円

(23) ひとり暮らし高齢者等安心通報システム設置事業（市単独事業 平成25年度から実施）

目 的 ひとり暮らし高齢者等の世帯で、急病などの緊急時にボタンを押したときや見守りセンサーが異常を感知したときに、警備員が駆けつける通報システムを設置する。

対 象 者 ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯で、世帯全員が病弱なため、日常生活を営むうえで常時注意を要する世帯

② 65歳以上の高齢者のみの世帯で、同居する1人が重度の要介護状態にある世帯

③ 80歳以上のひとり暮らし高齢者世帯

実 績 令和6年度末 稼動台数 1,469台

予 算 額 令和7年度 95,617千円

(24) 心をつなぐ訪問給食事業（市単独事業 平成5年度から実施）

目 的 ひとり暮らしの高齢者等に計画的に配食を提供し安否確認を行うこ

とにより、高齢者の健康で自立した生活の支援及び孤独感の解消を図るとともに、配食に従事する者とのふれあいを通じて、自立意欲を促進する。

対 象 者	定期的に安否確認を必要とする65歳以上のひとり暮らしの高齢者で、食生活の手助けを必要とする者。(高齢者のみの世帯で、世帯全員が要支援以上の世帯などを含む)		
配食回数	要支援 2 以上	昼食	週 6 回以内
		夕食	週 6 回 (昼食を 6 回受ける者等)
利 用 料	要支援 1 以下	昼食	週 3 回以内
		昼・夕食とも 1 食	400円
	(住民税非課税世帯に属する者及び生活保護受給者は 1 食 200円)		
実 績	令和 6 年度	利用者	2,199人 延べ 419,609食
予 算 額	令和 7 年度		291,585千円

(25) 高齢者住宅改造費助成事業 (市単独事業 平成 9 年度から実施)

目 的	在宅の高齢者がいる世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成し、高齢者の自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図る。		
対 象 者	要介護認定で要支援以上と認定された者又はその同居者で、同居者全員の前年課税所得の合計額が330万円以下であり、納付すべき市税の滞納がない世帯		
対象工事	既存の居室、浴室、台所、廊下等の設備構造等を高齢者等に適応するように改造するための工事※新築・増築は対象外		
助 成 額	対象経費の 2 分の 1 (限度額50万円)		
実 績	令和 6 年度		53件
予 算 額	令和 7 年度		27,904千円

(26) 成年後見制度利用促進事業 (市単独事業 (一部国補助あり) 平成30年度から実施)

目 的	認知症や知的・精神障害などにより成年後見人等による支援が必要な方を適切に成年後見制度の利用につなげるため、成年後見センターを設置・運営し、制度の利用促進を図る。		
予 算 額	令和 7 年度		31,563千円

(27) 高齢者短期入所事業 (市単独事業 平成12年度から実施)

目 的	被虐待高齢者や認知症等による徘徊高齢者等を一時的に養護老人ホーム等に入所させて保護する。		
対 象 者	本市に住所を有し、要介護認定又は要支援認定を受けていない概ね65歳以上の者で、虐待を受け又は受けている疑いがあり養護者と分離する必要がある者 等		
利用期間	原則 7 日以内		
費用負担	施設利用料、食費、その他実費		
予 算 額	令和 7 年度		174千円

(28) 高齢者虐待防止ネットワーク推進事業（市単独事業 平成20年度から実施）

目 的 地域包括支援センター，民生委員等の関係機関で構成する高齢者虐待防止ネットワーク協議会を中心に，高齢者虐待の防止や早期発見に努め，高齢者や養護者への支援を行うとともに，関係機関の連携体制の強化を図る。

事業内容 ① 高齢者虐待防止ネットワーク協議会の運営
② 高齢者虐待対応
③ 高齢者虐待対応研修会の開催

予 算 額 令和7年度 231千円

(29) 軽費老人ホーム谷山荘（B型）（市単独事業 昭和51年度から実施）

目 的 低額な料金で高齢者に居室を提供し，併せて日常生活上必要な便宜を供与する。

対 象 者 ① 本市に住所がある60歳以上の者
② 家庭環境，住宅事情等の理由により，居宅において生活することが困難な者
③ 自炊ができる程度以上の健康状態にある者
④ 収入が使用料の3.5倍以上ある者
⑤ 所得税を課せられていない者

※利用許可を受けた者とともに利用しようとする配偶者，三親等内の親族その他特別な事情によりホームを利用させることが必要と認められる者については①，④に該当しなくても利用できる。

使 用 料 1人用居室 月額 11,000円 2人用居室 月額 15,400円

指定管理者 社会福祉法人 鹿児島市社会事業協会

名 称	所 在 地	定 員	職員数	敷地面積	建物面積	設立年月日
鹿児島市軽費老人ホーム谷山荘	谷山中央1丁目 5027-3	38人	3人	1,830㎡	1,510㎡	昭51.4.1

予 算 額 令和7年度 32,380千円

(30) 軽費老人ホーム（ケアハウス）事務費補助事業

（市単独事業 平成8年度から実施）

目 的 軽費老人ホームの運営費に係る事務費について補助を行い，家庭環境，住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者の入居を促進する。

補助内容 事務費基準額から，入所者が収入に応じて負担する額を差し引いた額について補助する。

予 算 額 令和7年度 345,677千円

(31) 高齢者福祉施設管理基金の設置（平成5年度から積み立て）

目 的 本市の高齢者福祉施設の管理運営に要する経費に充てることを目的として「高齢者福祉施設管理基金」を設置し，高齢者福祉の増進を図る。

事業概要 基金運用から生じる利息を高齢者福祉センターの管理運営経費の財源として充当する。

基金総額 令和6年度末 4,824,523千円

(32) 養護老人ホームへの入所措置（国の制度 昭和25年度から実施）

目 的 原則65歳以上の者で環境上の理由等により居宅において養護を受けることが困難な者を養護老人ホームに入所させることにより，心身の健康保持及び生活の安定を図る。

対 象 者 原則65歳以上の者で環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者

入所施設 市内施設 2施設 定員110人

予 算 額 令和7年度 266,573千円

(33) 後期高齢者医療制度（国の制度 平成20年度制度開始）

対 象 者 75歳以上の者及び65歳から74歳で一定の障害のある者

医療費の自己負担 1割，2割又は3割

保 険 料 鹿児島県後期高齢者医療広域連合で決定し，保険料率は県内一律。

保険料（年額）＝均等割額（59,900円）＋所得割額 {（総所得金額等－基礎控除額）×所得割率（11.72%）}

所得に応じて，均等割額の軽減措置がある。

保険料の納め方 特別徴収（年金から控除）と普通徴収（金融機関の窓口等での納付又は口座振替，納期は7月から翌年3月までの9期）

保健事業 後期高齢者医療制度の被保険者を対象とした長寿健診の実施

そ の 他 後期高齢者医療制度の被保険者を対象に，本市独自の事業として，はり・きゅう施設利用補助（施術1回につき1,100円，年60回以内），人間ドック及び脳ドックの利用補助を行う。

予 算 額 令和7年度 10,957,200千円（特別会計）

(34) 鹿児島市高齢者保健福祉計画

「鹿児島市高齢者保健福祉計画」は，老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画であり，令和6年2月に令和6年度から令和8年度までの計画を策定した。また，「介護保険事業計画」と共通する事項が多く，調和を保つ必要があることから，「鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」として一体的に策定している。

(35) 吉田福祉センター管理運営事業（市単独事業 平成16年11月から実施）

目 的 地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図るため，吉田福祉センターの管理を平成18年4月から指定管理者として社会福祉法人鹿児島市社会福祉協議会に行わせている。

開館時間 午前9時～午後5時

休 館 日 月曜日，祝日，12月29日から翌年の1月3日まで

所 在 地 本城町1687番地2

予 算 額 令和7年度 17,135千円

(36) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業（令和3年度から実施）

目 的 高齢者の心身の多様な課題に対応し，きめ細かな支援を実施するため，

医療・介護・健診データ分析により、地域の健康課題の把握や支援対象者の抽出を行うとともに、事業全体の企画・調整などを行う。

- 事業内容 ① 事業の企画・調整
② KDB（国保データベース）システム等を活用した地域の健康課題の分析及び対象者の把握
③ 医療関係団体等との連絡調整
- 予 算 額 令和7年度 2,536千円

(37) 介護老人福祉施設等整備費補助事業（平成8年度から実施）

- 目 的 計画的かつ質の高い施設の整備を推進し、施設入所者等の福祉の向上を図るため、特別養護老人ホーム等の老人福祉施設を設置する社会福祉法人等に対し、施設整備費の一部を補助する。
- 予 算 額 令和7年度 134,794千円

(38) 介護人材確保支援事業（市単独事業 令和6年度から実施）

- 目 的 介護人材確保を支援するため、関係団体等と連携し、合同就職説明会や介護職場の魅力発信等にモデル的に取り組む。
- 事業内容 ① 合同就職説明会
② 介護事業者経営力強化研修
③ 職場体験（学校での講話）
- 予 算 額 令和7年度 2,090千円

5 障害者福祉

(1) 身体障害者手帳の交付状況

（令和7.4.1現在）

交付者数 (全人口約4.97%)			障 害 別 人 員		
				18歳以上	18歳未満
年 齢	18歳以上	28,508人	視 覚 障 害	1,925人	14人
			聴 覚 障 害	2,952人	79人
			内 部 障 害	9,323人	103人
	18歳未満	523人	言語機能障害	226人	3人
			肢体不自由	14,082人	324人
			計	28,508人	523人

(2) 友愛パス交付事業（市単独事業 昭和46年度から実施）

- 目 的 障害者（児）が、市電、バス等を利用する場合に、無料で利用できるパスカードを交付することにより、生活の利便性の向上及び社会参加の促進を図る。
- 対 象 者 本市に居住し、住民登録を有する6歳以上の障害者等で身体障害者手帳（1級～4級）の交付を受けている者（ただし、4級については65歳以上）、療育手帳の交付を受けている者、原爆被爆者諸手当の受給者及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

交付状況

友愛パス 交付者数	年 度	令和 4	令和 5	令和 6
	身体障害者	9,569人	9,570人	9,627人
	原爆被爆者	90人	84人	80人
	知的障害者	3,758人	3,979人	4,203人
	精神障害者	6,461人	6,868人	7,367人

予 算 額 令和 7 年度 343,057千円

(3) 友愛タクシー券交付事業（市単独事業 平成 4 年度から実施）

目 的 重度障害者（児）が、タクシーを利用する場合に、その運賃の一部を補助することにより、生活の利便性の向上及び社会参加の促進を図る。

対 象 者 本市に居住し、住民登録を有する者のうち、身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害の程度が視覚の 1 級又は 2 級の者、下肢の 1 級から 4 級までの者（ただし 4 級については 65 歳以上）、体幹の 1 級から 3 級までの者並びに内部障害の 1 級の者、療育手帳の交付を受けている者で障害の程度が A 1，A 2 又は A の者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で障害の程度が 1 級の者

交付状況 9,180人（令和 6 年度）

身体障害者 8,429人 知的障害者 685人 精神障害者 66人

予 算 額 令和 7 年度 81,109千円

(4) ろうあ者福祉相談員設置事業（市単独事業 昭和 43 年 10 月 7 日から実施）

目 的 市内に居住するろうあ者の各種行政手続，一般生活相談等に応じ，広く便宜を供与し，福祉の向上を図る。

対 象 者 ろうあ者及びろうあ者との問題で意思の疎通や理解を深める必要のある者

相 談 員 1 人

相談件数 816件（令和 6 年度）

予 算 額 令和 7 年度 3,707千円

(5) 相談等業務委託事業（市単独事業 平成 8 年度から実施）

目 的 身体障害者，知的障害者本人又はその保護者等からの相談に応じ，必要な指導や助言等を行うことにより，障害者福祉の増進を図る。

① 身体障害者相談員

身体障害者のうちから適当と認められる者に対し，身体に障害のある者の相談に応じる業務を委託して，身体障害者からの更生援護の相談に応じ必要な指導を行う。

相談員数 40人

② 知的障害者相談員

知的障害者の保護者である者のうちから適当と認められる者に対し，知的障害者本人又は保護者等からの相談に応じる業務を委託して，知的障害者の更生援護に関する必要な指導，助言を行う。

相談員数 9 人

予 算 額 令和 7 年度 1,201千円

(6) 障害福祉サービス給付事業（国の制度 平成18年度から事業を一本化）

目 的 障害者（児）に居宅介護，生活介護などの障害福祉サービス等を提供する。

事業内容 日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と，自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」等があり，家庭などで利用できる「訪問系サービス」，入所施設などで昼間に利用できる「日中活動系サービス」，居住の場として利用できる「居住系サービス」等に分けられる。

① 訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルプ），重度訪問介護，同行援護，重度障害者等包括支援，行動援護

② 日中活動系サービス

生活介護，療養介護，自立訓練（機能訓練・生活訓練），就労移行支援，就労継続支援（A型・B型），就労選択支援（令和7年10月開始）

③ 居住系サービス

施設入所支援，共同生活援助（グループホーム）

④ その他サービス

短期入所（ショートステイ），就労定着支援，自立生活援助

⑤ 地域相談支援給付（地域移行支援，地域定着支援）

⑥ 計画相談支援給付（サービス等利用計画）

利用者負担 原則，所得に応じた4区分の上限月額（ただし，利用したサービス費用の1割の方が低い場合は，1割）

予 算 額 令和7年度 20,850,701千円

(7) 障害福祉サービス利用者負担軽減事業（市単独事業 平成18年度から実施）

目 的 市独自の利用者負担軽減を図り，利用を促進するため，利用者負担額を2分の1とする。

事業内容 障害福祉サービスの利用について，利用者負担額を2分の1とする。

予 算 額 令和7年度 30,402千円

(8) 障害児通所等支援事業（国の制度 平成18年度から実施 平成24年度から児童デイサービスが移行し，サービスを拡充して実施）

目 的 障害児に対する療育として，児童発達支援や放課後等デイサービス等を実施し，日常生活における基本的な動作の指導，生活能力の向上のために必要な訓練等を行う。

事業内容 在宅の障害児に対して，障害児通所支援事業所や保育所等において，日常生活における基本動作の指導，集団生活への適応訓練及び生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うため，以下のサービス利用を支援する。

① 障害児通所支援

児童発達支援，放課後等デイサービス，保育所等訪問支援，
居宅訪問型児童発達支援

② 障害児相談支援給付（障害児支援利用計画）

利用者負担 原則，所得に応じた4区分の上限月額（ただし，利用したサービス費

用の1割の方が低い場合は1割)

予 算 額 令和7年度 13,803,527千円

(9) 障害児通所支援利用者負担軽減事業（市単独事業 平成19年度から実施）

（※平成23年度までは「児童デイサービス利用者負担軽減事業」）

目 的 障害児通所支援の利用について、利用者負担額を助成する。

事業内容 児童発達支援等については、利用者負担額を全額助成し、放課後等デイサービスについては、令和7年10月から利用者負担額の2分の1を助成する。

予 算 額 令和7年度 227,361千円

(10) 補装具費支給事業（国の制度 昭和25年度から実施）

目 的 身体障害者（児）の失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための用具（補装具）を購入、修理するための費用を支給し、身体障害者（児）の日常生活や社会生活の向上を図る。

交付（修理）件数

種 別 \ 年 度	令和4	令和5	令和6
補 装 具 交 付	904	958	881
補 装 具 修 理	527	505	489
計	1,431	1,463	1,370

予 算 額 令和7年度 150,706千円

(11) 障害児補装具費利用者負担軽減事業（市単独事業 平成19年度から実施）

目 的 障害児の補装具費の支給について、利用者負担の軽減を図る。

事業内容 障害児の補装具費の支給に際し、当該支給に係る利用者負担額を2分の1とする。

予 算 額 令和7年度 1,239千円

(12) 難聴児補聴器購入助成事業（市単独事業 平成25年度から実施）

目 的 補聴器の装用による言語の習得，コミュニケーション能力の発達及び教育上必要な聴力の確保を図る。

事業内容 18歳未満で身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児の補聴器購入，修理に要する費用の一部を助成する。

予 算 額 令和7年度 1,636千円

(13) 日常生活用具給付事業（国の制度 昭和47年度から実施）

目 的 在宅の重度障害者が日常生活を営む上での不便を解消するために、用具を給付することにより、日常生活の利便を図り、福祉の増進に資する。

対 象 者 在宅の重度障害者（品目により障害種別・等級は異なる）

給付件数

年 度	令和4	令和5	令和6
件 数	12,619	12,680	12,933

予 算 額 令和7年度 141,971千円

(14) 社会参加促進事業（国の制度 一部単独事業）

目 的 共生社会の実現に向けて、障害者の自立と社会参加の促進を図る。

- 内 容
- ① 手話講座の実施（昭和57年度から実施）
市民を対象に各クラスごとに手話講座を実施
（入門：95人，基礎：75人，手話通訳者養成：75人）
 - ② 手話通訳者の設置（昭和53年度から実施）
本庁及び各支所に手話通訳者を設置
 - ③ 手話通訳者等派遣事業（平成14年度から実施）
聴覚障害者及び音声機能又は言語機能に障害がある者に対し，申請に応じて，手話通訳者及び要約筆記者を派遣することにより，障害者の自立と社会参加の促進を図る。
 - ④ 自動車改造費助成（昭和53年度から実施）
身体障害者が自ら使用する自動車の改造に要する経費を助成（限度額10万円，所得要件あり）
 - ⑤ 自動車運転免許取得費助成（平成10年度から実施）
身体障害者が自動車運転免許を取得するための経費の一部を助成（限度額10万円）
 - ⑥ スポーツ大会の開催（昭和42年度から実施）
身体障害者体育大会，知的障害者スポーツ大会
 - ⑦ 1日レクリエーション（市単独事業 昭和47年度から実施）
 - ⑧ レクリエーション教室開催（平成8年度から実施）
 - ⑨ ボランティア活動参加促進（平成8年度から実施）
知的障害者が行うボランティア活動を支援
 - ⑩ 要約筆記講座の実施（平成26年度から実施）
市民を対象に要約筆記講座を実施（20人）
 - ⑪ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（平成26年度から実施）
視覚機能と聴覚機能に障害を併せ持つ重度重複障害者に対し，申請に応じて，盲ろう者向け通訳・介助員を派遣することにより，障害者の自立と社会参加の促進を図る。
 - ⑫ 手話通訳者確保推進事業（令和6年度から実施）
資格取得の難易度の高い手話通訳者を増やすため，講座を開催し，ろう者の社会参加の促進を図る。
 - ⑬ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業（令和6年度から隔年実施）
盲ろう者向け通訳・介助員を養成し，盲ろう者の自立と社会参加の促進を図る。

予 算 額 令和7年度 60,963千円

(15) 手話言語・障害者コミュニケーション条例（令和6年4月1日施行）

目 的 障害者への理解促進の気運を醸成し，障害者の生活課題等の解消と，意思疎通支援の充実による共生社会の実現を目指す。

概 要 手話言語・障害者コミュニケーション条例に基づき，パンフレットによる周知等を図る。

(16) 重度身体障害者ガソリン代等助成事業（市単独事業 平成8年度から実施）

目 的 重度身体障害者で、自ら自動車を運転することにより社会参加が可能で、かつ、低所得の方に対し自動車の燃料費の一部を助成することにより、社会参加を容易にし自立を促進する。

助 成 額 ① ガソリン車 1リットル当たり40円 年180リットル以内
② 軽油車 1リットル当たり18円 年180リットル以内

助成人員 令和6年度 51人

予 算 額 令和7年度 349千円

(17) ゆうあい福祉バス運行事業（平成9年度から実施 令和2年4月から地域生活支援事業に移行）

目 的 障害者団体等からの要請に応じて、リフト付きバスを運行し、障害者の各種研修会、講演会、スポーツ、レクリエーション等への参加を容易にすることによって、障害者の社会参加の促進を図る。

事業内容 リフト付バス 1台（定員24人）

運行範囲 鹿児島県内（離島を除く）

利用日・時間 12月29日から翌年の1月3日までを除く日
午前9時30分～午後4時30分

実 績 令和6年度 運行回数 184回、 利用人員 延べ6,668人

予 算 額 令和7年度 7,770千円

(18) 鹿児島県福祉のまちづくり条例関係事務（県移譲事務 平成12年度から実施）

概 要 「鹿児島県福祉のまちづくり条例」に基づき、障害者等に配慮した生活環境の整備並びにまちづくりを推進するため、不特定多数の者の利用に供する施設のうち、障害者等が安全かつ快適に利用できるようにするための整備を促進することが特に必要な施設の新築等の内容についての届出を受理する。また、整備基準に適合していることを証する証票の交付の請求により、適合しているものに対し交付する。

なお、平成9年度に施行した「鹿児島市福祉環境整備指針」は県条例の適用を受けない小規模の対象建築物について協議等を行っている。

(19) 訪問入浴事業（国の制度 昭和49年度から実施）

目 的 自力及び家族の介助で入浴が困難な重度身体障害者等の家庭に移動浴槽車を派遣し、重度身体障害者等の保健衛生の向上並びに家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る。

対 象 者 65歳未満の身体障害者手帳1・2級または知能指数35以下で、寝たきりの状態にあり、家族の介助だけでは入浴することができない者

利用回数 1人1カ月6回以内

実 績 令和6年度 延べ2,966回

予 算 額 令和7年度 40,434千円

(20) ゆうあい訪問給食事業（市単独事業 平成12年度から実施）

目 的 65歳未満の独居障害者世帯等を訪問して食事を提供することにより、栄養及び献立等の面で単調になりがちな食生活を改善し、障害者の健康

で自立した生活の支援及び孤独感の解消を図る。なお、昼食に加えて、平成16年7月から夕食の配食を実施している。

対 象 者	独居重度身体障害者（1・2級）及び重度身体障害者だけの世帯の者 で食事の調理が困難な者
利用回数	昼食 週6回以内 夕食 昼食を週6回受けている者のうち希望者は週6回
利用者負担	1食400円（住民税非課税世帯、生活保護受給者は1食200円）
登録者数	404人（令和6年度末）
予 算 額	令和7年度 43,957千円

(21) 移動支援事業（国の制度 平成18年度から実施）

目 的	屋外での移動が困難な障害者（児）に外出時の支援を行うことにより、 社会参加と自立を促す。
対 象 者	身体障害者 身体障害者手帳の第1種の所持者 知的障害者 療育手帳の所持者 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳所持者で障害支援区分が1以上、 かつ「行動援護および重度障害者等包括支援の判定基準表」 において5点以上の者 難病患者等 外出に支援が必要であると認められる者 そ の 他 65歳到達前の過去5年間継続して援助支援の決定を受 けていた者
事業内容	① 場所の移動のために必要となる支援 ② 目的地における行動支援
利用時間	基本 15時間／月 個別事情に応じ、期限を定めて必要時間を追加
利 用 料	1時間あたり 身体介護を伴う 200円 身体介護を伴わない 75円 市町村民税非課税世帯及び生活保護世帯は無料
予 算 額	令和7年度 297,956千円

(22) 日中一時支援事業（国の制度 平成18年度から実施）

目 的	介護者の生活支援及び障害者（児）の日中活動の場を確保することにより、障害者（児）及び家族の安定した生活を保障する。
対 象 者	障害福祉サービスの「短期入所」の支給決定を受けている障害者及び 障害児
事業内容	障害者（児）を介護する者が、疾病等の理由により居宅における介護 ができない場合に、一時的に施設に預け、必要な保護を行う日帰りショ ートステイ
利用時間	基本 30時間／月 個別事情に応じ、期限を定めて必要時間を追加
利 用 料	1時間あたり30円（医療型 1時間あたり40円） 市町村民税非課税世帯及び生活保護世帯は無料
予 算 額	令和7年度 33,545千円

(23) 地域活動支援センター事業（国の制度 平成18年度から実施）

目 的 在宅の障害者に創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、自立と社会との交流を促進する。

対 象 者 在宅の障害者

事業内容 社会適応訓練，創作活動，生産活動等

利 用 料 無料

委託施設 ゆうあい館，たんぼぼ，とんぼ，かけはし，ひだまり，サポートやすらぎ，クリンカハウス，ドリーム，さをり工房うえ～ぶ，きずな館，結い愛の郷

予 算 額 令和7年度 154,365千円

(24) 更生訓練費支給事業（国の制度 平成18年度から実施）

目 的 更生訓練費を支給し，社会復帰の促進を図る。

事業内容 就労移行支援又は自立訓練を利用している障害者に更生訓練費を支給する。

予 算 額 令和7年度 7,885千円

(25) 福祉ホーム事業（国の制度 平成10年度から実施 平成18年10月から障害者自立支援法による地域生活支援事業へ移行）

目 的 日常生活に支障のある障害者に対し，低額な料金で日常生活に適するような居室その他の設備を利用させるとともに，日常生活に必要な便宜を供与する福祉ホームを運営する社会福祉法人に運営費の一部を助成し，障害者の福祉の増進を図る。

対象施設 自立ホームゆめの里 川上町680-3 定員11人

福祉ホームむぎのめの里 川上町1862-1 定員10人

こかげの里 川上町685-12 定員14人

福祉ホームつわぶきハウス 犬迫町8032-2 定員8人

予 算 額 令和7年度 9,801千円

(26) 身体障害者福祉電話設置事業（市単独事業 平成5年度から実施）

目 的 在宅の重度身体障害者に対し福祉電話を貸与することにより，難聴者又は外出困難な重度身体障害者のコミュニケーション及び緊急連絡の手段の確保を図るとともに，電話による安否の確認や，各種相談に応じ，もって重度身体障害者の福祉の増進を図る。

対 象 者 難聴者又は外出困難な重度身体障害者で，身体障害者手帳の等級が2級以上の者

設置状況 令和6年度 累計 32台 ※新規受付は令和6年度末で終了

予 算 額 令和7年度 772千円

(27) ひとり暮らし障害者等安心通報システム設置事業（市単独事業 平成25年度から実施）

（※24年度までは「身体障害者在宅介護支援システム設置事業」）

目 的 緊急通報システムを設置することにより，急病など緊急時における不安を解消するとともに生活の安全を確保し，住み慣れた地域で安心して

暮らししていけるよう支援する。

事業概要 障害者が緊急通報装置本体またはペンダントのボタンを押した場合やセンサー等により異常を感知した場合に、市が委託した事業者（警備会社）が通報を受信し、利用者宅へ電話をかけ状況確認を行う。利用者が電話を受けることができない場合には、鍵を預かった警備員を利用者宅へ派遣し、必要に応じて、消防局へ救急車の緊急出動の要請を行う。

対象者 下記のいずれかに該当する者で、世帯全員が病弱なため日常生活を営むうえで常時注意を要するもの

- ① 65歳未満のひとり暮らし重度身体障害者（身体障害者手帳1・2級）世帯
- ② 65歳未満の重度身体障害者（身体障害者手帳1・2級）のみの世帯
- ③ ②に準ずる世帯（65歳未満の重度身体障害者と重度知的障害者との同居など）

利用者負担額

	負担額（月額）
生活保護受給世帯	0円
市民税非課税世帯	
市民税均等割課税者がいる世帯	
市民税所得割課税者がいる世帯	1,000円（携帯型：800円）

予算額 令和7年度 2,695千円

(28) 在宅人工呼吸器・酸素濃縮器使用電気料助成事業（市単独事業 平成13年度から実施）

目的 在宅で常時、人工呼吸器又は酸素濃縮器を使用している重度呼吸器機能障害者に対して、これらの機器に係る電気料金の一部を助成し、障害者の経済的負担の軽減と福祉の増進を図る。

対象者 ① 身体障害者手帳所持者で呼吸器機能障害1級又は3級の者、又はこれに準ずる者として特に市長が認める者
② 在宅で常時、人工呼吸器又は酸素濃縮器を使用する者
③ 生計中心者の市町村民税が非課税の者

予算額 令和7年度 2,186千円

(29) 重度心身障害者（児）紙おむつ等助成事業（市単独事業 平成8年度から実施）

目的 在宅又は病院等で、紙おむつ等を使用している重度心身障害者（児）に対し、紙おむつ購入費等を助成し、重度心身障害者（児）の福祉の向上及びその世帯の経済的負担の軽減を図る。

対象者 3歳以上の身体障害者手帳1級、2級の肢体不自由者又は、療育手帳A1、A2、Aに該当する者で、生計中心者の市町村民税が非課税の者（生活保護世帯を除く。）

助成額 月額 4,000円以内

予算額 令和7年度 11,773千円

(30) 重度身体障害者理髪・美容サービス事業（市単独事業 平成6年度から実施）

目的 外出困難な重度身体障害者の家庭に理容・美容業者を派遣して、理髪・

美容サービスを行い、保健衛生の向上及び福祉の増進を図る。

対 象 者 身体障害者手帳（視覚障害１級及び６５歳未満の肢体不自由１級）の所持者で、外出困難な重度身体障害者

実施回数 １人年３回以内

予 算 額 令和７年度 １,４９５千円

(31) 重度身体障害者住宅改造費助成事業（市単独事業 平成９年度から実施）

目 的 重度身体障害者の在宅での生活を支援するため、浴室・トイレ・廊下の段差解消、手すりの設置や居室の改造等に要する経費の一部を助成し、生活環境の整備を図る。

対 象 者 重度身体障害者及びその同居者で、同居者全員の前年課税所得金額の合計額が３３０万円以下であり、納付すべき市税の滞納がない世帯

助 成 額 対象経費に２分の１を乗じた額（上限額：５００,０００円）

予 算 額 令和７年度 １２,５０１千円

(32) 児童発達支援事業専門員加算等補助金（市単独事業 昭和５１年度から実施）

目 的 在宅で児童発達支援事業所等へ通所する心身障害児又は重症心身障害児に対し、日常生活基本動作訓練や集団生活適応訓練等の早期療育を行うことにより各自の能力に応じた発達を支援する。

事業内容 児童発達支援事業所、児童発達支援センター及び放課後等デイサービスについて、より質の高い訓練や指導のほか専門的な個別指導や、その家族に対する心理的サポートを含む総合的な療育指導を行う事業所に対して、専門指導員等の経費の一部を助成する。

予 算 額 令和７年度 ４２,０００千円

(33) 発達障害児等家族支援補助事業（市単独事業 令和元年度から実施）

目 的 発達障害児等が地域からの孤立や児童虐待につながらないように、保護者が楽しく子育てに臨める自信を持たせるため、事業所が行う家族支援に対し補助を行い、療育の質の向上を図る。

事業内容 児童発達支援事業所等が、通所している発達障害児等の保護者に対して、グループ講習等の集団支援を実施した場合に、経費の一部を助成する。

予 算 額 令和７年度 ３,４８３千円

(34) 障害児地域療育等支援事業（市単独事業 平成８年度から実施）

目 的 在宅障害児（者）のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、障害児（者）施設の有する機能を活用し療育、相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供の援助、調整等を行い、地域の在宅障害児（者）及びその家庭の福祉の向上を図る。

事業内容 ① 障害児等療育支援事業

- ・在宅支援訪問療育指導事業
- ・在宅支援外来療育指導事業
- ・施設支援一般指導事業

② 地域療育等支援事業

対 象 者 在宅の重症心身障害児(者), 知的障害児(者)及び身体障害児(者)等
予 算 額 令和7年度 4,727千円

(35) 障害福祉サービス事業所等サポート事業 (国の制度 令和3年度から実施)

目 的 福祉・介護職員等処遇改善加算等の新規取得や, より上位区分の加算の取得を促進するとともに, 障害福祉サービス等情報公表制度に係る審査体制を確保し, 当該制度を円滑に実施する。

事業内容 ① 福祉・介護職員等処遇改善加算等の取得促進に係る事業所への助言・指導等

福祉・介護職員等処遇改善加算等の認知度向上や, 各事業所による申請へのサポート体制を構築することにより, 市内事業所における加算等の取得促進を図る。

② 障害福祉サービス等情報公表制度の施行に係る審査体制の確保

会計年度任用職員を雇用し, 障害福祉サービス等情報公表制度の審査を行う。

予 算 額 令和7年度 5,367千円

(36) 障害者相談支援等事業 (国の制度 平成18年度から実施)

目 的 在宅で生活している障害者やその家族を対象に, 地域で生活を送るうえで必要な各種福祉サービスの活用などについて相談を受け, 助言や利用援助を行い, 障害者の地域における生活を支援する。

事業内容 ① 障害者相談支援事業 (電話・来所・訪問等による相談)

② 障害者緊急一時保護業務

予 算 額 令和7年度 59,449千円

(37) 鹿児島市障害者基幹相談支援センター事業 (国の制度 平成24年10月1日設置)

目 的 障害者(児)及びその家族等からの総合的な相談業務について, ワンストップ化を図り, 情報の提供及び助言その他障害福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに, 関係機関との連絡調整, その他虐待防止センターの機能を備えた, 本市の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターを運営する。

事業内容 総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害(発達障害を含む)・差別解消)及び成年後見制度利用支援事業を実施。

- ・身近な地域の相談支援事業者で対応できない個別事例への対応
- ・虐待防止センターの役割など

予 算 額 令和7年度 41,920千円

(38) 地域生活支援拠点事業 (国の制度 平成29年度から実施)

目 的 地域で生活する障害者の不安の解消を図り, 障害者及び家族が安心して生活できるよう支援することにより, 障害のある人もない人も共に地域で生活できる社会の推進に寄与する。

事業概要 ・24時間365日の緊急対応(相談, 受け入れ)

・施設等から地域生活への移行を希望する障害者に対して当拠点やグループホーム等において地域生活の体験の場を提供

上記事業を行うため、拠点の機能を中核的に担う施設に対して、居室の確保及びコーディネーター配置を行う。

予 算 額 令和 7 年度 9,276千円

(39) 自立支援医療費（更生医療）支給事業（国の制度 昭和24年度から実施）

目 的 身体障害者の更生を目的にし、手術、治療により身体の機能障害を除
去し、または軽減して職業能力や日常生活を容易にする。

対 象 者 18歳以上の身体障害者手帳を有する者

実 績

区分 \ 年度	令和 4	令和 5	令和 6
延 べ 件 数	11,879件	11,721件	11,310件

予 算 額 令和 7 年度 1,029,467千円

(40) 重度心身障害者等医療費助成事業（県補助事業 昭和49年度から実施）

目 的 重度心身障害者、重度心身障害児及び重複障害者に、医療費を助成し、
これらの者の保健の向上と福祉の増進を図る。

対 象 者 ① 身体障害者手帳 1 級又は 2 級所持者で、1 歳以上の者
② 知能指数35以下の知的障害者で、1 歳以上の者
③ 身体障害者手帳 3 級を所持し、かつ知能指数36以上50以下の者で 1
歳以上のもの（重複障害者）

④ 精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者（通院医療費のみ：R6.7～）

※ 令和 6 年 7 月から所得制限あり

助 成 額 保険診療分の自己負担額（1 カ月単位）

助成の方法 自動償還払い

実 績 令和 6 年度助成件数 348,016件

予 算 額 令和 7 年度 1,876,512千円

(41) 市民福祉手当（重度障害者（児）手当）（市単独事業 昭和45年4月から実施）

目 的 重度障害者（児）に市民福祉手当を支給することにより、これらの者の
福祉の増進を図る。

対 象 者 ① 重度障害者（令和 7 年度予算人員 対象者15,601人）

10月 1 日現在で本市に 1 年以上居住している20歳以上の者で、身体
障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 1・A 2・B 1 若しくは精神障害者
保健福祉手帳 1・2 級の者又はこれに準ずる障害を有する者

② 重度障害児（令和 7 年度予算人員 対象児549人）

4 月 1 日現在で本市に 1 年以上居住している20歳未満の者で、身体
障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 1・A 2・B 1 若しくは精神障害者
保健福祉手帳 1・2 級の者又はこれに準ずる障害を有する者

手 当 額 年額24,000円

予 算 額 令和 7 年度 390,534千円

(42) 特別障害者手当（国の制度 昭和61年度から実施）

目 的 日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重

度障害者の福祉の増進を図る。

手 当 額 月額29,590円

実 績

区分 \ 年度	令和 4	令和 5	令和 6
受給者数（人）	857	955	1063

(43) 障害児福祉手当（国の制度 昭和61年度から実施）

目 的 日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の重度障害児の福祉の増進を図る。

手 当 額 月額16,100円

実 績

区分 \ 年度	令和 4	令和 5	令和 6
受給者数（人）	354	365	366

(44) 福祉手当（経過措置分）（国の制度 昭和61年度から実施）

目 的 日常生活において常時介護を必要とする重度障害者の福祉の増進を図る。

対 象 者 旧福祉手当の受給者で特別障害者手当，障害基礎年金の非該当者

手 当 額 月額16,100円

実 績

区分 \ 年度	令和 4	令和 5	令和 6
受給者数（人）	11	8	8

(45) 心身障害者扶養共済事業（県の制度 昭和45年度から実施）

目 的 心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき，保護者の死亡又は重度障害の状態となった後の心身障害者に年金を支給し，心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資する。下記①～③のいずれかに該当する心身障害者の保護者で市内に住む65歳未満の健康な者

対 象 者 ① 知的障害者
② 身体障害者（1級から3級まで）
③ ①②に準ずる者で将来独立自活することが困難と認められる者

加入限度 心身障害者1人につき2口まで

加入者数 126人（令和6年度末）

給付内容 加入者が死亡又は重度障害の状態となった日の属する月から心身障害者に対し，加入口数が1口につき年金月額2万円が支給される。

予 算 額 令和7年度 8,903千円

(46) 心身障害者総合福祉センター（ゆうあい館）

① 設置目的

心身障害者に対して，自立活動を助け，ふれあいを深め，及び生きがいを高める場を提供し，もって心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

② 利用方法等

- ・開館時間 午前9時～午後9時
- ・休館日 水曜日，12月29日から翌年1月3日まで
- ・使用料 無料
- ・利用対象者 市内に居住する身体障害者手帳や療育手帳を有する者等

③ 主な事業

ことばの発達指導事業，利用者相談支援等事業，スポーツ・レクリエーション，福祉機器リサイクル事業，IT講習会開催事業等

(47) 知的障害者福祉センター（ふれあい館）

① 設置目的

知的障害者相互のふれあいを深め，生きがいと健康づくりを支援し，知的障害者とその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

② 利用方法等

- ・開館時間 午前9時～午後9時
- ・休館日 月曜日，12月29日から翌年1月3日まで
- ・使用料 無料
- ・利用対象者 療育手帳所持者等とその家族及び知的障害者のために奉仕活動を行う個人や団体

③ 主な事業

スポーツ，レクリエーション，健康・生活・職業等の相談・指導，教育講座等の開催

(48) 精神保健福祉交流センター（はーと・ぱーく）

① 設置目的

精神障害者の自立及び社会参加の促進を図るとともに，市民の精神障害に対する理解と相互の交流を深めることを目的とする。

② 利用方法等

- ・開館時間 午前9時～午後9時
- ・休館日 火曜日，12月29日から翌年1月3日まで
- ・使用料 無料
- ・利用対象者 精神障害者保健福祉手帳所持者（障害の程度が同程度と認められる者）とその家族や介護者及び精神障害者のために奉仕活動を行う個人や団体

③ 主な事業

- ・健康，生活，就労等の相談・指導
- ・精神障害者に対する社会的偏見をなくし地域住民等との交流を図るイベント
- ・精神障害に対する正しい知識の普及啓発を目的とした講座，講習会等の開催

(49) 成年後見制度利用支援事業（国の制度 平成14年度から実施）

目 的 身寄りのない知的障害者・精神障害者等で，後見開始の審判を申立てる者がいない者のために，審判の申立てを行うほか，その申立て費用を負担し，判断能力の不十分な知的障害者・精神障害者等の保護を図る。

予 算 額 令和7年度 6,138千円

(50) 障害福祉計画等策定・管理事業（市単独事業 平成18年度から実施）

目 的 障害者基本法に基づく市町村障害者計画である第五次鹿児島市障害者計画（令和5～9年度）並びに障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画である鹿児島市障害福祉計画第7期計画・鹿児島市障害児福祉計画第3期計画（令和6～8年度）を推進し、進行管理を行う。

内 容 ① 第五次鹿児島市障害者計画
ア 根拠：障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」
イ 内容：本市の障害者施策を推進するための計画として、施策の基本的方向を示す
ウ 計画期間：令和5年度から9年度
② 鹿児島市障害福祉計画第7期計画・鹿児島市障害児福祉計画第3期計画
ア 根拠：障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」
児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」
「第五次鹿児島市障害者計画」の数値目標を含む実施計画と位置付ける
イ 内容：障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の体制の確保に関する計画
ウ 計画期間：令和6年度から8年度
予 算 額 令和7年度 296千円

(51) 障害者施策推進協議会（昭和49年度設置）

障害者基本法に基づく障害者施策推進協議会を平成6年6月設置。

（昭和49年10月設置の心身障害者対策協議会を名称変更）

委員の構成 学識経験者 7人
行政機関の関係者 5人 } 計12人

予 算 額 令和7年度 70千円

(52) 障害者自立支援協議会（平成20年度設置）

障害者総合支援法に基づく協議会として、関係機関の連携強化や障害福祉計画の進行管理等を行う。

委員の構成 学識経験者 3人
関係団体等 19人 } 計30人
公募市民 4人
行政 4人

(53) 医療的ケアを必要とする障害児支援事業（国の制度 令和元年度から実施）

目 的 医療的ケア児（人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児）が適正な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の運営を行うほか、医療的ケア児支援に関するリーフレットの作成を行う。

予 算 額 令和7年度 356千円

(54) 在宅重度心身障害児家族支援事業（令和５年４月から国の制度へ移行 令和３年度から実施 ※令和３，４年度は県の制度）

事業内容 在宅の重度心身障害児を介護する家族の心身や経済上の負担軽減を図るため、家族に代わって訪問看護師等が看護を行うための経費を助成する。

対 象 者 18歳未満で次のいずれかに該当する者

- ① 身体障害者手帳１級または２級
- ② 療育手帳Ａ１またはＡ２
- ③ 身体障害者手帳３級かつ療育手帳Ｂ１

予 算 額 令和７年度 1,850千円

(55) ナイスハート支援事業（市単独事業 平成24年度から実施）

目 的 障害者施設の生産物の販売等を促進するとともに市民への啓発を行い、障害者の生産意欲の向上を図る。

事業内容 障害者施設の生産物の販売等を促進するための広報等の経費に対し助成する。

- ① 助 成 先 物品の加工・販売等を行う障害福祉サービス事業所で構成する団体
- ② 広報内容 生産物（木工品、パン、菓子等）やレストラン等の案内
- ③ 広報方法 ホームページなど

予 算 額 令和７年度 200千円

(56) チャレンジ大賞表彰事業（市単独事業 平成25年度から実施）

目 的 障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者の社会参加と自立支援の促進を図る。

事業概要 様々な分野において、前向きに取り組んでいる障害者個人や団体及び障害者の方々を積極的に支援している個人等を表彰する。

予 算 額 令和７年度 365千円

(57) 各種団体に対する補助金事業（市単独事業）

目 的 各種福祉団体に対し助成を行い、その活動を活性化することにより、福祉の増進を図る。

内 容 鹿児島市身体障害者福祉協会等への助成

予 算 額 令和７年度 2,125千円

6 生活保護

(1) 保護状況（令和7年度予算額 扶助費 26,516,765千円）

区 分	令和5年度（月平均）			令和6年度（月平均）			前年度 対 比 (人員)
	世帯数	人 員	扶助額	世帯数	人 員	扶助額	
生 活 扶 助	世帯 10,206	人 12,813	千円 543,708	世帯 10,143	人 12,704	千円 538,188	% 99.1
住 宅 扶 助	9,979	12,296	292,589	9,960	12,218	291,115	99.4
教 育 扶 助	461	698	6,051	435	669	7,070	95.8
介 護 扶 助	2,831	2,894	45,383	2,897	2,970	50,090	102.6
医 療 扶 助	10,858	13,244	1,291,458	10,854	13,204	1,273,372	99.7
出産・生業・葬祭扶助	249	272	7,556	251	285	8,715	104.8
就労自立給付金	6	6	333	6	6	287	100.0
進学準備給付金	3	3	425	5	5	1,150	166.7
扶 助 実 数	11,553	14,382	2,187,503	11,531	14,319	2,169,988	99.6

区 分		令和5年度	令和6年度	増 減
1人当たり扶助額（月額）		152,100円	151,546円	△554円
1世帯当たり扶助額（月額）		189,345円	188,187円	△1,158円
月 平 均 保 護 率		24.9%	25.0%	0.1%
全 国 平 均 保 護 率		16.3%	16.2%	△0.1%
月 平 均 世 帯 数		11,553世帯	11,531世帯	△22世帯
月 平 均 人 員		14,382人	14,319人	△63人
月 平 均 処 理 件 数	開 始	87件	99件	12件
	廃 止	93件	103件	10件
	却 下	4件	3件	△1件

(2) 生活保護の推移（指数については、令和2年度を100とする）

年 度		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
区 分						
保護実数 (月平均)	世帯(世帯)	11,613	11,640	11,618	11,553	11,531
	指数	100	100.2	100.0	99.5	99.3
	人員(人)	14,774	14,697	14,559	14,382	14,319
	指数	100	99.5	98.5	97.3	96.9
保護費 (年額)	金額(千円)	25,839,893	25,638,133	25,627,276	26,250,051	26,039,850
	指数	100	99.2	99.2	101.6	100.8
一世帯 当たり 扶助額 (月額)	月額(円)	185,424	183,549	183,819	189,345	188,187
	指数	100	99.0	99.1	102.1	101.5
保護率 (千分比)	本市(%)	25.1	25.1	25.0	24.9	25.0
	本県(%)	18.7	18.7	18.5	18.5	18.5
	全国(%)	16.3	16.3	16.2	16.3	16.2

7 生活困窮者自立支援

(1) 自立相談支援事業（国の制度 平成27年度から実施）

目 的 生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図る。

内 容 生活困窮者の様々な課題に一元的に対応し、生活困窮者への的確な評価・分析に基づいて自立支援計画を策定し、関係機関との調整などを行う。
また、相談者の家計状況の「見える化」によって根本的課題を把握し、関係機関と連携して債権等の整理を図る家計改善支援を行う。

なお、平成28年度からは、「生活・就労支援センターかごしま」として、ハローワークかごしま及びシルバー人材センターの相談窓口を併設し、ワンストップでの就労支援を行う。

予算額 令和7年度 21,476千円

(2) 住居確保給付金（国の制度 平成27年度から実施）

内 容 離職・やむを得ない休業等により、住居を失った又は失うおそれがある者に対し、給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を支援する。

予算額 令和7年度 3,648千円

(3) 就労準備支援事業（国の制度 平成28年度から実施）

内 容 一般就労に向けた準備が整っていない者を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する。

予算額 令和7年度 160千円

(4) 子ども学習・生活サポート事業（国の制度 平成28年度から実施）

内 容 家庭の事情により、家庭での学習等に困難を抱える子どもへ学習の場を提供するとともに、進路選択や学習・生活環境改善に向けた支援のほか、進学を目指す子どもにオンライン等による学習支援を行う。

予算額 令和7年度 18,132千円

(5) 若者等サポート事業（国の制度 令和元年度から実施）

内 容 生活支援コーディネーターを配置し、窓口へ来られない要支援者や若者・中高年の「ひきこもり」の者等の情報を把握し、訪問支援等を行う。

予算額 令和7年度 4,774千円

8 保健衛生

鹿児島市保健所	山下町11番1号
北部保健センター	吉野町3275番地3
東部保健センター	山下町11番1号
西部保健センター	永吉二丁目21番6号
中央保健センター	鴨池二丁目25番1-11号
南部保健センター	西谷山一丁目3番2号
吉田地区保健センター	本城町1687番地2
桜島地区保健センター	桜島藤野町1456番地1
松元地区保健センター	上谷口町2883番地
郡山地区保健センター	郡山町141番地
喜入地区保健センター	喜入町6100番地
食肉衛生検査所	下福元町7852番地
保健環境試験所	鴨池二丁目22番18号
動物愛護管理センター	田上町3910番地

(1) 生活衛生

① 業務内容

ア 広報・教育・調査

保健所行事広報，衛生教育，人口動態調査その他保健衛生に関する調査

イ 監視・指導・取締

医事，薬事，毒物劇物，食品衛生，家庭用品衛生，環境衛生，温泉，化製場等

ウ 許認可免許手続

営業関係許認可，診療所等の開設許可，医療従事者等の免許手続

エ 犬・猫関係

犬の登録，狂犬病予防注射，飼い方の指導，犬の捕獲，犬猫の引取り

② 活動状況

ア 食品衛生

食品衛生営業許可事務取扱件数

(令和6年度)

区 分	飲 食 店	菓 子 製 造	そうざい 製 造	食 肉 販 売	魚 介 類 販 売	そ の 他	計
申 請	2,077	124	76	27	54	91	2,449
許 可	2,069	120	77	26	52	93	2,437
現 在 数	6,823	639	434	184	213	487	8,780

監視指導延べ件数 4,147件

イ 環境衛生

環境衛生営業許可等事務取扱件数

(令和6年度)

区 分	旅 館	興 行 場	仮 設 興 行 場	公 衆 浴 場	理 容 所	出 張 理 容	美 容 所	出 張 美 容	ク リ ー ニ ン グ 所	特 定 建 築 物	建 築 物 登 録 業	温 泉		計
												掘 削	利 用 許 可	
申請又は届出	22	0	1	8	11	3	94	5	9	4	19	0	5	181
許可又は確認	22	0	1	9	9	3	87	5	9	4	21	0	5	175
現 在 数	243	17	0	133	475	39	1,474	147	288	207	163	※261	163	3,610

監視指導延べ件数 474件

(※泉源数)

ウ 統計届出

人口動態取扱件数

(令和6年度)

出 生	死 亡	死 産	婚 姻	離 婚
3,980	7,648	111	2,412	996

エ 犬の登録頭数ほか

(令和6年度)

区 分	犬 の 登 録	予 狂 防 注 犬 射 病	捕 犬 獲 数 の	引 飼 取 犬 数 の	の 所 有 者 不 明 犬 引 取 数	収 負 傷 犬 容 数 の	返 還 数	咬 傷 届 数	措 置 命 令	引 飼 取 猫 数 の	の 所 有 者 不 明 猫 引 取 数	収 負 傷 猫 容 数 の
件数	1,943	16,771	9	12	53	0	48	19	0	16	172	81

オ 動物取扱業の登録及び届出,特定動物の飼養又は保管の許可数(令和6年度)

動物取扱業登録数(第一種)及び届出数(第二種)							(件)
区 分	販 売	保 管	貸 出 し	訓 練	展 示	そ の 他	
第一種	85	116	3	14	11	0	
区 分	譲 渡 し	保 管	貸 出 し	訓 練	展 示	そ の 他	
第二種	2	2	0	0	2	0	

特定動物飼養保管許可数 37件

カ 化製場等施設数

(令和6年度)

施設別 区 分	化 製 場	死 亡 獣 畜 取 扱 場	準 用 施 設	飼 養 許 可 畜 舎 (指 定 区 域 内)								
				牛	馬	豚	鶏	あひる	犬	山羊	めん羊	合計
現在施設数	4	1	2	2	4	3	3	1	9	1	1	24
監視指導数	2	1	2	1	3	3	3	1	8	1	1	21

キ 食鳥処理場施設数

(令和6年度)

区分	施設別	大規模	認定小規模
現在施設数		2	8
監視指導件数		10	9

③ 医療関係

ア 医師、歯科医師及び薬剤師数（令和4.12.31現在）

医師 2,737人 人口10万人当たり463.9人

歯科医師 771人 // 130.7人

薬剤師 1,671人 // 283.2人

(資料 厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室「令和4年医師・歯科医師・薬剤師統計」)

イ 病床数（令和7.4.1現在）

13,532床（助産所を除く）

人口10万人当たり 2,333床

ウ 市内医療施設（令和7.4.1現在）

経営主体			国	県	市	左記を除く公的医療施設	医療法人等	個人	計
区分									
病院	病院数		2		1	3	79		85
	病床数	一般床	1,072		568	344	4,713		6,697
		療養床				18	2,289		2,307
		結核床					40		40
		精神床	40				3,138		3,178
		感染症床	2		6				8
		計床	1,114		574	362	10,180		12,230
一般診療所	無床診療所数		2	3	6	6	320	124	461
	有床	診療所数					84	3	87
		一般床					1,148	37	1,185
		療養床					117		117
		計床					1,265	37	1,302
歯科診療所	無床診療所数						113	257	370
	有床	診療所数							
		病床数							
助産所	無床診療所数						1	78	79
	有床	助産所数					2	4	6
		入所数					18	6	24

エ 市内医療関連施設（令和7.4.1現在）

	薬局	店舗販売業	衛生検査所	施術所	歯科技工所
施設数	347	135	9	1,005	140

オ 地域救急医療

(7) 初期救急医療（一般的な疾病・けがに対応）

休日在宅当番医制・夜間急病センター・歯科救急医療（休日等歯科診療・夜間歯科診療）・夜間救急薬局・かかりつけの病院・診療所

a 休日在宅当番医制（昭和42年3月から実施）

- (a) 日曜, 祝日, 8 / 14・15, 12 / 31 ~ 1 / 3 の午前 9 時~午後 6 時
- (b) 9 診療科目を当番医制で配置
- b 夜間急病センター (平成18年 4 月 1 日供用開始)
 - 設置場所 鹿児島市保健・急病センター 1 階
 - (a) 毎日 午後 7 時~翌朝 7 時 (日曜, 祝日, 8 / 14・15, 12 / 29 ~ 1 / 3 は午後 6 時~翌朝 7 時)
 - ※産婦人科, 眼科, 耳鼻いんこう科は午後10時まで
 - (b) 診療科目 内科・小児科・外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科
 - ※産婦人科, 眼科, 耳鼻いんこう科はオンコール制
- c 歯科救急医療 (休日: 昭和54年 3 月から 夜間: 平成 4 年 4 月から実施)
 - 休日昼間 診療場所 県歯科医師会立口腔保健センター
 - (a) 日曜, 祝日, 8 / 13 ~ 15, 12 / 29 ~ 1 / 3 の午前 9 時~午後 4 時
 - 夜間歯科診療 (在宅当番医制)
 - (a) 毎日 午後 6 時~午後11時
 - (b) 1 歯科診療所を当番医制で配置 (5 / 3 ~ 5, 8 / 13 ~ 15, 12 / 29 ~ 1 / 3 は 2 歯科診療所)
- d 鹿児島市薬剤師会夜間救急薬局 (平成 5 年 7 月から実施)
 - 設置場所 鹿児島市保健・急病センター 1 階
 - (a) 毎日 午後 7 時~翌朝 7 時 (日曜, 祝日, 8 / 14・15, 12 / 29 ~ 1 / 3 は午後 6 時~翌朝 7 時)
- (イ) 第二次救急医療 (初期救急医療機関から要請を受けて, 特に入院加療を要する重症患者に対応)
 - a 共同利用型病院「鹿児島市医師会病院」(昭和59年 6 月から実施)
 - (a) 毎日 24 時間体制
 - (b) 診療科目 内科・脳神経内科・呼吸器内科・消化器内科・循環器内科・外科・消化器外科・呼吸器外科・婦人科・放射線科・麻酔科・ペインクリニック内科・救急科・病理診断科・リハビリテーション科・緩和ケア内科 (計16科目)
- (ウ) 第三次救急医療 (第二次救急医療機関から要請を受けて, 特に頭部外傷・脳卒中・未熟児・心筋梗塞等の直ちに救命処置を要する重篤患者に対応)
 - a 鹿児島市立病院救命救急センター・成育医療センター・脳卒中センター
 - (a) 毎日 24 時間体制
 - b 鹿児島大学病院救命救急センター
 - (a) 毎日 24 時間体制
 - c 米盛病院救命救急センター
 - (a) 毎日 24 時間体制

(2) 保健予防

① 業務内容

相談・健診・教室・訪問指導・給付事業

ア 母と子の健康

母子健康手帳交付と妊産婦健康相談, 乳幼児予約制・1 歳 6 カ月児・3 歳児健康診査, 医療機関委託による妊婦・産婦・乳幼児健康診査, 新生児聴覚検査,

産婦支援小児科連携事業への公費助成，育児についての健康教室（育児教室），新生児・妊産婦・乳幼児の訪問指導，こんにちは赤ちゃん事業，未来を守るミルク支給事業，育児支援（育児相談），子どもすこやか安心ねっと（乳幼児相談窓口，すくすく親子教室，総合発達相談会，就学・進級へのステップアップ交流会等），妊娠・出産包括支援（こども家庭センター（母子保健機能）の運営，母子保健支援員・発達支援専門員の配置，産後ケア，ぷれママ・ママのほっとスペース事業等），公費負担による医療費の助成（妊娠高血圧症候群や糖尿病などの妊産婦，未熟児，身体に障害を有する児，小児慢性特定疾病児，不妊治療・不育症治療を受けた夫婦の医療費），不妊専門相談センター事業，小児慢性特定疾病児童等自立支援，母子健康手帳アプリ運用事業，多胎妊産婦サポーター事業，出産・子育て応援事業，食による適正体重化事業（妊婦への栄養指導強化）

イ 歯の健康

医療機関委託による幼児の歯科健診・フッ化物塗布（乳幼児歯の健康づくり事業），小学一年生の歯科健診・フッ化物塗布（子ども達の歯と口の健康を守るための歯科健診事業），成人歯科教室，寝たきり者等訪問歯科指導，口腔衛生の普及，口腔保健支援センターの運営

ウ 成人と高齢者の健康

健康相談，特定保健指導，栄養相談，訪問指導等の高齢者に対する個別的支援，通いの場等への積極的な関与，ICTを活用した保健指導，元気いきいき検診（がん検診，腹部超音波検診，骨粗しょう症検診，一般健診，肝炎ウイルス検診，歯周病検診），若年がん患者に対する療養支援，がん患者アピアランスケア支援，運動普及推進員・健康づくり推進員の支援，健康づくり教室・講座（生活習慣病重症化予防教室，市民のための糖尿病講演会，働く世代の健康教室，認知症・うつ・フレイル予防教室，薬の健康教室），一般介護予防（口腔・栄養・運動）複合教室，慢性腎臓病予防ネットワーク事業

エ 健康づくりイベント

北部ふれあい健康まつり，東部健康づくり交流会，西部かがやき健康祭，中央ふれあい健康展，谷山健康まつり，花と緑の吉野公園ウォーキング，城山すそ野ウォーキング，甲突河畔ウォーキング，与次郎・海の道ウォーキング，錦江湾公園ウォーキング，桜ウォーキング

オ 疾病の感染予防

結核の感染予防対策（胸部エックス線撮影健康診断，結核医療給付，家庭訪問による療養と感染防止指導等），予防接種（ジフテリア，百日せき，破傷風，急性灰白髄炎（ポリオ），麻しん，風しん，日本脳炎，結核（BCG），Hib感染症，小児用肺炎球菌，ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん），水痘，B型肝炎，ロタウイルス感染症，高齢者等のインフルエンザ，成人用肺炎球菌，新型コロナウイルス感染症，帯状疱疹，流行性耳下腺炎（おたふくかぜ），骨髄移植等によるワクチン再接種費用の助成，感染症発生時対策及び発生動向調査，性感染症，HTLV-1，HIV，肝炎ウイルス，風しんなど特定感染症の予防対策

カ 食生活と栄養

食生活に関する相談，食に関する健康教室，食生活改善推進員の養成・活動支援，給食施設指導，国民健康・栄養調査，食品表示（保健事項）に関する相談
キ 医療福祉相談

② 活動状況

ア 定期予防接種

(令和6年度)(単位:件)

5種混合	4種混合	2種混合 (2期)	麻しん・風しん 混合(1・2期)	麻しん・風しん 混合(5期)	日本脳炎	結核 (BCG)	小児用 肺炎球菌
10,309	5,209	3,805	8,215	232	18,012	3,700	14,769
Hib感染症	ヒトパピローマ ウイルス感染症	水痘	B型肝炎	ロタウイルス	高齢者等の インフルエンザ	成人用肺 炎球菌	新型コロナウイルス 感染症
4,355	19,932	7,454	11,014	7,925	88,026	1,771	25,561

イ 予防接種(任意接種)

(令和6年度)(単位:件)

風しん(妊娠を希望する方等)	おたふくかぜ	再接種(骨髄移植等による)
771	7,316	25

ウ 健康診査並びに保健指導等

(令和6年度)(単位:人, 件)

成人・ 高齢者 訪問指導	成人・ 高齢者 健康相談	お達者クラブ (地域介護予 防活動)	成人・ 高齢者 健康教育	面接 電話等 保健指導	栄養改善 集団指導	健康増進 健康教育	特定 保健指導	栄養改善 個別指導
10,083	2,667	64,220	42,613	45,030	8,603	2,946	25	4,254
妊婦 届出数	妊産婦 健康相談	妊産婦 健康診査	産婦 健康診査	産婦支援 小児科等 相談	乳幼児 健康診査	乳幼児 健康診査 (予約制)	1歳 6か月児 健康診査	3歳児 健康診査
3,805	3,954	46,390	7,126	2,129	13,436	78	4,209	4,380
妊産婦 訪問指導	新生児 訪問指導	こんにちは 赤ちゃん 事業に よる訪問	母親・父親に なるための 準備教室	育児教室	育児相談	乳幼児 相談窓口	すくすく 親子教室	親支援 教室
2,987	2,989	194	558	861	3,896	1,576	1,129	86
親子 ひだまり 発達相談	総合発達 相談	不妊に関 する相談	性教育	乳幼児 歯の健康 づくり	子ども達の 歯と口の健康を 守る歯科健診	小慢に 関する相 談・訪問		
977	20	22	22	12,292	3,184	2,210		

エ がん検診等実施状況

(令和6年度)(単位:人, %)

区分	対象者	受診者	受診率	異常なし	要精密者
一般健康診査	11,775	581	4.9%	-	-
胃がん検診	131,300	8,654	6.6%	7,953	701
子宮がん検診	112,200	25,632	22.8%	25,118	514
乳がん検診	70,400	10,562	15.0%	10,110	452
肺がん検診	129,800	23,195	17.9%	22,486	709
大腸がん検診	138,900	22,703	16.3%	21,097	1,606
前立腺がん検診	5,100	1,012	19.8%	933	79
腹部超音波検診	131,300	18,368	14.0%	17,475	893
肝炎ウイルス検診	-	5,152	-	5,120	32
骨粗しょう症検診	9,300	2,008	21.6%	1,709	299
歯周病検診	42,773	2,177	5.1%	884	1,293

※各検診の受診者には、半日がん検診受診者を含む。

※肝炎ウイルス検診の要精密者欄は、陽性者数。

オ 結核予防

(ア) 新登録結核患者数（各年12月31日現在）

（単位：人）

令和5年		令和6年		新登録者の増減
新登録者数	罹患率（人口10万対）	新登録者数	罹患率（人口10万対）	
58	9.9	44	7.5	14

(イ) 健康診断実施状況

（令和6年度）（単位：人，％）

種別		対象者	受診者	受診率	発見患者数
定期	事業者	34,956	34,292	98.1	0
	学校長	12,837	12,423	96.8	0
	施設長	3,537	3,444	97.4	0
	市長（業態者含む）	95,400	17,295	18.1	0
	計	146,730	67,454	46.0	0
定期外	患者家族等	86	85	98.8	0
	その他	296	294	99.3	0
	計	382	379	99.2	0
合計		147,112	67,833	46.1	0

※受診者数は、事業者等から報告のあった数のみを集計。

(3) 保健支援

① 業務内容

ア 心の健康

精神保健福祉相談・訪問，自立支援医療費（精神通院）受給認定申請受付等，精神障害者保健福祉手帳の申請受付等，精神保健デイ・ケア，障害福祉サービスの支給決定（精神障害者），地域生活支援事業，精神障害者相談事業，家族のための教室，精神保健に関する講演会等，自殺対策事業

イ 難病対策

医療講演会，難病に関する相談，指定難病医療対策事業の申請受付，骨髄バンク登録推進，骨髄等移植ドナー支援，難病対策地域協議会，難病ガイドブック作成配布

ウ 医療福祉相談

② 活動状況

ア 精神保健相談・訪問等

（令和6年度）（単位：人，件）

精神保健福祉相談	精神保健訪問	精神保健デイ・ケア	精神保健福祉に関する普及啓発
16,944	541	230	3,260

イ 難病相談・訪問等

（令和6年度）（単位：人，件）

難病に関する相談	医療社会事業相談	難病に関する訪問指導	難病健康教育
5,965	7,635	55	632

(4) 保健環境検査

① 業務内容

ア 臨床検査

イ 食品等検査

ウ 環境検査

② 活動状況

ア 臨床検査

(令和6年度)

区 分	検 体 数	項 目 数
病 原 性 腸 内 細 菌 検 査	5,075	10,951
食 中 毒 検 査	101	624
感 染 症 検 査	119	208
尿 検 査	4,341	9,238
梅 毒 血 清 反 応 検 査	854	1,708
淋 菌 検 査	266	266
寄 生 虫 卵 検 査	1	1
血 液 一 般 検 査	23	184
血 液 理 化 学 検 査	73	428
免 疫 血 清 検 査	1,039	1,039
H I V 検 査	784	1,568
計	12,676	26,215

イ 食品等検査

(令和6年度)

区 分	行 政 検 査		一 般 検 査	
	検体数	項目数	検体数	項目数
乳 及 び 乳 製 品	7	362	0	0
アイスクリーム類・氷菓	15	85	0	0
菓 子 類	62	211	0	0
肉 卵 類 及 び そ の 加 工 品	128	2,171	0	0
魚 介 類	29	67	0	0
穀 類 及 び そ の 加 工 品	36	306	3	7
野菜・果物及びその加工品	22	64	1	3
魚 介 類 加 工 品	21	147	43	158
そ の 他 の 食 品	68	317	2	10
農 産 物 の 残 留 農 薬	36	10,872	-	-
その他（拭き取り検査等）	607	1,364	-	-
飲 料 水 適 否 試 験	0	0	71	1,633
簡 易 水 道	114	1,462	-	-
プ ー ル 水 ・ 浴 場 水 検 査	112	530	-	-
家 庭 用 品 等 検 査	50	110	0	0
計	1,307	18,068	120	1,811

ウ 環境検査

(令和6年度)

区 分		検体数	項目数
水質	河 川 水 調 査	239	6,588
	地 下 水 調 査	78	3,360
	海 水 浴 場 調 査	26	111
	工 場 排 水 基 準 監 視	125	1,473
	産業廃棄物処分場排出水調査	37	1,105
	その他（臨時調査・苦情等）	10	164
大気	臭 気 指 数 測 定	0	0
計		515	12,801

(5) 食肉衛生検査

① 業務内容

ア 牛・豚等の生体検査，内臓検査，枝肉検査

イ 精密検査：病理，微生物，理化学検査

ウ 衛生指導

② 活動状況

ア 畜種別と畜検査頭数及び処分頭数

(令和6年度)

畜 種		牛	馬	豚	計
検査頭数		13,244	0	205,862	219,106
全部廃棄	頭 数	129	0	674	803
	%	0.97	0	0.33	0.37

(6) 保健・急病センター

① 施設の概要

所 在 地 鴨池二丁目22番18号

敷地面積 1,931.15㎡

延床面積 4,013.67㎡

構 造 鉄筋コンクリート造地下1階地上5階建

② 施設の内容

ア 夜間急病センター 1階

イ 鹿児島市薬剤師会夜間救急薬局 1階

ウ 精神保健福祉交流センター 2階・3階

※詳しくは，P223,224を参照

※詳しくは，P216を参照

精神障害者の自立及び社会参加の促進を図るとともに，市民の精神障害に対する理解と相互交流を深めることを目的とした施設

閉 館 日 毎週火曜日・12/29～1/3

開館時間 午前9時～午後9時

主な施設 交流スペース，多目的ルーム，相談室，デイケア室，調理室，音楽ルーム等

エ 保健環境試験所 3階・4階・5階

各種検診の臨床検査，食品等の検査，大気・水質等の環境検査及び感染症・食中毒発生時の原因物質の検査を行う施設

検査内容

- ・ 臨床検査 検便・尿検査・血液検査などを実施
- ・ 食品検査 食品検査・飲料水検査などを実施
- ・ 環境検査 河川水・工場排水等の水質調査，臭気指数測定などを実施

子ども・子育て

1	子ども・子育て	232
2	保育所等の整備と保育内容などの充実	236
3	私立幼稚園等に対する助成	242
4	児童の健全育成	242
5	母子・父子家庭等の対策	255
6	給 付	257
7	母子保健	258
8	結婚支援	262

▶ こどもまんなかマーク

こども
まんなか

子ども・子育て

本市においては、子ども・若者・子育て当事者に関するこども施策をさらに推進するための総合的な計画である鹿児島市こども計画に基づき、こどもまんなか社会の実現に向けて、各種施策に取り組んでいる。

1 子ども・子育て

(1)こども計画

概 要

令和5年4月に施行された「こども基本法」は、すべてのこどもの人格形成の基礎が築かれ、自立した個人としてひとしく成長できること、こどもの心身の状況や環境等に左右されず、権利の擁護が図られること、さらには将来にわたり幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものであり、こどもに関するさまざまな取組を講じるにあたっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や国、地方公共団体等の責務などを定めている。

同年12月に閣議決定された「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、子ども・若者の視点から分かりやすくライフステージ別に、施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めているほか、国においては、こども基本法の施行とあわせて、同年4月にこども家庭庁が設置され、こども・子育てにやさしい社会づくりに向けた幅広い施策も順次実施されている。

このような中、本市においては、こどもを社会全体で守り育てるという機運を醸成し、すべてのこどもが生まれ育った環境にかかわらず、現在から将来の生活にわたり夢や希望をもてるまちの実現を目指し、「鹿児島市こどもの未来応援条例」を制定し、令和5年5月に施行するなど、総合的な子ども・子育て支援に取り組んできた。

今回の「鹿児島市こども計画」は、条例の基本理念や各主体の役割、こどもの健やかな育ちを支える取組などのほか、近年の国の動向等も踏まえ、本市の子ども・若者・子育て当事者に関するこども施策をさらに推進するための総合的な計画として策定したものである。

なお、本市こども計画は、市町村こども計画や、子ども・子育て支援事業計画をはじめ、以下の関連する他の計画と一体のものとして策定している。

<関連する計画>

- ・市町村こども計画(こども基本法第10条)
- ・子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法第61条)
- ・市町村行動計画(次世代育成支援対策推進法第8条)
- ・市町村整備計画(児童福祉法第56条の4の2)
- ・子どもの貧困解消対策計画

(こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条)

- ・子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法第9条)
- ・母子家庭等及び寡婦自立促進計画(母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条)
- ・成育医療等に関する計画(成育医療等基本方針に基づく計画策定方針)

基本理念

この計画は、こどもを権利の主体として尊重し、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、こども基本法第3条の基本理念や鹿児島市こどもの未来応援条例、第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画等を踏まえ、次の3項目を基本理念とする。

- ・すべてのこどもが、個人として尊重され、明るく健やかに成長できる環境をつくること
- ・すべてのこどもの声や願いが届き、こどもたちが生まれ育った環境にかかわらず、将来にわたって夢や希望を持てるまちをつくること
- ・こどもを持ちたいと希望する人が安心してこどもを生み育てることができ、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じられる社会をつくること

基本方針

- ・こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ・こどもや若者・子育て当事者の視点を尊重し、ともに進める
- ・ライフステージに応じて切れ目なく支援する
- ・すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ・結婚、子育てに関する希望の実現に取り組む

(2) 施設

① 保育所及び利用児童数(幼保連携型及び幼稚園型認定こども園を除く)(令和7.4.1現在)

区分 設置別	園数	定員	利用児童数	待機児童数
市立	11園	905人	683(4)人	0人
私立	108園	7,923人	7,097(43)人	0人
計	119園	8,828人	7,780(47)人	0人

※()内は、うち広域利用児童数

② 市立

施設名 区分		施 設			利用状況(令和6年度)		令和7年度 予算額	職員数
		開 所	敷 地	建 物	定 員	月平均人員		
保 育 園	城 南	昭和23. 1. 1	2,178㎡	741㎡	120人	87人	1,372,613 千円	15人
	真 砂	昭和25. 9. 1	2,119	916	150	126		22
	春 日	昭和26. 8. 1	1,089	734	120	92		13
	三 和	昭和30. 8. 15	1,909	806	140	103		17

	原 良	昭和36. 4. 1	1,288	429	60	67		11
	東桜島	昭和39. 4. 1	855	219	30	3		5
	中 山	昭和42. 3. 1	1,599	615	105	97		14
	東谷山	昭和55. 4. 1	1,142	414	60	67		10
	本 名	昭和47. 5. 1	1,548	264	30	31		5
	宮之浦	昭和50. 4. 1	3,152	387	45	31		5
	花 尾	昭和50. 4. 1	2,765	303	45	37		5
	黒 神	昭和41. 4. 1	481	198	30	0		0

(注) 黒神保育園…へき地保育所(平成28年度から休園)

③ 市社会事業協会が設置し運営しているもの

名 称	所 在 地	定員	職員数	敷地	建物	設立年月日
鴨 池 保 育 園	鴨池一丁目8-10	100人	16人	851㎡	547㎡	昭和24. 6. 1
柳 田 保 育 園	武一丁目35-33	110	18	1,554	594	// 43. 4. 1
田 上 保 育 園	田上一丁目26-15	110	20	1,018	599	// 45. 4. 1
玉 里 保 育 園	下伊敷一丁目11-7	110	18	1,080	598	// 46. 4. 1
なぎさ 保 育 園	真砂本町25-13	40	9	666	295	// 48. 4. 1
あたご 保 育 園	下伊敷一丁目32-1	80	13	1,124	482	// 48.12. 1
南林寺 保 育 園	南林寺町12-11	40	9	398	327	// 49. 4. 1
清 水 保 育 園	清水町6-27	70	15	851	365	// 50. 4. 1
西紫原 保 育 園	紫原四丁目37-2	60	16	1,414	350	// 51. 4. 1
薬 師 保 育 園	薬師二丁目41-10	70	15	1,921	680	// 52. 4. 1
吉 野 保 育 園	吉野四丁目4-1	60	13	1,405	372	// 53. 4. 1
下伊敷 保 育 園	下伊敷二丁目26-10	110	19	1,810	900	// 54. 4. 1
武 保 育 園	武二丁目28-7	90	15	940	550	// 54. 4. 1
松 原 保 育 園	松原町2-24	60	12	882	370	// 55. 4. 1
やくし乳児院	薬師二丁目41-8	25	19	880	720	平成25. 2. 1
母子生活支援施設	—	20世帯	8	487	1,411	昭和23.10. 1

④ 認可外保育施設(一般受入)の届出の現況

届出数 133施設(令和7.4.1届出時点)

⑤ 児 童 館

施設名	区分	施 設				令和7年度 予算額	指 定 管理 者
		所在地	開 所	敷地	建物		
城南児童センター		城南町4-19	昭和41. 4. 1	519㎡	397㎡	49,913 千 円	社会福祉法人 鹿児島市社会 事業協会
三和児童センター		三和町21-23	昭和43. 4. 1	546	400		社会福祉法人 鹿児島市社会 事業協会

郡山児童センター	郡山町39-4	平成12. 6. 1	1,340	440		社会福祉法人 鹿児島市社会 事業協会

⑥ すこやか子育て交流館（りぼんかん）（令和7年度予算 140,603千円）
（平成22年度から実施）

目 的 子育て家庭や子育て支援団体等の活動をさまざまな角度からサポートする総合的な子育て支援の拠点施設で、「ひろがる笑顔，支え合う子育て」をコンセプトに，親子が気軽に集い，相互に交流する場を提供するとともに，育児相談や子どもの一時預かり，子育てに関連する情報の発信や関係団体等との連携・情報の共有化を行い，子育て支援のネットワークづくりを進める。

開館時間 午前9時～午後5時

休 館 日 毎月第1月曜日と年末年始（12月29日～1月3日）

所 在 地 与次郎一丁目10番17号

使 用 料 無料 ただし，貸室と子どもの一時預かりは有料

対 象 者 小学校3年生までの子どもとその家族，妊娠中の人，子育て支援活動を行う人等

使用開始 平成22年10月9日

⑦ 親子つどいの広場（令和7年度予算 213,369千円）
（平成19年度から実施）

目 的 子育て中の親とその子どもが気軽につどい，相互に交流する場を提供することにより子育てに係る不安感等の緩和を図るとともに，地域の子育て支援機能の充実等を図る。

開館時間 午前9時～午後5時

休 館 日 年末年始（12月29日～1月3日）

使 用 料 無料 ただし，子どもの一時預かりは有料

対 象 者 小学校に就学するまでの子どもとその家族，妊娠中の人，子育て支援活動を行う人等

名 称	所 在 地	使用開始	指定管理者
東部親子つどいの広場 （なかまっち）	中町4-13	平成20. 4. 1	社会福祉法人鹿児島福祉会
南部親子つどいの広場 （たにっこりん）	西谷山一丁目3-2	平成25.12.24	社会福祉法人鹿児島県 社会福祉事業団
北部親子つどいの広場 （なかよしの）	吉野町3256-1	平成26. 7. 1	社会福祉法人鹿児島市 社会事業協会
西部親子つどいの広場 （いしきらら）	下伊敷一丁目10-3	平成29. 4. 1	社会福祉法人鹿児島市 社会事業協会

(3) 児童福祉施設整備費等補助事業（令和7年度予算 732,135千円）
（平成8年度から実施）

目 的 施設整備を行う社会福祉法人等に対し，保育の受け皿確保に向けた新たな保育所等の整備や利用児童の安全確保を図るための耐震化・老朽改築整備に要する経費の一部を助成する。

(4) 幼児教育・保育の無償化（国の制度 令和元年から実施）

3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化するとともに、認可外保育施設等を利用する保育の必要性のある子どもについても無償化する。

- 対 象 以下のいずれかに該当する子どもであって、認定を受けたもの
- ・ 3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の子ども
 - ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性がある子ども

対象事業等

事業等名	対象施設	無償化の概要
施設型給付費	①保育所・認定こども園・小規模保育事業 A型【保育所機能】	保育料全額無償
	②認定こども園【幼稚園機能】 新制度に移行した幼稚園	保育料全額無償
施設等利用給付費等事業	③新制度に未移行の幼稚園	月額25,700円を上限に保育料無償 満3～5歳児
	☆④認可外保育施設 事業所内保育施設等	3～5歳児月額37,000円 0～2歳児月額42,000円
	☆⑤一時預かり事業（一般型）	を上限に無償（複数利用可）
	☆⑥幼稚園の預かり保育（一時預かり事業（幼稚園型）を含む）	※②もしくは③と④～⑧を併用 する場合は月額11,300円を上 限に無償
	☆⑦病児・病後児保育施設	※⑥について満3歳児は翌年度 から対象
	☆⑧ファミリー・サポート・センター事業	

※☆は保育の必要性があり、保育所・認定こども園・幼稚園に入所していない児童が対象。

※④を利用している0歳児から2歳児のうち、住民税所得割課税額103,000円未満の世帯の児童については、市の単独事業として負担軽減を実施（認可外保育施設保育料補助金）
食材料費（給食費）の負担軽減

対 象 幼稚園・保育園・認定こども園を利用する、年収約360万円未満相当の世帯の3歳から5歳の児童等

軽 減 額 給食費のうち、副食費（おかず代）に係る経費
※新制度に未移行の幼稚園は施設等利用給付費等事業で補助
※保育所・認定こども園・新制度に移行した幼稚園は施設型給付費で対応

2 保育所等の整備と保育内容などの充実

(1) 安全な保育環境充実事業（令和7年度予算 16,399千円）

（令和元年度から実施）

目 的 認可外保育施設・保育所等において、児童が安全に保育を受ける環境の充実を図る。

業務内容 事故防止対策巡回支援事業（対象：認可外保育施設、保育所、認定こども園、小規模保育事業所）

巡回指導 立入調査を随時行うことで、安全な保育環境の充実を図る。
 巡回研修 保育士経験者等による巡回研修を実施することで、安全な
 保育環境の充実を図る。
 実施体制 巡回支援指導員（保育士経験者）4人を配置し、実施

(2) 保育士・保育所支援センター運営事業（令和7年度予算 13,200千円）
 （平成28年度から実施）

目 的 潜在保育士の再就職支援等を行う保育士・保育所支援センターを運営
 するとともに、保育士確保対策の充実を図る。
 場 所 キャンセビル7階（中央町10番地）
 運 営 一般社団法人鹿児島市保育園協会（委託）
 開所時間 火曜日から土曜日（祝日及び年末年始を除く）の午前9時～午後5時
 30分
 業務内容 ① 保育所等に関する募集採用状況の把握
 ② 求職者のニーズにあった就職先の提案
 ③ 求職者と雇用者双方のニーズ調整
 ④ 保育所等に対する潜在保育士活用の助言
 ⑤ 保育所等に勤務する保育士や保育士資格取得希望者からの相談
 対応
 ⑥ 保育士等の人間関係や労働条件等に関する相談支援

(3) 関係機関等と連携した保育士確保事業（令和7年度予算 1,927千円）
 （令和元年度から実施）

目 的 これまでの潜在保育士の再就職支援のほか、行政・関係団体・保育士
 養成施設と連携し、保育士を目指す学生等の保育所等への就労促進を行
 い、さらなる保育士確保を図る。
 事業内容 行政（市・県・国）、保育・幼稚園関係団体、保育士養成施設との保育
 士確保に係る意見交換会の実施、保育士を目指す学生向けのイベント（保
 育士カフェ、保育士出前講座）の実施、保育の仕事の魅力発信のための
 リーフレットの作成

(4) 保育士資格取得支援事業（令和7年度予算 400千円）
 （令和3年度から実施）

目 的 子どもを安心して預けることができる体制を整備し、保育所等におけ
 る児童の受入拡大を図る。
 事業内容 幼保連携型認定こども園に配置される保育教諭の確保を図るととも
 に、保育所等に勤務する保育士資格を有していない人の資格取得を支援
 する。

(5) 保育士等奨学金返済補助事業（令和7年度予算 73,584千円）
 （令和4年度から実施）

目 的 認可保育所等への就職を広く促し、保育人材の確保や職場定着及び離
 職防止を図り、待機児童数ゼロを継続する。
 事業内容 奨学金を利用して保育士資格等を取得し、市内の認可保育所等（私立

保育所・認定こども園・小規模保育事業所）に就職した保育士等が、その奨学金を返済するために必要とする費用に補助する。

(6) 保育士確保対策事業（令和7年度予算 42,095千円）

（令和4年度から実施）

事業内容 待機児童数ゼロの継続を図るため、保育士等の安定的な確保に向けて、就職奨励金を給付するとともに、情報サイトや広報媒体を通じた情報発信を行う。

(7) 特別保育事業（令和7年度予算 779,337千円）

目 的 延長保育事業、一時預かり事業等を円滑に実施することにより、乳幼児の健康の保持と増進を図り、児童福祉の向上に努める。

事業内容 ① 延長保育事業（昭和63年度から実施）

11時間の開所時間の前後の時間（午後6時以降等）及び短時間認定児童の利用時間を超える時間も保育を必要とする児童を引き続き保育する保育所等に対し、必要な経費を補助する。

② 保育所障害児受入促進事業（平成11年度から実施）

既存の保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等を行う保育所等に対し、必要な経費を補助する。

③ 保育所地域活動事業（平成元年度から実施）

地域における異年齢児交流等事業などの特別の保育科目を設定して保育を行う保育所等に対し、必要な経費を補助する。

④ 一時預かり事業

（一般型：平成3年度から実施 幼稚園型：平成27年度から実施）

一 般 型：家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を、一時的に預かる保育所等に対し、必要な経費を補助する。

幼稚園型：主に在籍園児を、通常の教育時間外に預かる幼稚園等に対し、必要な経費を補助する。

(8) 私立保育所等への補助事業

（昭和41年度から実施）

事業内容 私立保育所等の職員の資質向上と保育内容の充実を図るため、研修費や運営費等を補助する。

認可保育所等

（単位：千円）

年度 項目	令和5年（予算）	令和6年（予算）	令和7年（予算）
保 育 園 協 会 研 修 費 補 助	19,168	18,694	16,911
非 常 勤 保 育 士 雇 用 等 補 助	50,343	54,648	59,616
保 育 体 制 強 化 事 業 補 助	108,900	117,900	133,200
週 休 二 日 制 実 施 補 助	105,432	103,453	120,312

項目 \ 年度	令和5年（予算）	令和6年（予算）	令和7年（予算）
保 育 材 料 等 補 助	54,263	54,270	59,762
障 害 児 保 育 補 助	45,151	46,800	60,341
軽 度 障 害 児 保 育 補 助	16,502	21,322	26,277
保 育 園 協 会 運 営 費 補 助	4,588	4,889	5,179
こどもの心が育つ保育推進事業補助	16,403	17,988	18,607
幼 児 保 育 相 談 補 助	5,160	6,000	6,120
障 害 児 保 育 円 滑 化 事 業 補 助	2,295	2,295	3,060
療 育 支 援 児 保 育 補 助	190,874	196,053	196,080
保 育 園 研 修 費 補 助	3,626	3,505	4,399
保育士宿舎借り上げ支援事業	59,670	67,932	79,407
計	682,375	715,749	789,271

認可外保育施設

（単位：千円）

項目 \ 年度	令和5年（予算）	令和6年（予算）	令和7年（予算）
運 営 費 等 の 補 助	16カ所 35,589	15カ所 35,202	13カ所 31,776

（9）多子世帯保育料等軽減事業

事業内容 第3子以降の子どもを保育所等に入所させている多子世帯（18歳未満の子を3人以上扶養している世帯）の経済的な負担を軽減するため、保育料の軽減を行う。

対象児童 対象となる児童は下記の項目のいずれにも該当する者

- ・保育所等に入所している児童
- ・多子世帯の18歳未満の児童のうち、年長者から3人目以降に該当する児童
- ・市民税所得割額が97,000円未満の世帯に属する児童

（10）病児・病後児保育事業（令和7年度予算 211,884千円）

（平成14年度から実施）

目 的 保育所等を利用する児童が、病気の回復期にあり、集団保育等が困難である期間において、一時的に児童を施設で預かる事業を市内の医療機関に委託して実施するとともに、育児・病後児保育システム（あずかるこちゃん）を運用する。

事業内容 ① 対 象 児 童 鹿児島市に住所を有する0歳児から小学6年生までの児童

② 実 施 施 設 池田病院 チックタック童夢館
紫原たはら医院 グッドラック
ひだまりこどもクリニック ぱらんせ
谷山生協クリニック レインボーキッズ
中瀬小児科 マーミン
あおぞら小児科 あまやどり

かごしまたんぽぽ小児科 病児保育ぱふ
豊島小児科 病児保育室sano

- ③ 利 用 定 員 4～12人
④ 利用日及び時間 平 日 午前 8 時 30 分から午後 6 時まで
土曜日 午前 8 時 30 分から午後 1 時まで

(11) 医療的ケア児受入推進事業（令和 7 年度予算 85,044 千円）
（令和 5 年度から実施）

事業内容 医療的ケアを必要とする子どもの市内保育所等における受け入れを推進するため、看護師の配置や、保育士の喀たん吸引等に係る研修の受講等への支援に加え、停電時における非常用電源等の災害対策備品の整備に対する補助を行う。

(12) 保育所等業務効率化推進事業（令和 7 年度予算 24,415 千円）
（令和 5 年度から実施）

事業内容 これまでに当該補助を受けていない施設並びに国の指定する機能を全て備えていない施設に対し、ICT 化を行うために必要なシステム導入費用の一部の補助を行う。

(13) 1 歳児受入促進補助事業（令和 7 年度予算 54,648 千円）
（令和 4 年度から実施・令和 7 年度事業見直し）

事業内容 利用希望が多いが、受け入れが増やしにくい 1 歳児の受け入れを拡大する保育所等に対し、人件費等を助成する。

(14) 保育所等紙おむつ処理支援補助事業（令和 7 年度予算 18,503 千円）
（令和 5 年度から実施）

事業内容 保育所等の使用済み紙おむつの処理等に要する経費に対し補助することにより、保護者の持ち帰りの負担や保育士等の業務負担の軽減を図る。

(15) 給付費等申請クラウドシステム運用事業（令和 7 年度予算 9,914 千円）
（令和 5 年度から実施）

事業内容 教育・保育施設の給付費等の申請、算定等の業務について、クラウド上でデータを共有し、一括管理するシステムを導入し、施設と市双方の業務負担の軽減と事務の効率化を図る。

(16) 保育コーディネーター配置事業（令和 7 年度予算 26,556 千円）
（平成 25 年度から実施）

事業内容 保育を必要としている保護者の相談に応じ、保育サービスの情報提供を行い、保護者のニーズと保育サービスを適切に結びつけ、よりきめ細かな対応を行う保育コーディネーターを配置する。

配 置 保育幼稚園課 3 人、谷山子育て支援課 2 人、福祉支援部伊敷福祉課 1 人、福祉支援部吉野福祉課 1 人

(17) SMSを活用した保育所等情報発信事業（令和7年度予算 836千円）

（令和5年度から実施）

事業内容 保育所等の利用調整を効果的に実施するため、SMS（ショートメッセージサービス）を活用し、施設の空き情報を提供する。

(18) 保育所システム更新等推進事業（令和7年度予算 13,320千円）

（令和6年度から実施）

事業内容 保育所等事務効率化推進事業の補助対象とならない、システムの入替え、機器の更新、追加に対し、補助を行う。

(19) 民間保育士等処遇改善補助事業（令和7年度予算 802,709千円）

（令和5年度から実施）

事業内容 認可保育所等に勤務する保育士等の処遇を改善することで、保育士等の確保や職場定着及び離職防止を図る。

(20) 潜在保育士雇上強化事業（令和7年度予算 16,270千円）

（令和6年度から実施）

事業内容 潜在保育士を有資格保育補助者として雇用し、保育士等としての段階的な復帰に取り組む保育所等に対し助成する。

(21) 福祉サービスに関する苦情解決第三者委員設置事業（令和7年度予算 9千円）

事業内容 本市が設置運営する社会福祉施設（保育所）の利用者からの苦情を解決するにあたり、社会性や客観性を確保し、入所者の立場や特性に配慮した適切な対応並びに苦情の円滑、円満な解決を図るため、第三者委員（3人）を設置する。

(22) 保育所等設置支援事業（令和7年度予算 168,420千円）

（令和5年度から実施）

事業内容 賃貸物件を活用して小規模保育事業所を設置する際に必要な改修費等の一部を補助する。

(23) 利用定員拡大促進補助事業（令和7年度予算 8,500千円）

（令和4年度から実施）

事業内容 認可保育所及び認定こども園の2・3号定員増員による受け入れ拡大を図るために必要な改修等に要する費用を助成する。

(24) 教育・保育関係手続きオンライン化促進事業（令和7年度予算 7,597千円）

（令和7年度から実施）

事業内容 保護者の利便性の向上を図るため、保育所等の利用申し込みに対する利用調整結果等の通知をオンライン化する。

(25) 乳児等通園支援事業（令和7年度予算 36,319千円）

（令和7年度から実施）

事業内容 在宅で子育てをする世帯の乳児等が、保護者の就労要件等を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で保育所等に通園することにより、家庭とは異なる経験等の機会を与えるとともに保護者の負担軽減を図る。

(26) 桜島地域幼保一元化推進事業（令和7年度予算 6,249千円）

（令和7年度から実施）

事業内容 令和8年4月の桜島地域の幼保一元化に向け、統合先の私立桜島こども園に対する送迎車両購入費用、統合元2園（市立東桜島保育園、市立桜峰幼稚園）の保護者に対し、統合に伴い新たに生じる費用を助成するための補助金の創設等を行う。

- ① 私立桜島こども園に対する、送迎車両購入費用の補助
- ② 市立東桜島保育園・市立桜峰幼稚園の保護者に対する、教材等購入費用の補助
- ③ 交流活動の実施

3 私立幼稚園等に対する助成

(1) 私立幼稚園等の運営に対する助成事業（令和7年度予算 145,009千円）

（昭和48年度から実施）

事業内容 私立幼稚園等の円滑な運営を図り、適正な就学前の子どもの教育及び保育を推進するため、私立幼稚園等及び私立幼稚園協会の運営費、教育・保育職員等の研修費、絵本に親しむ活動費、読み聞かせ奨励費、幼児教育相談助成費、保健衛生充実事業費等の助成を行う。

(2) 私立幼稚園施設・設備整備等助成事業（令和7年度予算 10,661千円）

（平成5年度から実施）

事業内容 私立幼稚園等の環境整備を図り、就学前教育をより一層充実するため、園舎の新・増・改築、屋外教育環境の整備、大型遊具・大型備品を設置しようとする園に経費の一部を補助する。

4 児童の健全育成

(1) 地域子育て支援センター事業（令和7年度予算 119,399千円）

（平成6年度から実施）

目 的 子育て家庭への支援活動の企画、調整及び実施を担当する職員を配置し、育児不安などに対する相談などの育成・支援等を図る。

事業内容 育児不安等についての相談、子育てサークル等の育成・支援、親子ふれあいの催し、育児講座など

委 託 先 松青福祉会・鹿児島福祉会・鹿児島県社会福祉事業団・伊敷福祉会・紫原福祉会・吉田向陽会・常盤会・合同会社しんじん・笹桐福祉会・合同会社M a n a

※令和7年4月1日現在

(2) ファミリー・サポート・センター事業（令和7年度予算 15,007千円）

（平成12年度から実施）

目 的 育児や家事の援助を依頼する依頼会員，援助を行う提供会員及びどちらも可能な両方会員で組織されるファミリー・サポート・センターを設置し，会員同士による相互援助活動を実施し，子育てに関する負担の軽減及び児童福祉の向上を図る。

委 託 先 社会福祉法人 鹿児島市社会事業協会

(3) 放課後児童健全育成事業（令和7年度予算 1,602,728千円）

（昭和52年度から実施）

No.	施 設 名	設立年月日	敷 地 (㎡)	建物 (㎡)	令和7.5.1現在 利用人員(人)
1	草牟田児童クラブ	昭和53.1.26	学校敷地内	70	45
2	紫原児童クラブ	昭和53.10.26	199	70	53
3	明和児童クラブ	昭和55.1.7	余裕教室	61	57
4	武岡児童クラブ	昭和56.3.1	余裕教室	89	35
5	清水児童クラブ	昭和56.4.15	余裕教室	62	53
6	坂元児童クラブ	昭和58.2.12	余裕教室	86	46
7	東谷山児童クラブ	昭和58.2.12	714	70	56
8	吉野児童クラブ	昭和58.10.15	649	62	54
9	大明丘児童クラブ	昭和59.8.20	学校敷地内	83	52
10	伊敷児童クラブ	昭和60.9.25	余裕教室	61	42
11	西陵児童クラブ	昭和61.1.20	961	70	53
12	星峯西児童クラブ	昭和61.11.15	学校敷地内	70	33
13	谷山児童クラブ	昭和62.9.19	727	70	58
14	西谷山児童クラブ	昭和62.11.7	学校敷地内	63	51
15	吉野東児童クラブ	昭和63.9.17	826	83	46
16	武岡台児童クラブ	平成元.7.25	余裕教室	61	50
17	原良児童クラブ	平成元.12.16	学校敷地内	72	55
18	星峯東児童クラブ	平成3.12.21	余裕教室	91	53
19	川上児童クラブ	平成4.9.1	215	54	50
20	西田児童クラブ	平成4.9.1	300	70	55
21	桜丘東児童クラブ	平成4.9.1	学校敷地内	70	42
22	宮川児童クラブ	平成4.10.3	余裕教室	118	32
23	錦江台児童クラブ	平成6.4.1	242	54	44
24	中山児童クラブ	平成6.4.1	1,120	70	49
25	桜丘西児童クラブ	平成6.4.1	163	54	34
26	皇徳寺児童クラブ	平成7.4.1	余裕教室	61	31
27	花野児童クラブ	平成7.4.1	余裕教室	71	41
28	福平児童クラブ	平成8.7.22	300	54	46

No.	施 設 名	設立年月日	敷 地 (㎡)	建物 (㎡)	令和7.5.1現在 利用人員(人)
29	伊 敷 台 児 童 ク ラ ブ	平成8.7.22	275	54	34
30	西 紫 原 児 童 ク ラ ブ	平成8.7.22	300	70	54
31	武 児 童 ク ラ ブ	平成9.4.1	学校敷地内	70	54
32	玉 江 児 童 ク ラ ブ	平成9.4.1	学校敷地内	54	53
33	和 田 児 童 ク ラ ブ	平成9.7.22	学校敷地内	83	45
34	中 郡 児 童 ク ラ ブ	平成10.7.22	学校敷地内	107	45
35	八 幡 児 童 ク ラ ブ	平成11.6.1	余裕教室	80	54
36	広 木 児 童 ク ラ ブ	平成13.4.1	280	64	52
37	宇 宿 児 童 ク ラ ブ	平成15.4.1	478	64	42
38	荒 田 児 童 ク ラ ブ	平成15.4.1	余裕教室	81	49
39	東 桜 島 児 童 ク ラ ブ	平成15.4.1	余裕教室	79	8
40	谷 山 第 二 児 童 ク ラ ブ	平成16.4.1	谷山荘 1 F	52	45
41	坂 元 台 児 童 ク ラ ブ	平成16.4.1	余裕教室	62	55
42	大 龍 児 童 ク ラ ブ	平成16.4.1	余裕教室	63	57
43	中 洲 児 童 ク ラ ブ	平成16.4.1	余裕教室	81	58
44	吉 田 児 童 ク ラ ブ	平成9.4.1	民間施設	104	19
45	本 名 児 童 ク ラ ブ	平成9.4.1	130	81	48
46	牟 礼 岡 児 童 ク ラ ブ	平成7.4.6	余裕教室	106	45
47	桜 峰 児 童 ク ラ ブ	平成13.12.1	学校敷地内	63	14
48	瀬 々 串 児 童 ク ラ ブ	平成14.4.1	余裕教室	83	52
49	中 名 児 童 ク ラ ブ	平成8.4.1	保育園内	87	20
50	前 之 浜 児 童 ク ラ ブ	平成10.4.1	保育園敷地内	34	5
51	春 山 児 童 ク ラ ブ	平成10.4.1	807	100	53
52	石 谷 児 童 ク ラ ブ	平成14.4.1	396	80	59
53	郡 山 児 童 ク ラ ブ	平成11.4.1	保育園敷地内	131	47
54	八 幡 第 二 児 童 ク ラ ブ	平成17.4.1	学校敷地内	53	52
55	中 山 第 二 児 童 ク ラ ブ	平成17.4.1	1,120	70	49
56	桜 洲 児 童 ク ラ ブ	平成18.4.1	余裕教室	65	21
57	松 元 児 童 ク ラ ブ	平成18.4.1	学校敷地外	70	44
58	南 方 児 童 ク ラ ブ	平成18.4.1	学校敷地内	44	12
59	山 下 児 童 ク ラ ブ	平成19.4.1	学校敷地内	70	53
60	吉野東第二児童クラブ	平成19.4.1	410	70	45
61	紫原第二児童クラブ	平成19.4.1	199	70	52
62	錦江台第二児童クラブ	平成19.4.1	学校敷地内	70	44
63	桜丘西第二児童クラブ	平成19.4.1	学校敷地内	70	38
64	吉野第二児童クラブ	平成20.4.1	498	70	56
65	武岡第二児童クラブ	平成20.4.1	余裕教室	61	34
66	西 伊 敷 児 童 ク ラ ブ	平成20.4.1	学校敷地内	70	47
67	西紫原第二児童クラブ	平成20.4.1	学校敷地内	70	56

No.	施 設 名	設立年月日	敷 地 (㎡)	建物 (㎡)	令和7.5.1現在 利用人員(人)
68	武 第 二 児 童 ク ラ ブ	平成21. 4. 1	学校敷地内	70	55
69	田 上 児 童 ク ラ ブ	平成21. 4. 1	146	70	55
70	西陵第二児童クラブ	平成21. 4. 1	961	70	52
71	向 陽 児 童 ク ラ ブ	平成21. 4. 1	学校敷地内	70	51
72	玉江第二児童クラブ	平成21. 4. 1	学校敷地内	70	64
73	小 山 田 児 童 ク ラ ブ	平成21. 4. 1	余裕教室	30	25
74	東谷山第二児童クラブ	平成22. 4. 1	285	70	42
75	犬 迫 児 童 ク ラ ブ	平成22.10. 1	学校敷地内	70	17
76	鴨 池 児 童 ク ラ ブ	平成23. 4. 1	学校敷地内	70	54
77	桜丘東第二児童クラブ	平成23. 4. 1	余裕教室	114	51
78	伊敷台第二児童クラブ	平成23. 4. 1	余裕教室	61	46
79	谷 山 第 三 児 童 ク ラ ブ	平成23. 4. 1	727	70	55
80	中山第三児童クラブ	平成23. 4. 1	603	70	49
81	宮 児 童 ク ラ ブ	平成23. 4. 1	コミュニティセンター	70	36
82	錫 山 児 童 ク ラ ブ	平成23. 4. 1	地域公民館	156	2
83	皆 与 志 児 童 ク ラ ブ	平成23.10. 1	民間施設 2 F	80	8
84	喜 入 児 童 ク ラ ブ	平成24. 4. 1	学校敷地内	70	49
85	本 城 児 童 ク ラ ブ	平成24. 4. 1	吉田支所敷地内	64	10
86	清 水 第 二 児 童 ク ラ ブ	平成25. 4. 1	保育園 2 F	30	25
87	田上第二児童クラブ	平成25. 4. 1	学校敷地内	70	52
88	広木第二児童クラブ	平成25. 4. 1	学校敷地内	65	54
89	星峯西第二児童クラブ	平成25. 4. 1	学校敷地内	70	34
90	吉野第三児童クラブ	平成26. 4. 1	民間施設	50	44
91	吉野東第三児童クラブ	平成26. 4. 1	506	70	43
92	向陽第二児童クラブ	平成26. 7. 7	学校敷地内	70	51
93	春山第二児童クラブ	平成26. 7. 7	学校敷地内	89	53
94	福平第二児童クラブ	平成26. 7. 7	学校敷地内	70	48
95	中山第四児童クラブ	平成26. 7. 7	1,120	70	48
96	平 川 児 童 ク ラ ブ	平成26. 7.12	民間施設 2 F	122	43
97	明和第二児童クラブ	平成27. 4. 1	余裕教室	61	57
98	鴨池第二児童クラブ	平成27. 4. 1	余裕教室	61	55
99	花 尾 児 童 ク ラ ブ	平成27. 4. 1	余裕教室	63	8
100	原良第二児童クラブ	平成27. 4.20	208	81	54
101	玉江第三児童クラブ	平成27. 7.13	学校敷地内	70	61
102	星峯西第三児童クラブ	平成29. 7.21	学校敷地内	83	44
103	川上第二児童クラブ	平成28. 4. 1	学校敷地内	83	53
104	坂元第二児童クラブ	平成28. 4. 1	余裕教室	61	38
105	坂元台第二児童クラブ	平成28. 4. 1	余裕教室	60	53
106	南 児 童 ク ラ ブ	平成28. 4. 1	余裕教室	63	43

No.	施 設 名	設立年月日	敷 地 (㎡)	建物 (㎡)	令和7.5.1現在 利用人員(人)
107	花野第二児童クラブ	平成28.4.1	余裕教室	61	41
108	玉江第四児童クラブ	平成28.4.1	学校敷地内	70	62
109	西谷山第二児童クラブ	平成28.4.1	学校敷地内	80	52
110	宮川第二児童クラブ	平成28.4.1	余裕教室	118	44
111	皇徳寺第二児童クラブ	平成28.4.1	余裕教室	61	38
112	生見児童クラブ	平成28.4.1	余裕教室	58	11
113	草牟田第二児童クラブ	平成28.7.12	学校敷地内	70	45
114	紫原第三児童クラブ	平成28.7.12	余裕教室	61	52
115	西紫原第三児童クラブ	平成28.7.12	学校敷地内	70	53
116	鴨池第三児童クラブ	平成28.7.12	余裕教室	61	55
117	吉野第四児童クラブ	平成29.4.1	民間施設	79	47
118	大明丘第二児童クラブ	平成29.4.1	民間施設	49	37
119	城南児童クラブ	平成29.4.1	児童センター	62	38
120	城南第二児童クラブ	平成29.4.1	余裕教室	62	38
121	原良第三児童クラブ	平成29.4.1	208	81	55
122	武岡第三児童クラブ	平成29.4.1	余裕教室	61	36
123	西陵第三児童クラブ	平成29.4.1	余裕教室	63	52
124	中洲第二児童クラブ	平成29.4.1	学校敷地内	66	54
125	中郡第二児童クラブ	平成29.4.1	学校敷地内	123	53
126	南第二児童クラブ	平成29.4.1	児童センター	62	6
127	向陽第三児童クラブ	平成29.4.1	学校敷地内	83	52
128	伊敷第二児童クラブ	平成29.4.1	余裕教室	61	42
129	西谷山第三児童クラブ	平成29.4.1	学校敷地内	80	55
130	喜入第二児童クラブ	平成29.4.1	余裕教室	88	41
131	川上第三児童クラブ	平成29.7.1	学校敷地内	83	52
132	春山第三児童クラブ	平成29.7.21	学校敷地内	89	53
133	石谷第二児童クラブ	平成29.7.21	414	103	58
134	和田第二児童クラブ	平成29.7.21	校区公民館	26	17
135	星峯西第四児童クラブ	平成27.7.13	校区公民館	81	27
136	星峯東第二児童クラブ	平成29.7.21	余裕教室	61	34
137	松元第二児童クラブ	平成29.9.19	520	83	32
138	吉野東第四児童クラブ	平成29.10.14	826	83	45
139	武岡台第二児童クラブ	平成30.4.1	余裕教室	61	46
140	南第三児童クラブ	平成30.4.1	余裕教室	63	42
141	宇宿第二児童クラブ	平成30.4.1	478	83	51
142	向陽第四児童クラブ	平成30.4.1	学校敷地内	83	53
143	西伊敷第二児童クラブ	平成30.4.1	余裕教室	62	45
144	伊敷台第三児童クラブ	平成30.4.1	余裕教室	61	27
145	松元第三児童クラブ	平成30.4.1	520	83	21

No.	施 設 名	設立年月日	敷 地 (㎡)	建物 (㎡)	令和7.5.1現在 利用人員(人)
146	東谷山第三児童クラブ	平成30.4.1	714	83	49
147	東谷山第四児童クラブ	平成30.4.1	714	83	50
148	桜丘西第三児童クラブ	平成30.4.1	余裕教室	87	36
149	中山第五児童クラブ	平成30.4.10	学校敷地内	71	51
150	玉江第五児童クラブ	平成30.5.1	余裕教室	63	55
151	清水第三児童クラブ	平成30.7.20	余裕教室	36	30
152	福平第三児童クラブ	平成30.7.21	民間施設	114	43
153	吉野第五児童クラブ	平成31.4.1	民間施設	87	46
154	大龍第二児童クラブ	平成31.4.1	余裕教室	63	55
155	草牟田第三児童クラブ	平成31.4.1	学校敷地内	70	32
156	宇宿第三児童クラブ	平成31.4.1	478	83	44
157	和田第三児童クラブ	平成31.4.1	学校敷地内	83	44
158	錦江台第三児童クラブ	平成31.4.1	学校敷地内	83	44
159	錦江台第四児童クラブ	平成31.4.1	学校敷地内	83	44
160	坂元第三児童クラブ	平成31.4.13	余裕教室	61	41
161	谷山第四児童クラブ	平成31.4.15	谷山荘 1 F	52	44
162	坂元台第三児童クラブ	平成31.4.22	余裕教室	62	56
163	大明丘第三児童クラブ	令和2.4.1	学校敷地内	83	51
164	清水第四児童クラブ	令和2.4.1	民間施設	26	20
165	東 昌 児 童 ク ラ ブ	令和2.4.1	268	86	31
166	中山第六児童クラブ	令和2.4.1	学校敷地内	71	47
167	春山第四児童クラブ	令和2.5.1	307	87	45
168	武岡第四児童クラブ	令和3.4.1	余裕教室	61	36
169	広木第三児童クラブ	令和3.4.1	学校敷地内	65	54
170	八幡第三児童クラブ	令和3.4.1	民間施設	77	32
171	和田第四児童クラブ	令和3.4.1	340	70	45
172	和田第五児童クラブ	令和3.4.1	340	70	46
173	福平第四児童クラブ	令和3.4.1	仮設校舎	81	49
174	原良第四児童クラブ	令和3.6.1	学校敷地内	72	55
175	草牟田第四児童クラブ	令和4.4.1	学校敷地内	70	32
176	伊敷第三児童クラブ	令和4.4.1	余裕教室	61	32
177	西伊敷第三児童クラブ	令和4.4.1	余裕教室	61	47
178	福平第五児童クラブ	令和5.4.1	余裕教室	62	45
179	吉野東第五児童クラブ	令和7.4.1	712	72	33
180	吉野東第六児童クラブ	令和7.4.1	712	72	33
合 計					7,827

目 的 児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業を実施するため、児童クラブを設置し適切な遊びと生活の場を提供することで、昼間労働等により保護者のいない小学校に就学している児童の健全な育成を図る。

対 象 市内の小学校に就学している児童

児童クラブ設置状況 180クラブ（令和7.5.1現在）

(4) 児童クラブ施設整備事業（令和7年度予算 60,401千円）

（昭和52年度から実施）

目 的 待機児童の解消等を図るため、児童クラブの施設を整備する。

(5) 放課後児童健全育成補助事業（令和7年度予算 452,326千円）

（平成11年度から実施）

目 的 放課後児童健全育成事業を実施する社会福祉法人等に運営費及び市が運営を委託している児童クラブとの保護者負担金差額等について補助を行い、当該法人等の事業の促進を図ることにより、児童の健全な育成を図る。

対 象 者 放課後児童健全育成事業を実施する社会福祉法人及び学校法人等

(6) 児童クラブICT化推進事業（令和7年度予算 18,615千円）

（令和4年度から実施）

目 的 児童クラブのICT化により、保護者の利便性向上や職員の業務負担軽減を図る。

(7) 児童クラブタブレット学習支援事業（令和7年度予算 37,238千円）

（令和6年度から実施）

目 的 児童のタブレット端末を活用した学習を支援するため、インターネット環境の充実を図る。

(8) ちびっこ広場管理事業（令和7年度予算 8,341千円）

（昭和42年度から実施）

目 的 小学校低学年以下の子どもの身体面の発育及び精神面の発達を助長するとともに、路上の遊びを防止することを趣旨として、近所の空地等を利用して、安全で楽しく、明るく過ごすことができるために設置する。

施 設 ① ブランコ ② 滑り台 ③ スプリング遊具 ④ ベンチ
⑤ 必要と認める外柵 ⑥ 市長が必要と認めるもの

設置状況 (単位：カ所)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設 置	0	0	0	0
廃 止	1	2	2	0
年度末広場数	91	89	87	87

(9) 子育て短期支援事業

・短期入所生活援助（ショートステイ）事業（令和7年度予算 6,620千円）

（平成6年度から実施）

内 容 保護者の疾病、出産、看護、育児不安、育児疲れ、事故等により、家庭での養育が一時的に困難となった児童及び父の暴力により緊急一時的に保護を必要とする母子を児童福祉施設等で一時的に養育・保護する。

期 間 保護者の心身の状況、児童の養育環境その他の状況を勘案し市が認め

る期間
費 用 (令和 7. 4. 1 現在)

区 分		1 日 当 た り の 費 用 (円)	費 用 負 担 (円)		
			保 護 者 負 担 分	市 負 担 分	
生 活 保 護 世 帯		2 歳 未 満 の 児 童	11,760	0	11,760
		2 歳 以 上 の 児 童	6,460	0	6,460
		親子入所する場合の親 及び緊急一時保護の親	2,140	0	2,140
市 町 村 民 税 非 課 税 世 帯	母子・父子家庭	2 歳 未 満 の 児 童	11,760	0	11,760
		2 歳 以 上 の 児 童	6,460	0	6,460
		親子入所する場合の親 及び緊急一時保護の親	2,140	0	2,140
	母 子 ・ 父 子 家 庭 以 外	2 歳 未 満 の 児 童	11,760	1,100	10,660
		2 歳 以 上 の 児 童	6,460	1,000	5,460
		親子入所する場合の親 及び緊急一時保護の親	2,140	300	1,840
そ の 他 の 世 帯	母 子 ・ 父 子 養 育 者 家 庭	2 歳 未 満 の 児 童	11,760	1,100	10,660
		2 歳 以 上 の 児 童	6,460	1,000	5,460
		親子入所する場合の親 及び緊急一時保護の親	2,140	300	1,840
	母 子 ・ 父 子 養 育 者 家 庭 以 外	2 歳 未 満 の 児 童	11,760	5,350	6,410
		2 歳 以 上 の 児 童	6,460	2,750	3,710
		親子入所する場合の親 及び緊急一時保護の親	2,140	750	1,390

・夜間養護等（トワイライト）事業（令和 7 年度予算 60千円）
（平成16年度から実施）

内 容 保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となることで家庭においてこどもを養育することが困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、その他緊急の場合において、こども及び保護者を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う。

利用時間 ① 夜間養護事業 夕方～午後10時まで（基本分）
（宿泊を伴った場合の午後10時以降翌朝までは宿泊分）
② 休日預かり事業 朝～夕方（おおむね午後6時）

費 用 (令和 7. 4. 1 現在)

区 分				1 日当たり の費用(円)	費用負担 (円)	
					保護者負担分	市負担分
生 活 保 護 世 帯		夜間養護事業	基本分	2,350	0	2,350
			宿泊分	2,350	0	2,350
		休 日 預 かり 事 業		3,500	0	3,500
市	母子・父子家庭	夜間養護事業	基本分	2,350	0	2,350

区 分				1日当たりの費用(円)	費用負担(円)	
					保護者負担分	市負担分
		宿泊分		2,350	0	2,350
		休日預かり事業		3,500	0	3,500
	母子・父子 家庭以外	夜間養護事業	基本分	2,350	300	2,050
			宿泊分	2,350	300	2,050
		休日預かり事業		3,500	350	3,150
その他の世帯	母子・父子 養育者家庭	夜間養護事業	基本分	2,350	300	2,050
			宿泊分	2,350	300	2,050
		休日預かり事業		3,500	350	3,150
その他の世帯	母子・父子 養育者家庭以外	夜間養護事業	基本分	2,350	750	1,600
			宿泊分	2,350	750	1,600
		休日預かり事業		3,500	1,350	2,150

(10) 子育てサポーター養成事業（令和7年度予算 142千円）

（平成19年度から実施）

目 的 地域における子育て力を向上させ、より子育てしやすい環境の整備を図るため、市民が自らの経験等を活かしてさまざまな子育て支援を行う「子育てサポーター」を市主催のイベントや子育て支援施設等に派遣するほか、スキル向上のため、国の子育て支援員研修制度に基づき現任研修を実施する。

事業内容 現任研修（机上講座1回）（隔年実施）

対 象 子育てサポーター等と市内在住の子育て支援員研修修了者

受講料 無料

(11) 子育て支援ネットワーク推進事業（令和7年度予算 1,135千円）

（平成24年度から実施）

目 的 すこやか子育て交流館を核とした子育て支援施設や子育て団体、関係機関とのネットワークを構築し、多様な情報発信と、さまざまな主体による子育て支援の仕組みを整えることにより、多面的な子育て支援を推進する。

事業内容 ① 子育て支援ネットワーク会議の運営
② 子育て応援ポータルサイト（夢すくすくねっと）の運用
③ かごしま市子育てガイドの発行（広告掲載による無料発行）

(12) 子育てサークル支援事業（令和7年度予算 1,806千円）

（平成13年度から実施）

目 的 子育て等に関して地域での交流の活性化を図るために活動する子育てサークルに対し、その活動を支援する。

(13) 子育て支援施設職員スキルアップ研修事業（令和7年度予算 413千円）

（令和2年度から実施）

目 的 子育て支援拠点施設の職員向けの研修を実施し、職員のスキルアップ

を図るとともに、情報交換等を行う会議を設置し、子育て支援拠点施設間の連携を図る。

- 事業内容 ① 知識・技術を習得する専門研修及び課題や事例解決等の実務研修
② 地域子育て支援拠点施設従事者会議

(14) 子育て支援施設整備事業（令和7年度予算 65,188千円）

（令和5年度から実施）

子育て支援施設の整備等を計画的に行う。

(15) 家庭こども相談員設置事業（令和7年度予算 19,142千円）

（令和6年度より家庭児童相談員設置事業（昭和45年度から実施）、婦人相談員設置事業（昭和33年1月から実施）を統合）

目 的 家庭における児童についての悩みごとや配偶者からの暴力、家庭内の
もめごとの相談等に対応する家庭こども相談員を配置する。

相 談 員 5人

(16) 児童虐待対策事業（令和7年度予算 1,495千円）

（平成13年度から実施）

目 的 児童虐待の早期発見や防止等を推進する。

事業内容 要保護児童対策地域協議会を運営し、関係機関が情報を共有しながら、
適切な連携のもとで児童虐待に対応するほか、防止のための啓発活動を行う。

- ① 児童虐待通告等への対応
 - ・児童の安全確認
 - ・支援計画の作成・進行管理等
- ② 要保護児童対策地域協議会の運営
 - ・代表者会議の開催
 - ・実務者会議の開催
 - ・個別ケース検討会議の開催
- ③ 子ども相談連絡部会研修会の開催
- ④ 児童虐待防止のための啓発活動
 - ・街頭キャンペーンの実施
 - ・啓発ポスター、チラシの作成等

(17) かごしまこども応援ネットワーク推進事業（令和7年度予算 0千円）

（令和5年度から実施）

目 的 子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右される
ことのないよう、子どもを支援する活動の促進を図る。

事業内容 こどもの居場所づくりにつながる活動を行っている団体の取組につ
いて、市ホームページ「かごしまこども応援ネットワーク」という場を
通して、情報の見える化を図り、団体間で協調した取組が促進されるな
ど、地域全体で子どもを支えていく力の向上を目指す。

(18) 児童相談所設置事業（令和 7 年度予算 750,014 千円）

（令和 6 年度から実施）

事業内容 児童相談所の設置に向けて、基本・実施設計や土地開発基金により購入した整備予定地を取得するなど、必要な取組を推進する。

(19) イクボス推進会議開催事業（令和 7 年度予算 352 千円）

（平成29年度から実施）

目 的 仕事と生活を両立しやすい環境の整備を推進するため、イクボス推進同盟への参加企業の増加等を図る。

(20) こどもの居場所×学習機会づくり地域支援事業（令和 7 年度予算 3,279 千円）

（令和 6 年度から実施）

事業内容 こどもの居場所づくりとして、子ども食堂を支援する団体が行う学習支援の取組に対し、助成する。

(21) 子ども見守り強化事業（令和 7 年度予算 4,572 千円）

（令和 3 年度から実施）

事業内容 児童虐待防止と早期発見に努めるため、支援を必要とする児童の自宅に弁当などを届ける子ども食堂等を通した地域の見守り体制を強化する。

(22) 子ども食堂サロン運営支援事業（令和 7 年度予算 3,530 千円）

（令和 4 年度から実施）

事業内容 子ども食堂への支援や新規開設等に関する相談機能を担う「かごしまこども食堂サロン」を運営する団体に対し、助成する。

(23) 子ども家庭見守り相談支援員設置事業（令和 7 年度予算 16,547 千円）

（令和 4 年度から実施）

事業内容 家庭における適正な児童養育，その他家庭児童福祉の向上を図るため，継続的な支援を行っている子どもについて，定期的な状況確認を行うとともに，要保護児童対策地域協議会の運営に係る業務を行う。

(24) こどもの未来応援条例推進事業（令和 7 年度予算 811 千円）

（令和 5 年度から実施）

事業内容 こどもの未来応援条例に基づき，その周知を図り，子どもを社会全体で守り育てるという機運を醸成する。

(25) 子育て世帯訪問支援事業（令和 7 年度予算 1,435 千円）

（令和 5 年度から実施）

目 的 家事・育児に対して不安・負担を抱えた子育て家庭，妊産婦，ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を子育て訪問支援員が訪問し，家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに，家事・育児等の支援を実施することにより，家庭や養育環境を整え，虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

事業内容 ① 家事支援 食事の準備，後片付け，洗濯，居室等の掃除・整理整

頓，生活必需品の買い物 など

- ② 育児支援 授乳，離乳食，おむつ交換，沐浴補助，保育所等の送迎，通院・産後検診・公的機関の手続きなどの同行，地域の母子保健施策・子育て支援施策等の情報提供 など

(26) こどもの未来応援贈り物事業（令和 7 年度予算 2,325 千円）

（令和 5 年度から実施）

事業内容 イベント参加やスポーツ観戦など，様々な経験の機会の提供に取り組む児童養護施設等に対し助成を行い，施設で生活する子どもが夢や希望を抱くきっかけづくりを行う。

(27) ヤングケアラー支援事業（令和 7 年度予算 4,527 千円）

（令和 5 年度から実施）

目 的 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより子ども自身がやりたいことができないなど，子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども，いわゆるヤングケアラーの周知広報を図るとともにヤングケアラーに対する支援体制を充実させる。

事業内容 ① ヤングケアラー相談員支援員の配置
・ヤングケアラーに関する相談対応や情報提供等
・ヤングケアラーと思われる要支援児童等への支援
・ヤングケアラー支援に関する研修会等の実施
② ヤングケアラー周知に係る広報啓発活動
・市の広報媒体を活用した啓発活動
・市民や関係機関等へのポスターやチラシの配布

(28) こども家庭支援ネットワーク構築事業（令和 7 年度予算 157 千円）

（令和 5 年度から実施）

事業内容 連携が必要な関係者を委員とするこども家庭支援ネットワーク会議を開催し，多様な家庭環境等に対応した支援体制の充実・強化を図る。

(29) 子育て情報 A I チャットボット活用事業（令和 7 年度予算 3,130 千円）

（令和 5 年度から実施）

事業内容 子育て支援関連情報の問い合わせに 24 時間 365 日対応する A I チャットボットを運用し，子育て世帯等の利便性向上を図る。

(30) 親子関係支援プログラム実施事業（令和 7 年度予算 278 千円）

（令和 6 年度から実施）

事業内容 親子関係における健全な関係性の構築を図るため，子育ての悩みや不安を抱える保護者等に対し親子関係支援プログラムを実施するとともに，保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し，情報交換ができる場を設ける。

- (31) 児童相談システム導入事業（令和 7 年度予算 27,759 千円）
（令和 6 年度から実施）
事業内容 こども家庭支援センターの業務効率の向上や、関係機関との円滑な情報共有等を図るための児童相談システムを導入する。
- (32) こども相談サロン・フードパントリー運営事業（令和 7 年度予算 1,130 千円）
（令和 6 年度から実施）
事業内容 関係機関と連携し、地域において本市が実施する相談サロンと民間事業者で実施するフードパントリー（食材配布）を同時開催し、児童虐待防止と育児負担の軽減を図る。
- (33) こどもまんなか応援サポーター事業（令和 7 年度予算 1,386 千円）
（令和 7 年度から実施）
事業内容 こどもまんなか社会の実現に向け、こどもまんなか応援サポーターの取組を推進するための啓発動画を作成し、こども・子育てにやさしいまちづくりの機運醸成を図る。
- (34) こどもの未来応援イベント開催事業（令和 7 年度予算 7,207 千円）
（令和 7 年度から実施）
事業内容 こどもまんなか社会の実現に向け、子育てに関する相談や、親子が楽しく相互交流できるイベントを開催し、安心して子育てが出来るよう支援するとともに、こどもの未来応援条例の周知・啓発を図る。
- (35) 子どもたちと鹿児島市を語る会開催事業（令和 7 年度予算 627 千円）
（令和 7 年度から実施）
事業内容 子どもが意見を表明する機会の創出として、子どもたちが直接市長と対面し、市政課題等について意見交換する仕組みを構築する。
- (36) こどもの居場所実態調査事業（令和 7 年度予算 3,487 千円）
（令和 7 年度から実施）
事業内容 こどもの視点に立った多様な居場所づくりに向け、こどもの居場所に関する実態把握のための調査を実施する。
- (37) 児童相談所人材育成事業（令和 7 年度予算 2,458 千円）
（令和 7 年度から実施）
事業内容 児童相談所設置に向け、県や他都市児童相談所への派遣研修の継続や、こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得に取り組むとともに、児童相談所派遣経験者等への研修機会の充実を図ることで、児童相談所に必要な高い専門性を持った人材育成の取組を進める。

5 母子・父子家庭等の対策

(1) 愛の福祉基金事業（令和7年度予算 9,127千円）

（昭和56年度から実施）

篤志家からの寄付金を基金に積み立て、その運用利息等を市民福祉の増進のために役立てる。

基金総額 250,984,014円（令和7年3月末現在）

事業内容 母子・父子家庭等の児童が中学校に入学したときに図書カードを贈呈する。

児童数 約700人

贈呈額 1人当たり1万円分の図書カード

(2) 母子・父子自立支援員設置事業（令和7年度予算 21,097千円）

（昭和62年度から実施）

目的 ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供や助言等を行う母子・父子自立支援員を配置する。

対象者 母子家庭，父子家庭，寡婦等

相談員 6人

(3) ひとり親家庭等生活支援事業（令和7年度予算 2,504千円）

（平成8年度から実施）

目的 ひとり親家庭等が生活の中で直面する諸問題の解決や精神的安定を図り，地域での生活を支援する。

事業内容 ① 一時的に日常生活を営むのに支障が生じている場合に，家庭生活支援員を派遣し，必要な介護，保育等を行う。

② 育児や健康管理などについての生活支援講習会を開催する。

③ 市母子寡婦福祉会が行う小口資金貸付の原資を貸し付ける。

実施先 市母子寡婦福祉会（①，②は委託）

(4) 母子家庭等自立支援事業（令和7年度予算 97,751千円）

（就業支援講習会 平成8年度から実施，自立支援給付金事業 平成16年度から実施）

目的 就業支援講習会の実施や自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金等を支給することにより，ひとり親家庭等の就労活動を支援し，自立の促進を図る。

事業内容 ① 就業に結びつく可能性の高い技能，資格を取得するための就業支援講習会を実施する。

② 自主的に行う職業能力の開発のための講座を受講した者に対し「自立支援教育訓練給付金」を支給する。

③ 就職に有利な資格取得を促進するため，当該資格に係る養成訓練の受講に対して「高等職業訓練促進給付金」等を支給する。

④ 高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した者に対し給付金を支給する。

(5) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業（令和 7 年度予算 23,246 千円）

目 的 ひとり親家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り，その福祉の増進を図る。

貸付金の種類 修学資金，就学支度資金，修業資金，就職支度資金，技能習得資金，生活資金，住宅資金，事業開始資金，事業継続資金，転宅資金，結婚資金，医療介護資金

(6) 育児支援家庭訪問事業（令和 7 年度予算 6,234 千円）

（平成17年度から実施）

目 的 児童の養育について支援が必要でありながら，積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し，過重な負担がかかる前の段階において，訪問による支援を実施することにより，当該家庭において安定した児童の養育を図る。

事業内容 ① 出産後間もない時期（おおむね 1 年程度）の母子に対する育児指導
② 未熟児，多胎児等についての育児指導及び栄養相談
③ 身体的又は精神的不調状態にある養育者に対する相談及び指導
④ 若年の養育者に対する育児相談及び指導 など

(7) ひとり親家庭等総合相談会事業（令和 7 年度予算 827 千円）

（令和元年度から実施）

事業内容 ひとり親家庭等が相談機関とつながる機会を確保するため，ひとり親家庭等に対する総合相談会を開催する。

(8) 中高生国際交流派遣支援事業（令和 7 年度予算 800 千円）

（令和 5 年度から実施）

事業内容 意欲ある学生が家庭の経済的状況により学ぶ機会を奪われることのないよう，「青少年の翼事業」「青少年東南アジア派遣事業」の自己負担分の経費を助成する。

(9) 養育費確保支援事業（令和 7 年度予算 1,408 千円）

（令和 5 年度から実施）

事業内容 ひとり親家庭の子どもの養育費確保に係る公正証書等の取得費用のほか，弁護士費用に対し助成する。

6 給 付

(1) 児童扶養手当（令和7年度予算 3,148,961千円）

（昭和37年1月から実施）

目 的 離婚等により父又は母がいないひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ることにより、当該児童の福祉の増進を図る。

手 当 額

	1 人	2 人	3 人
全部支給	月額46,690円	月額57,720円	月額68,750円
一部支給	所得に応じて 月額46,680円～ 11,010円まで	所得に応じて 1 人の手当額に 11,020円～5,520円 までを加算した金額	所得に応じて 2 人の手当額に 2 人目の加算額と 同額を加算した金額

※対象児童が4人以上のときは、1人増えるごとに3人目の加算額と同額を加算

実 績

年度	令和3	令和4	令和5	令和6
新規受付件数（件）	734	691	667	776
受給権者数（人）	6,596	6,456	6,361	6,130

(2) 市民福祉手当（遺児等修学手当）（令和7年度予算 136,441千円）

（昭和45年度から実施）

目 的 遺児等を養育している者に市民福祉手当を支給することにより、当該児童の福祉の増進を図る。

遺児等（対象者5,559人）（令和7年度予算人員）

4月1日現在で1年以上本市に住所を有し、父母の一方若しくは両方がいない児童又はこれに準ずる状態にあると市長が特に認める児童で義務教育中の者〔父又は母がその児童の養育にあたることができる者と婚姻関係（事実上の婚姻を含む）にあり、かつ同一世帯に属する児童は除く〕

平成25年度から所得制限（児童手当と同額）を設け、制限額以上の者は手当を半額としていたが、令和6年10月から児童手当の所得制限が撤廃されたことを受け、令和7年度支給から所得制限を廃止した。

手 当 額 1人につき年額24,000円

(3) 児童手当（令和7年度予算 14,164,735千円）

（昭和47年1月から実施・令和6年10月制度改正）

目 的 高校生年代までの児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。

対 象 者 高校生年代まで（18歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育している者

手 当 額 児童1人につき

3歳未満の児童（第1子・第2子）

月額15,000円

3歳～高校生年代の児童（第1子・第2子） 月額10,000円
0歳～高校生年代の児童（第3子以降） 月額30,000円

実 績

区分 \ 年度	令和3	令和4	令和5	令和6
受給者数（人）	44,213	41,996	41,130	48,333
延児童数（人）	894,865	861,749	833,642	877,685

(4) こども医療費助成制度（令和7年度予算 2,467,723千円）

（昭和48年7月から実施・昭和48年10月から県補助事業）

目 的 こどもの健康と健やかな育成を図るため、医療費の一部を助成する。

対 象 者 中学3年生までのこども

※15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

※市町村民税非課税世帯は18歳に達する日以後の最初の3月31日までのこども

助成内容 保険診療による一部負担金の額を助成。

※付加給付及び法令により国又は地方公共団体から医療の給付が行われた場合は、助成額から給付金等を控除した額を助成する。

※令和7年4月から、対象者すべての、医療機関等における窓口負担をなくす制度を導入。

(5) 母子・父子家庭等医療費助成制度（令和7年度予算 250,468千円）

（昭和56年10月から実施・平成7年8月から県補助事業）

目 的 母子・父子家庭等の方々の健康と福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する。

対 象 者 ① 現に児童を扶養している母子家庭の母

② 現に児童を扶養している父子家庭の父

③ 母子家庭の母又は父子家庭の父に現に扶養されている児童

④ 父母のいない児童

※児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、又は20歳未満で特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障害の状態にある者をいう。

所得の制限額を超える者及び他の法令による医療費の助成を受けている者を除く。

助成内容 保険診療による一部負担金の額を助成。

※付加給付及び法令により国又は地方公共団体から医療の給付が行われた場合は、助成額から給付金等を控除した額を助成する。

7 母子保健

(1) 妊婦健康診査・健康相談事業（令和7年度予算 408,809千円）

（昭和24年度から実施）

事業内容 妊産婦やその配偶者（乳幼児の父親）への妊娠・出産・育児に対する保健指導を行い、また、健康診査を実施することにより、安全な分娩と

健康な子どもの出生を図る。特に、妊娠・出産の安全性の確保及び妊婦健診にかかる経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査の公費負担を実施する。

経 過 平成20年度 公費負担回数を3回から5回へ、超音波検査の年齢制限をなくし、毎回実施
 平成21年度 公費負担回数を5回から14回へ、県外里帰り中の健診に対する償還払いを開始
 令和5年度 多胎妊婦が14回を超えて受診する妊婦健診の費用について、1回5,000円上限で5回まで助成する。また、低所得妊婦の初回産科受診料について、1万円を上限に助成する。

(2) 産婦健康診査事業（令和7年度予算 40,941千円）

（平成30年度から実施）

事業内容 産後うつ予防や新生児への虐待予防等の観点から、出産後間もない母親の体と心の健康の保持増進を図るため、産婦健康診査を実施し、産後の支援の強化を図る。

(3) 産婦支援小児科連携事業（令和7年度予算 12,766千円）

（令和2年度から実施）

事業内容 産後1カ月が過ぎ、産科医療機関での支援を離れた後、小児科等医療機関にて産後2カ月頃の産婦の心の状態や育児状況を確認し、必要に応じた支援につなげ、産後の支援の充実を図る。また、小児科と連携し、産科、精神科も含めた妊産婦への支援を行う。

(4) 妊娠・出産包括支援事業（令和7年度予算 111,006千円）

（平成27年度から実施）

事業内容 ① こども家庭センター（母子保健機能）運営
 〔子育て世代包括支援センター運営（平成27年度～令和5年度）〕
 ・母子保健支援員の配置（平成28年度）
 ・地域連携協議会の開催（平成28年度）
 ・発達支援専門員の配置（令和2年度）
 ② 産後ケア事業（平成8年度）
 産後の身体の回復や育児等に不安を持つ産婦を対象に、助産所への入所や、助産師の訪問による保健指導を行う。
 ・日帰り型を増設し、利用期間の延長を行う。（平成28年度）
 ・訪問型を増設し、支援を行う。（令和2年度）
 ・対象を産後3カ月から1年未満に延長する。（令和3年度）
 ・非課税世帯の利用料を全て0円とする。（令和5年度）
 ・一般世帯の利用料を減額し、5日間を上限に1日あたりの利用料を宿泊型6,700円、日帰り型2,100円、訪問型0円とする。（令和5年度）
 ③ ママのほっとスペース事業（平成18年度）
 育児に対する不安を抱える母親を対象に、心理相談員や保健師・助産師が個別相談をしたり、親同士の交流の場をもち、母親への心の支

援を行う。

・ふれママのほっとスペース事業（平成28年度）

(5) こんにちは赤ちゃん事業（令和7年度予算 4,034千円）

（平成20年度から実施）

事業内容 生後4カ月までの乳児のいる家庭に保健師などの訪問指導員が訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスの提供に結びつける。（新生児・妊産婦訪問指導事業とこんにちは赤ちゃん事業を併せて乳児家庭全戸訪問とする。）

(6) 未来を守るミルク支給事業（令和7年度予算 3,071千円）

（平成30年度から実施）

事業内容 HTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルスⅠ型）の母子感染を予防するため、乳児用ミルクを支給するほか、妊産婦の健康保持増進と乳児の健全な発育・発達促進を図る。

(7) 乳幼児健康診査事業（令和7年度予算 151,626千円）

（昭和36年度から実施）

事業内容 乳幼児の異常を早期発見し、適切な措置及び指導を行って乳幼児の健康の保持増進を図る。

経	過	平成29年度	新生児聴覚検査の助成開始 （初回検査，確認検査を合わせて上限3,000円）
		令和2年度	新生児聴覚検査の助成拡充 （初回検査，確認検査毎に上限3,000円）
		令和2年度	データヘルス時代の母子保健情報利活用開始
		令和4年度	3歳児健診での屈折検査導入
		令和6年度	3歳児健診の対象時期を3歳6か月へ移行 1か月児健診の助成開始（上限4,000円）

(8) 新生児・妊産婦訪問指導事業（令和7年度予算 15,619千円）

（昭和36年度から実施）

事業内容 母子保健法に基づき、新生児・妊産婦・未熟児を対象に保健師や助産師が家庭訪問を行い、児と産婦の健康状態の確認や保健指導等を行うことで、産後うつ病解消へのきっかけ、育児不安の軽減や虐待防止を図る

(9) 子どもすこやか安心ねっと事業（令和7年度予算 33,438千円）

（平成13年度から実施）

事業内容 子どもの発達障害の早期発見，早期支援のため，関係機関との連携のもと，子どもの発達段階に応じた支援体制を整備し，子育てに関する保護者の不安の軽減を図り，子どもの健やかな発達を促す。

経	過	平成26年度	乳幼児巡回支援専門員による保育所等への巡回支援開始
		令和6年度	乳幼児巡回支援専門員を乳幼児相談専門員へ名称変更
		令和7年度	発達相談体制の整備、保育所等への巡回発達相談の拡大

(10) 小児慢性特定疾病医療費助成事業（令和7年度予算 297,269千円）

（平成8年度から実施）

事業内容 小児慢性疾病のうち，特定疾病については，その治療が長期間にわたり，医療費の負担も大となり，これを放置することは児童の健全な育成を阻害することになるため，小児慢性特定疾病の医療費助成事業を行い，もってその研究を推進し，医療の確立と普及を図り，併せて患者の医療費の負担軽減にも資することを目的として実施する。

経 過 平成27年1月 制度改正により対象疾病が514疾病から704疾病となる。
平成29年4月 対象疾病が722疾病となる。
平成30年4月 対象疾病が16群756疾病となる。
令和元年7月 対象疾病が16群762疾病となる。
令和3年11月 対象疾病が16群788疾病となる。
令和7年4月 対象疾病が16群801疾病となる。

(11) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（令和7年度予算 5,973千円）

（平成26年度から実施）

事業内容 慢性的な疾病を抱える児童及びその家族に対して，必要な情報提供や助言等を行うとともに，自立支援員，小児慢性特定疾病支援員による自立に向けた各種支援策の計画策定等を行う。

また，医療，保健，福祉の関係者と教育機関等が連携した小児慢性特定疾病対策地域協議会の運営，子どもと家族のための療養生活ガイドブックの配布，慢性疾病をもつ子どもと保護者の交流会やワークショップの実施等を行う。

(12) 不妊治療費助成事業（令和7年度予算 57,621千円）

（令和5年度から実施）

事業内容 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため，不妊症の検査または治療のうち，保険適用後の自己負担分の一部について助成を行う。

(13) 不妊専門相談センター事業（令和7年度予算 296千円）

（令和元年度から実施）

事業内容 不妊専門相談センターにおいて，不妊や不育症について悩む夫婦等を支援する。

(14) 不育症治療費助成事業（令和7年度予算 2,903千円）

（平成30年度から実施）

事業内容 不育症治療の経済的負担の軽減を図るため，不育症治療に要する費用の助成を行う。

(15) 母子健康手帳アプリ運用事業（令和7年度予算 2,040千円）

（令和3年度から実施）

事業内容 成長記録等のデジタル管理や子育て等に関する情報が取得できる母子健康手帳アプリを運用する。

(16) 多胎妊産婦サポーター事業（令和7年度予算 3,959千円）

（令和4年度から実施）

事業内容 多胎妊産婦を対象に、育児サポーターを派遣し、育児援助・家事援助・外出補助などの支援を行う。

経 過 令和7年4月 利用できる期間を1歳までから2歳までに引き上げ

(17) 出産・子育て応援事業（令和7年度予算 437,422千円）

（令和4年度から実施）

事業内容 全ての妊婦が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに応じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実と妊婦のための支援給付による経済的支援を一体的に実施する。

(18) 歯の健康

事業内容 むし歯の発生を予防するため、1歳、2歳、2歳6か月、就学前児、小学一年生に歯科健康診査やフッ化物塗布を行う。

(19) 予防接種事業

事業内容 疾病の発生及びまん延を予防するために、乳幼児を対象に予防接種を実施する。

8 結婚支援

少子化の大きな要因といわれる「未婚化・晩婚化」への対応策として、結婚を希望する人たちに対して出会いの場を提供するとともに、若い世代のライフプランニングを支援する。

(1) 婚活サポート事業（令和7年度予算 20,232千円）

（平成28年度から実施）

概 要 市民の相談に応じて結婚のあっ旋を行うために、結婚相談所（マリーサポートかごしま）を管理運営するとともに、AIマッチングシステムの活用等による結婚支援の充実を図る。

結婚相談所（マリーサポートかごしま）（昭和36年4月1日開設）

所在地 中央町10番地（キャンセビル7階）

職 員 結婚相談所事務嘱託員4人

開所時間 午前11時～午後8時

休 所 日 月曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日

業 務 結婚の紹介、あっ旋
健全な婚姻思想の普及
その他、結婚相談に関すること

登録手続 デジタル会員証、独身証明書（発行日から2カ月以内）、誓約書、スナップ写真（2カ月以内に1人で写ったもの）、本人確認ができるものの提示（マイナンバーカード、運転免許証など）

利 用 料 無料

(2) ライフデザインセミナー開催事業（令和 7 年度予算 880 千円）

（平成28年度から実施）

事業内容 大学生や新入社員等を対象に，結婚・妊娠・出産・子育ての適切な情報提供を行うライフデザインセミナーなどを開催する。

(3) 高校生のためのライフデザインセミナー開催事業（令和 7 年度予算 759 千円）

（令和 3 年度から実施）

事業内容 ロールモデルによる仕事と子育ての体験談などを通じて，高校生が人生設計について，理解を深めるセミナーを開催する。

(4) 出会いサポートイベント開催事業（令和 7 年度予算 3,465 千円）

（平成30年度から実施）

事業内容 結婚を希望する人に対し，出会いの場を提供するイベントを開催し，婚活をサポートする。

(5) 新婚新生活スタートアップセミナー開催事業（令和 7 年度予算 1,186 千円）

（令和 5 年度から実施）

事業内容 新婚夫婦や将来結婚・子育てを考えている人に，家庭生活や子育てなど家計を含めた将来のライフプランをより具体的に考えてもらうための知識・情報を提供するため，セミナーを開催する。

(6) 企業・団体間交流・出会いサポート事業（令和 7 年度予算 2,539 千円）

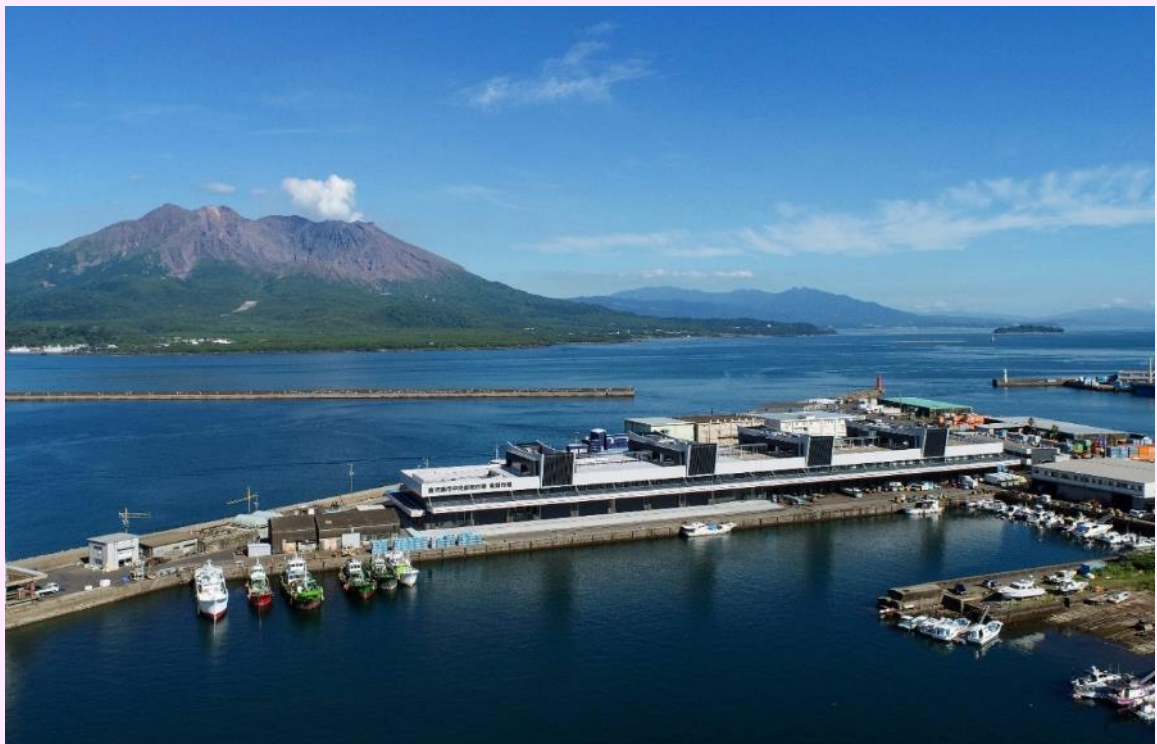
（令和 5 年度から実施）

事業内容 結婚を希望する方に企業間交流を通じた出会いの機会を提供するとともに，登録団体の増加等を図り，結婚を希望する方を応援する機運を醸成する。

産 業

1	商工概況	265
2	融資制度	277
3	計量検査所	280
4	農林水産業	281
5	中央卸売市場	288

▶ 魚類市場



産 業

商業及び工業については、多彩な人材が活躍し、持続可能な経済活動が展開されるまちの実現に向け、新たな産業の創出に取り組むほか、地域を支える産業の成長促進や魅力ある就業環境と担い手の確保等により、地域産業の活性化に取り組んでいる。

農林水産業については、都市型農業など地域の特性を生かした農業の振興により、安全安心かつ新鮮で良質な農畜産物の供給を図るとともに、多様な機能を持つ森林や豊かな漁場の育成などに努めている。また、持続可能な農林水産業の確立に向け、次世代の担い手の確保・育成を図るとともに、ICT等を活用したスマート農林水産業による生産性の向上、6次産業化や他産業との連携による本市農林水産物の魅力の向上・発信などを通じて、農林水産業の振興に取り組んでいる。

1 商工概況

(1) 事業所概要

本市は、南九州における産業活動の拠点都市として重要な役割を担いながら、商業・サービス業を中心に発展をつづけている。

令和3年6月1日現在の経済センサス（活動調査）によると、産業別事業所数は卸売・小売業が全体の26.3%で最も多く、宿泊業、飲食サービス業が11.5%、医療・福祉が11.1%とつづいている。経営規模については、従業者規模別でみると、中小・零細な事業所が多く、従業者数4人以下が54.6%を占めている。

① 産業別事業所数（非農林漁業）（令和3年経済センサスー活動調査）

産 業	事 業 所 数		従 業 者 数		1事業所当たり 従業者数（人）
	実 数	構成比（%）	実 数（人）	構成比（%）	
鉱業、採石業、砂利採取業	10	0.0%	58	0.0%	5.8
建 設 業	2,323	8.8%	19,796	7.2%	8.5
製 造 業	1,109	4.2%	16,419	6.0%	14.8
電気・ガス・熱供給・水道業	57	0.2%	1,205	0.4%	21.1
情 報 通 信 業	327	1.2%	5,582	2.0%	17.1
運 輸 業 ・ 郵 便 業	657	2.5%	15,122	5.5%	23.0
卸 売 業 ・ 小 売 業	6,966	26.3%	61,639	22.5%	8.8
金 融 業 ・ 保 険 業	576	2.2%	7,749	2.8%	13.5
不動産業・物品賃貸業	1,845	7.0%	7,029	2.6%	3.8
学術研究、専門・技術サービス業	1,538	5.8%	8,934	3.3%	5.8
宿泊業、飲食サービス業	3,036	11.5%	24,779	9.1%	8.2
生活関連サービス業、娯楽業	2,213	8.3%	11,320	4.1%	5.1
教 育 , 学 習 支 援 業	860	3.2%	11,718	4.3%	13.6
医 療 ・ 福 祉	2,952	11.1%	57,715	21.1%	19.6
複 合 サ ー ビ ス 事 業	163	0.6%	2,225	0.8%	13.7
サービス業（他に分類されないもの）	1,873	7.1%	22,150	8.1%	11.8
総 数	26,505	100%	273,440	100%	

（注1）数字は、公務を除く民間のみの集計である。

（注2）「構成比」の総数は、四捨五入の関係で必ずしも100にならない。

② 産業別・規模別事業所数（非農林漁業）（令和３年経済センサス－活動調査）

産 業	従業者別 1～ 4人	5～ 9人	10～ 19人	20～ 29人	30～ 49人	50～ 99人	100～ 199人	200～ 299人	300人 以上	出向・派遣 従業者のみ	計
鉱業 採石業 砂利採取業	3	6	1	-	-	-	-	-	-	-	10
建 設 業	1,158	600	361	85	71	26	14	1	-	7	2,323
製 造 業	494	240	156	80	71	50	9	3	4	2	1,109
電気・ガス・熱供給・水道業	32	6	6	2	2	4	1	2	-	2	57
情 報 通 信 業	146	65	49	19	20	16	3	3	2	4	327
運輸業・郵便業	210	87	123	88	65	47	24	3	2	8	657
卸売業・小売業	3,722	1,537	1,030	304	191	96	35	5	5	41	6,966
金融業・保険業	203	133	130	41	35	20	6	1	-	7	576
不動産業・物品賃貸業	1,502	218	69	20	12	8	1	1	-	14	1,845
学術研究・専門・技術サービス業	1,005	318	131	37	24	13	3	-	-	7	1,538
宿泊業・飲食サービス業	1,735	631	363	155	93	44	4	2	1	8	3,036
生活関連サービス業・娯楽業	1,713	228	125	58	38	18	3	1	1	28	2,213
教育・学習支援業	499	130	96	40	55	21	9	1	4	5	860
医 療 ・ 福 祉	908	801	639	228	176	110	49	12	19	10	2,952
複合サービス事業	56	77	20	5	-	2	-	-	2	1	163
サービス業（他に分類されないもの）	1,095	316	201	61	64	51	21	7	7	50	1,873
総 数	14,481	5,393	3,500	1,223	917	526	182	42	47	194	26,505
構 成 比（％）	54.6%	20.3%	13.2%	4.6%	3.5%	2.0%	0.7%	0.2%	0.2%	0.7%	100%

（注１）数字は、公務を除く民営のみの集計である。

（注２）「構成比」の総数は、四捨五入の関係で必ずしも100にならない。

（２）商 業

卸売業、小売業について、令和３年経済センサス（活動調査）によると、事業所数は6,966、従業者数は61,639人、年間商品販売額は2兆2,210億4,300万円、売場面積は627,129㎡である。また、飲食店については、事業所数は2,613、従業者数は18,527人となっている。

（令和３年経済センサス－活動調査）

業種	項目	事業所数	従業者数 （人）	年間商品販売額 （百万円）	売場面積 （㎡）
卸 売 業	各 種 商 品	13	137	11,234	-
	織 維 ・ 衣 服 等	61	578	12,440	-
	飲 食 料 品	529	6,575	540,409	-
	建築材料、鉱物・金属材料等	482	4,127	299,582	-
	機 械 器 具	683	6,506	378,423	-
	そ の 他 の 卸 売 業	537	4,721	349,105	-
	計	2,306	22,687	1,591,192	-
小 売 業	各 種 商 品	15	2,592	50,696	76,431
	織物・衣服・身の回り品	600	2,992	37,029	81,970
	飲 食 料 品	1,361	15,393	187,603	199,608
	機 械 器 具	704	4,408	125,934	45,955
	そ の 他 の 小 売 業	1,742	11,108	182,501	223,165
	無 店 舗 小 売 業	237	2,457	46,088	-
	計	4,660	38,952	629,851	627,129
総 計		6,966	61,639	2,221,043	627,129
飲 食 店		2,613	18,527		

（注１）格付け不能の事業所数及び従業者数については、計にのみ計上しているため、

各業種の合計と必ずしも一致しない。

(注2) 年間商品販売額については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

(3) 工 業

令和3年経済センサス(活動調査)によると、従業者4人以上の事業所数は466、従業者数は11,705人、製造品出荷額等は3,387億4,304万円となっている。

業種別に製造品出荷額等をみると、食料品製造業が最も多く、続いて、飲料・たばこ・飼料製造業、印刷・同関連業の順となっている。

① 工業における事業所数等(従業者4人以上の事業所)

(令和3年経済センサスー活動調査)

業 種 分 類	事業所数	従業員数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
食 料 品 製 造 業	145	5,605	14,863,297
飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業	32	923	10,719,732
織 維 工 業	29	498	425,389
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	11	176	343,567
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	16	130	184,122
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	6	205	528,472
印 刷 ・ 同 関 連 業	48	1,009	1,169,353
化 学 工 業	7	104	618,319
石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	4	52	140,967
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業	4	57	201,891
ゴ ム 製 品 製 造 業	2	17	X
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	29	559	1,045,327
鉄 鋼 業	6	144	403,616
非 鉄 金 属 製 造 業	1	4	X
金 属 製 品 製 造 業	45	724	1,035,817
は ん 用 機 械 器 具 製 造 業	6	41	83,146
生 産 用 機 械 器 具 製 造 業	17	347	821,153
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	8	109	107,660
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業	6	470	203,772
電 気 機 械 器 具 製 造 業	6	69	93,261
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	12	166	426,933
そ の 他 の 製 造 業	26	296	420,693
計	466	11,705	33,874,304

(注) Xは統計処理上公表することが好ましくないものを表す。

② 本市特産品の製造品出荷額等

(令和3年経済センサスー活動調査)

区 分	事業所数		製造品出荷額(百万円)		備 考
	県	市	県	市	
荒茶・緑茶	174	18	36,607	16,559	従 業 者 4 人 以 上 の 事 業 所
焼 酎	104	5	83,253	6,207	
本場大島紬	14	9	448	237	

(4) 貿 易

① 概 況

令和5年の鹿児島港における貿易総額（通関実績）は、1兆7,724億3,438万円で、前年に比べ12.1%の減である。輸出総額は、34億1,221万円（貿易総額の0.2%）で、前年比97.1%の減、輸入総額は1兆7,690億2,217万円（貿易総額の99.8%）で、前年に比べ6.9%の減であった。

貿易面からみると圧倒的に輸入港としての性格が強い。

輸出については、金属鉱及びくずが全体の25.2%でもっとも多く、次いで精密機械類が19.6%などとなっている。

一方、輸入については、全体の94.2%を石油及び同製品が占めており、次いで穀物及び同調製品が3.1%となっている。

② 鹿児島港・鹿児島空港における通関実績

（単位：千円）

区 分		令和3年		令和4年		令和5年	
		実 績	対前年比	実 績	対前年比	実 績	対前年比
輸 出	鹿児島港	120,623,340	154.3%	116,742,422	96.8%	3,412,212	2.9%
	空 港	558,348	246.4%	248,851	44.6%	140,691	56.5%
	計	121,181,688	154.6%	116,991,273	96.5%	3,552,903	3.0%
輸 入	鹿児島港	987,061,970	141.3%	1,899,303,928	192.4%	1,769,022,171	93.1%
	空 港	8,230,508	795.0%	5,402,561	65.6%	10,358,059	191.7%
	計	995,292,478	142.2%	1,904,706,489	191.3%	1,779,380,230	93.4%
輸 入 合 計	鹿児島港	1,107,685,310	142.6%	2,016,046,350	182.0%	1,772,434,383	87.9%
	空 港	8,788,856	696.5%	5,651,412	64.3%	10,498,750	185.8%
	計	1,116,474,166	143.5%	2,021,697,762	181.1%	1,782,933,133	88.2%

資料：令和5年外国貿易年表（長崎税関）

③ 品目別輸出額（鹿児島港）

（単位：千円）

品 目	令和5年実績	構成比	主な輸出先
金 属 鉱 及 び く ず	861,549	25.2%	韓国, 台湾
精 密 機 械 類	670,000	19.6%	台湾
魚 介 類 及 び 同 調 整 品	618,446	18.1%	アメリカ, 韓国, 台湾
元 素 及 び 化 合 物	594,030	17.4%	アメリカ, メキシコ, ハンガリー
一 般 機 械	325,334	9.5%	台湾, パラオ
そ の 他	342,853	10.0%	
合 計	3,412,212	100.0%	（前年比2.9%）

資料：令和5年外国貿易年表（長崎税関），財務省貿易統計税関別概況品別国別表（2023年）

（注）「構成比」の合計は、四捨五入の関係で必ずしも100にならない。

④ 品目別輸入額（鹿児島港）

（単位：千円）

品 目	令和 5 年実績	構成比	主な輸入先
石 油 及 び 同 製 品	1,666,356,719	94.2%	アラブ首長国連邦, サウジアラビア
穀 物 及 び 同 調 製 品	55,300,269	3.1%	アメリカ, ブラジル, オーストラリア
飼 料	23,237,640	1.3%	中国, ブラジル, アメリカ
天然ガス及び製造ガス	15,809,150	0.9%	オーストラリア
魚介類及び同調製品	3,327,869	0.2%	中国, インドネシア
そ の 他	4,990,524	0.3%	
合 計	1,769,022,171	100.0%	（前年比93.1%）

資料：令和 5 年外国貿易年表（長崎税関），財務省貿易統計税関別概況品別国別表（2023 年）

(5) 商工業振興対策

① 中小企業振興基本条例

施行期日 令和 4 年 4 月 1 日

目 的 中小企業の振興に関し基本理念，基本方針その他基本的な事項を定め市の責務等を明らかにすることにより，中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し，もって地域経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

条例の概要

ア 基本理念（第 3 条）

（ア）中小企業者の創意工夫及び自主的な努力を促進

（イ）人材，技術，産業基盤，自然，歴史など本市の有する資源の効果的な活用

（ウ）市，中小企業者，市民など各主体が相互に連携

イ 各主体の責務，役割等（第 4 条～第 10 条）

市，中小企業者，市民など各主体が中小企業の振興に当たり果たすべき責務，役割等を規定

ウ 基本計画（第 16 条）

中小企業振興施策を計画的かつ効果的に実施するための基本的な計画を策定

エ 「中小企業振興推進会議」の設置（第 17 条）

中小企業振興施策を総合的に推進するため，「中小企業振興推進会議」を設置

② 商工業振興プラン推進事業

中小企業振興基本条例に規定する基本計画である商工業振興プラン（第 2 期）の着実な推進を図るため，「中小企業振興推進会議」を開催し，市・関係団体の施策の見直し・展開について協議・調整を行うとともに，「熱度マネジメント会議」を設置し，市や事業者，関係団体など各主体が連携した取組を進め，商工業の振興を図る。

③ 商業・サービス業振興

商業・サービス業については、消費者ニーズの多様化やデジタル化の進展など取り巻く社会経済環境の変化に対応し、経営力の向上を図るため、専門家の伴走支援やＩＣＴツールの導入助成による小規模事業者の生産性向上への支援のほか、中核を担う商店街等の活性化を図るために実施するイベントや環境整備など各種取組に対し、支援を行う。

(商業・サービス業施策)

ア 中小企業振興助成条例に基づく助成事業

一般公衆の利便に寄与する街路灯・アーケード等の共同施設や事業共同化のための共同施設を設置する商店街等に対し、助成対象事業費の２分の１以内(補助限度額：１事業につき１億円)を助成し、また、ＬＥＤ等の省エネ型街路灯への改修を行う商店街に対し、助成対象事業費の２分の１以内(補助限度額：100万円)を助成する。(令和６年度実績３件)

さらに、中小企業者が事業協同組合等を組織した場合に、５万円＋２千円×組合員数(補助限度額：10万円)を助成する。(令和６年度実績なし)

イ 街なかりノバージョン推進事業

空き店舗等の有効活用によるまちのにぎわい創出を図るため、空き店舗等を活用する事業計画作成を支援する街なかりノバージョン実践セミナー等を開催する。(令和６年度実績 セミナー受講者数15人)

ウ 頑張る商店街支援事業

商店街等が独自のアイデアや創意工夫を生かし、商店街の活性化を図るために実施する事業に対し、補助対象経費の２分の１以内(補助限度額：50万円)を助成する。(令和６年度実績43件)また、商店街や中小企業者で組織する団体等の自主的な研修会開催や、中小企業者の中小企業大学校人吉校の研修受講に対し助成する。(令和６年度実績 研修会の開催２件、研修の受講１件)

エ 明るい商店街づくり支援事業

商店街の夜の魅力の創出と消費者が安心して楽しく買物ができる環境づくりを促進するために、商店街が設置し、維持管理する街路灯等にかかる電気料の一部及びリース又はレンタル契約により省エネ電球を導入した場合のリース又はレンタル料の一部について助成する。(令和６年度実績65件)

オ 大学連携による繁盛店づくりコンサルティング事業

マーケティングを学ぶ学生と店主の協働による小売・卸売・飲食サービス業の魅力向上に取り組むことで、繁盛店づくりと、若者の育成・地元定着を図る。(令和６年度実績６店舗)

カ 創業者テナントマッチング事業

本市が主催する創業に関するセミナーなどを修了した者が、中心市街地内や団地核にある空き店舗を活用して、新規開業する場合、店舗の整備に要する経費に対して助成する。(令和６年度実績４件)

キ プレミアム付商品券等発行支援事業〔令和６年度繰越事業〕

物価高騰の影響を受ける、小売・サービス業等の事業者への支援や商店街の活性化、地域における消費の喚起・下支えを行うため、プレミアム付商品券の発行などを行う商店街等に対し助成する。(令和６年度実績17団体)

ク 小規模事業者ＩＣＴ導入促進支援事業

小規模事業者のＩＣＴを活用した業務プロセスの改善・効率化による生産性

向上の取組を促進するため、専門家の派遣やＩＣＴツールの導入助成を行う。
(令和６年度実績19件)

ケ クリエイティブ産業の育成支援

鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設「マークメイザン」を拠点に、クリエイティブ人材等の育成や多様な事業者等との交流のほか、入居企業等の支援などを行う。

- (ア) クリエイティブ人材育成
- (イ) コミュニティ形成
- (ウ) スタートアップ支援
- (エ) 入居者等の支援
- (オ) 情報発信

・マークメイザンの概要

所在地 名山町 9-15

供用開始 平成31年 2 月

延床面積 2,732.2㎡

入居室24室、シェアオフィス6ブース、交流スペース、ユーティリティスタジオ、テストキッチンなどを設置

④ 工業・地場産業振興

本市工業は、食料品関連産業及び印刷関連産業などの中小企業が中心となっており、その約7割は小規模企業である。

今後は、社会経済環境の変化に対応し、経営基盤の強化、製品の品質向上や技術力、研究開発力等の充実を図るとともに、地域の資源や特性を生かした新事業の創出や新分野への事業展開などのほか、起業家を目指す人材の育成やベンチャー企業の育成支援に、産学官が連携して取り組む。

さらに、地場産業については、伝統技術・技能を継承する後継者の確保と育成に努めるとともに、経営基盤の強化を図り、鹿児島らしさを生かした企業の振興に努める。

(工業・地場産業施策)

ア かごしまの新特産品コンクールの開催

多様化する消費者ニーズに対応した売れる商品づくりを促進するため県内で新たに開発・製造・改良された商品のコンクールを県などと共同で開催し、生産者の技術向上と製品開発意欲の高揚を図るとともに、入賞商品を広くPRすることにより、その販路拡大を図る。

イ 伝統的工芸品産業の活路開拓支援事業

伝統的工芸品産業の活性化を図るため、本場大島紬など伝統的工芸品産業の産地組合等が活路開拓を目的として行う事業に対し助成を行うとともに、県薩摩焼協同組合等とともに、薩摩焼フェスタを開催する。(令和６年度実績5件)

ウ 地場産業支援のための施設管理等

市内の大島紬、竹製品製造業者の作業の場として、大島紬締機センター(真砂本町58番26号)、大島紬のり張りセンター(卸本町4番地2)、竹産業振興センター(小山田町9353番地)を運営し、本場大島紬産業、竹産業の振興・育成を図る。

エ 中小企業振興助成条例に基づく助成事業

中小企業者が事業協同組合等を組織化したり、事業協同組合等が構成員の事業共同化のための共同施設等を設置する事業に対し助成を行う。（令和６年度実績なし）

オ 「メイドインかごしま」支援事業

本市中小企業者（製造業者等）の経営力の強化や製品等の販路拡大の取組を支援する。

（ア）生産性向上支援事業

- ・中小企業者（製造業者等）の生産性向上に資する設備導入に対する助成（令和６年度実績１件）

（イ）経営力強化事業

- ・製造業者や製造業グループへのアドバイザー派遣（令和６年度実績３社５回）
- ・中小企業者（製造業者等）の知的財産権等取得や事業承継、人材育成等に対する助成（令和６年度実績８件）
- ・相談会の開催（令和６年度実績１回）

（ウ）新製品等支援事業

- ・中小企業者（製造業者等）の新製品、新技術の開発等に対する助成（令和６年度実績１２件）
- ・中小企業者が行う海外向けの商品の製作に対する助成（令和６年度実績１件）

（エ）販路拡大推進事業

- ・四市（鹿児島市、熊本市、福岡市、北九州市）連携による地場企業販路拡大推進
- ・中小企業者（製造業者等）の国内見本市、商談会等への出展、越境ＥＣ（電子商取引）サイト等を活用した海外販路開拓に対する助成（令和６年度実績８件）

カ ＥＣサイト導入等支援事業

市内の中小企業者等の商品販売やサービス店舗のＰＲを図るため、ＥＣサイトの立ち上げ等に対し助成を行う。（令和６年度実績２２件）

キ よかもんどんどんマッチング事業

製造業者の県外市場に向けた販路拡大を支援するため、首都圏等からバイヤーを招聘し、マッチング商談会を開催する。（令和６年度実績 参加食料品製造業者数３８社、バイヤー２２社）

ク 中小企業デジタル広告支援事業

中小企業者のデジタル広告を活用した宣伝等に対し助成するとともに、デジタル広告の利活用に関するセミナーを開催する。（令和６年度実績 補助件数５２件）

ケ カゴシマシティコレクション販路拡大事業

本市製造業者の商品を販売する本市の公式ＥＣサイトを設置・運営する。（令和７年度新規事業）

コ 輸出チャレンジ支援事業

市内の中小企業者等の海外に向けた販路開拓を支援するため、海外で開催される展示会等に出展する経費、海外市場におけるニーズ調査等に要する経費及び海外現地視察に要する経費の一部を助成する。（補助対象経費の２分の１以

内、補助限度額：20万円）（令和6年度実績4件）

サ 地域商社支援事業

海外展開の促進を図るため、本市事業者の商品等を取り扱う地域商社の海外への販路拡大に要する経費の一部を助成する。（補助対象経費の2分の1以内、補助限度額：100万円）（令和6年度実績3件）

シ 水産加工業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業

水産加工品の輸出拡大を図るため、食品製造事業者等が輸出先国のニーズに対応したHACCP等の基準に適合させるための施設・機器の整備等に要する経費の一部を助成する。（補助対象経費の2分の1以内、補助限度額：5億円）（令和6年度実績1件）

⑤ 中心市街地活性化

第3期鹿児島市中心市街地活性化基本計画の計画期間終了に伴い、新たに第4期計画（計画期間令和6年4月～令和11年3月）を策定した。これまでの成果を生かしながら、観光・商業・交流によるにぎわいあふれる彩り豊かなまちづくりを、市民・事業者・行政等が一体となって進める。

ア 中心市街地活性化推進事業

第4期計画を推進するとともに、中心市街地活性化協議会に対する支援を行うことにより、都市機能の増進及び経済活力の向上を促進する。

イ 中心市街地にぎわい創出支援事業

中心市街地の面的な活性化を図るため、商店街等が実施するにぎわい創出を図るイベントに対し助成する。（令和6年度実績8件）

⑥ その他

ア オープンイノベーション創出支援事業（令和7年度新規事業）

オープンイノベーションによる新たな産業やビジネスの創出を促進するため、中小企業者の課題や強みを明確化するワークショップや企業間のビジネスコラボレーション創出交流イベントを開催するとともに、共創の手法により成長を目指す企業に対し伴走型の支援等を行う。

イ 地域課題解決ビジネス支援事業補助金（令和7年度新規事業）

ビジネスによる地域課題解決の促進や起業家支援のさらなる充実を図るため、ふるさと納税を活用して、地域資源を活用し地域課題の解決を目指す事業者や起業家の成長を支援する団体の経営基盤等の強化を支援する。

ウ クリエイティブ産業創出拠点施設企画運営事業

クリエイティブ産業の振興を図るため、クリエイティブ人材の育成や多様な事業者等のコミュニティ形成を支援するほか、起業したい人やスタートアップ（新規性の高い事業で急成長を目指す企業）の支援等を行う「マークメイザン」の企画運営を行う。

エ クリエイティブ人材誘致事業

製品の高付加価値化等に必要なクリエイティブ人材を誘致するため、本市の生活環境やビジネス環境を体感できる短期移住体験プログラムを実施するほか、移住したクリエイティブ人材のコミュニティ形成支援等に取り組む。

オ かごしまクリエイター成長促進事業

デザイナーなど、製品の高付加価値化等に必要な市内クリエイターの活用

に係る経費を助成するとともに、その成長を促進するため、市内で活動する多様なクリエイターが集い、ビジネススキルの向上やビジネスマッチング、クリエイター同士の交流を深めるための複合型イベントを開催する。

カ ソーホーかごしまの管理運営

新規創業の促進を図るため、ＳＯＨＯ事業者を育成・支援する拠点施設として、ソーホーかごしまの管理運営を行う。

・ソーホーかごしまの概要

所在地 易居町１－２（市役所みなと大通り別館６階）

供用開始 平成16年12月

延床面積 1,439.2㎡

入居室21室、交流サロン、会議室などを設置

キ 新規創業者等育成支援事業

新規創業の促進を図るため、インキュベーション・マネージャーの配置により起業や経営等に関する相談対応を行うとともに、創業に関するセミナー等の開催などにより、新規創業者等を支援する。

ク 次世代アントレプレナー育成事業

将来的な地域経済の活性化につなげるため、市内の高校・大学に起業家（アントレプレナー）を講師として派遣し、講義や交流の機会を創出することにより、若い世代の起業意識の醸成を図る。

ケ スタートアップ等成長促進事業

市内の起業家のさらなる成長促進を図るため、スタートアップ等の育成・支援に先進的に取り組む自治体と協働し、市内のスタートアップ等と大企業や投資家等とのマッチング機会を創出する。

コ 企業立地の推進

雇用の創出と地域経済の活性化を図るため、県内初進出ＩＣＴ企業等の新規雇用に対する補助金額を引き上げるとともに、立地した企業に対する新規雇用者数や設備投資額等に応じた助成のほか、事業継続に向けた人材確保支援などのきめ細かな支援を行い、企業立地を推進する。

(ア) 企業訪問活動

(イ) 企業立地促進補助金などの優遇制度

(ウ) 鹿児島県企業誘致推進協議会が行う企業立地懇話会や事務研修会への参加

(エ) パンフレットの作成配布やプレスリリース配信サービス等によるＰＲ活動

(オ) 立地企業ＰＲ職場見学会や立地企業間意見交換会の開催

(6) 雇用対策

① 雇用機会の拡大促進

ア 助成制度

・就職困難者等雇用促進助成事業

雇用機会の増大及び雇用の定着を図るため、障害者等を雇用した事業主に対し、国の特定求職者雇用開発助成金と協調して市単独の奨励金を支給する。

・移住・就業等支援事業

東京圏から移住し、中小企業に就業、起業またはテレワークを行う方に対し、移住支援金を支給するとともに、子育て世帯の移住者に対して支援金の加算を行う。

また、東京圏の大学生等の本市への移住に向けた就職活動に要する交通費を助成する。

- ・ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業者支援事業（令和7年度新規事業）

若者や女性が働きやすい職場づくりに取り組む市内の中小企業事業主に対し、奨励金を支給する。

また、ワーク・ライフ・バランス推進への取組事例等をセミナー等で紹介し、意識啓発を図るとともに、アドバイザーを無料で派遣して具体的な取組を支援する。

- ・奨学金代理返還支援制度導入促進事業（令和7年度新規事業）

中小企業の人材確保・定着を図るため、奨学金代理返還支援制度を導入した中小企業事業主に対し、補助金を支給する。

イ 若年者等の雇用促進

- ・かごしまで働きたい若者応援会議運営事業

18歳人口をはじめとする若者の市外流出抑制に向け、地元定着やUターンに資する取組について、産学官が連携して検討を進める。

- ・若者就職応援フェア「みらいワーク “かごしま”」開催事業

若者の市外流出抑制に向け、地元企業に対する理解促進等を図るため、地元の企業等が一堂に会し、中学生をはじめとする若い世代への企業等の魅力発信や情報提供を労働局・県と連携して行う。

- ・若年者等就職サポート事業

若年者の雇用状況の改善や女性の再就職支援を図るため、地元就職や職場定着、雇用面のミスマッチ、若年労働者の職業意識の変化に伴う定着の悪化など、それぞれの課題に対応した取組を実施する。

ウ 高年齢者の就労促進

- ・シルバー人材センターへの助成

設 立 昭和56年10月13日

会 員 数 4,130人（令和7.3.31現在）

目 的 「生きがい」や「社会参加」を希望する高年齢者に対し、臨時的・短期的就業又は、その他の軽易な業務に係る就業の機会を提供するシルバー人材センターの運営を支援し、高年齢者の就業機会の拡大を図る。

エ 障害者の雇用促進

- ・障害者技能向上支援事業

特別支援学校の生徒を対象に技能体験教室を実施し技能向上の機会を提供するとともに、障害者雇用ガイドを発行する。

オ 留学生の人材確保

- ・留学生人材確保推進事業

在学中から鹿児島県の産業や事業所への理解促進を図り、卒業後も鹿児島で活躍する有能な人材を確保するため、留学生を対象とした職場見学会を開催する。

カ 連携中枢都市圏内の雇用促進

- ・連携中枢都市圏合同企業説明会開催事業

連携中枢都市圏を形成する4市で合同企業説明会を開催し、圏域全体で人材の確保や雇用機会の拡大を図る。

キ 労政広報紙の発行

- ・ 中小企業のひろばの発行
- ク しごと情報ナビの運用
 - ・ 国や県、関係機関を含めた市内の仕事に関する情報をわかりやすく案内するポータルサイトを運用する。

② 職業能力の開発促進

ア 助成制度

- ・ 認定職業能力開発連絡協議会への助成
- ・ ものづくり職人育成支援事業

ものづくり分野の技能継承，技術力向上等を図るとともに，市内事業所の人材育成を支援するため，職業訓練センターで実施される職業訓練に要する経費を助成する。

イ 職業訓練センターの設置

平成18年度から職業訓練法人鹿児島市職業訓練協会が，指定管理者として施設の管理運営を行っている。

開 設 昭和47年7月22日

敷地面積 3,623.13㎡

延床面積 2,348.47㎡

ウ 技能功労者等表彰

- ・ 技能功労者表彰

優れた技能を有し，他の模範となる者（45歳以上，同一職種経験年数20年以上）

- ・ 青年優秀技能者表彰

青年優秀技能者にふさわしい優れた技能を有し，将来を嘱望される者（39歳以下，同一職種経験年数10年以上）

エ 認定職業能力開発校優良訓練修了生の表彰

③ 勤労者福祉

ア 助成制度

- ・ 中小企業退職金共済制度掛金補助事業

中小企業の人材確保と従業員の福祉の増進を図るため，新規に中小企業退職金共済制度等に参加した事業主に対し，同制度の共済掛金の一部を助成する。

- ・ 中小企業勤労者福祉サービスセンターへの助成

設 立 平成5年7月1日

会 員 数 20,417人（令和7. 3. 31現在）

目 的 市内の中小企業勤労者に対し在職中の生活の安定，健康の維持増進，自己啓発，余暇活動等に係る総合的な福利厚生事業を提供する同サービスセンターの運営を支援する。

イ 勤労者交流センターの設置

勤労者の余暇活用の充実と相互の交流を促進するために設置し，体育館，トレーニングルーム，多目的ホールなどのほか，情報コーナーや談話コーナーなどのオープンスペースを備えた施設となっている。

平成18年度から（公財）鹿児島市中小企業勤労者福祉サービスセンターが指定管理者として施設の管理運営を行っている。

所 在 地 中央町10番地（キャンセ7・8階）

供用開始 平成13年 1 月19日
 開館時間 午前 9 時～午後 9 時
 休 館 日 年末年始（12月29日～ 1 月 3 日）
 主な施設

	施 設 名	定 員 等		施 設 名	定 員 等
7 階	第 1 会議室	70人	8 階	体育館 トレーニングルーム 多目的ホール	バレーボール・卓球等 30人 300人
	第 2 会議室	10人			
	第 3 会議室	10人			
	第 4 会議室	30人			
	第 1 和室	20畳			
	第 2 和室	24畳			
	創作室	30人			

2 融資制度

市内の中小企業者に対する事業資金の融資を円滑にし、中小企業の振興を図るため、信用保証料の一部又は全額を補助するなど低金利で利用しやすい融資制度を設けるとともに、県信用保証協会等に対する損失補償を実施している。また、県信用保証協会に対し、財政基盤を強化するための出捐を行っている。

(1) 中小企業融資制度

目 的 本市で中小企業を営み、事業振興及び経営の改善を図るため資金を必要とする者などに対し、事業資金の融資を円滑にし、中小企業の振興を図ることを目的とする。

融資対象 ① 市内に住所及び事業所を有する個人又は法人の中小企業者等
 ② 申込みの時までに引き続き 6 月以上（資金によっては 1 年以上）同一事業を営んでいること
 （創業支援資金及び街なかりノベーション推進資金は別に定める）
 ③ 納期の到来している市税を完納していること
 ④ 経営内容及び資金の使途が明確で、償還が確実と認められること
 ⑤ 鹿児島県信用保証協会の保証を受けることができる者であること
 ※ 上記のほか、資金の種類ごとに利用要件等を定める。

資金の種類、内容

(令和7.4.1現在)

資金の種類		資金使途	融資限度額	融資期間	融資利率 (融資期間に応じて)		信用保証料率 …注 1	信用 保証料 補助	連帯保証人		
産 業 振 興 資 金		運転資金 設備資金	3,000万円	運転7年以内（1年据置含） 設備10年以内（1年据置含）	1年以内 1年超3年以内 3年超5年以内 5年超7年以内 7年超	年1.95% 年2.15% 年2.25% 年2.45% 年2.55%	年0.45% ～1.90%	1／2 (2／3) …注 2, 3	信用保証協会の 定めるところに よる		
特 別 小 口 資 金			2,000万円	7 年以内（1 年据置含）	1 年以内 1 年超3 年以内 3 年超5 年以内 5 年超7 年以内 7 年超	年1.85% 年2.05% 年2.15% 年2.35% 年2.45%	年0.65% (年0.60%) …注4	3／5 …注3	不要		
小規模企業支援資金			2,000万円 (ただし、既存の保証 付融資残高との合計で 2,000万円の範囲内)		3 年超5 年以内 5 年超7 年以内 7 年超	年2.15% 年2.35% 年2.45%	年0.50% ～2.20%		信用保証協会の 定めるところに よる		
創業支 援資金 … 注 5, 6	創業関連保証対応		2,000万円 (うち運転資金は 1,400万円以内)	運転7年以内（1年据置含） 設備10年以内（1年据置含） …注 8	1 年以内 1 年超3 年以内 3 年超5 年以内 5 年超7 年以内 7 年超	年1.85% 年2.05% 年2.15% 年2.35% 年2.45%	年1.00%	2／3 (3／4) (4／5) …注10	不要		
	スタートアップ創出促進保証対応…注 7 一般保証対応						年1.20% …注 9				
新事業 展開 支援 資金	事業転換・ 多角化・ 事業拡大…注11		(事業転換・多角化) 1,200万円 (事業拡大・海外 販路拡大・新特産 品コンクール) 3,000万円	運転7年以内（1年据置含） 設備10年以内（1年6月 据置含）			年1.85% 年2.05% 年2.15% 年2.35% 年2.45%	年0.45% ～1.90%	2／3 (3／4) …注12	4／5	信用保証協会の 定めるところに よる
	海外販路拡大								2／3		
	新 特 産 品 コ ン ク ル								1,000万円		
街なかりノベーショ ン 推 進 資 金…注 5	3,000万円		運転7年以内（1年据置含） 設備10年以内（1年据置含）								
環境配慮促進資金				3,000万円							
I C T活用促進資金				3,000万円							
経営安 定化資 金 …注13	危機関連保証対応		3,000万円	運転7年以内（2年据置含） 設備10年以内（2年据置含）			1 年以内 1 年超3 年以内 3 年超5 年以内 5 年超7 年以内 7 年超	年1.75% 年1.95% 年2.05% 年2.25% 年2.35%	年0.80%	4／5	
	セーフティネッ ト 保 証 対 応								1～4,6号 年0.87% 5,7,8号 年0.80%		
									経済環境変化等		年0.45% ～1.90%
災害対策資金…注14			1,500万円	運転7年以内（2年据置含） 設備10年以内（3年据置含）					年0.45% ～1.90%	全額	
大島紬救済対策資金		運転資金	組合 5,000万円 組合員2,000万円	3 年以内（1 年据置含）			1 年以内 （売上減 1 年超	年1.95% 年1.70%) 年2.15%	信用保証協会の保証を必 要としない		商工組合中央金 庫の定めるところに よる
協同組合等活性化資金		運転資金 設備資金	組合 6,000万円 組合員3,000万円 設立後6月未満の 組合 2,000万円 組合員1,000万円	運転7年以内（1年据置含） 設備10年以内（1年6月 据置含）			1 年以内 1 年超3 年以内 3 年超5 年以内 5 年超7 年以内 7 年超	年1.95% 年2.15% 年2.25% 年2.45% 年2.55%			

(注1) ①以下に該当する場合、それぞれ年0.10%の割引あり。

- ・会計参与設置会社又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている利用者
- ・担保の提供がある利用者(一部資金を除く。)

②事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合、信用保証料率が0.25%又は0.45%上乗せ。(上乗せ分は市補助対象外。)

(注2) 設備資金として利用する場合、保証料補助は2/3。運転・設備資金両方を利用する場合は、設備資金が全体の2/3を超える場合に適用。信用保証料率が年1.25%以上の場合は年0.60%(設備資金として利用する場合は年0.80%)で算出した信用保証料相当額を補助。

(注3) 「かごしまSDGs推進パートナー」の登録を受けている場合、通常の市補助後の信用保証料率からさらに0.10%割引。

(注4) NPO法人が利用する場合の信用保証料率は年0.60%。

- (注5) 創業支援資金、街なかりノベーション推進資金は1回限りの利用。
- (注6) 創業支援資金の利用者に対して、融資実行後12月以内の支払利子相当額を補助。(上限30万円)
- (注7) 保証申込時において税務申告1期末終了者は、事業開始に必要とする資金額の10分の1以上の自己資金が必要。また、融資実行後、会社を設立して3年目及び5年目に「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」の提出が必要。
- (注8) スタートアップ創出促進保証対応の場合、運転・設備資金の据置期間は、取扱金融機関において創業支援資金の融資と原則同時に信用保証協会の保証を付していない融資を実行する場合又は保証申込時に信用保証協会の保証を付していない融資の残高がある場合にあっては3年以内。
- (注9) スタートアップ創出促進保証対応の場合、年1.20%のうち経営者保証の機能を代替する信用保証料率上乗せ分の年0.20%は市補助対象外。
- (注10) 本市が定めるセミナー等(セミナー等の種類により信用保証料補助の拡大対象となる修了年度が異なる。)の修了者又は女性、若者(30歳未満)、シニア(55歳以上)が利用する場合、保証料補助は3/4。なお、セミナー等の修了者が女性、若者、シニアの場合、保証料補助は4/5。
- (注11) 事業拡大について、移転・増設は融資対象外。
- (注12) 本市が定めるセミナー等の修了者が利用する場合、保証料補助は3/4。
- (注13) 突発的な災害や全国的に業況が悪化している業種であることなどの事由により、経営の安定に支障を生じている中小企業者で、市長の認定を受けた方が対象。
- (注14) 災害対策資金の利用者に対して、融資実行後3年以内の支払利子の1/3相当額を補助。

貸付実績

区分	産業振興	特別小口	小規模企業	経営安定化	環境配慮	災害	創業	新事業展開	街なかりノベ	ICT	大島紬	協同組合	計
令和5年度	504	1	136	1	0	0	76	7	0	0	5	0	730件
	3,842,517	3,000	472,477	30,000	0	0	280,818	27,000	0	0	41,657	0	4,697,469千円
令和6年度	518	0	186	4	0	0	56	4	0	0	4	0	772件
	3,873,981	0	696,540	40,500	0	0	188,000	8,400	0	0	40,874	0	4,848,295千円

- (2) 県信用保証協会(令和7.4.1現在) (特殊法人 事業開始 昭和23年12月)
- 保証資格 県内に事業所(個人の場合は住居又は事業所)を有し、事業を営んでいる中小企業者
- 保証限度額 個人・法人280,000千円, 組合480,000千円
- 保証期間 運転資金15年以内, 設備資金20年以内
- 保証料 一般保証 年率0.45%~1.90%
- ※会計参与設置会社又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている利用者及び担保の提供がある利用者については、保証料率の割引あり。

① 市出捐金

292,230千円(昭和26年度から平成10年度まで)

② 基本財産

(令和7.3.31現在)(単位:千円)

鹿児島県	鹿児島市	その他の市町村	金融機関その他	基金準備金	計
3,707,995	292,230	381,970	1,407,142	11,829,667	17,619,004

③ 保証実績

(単位：件，千円)

区 分		保証承諾		保証債務残高		代位弁済額	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
県 全 体	令和5年度	4,361	59,184,833	24,681	237,141,366	403	2,864,986
	令和6年度	3,741	46,679,447	23,060	210,153,905	502	4,251,151
本 市 分	令和5年度	2,049	28,286,623	11,696	114,486,475	207	1,408,288
	令和6年度	1,787	21,822,688	10,843	100,244,386	282	2,167,824

(資料：鹿児島県信用保証協会)

3 計量検査所

計量の適正化のため，計量器の検査，計量管理の指導・監視を充実するとともに，暮らしに役立つ計量啓発に努める。

(1) 計量検査指導事業

① 特定計量器定期検査（質量計）

(令和6年度)

	検 査 戸 数	検 査 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)
集 合 検 査	738	1,606	12	0.7
所 在 場 所 検 査	2	261	2	0.8
巡 回 検 査	590	925	6	0.6
合 計	1,330	2,792	20	0.7

② 特定計量器立入検査

(令和6年度)

	検 査 戸 数	検 査 個 数	不 正 個 数	不 正 率 (%)
特 定 計 量 器	29	249	0	0.0
質 量 計	47	173	0	0.0
合 計	76	422	0	0.0

③ 商品量目立入検査

(令和6年度)

	立入戸数	検査個数	不正個数	不正個数内訳		不正率 (%)	
				超 過	不 足	超 過	不 足
内容量表記商品	80	2,302	53	10	43	0.4	1.9

(2) 暮らしに役立つ計量啓発事業

① 「計量のひろば」の開催

計量記念日に，県や県計量協会等と共催し，計量思想の普及啓発を図るため，「計量のひろば」を開催し，商品量目コーナー等を実施する。

② 計量啓発パネル展の開催

「計量」について認識を深めてもらうため，計量器の定期検査と計量器及び商品量目の立入検査の実施状況をパネルにより紹介する。

4 農林水産業

(1) 現況

農業については、市民に安全安心かつ新鮮で良質な農畜産物を安定的に供給する役割を基本として、生産性の高い農業が行われている。しかしながら、高齢化等による農業従事者の減少、降灰や鳥獣による農作物等への被害、豪雨災害等の頻発化など厳しい状況に置かれている。

林業については、林産物の供給、山地災害の防止、水源のかん養等の多面的機能の発揮を通じて市民生活に恩恵をもたらしている一方、低い収益性、担い手不足などから、間伐などの適切な管理が行われていない森林が増加している。

水産業については、錦江湾を主な漁場として、漁船漁業が行われ、幅広い魚種が水揚げされており、その他にもブリ、カンパチ等の海面養殖業が行われているが、漁獲量の減少、消費者の魚離れも進んでいる。

(2) 基本方向

① 次世代の担い手の確保・育成

新規就業者の確保・育成、意欲ある担い手への支援、多様な人材の活躍促進に取り組み、今後活躍する次世代の担い手の確保・育成を図る。

② 生産環境の整備

スマート農林水産業の推進などによる生産性の向上促進、自然災害等への対応、生産環境の保全・継承に取り組み、将来にわたって農林水産業を営んでいける生産環境の整備に努める。

③ 魅力ある地域資源の活用

6次産業化などによる地域資源の魅力向上、販売と流通の促進、情報発信と交流促進に取り組み、地域の有する“人材、農林水産物、それらを取り巻く環境”などの地域資源の活用を図る。

(3) 農 業

① 農業構造

(単位：戸)

農 家	年	平成22年	平成27年	令和2年
	区分			
	農 家 戸 数	5,599	4,562	3,591
	う ち 販 売 農 家	1,592	1,176	881
	う ち 自 給 的 農 家	4,007	3,386	2,710

資料：農林水産省「農林業センサス」による

(注) (1) 農家の定義

経営耕地面積が10アール以上の農業を営む世帯又は農産物販売金額が15万円以上あった世帯

(2) 販売農家の定義

経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家

(3) 自給的農家の定義

経営耕地面積が30アール未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家

(単位：ha)

耕 地	年 区分		平成22年			平成27年			令和 2 年			令和 6 年		
			面 積	構成比	指 数	面 積	構成比	指 数	面 積	構成比	指 数	面 積	構成比	指 数
	内 訳	田	1,630	45.8	100	1,580	46.7	96.9	1,520	48.6	93.3	1,420	48.1	87.1
		畑	1,930	54.2	100	1,800	53.3	93.3	1,610	51.4	83.4	1,530	51.9	79.3
	計		3,560	100.0	100	3,380	100.0	94.9	3,130	100.0	87.9	2,950	100.0	82.9

資料：農林水産省「作物統計調査」による

② 主要農畜産物の生産状況

(単位：ha, トン)

耕 種 部 門	年		平成22年			平成27年			令和2年			令和6年 (※令和5年)		
	区分		面積	収穫量	指数	面積	収穫量	指数	面積	収穫量	指数	面積	収穫量	指数
	水 稻		968	4,570	100	852	3,810	83.4	669	2,970	65.0	553	2,410	52.7
	麦 類		2	5	100	2	3	60.0	2	3	60.0	0	0	0
	甘 しょ		36	739	100	26	479.8	64.9	22.9	354.3	47.9	19.8	381.5	51.6
	豆類・雑穀		29.6	30.76	100	10.8	10.64	34.6	9.4	7.21	23.4	※7.48	※4.66	※15.1
	野 菜		749.9	11,495	100	737.2	10,962.5	95.4	623.8	9,244.9	80.4	※576.0	※8,891.	※77.3
	果 樹		305	1,649	100	268.9	1,371.9	83.2	220.9	1,106.4	67.1	※162.4	※833.3	※50.5
	工芸作物		266.9	3,110.9	100	266.1	3,435.9	110.4	271.0	4,798.9	154.3	247.0	4,656.5	149.7
	花き庭園樹		65.02	-	(面積) 100	59.15	-	(面積) 91.0	40.69	-	(面積) 62.6	※32.48	-	(面積) ※50.0
	飼料作物		231.9	13,447.5	100	309.2	17,748.7	132	252.5	15,217.8	113.2	225.3	13,933. 3	103.6

資料：市農林水産部による

(単位：頭, 千羽)

畜 産 部 門	年		平成22年		平成27年		令和2年		令和6年	
	区分		飼養 頭羽数	指 数	飼養 頭羽数	指 数	飼養 頭羽数	指 数	飼養 頭羽数	指 数
	肉用牛		9,110	100	7,860	86.3	7,535	82.7	8,215	90.2
	乳用牛		270	100	300	111.1	204	75.6	253	93.7
	豚		1,310	100	800	61.1	768	58.6	571	43.6
	採卵鶏		12	100	1	8.3	0.3	2.5	0.3	2.5
	肉用鶏		591	100	505	85.4	443	75.0	287	48.6

資料：市農林水産部による

③ 都市農業センター

農業・加工技術の実証及び普及研修等を行うことにより、本市の特性を生かした都市型農業と地域農業の振興を図るとともに、土とのふれあい等を通じて、市

民の農業に対する理解と相互の交流を深め、あわせて市民の健康づくりに資することを目的とする。

ア 所在地 犬迫町4705番地

イ 開所日 平成9年4月20日

ウ 施設の概要

1. 農業研修ゾーン（本館、実証圃、畜産技術研修施設等）

優良種苗の実証栽培，スマート農業技術の普及，6次産業化の推進及び支援

2. 市民農園ゾーン（市民農園，レストハウス等）

家族用・団体用・車いす使用者用の市民農園 合計820区画

3. ふれあいゾーン（ふれあい学習館，食彩ハウス，ふれあい広場，食の森等）

「四季の花園」での観賞用の花の植栽（夏：ヒマワリ，秋：コスモス，春：ナノハナ）

「食の森」での収穫体験の開催

エ 利用者数（市民農園利用者を除く）

令和4年度	令和5年度	令和6年度
約148,000人	約128,000人	約101,000人

(4) 林業

① 民有林の概況

（単位：ha, m³, 束, %）

区分		平成26年	構成比	平成31年	構成比	令和6年	構成比
針葉樹	面積	12,681	47.4	12,776	47.0	12,624	46.3
	材積	4,919,000	78.2	5,059,000	78.1	5,375,000	78.8
広葉樹	面積	11,044	41.2	11,236	41.3	11,338	41.6
	材積	1,368,000	21.8	1,416,000	21.9	1,445,000	21.2
竹林	面積	1,537	5.7	1,603	5.9	1,616	5.9
	材積	626,000	-	660,000	-	667,000	-
無立木地	面積	850	3.2	899	3.3	914	3.3
	材積	-	-	-	-	-	-
更新困難地	面積	668	2.5	658	2.4	745	2.7
	材積	-	-	-	-	-	-
合計	面積	26,780	100.0	27,173	100.0	27,237	100.0
	※材積	6,286,000	100.0	6,475,000	100.0	6,820,000	100.0

資料：県南薩地域森林計画による各年4月1日現在の数値

※竹林の材積の単位は束，材積の合計欄の数値は，針・広葉樹の合計

※四捨五入の関係上，合計欄の数値が合わないことがある

② 農林水産部所管の市有林・分収林の概況

(単位：ha)

区 分	谷 山	吉 田	桜 島	喜 入	松 元	郡 山	合 計
市有林	139.1	73.4	-	112.7	16.4	60.9	402.5
分収林	132.4	16.0	-	54.3	-	38.8	241.5

資料：農林水産部による 令和7年4月1日現在

(5) 水 産 業

① 漁業生産状況

(単位：トン)

種 別		平 成 22 年		平 成 27 年		令 和 2 年		令 和 6 年	
		数量	指数	数量	指数	数量	指数	数量	指数
漁 船	沿 岸	531	100.0	435	81.9	272	51.2	181	34.1
	近 海	261	100.0	308	118.0	144	55.2	61	23.4
海面養殖業		9,808	100.0	5,425	55.3	6,329	64.5	7,914	80.7
内水面漁業		3	100.0	1	33.3	1	33.3	1	33.3
計		10,603	100.0	6,169	58.2	6,746	63.6	8,157	76.9

資料：漁業年次報告による。

② 海づり公園

ア 鴨池海づり公園（開設：昭和61年4月12日）

- 1 所 在 地 与次郎二丁目9番12号
- 2 開 園 時 間 午前6時～午後7時（4月～9月）
午前6時～午後6時（10月）
午前7時～午後5時（11月～3月）
- 3 休 園 日 年中無休
- 4 施設の概要 駐車場 59台
管理棟 鉄筋コンクリート造2階建 延べ286㎡
釣 台 長さ150m×幅8.0m（釣り人定員200人）
- 5 令和6年度利用者 23,180人

イ 桜島海づり公園（開設：平成17年4月26日）

- 1 所 在 地 桜島横山町1722番地3
- 2 開 園 時 間 午前6時～午後7時（4月～9月）
午前6時～午後6時（10月）
午前7時～午後5時（11月～3月）
- 3 休 園 日 年中無休
- 4 施設の概要 管理棟 鉄筋コンクリート造平屋建 28㎡
釣 台 長さ50m×幅6.2m（釣り人定員45人）
- 5 令和6年度利用者 9,638人

(6) 生産組織

(令和7.4.1現在)

区 分	組 織 区 分	グ ル ー プ 数	会 員 数
耕 種 部 門	野 菜	49	296
	花 き	11	46
	果 樹	6	54
	茶	1	56
	小 計	67	452
畜 産 部 門	肉 用 牛	6	122
	乳 牛	1	2
	豚	1	2
	鶏	1	8
	小 計	9	134
林 産 部 門	た け の こ	2	21
	せ ん り ょ う	1	6
	小 計	3	27
合 計		79	613

(7) 農林漁業振興資金

農協等融資機関が本市に住所を有する農林漁業者等に融資する農林漁業振興資金について、国・県が利子補給等を行い、円滑な資金の融資を図り、農林漁業の振興に寄与することを目的とする。

① 主な農林漁業振興資金の種類、融資の対象

(令和7.4.1現在)

資金名 区分		農 業 近 代 化 資 金						農業経営 基盤強化資金	青 年 等 就農資金	漁業近代化 資 金
主 な 使 途		農畜産施設			家畜購入・農機具購入			農畜産施設 農地取得等	農畜産施設 農地改良等	水産施設
対 象 者		認 定 農 業 者	そ の 他 の 農 家	認定新規 就 農 者	認 定 農 業 者	そ の 他 の 農 家	認定新規 就 農 者	認 定 農 業 者	認定新規 就 農 者	県の実施要領 に規定する者
基 準 金 利		2.95%						-	-	2.95%
利子補給・助成率	国・県	1.25%						-	-	1.25%
	市	-						-	-	-
	計	1.25%						-	-	1.25%
貸付利率		1.70%						1.70%以内	無利子	1.70%
償還期間	償 還	15年以内		17年以内	7年以内		10年以内	25年以内	17年以内	20年以内
	うち据置	7年以内	3年以内	5年以内	2年以内		5年以内	10年以内	5年以内	3年以内

貸付限度	融資率	100%	80%	100%	80%	100%	100%	80%
	限度額	個人 1,800万円 法人 2 億 円				個人 3 億円 法人 10億円	3,700万円	個人 9,000万円 法人 3億6千万円

※ 金利と利子補給率等については、随時改定が行われる。

※ J Aが融資するアグリメイク資金などの一般資金を対象とした利子助成制度を設けている。

(注) 認定農業者については、一定の要件を満たす場合、貸付当初5年間に限り、国の利子助成により、実質無利子となる。

② 貸付実績

(単位：件、千円)

区 分		農業施設	農機具	水産施設等	その他	合 計
令和5年度	件数	1	3	0	0	4
	金額	7,400	20,326	0	0	27,726
令和6年度	件数	0	2	0	3	5
	金額	0	2,261	0	106,313	108,574

※貸付は農協等による

(8) 農林土木

① 農業用施設の現況及び令和7年度計画

(令和7.4.1現在)

種別 区分	農 道 (km)	用排水路 (km)	ほ場整備 (ha)	橋 梁 (か所)	井 堰 (か所)	水 門 (か所)
現 況 (延長,面積,か所)	960 (74)	295	3,230 (850)	226	485	55
令和7年度計画	0.34	1.29	0	0	0	0

※ () は農道では一定要件農道延長、ほ場整備では区画整理済面積

② 令和6年度事業別施工実績

(単位：件、千円)

区 分			実 績				負担割合 (%)				
			件数	事業費	国・県 補助金	市費	地元 (受益者)	国	県	市	地元
市 単 独 土 地 改 良 事 業			49	276,510	-	276,510	-	-	-	100	-
かごしまの 農業未来創 造支援事業	農 道		-	-	-	-	-	-	40	60	-
	水 路		1	7,000	2,800	4,200	-	-	40	60	-
	ほ 場 整 備		-	-	-	-	-	-	40	60	-
	農 業 集 落 道 路		-	-	-	-	-	-	40	60	-
	暗 渠 排 水		-	-	-	-	-	-	40	60	-
団 体 営 土地改良 事 業	村づくり対検	西部第一地区	2	2,654	1,805	849	-	50	18	32	-
		吉野地区	4	10,862	7,168	3,694	-	50	16	34	-
	農業基盤 整備促進	鹿児島第1 二期地区	2	2,640	1,320	1,320	-	50	-	50	-
		鹿児島第2地区	3	14,708	8,089	6,619	-	55	-	45	-

		農業水路等長寿命化・防災減災事業	大 中 地 区	2	10,110	7,836	2,274	－	55	22.5	22.5	－
			雑田第一地区	0	2,690	2,084	606	－	55	22.5	22.5	－
			本河原上地区	2	5,000	3,875	1,125	－	55	22.5	22.5	－
		農地耕作条件改善事業	丸山地区	1	1,377	757	620	－	55	－	45	－
農業用施設等災害復旧事業	降灰	市	単	1	2,926	－	2,926	－	－	－	100	－
		(注) 県	単	－	－	－	－	－	50	50	－	
	農地	(注) 国	庫	6	10,263	11,395	540	－	94.5	－	5.5	－
	施設	(注) 国	庫	5	24,449	25,916	361	－	98.3	－	1.7	－
	施設	市	単	11	71,587	－	71,587	－	－	－	100	－

※件数は令和6年度完成分を計上。

※災害復旧の国・県補助金は、6年度受入分（5年災）。

※災害復旧の負担割合は5年災の補助率。

③ 市単独土地改良事業費の推移

(単位：千円)

工種	年度別	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	区分	工事費	指数	工事費	指数	工事費	指数	工事費	指数
農道改良		17,439	100	26,237	150.5	22,086	126.6	17,894	102.6
農道整備		16,814	100	17,280	102.8	60,487	359.7	26,951	160.3
水路改良その他		109,907	100	138,668	126.2	176,711	160.8	231,665	210.8
計		144,160	100	182,185	126.4	259,284	179.9	276,510	191.8

④ 令和6年度県営土地改良事業の負担金

事業名 (地区名)	負担割合(%)				市負担金 (千円)
	国	県	地元(受益者)	市	
農村地域防災減災事業(用排水施設整備) (郡山地区)	55	26.625	0	18.375	5,513
中山間地域農業農村総合整備事業 (松元地区)	55	30	0	15	15,315
農業水路等長寿命化・防災減災事業 (中溝地区)	55	25	0	20	2,600
農地整備事業(通作・保全) (鹿児島第2)	50	25	0	25	5,850
農業水路等長寿命化・防災減災事業 (松元地区)	55	25	0	20	1,700
計					30,978

(9) 農事事務嘱託員制度

① 設置目的

農林行政の円滑な運営を図るため、農事事務嘱託員制度を設ける。

② 委嘱事務

ア 農林業に関する各種調査及び報告

イ 農林業に関する文書等の配布、伝達

- ウ 農地及び農業用施設の整備要望の取りまとめ及び用地確保への協力
- エ 農地及び農業用施設の災害復旧対策推進への協力
- オ その他、農林業に関して特に必要な事務

③ 人 数（令和 7. 4. 1 現在）

313人

5 中央卸売市場

業務開始 昭和10年11月 3 日（全国で 7 番目）

職 員 数 21名（令和 7. 4. 1 現在）

青果市場 東開町11番地 1

昭和51年11月新設移転

敷 地 面 積 97,393㎡

施設延面積 54,455㎡

令和 6 年次の青果物の取扱高は、153,807トン（対前年比92.0%）、金額で400億1,774万円（108.9%）となり、前年と比較して、数量で13,376トン減少し、金額では32億6,157万円増加した。

野菜の入荷状況を、卸売業者の取扱量が多い順に種類別に見ると、キャベツ類は25,838トン（対前年比87.9%）、はくさいは16,832トン（89.2%）、たまねぎは14,290トン（89.5%）、だいこん類は12,466トン（96.5%）、ばれいしょ類は9,811トン（110.2%）となり、これらを含めた総入荷量は133,068トン（92.9%）で、前年と比較して10,132トンの減少となった。

金額について、卸売業者の取扱額が多い順に種類別に見ると、キャベツ類は31億9,705万円（対前年比131.2%）、たまねぎは21億7,911万円（104.9%）、トマトは19億2,828万円（113.8%）、きゅうりは18億9,132万円（112.5%）、レタス類は18億8,031万円（125.5%）となり、全体では302億9,098万円（112.2%）で、前年と比較して32億8,652万円の増加となった。1 kg当たりの平均単価は228円（120.6%）で、前年と比較して39円高となった。

果実の入荷状況を、卸売業者の取扱量が多い順に種類別に見ると、バナナは3,426トン（対前年比91.9%）、りんごは3,380トン（86.4%）、みかんは1,715トン（75.0%）、すいかは1,339トン（97.2%）、かきは1,260トン（79.9%）、これらを含めた総入荷量は19,095トン（87.9%）で、前年と比較して2,628トンの減少となった。

金額について、卸売業者の取扱額が多い順に種類別に見ると、りんごは17億1,521万円（対前年比103.1%）、いちごは11億4,801万円（102.9%）、ぶどうは8億3,995万円（109.2%）、バナナは7億7,193万円（99.6%）、みかんは6億8,647万円（97.8%）となり、全体では95億3,323万円（100.5%）で、前年と比較して4,688万円の増加となった。1 kg当たりの平均単価は499円（114.2%）で、前年と比較して62円高となった。

魚類市場 城南町37番地 2

昭和42年 4 月新設移転

敷地面積 30,151㎡（県有地の借地を含む）

施設延面積 24,359㎡

令和 6 年次の水産物の取扱高は、数量で18,100トン（対前年比83.5%）、金額で156

億330万円（対前年比92.1%）となり、数量は3,577トン、金額は13億3,594万円前年を下回った。

これを種類別に見ると、数量で養殖ぶりが212トン（142.3%）、びんながが257トン（193.3%）、月日貝が114トン（297.1%）増加したものの、かつおが3,590トン（43.1%）、しびが113トン（10.1%）、黄はだが146トン（21.5%）減少したため、全体的に大幅に下回った。

金額については、数量が増加した養殖ぶり、びんながなどが増加したが、魚類市場で取扱量の多いかつおの数量が大幅に減少したことなどにより、全体的にかなり減少した。

鮮魚全体の1 kg当たりの平均単価は、771円（対前年比109.5%）で前年より67円の増となった。

冷凍魚全体の1 kg当たりの平均単価は、1,328円（対前年比108.3%）で前年より102円の増となった。塩干・加工品は、数量、金額ともにわずかに増加した。

中央卸売市場の再整備

近年の卸売市場を取り巻く環境の変化等を踏まえ、施設の整備をはじめ、将来的にあるべき方向性を明確にし、その方向性に基づいたハード・ソフトの両面について検討を行い、健全な市場運営を目指すことを目的として、「機能的な市場」、「活力ある市場」、「魅力ある市場」の3つの基本コンセプトを掲げ、今後の市場の施設整備と活性化対策についての整備方針を示した「鹿児島市中央卸売市場整備計画」を平成21年3月に策定した。

整備の方針として、青果市場は、ストックマネジメントの考え方にに基づき、施設の高度化や利用者の利便性に対応した改修や修繕に取り組むこととし、魚類市場は、老朽化が著しく、施設の再整備が急務となっており、現在地での建て替えを進めることとした。

この「鹿児島市中央卸売市場整備計画」に基づき、青果市場、魚類市場それぞれの目指す姿と達成目標を明らかにし、それらを実現するために必要な取組と、市場整備を推進するため、平成24年3月に「鹿児島市中央卸売市場魚類市場再整備基本計画」を、同年7月に「鹿児島市中央卸売市場青果市場リニューアル基本計画」を策定した。

平成25年度は、それぞれの基本計画に基づき、青果市場では、リニューアル整備に向けて、技術的検討を踏まえた整備方針を取りまとめ、さらに品質衛生管理機能の向上を図るための屋根付荷捌場の実施設計を行い、魚類市場においては、現在地での建て替え整備に向けて、再整備基本設計をまとめた。

青果市場では、平成26年度から30年度までに、屋根付荷捌場・自走式立体駐車場の新築工事、エレベーター・見学デッキの新設工事を行うとともに、管理棟・関連商品売場棟・卸売場棟・冷蔵庫棟などの改修工事や場内舗装工事等を実施した。

魚類市場では、平成26年度に市場棟などの実施設計を行い、令和3年度までに現在地での建て替え工事等を実施した。4年度から6年度までに、周辺施設解体工事、外構工事等を実施し、再整備事業が完了した。

令和2年度に策定した経営展望における基本コンセプトである「つながる人・ものフレッシュで活気あふれる市場」を目指して効率的かつ効果的な市場運営に取り組む。

(1) 取扱品目

青果市場 野菜、果実及びこれらの加工品、鳥卵並びに規則で定めるその他の食

料品
 魚類市場 生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品

(2) 市場施設

(令和 7. 4. 1 現在)

市場別	名 称	面 積	摘 要
青果市場	卸 売 場	11,103㎡	鉄筋コンクリート造, 鉄骨造
	仲 卸 売 場	6,760	//
	事 務 室	4,332	//
	屋 根 付 荷 捌 場	7,860	鉄骨造
	買 荷 保 管 所	3,468	鉄骨造
	関 連 事 業 店 舗	2,987	鉄筋コンクリート造, 鉄骨造
	冷 蔵 庫 棟	5,638	//
	自 走 式 立 体 駐 車 場	4,444	鉄骨造
	そ の 他	7,863	鉄筋コンクリート造, 鉄骨造
	計	54,455	
魚類市場	卸 売 場	4,639㎡	鉄筋コンクリート造
	仲 卸 売 場	2,935	//
	事 務 室	3,123	//
	屋 根 付 荷 捌 場	622	//
	関 連 事 業 店 舗	1,180	鉄骨造
	そ の 他	11,860	
	計	24,359	

(3) 取引機構

(令和 7. 4. 1 現在)

市場別 \ 業種別員数	卸売業者	仲卸業者	売買参加者	関連事業者
青 果 市 場	2	22	117	21
魚 類 市 場	2	29	80	13

(4) 使用料

卸売業者市場使用料……税抜卸売金額の1000分の3。ただし、鳥卵及び調理冷凍食品並びに冷凍鯨肉以外の冷凍魚及び調理冷凍食品は税抜卸売金額の1000分の1

卸売業者売場使用料…… 1 ㎡ 1 カ月 青果市場100円 魚類市場100円

仲卸業者市場使用料……条例第52条第2項の規定により買い入れた物品の販売金額
（消費税額等を除く。以下同じ）の1000分の3。ただし、
鳥卵及び調理冷凍食品並びに冷凍鯨肉以外の冷凍魚及び調
理冷凍食品は販売金額の1000分の1

仲卸業者売場使用料……1㎡ 1カ月 青果市場600円 魚類市場300円

事務室使用料……1㎡ 1カ月 青果市場 卸売場棟700円，その他650円
魚類市場 市場棟事務室340円，
関連店舗棟事務室734円

土地使用料……1㎡ 1カ月 青果市場40円 魚類市場30円

関連商品売場使用料……1㎡ 1カ月 青果市場 1,250円
魚類市場 売店819円，食堂944円

駐車場施設使用料……1区画 1カ月 青果市場 2,000円 魚類市場 3,000円

使用料のうち土地使用料の額は，上記により算出した額とし，土地使用料を除く
その他の使用料の額は，上記により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。
※魚類市場は経過措置を適用中。

(5) 年間取扱高

(単位 数量：t，金額：千円)

区分	年次	令和 4 年次		令和 5 年次		令和 6 年次		
		数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	
青 果 市 場		170,770	35,733,652	167,183	36,756,166	153,807	40,017,737	
	卸 売 業 者	170,768	35,730,385	167,181	36,752,397	153,805	40,013,316	
		(野 菜)	145,594	26,379,224	143,200	27,004,461	133,068	30,290,981
		(果 実)	22,154	9,039,528	21,723	9,486,347	19,095	9,533,227
		(そ の 他)	3,020	311,632	2,258	261,589	1,641	189,108
	仲 卸 業 者	2	3,267	2	3,769	2	4,421	
	魚 類 市 場	22,247	16,563,562	21,678	16,939,241	18,100	15,603,303	
卸 売 業 者	21,539	15,628,195	21,052	16,035,677	17,507	14,699,393		
	(鮮 魚)	19,569	13,238,042	19,393	13,631,215	15,817	12,181,992	
	(冷 凍 魚)	756	753,083	631	756,855	644	837,581	
	(塩干,加工,その他)	1,214	1,637,070	1,028	1,647,607	1,046	1,679,820	
	仲 卸 業 者	708	935,367	626	903,564	593	903,910	
計		193,017	52,297,214	188,861	53,695,407	171,907	55,621,040	

(6) 青果市場入荷量状況

(単位：t)

野			菜			果			実		
令和5年次			令和6年次			令和5年次			令和6年次		
国 内	鹿児島市	2,852	国 内	鹿児島市	2,492	国 内	鹿児島市	183	国 内	鹿児島市	120
	県内計	66,473		県内計	60,118		県内計	3,385		県内計	2,795
	北海道	19,350		北海道	19,582		青森	3,396		青森	2,897
	長崎	12,848		長崎	11,201		熊本	2,781		熊本	2,166
	熊本	8,797		熊本	8,278		福岡	1,580		福岡	1,258
	宮崎	8,244		宮崎	7,563		長野	918		長野	916
	群馬	5,455		群馬	5,144		佐賀	696		佐賀	601
	その他	20,514		その他	19,466		その他	2,754		その他	2,770
	県外計	75,208		県外計	71,234		県外計	12,125		県外計	10,608
外国		1,519	外国		1,716	外国		6,213	外国		5,692
合計		143,200	合計		133,068	合計		21,723	合計		19,095

(7) 魚類市場鮮魚の魚種別取扱高

(単位：t, %)

順位	令和5年次			令和6年次		
	魚種	数量	率	魚種	数量	率
1	かつお類	8,622	44.5	かつお類	5,031	31.8
2	まぐろ類	1,566	8.1	まぐろ類	1,699	10.7
3	たい類	1,246	6.4	たい類	1,175	7.4
4	しび	1,119	5.8	ぶり	1,049	6.6
5	ぶり	1,099	5.7	しび	1,006	6.4
6	あじ類	624	3.2	貝類	556	3.5
7	かんぱち	537	2.8	あじ類	538	3.4
8	さば類	506	2.6	かんぱち	530	3.4
9	貝類	474	2.4	さば類	485	3.1
10	いか類	411	2.1	いか類	443	2.8
	その他	3,189	16.4	その他	3,305	20.9
	合計	19,393	100.0	合計	15,817	100.0

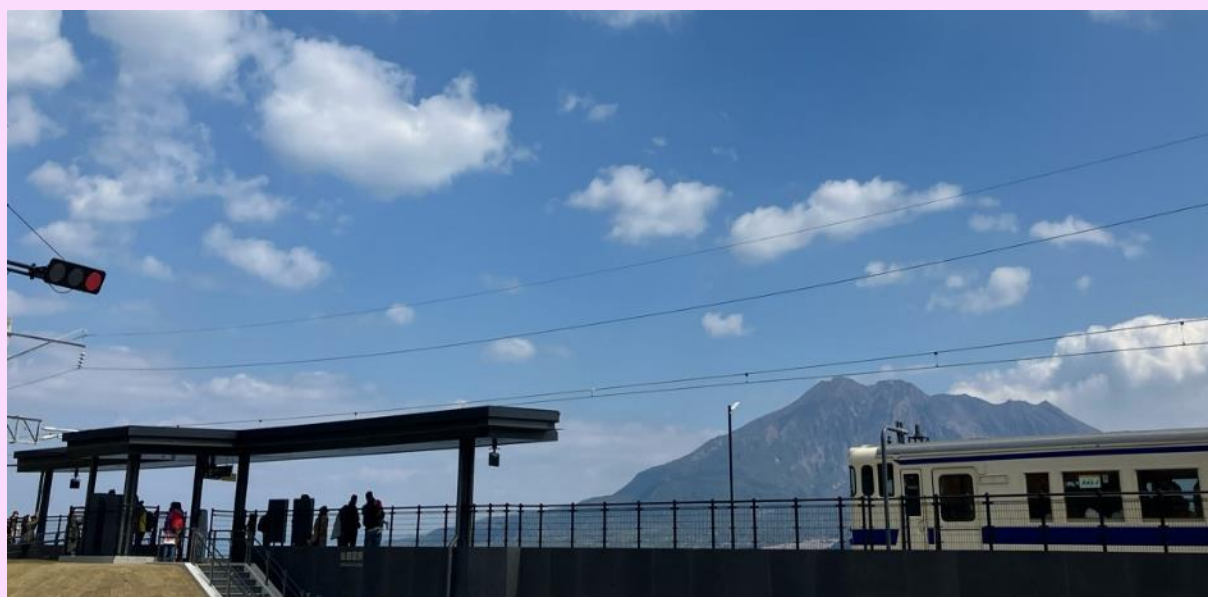
観光交流

1	観光の動向	294
2	観光施策の概要	295
3	観光施設等の状況	296
4	主な取組	307
5	主なイベント	309

▶ 鹿児島ファン拡大アンバサダー委嘱式



▶ 仙巖園駅と桜島



観 光 交 流

本市は、桜島や錦江湾などを中心とした豊かな自然・景観、幕末・明治維新に象徴される個性ある歴史・文化、まちなかで楽しめる温泉、天文館や名山堀などの昔ながらの街並み、芋焼酎や黒豚などに代表される食、そして南九州の交流拠点都市にふさわしい高次都市機能の集積など、他に類を見ない多種多様な観光資源に恵まれている。

このような地域特性を生かした観光振興は、地域経済の活性化を図る上でも重要であり、本市においては、第六次総合計画で掲げた「魅力にあふれ人が集う活力あるまち」を実現するための個別計画である第4期観光未来戦略に基づき各種施策を推進している。

1 観光の動向

(1) 入込観光客の推移

(単位：千人，％)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
客数	10,007	5,114	5,071	7,177	9,009
(対前年比)	(98.2)	(51.1)	(99.2)	(141.5)	(125.5)

(2) 宿泊観光客の推移

(単位：千人，％)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
客数	3,920	2,076	2,161	2,958	3,779
(対前年比)	(95.6)	(53.0)	(104.1)	(136.9)	(127.8)

(3) 外国人宿泊客の推移

(単位：人，％)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
客数	493,024	65,246	8,025	22,343	216,930
(対前年比)	(127.1)	(13.2)	(12.3)	(278.4)	(970.9)

(4) 観光消費額の推移

(単位：百万円，％)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
消費金額	120,480	58,753	63,180	86,863	119,270
(対前年比)	(98.8)	(48.8)	(107.5)	(137.5)	(137.3)

(5) 経済波及効果

(単位：百万円，％)

	令和3年	令和4年	令和5年
波及効果	85,972	120,392	164,954
(対前年比)	(-)	(140.0)	(137.0)

(6) 令和5年宿泊観光客の動き

① 発地別観光客数の状況

(単位：千人，％)

地区 区分	九州	四国	中国	関西	中部	北陸	関東	東北	北海道	外国	計
客数	1,866	49	137	401	168	55	771	54	61	217	3,779
構成比	49.4	1.3	3.6	10.6	4.5	1.5	20.4	1.4	1.6	5.7	100

② 月別観光客数の状況

(単位：千人，％)

月 区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
客数	254	267	319	276	318	280	314	355	321	375	372	328	3,779
構成比	6.7	7.1	8.5	7.3	8.4	7.4	8.3	9.4	8.5	9.9	9.8	8.7	100

③ 交通機関別入込状況（宿泊客と日帰客の合計）

(単位：千人，％)

区分	鉄道	バス	自家用車	航空機	船舶その他	計
客数	1,987	482	4,421	1,730	389	9,009
構成比	22.1	5.4	49.0	19.2	4.3	100

※観光統計は国、県にあわせて暦年での集計値

(7) 観光客船受入状況

(単位：隻，人)

入港年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
船数	1	2	13	92	106
乗船客数	161	296	9,320	141,302	221,561

2 観光施策の概要

(1) 第4期鹿児島市観光未来戦略

○基本目標

訪れる人の感動・暮らす人の幸せをつくる“稼ぐ観光”の実現

～ 世界を魅了するまち KAGOSHIMA ～

○計画期間

令和4年度～令和8年度

○数値目標

KGI	経済波及効果	2,200億円（令和2年比	1,370億円増）
KPI	観光消費額	1,600億円（令和2年比	996億円増）
	宿泊観光客数	400万人（令和2年比	192.4万人増）
	日本人	340万人（令和2年比	138.9万人増）
	外国人	60万人（令和2年比	53.5万人増）
	1人1泊あたりの観光消費額	31,000円（令和2年比	2,200円増）
	日本人	30,000円（令和2年比	9,500円増）
	外国人	33,000円（令和2年比	2,300円増）
	再訪の意向	100％（-）	
	推奨の意向	100％（-）	

○基本戦略

- 1 稼ぐ体制・仕組づくり～協働のプラットフォームの構築～
- 2 オンリーワンの魅力創出～世界を魅了する鹿児島品質の提供～
- 3 戦略的な誘客促進～マーケティングを駆使したプロモーション～
- 4 ホスピタリティあふれる受入体制の充実～すべての人に安心・快適な観光都市～
- 5 地域経済循環の促進～地消地産の促進～

(2) 観光未来戦略アドバイザーの配置

第4期観光未来戦略の着実な推進のため、専門的な助言などを行う「観光未来戦略アドバイザー」を配置している。

3 観光施設等の状況

① カゴシマシティビュー（平成6年3月18日から運行）（単位：人）

年度 区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	年 間	月平均	年 間	月平均	年 間	月平均	年 間	月平均	年 間	月平均
乗客数	89,823	7,485	103,391	8,615	209,635	17,469	306,176	25,514	374,068	31,172

② サクラジマアイランドビュー（平成23年10月18日から運行）（単位：人）

年度 区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	年 間	月平均	年 間	月平均	年 間	月平均	年 間	月平均	年 間	月平均
乗客数	31,201	2,600	35,903	2,991	81,850	6,820	160,787	13,398	212,114	17,676

観光地周遊バスの運行経路は交通事業（P416）を参照

(2) 維新ふるさと館

明治維新における鹿児島の歴史や先人の偉業を、映像・ジオラマ・ロボットなどの多彩な演出で、楽しく分かりやすく紹介する歴史観光施設。

所 在 地 加治屋町23番1号

開館時間 午前9時～午後5時（入館は午後4時30分まで）

休 館 日 年中無休

入 館 料 大人（高校生以上）300円（240円）

小人（小・中学生）150円（120円）（ ）内は20名以上の団体料金

<年間パスポート>

大人 600円 小人 300円

構 造 鉄筋コンクリート造地下1階地上1階建

延床面積 2,513.99㎡

主な施設 1階 ゆくさおさいじゃした通り、体験しやったもんせ「郷中教育」、世界を見ていた薩摩、あそんでみやんせコーナー、大河ドラマシアター、薩摩の偉人・英雄列伝、篤姫（天璋院）コーナー、維新常設展示、薩摩まちあるき

地階 維新体感ホール、薩摩・科学事始め、維新・日本のあけぼの、維新・夜明け前、薩摩・明治維新伝、多目的ルーム

入館者数

(単位：人)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
50,718	58,703	91,512	100,701	110,733

(3) 国民宿舎レインボー桜島

宿泊の場を提供することで、本市の観光振興を図るための施設。

所在地 桜島横山町1722番地16

構造 鉄筋コンクリート造3階建

室料 和室(トイレ付) 5,185円(大人), 4,274円(小学生), 2,200円(幼児)

和室(トイレ, バス付) 6,285円(大人), 5,374円(小学生), 2,750円(幼児)

和室(広間) 3,110円(大人), 2,564円(小 人), 1,320円(幼児)

洋室(トイレ, バス付) 6,835円(大人), 5,924円(小学生), 2,970円(幼児)

延床面積 3,815.66㎡

利用者数

(単位：人)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
5,766	7,926	12,342	15,101	14,325

(4) 桜島マグマ温泉

温泉を提供することで、本市の観光振興を図るための施設。

所在地 桜島横山町1722番地16

構造 鉄筋コンクリート造平屋建

入浴時間 午前10時～午後9時

入浴料 大人(中学生以上) 390円

小人(小学生) 150円

70歳以上(市内居住) 100円

延床面積 840.85㎡

利用者数

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	67,780	69,477	73,411	101,485	99,701
(内数)未就学児等	(13,077)	(10,827)	(9,906)	(12,335)	(12,069)

(5) かごしま水族館(愛称「いおワールド」)

「黒潮浪漫海道」をメインテーマに、黒潮のたどる南西諸島の海から鹿児島までの魚たちを、多彩な水槽で紹介することによって、水族に関する知識を広め、自然環境への意識の高揚を図っている。また、市民の健全な余暇の活用に供するとともに、本市の観光の振興にも資する施設。

令和6年12月には、入館者数が1,800万人を突破した。

所在地 本港新町3番地1

開館 平成9年5月30日

開館時間 午前9時30分～午後6時(入館は午後5時まで)

休館日 12月の第1月曜日から連続する4日間

入館料 大人(高校生以上) 1,500円(1,200円)

小人(小・中学生) 750円(600円)

幼児(4歳以上) 350円(280円)()内は20人以上の団体料金

年間パスポート

大人（高校生以上）3,000円（2,700円）

小人（小・中学生）1,500円（1,350円）

幼児（4歳以上）700円（630円）（ ）内はファミリー購入料金

平川動物公園・かごしま水族館共通チケット

大人 1,600円

小人（小・中学生）770円

構 造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上5階一部地下2階建

敷地面積 14,043.96㎡

延床面積 13,162.83㎡

展示水族 約800種10,000点

施設概要 本館

- ・ 1 階 エントランスホール，ピラルクー水槽，マングローブの生き物たち，ワクワクはっけんひろば，タッチプール体験コーナー，いおっこひろば，アミューズメントショップ，管理事務室等
- ・ 2 階 黒潮大水槽，水中トンネル，南西諸島の海，アクアラボ，レストラン等
- ・ 3 階 クラゲ回廊，鹿児島島の深海，海を渡ってきたオオウナギ，特別展示室
- ・ 4 階 かごしまの海（サツマハオリムシ，錦江湾の魚等）
- ・ 中5階 展望ホール（タイハイヨウアカボウモドキ骨格標本展示コーナー）

イルカ館

- ・ 地下2階 イルカプール（水中観察コーナー）
- ・ 地下1階 イルカプール及び観覧スタンド
- ・ 1 階 アザラシ水槽，イルカプール観覧スタンド

屋外（無料ゾーン）

- ・ イルカ水路

入館者状況 718,532人（令和6年度）

内 訳 大人 413,107人 小人 111,581人

幼児 55,086人 無料 138,758人

入館者数

（単位：人）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
287,074	397,932	611,543	711,102	718,532

（6）動物公園

鴨池動物園開園 大正5年9月23日

市 移 管 昭和3年7月1日

鴨池動物園閉園 昭和47年2月29日

平川動物公園開園 昭和47年10月14日

① 沿革・運営

大正5年民間企業が鴨池に遊園地を設置，昭和3年に市が買収し，交通事業の誘致施設として，敷地拡張，動物購入や娯楽施設の充実に努めた。

その後、昭和36年度から運動場とともに市教育委員会に移管し、子供の教育に役立つ魅力ある動物園を目標に、施設の整備充実を図った。

昭和43年には、所管を都市計画部に移し、位置、面積等について都市計画の一環として検討していくこととなり、昭和47年10月14日に平川動物公園(平川町5669番地1)として開園した。

② 平川動物公園

動物公園は、面積314,000㎡で、前面に桜島と錦江湾を望み、山林や谷、川のある起伏に富んだ地形で、自然に囲まれた公園としてそれらをできるだけ原形のまま残して建設されていることから、現在でも園内には五位野川のせせらぎなど、美しい自然が色濃く残っている。

平成21年度から27年度にかけて、新しい展示方法の導入や利用者の利便性の向上を図るため、「アフリカの草原ゾーン」をはじめとする動物飼育展示場や、「どうぶつ学習館」などのリニューアルを実施し、平成28年6月より「園内バス」の運行も開始した。

また、昭和59年にオーストラリアのクイーンズランド州から誘致したコアラは、現在19頭を飼育している。(令和7.3.31現在)

ア 施設

開園時間 午前9時～午後5時(入園は午後4時30分まで)

休園日 12月29日～1月1日

飼育動物 124種869点(令和7.3.31現在)
(哺乳類71種544点、鳥類40種293点、は虫類13種32点)

動物舎 67棟14,867.71㎡

イ 令和6年度入園者状況

一般(高校生以上) 249,461人、小学生・中学生 71,933人、

無料 149,848人、計 471,242人

入園者数 (単位:人)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
396,611	422,090	536,726	507,137	471,242

ウ 入園料

一般(高校生以上) 500円(400円)

小学生・中学生 100円(80円) ()内は20名以上の団体料金

エ 年間パスポート

一般(高校生以上) 1,000円

小学生・中学生 200円

オ 平川動物公園・かごしま水族館共通チケット

大人 1,600円

小人(小学生・中学生) 770円

(7) 西原商会アリーナ(鹿児島アリーナ)

※令和2年4月1日からネーミングライツ導入

メインアリーナは、市民のスポーツの振興及び文化の向上を図るとともに、本市の観光の振興に資するために設置したもので、国際・全国規模のスポーツ大会の開催が可能な「観る」機能を充実させた本格的なスポーツ施設であるとともに、様々な催し物に対応して、1階客席の配置を6種の形状から選択できる(シーティングシステム)

ほか、音響及び舞台機能を備え、コンサートやイベント等も開催できる多目的施設となっている。そのほか、市民が気軽にグループ利用や個人利用ができるサブアリーナ、武道場、弓道場、トレーニング室等の施設も有している。

(平成4年10月完成)

所在地 永吉一丁目30番1号

敷地面積 35,114.34㎡

延床面積 29,023.31㎡

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階 地上3階建

総事業費 約107億円

主な施設と利用状況

(単位:人)

施設名	面積	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
メインアリーナ	4,486㎡	37,490	71,470	120,829	208,934	188,398
サブアリーナ	1,008㎡	23,983	21,120	26,134	19,877	26,650
武道場	1,080㎡(2面×2)	21,275	23,324	24,970	24,070	30,384
弓道場	近的,10人立	9,058	9,429	10,629	10,068	12,357
トレーニング室	360㎡	32,894	30,730	33,344	25,268	32,078
EXスタジオ	120㎡	2,692	2,244	2,623	1,661	2,355
会議室	188㎡	4,249	4,615	6,122	5,791	7,511
合計		131,641	162,932	224,651	295,669	299,733

(8) 海水浴場

ア 令和6年度開設期間

- ・磯海水浴場 7月10日～9月1日
- ・生見海水浴場 7月20日～9月1日
- ・レインボービーチ 7月20日～9月1日

イ 利用状況

(単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
磯海水浴場	12,889	開設中止	開設中止	12,743	12,116	9,596
生見海水浴場	2,435			2,594	1,626	2,797
西道海水浴場	871			廃止	廃止	廃止
レインボービーチ	4,290			3,874	3,524	6,253
合計	20,485	—	—	19,211	17,266	18,646

(9) 観光農業公園(愛称「グリーンファーム」)

農村地域の魅力ある自然、農畜産物等の資源の活用により、農村地域の活性化を図るとともに、食と農への理解や循環型農業への関心を高め、観光の振興に資することを目的とした、本市グリーン・ツーリズムの拠点施設。

開設年月日 平成24年11月15日

面積 41.3ha

所在地 喜入一倉町5809番地97

開園時間 4月～10月 午前8時30分～午後6時
11月～3月 午前9時～午後5時

休園日 12月29日～1月1日

入園料 無料

主 な 施 設 農産物直売館（農産物直売所，調理体験室，加工体験室）
 農園レストラン
 交流体験館（研修室，調理体験室，工芸体験室，食品加工工房）
 管理棟
 環境学習棟・豚舎
 キャンプ場（バンガロー，テントサイト，オートキャンプ場，炊事棟，シャワー棟）
 自然遊歩道，滞在型市民農園，多目的広場，作業棟，体験用農地，生産用農場
 遊具広場

来園者数等 (単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
来園者数	約154,200	約149,700	約166,400	約182,200	約203,800
体験者数	29,921	35,062	39,059	34,915	55,428

(10) 都市農村交流センターお茶の里

都市と農村の交流を促進し，農村地域の活性化を図るため，農産物等の生産者と消費者が交流する場，広場を活用した集い憩う場，農産物等の加工体験の場の提供等を行う施設として開設し，令和7年3月に開設10周年を迎えた。

開設年月日 平成27年3月20日

面 積 約2.1ha

所 在 地 春山町1065番地1

開館時間 午前8時30分～午後5時

休館日 12月31日～1月3日

入館料 無料

主 な 施 設 農産物直売所，飲食施設，休憩・情報スペース，交流室，多目的広場，遊具広場，園路

来館者数 (単位：人)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
約285,400	約300,800	約315,700	約318,000	約307,100

(11) グリーン・ツーリズム活動組織における農業体験などの延べ体験者数

(単位：人)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
約17,100	約18,400	約19,000	約20,500	約37,200

(12) グリーン・ツーリズム登録団体等数

(単位：団体)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
49	52	55	59	62

(13) 観光案内板等の状況

観光案内板等の整備

種 類	内 容		令和6年度整備済累計
車両用施設誘導サイン	観光地までの誘導標識（車向け）		43
ま ち か ど サ イ ン	歩 行 者 向 け 案 内 地 図 板		26
歩 行 者 誘 導 サ イ ン	歩 行 者 向 け の 方 向 ・ 距 離 案 内		85
観 光 案 内 サ イ ン	市内の観光地案内地図板	総 合	21
		市 域	34
		周 辺	12
解 説 サ イ ン	観光地・史跡の説明板	大	92
		小	97
記 名 サ イ ン	観 光 地 名 を 表 示 し た 柱		43
歩車併用誘導サイン	観 光 地 ま で の 誘 導 標 識		114
施 設 誘 導 サ イ ン	観 光 地 ま で の 誘 導 標 識		12
そ の 他	鹿 児 島 城 下 絵 図 等		10
シ テ ィ ビ ュ ー サ イ ン	シ テ ィ ビ ュ ー 利 用 者 向 け 案 内 板	ル ー ト マ ッ プ	3
		の り ば サ イ ン	21
市電のりば周辺サイン	市 電 利 用 者 向 け 誘 導 標 識		5
合 計			618

(14) マリンピア喜入

温泉，室内温水プール，多目的広場を備えた健康増進のための施設であり，温泉等を活用した市民の心身の保養及び健康の増進並びにスポーツ及びレクリエーションの普及を図ることを目的に設置した。

業務開始 八幡温泉保養館（平成4年11月）

室内温水プール（平成5年10月）

多目的広場（平成7年8月）

所 在 地 喜入町6094番地1

総事業費 1,976,348千円

建物構造 八幡温泉保養館 鉄筋コンクリート造 2階建て
室内温水プール 鉄骨造 平屋建て

敷地面積 68,200.45㎡

延床面積 八幡温泉保養館 3,478.83㎡

室内温水プール 2,083.53㎡

開館時間 午前10時～午後9時

休 館 日 毎月第2月曜日（休日のときは，その日後最も近い休日でない日）

使 用 料 八幡温泉保養館

大人 390円，小人（小学生）150円

室内温水プール

大人 300円，小人（小・中学生）150円

多目的広場

全部使用（1時間）520円，一部使用（1時間）60円

施設内容 大浴場，うたせ湯，寝湯，水風呂，サウナ

25mプール，児童（幼児）用プール，ウォータースライダー

売店，会議室，休憩室，多目的広場

利用状況

(単位：人)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
120,174	125,154	146,086	167,760	171,623

(15) スパランド裸・楽・良

本施設は，水着で入るスパゾーン・温泉・レストラン・トレーニングルーム・宿泊施設などを備えた健康増進のための施設であり，市民の健康の増進及び交流の促進を図ることを目的に設置した。

業務開始 平成12年7月

所在地 東俣町1450番地

総事業費 1,458,154千円

建物構造 本館 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階，地下1階
別館 鉄筋コンクリート造 2階建て

敷地面積 8,543.06㎡

延床面積 5,217.80㎡

開館時間 午前10時～午後10時（施設ごとに使用時間は異なる。）

休館日 毎月第3火曜日（休日のときは，その日後最も近い休日でない日）

利用料金 一般使用（水着浴室・浴室・トレーニングルーム（大人のみ）・休憩室の利用）：大人 690円，小人（小・中学生）250円
部分使用（浴室・トレーニングルーム（大人のみ）・休憩室の利用）
大人 490円，小人（小・中学生）150円
トレーニングルーム使用：大人 300円
年間使用：61,000円

施設内容 本館

1階 和・洋風風呂（大浴場，サウナ，うたせ湯など），水着浴室等

2階 トレーニングルーム，休憩室，レストラン等

3階 宿泊施設（全18室）

別館 1階 倉庫 2階 研修室

利用状況

(単位：人)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
176,701	161,375	199,119	218,561	230,703

(16) スポーツ施設

① 鴨池公園（鴨池二丁目）

区分	面積	施設の概要	利用状況（令和6年度）
野球場（鴨池市民球場） 昭和15年7月開場 （昭和24年8月改修） 平成元年7月改築	15,975㎡	センターライン 120m 両翼ライン 93m スタンド高 5.15m 収容人員 約7,000人 スタンド全長 1塁側60m 3塁側60m	44,469人

区 分	面 積	施 設 の 概 要	利用状況（令和6年度）
多目的屋内運動場 （鴨池ドーム） 平成9年2月1日開館	延床面積 3,967.42㎡ 1階 3,634.66㎡ 2階 332.76㎡	1階 運動場（50m×60m人工芝フットサル2面、ゲートボール4面） スパイクは禁止 更衣室、投球練習場（ブルペン3人立） 2階 トレーニング室	40,062人 32,309人
広場 昭和15年7月開場 （平成10年3月改修）	7,404㎡	両翼71m	9,972人
テニスコート 昭和25年10月開場 （平成10年3月改修）	4,007㎡	4面	15,211人
水泳プール ・メインプール （平成23年4月開館） ・サブプール （昭和62年10月築， 平成23年3月改修） ・飛込プール （平成23年4月開館）	12,456㎡	メインプール 屋内50m×25m，0～3m可動床 50m，10コース（国際公認） サブプール 屋内25m×17.4m×1.3m 25m，8コース 幼児用プール（サブプールに付設） 屋内17.4m×6m×0.6m 飛込プール 屋外22m×20m×5m （飛込台…0.3，1，2.5，5， 7.5，10m） （飛び板…0.75，1，3m） トレーニングスタジオ 229㎡	161,363人

② 東開庭球場（東開町）

区 分	面 積	施 設 の 概 要	利用状況（令和6年度）
東開庭球場 昭和45年9月10日開場 （令和元年6月改修）	26,238.19㎡	テニス 16面 （10面夜間照明設備を設置）	117,668人

③ 市民体育館（坂之上一丁目）

区 分	面 積	施 設 の 概 要	利用状況（令和6年度）
体育館 昭和53年4月1日開館	3,024.40㎡ 本館 2,363.25㎡ 補助館 661.15㎡	バレーボール（本館3面，補助館1面），バスケットボール（本館2面，補助館1面），バドミントン（本館8面，補助館3面），卓球（本館18台，補助館6台），ハンドボール（本館1面），ソフトテニス（本館2面）	73,164人
屋外テニスコート 昭和61年8月完成	1,501.00㎡	クレーコート2面	2,539人

④ あいハウジングアリーナ松元（松元平野岡体育館）（上谷口町）

※令和２年４月１日からネーミングライツ導入

区 分	面 積	施 設 の 概 要	利用状況（令和６年度）
体育館 平成５年５月１日開館	5,313.48㎡	バスケットボール２面，バレーボール４面，バドミントン１２面，卓球５２台，多目的ルーム，会議室	85,937人
		温泉施設	76,942人

⑤ あいハウジングドーム松元（茶山ドームまつもと）（上谷口町）

※令和２年４月１日からネーミングライツ導入

区 分	面 積	施 設 の 概 要	利用状況（令和６年度）
多目的屋内運動場 平成１６年４月１日開館	2,608.64㎡	フットサル２面，ゲートボール４面，テニスコート３面，会議室	32,125人

⑥ あいハウジンググラウンド松元（松元平野岡運動場）（上谷口町）

※令和２年４月１日からネーミングライツ導入

区 分	面 積	施 設 の 概 要	利用状況（令和６年度）
運動場 平成３年４月１日開場	-	多目的グラウンド（ソフトボール２面） 補助グラウンド テニスコート４面（２面夜間照明設備） パターゴルフ場 草スキー場 茶山房（研修施設）	29,636人

⑦ 松元せせらぎ広場（上谷口町）

区 分	面 積	施 設 の 概 要	利用状況（令和６年度）
広場 平成１４年４月１日開場	-	25mプール，児童プール，幼児用プール，広場	4,540人

⑧ 郡山体育館（東俣町）

区 分	面 積	施 設 の 概 要	利用状況（令和６年度）
体育館 平成２８年１月６日開館	3,980.79㎡	バスケットボール３面，バレーボール４面，バドミントン１２面，フットサル２面，卓球台２０台	54,656人

⑨ 郡山総合運動場（東俣町）

区 分	面 積	施 設 の 概 要	利用状況（令和６年度）
運動場 平成９年４月１日開場	-	多目的競技場 （サッカー２面，ソフトボール４面） 多目的広場 テニスコート６面（４面夜間照明設備） グラウンドゴルフ場	73,807人

⑩ 郡山早馬球技場（郡山町）

区 分	面 積	施 設 の 概 要	利用状況（令和6年度）
球技場 昭和57年4月1日開場	-	グラウンド （ソフトボール、野球1面）	5,215人

⑪ 郡山花尾運動場（花尾町）

区 分	面 積	施 設 の 概 要	利用状況（令和6年度）
運動場 昭和57年4月1日開場	-	グラウンド （ソフトボール1面）	978人

⑫ 吉田文化体育センター（本城町）

区 分	面 積	施 設 の 概 要	利用状況（令和6年度）
体育館 平成6年3月1日開館	5,855.92㎡	バスケットボール3面、バレーボール4面、バドミントン12面、卓球3台、ハンドボール3面、トレーニング室、会議室	92,808人

⑬ 吉田多目的屋内運動場（吉田ドーム）（本城町）

区 分	面 積	施 設 の 概 要	利用状況（令和6年度）
多目的屋内運動場 （吉田ドーム） 平成17年2月1日開館	1,190.12㎡	フットサル1面 テニスコート1面 ゲートボール2面	8,540人

⑭ 吉田運動場（本城町）

区 分	面 積	施 設 の 概 要	利用状況（令和6年度）
運動場 昭和61年4月1日開場	-	グラウンド（ソフトボール2面） テニスコート3面（夜間照明設備）	28,955人

⑮ 南栄リース桜島アリーナ（桜島総合体育館）（桜島横山町）

※令和2年4月1日からネーミングライツ導入

区 分	面 積	施 設 の 概 要	利用状況（令和6年度）
体育館 昭和61年4月1日開館	5,398.54㎡ 本館 4,359.04㎡ 補助館 （平成4年4月1日） 1,039.5㎡	本館 バスケットボール2面、バレーボール4面、バドミントン12面、卓球25台、会議室補助館 バレーボール2面、バドミントン6面	107,778人

⑯ 南栄リース桜島グラウンド（桜島溶岩グラウンド）（桜島横山町）

※令和2年4月1日からネーミングライツ導入

※令和6年4月1日から名称変更

区 分	面 積	施 設 の 概 要	利用状況（令和6年度）
運動場 昭和54年4月1日開場	-	グラウンド（A、B） （サッカー5面、ソフトボール6面）	81,191人

⑰ 南栄リース桜島広場（桜島多目的広場）（桜島横山町）

※令和2年4月1日からネーミングライツ導入

区 分	面 積	施 設 の 概 要	利用状況（令和6年度）
多目的広場 平成17年8月1日開場	-	芝生広場（サッカー1面） 野外ステージ	33,523人

⑱ 喜入総合体育館（喜入町）

区 分	面 積	施 設 の 概 要	利用状況（令和6年度）
体育館 昭和56年9月1日開館	4,824.52㎡	バスケットボール1面，バレーボール4面，バドミントン12面，卓球8台，多目的ルーム，会議室	52,644人

⑲ 喜入総合運動場（喜入町）

区 分	面 積	施 設 の 概 要	利用状況（令和6年度）
運動場 昭和56年4月1日開場	-	陸上競技場（ソフトボール4面） テニスコート8面（4面夜間照明設備） 相撲場 多目的グラウンド （サッカー1面，ソフトボール2面）	25,408人

学校体育施設の開放

〈運動場の開放〉

市民のスポーツ・レクリエーション活動への強い要請に応え，健康体力づくりに資するため，昭和49年度から市立の小・中学校の校庭を，土曜の午後1時30分から午後5時まで，日曜・祝日の午前9時から午後5時まで開放している。また，小学校2校，中学校19校の校庭に夜間照明施設を設置し，原則的に午後7時から午後9時まで開放している。

〈体育館の開放〉

地域スポーツ活動の促進及び生涯スポーツの普及を図るため，昭和49年度から市立の小・中学校及び高等学校の体育館の夜間開放を年次的に拡充し，小学校78校，中学校38校，高等学校1校の計117校を開放している。

4 主な取組

（1）稼ぐ観光の実現に向けた観光振興策

稼ぐ観光の実現に向け，DMO（観光地域づくり法人）を中心とした観光地域づくりを進めるとともに，観光CRMアプリを活用した地域マーケティングやMICEの誘致に向けた取組の強化を図るほか，オフシーズンにおける本市独自の宿泊キャンペーンや令和9年度の西郷隆盛生誕200年・没後150年を契機とした誘客等に向け，事業計画の策定等を行うなど，地域特性を生かした観光・交流の推進や観光消費額の拡大を図る。

特に，急速に観光需要の回復が進むインバウンドの誘客に向けては，大阪・関西万博を契機とした広域連携によるプロモーションやクルーズ船の受入体制の強化・寄港

地観光の推進を図るほか、受け入れ環境の充実に向け、K a g o s h i m a C i t y F r e e W i - F i の機能強化を図るなど、インバウンド対応の強化に取り組む。

(2) 世界文化遺産の活用

平成27年に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産」は令和7年7月に10周年を迎える。市民の関心を高めるための普及啓発活動を行うとともに、本市の構成資産（旧集成館・関吉の疎水溝・寺山炭窯跡）を観光資源として活用し、観光交流の拡大・振興につなげるための取組を行う。

(3) 世界ジオパーク認定に向けた取組

桜島・錦江湾ジオパークは、令和7年1月に、日本ジオパークとして再認定されたところであり、今後は世界ジオパーク認定に向け、ジオパーク活動を推進することにより、桜島・錦江湾の魅力づくり等のこれまでの取組をさらに充実させ、国内外に一体的に情報発信していくことを通じて、ジオの魅力・特性を生かした観光交流の推進や、自然科学への認識の向上、鹿児島への愛着や誇りの醸成を図る。

(4) 仙巖園駅前広場管理事業

J R 仙巖園駅開業後の磯地区の活性化や交流人口の拡大に向け、同駅前広場の整備を進めるとともに、維持管理を行う。

(5) スタジアムの整備に向けた取組

まちに新たなにぎわいや活力を生み出す拠点となる、多機能複合型スタジアムの整備に向け、引き続き、県と一緒に候補地の選定に取り組む。

(6) 鹿児島アリーナリニューアルに向けた取組

スポーツ・イベントを見て楽しめる機能の向上を図るリニューアル改修基本・実施設計を行う。

(7) スケートボード等専用施設の整備に向けた取組

スケートボードやBMXなどアーバンスポーツを気軽に楽しむ環境を整備し、普及を図るため、スケートボード等専用施設整備の実施設計等を行う。

(8) 磯ビーチハウスの利活用に向けた取組

J R 仙巖園駅開業後の磯地区の活性化や交流人口の拡大に向け、磯ビーチハウスに民間力を導入し、年間を通じて楽しめる観光資源化を図る。

(9) オリンピック教室等開催事業

J O C（日本オリンピック委員会）と連携し、オリンピックによるオリンピック教室を開催する。

5 主なイベント

(1) かがしま錦江湾サマーナイト大花火大会

年 度	開 催 日	来 場 者 数
令和 2	新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、12月25日にかがしまウィンターナイト大花火大会として、市内24カ所に分散して開催	
令和 3	新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、11月2日にかがしまオータムナイト大花火大会として、市内22カ所に分散して開催	
令和 4	8 月 20 日	約 70,000 人
令和 5	8 月 19 日	約 150,000 人
令和 6	8 月 24 日	約 150,000 人

(2) 錦江湾潮風フェスタ

錦江湾や桜島の魅力を観光客や市民に感じてもらうためのイベント「錦江湾潮風フェスタ」を開催。

年 度	開 催 期 間	来 場 者 数
令和 2	新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から開催を中止	
令和 3	新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から事業を休止	
令和 4	新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から事業を休止	
令和 5	7 月 22 日 ～ 23 日	約 51,000 人
令和 6	7 月 20 日 ～ 21 日	約 55,000 人

(3) おはら祭

開催日 11月2・3日（祝）

年 度	参 加 者	内 容	
令和 2 (第69回)	62連 4 団体 2,221人	総踊り, おごじょ太鼓	※新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から規模を縮小して11月3日のみ開催
令和 3 (第70回)	77連 10団体 2,914人	総踊り, おごじょ太鼓 第70回記念企画	※新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から規模を縮小して11月3日のみ開催
令和 4 (第71回)	147連 51団体 8,024人	総踊り, マーチング, 伝統芸能, おごじょ太鼓, ダンスタイム「オハラ21」	
令和 5 (第72回)	178連 53団体 16,009人	総踊り, マーチング, 伝統芸能, おごじょ太鼓, ダンスタイム「オハラ21」 東京ディズニーリゾート®40周年スペシャルパレード	
令和 6 (第73回)	198連 57団体 17,590人	総踊り, マーチング, 伝統芸能, おごじょ太鼓, ダンスタイム「オハラ21」 みんなで踊ろう！おはらdeゾンターク！	

(4) ランニング桜島

鹿児島マラソンの開催に伴い、平成27年度から開催日を12月に変更。（令和5年は桜島フェリー船舶検査のため11月開催）

年 度	開 催 日	申込者数
令和元	12月1日	5,201人
令和2	新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から開催を中止	
令和3	12月5日	2,426人
令和4	12月4日	2,829人
令和5	11月26日	3,216人
令和6	12月1日	3,487人

(5) 天文館ミリオネーション

冬季の滞在型観光の推進を図るため、中心市街地に大規模なイルミネーションで光の空間を創り出す冬のイベント「天文館ミリオネーション」を平成27年度から開催。

年 度	開催期間	来場者数
令和2	12月4日～1月17日	約43,000人
令和3	12月3日～1月16日	約113,000人
令和4	12月2日～1月15日	約78,000人
令和5	12月1日～1月14日	約107,000人
令和6	11月29日～1月13日	約108,000人

(6) 鹿児島マラソン

冬季の宿泊観光客の誘致を図り、街のにぎわいを創出するとともに、市民のスポーツの振興に資することを目的として鹿児島の魅力を体感できるマラソン大会を平成27年度から開催。

年 度	開 催 日	種 目	定 員	申込者数	出走者数
令和元	3月1日	マ ラ ソ ン	10,000人	16,184人	中止
		ファンラン	2,500人	5,327人	
令和2	3月7日	マ ラ ソ ン	10,000人	中止 ※代替イベントとして、オンラインマラソンを実施	
		ファンラン	2,500人		
令和3	3月6日	マ ラ ソ ン	8,000人	7,525人	中止
		ファンラン	2,000人	1,936人	
令和4	3月5日	マ ラ ソ ン	9,000人	6,469人	5,581人
		ファンラン	2,500人	2,625人	2,411人
令和5	3月3日	マ ラ ソ ン	10,000人	7,414人	6,607人
		ファンラン	3,000人	3,166人	2,823人
令和6	3月2日	マ ラ ソ ン	10,000人	9,099人	8,174人
		ファンラン	3,000人	3,432人	3,220人

※ファンランの出走者数は、ランナー受付数（令和5年度以降は参加賞引渡し人数）

※令和元・2・3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から開催を中止

建 設

1	公 園	312
2	緑化事業	315
3	都市計画概況	316
4	港 湾	318
5	都市景観	320
6	住居表示	322
7	開発許可事務	322
8	市街地再開発	323
9	本市施行の土地区画整理事業	327
10	清算（特別会計）	333
11	建築確認事務	333
12	住 宅	334
13	建築物の維持保全	337
14	建築物の環境対策	337
15	土 木	338
16	高速道路	344
17	地籍調査	345

▶ 浜町1番街区再開発事業



建 設

公園及び都市の緑化については、市民に親しまれる公園緑地の充実を図るとともに、市電軌道敷や街路の緑化，市民との協働による緑化活動の促進により，花と緑が彩るまちづくりに取り組んでいる。

都市計画については，歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりの実現に向け，立地適正化計画等によるきめ細かで質の高い土地利用の推進を図るほか，市街地再開発及び住宅団地の活性化に向けた取組の促進や，土地区画整理事業の推進により，機能性の高い都市空間の形成に取り組んでいる。

住宅及び建築については，多様な居住ニーズに対応する安心・安全で暮らしやすい住環境の構築を図るほか，計画的で効率的な維持保全による建築物の長寿命化や，公共建築物における省エネルギーの推進に取り組んでいる。

道路，河川等については，幹線道路網の整備や交通需要に即した道路等の整備，橋りょう等の長寿命化のほか，河川改修等に取り組んでいる。

1 公 園

(1) 公園緑地整備と現況

本市の都市公園は695カ所，総面積471.54haで，市民1人当たりに換算すると8.11㎡となっている。

公園緑地は，市民に潤いと安らぎを与えるとともに，スポーツ・レクリエーション活動，健康づくりや地域コミュニティ等の場，さらには災害避難地としての機能を担うなど，重要な役割を果たすことから，全市的に調和のとれた配置と拡充に努めている。また，多様化する公園緑地へのニーズに対応するため，既設公園の再整備を行い，全ての人にとって利用しやすい公園づくりに取り組むこととしている。

主なものとして，これまでにかごしま健康の森公園や鹿児島ふれあいスポーツランドをはじめ，郊外にあってハイキング等を楽しめる自然志向型公園の錦江湾公園，豊かな緑を生かし，「ふるさと考古歴史館」を内包した慈眼寺公園，市街地中心部では「緑と水と光」をテーマに明るく開放的なイメージを基調とした中央公園，「市民や観光客のふれあい交流の場」としての共研公園，「にぎわいと多様な交流空間の場」としての天文館公園，「市民，病院来訪者などが気楽に散策できる緑地」としての上荒田の杜公園，「鹿児島駅周辺地域の交流とにぎわいの拠点」としての上町の杜公園，「中心市街地の回遊性の向上に資する新たな潤いの拠点」としての加治屋まちの杜公園，都市近郊の豊かな緑や自然的・歴史的特性を生かした多賀山公園，さらに，小野・伊敷地区には硬式野球のできる広場を備えた小野公園，吉野地区には寺山ふれあい公園，桜島地区には古里公園を整備している。

(2) かごしま健康の森公園

市制100周年の記念事業の1つで，市民の健康づくりの拠点として犬迫町の丘陵地に設置され，スポーツやレクリエーション，遠足・園外保育等，また，地域の交流の場として，開設以来多くの市民に広く利用されている。

開設年月日 平成4年4月1日

位 置 犬迫町825
 面 積 336,632㎡
 利 用 時 間 午前8時30分～午後9時
 (ただし、プールについては、午前8時30分～午後8時まで)
 休 業 日 12月30日～1月2日
 (ただし、プールは火曜日(休日のときは翌平日)も休み)
 駐 車 場 約1,200台
 主 要 施 設 記念広場(噴水・カナル・カスケード)
 多目的広場・ファミリー広場(芝生広場)
 わんぱく広場
 桜広場(展望台)
 運動広場(サッカー、ラグビー)
 テニスコート(砂入人工芝7面)
 プール(温水プール、温泉プール、ウォータースライダー)
 体育館(バドミントン、卓球、バレーボール、バスケットボール)
 パークゴルフ場(9ホール×4コース)
 相撲場(1面)
 自然観察園、こもれびの散歩道、ボタン・シャクヤク園
 ジョギングコース

(3) 鹿児島ふれあいスポーツランド

スポーツやレクリエーション活動を通じて、気軽に心身のリフレッシュや健康づくり、交流活動などを楽しめる総合公園として、平成16年に市の施設が、26年には県立サッカー・ラグビー場が開設し、多くの市民に広く利用されている。

位 置 中山町591-1
 利 用 時 間 午前8時30分～午後9時
 (ただし、プールについては、午前8時30分～午後8時。屋内運動
 場については、午前9時～午後9時)
 休 業 日 12月30日～1月2日
 (ただし、プール、トレーニング室は水曜日(休日のときは翌平日)
 も休み)

○ ふれあいスポーツゾーン(平成16年10月16日開設)

面 積 399,600㎡
 駐 車 場 約900台
 主 要 施 設 屋内プール(25mプール、ウォータースライダー、歩行浴、温泉保
 養コーナーなど)、屋内運動場(グラウンドゴルフ、テニス、フット
 サルなどのできる屋内運動場)、トレーニング室(各種トレーニング
 マシーンを備えたトレーニングスタジオ)、EXスタジオ(ダンスや
 エアロビクスなどができるフローリングスタジオ)、運動広場(芝生
 広場、クレイ広場)、ふれあい広場・花の広場(交流や休息ができる
 芝生広場、四季の花木などを楽しめる広場)、林間スポーツ広場(グ
 ラウンド・ゴルフが楽しめる広場)、ピクニックの丘(ピクニックや
 散策、休息が楽しめる広場)、溪流の散歩道・親水広場(自然の魅力
 を楽しむ散歩道、水に触れ合える池のある広場)

○ 鹿児島県立サッカー・ラグビー場（平成26年2月1日開設）

面 積 105,000㎡

駐 車 場 約500台

主 要 施 設 メイングラウンド（天然芝1面），サブグラウンド（天然芝1面・人工芝1面），多目的広場（練習用フィールド），クラブハウス（受付・事務所・審判室・交流スペース・シャワー更衣室・保健室）

(4) 都市公園の現況

（令和7.4.1現在）

公園種別		開 設 公 園					
		都市計画公園		都市計画外公園		計	
		箇 所	面積(ha)	箇 所	面積(ha)	箇 所	面積(ha)
街 区 公 園		122	29.05	500	67.73	622	96.78
近 隣 公 園		15	25.49	22	36.61	37	62.10
地 区 公 園		4	19.61	3	14.13	7	33.74
総 合 公 園		4	130.22			4	130.22
運 動 公 園		1	43.15			1	43.15
特 殊 公 園	風 致 公 園	2	37.10	1	1.00	3	38.10
	動 物 公 園	1	29.34			1	29.34
	墓 園	2	10.90			2	10.90
	歴 史 公 園			2	1.84	2	1.84
緑 道		1	14.80	2	0.90	3	15.70
都 市 緑 地		1	0.80	10	7.43	11	8.23
緩 衝 緑 地				2	1.44	2	1.44
合 計		153	340.46	542	131.08	695	471.54
1人当たり面積		4,715,400㎡÷581,541人≒8.11㎡					

※人口は令和7年3月1日現在の推計人口

2 緑化事業

市民や事業者等との協働による緑化活動の仕組みづくりを進め、緑の保全や創出に取り組むことにより、花と緑で彩るまちづくりを推進する。

(1) 都市緑化

① 公園の緑化

緑の拠点として緑化を進めるとともに、多様な公園の整備にあわせ、それぞれの特徴を生かした緑の質の向上を図る。

② 街路の緑化

周辺のまちなみの状況や歩行空間に適した樹種への植替、緑陰等を考慮した適正配置など街路樹の再生（質の転換）に取り組む。

街路樹の状況（令和7.4.1現在）

管理者別	市 道
本 数	842,031

街路樹の樹種別本数（高木）

（令和7.4.1現在）

樹 種	クスノキ	クロガネ モ チ	サクラ	タイワン フ ウ	ヤマモモ	その他	計
本 数	4,297	2,439	1,341	469	452	7,156	16,154
割合（％）	26.6	15.1	8.3	2.9	2.8	44.3	100

（低木）

樹 種	ヒラド ツツジ	カンツバキ	サツキ	ヒノデ キリシマ	シャリン バ イ	その他	計
本 数	390,255	97,576	91,505	57,725	48,319	140,497	825,877
割合（％）	47.2	11.8	11.1	7.0	5.9	17.0	100

③ 市電軌道敷の緑化

ヒートアイランド現象の緩和や都市景観の向上を図るため、芝生等による市電軌道敷の緑化の維持管理を行い、潤いと安らぎのある都市空間を創出する。

④ 公共施設の屋上・壁面緑化

整備実績（直近5カ年）

令和2年度	天文館公園公衆トイレ（壁面）
令和3年度	整備実績なし
令和4年度	整備実績なし
令和5年度	整備実績なし
令和6年度	加治屋まちの杜公園公衆トイレ（壁面）

(2) 花と緑のまちづくり

① 花壇等の維持管理

四季を通じて花に囲まれた街づくりを推進するため、花壇の維持管理を行う。

② 花と緑の彩り活動の促進

花壇などを管理している町内会や通り会などに対して花の苗を配付することによって市民との協働による花と緑で彩る活動を促進する。

③ フラワー・パートナーの普及拡大

花壇やプランターの維持管理に対するスポンサーやサポーターとなるフラワー・パートナーについてさらなる制度の周知広報に努め、普及拡大を図る。

フラワー・パートナー（令和7.4.1現在）

スポンサー数17者（花壇5箇所、プランター24基）

サポーター数2者（花壇2箇所）

④ 甲突川の桜並木再整備に向けた取組

老木化やシロアリ被害等を受け、衰退が懸念される甲突川の桜並木を、にぎわいと潤いが共存する新たな桜の名所とするため、再整備に向けた取組を進める。

(3) 緑化の普及啓発

① 街路樹愛護活動の普及拡大

町内会やあいご会などにより地域内の植栽帯の清掃などのボランティアを行う歩道緑地帯管理団体についてさらなる制度の周知広報に努め、普及拡大を図る。

歩道緑地帯管理団体（令和7.4.1現在 151団体、奨励金 1団体につき12,000円）

② グリーンバンク制度の運用

市民が撤去等を予定している樹木等の寄付を受け、これを公園等に植栽することによって、市民生活環境の向上と緑化の推進を図る。

③ 花と緑のふれあい

ア 花と緑の相談員の設置

イ ふれあい園芸教室の開催（年1回）

④ 民間施設の屋上・壁面緑化の促進

「鹿児島市民間建築物屋上・壁面緑化助成事業」により、市街化区域内の民間施設の屋上や壁面緑化の初期投資に対する助成を行う。

3 都市計画概況

都市計画の基本は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、公共の福祉に寄与することである。

本市は平成16年11月の合併に伴い、5つの都市計画区域が併存している。

土地利用の適切な誘導と均衡ある発展を図るために、「市街化区域」及び「市街化調整区域」の区域区分並びに用途地域の指定をはじめ、道路・公園・緑地・下水道等の都市施設を都市計画に定め、整備を逐次進めている。

(1) 土地利用計画（令和7.4.1現在）

① 都市計画区域

	鹿児島	吉田	喜入	松元	郡山	合計
都市計画区域	29,021ha	650ha	2,905ha	3,171ha	2,740ha	38,487ha

② 市街化区域及び市街化調整区域

	鹿児島	吉田	喜入	松元	郡山	合計	決定告示	備考
市街化区域	8,378ha (21.8%)	-	-	-	-	8,378ha (21.8%)	令和6.3.29 (変更決定)	当初決定 昭46.2.12
市街化調整区域	20,643ha (53.6%)	-	-	-	-	20,643ha (53.6%)		

③ 用途地域

用途地域	鹿児島	吉田	喜入	松元	郡山	合計	割合 (%)	備考
	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)		
第一種低層住居専用地域	約3,888	約44	－	約29	約10	約3,971	44.6	・鹿児島 (令和6.3.29 当初決定 昭和48.6.18)
第二種低層住居専用地域	約158	－	－	－	－	約158	1.8	
第一種中高層住居専用地域	約209	約1.5	－	約139	約59	約408.5	4.6	
第二種中高層住居専用地域	約816	約9.5	約71	約8.7	－	約905.2	10.2	・吉田 平成21.8.11
第一種住居地域	約862	－	－	約54	約18	約934	10.5	
第二種住居地域	約93	－	－	－	－	約93	1.0	・喜入 令和6.3.29
準住居地域	約204	－	約23	約15	約7.6	約249.6	2.8	
近隣商業地域	約289	－	－	約11	約3.2	約303.2	3.4	・松元 (平成16.4.1 当初決定 平成9.1.31)
商業地域	約515	－	－	－	－	約515	5.8	
準工業地域	約525	－	－	約14	約5.3	約544.3	6.1	
工業地域	約237	－	－	－	－	約237	2.7	・郡山 (平成16.9.1 当初決定 平成4.9.1)
工業専用地域	約582	－	－	－	－	約582	6.5	
合計	約8,378	約55	約94	約270	約103	約8,900	100.0	

備考) 防火地域123ha, 準防火地域766ha, 風致地区1,039ha, 臨港地区255.8ha, 特別用途地区781.3ha
 特定用途制限地域489ha, 居住環境向上用途誘導地区158ha, 駐車場整備地区580ha, 流通業務地区61ha
 高度地区31ha, 高度利用地区5.2ha, 地区計画(36地区, 約591.75ha)

(2) 都市計画道路整備状況

(令和7.3.31現在)

道路種別 区分			国道	県道			市道	合計	進捗率 (%)
				主要地方道	一般地方道	小計			
鹿児島都市 計画区域	計画決定	延長(km)	36.15	27.79	24.42	52.21	148.99	237.35	－
		面積(ha)	80.79	64.74	55.88	120.62	251.44	452.85	－
	改良済	延長(km)	28.25	24.04	20.04	44.08	132.80	205.13	86%
		面積(ha)	66.47	56.93	48.87	105.80	226.53	398.80	88%
	うち 市街化 区域	計画決定	延長(km)	30.00	26.22	19.07	143.47	218.76	－
			面積(ha)	68.36	61.00	47.09	243.64	420.09	－
		改良済	延長(km)	25.87	23.48	17.12	131.18	197.65	90%
			面積(ha)	59.89	55.71	43.97	223.98	383.55	91%
郡山都市 計画区域	計画決定	延長(km)	1.52	3.36	0.00	3.36	1.49	6.37	－
		面積(ha)	3.04	5.15	0.00	5.15	1.94	10.13	－
	改良済	延長(km)	0.67	2.28	0.00	2.28	0.90	3.85	60%
		面積(ha)	1.34	3.59	0.00	3.59	1.17	6.10	60%

4 港 湾

(1) 鹿児島港の現状

港湾管理者 鹿児島県

明治40年10月 「重要港湾」(旧法)に指定

大正8年7月11日 「開港」勅令333号。長崎税関鹿児島支署設置

昭和26年1月19日 「重要港湾」(現法)に指定 政令第4号

鹿児島港は本市の海の玄関口であり、穀物及び飼料を中心とする貿易や県内外の物流の拠点である。

港は南北約20kmにわたり、桜島フェリー、種子・屋久航路、三島・十島航路等の発着場となっている「本港区」、奄美・沖縄航路等の発着場となっている「新港区」、大隅方面へのフェリーの発着場となっている「鴨池港区」、大型クルーズ船が停泊する「中央港区」、臨海工業用地から発生する貨物や背後地域の船舶輸送需要に対応する「谷山一区」・「谷山二区」、ヨット・プレジャーボート等の基地として利用されている「浜平川港区」からなっている。

鹿児島港は、これまで、重要港湾として国及び港湾管理者である県により港湾機能の高度化、離島航路の集約化、背後地域の振興を図るための都市再開発用地の確保等を主な目的として整備が行われてきた。

しかしながら、国際化・都市化・情報化の進展等、社会経済情勢の変化に伴い、ウォーターフロントの魅力を生かしたまちづくり、海洋性レクリエーション基地の整備、人・物・情報の行き交う交流拠点の形成などが、新たな課題となってきた。そこで、これらの課題に対応するため、平成5年6月に目標年次をおおむね平成17年として港湾計画が改訂された。

近年では、クルーズ船の寄港数増加やさらなる大型化に対応するため、「マリンポートかごしま」に22万トン級のクルーズ船が接岸できる新たな岸壁の整備が進められ、令和4年3月に完成したほか、鴨池港区と中央港区を結ぶ臨港道路鴨池中央港区線の整備等が進められている。

(2) ウォーターフロントの開発

本港区のウォーターフロント開発については、昭和63年度から平成元年度にかけて「鹿児島港ポータルネッサンス21計画調査」を、また、平成2年度には、本港区の景観の高質化を図るための方策を検討するため「本港区景観形成調査」を実施した。これらの調査結果等を踏まえて、県などにより順次施設整備が進められ、北ふ頭旅客ターミナル、貨物上屋などは平成5年12月に、桜島フェリーターミナルは平成10年4月に、南ふ頭は平成14年9月に、高速船ターミナルは平成19年4月にそれぞれ供用が開始された。

水族館については、市が事業主体となり整備が進められ、平成9年5月にオープンした。

一方、商業施設等については、平成3年度に県・市・商工会議所で構成する「鹿児島港ポータルネッサンス21事業推進協議会」を設立して、各種調査等を行い、平成7年3月に、「鹿児島港本港区ウォーターフロント開発基本計画」を策定した。この基本計画のもと、ウォーターフロントパークが平成14年10月に供用開始し、暫定開発による商業施設「ドルフィンポート」が平成17年4月にオープンした。こうしたことから、同協議会は、本港区のまちづくりに一定の役割を果たし、所期の目的を達成したとし

て、平成25年3月に解散した。

その後、県は、平成31年2月に、本港区エリアについて「年間365日、国内外の幅広い観光客や県民で賑わい、国際的な観光都市にふさわしい『来て見て感動する観光拠点』の形成を図る」ことを開発コンセプトにした「鹿児島港本港区エリアまちづくりグランドデザイン」をとりまとめたほか、令和4年3月に、本港区のドルフィンポート跡地と住吉町15番街区を整備予定地とする「スポーツ・コンベンションセンター基本構想」を策定するとともに、本港区エリア一帯の利活用について、同構想や港湾としての機能を踏まえつつ、県全体に経済効果を波及させていくという視点を念頭において、同エリアを巡る様々な意見も聞きながら検討を行うため、「鹿児島港本港区エリアの利活用に係る検討委員会」を令和4年12月に設置し、土地利用の方向性を示すゾーニングやエリア毎の利活用の方針等について示した「鹿児島港本港区エリアコンセプトプラン」を令和6年3月にとりまとめた。

(3) 鹿児島港船舶旅客状況

(資料：港湾調査 年報 単位：人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
船舶乗降人員	5,991,367	3,559,101	3,414,395	3,806,657	4,676,265

(4) 鹿児島港輸移出入状況

(資料：港湾調査 年報 単位：トン)

		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
		数量	%	数量	%	数量	%	数量	%	数量	%
内国貿易	移出	14,814,333	46.8	12,309,449	46.4	12,089,856	46.7	12,498,953	47.3	12,806,825	47.4
	移入	16,853,406	53.2	14,203,304	53.6	13,782,789	53.3	13,945,692	52.7	14,234,600	52.6
	計	31,667,739	100.0	26,512,753	100.0	25,872,645	100.0	26,444,645	100.0	27,041,425	100.0
外国貿易	輸出	4,025	0.3	1,599	0.1	4,224	0.3	3,976	0.3	3,341	0.2
	輸入	1,373,673	99.7	1,232,606	99.9	1,235,165	99.7	1,189,132	99.7	1,333,434	99.8
	計	1,377,698	100.0	1,234,205	100.0	1,239,389	100.0	1,193,108	100.0	1,336,775	100.0

(5) 鹿児島港入港船舶トン数階級別表（令和5年実績）

(資料：港湾調査 年報)

区分		（単位：トン）							計	前年 対比 (%)	令和 4年 実績
		30,000 以上	10,000 ～ 30,000	6,000 ～ 10,000	3,000 ～ 6,000	1,000 ～ 3,000	500 ～ 1,000	5 ～ 500			
外 航	隻 数	117	103	0	7	44	0	0	271	147.3%	184
	トン数	8,907,458	1,315,589	0	25,470	115,242	0	0	10,363,759	263.5%	3,932,473
内 航	隻 数	19	174	583	994	26,559	4,647	6,511	39,487	95.3%	41,438
	トン数	790,501	1,970,854	4,920,180	4,237,426	37,621,615	4,521,695	1,169,105	55,231,376	97.7%	56,557,459
計	隻 数	136	277	583	1,001	26,603	4,647	6,511	39,758	95.5%	41,622
	トン数	9,697,959	3,286,443	4,920,180	4,262,896	37,736,857	4,521,695	1,169,105	65,595,135	108.4%	60,489,932

5 都市景観

(1) 概 要

良好な景観は、国民共通の財産であり、将来にわたり国民がその恵沢を享受できるように守り、創り、育てていかなければならない。

本市は、波静かな錦江湾や雄大な桜島などの自然が広がる、世界に誇れる美しい景観に恵まれている。また、それぞれの地域には、鹿児島の風土・文化に育まれ、市民が愛着と誇りを持っている身近な景観もある。

このような良好な景観が地域社会の共通の財産であることを再認識し、市民、事業者、行政が一体となって景観に配慮したまちづくりを進めていくために、景観法に基づく景観計画及び景観条例による施策等を実施している。

(2) 景観形成の目標

- ・個性ある骨格景観の形成により、鹿児島らしさを創りあげる。
- ・地域のまちづくり計画等と連携し、地域の魅力を引き出す景観形成を推進する。
- ・地域の景観資源を活用し、景観の魅力の向上を図る。
- ・市民、事業者、行政が協働してみんなが誇れる景観形成を進める。

(3) 景観計画の概要

・鹿児島市景観計画

告 示	平成19年12月25日
施 行	平成20年 6 月 1 日
内 容	城山展望台から錦江湾・桜島への眺望確保，建築物等の色彩基準の導入，景観形成重点地区指定の仕組みづくりなど

・八重の棚田地区景観計画

告 示	平成25年 6 月27日
施 行	平成25年10月 1 日
内 容	山並みの豊かな緑に囲まれた棚田と市街地・桜島への眺望を一体として保全する景観づくりを進めるための基準など

・磯地区景観計画

告 示	平成25年12月20日
施 行	平成26年 4 月 1 日
内 容	顕著な歴史的価値のある建造物と周辺の美しい自然，桜島等への眺望を一体的に保全し活用した景観づくりを進めるための基準など

・南洲門前通り地区景観計画

告 示	平成28年12月26日
施 行	平成29年 4 月 1 日
内 容	かごしま発祥の地・上町の歴史的雰囲気을大事にした風格とまとまりのある景観づくりを進めるための基準など

・喜入旧麓地区景観計画

告 示	平成29年12月22日
施 行	平成30年 3 月 1 日
内 容	給黎城の麓としての面影が残る武家門，水路などと自然や伝統的文化が一体となったまちなみを後世に伝える景観づくりを進めるための

基準など

- ・ 歴史と文化の道地区景観計画
 告 示 平成30年12月21日
 施 行 平成31年 3 月 1 日
 内 容 鹿児島城跡を中心に歴史資源を生かし、品格と統一感のある景観づくりを進めるための基準など
- ・ 慈眼寺公園周辺地区景観計画
 告 示 令和 2 年12月21日
 施 行 令和 3 年 4 月 1 日
 内 容 慈眼寺公園を中心とした豊かな自然と周辺の歴史的雰囲気を守り、育てる景観づくりを進めるための基準など

(4) 景観条例の概要

- 公 布 平成19年12月25日
- 施 行 平成20年 6 月 1 日
- 内 容 視点場の導入，景観づくり団体の要件，景観アドバイザーの導入，景観審議会の設置など

(5) 実 績

景観に関する届出等件数 (単位：件)

年度 区分	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
景観法16条 1 項に基づく届出	118	131	118	108	101
景観法16条 2 項に基づく届出	11	17	15	14	13
景観法16条 5 項に基づく通知	21	8	19	23	18
合 計	150	156	152	145	132

(6) 屋外広告物許可申請件数

(単位：件)

	令和 6 年度
屋外広告物許可申請（新 規）	138
// （更 新）	1,035
// （変 更）	208
// （はり紙）	938
合 計	2,319

(7) 屋外広告物施設設置状況

(令和 7 . 4 . 1 現在 単位：基)

公 共 掲 示 板	80

6 住居表示

本市では、昭和37年に制定された「住居表示に関する法律」に基づき、昭和38年から住居表示を実施している。

計画面積は、当初の計画34.4㎢から定期的な見直しにより、現在では86.163㎢となっており、令和6年度までの進捗率は89.6%である。

年 度	面積（㎢）	進捗率（面積%）
令和6年度まで	77.214	89.6
令和7年度以降	8.949	-

7 開発許可事務

(1) 概 要

本市域内で主として建築物の建築等の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更，すなわち開発行為を行う場合や，市街化調整区域内で建築物を建築する場合は，都市計画法に基づく市長の許可が必要になる。

市街化調整区域における建築許可については，平成16年11月に「鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例」を施行し，許可を行っている。施行から10年が経過し，集落機能の維持など一定の効果が見られる一方で，大規模な宅地造成等により急激な宅地化が進行し，周辺的生活環境に大きな影響を与えていることなどから，一定規模以上の宅地造成等を規制するために，都市計画法第34条第11号に基づく条例の規定を廃止するほか，同条第12号による区域等の見直しや開発規模の上限を定める条例の一部改正を行い，平成28年4月から施行している。また，令和2年の都市計画法の一部改正に伴い，条例で定める住宅建築等が可能な区域について，災害リスクの高いエリアを除外する一部改正を行い，令和4年4月から施行している。

宅地造成等工事に関する許可については，平成16年7月に宅地造成工事規制区域の見直しを行い，19年10月には合併前の旧5町域に当規制区域を拡大し，宅地造成等規制法に基づく許可を行ってきた。また，令和5年5月26日に宅地造成等規制法が宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」）に改正され，宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず，危険な盛土等が包括的に規制されたことを受け，令和7年4月1日に鹿児島市全域を宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域に指定し，盛土規制法に基づく許可を行っている。

このほか，平成19年10月には，「鹿児島市宅地開発等に関する条例」を施行し，宅地開発等許可制度の適正な運用と透明性の確保を図っている。

(2) 実 績

開発許可等件数 ※変更許可は含まない

（単位：件）

年度 区分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
都市計画法第29条開発許可	11	20	23	23	17
都市計画法第43条建築許可	203	253	206	205	153
宅地造成等規制法第8条許可	20	24	21	27	12

8 市街地再開発

本市の市街地再開発は、昭和37年に柿本寺、御着屋、天神馬場、納屋の4地区が、昭和43年に中町地区が「防災建築街区造成法」（昭和36年6月施行）に基づく防災建築街区として指定され、中町、天神馬場を除く各街区に防災建築物（延べ建築面積14,860㎡、総事業費6.2億円）が建築されたことに始まる。

その後、同法に代わり昭和44年6月に「都市再開発法」が施行され、以後この法に基づいて事業が行われることになった。

このような中、昭和46年度に納屋中町地区において現況調査を実施、翌年度には市街地再開発事業の準備組合が結成されたが、経済状況等の変化を理由に事業化の中止に至った。

その後、都心一点集中型の都市構造を改善し、市全体として調和のとれたまちづくりを進めるため、市街地再開発事業による都市機能の適正な配置と高次化を図り、ゆとりと潤いのある都市空間の創出、個性や文化性を備えた安全性の高いまちの形成を目指している。

(1) 鹿児島中央駅地区

鹿児島中央駅（旧西鹿児島駅）地区の活性化を図るとともに、新たなにぎわいとゆとりのある都市空間を創造するため、昭和60年3月「西鹿児島駅地区総合整備構想」を策定した。西鹿児島駅東口地区（12.3ha）においては、昭和58年度に市街地再開発事業基本計画を策定し、当地区内の中央町10番街区では、昭和61年1月に準備組合が設立され、昭和63年9月には高度利用地区、同年10月には第一種市街地再開発事業の都市計画決定がなされ、平成元年6月には、市街地再開発組合の設立の認可を受けた。その後、平成9年11月に施設建築物工事に着手、平成11年5月に工事が完了し、同年6月に店舗等の施設がオープンした。（総事業費約118億円）

また、10番街区に隣接する中央町6番街区の一部においては、駐車場を主体とした市街地再開発事業の気運が高まり、昭和63年12月に関係権利者による再開発協議会が設立され、平成9年12月に高度利用地区及び第一種市街地再開発事業の都市計画決定がなされ、平成10年3月には市街地再開発事業の個人施行の認可を受けた。同年7月に施設建築物工事に着手、平成11年5月に工事が完了し、同年6月に供用を開始した。（総事業費約30億円）

一番街を中心とする南部地区においても、平成2年4月、準備組合が設立されたが、経済状況等の大きな変化から事業の進捗が図られず、平成7年7月、準備組合は事業計画の抜本的見直しにより解散することとなった。平成8年10月には新たに「西駅南部地区リニューアル協議会」が設立され、今後のまちづくりの検討を行った。なかでも中央町22番街区・23番街区においては、平成17年4月にそれぞれの街区で準備組合が設立され、平成18年1月には高度利用地区及び第一種市街地再開発事業の都市計画決定がなされた。その後、23番街区では同年10月に市街地再開発組合が設立され、平成19年9月に権利変換計画の認可を受け、平成20年7月に施設建築物工事に着手、平成22年8月に工事が完了し、同年9月に「アエールタワー」がオープンした。また、22番街区では、平成19年6月に施行区域を街区全体とするための都市計画変更が行われ、平成20年1月に市街地再開発組合が設立され、同年12月に権利変換計画の認可を受けた。平成21年4月に施設建築物工事に着手、平成22年2月に工事が完了し、同年3月に「アエールプラザ」がオープンした。（総事業費約48億円）

さらに、中央町19番街区・20番街区においても、再開発の気運が高まり、平成24年

7月に準備組合が設立され、平成27年11月に、市街地再開発事業に係る都市計画決定がなされた。平成28年12月に市街地再開発組合が設立され、平成29年10月に権利変換計画の認可を受け、平成30年5月に施設建築物工事に着手、令和3年1月に工事が完了し、同年4月に再開発ビルの商業施設「Li-Ka1920（ライカイチキューニーマル）」が一部開業、同年6月に全面開業した。（総事業費約261億円）

このほか、16番街区においては再開発ビルの別敷地駐車場が令和2年1月に工事着手し、令和3年1月に工事が完了し、同年2月に「Li-Ka 南国パーキング」がオープンしている。（総事業費約30億円）

また、鹿児島中央駅周辺においては、東口地区と西口地区が連携し、まちなかのにぎわいと回遊性のさらなる向上を図るため、平成23・24年度に地元商業者等によるワークショップを開催し、まちづくりの指針となる「鹿児島中央駅周辺一体的まちづくりガイドライン」を策定した。

平成25年度からは、ガイドラインに基づく具体的取組とその実行組織の構築の向上のため、その担い手に対し活動を支援しており、平成27年度から、中央駅周辺において来街者等への案内活動に取り組んでいる。

平成29年度からは、中央駅周辺の既存の3組織が連携する「鹿児島中央駅周辺まちづくり推進協議会」の活動を支援している。

（2）天文館地区

厚生市場を中心として、小売市場近代化事業の取組がなされていた西千石町13番街区では、平成8年度に市による推進計画調査を行い、平成9年12月に準備組合が設立された。その後、平成12年3月に高度利用地区及び第一種市街地再開発事業の都市計画決定がなされ、平成13年1月には市街地再開発組合の設立の認可を受け、平成14年4月に施設建築物工事に着手、平成15年8月に工事が完了し、同年9月に店舗、住宅等の施設がオープンした。（総事業費約43億円）

また、千日町1番街区・4番街区において、平成25年度に市による基本計画調査、平成26年度に推進計画調査を行い、平成28年3月には準備組合が設立され、同年8月には、市街地再開発事業に係る都市計画決定がなされた。

平成30年1月に市街地再開発組合が設立され、同年11月に権利変換計画の認可を受け、令和2年1月に施設建築物工事に着手、令和3年12月に工事が完了し、令和4年4月に再開発ビル「センテラス天文館」が開業した。（総事業費約188億円）

このほか、呉服町2番街区・3番街区においては再開発ビルの別敷地駐車場が令和3年4月に工事着手し、令和4年3月に工事が完了し、同月に「センテラスパーキング」がオープンした。（総事業費約30億円）

（3）鹿児島本港背後地区、鹿児島駅周辺地区

鹿児島本港背後地区では、本港区再開発と一体となって、海や港を生かしたまちづくりを進めるため、昭和61年5月に「鹿児島本港背後地区総合整備構想」を策定した。

昭和62年には、当地区活性化のさきがけの事業として、農協連跡地の再開発を民間活力を導入して実施するための提案競技を行い、昭和63年12月に鹿児島アーバンポート21の建設工事に着手した。平成2年7月に住宅館が完成し、入居開始、同年10月には市場館が、平成5年4月にはグルメ・スポーツ・ホテル館がそれぞれオープンした。

さらに、再開発の気運が高まった小川町21番街区においては、平成元年8月に準備組合が設立された。平成4年4月に高度利用地区及び第一種市街地再開発事業の都市

計画決定がなされ、同年10月には市街地再開発組合の設立の認可を受けた。その後、平成6年8月に施設建築物工事に着手、平成8年1月に工事が完了し、同年2月に店舗、住宅等の施設がオープンした。(総事業費約37億円)

鹿児島駅周辺地区では、陸の玄関としての旅客駅を中心機能が鹿児島中央駅に移り、また、市街地も南へ進展するなど、地域活力の低下が見られる。そこで、駅周辺に広がる旧国鉄用地を活用するなかで、ゆとりと潤いのある都市環境を整備するとともに、隣接する鹿児島港本港区とも関連付けた交通結節機能を充実させ、本市の新たな都市拠点の形成を図ることとしている。

平成15年度に、地区のまちづくりに活用するため、大規模空閑地となっていた旧国鉄用地(約3ha)を取得し、その後、基盤整備の事業化に向けて具体的な調査検討を進めていた。しかし、平成21年2月に県から「連続立体交差事業と土地区画整理事業の両事業の実現は現状では困難」との見解が示されたことから、連続立体交差事業を前提としない「鹿児島駅周辺整備の方針」を作成した。

駅周辺整備については、旧国鉄用地である浜町1番5を先行して活用するため、平成23年度は、導入機能やゾーニングなど土地利用の一定の方向性を示した「鹿児島駅周辺土地利用の基本的な考え方」を取りまとめ、平成24年度は、基本的な考え方を基に、土地利用のより具体的で、実現性を持った方針となる「鹿児島駅周辺土地利用基本計画」を策定した。また、平成25年度は、各ゾーンに整備する施設の規模、配置等の検討等を行い、「鹿児島駅周辺土地利用施設基本計画」を策定し、平成26年度は、基本設計・実施設計等を行うとともに、施設の活用推進を図るため、地域住民等によるワークショップを開催した。

平成27年度は、駅周辺整備に係る都市計画決定に向けた取組や駅前広場等の基本設計及び関係機関との協議などを行うとともに、浜町1番5において、イベント広場や駐車場からなる「上町ふれあい広場」や緑豊かな「上町の杜公園」の整備工事に着手し、平成26年度に引き続き開催したワークショップなどの意見を踏まえ、広場の活用推進方策や運用ルールなどを盛り込んだ「鹿児島市上町ふれあい広場活用推進計画」を策定した。

平成28年度は、駅前広場・自由通路の都市計画決定を平成29年2月に行うとともに、市道上本町磯線の整備工事に着手したほか、平成28年10月から上町ふれあい広場等の供用を開始した。平成29年度は、駅前広場・自由通路の詳細設計を行い、事業認可を取得したほか、市道上本町磯線の用地取得などを行った。

平成30年度は、自由通路や駅舎の整備工事に着手するとともに、駅前広場や上本町磯線の用地取得等を行い、令和元年度は、鹿児島駅自由通路や駅舎の整備工事を進め、新駅舎の供用を開始するとともに、仮設駅前広場や上本町磯線の整備工事等を行った。

令和2年度は、自由通路や駅前広場、上本町磯線の整備工事等を進め、自由通路の供用を開始した。令和3年度は全ての整備工事が完了し、令和4年3月に駅前広場の供用を開始した。(総事業費約80億円)

このほか、駅前広場に面する浜町1番街区においては、平成29年度より関係権利者による一体的な再開発に関する協議が開始され、平成30年度には「マンション建替え等の円滑化に関する法律」に基づく再開発とする方針を決定。令和3年2月にマンション建替組合が設立され、令和2年度から組合が行う再開発ビルの本体工事等に対し、助成を行い、令和6年1月に工事が完了した。(総事業費約50億円)

また、鹿児島駅周辺が面的広がりのある都市拠点となるには、周辺に隣接する磯・多賀山、上町、本港区などが有する豊富な歴史・文化等の資源と都市機能が融合し、

総合的な魅力を発揮していくことが求められることから、平成19年度に地域資源の有効活用と地域活性化をめざし、地域住民等によるワークショップを立ち上げ、平成21年度には住民と行政等との共通のまちづくり指針となる「まちづくりガイドライン」を策定した。平成22年度からは、ガイドラインを基にした地域住民主体のまちづくり活動への支援を行っている。

(4) 中心市街地地区

上記の(1)鹿児島中央駅地区、(2)天文館地区、(3)鹿児島本港背後地区、鹿児島駅周辺地区の各種プロジェクトの実施により、市街地再開発ビルの整備や大型商業施設の増床等が進み、一定の活性化が図られてきた。これらの整備効果を最大限発揮し、にぎわいとゆとりある都市空間の創出につなげるために、令和5年度より、鹿児島中央駅から天文館、本港区、さらに鹿児島駅までのエリアにおいて、市街地再開発事業等の促進を図るほか、拠点間における道路や公園等を活用した歩いて楽しめるまちづくりに取り組んでいる。

市街地再開発事業等の促進については、加治屋町1番街区において、令和6年3月に準備組合の設立後、同年9月に市街地再開発事業に係る都市計画決定。その後、基本設計等の事業計画作成に着手するなど事業計画（組合設立）認可に向けた取り組みを進めており、令和7年度は、事業計画認可後に組合が行う実施設計に対し助成することとしている。（令和7年度予算329,648千円）

また、いづろ交差点周辺地区においても、令和6年3月にまちづくり研究会が設立されるなど、再開発の機運が高まり、6年度に同地区の市街地総合再生基本計画を作成した。7年度は、金生町7番街区などにおける協議会の設立後、再開発の方向性について、調査・検討を行うこととしている。（令和7年度予算5,677千円）

このほか、中心市街地における老朽化した建物の建て替え等を促進するため、令和6年度は、容積率緩和など民間活力を引き出すまちづくり施策について検討し、7年度は同施策の施行に向け、ガイドラインを作成することとしている。（令和7年度予算3,120千円）

上記に加え、歩いて楽しめるまちづくりの推進については、マイアミ通りにおいて、地域住民と協議しながら、令和5年度に歩道空間に出店や休憩スペースを設置する社会実験を実施し、6年度は地域住民による利活用基本計画の作成に係る支援、7年度は基本設計を行うこととしている。また、6年度に高見馬場と加治屋町の交差点歩道において、ポケットパークを設置する社会実験を実施し、7年度は高見馬場交差点におけるポケットパークの空間計画の作成等を行うこととしている。

また、本市と連携して歩いて楽しめるまちづくりを推進する都市再生推進法人等のまちづくり団体が実施する施設整備やイベント等に対し、関係機関との協議や補助金の交付等による支援を行うこととしている（令和7年度予算16,581千円）。

9 本市施行の土地区画整理事業

(土地区画整理法第3条第4項による事業)

(1) 換地処分完了地区

地区名	事業年度	施行区域の面積 (㎡)	総事業費 (千円)	減歩率 (%)	換地処分
① 脇田地区	昭和35～昭和54	505,065	353,120	19.99	昭和48. 3. 3
② 紫原地区	昭和35～昭和60	1,456,562	856,465	24.36	昭和50. 8. 27
③ 谷山塩屋地区	昭和38～平成6	193,802	121,235	21.52	平成元. 7. 17
④ 笹貫地区	昭和40～平成9	281,408	262,431	25.23	平成元. 8. 28
⑤ 武・田上地区	昭和42～平成8	637,441	6,842,100	22.51	平成3. 3. 15
⑥ 桜川地区	昭和44～平成10	638,190	4,122,408	20.06	平成4. 5. 11
⑦ 小松原地区	昭和45～平成10	425,286	2,447,809	20.78	平成4. 1. 27
⑧ 桜川第二地区	昭和58～平成13	327,303	9,782,154	38.62	平成11. 2. 5
⑨ 谷山第一地区	昭和53～平成15	1,278,010	28,244,882	19.17	平成12. 6. 6
⑩ 原良第一地区	昭和63～平成19	368,724	22,394,527	18.46	平成15. 2. 21
⑪ 原良第二地区	平成7～令和元	203,780	21,036,000	17.82	平成25. 2. 26
⑫ 宇宿中間地区	平成2～令和4	816,883	46,200,000	27.95	平成28. 6. 28
⑬ 原良第三地区	平成11～令和3	155,799	19,218,000	17.30	平成29. 1. 10
⑭ 谷山第二地区	平成9～令和8	728,756	33,080,000	20.69	令和3. 10. 29

(2) 事業施行中の地区

① 吉野地区土地区画整理事業

本地区は、道路、公園等の公共施設が未整備のまま宅地化が進み、市街地の発展と都市機能が阻害されている状況にある。

このため、都市計画道路館之馬場通線（幅員25m）ほか8路線と区画道路など公共施設の整備改善を図るとともに、居住環境の良好な住宅地としての機能が発揮できるような土地利用を図るため、土地区画整理事業を行っている。

昭和62年2月4日に区域について都市計画決定を行い、平成4年10月28日に事業計画を決定した。令和3年12月24日には第8回目の事業計画の変更を行った。

総事業費 67,540,000千円

内 訳	国庫補助金	21,307,251千円	総面積	1,141,412㎡
	市町村負担金	21,262,003千円	事業年度	
	効果促進事業	349,900千円	平成4年度～令和8年度	
	地方特定道路	9,311,700千円	※清算期間含まず。	
	市単独費	15,309,146千円	〔 工事概成 令和2年度 換地処分 令和8年度予定 〕	

土地の種目別対照表

(令和3年12月24日事業計画変更)

種 目			施 行 前		施 行 後	
			地 積 (㎡)	割合 (%)	地 積 (㎡)	割合 (%)
公 共 用 地	国有地	道 路	1,108.61	0.10	1,108.61	0.10
	地 団	道 路	107,103.49	9.38	275,612.95	24.14
	方 体	公 園	-	-	34,809.19	3.05
	所 有	水 路	1,485.30	0.13	-	-
	公 共	計	108,588.79	9.51	310,422.14	27.19
	合 計		109,697.40	9.61	311,530.75	27.29
宅 地	民 有 地	畑	482,010.09	42.23	-	-
		宅 地	437,979.37	38.37	823,530.83	72.15
		山 林	507.00	0.05	-	-
		原 野	6,617.51	0.58	-	-
		墓 地	655.74	0.06	648.38	0.06
		水 道 用 地	3,475.00	0.30	-	-
		公 衆 用 道 路	16,250.10	1.42	-	-
		雑 種 地	49,444.44	4.33	-	-
		計	996,939.25	87.34	824,179.21	72.21
	国有地	普 通 財 産	7,088.52	0.62	5,702.00	0.50
合 計			1,004,027.77	87.96	829,881.21	72.71
測 量 増 減			27,686.79	2.43	-	-
総 計			1,141,411.96	100.00	1,141,411.96	100.00

② 郡山中央土地区画整理事業

本地区は、道路、公園等の公共施設が未整備のまま宅地化が進み、居住環境と都市機能が阻害されている状況にある。

このため、都市計画道路松尾城線（幅員17m）ほか4路線を含めた公共施設の整備改善を図るとともに、居住環境の良好な住宅地としての機能を十分発揮できるような土地利用を図るため、土地区画整理事業を行っている。

また、土地区画整理事業と併行して、地区内を流れる二級河川甲突川及び油須木川の河川改修を行い、水害等の災害に強いまちづくりを行うこととしている。

平成7年4月3日に区域について都市計画決定を行い、平成8年3月29日に事業計画を決定した。令和5年3月15日には、第8回目の事業計画の変更を行った。

総事業費 17,740,000千円

内 訳	国庫補助金	3,777,916千円	総面積	462,459㎡
	市町村負担金	3,318,417千円	事業年度	
	公共施設管理者負担金	2,662,317千円	平成7年度～令和11年度	
	市単独費	6,105,180千円	※清算期間含まず。	
	地方特定道路	1,145,000千円	〔工事概成 令和8年度予定〕	
	保留地処分金	731,170千円	〔換地処分 令和11年度予定〕	

土地の種目別対照表

(令和5年3月15日事業計画変更)

種 目			施 行 前		施 行 後	
			地 積 (㎡)	割合 (%)	地 積 (㎡)	割合 (%)
公 共 用 地	国 有 地	道 路	26,799.18	5.80	22,426.87	4.85
		河 川	23,734.11	5.13	34,708.35	7.51
		水 路	6,765.40	1.46	264.98	0.06
		計	57,298.69	12.39	57,400.20	12.42
	団 体 所 有 地 地 方 公 共	道 路	22,541.06	4.87	86,860.23	18.78
		公 園	－	－	22,310.34	4.83
		河 川	－	－	－	－
		計	22,541.06	4.87	109,170.57	23.61
	合 計		79,839.75	17.26	166,570.77	36.03
宅 地	民 有 地	田	148,387.41	32.09	277,188.47	59.93
		畑	15,222.00	3.29		
		宅 地	117,734.99	25.46		
		公 衆 用 道 路	1,010.44	0.22		
		雑 種 地	29,476.21	6.37		
		計	311,831.05	67.43		
	公 有 地	国 有 地	1,987.99	0.43		
		県 有 地	656.90	0.14		
		市 有 地	68,143.55	14.74		
		計	70,788.44	15.31		
		合 計		382,619.49		
	保 留 地		－	－		
測 量 増 減		－	－	－	－	
総 計		462,459.24	100.00	462,459.24	100.00	

③ 谷山駅周辺地区土地区画整理事業

本地区は、旧谷山市域の中心地としての役割を担ってきた地区であり、本市の副都心核となる地区である。しかしながら、周辺新市街地が発展する反面、本地区では道路、駅前広場等のインフラが未整備であり、国道225号沿いや市道春日線沿いにおける活力が低下している状況にある。

そこで、JR指宿枕崎線の鉄道高架化事業と併せて幹線道路、駅前広場、公園の整備と密集住宅地における生活環境の改善等の一体的なまちづくりを行い、副都心核として魅力ある都市空間の形成や都市機能の集積を図るため、土地区画整理事業を行っている。

平成18年7月7日に区域について都市計画決定を行い、平成20年3月21日に事業計画を決定した。令和6年2月27日には、第6回目の事業計画の変更を行った。

総事業費 26,755,000千円

内 訳	国庫補助金	9,659,265千円	総面積	153,413㎡
	市町村負担金	9,650,765千円	事業年度	
	地方特定道路	12,400千円	平成19年度～令和9年度	
	市単独費	7,431,845千円	※清算期間含まず。	
	鉄道負担金	725千円	〔工事概成 令和6年度 換地処分 令和9年度予定〕	

土地の種目別対照表

(令和6年2月27日事業計画変更)

種 目			施 行 前		施 行 後	
			地 積 (㎡)	割合 (%)	地 積 (㎡)	割合 (%)
公 共 用 地	国 有 地	道 路	2,150.25	1.40	6,893.14	4.49
		河 川	2,880.92	1.88	2,880.92	1.88
		水 路	369.47	0.24	56.53	0.04
		計	5,400.64	3.52	9,830.59	6.41
	団 体 所 有 地 地 方 公 共	道 路	15,848.79	10.33	49,914.05	32.54
		公 園	－	－	4,670.04	3.04
		河 川	－	－	－	－
		水 路	400.72	0.26	－	－
		計	16,249.51	10.59	54,584.09	35.58
	合 計		21,650.15	14.11	64,414.68	41.99
宅 地	民 有 地	田	1,439.00	0.94	88,998.37	58.01
		畑	7,080.82	4.62		
		宅 地	98,337.37	64.10		
		山 林	184.00	0.12		
		公衆用道路	865.49	0.56		
		雑 種 地	357.77	0.23		
		鉄 道 用 地	12,623.79	8.23		
		計	120,888.24	78.80		
	公 有 地	市 有 地	1,873.30	1.22		
		県 有 地	2,859.61	1.86		
		開 発 公 社	3,002.88	1.96		
		計	7,735.79	5.04		
	合 計		128,624.03	83.84	88,998.37	58.01
保 留 地		－	－	－	－	
測 量 増 減		3,138.87	2.05	－	－	
総 計		153,413.05	100.00	153,413.05	100.00	

④ 谷山第三地区土地区画整理事業

本地区は、道路、公園等の公共施設が未整備なまま市街化が進み、居住環境の悪化や救急活動及び防災面の問題、また、県道小山田谷山線の朝夕の交通渋滞、歩行者の安全確保等多くの課題が生じている。

そこで、惣福御所下線や向川原惣福線等の都市計画道路や区画道路、公園、水路等の公共施設を整備し、居住環境の良好な住宅地としての土地利用を図るため、土地区画整理事業を行っている。

平成20年9月26日に区域について都市計画決定を行い、平成23年10月14日に事業計画を決定した。令和7年2月27日には、第3回目の事業計画の変更を行った。

総事業費 38,300,000千円

内 訳	国庫補助金	13,673,500千円	総面積	348,818㎡
	市町村負担金	13,673,500千円	事業年度	
	保留地処分金	385,500千円	平成23年度～令和15年度	
	市単独費	10,567,500千円	※清算期間含まず。	
			〔工事概成 令和13年度予定〕	
			〔換地処分 令和15年度予定〕	

土地の種目別対照表

(令和7年2月27日事業計画変更)

種 目			施 行 前		施 行 後	
			地 積 (㎡)	割合 (%)	地 積 (㎡)	割合 (%)
公 共 用 地	国 有 地	道 路	-	-	-	-
		河 川	6,488.72	1.86	6,488.72	1.86
		公 園	-	-	-	-
		計	6,488.72	1.86	6,488.72	1.86
	団 体 所 有 地 地 方 公 共	道 路	31,864.87	9.14	86,632.81	24.83
		公 園	172.00	0.05	10,465.30	3.00
		緑 地	-	-	-	-
		水 路	4,097.23	1.17	5,682.90	1.63
		計	36,134.10	10.36	102,781.01	29.46
	合 計		42,622.82	12.22	109,269.73	31.32
宅 地	民 有 地	田	11,785.84	3.38	235,798.59	67.60
		畑	35,789.11	10.26		
		宅 地	228,692.59	65.56		
		山 林	91.00	0.03		
		原 野	384.00	0.11		
		雑 種 地	10,429.83	2.99		
		公衆用道路	4,593.04	1.32		
		基 地	404.00	0.12		
		計	292,169.41	83.77		
	公 有 地	市 有 地	279.00	0.08		
		県 有 地	248.80	0.07		
		国 有 地	2,638.00	0.75		
		計	3,165.80	0.90		
	合 計		295,335.21	84.67	235,798.59	67.60
保 留 地		-	-	3,750.00	1.08	
測 量 増 減		10,860.29	3.11	-	-	
総 計		348,818.32	100.00	348,818.32	100.00	

⑤ 吉野第二地区土地区画整理事業

本地区は、近年、小規模宅地造成の激化による無秩序な市街化が急速に進行しており、都市施設の不足、生活環境の悪化、慢性的な交通渋滞など多くの課題を抱えている。

そこで、都市計画道路館之馬場通線（幅員25m）ほか4路線や区画道路及び公園等の公共施設の整備改善と土地利用の増進を図り、健康で文化的な生活を営める市街地を形成するため、土地区画整理事業を行っている。

平成26年2月25日に区域について都市計画決定を行い、平成31年3月22日に事業計画を決定した。

総事業費 45,300,000千円

内 訳	国庫補助金	11,010,000千円	総面積	665,321㎡
	市町村負担金	16,211,000千円	事業年度	
	保留地処分金	652,000千円	平成30年度～令和22年度	
	市町村単独費	17,427,000千円	※清算期間含まず。	
			（工事概成 令和20年度予定）	
			（換地処分 令和22年度予定）	

土地の種目別対照表

（平成31年3月22日事業計画決定）

種 目			施 行 前		施 行 後	
			地 積 (㎡)	割合 (%)	地 積 (㎡)	割合 (%)
公 共 用 地	国 有 地	道 路	2,638.69	0.40	2,638.69	0.40
		公 園	9,050.00	1.36	9,050.00	1.36
		計	11,688.69	1.76	11,688.69	1.76
	団 体 所 有 地 地 方 公 共	道 路	56,745.63	8.53	165,103.42	24.81
		公 園	1,492.00	0.22	11,234.01	1.69
		河 川	324.36	0.05	-	-
		水 路	121.00	0.02	-	-
		計	58,682.99	8.82	176,337.43	26.50
	合 計		70,371.68	10.58	188,026.12	28.26
宅 地	民 有 地	畑	136,703.41	20.55	469,294.45	70.54
		宅 地	348,786.88	52.42		
		山 林	4,595.37	0.69		
		原 野	2,713.00	0.41		
		墓 地	30.00	0.01		
		境 内 地	1,295.44	0.20		
		公 衆 用 道 路	15,652.79	2.35		
		雑 種 地	13,805.55	2.07		
		計	523,582.44	78.70		
	公 有 地	国 有 地	5,353.00	0.80		
		県 有 地	17,561.00	2.64		
		市 有 地	33,397.70	5.02		
		計	56,311.70	8.46		
	合 計		579,894.14	87.16	469,294.45	70.54
保 留 地		-	-	8,000.00	1.20	
測 量 増 減		15,054.75	2.26	-	-	
総 計		665,320.57	100.00	665,320.57	100.00	

10 清算（特別会計）

清算事務は、整理前後の土地を評価し、整理前の権利価格と整理後の換地評価額との差額を金銭により清算して事業の収束を図るものである。

本市の旧市街地全域に及んだ復興土地区画整理事業については、昭和33年度に清算特別会計を設定し、事務に着手した。その後、同特別会計に脇田、紫原、谷山塩屋、笹貫、武・田上、小松原、桜川、桜川第二、谷山第一、原良第一、原良第二、宇宿中間、原良第三及び谷山第二地区を加え、清算事務を行っている。

○ 徴収・交付実績

清算事務計画面積 1,845.57 (ha)

清算事務実施面積 1,845.57 (ha)

(単位：千円，%)

地 区	面 積 (ha)	令和6年度までの徴収金			令和7 年度徴 収見込	令和6年度までの交付金			令和7 年度交 付見込
		総 額	実 績	徴収率 (%)		総 額	実 績	交付率 (%)	
復興地区	1,043.86	1,329,710	1,329,710	100.0	-	1,236,120	1,236,120	100.0	-
脇 田	50.51	45,386	45,386	100.0	-	40,579	40,579	100.0	-
紫 原	145.66	59,521	59,521	100.0	-	57,921	57,921	100.0	-
谷山塩屋	19.38	15,084	15,084	100.0	-	55,892	55,892	100.0	-
笹 貫	28.14	24,439	24,439	100.0	-	87,290	87,290	100.0	-
武・田上	63.74	132,110	132,110	100.0	-	130,121	130,121	100.0	-
小 松 原	42.53	47,707	47,707	100.0	-	47,519	47,519	100.0	-
桜 川	63.82	65,962	65,962	100.0	-	65,689	65,689	100.0	-
桜川第二	32.73	8,526	8,526	100.0	-	8,525	8,525	100.0	-
谷山第一	127.80	85,633	85,633	100.0	-	85,622	85,622	100.0	-
原良第一	36.87	121,306	121,306	100.0	-	121,114	121,114	100.0	-
原良第二	20.38	43,591	43,591	100.0	-	43,591	43,591	100.0	-
宇宿中間	81.69	96,945	96,945	100.0	-	96,889	96,889	100.0	-
原良第三	15.58	28,751	28,751	100.0	-	28,439	28,439	100.0	-
谷山第二	72.88	137,101	136,949	99.8	101	137,099	137,099	100.0	-
計	1,845.57	2,241,772	2,241,620	99.9	101	2,242,410	2,242,410	100.0	-

11 建築確認事務

(1) 経 緯

昭和25年5月に制定された建築基準法は、その後の社会情勢の変化、建築技術の進歩等により実情にそぐわない点が生じてきたことなどから、昭和45年6月に同法の一部が改正された。これを受け、本市でも昭和46年3月25日付けで建築指導課を設置し、特定行政庁として、それまで県が行っていた建築確認事務等を行うこととなった。

その後、平成10年6月12日の同法の一部改正（平成11年5月1日施行）により、それまで特定行政庁の建築主事が行ってきた確認・検査業務が、新たに国土交通大臣又

は都道府県知事が指定した民間機関（指定確認検査機関）でも行えるようになった。

平成18年6月21日の同法の一部改正（平成19年6月20日施行）では、一定規模以上の建築物について都道府県知事又は都道府県知事が指定する構造計算適合性判定機関による構造計算審査や、3階建以上の共同住宅についての中間検査が義務付けられることとなった。

なお、本市では同法で定められているもの以外に、不特定多数の者が利用する施設の安全を確保するため、3階建以上でかつ延べ面積が500㎡を超える劇場・病院・福祉施設・学校等についても、中間検査の対象としている。

(2) 実 績

① 建築許可・確認申請等

（単位：件）

区 分	年 度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
許 可 等 申 請 （うち仮使用認定申請）		79 (4)	72 (2)	84 (2)	77 (5)	87 (2)
建 築 物 等 確 認 申 請 （うち計画通知）		418 (62)	392 (53)	404 (41)	329 (62)	328 (59)
合 計		497	464	488	406	415

② 違反建築物取扱件数及び是正件数

建築パトロールにより違反工事の早期発見に努め、現場指導を実施するとともに、違反建築物防止週間に、市民へのPRを行っている。建築工事に対する一般市民の関心は高く、相談、通報等による現場調査が多くなっている。

（令和6年度 単位：件）

違 反 の 内 容	件 数	処分又は 是正完了	未 了
建築基準法第6条違反（確認申請手続）	0	0	0
建築基準法第27条違反（防火構造・耐火構造等）	0	0	0
建築基準法第20条違反（構造耐力上の規定）	2	2	0
建築基準法第48条違反（用途地域内の建築制限）	0	0	0
建築基準法第52条違反（容積率制限）	0	0	0
建築基準法第85条違反 第5項違反（仮設許可）	0	0	0
建築基準法第89条違反（確認表示板未掲示）	8	8	0
合 計	10	10	0

12 住 宅

本市の住宅状況は、令和5年10月1日現在の住宅土地統計調査によると、下表のとおり住宅総数が世帯数（285,620世帯）を上回っており、戸数面では充足している。

住宅数

（単位：戸）

住宅総数	居住世帯あり	居住世帯なし			
		空き家	建築中	一時現在者のみ	計
334,270	281,660	52,610	280	1,240	54,130

※標本調査による推計値であるため、表中の個々の数値の合計が必ずしも総数とは一致しない。

(1) 市営住宅等

市営住宅は、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するために、低額所得者等に対して賃貸する住宅である。

本市では、良質な住宅ストックの形成を図るため、耐用年数や居住水準を考慮しながら昭和57年度から建て替えを進めており、令和7年度からは、多様なニーズに対応する市営住宅の再編を検討し、建て替え等を推進するとともに、余剰地を早期活用することで、高齢化が進む団地等の活性化に取り組んでいる。

また、平成15年度から既存の市営住宅の有効活用を図るため、全面的改善（平成26年度完了）や個別改善を行う市営住宅ストック総合改善事業に取り組んでいる。

これら市営住宅の整備にあたっては、バリアフリー対策の充実を図ることを基本とし、世帯構成を考慮した住宅の供給など、少子高齢社会の進行を踏まえた対応を図っている。

また、地域活性化の一助とするため、平成9年度からは、市街化調整区域の指定既存集落で、既存集落活性化住宅建設事業（令和5年度完了）に、平成20年度からは、合併前の5町地域で、地域活性化住宅建設事業（令和2年度完了）に取り組んできたところである。

これらの住宅は、地域内の小学校の児童数確保のため、主に若い世帯を入居対象としているが、入居後相当年数が経過すると、入居者に児童がいなくなり、事業の実効性が確保できなくなることから、平成22年度からは定期借家制度（期限付入居）を導入している。

平成25年度からは、未就学児のいる子育て世帯の居住の安定確保等を図るため、子育て仕様住戸や子育て支援住宅（平成30年度完了）の整備を進めている。

令和3年度からは、市営住宅の敷地や空き住戸等の有効活用を図る市営住宅有効活用事業に取り組んでおり、令和5年度に、本市の住宅政策の基本的な方向性を示す住生活基本計画を策定した。同計画に基づき、令和6年度からは、本市に住み続けたい子育て世帯の住替費用に補助する子育て世帯住替支援事業や、高齢者等が安心して住まいを確保できる環境を整備する住宅確保サポート事業に取り組んでいる。

さらに、優良な民間賃貸住宅等に対して一定の範囲で助成し、公的住宅として活用する優良賃貸住宅供給促進事業（令和6年度完了）に取り組んできたところである。

令和元年度からは、市営住宅等の管理業務等に指定管理者制度を導入している。

① 戸数（令和7.4.1現在）（単位：戸）

住宅種別	令和6年度完成戸数		令和7年度建設計画戸数				令和7年度末 予 定 管 理 戸 数
	用 途 廃 止 滅 失	令和6年度 完 成	用 途 廃 止 滅 失	令和5年度 着 工 (複数年)	令和7年度 着 工 (単 年)	令和7年度 着 工 (複数年)	
公 営	0	0	60	40	0	116	10,582
特 公 賃	0	0	0	0	0	0	19
改 良	0	0	0	0	0	0	137
更 新	0	0	0	0	0	0	188
そ の 他	0	0	0	0	0	0	11
計	0	0	60	40	0	116	10,937

（注）公営（公営住宅）…公営住宅法に基づき供給する住宅

特公賃（特定公共賃貸住宅）…特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に

基づき市が直接供給する住宅

改良（改良住宅）…住宅地区改良法に基づき供給する住宅

更新（更新住宅）…改良住宅等改善事業制度要綱に基づき供給する住宅

その他（その他住宅）…公営住宅，特定公共賃貸住宅，改良住宅及び更新住宅
以外の住宅

入居収入基準及び住宅使用料

（令和 7. 4. 1 現在）

公 営 住 宅	諸控除後月収 158,000円以下 ※裁量階層は，214,000円以下 ※裁量階層（子育て世帯）は，25,900円以下
特 公 賃 住 宅	諸控除後月収 158,000円以上487,000円以下 （ただし，50歳未満の場合は104,000円以上）
改 良 住 宅	諸控除後月収 114,000円以下 ※裁量階層は，139,000円以下

住宅使用料は毎年度，入居者の収入に基づき，近傍同種の住宅の家賃以下で算出する。

= 家賃算定基礎額 × 市町村立地係数 × 規模係数 × 経過年数係数 × 利便性係数

（収入により異なる。）

（各住戸で異なる。）

※裁量階層：入居者が身体障害者である場合など条例で定める者

② 建設実績・計画（令和 7. 4. 1 現在）

（単位：千円）

令和 6 年度実績			令和 7 年度計画
事業費	交付金	市 費	事業費
693,151	197,019	324,500	1,538,030

③ ストック総合改善実績・計画（令和 6. 4. 1 現在）（単位：千円）

令和 6 年度実績			令和 7 年度計画
事業費	交付金	市 費	事業費
357,742	116,318	198,600	373,691

④ 構造別現況

（令和 7. 4. 1 現在）

種 別	戸 数	構 造 別 (戸)					
		木 造	簡 平	簡 二	低 耐	中 耐	高 耐
公 営 住 宅	10,602	318	28	16	96	8,616	1,528
特 公 賃 住 宅	19	4	0	0	0	15	0
改 良 住 宅	137	0	0	0	0	87	50
更 新 住 宅	188	0	0	0	0	61	127
そ の 他 住 宅	11	11	0	0	0	0	0
計	10,957	333	28	16	96	8,779	1,705

(2) 市域内の住宅・団地等

① 住 宅（公的住宅）

（令和 7 . 4 . 1 現在）

所 管 区 分	賃貸戸数	分譲戸数	主な団地数	事業開始
市 営 住 宅	10,957	0	76	昭和21年度
県 営 住 宅	4,583	0	21	27 //
県 住 宅 供 給 公 社	122	3,646	25	38 //
合 計	15,662	3,646	122	

② 宅地開発

（令和 7 . 4 . 1 現在 5 ha以上の団地）

事 業 区 分		団 地 数	団地面積 (ha)	計画戸数 (戸)
公 営	市	2	33.08	643
	(旧) 開 発 事 業 団	8	494.71	14,458
	(旧) 市 住 宅 公 社	4	274.50	11,324
	県 住 宅 供 給 公 社	4	199.26	5,516
	小 計	18	1,001.55	31,941
民 間 事 業 者		32	734.85	21,432
組 合 施 行 区 画 整 理 事 業		12	537.62	10,225
合 計		62	2,274.02	63,598

13 建築物の維持保全

(1) 公共建築物ストックマネジメント事業

・事業目的

既存公共建築物（学校，市営住宅，公営企業を除く）について，中長期の視点に立った計画的で効率的な維持保全を行い，建築物の機能維持による市民サービスの確保，長寿命化，維持保全コストの縮減と平準化を図る。

・事業内容

計画的で効率的な維持保全を図るため，建築物ごとの保全計画の作成及び同計画に基づく改修工事の支援等を行うとともに，日常点検の推進や保全ニュースの配信等による施設管理者等への維持保全に関する情報の提供を行う。

・予算額 令和 7 年度 13,313千円

14 建築物の環境対策

(1) 公共建築物省エネルギー推進事業

・事業目的

「ゼロカーボンシティかごしま」の実現に向けて，公共建築物における省エネルギーを推進する。

・事業内容

公共建築物における省エネルギーを推進するため，設備機器の運転支援に取り組む。

① 省エネルギー運転支援

運転支援により、平成25年度比で電気使用量12%削減を目指す。

令和7年度対象施設：伊敷支所、皇徳寺福祉館など20施設

② 民間への情報提供

民間への普及を図るため、取組内容について情報提供を行う。

・予算額 令和7年度 3,967千円

15 土 木

(1) 市域内道路現況

(令和7.4.1現在)

種 目	実延長 (km)	面 積 (㎡)	舗 装		未舗装 延長(km)	簡易舗装 二種(防塵) 延長(km)	砂利道 延長(km)
			延長(km)	延長舗装率 (%)			
国 道	100.13	2,214,135	100.13	100.00%	0.00	0.00	0.00
県 道	285.54	5,624,519	285.54	100.00%	0.00	0.00	0.00
内 訳	主要地方道	186.29	186.29	100.00%	0.00	0.00	0.00
	一般地方道	99.25	99.25	100.00%	0.00	0.00	0.00
市 道	2,690.40	21,098,376	2,659.00	98.83	31.40	0.00	31.40
計	3,076.07	28,937,030	3,044.67	98.98	31.40	0.00	31.40

(2) 市 道

① 幅員別状況

(令和7.4.1現在 単位：km)

実延長	規 格 改 良 済					未 改 良			
	車道19.5m 以 上	車道13.0m 以 上	車道5.5m 以 上	車道4.0m 以 上	車道4.0m 未 満	車道5.5m 以 上	車道4.5m 以 上	車道3.5m 以 上	車道3.5m 未 満
2,690.40	10.40	40.17	780.29	995.62	429.77	9.12	14.09	42.37	368.57

② 舗装種類別状況

(令和7.4.1現在 単位：km, %)

実延長	セメント系 舗 装	アスファルト系舗装		延長舗装率	簡易二種 (防塵)	砂利道
		高級	簡易(一種)			
2,690.40	87.87	104.11	2,467.01	98.83%	0.00	31.41

(注) ア 市道簡易舗装二種(防塵舗装)を含めた延長舗装率 98.83%

イ 市道路線総数 8,776

(市街地区 2,468 吉野地区 853 伊敷地区 803 田上地区 904

東桜島地区 86 谷山地区 2,410 吉田地区 212 桜島地区 255

喜入地区 379 郡山地区 148 松元地区 258)

③ 市道認定の条件

市道に認定する路線は、法令に定めがあるものを除き、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

ア 交通上重要な道路

イ 国道、県道又は市道のいずれかに連絡する道路

ウ 国道又は県道の路線変更等により本市に引き継がれる道路

エ 都市計画法(昭和43年法律第100号),土地区画整理法(昭和29年法律第119号),
都市再開発法(昭和44年法律第38号),新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134
号)等の法令の規定に基づき設置された道路で,法令の規定により本市に帰属
されるもの

オ 国有財産で道路用地として本市が無償貸付けを受ける道路

カ 一般の通行に供している道路で,本市が無償で取得できるもの

キ 小学校区ごとに設置されたスクールゾーン委員会が指定する通学通園路又は
公共施設に連絡する道路

なお,市道認定路線の構造条件等,市道路線認定の申請手続等については,別に
定めている。

(3) 道路側溝の改良状況

(単位: m)

区分 \ 年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
市 街 地 区	3,698	2,143	2,170	1,823	760
吉野・東桜島地区	487	194	516	563	362
伊 敷 地 区	760	184	260	428	280
田 上 宇 宿 地 区	580	77	196	0	0
吉 田 地 区	2,380	178	424	562	77
桜 島 地 区	1,467	1,732	1,209	664	497
松 元 地 区	479	404	766	414	231
郡 山 地 区	498	482	305	341	412
谷 山 地 区	2,120	666	895	429	581
喜 入 地 区	681	572	490	715	598
施 工 延 長	13,150	6,632	7,231	5,939	3,798

(4) 道路新設改良状況

(単位: m)

区分 \ 年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
市 街 地 区	868	1,055	894	424	519
吉野・東桜島地区	289	123	804	173	522
伊 敷 地 区	291	118	416	417	408
田 上 宇 宿 地 区	0	0	105	0	0
吉 田 地 区	372	0	0	23	108
桜 島 地 区	0	0	0	0	0
松 元 地 区	392	243	296	460	92
郡 山 地 区	380	333	60	182	113

谷 山 地 区	1,452	207	272	534	326
喜 入 地 区	624	433	385	445	336
施 工 延 長	4,668	2,512	3,232	2,658	2,424

(5) 橋梁現況

(令和 7 . 4 . 1 現在 単位：m)

地 区 別	永 久 橋		木 橋		計	
	橋数	延 長	橋数	延 長	橋数	延 長
市 街 地 区	120	3,534.5	0	0	120	3,534.5
吉 野 地 区	24	310.4	0	0	24	310.4
東 桜 島 地 区	6	93.4	0	0	6	93.4
伊 敷 地 区	81	1,223.4	0	0	81	1,223.4
田 上 地 区	40	796.2	0	0	40	796.2
吉 田 地 区	66	698.7	0	0	66	698.7
桜 島 地 区	29	358.0	0	0	29	358.0
松 元 地 区	35	838.5	0	0	35	838.5
郡 山 地 区	49	626.4	0	0	49	626.4
谷 山 地 区	127	2,740.9	0	0	127	2,740.9
喜 入 地 区	96	779.0	0	0	96	779.0
合 計	673	11,999.4	0	0	673	11,999.4

(6) 国・県施行土木事業の負担金

(令和6年度)

事業 区分	事業名	負担割合			市負担金 (千円)
		国	県	市	
港湾 関係	国直轄港湾改修事業	6.325/10	2.75625/10	0.91875/10	421,670
	県施行港湾施設改良費統合補助事業 (施設の機能復旧のための事業)	1/3	1.6/3	0.4/3	16,000
	県施行港湾施設改良費統合補助事業 (施設の機能向上のための事業)	1/3	1.2/3	0.8/3	54,400
	県施行鹿児島港長寿命化対策事業	-	8/10	2/10	20,000
急傾斜地 砂防 関係	急傾斜地崩壊対策事業(公共大規模)	4.75/10	4.75/10	0.5/10	9,000
	// (公共その他)	4.5/10	4.5/10	1/10	4,000
	// (一般大規模)	4.5/10	4.5/10	1/10	17,950
	// (一般その他)	4/10	4/10	2/10	46,000
	// (一般緊急改築)	4.5/10	4.5/10	1/10	24,200
	県単砂防事業	-	9/10	1/10	4,000
道路 関係	県単道路整備事業(防塵舗装)	-	9/10	1/10	0
	// (改良)	-	9/10	1/10	53,000
	// (街路)	-	9/10	1/10	2,000
	県施行地方特定道路整備事業(改良)	-	9.5/10	0.5/10	0
	県施行街路事業(交通安全対策事業(通学路緊急対策))	5.5/10	3.5/10	1/10	33,950

(7) 広木駅自動車駐車場

平成21年3月14日、JR広木駅前に道路の付属物として設置した自動車駐車場の供用を開始し、併せて駐車料金の徴収に関する条例を制定した。

収容台数 39台(うち障害者等用2台)

利用時間 全日

駐車料金 6時間ごとに100円(駐車開始から30分までは無料)

令和6年度使用料収入 30,945台(うち有料駐車16,439台) 3,623,300円

(8) 路面・水路・側溝・宅地内降灰等の清掃作業状況

(令和6年度実績)

区 分		作業量	作 業 区 分 等			浚せつ土量	搬出土量
			市単独事業	補助事業	市直営工事等		
路 面	機 械	km 10,961	km 10,689	km 272	km 0	-	m ³ 1,136
	人 力	m ³ 0	m ³ 0	m ³ 0	m ³ 0	-	m ³ 0
側 溝		km 14	km 8	km 0	km 6	m ³ 971	-
公 共 下 水 道		km 0	km 0	-	-	m ³ 0	-
宅 地 内 降 灰		カ所 5,609	カ所 5,609	-	-	-	m ³ 1,191

(9) 自転車等駐車場対策推進事業

平成8年3月に、自転車等の駐車対策に関する条例を制定し、同年10月から歩道や車道、駅前広場等の公共の場所に放置してある自転車や原動機付自転車の撤去を行っている。

鹿児島中央駅周辺においては、平成8年に自転車等駐車場を整備するとともに、駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定している。

天文館を中心とする中央地区においては、平成14年から年次的に7カ所の自転車等駐車場の設置を行い、併せてその周辺を自転車等放置禁止区域に指定している。

撤去した自転車等については、撤去し保管した旨を公示するとともに、所有者を調査し、返還に努めている。なお、返還する際には撤去保管料を徴収している。

公示の日から6カ月が経過し、所有権が本市に帰属した自転車については、公用車として活用するほか、市民を対象とした「リサイクル自転車フェア」に出品し、自転車等の放置の防止や、物を大切にする意識の啓発並びに資源としての有効活用を図っている。

① 市営自転車等駐車場

ア 有料市営自転車等駐車場

名 称	位 置	利用方法	利用時間
市営鹿児島中央駅東口自転車等駐車場	中央町39番 1	一時利用・定期利用	午前6時～午後12時
市営鹿児島中央駅西口自転車等駐車場	武一丁目 7 番 3		
市営黒田踏切自転車等駐車場	西田一丁目 1 番33	定期利用	全日
市営東千石自転車等駐車場	東千石町 3 番44	一時利用・定期利用	
市営山之口自転車等駐車場	山之口町11番 2		
市営二本松自転車等駐車場	山之口町 3 番29		
市営西千石自転車等駐車場	西千石町16番11		
市営中町自転車等駐車場	中町 4 番10		
市営おつきや自転車等駐車場	東千石町17番17	一時利用	

市営松山通自転車等駐車場	呉服町2番6		

イ 無料市営自転車等駐車場

名 称	位 置
市営南鹿児島駅自転車等駐車場	南郡元町33番20
市営谷山電停自転車等駐車場	東谷山二丁目766番2
市営谷山駅自転車等駐車場	谷山中央一丁目4087番6
市営慈眼寺駅自転車等駐車場	慈眼寺町1283番3
市営坂之上駅自転車等駐車場	坂之上四丁目4719番2
市営喜入駅自転車等駐車場	喜入町7070番40
市営生見駅自転車等駐車場	喜入生見町2739番12
市営薩摩松元駅自転車等駐車場	上谷口町1049番1
市営上伊集院駅自転車等駐車場	上谷口町1655番12
市営宇宿駅自転車等駐車場	宇宿三丁目12番8
市営広木駅自転車等駐車場	田上町4792番2
市営鹿児島駅自転車等駐車場	浜町65番

② 駐車料金等

ア 駐車料金

利用区分		利用時間	駐 車 料 金	
			自 転 車	原動機付自転車 大型自動二輪車 普通自動二輪車
一 時 利 用		24時間（1回）	100円	150円
定期利用	学 生	1 月	1,200円	1,800円
		3 月	3,240円	4,860円
	一 般	1 月	1,500円	2,250円
		3 月	4,050円	6,070円

③ 撤去した自転車等の返還について

ア 自転車等放置禁止区域内で撤去されてから約2カ月以内の自転車等

- (a) 返還場所 鹿児島市自転車等一時保管所
(鹿児島市南林寺町30番3 電話 226-0632)
- (b) 返還日時 年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日
午後1時～午後7時

イ ア以外の自転車等

- (a) 返還場所 鹿児島市自転車等保管所
(鹿児島市田上八丁目28番5号 電話 282-7488)
- (b) 返還日時 年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日
午後1時～午後6時

ウ 撤去保管料 ア, イいずれも 自転車 1,500円 原動機付自転車 2,000円

④ 自転車等の撤去・返還等及び自転車等駐車場の附置義務届出状況（令和6年度）
（単位：台）

撤 去						本 人 返 還			
放置禁止区域内		自転車等駐車場内		放置禁止区域外		自 転 車	原動機付 自 転 車	左のうち盗難届分	
自 転 車	原動機付 自 転 車	自 転 車	原動機付 自 転 車	自 転 車	原動機付 自 転 車			自 転 車	原動機付 自 転 車
849	13	312	6	657	10	494	15	55	2

リ サ イ ク ル						保 管				附置義務 (件)	
市 民 へ の 売 却	バイク販売 商への売却	公用車等と して活用	大学へ譲与 (留学生)	鉄くずとして処分		6か月保管中の台数		帰属後の保管台数			
自 転 車	原動機付 自 転 車	自 転 車	自 転 車	自 転 車	原動機付 自 転 車	自 転 車	原動機付 自 転 車	自 転 車	原動機付 自 転 車	届 出	完 了
193	12	20	0	889	1	760	7	316	7	0	1

16 高速道路

道路名	区 間	延長	備 考
(1) 九州縦貫自動車 道鹿児島線	北九州市～鹿児島市 〔県内〕約67km	約345km	・平成7年7月27日全線開通 ・平成16年12月11日全線4車線化 (一部6車線)
(2) 南九州西回り自 動車道 〔一般国道の 自動車専用 道路として 整備〕	八代市～鹿児島市 〔県内〕 (1) 鹿児島道路（鹿児島IC～市来IC） ① 鹿児島IC～鹿児島西IC ② 鹿児島西IC～伊集院IC ③ 伊集院IC～市来IC (2) 川内道路（市来IC～薩摩川内都IC） ① 市来IC～串木野IC ② 串木野IC～薩摩川内都IC (3) 川内隈之城道路（薩摩川内都IC～薩摩川 内水引IC） ① 薩摩川内都IC～薩摩川内高江IC ② 薩摩川内高江IC～薩摩川内水引IC (4) 阿久根川内道路 (5) 出水阿久根道路（阿久根IC～出水IC） ① 阿久根IC～阿久根北IC ② 阿久根北IC～野田IC ③ 野田IC～高尾野北IC ④ 高尾野北IC～出水IC (6) 芦北出水道路（出水IC～熊本県芦北IC） ※うち（熊本県水俣IC～熊本県芦北IC） （13.3km）は平成9年2月整備計画決定	約140km 22.2km (0.9km) (10.2km) (11.1km) 13.8km (7.3km) (6.5km) 10.2km (6.7km) (3.5km) 22.4km 14.9km (4.2km) (4.0km) (2.8km) (3.9km) 29.6km	・平成2年11月整備計画決定 ・昭和63年10月19日開通 ・平成10年3月26日開通 ・平成14年4月6日開通 ・平成3年12月整備計画決定 ・平成17年3月13日開通 ・平成19年3月3日開通 ・平成5年7月基本計画決定 ・平成27年3月7日開通 ・平成25年3月10日開通 ・平成27年4月整備計画決定 ・平成5年7月基本計画決定 ・平成27年3月29日開通 ・平成27年12月19日開通 ・平成29年3月11日開通 ・平成29年11月12日開通 ・平成3年12月基本計画決定
(3) 東九州自動車道	北九州市～大分市～宮崎市～鹿児島市	約436km	

	〔県内〕		
	(1) 鹿児島IC～加治木JCT	28.6km	・九州縦貫自動車道と重複
	(2) 加治木JCT～隼人東IC（隼人道路）	7.3km	・平成4年3月25日開通
	(3) 隼人東IC～国分IC	4.8km	・平成12年3月4日開通
	(4) 国分IC～末吉財部IC	22.5km	・平成14年3月2日開通
	(5) 末吉財部IC～曾於弥五郎IC	11.1km	・平成22年3月14日開通
	(6) 曾於弥五郎IC～鹿屋串良JCT	17.7km	・平成26年12月21日開通
	(7) 鹿屋串良JCT～志布志IC	19.2km	・令和3年7月17日開通
	(8) 志布志IC～串間市	19.0km	・平成3年12月基本計画決定

17 地籍調査

(1) 概要及び効果

地籍調査は、国土調査法に基づき、一筆ごとの土地について、その所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積の測量を行って、その結果を地図及び簿冊に作成するものである。

その効果としては、土地境界を巡るトラブルの未然防止、登記手続の簡素化・費用縮減、土地の有効利用の促進、公共事業の効率化・コスト縮減、公共物管理の適正化、災害復旧の迅速化、課税の適正化・公平化等が挙げられる。

(2) 本市の進捗状況

（令和7.4.1現在）

	調査対象面積	調査済面積 (他事業整備含む)	進捗率
鹿児島市	512.35km ²	256.29km ²	50.0%

※国有林野、湖沼等は調査対象面積に含まれない。

※他事業整備とは、国土調査法第19条第5項による指定（予定を含む。）及び法務局の登記所備付地図作成等によるものである。

消 防

1	消防力	347
2	活動状況	350
3	防災対策	352
4	消防団	353
5	職員・団員の処遇	354

▶ 令和7年消防出初式



消 防

複雑多様化する災害や救急需要の増大に対応するため、消防活動及び救急救命体制を強化するほか、火災予防対策を推進するなど、安心安全なまちを目指して、質の高い消防力の強化に取り組んでいる。

令和6年度は、水槽付消防ポンプ自動車3台の更新及び西本署はしご車のオーバーホールを行うとともに、消防団の消防ポンプ自動車1台、小型動力ポンプ積載車3台を更新し、消防車両の高性能化を図ったほか、危険物火災に対する消火能力を強化するため、泡消火薬剤の更新を行った。

また、迅速・的確な災害対応や医療の早期介入等を図るため、119番映像通報システム及び現場中継システムの効果的な運用に努めた。

救急業務においては、救急救命体制の充実を図るため、高規格救急車3台や自動式心肺蘇生器等を更新したほか、非常用救急車を1台増台するなど、増加する救急需要に適切に対応するための取組を進めた。

火災予防対策としては、各種媒体を活用した広報により、住宅用火災警報器の10年更新等の周知を図るとともに、「少年消防クラブ」の育成をはじめ、「消防スケッチ大会」の開催や「火の用心！シルバー教室」の実施など、幅広い世代に対する防火思想の普及啓発に努めた。

1 消防力

(1) 人員・車両

(令和7.4.1現在)

消 防 職 員		配 置 車 両
定数 542人	現員数 537人 うち消防吏員 535人	ポンプ車・はしご車・救急車 他 緊急自動車 (その他の車両) 消防署 107台 消防団 84台
消防職員1人に対する		消防(署)ポンプ自動車1台に対する
人 口 …………… 1,070人		人 口 …………… 22,309人
世 帯 …………… 527世帯		世 帯 …………… 10,990世帯
面 積 …………… 1.01km ²		面 積 …………… 21.06km ²

(2) 人員・車両等内訳

(令和7.4.1現在)

消 防 職 員	人	消 防 車 両 等	台	119番通報に対応するシステム等
消 防 局 長 (正 監)	1	水槽付消防ポンプ車	22	消防緊急通信指令システム
消 防 監	6	消 防 ポ ン プ 車	4	消防救急デジタル無線システム
消 防 司 令 長	26	は し ご 車	3	119番映像通報システム
消 防 司 令	43	屈 折 は し ご 車	1	現 場 中 継 シ ス テ ム
消 防 司 令 補	98	大型化学高所放水車	1	F A X 1 1 9
消 防 士 長	143	化 学 車	1	メ ー ル 1 1 9
消 防 副 士 長	127	泡 原 液 搬 送 車	2	N e t 1 1 9
消 防 士	91	水 槽 車	1	多 言 語 通 訳 業 務
そ の 他 の 職 員	2	救 助 工 作 車	3	市民へ情報提供するシステム
		支 援 車	1	
		資 機 材 搬 送 車	2	テ レ ガ イ ド 安 心 ネ ッ ト ワ ー ク 1 1 9
		ミニ消防車・防災車	21	
		指 揮 車	4	
		救 急 車	24	
		災 害 用 二 輪 車	6	
		そ の 他	19	
合 計	537	合 計	115	

(3) 消防水利

(令和7.4.1現在)

消 火 栓	6741	防 火 水 槽	924 (40m ³ 以上528 40m ³ 未満396)

(4) 職員並びに車両配置状況

(令和7.4.1現在)

区 分		職員	車 両 配 置								計
			水槽付 ポンプ車	ポンプ車	救 助 工作車	はしご車 (鉋式含む)	大型化学 高所放水車	化学車	救急車	その他	
合計	定 数	542									
	現 員 数	537(4)	22	4	3	4	1	1	24	56	115
内 訳	消防本部	総 務 課	23							3	3
		警 防 課	12							1	1
		救 急 課	13						1	1	2
		情 報 管 理 課	21							1	1
		予 防 課	17							4	4
	中央消防署	庶 務 係	3								
		警防第一係	2							3	3
		警防第二係	2								
		予防指導係	7							2	2
		中 央 本 署	37	1	1	1			1	2	6
		南 林 寺	24		1	1			1	2	5
		名 山	13		1					1	2
		上 町	20	1					1	1	3
		吉 野	20	2					2	1	5
		吉 田	16	1					1	1	3
		甲 南	21		1				2	1	4
		桜 島 東	10	1					1	1	3
		桜 島 西	10	1					1	1	3
	西消防署	庶 務 係	3								
		警防第一係	2							3	3
		警防第二係	2								
		予防指導係	2							2	2
		西 本 署	39	1	1	1			2	1	6
		伊 敷	20	1					1	1	3
		明 和	12	2						1	3
		田 上	13	1						1	2
		松 元	15(2)	1					1	1	3
		郡 山	16	1					1	1	3
	南消防署	庶 務 係	3								
		警防第一係	2							3	3
		警防第二係	2								
		予防指導係	3							2	2
		南 本 署	37	2	1	1		1	2	4	11
		谷 山	20	1					1	1	3
		谷 山 北	21	1					2	1	4
		脇 田	12	2						2	4
		郡 元	24	1					1	4	6
		喜 入	18(2)	1	1		1		2	2	7

※職員（ ）内の数字は短時間再任用職員の数で外数

2 活動状況

(1) 最近5カ年の火災状況

年 区分		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
出火件数	建物	81	82	78	96	82
	林野	2	3		2	1
	船舶・車両	19	17	12	19	10
	その他	53	51	35	32	40
	計	155	153	125	149	133
火災状況	被災世帯	73	89	64	84	105
	被災人員	164	189	135	168	214
	焼損棟数(全半焼)	26	25	22	23	31
	建物焼損床面積(m ²)	3,597	2,067	2,129	2,030	2,990
	林野焼損面積(a)	33	139		121	13
損害額(千円)		214,783	115,502	80,319	69,384	91,937

(2) 原因別出火件数

(令和6年中)

原因別	件数	原因別	件数
たき火	24	排気管	3
電気	20	衝突の火花	3
たばこ	16	火入れ	3
こんろ	10	焼却炉	2
放火(疑い含む)	5	内燃機関	2
マッチ・ライター	4	その他	29
灯火	4	不明・調査中	5
ストーブ	3	計	133

(3) 予防査察件数

(令和6年度)

対象物 区分	集会場 興業場等	飲食店 遊技場 キャバレー等	マーケット 百貨店等	ホテル 旅館等	共 同 住宅等	幼稚園 福祉施設 病院等	学 校	美術館 図書館等	浴場等	停車場等
対象物数	265	544	613	116	6,310	1,411	205	17	34	7
査察延数	118	252	216	68	1,546	629	117	10	16	1
査察率(%)	45	46	35	59	25	45	57	59	47	14
対象物 区分	神 社 教会等	工 場 作業場等	倉 庫 駐車場等	事業所 その他	複 合 用 途 イ ロ		文化財	アーケード	危険物 関 係	計
対象物数	113	839	823	1,398	2,482	3,077	3	13	1,101	19,371
査察延数	36	234	195	297	1,246	777	2	9	744	6,513
査察率(%)	32	28	24	21	50	25	67	69	68	34

(4) 救急活動状況

高規格救急車24台（うち非常用救急車6台）

(令和7.4.1現在)

配置箇所 中央本署1台、南林寺1台、上町1台、吉野1台、吉田1台、甲南1台、桜島東1台、桜島西1台、西本署1台、伊敷1台、松元1台、郡山1台、南本署1台、谷山1台、谷山北1台、郡元1台、喜入1台、救急ステーション（市立病院）1台
（非常用：吉野1台、甲南1台、西本署1台、南本署1台、谷山北1台、喜入1台）

救急隊員 120人

活動状況

(令和6年中)

事故種別 区分	出場件数	搬送件数	搬 送 人 員		
			計	男	女
火 災	87	20	21	11	10
自 然 災 害	4	0	0	0	0
水 難	22	13	14	11	3
交 通 事 故	1,820	1,523	1,641	964	677
労 働 災 害	273	242	242	207	35
運 動 競 技	221	213	214	164	50
一 般 負 傷	5,568	5,129	5,150	2,210	2,940
加 害	125	97	98	68	30
自 損 行 為	333	230	231	82	149
急 病	25,987	23,180	23,214	11,424	11,790
そ の 他	4,208	3587	3587	1,749	1,838
合 計	38,648	34,234	34,412	16,890	17,522

3 防災対策

(1) 消防警備対策

建築物の構造，地理水利の状況，消火・延焼・人命危険性等の各要素を消防的見地から総合的に判断し，火災が発生した場合に人命危険性が高く，また，消防警備活動上困難が予想される地域等について，定期的な実態調査のほか，予防査察や訓練を行うとともに，防火指導を実施して関係者や住民の防火意識の高揚を図っている。

(2) 中高層建築物対策

中高層建築物に対する消防体制として，はしご車4台を3署に配置している。また，建築設計のときから安全避難及び救助その他の消防活動等を有効に確保するための指導を行うとともに，定期的に中高層建築物調査や消防警備査察を実施し建物の状況把握に努めている。さらに，消防総合訓練研修センターの高所訓練塔や実際の建物を使用して伸梯訓練や救助訓練等を行うとともに，はしご車等を配置している各署の隊員に対し，はしご車等要員研修を行い，隊員の能力向上を図っている。

4 階以上の建築物状況

(令和7.4.1現在)

4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階以上	計
2,976	2,150	587	389	346	192	234	364	7,238

(3) 危険物火災対策

危険物火災対策として大型放水砲車1台，大容量送水車1台，化学消防車1台，大型化学高所放水車1台，化学機能付水槽付消防ポンプ自動車1台，泡原液搬送車2台，資機材搬送車2台及び泡放射器材を装備した車両25台の計34台を配置している。災害規模の大きな非常事態の場合，消防相互応援協定等に基づき，化学消防車及び泡原液搬送車等を集結させる。危険物施設に対しては積極的に消防演習や訓練を実施するとともに，定期的に消火薬剤の放射訓練などを行っている。

油槽所別数量表

(令和7.4.1現在)

区 分	種 別	タンク数	数量 (kl)
谷 山 港 一 丁 目	第一石油類	12	31,868
	第二石油類	11	36,541
	第三石油類	9	21,856
浜 町	第二石油類	1	495
	第三石油類	2	1,600
喜 入	第一石油類	54	7,009,884
	第三石油類	3	381,703
合 計		92	7,483,947

4 消防団

(1) 消防団員の定数及び報酬

(令和7.4.1現在)

階級	区分	定数	現員数	報酬(年額)
団	長	1人	1人	86,300円
副	団長	10	10	69,000
分	団長	76	76	62,200
副	分団長	76	76	45,500
部	長	136	115	38,700
班	長	308	259	37,700
団	員	964	906	36,700
学	生機能別団員	200	81	8,000
計		1,771	1,524	
その他の報酬		1 庶務担当者 月額4,800円 2 機関整備担当者 月額3,200円		

上記報酬以外に下記のとおりとする

- ・基本団員の出勤報酬
災害の場合 1日につき8,000円
警戒, 訓練の場合 1日につき7,000円
- ・学生機能別団員の費用弁償
規則で定める職務に従事した場合 1回につき3,500円

(2) 消防団員の年齢(学生機能別団員除く)

(令和7.4.1現在)

団員数	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳以上 55歳未満	55歳以上 60歳未満	60歳以上	平均年齢
1,443人	6	24	47	79	111	222	221	218	158	357	50.3歳

(3) 消防団員の勤続年数(学生機能別団員除く)

(令和7.4.1現在)

団員数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上	平均勤続 年数
1,443人	326	273	207	203	145	113	80	96	14.6年

(4) 保有機材

(令和7.4.1現在)

水槽付消防ポンプ車2台, 消防ポンプ車18台, 団指令車1台, 小型動力ポンプ積載車61台, ミニ消防車(小型動力ポンプ積込)1台, 団防災学習車1台, 小型動力ポンプ62台

5 職員・団員の処遇

(1) 賞じゅつ金等

消防吏員及び団員は、消防業務を遂行するにあたって、危険な場面に遭遇してもその任務を遂行しなければならないが、この職務遂行にあたって、後顧の憂いなく、業務に専念できるようにこの制度が設けられた。職務を遂行したことによって、死亡又は身体に障害が存することとなった場合にこの賞じゅつ金等を支給する。

殉職者特別賞じゅつ金…	1,500万円	
殉職者賞じゅつ金…最高	1,140万円	最低 450万円
障害者賞じゅつ金…最高	900万円	最低 18万円
死亡見舞金…	1,500万円	
障害見舞金…	1,500万円以下	最低 36万円

(注) ① 賞じゅつ金支給対象の場合は、見舞金が併給される。

② 殉職者特別賞じゅつ金を支給する場合は殉職者及び障害者賞じゅつ金は支給しない。

(2) 団員の退職報償金

国の定める基準に従い消防団員退職報償金条例を制定し支給している。

(令和7.4.1現在)

階 級	勤 務 年 数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団 長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円	1,079,000円
副 団 長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分 団 長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副 分 団 長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団 員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

文 教

1	第二次鹿児島市教育振興基本計画	356
2	学校の現況	357
3	学校教育	364
4	保健体育	370
5	学校給食	371
6	学校施設	372
7	社会教育	374
8	文化財の保護・活用	377
9	各種文教施設	377
10	世界文化遺産関係	393
11	文化財（指定文化財等一覧表）	394

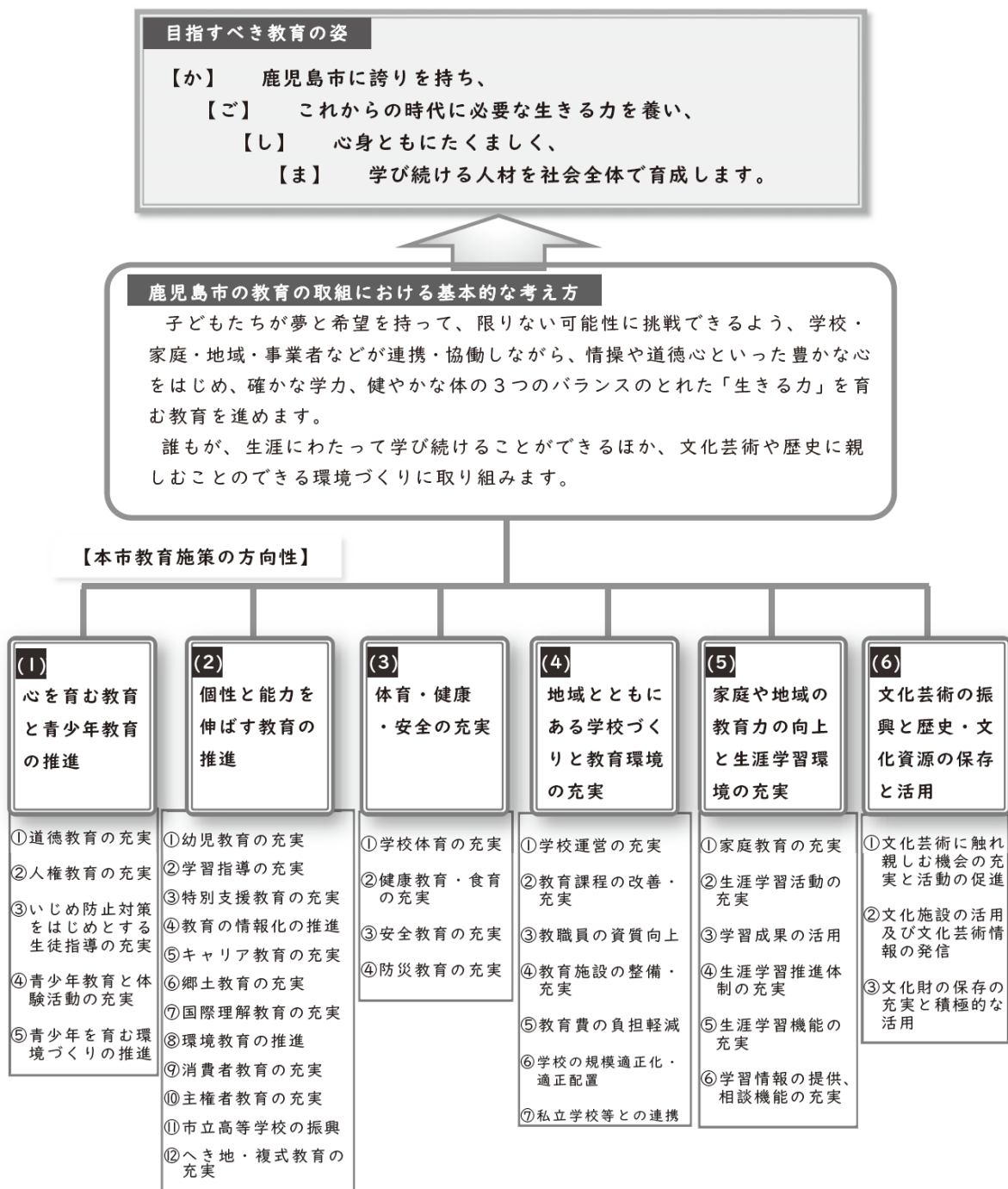


Stanford e-Kagoshima City最優秀受講者表彰式

文 教

鹿児島市に誇りを持ち、これからの時代に必要な生きる力を養い、心身ともにたくましく、学び続ける人材を社会全体で育成するという本市教育の基本目標のもと、豊かな人間性や社会性、思いやりの心を育み、個性と能力を伸ばす教育の推進、運動・スポーツに親しむ機会、生涯学習環境の充実等の施策に取り組んでいる。

1 第二次鹿児島市教育振興基本計画 （「目指すべき姿」と「施策」の関連図）



2 学校の現況

(1) 市立学校

① 総 括

(令和7.5.1現在)

区 別		学校別	幼稚園	小学校	中学校	高等学校
			4 園	79校	39校	3 校
学級数			8	1,510	594	60
園児・児童・生徒数			65	31,109	16,152	2,065
教員数			15	2,011	1,160	172
職員数	事務職員		-	98	49	15
	学校栄養職員		-	-	-	-
	学校用務員		-	22 (4)	14	3
	調理員		-	63 (8)	17 (4)	-
保有教室数	普通		11	1,487	605	63
	特別		-	762	600	92
建物面積 (延)	一般校舎 (㎡)		1,289	338,062	207,666	31,153
	屋内運動場 (㎡)		-	68,534	40,481	6,349
	屋内運動場数		-	78	38	3
校地面積 (㎡)			6,169	1,364,046	931,682	128,045

- (注) 1 幼稚園の教員数は非常勤の園長及び講師を含む。
2 職員数(事務職員, 学校栄養職員, 学校用務員, 調理員)は, 会計年度任用職員を除く。
3 職員数欄()内の数字は, 短時間再任用職員の数で外数
4 一般校舎の面積は, 鉄筋換算後の数値
5 高免小学校は平成5.4.1から休校

② 幼稚園

(令和7.5.1現在)

園 名	園児数	学級数	教員数	職員数	教室数	建物面積 (延)	校地面積
宮 川	9 人	1	3 人	- 人	1	102㎡	561㎡
皆 与 志	6	1	1	-	2	88	386
桜 峰	7	2	3	-	3	426	1,747
松 元	43	4	8	-	5	665	3,475
計 4 園	65	8	15	-	11	1,281	6,169

③ 小学校

(令和7.5.1現在)

校 名	学級数	児童数	教員数	職員数	保有教室数		建物面積 (延)		校地面積
					普通	特別	一般校舎	屋内運動場	
		人	人	人			㎡	㎡	㎡
吉 田	9	57	12	1	8	8	3,678	894	21,642
本 名	10	178	14	1	10	6	2,691	899	11,394
宮	9	95	13	1	9	6	2,004	581	9,156
本 城	4	19	7	1	4	9	1,401	659	9,924
牟礼岡	8	93	12	1	8	8	3,729	716	15,056
南 方	5	36	8	1	5	7	1,831	677	12,151
花 尾	3	12	6	1	3	9	1,977	664	12,700
郡 山	13	235	18	1	11	11	4,401	850	24,639

校 名	学級数	児童数	教員数	職員数	保有教室数		建物面積 (延)		校地面積
					普通	特別	一般校舎	屋内運動場	
		人	人	人			m ²	m ²	m ²
川 上	27	611	36	1	26	12	5,352	841	18,498
吉 野	45	1,105	60	3	40	9	7,066	868	19,039
吉野東	51	1,179	64	8	48	7	6,065	862	26,287
大明丘	20	407	25	2	18	9	4,175	919	16,133
坂 元	15	262	19	1(2)	18	11	5,181	911	20,764
坂元台	19	413	24	1	20	8	4,567	719	22,840
清水	22	472	29	1	22	11	5,235	845	13,479
大 龍	17	323	21	4	18	12	5,184	780	14,340
名 山	18	334	27	2	15	12	3,141	719	15,194
山 下	19	408	31	5	20	8	4,612	863	13,521
松 原	11	197	16	2	12	11	4,070	863	14,783
城 南	13	214	18	1	13	9	4,192	941	12,801
草牟田	25	482	32	1	25	6	5,285	1,215	19,031
原 良	34	864	49	4(2)	34	19	6,936	863	19,685
明 和	18	365	23	5	18	16	6,239	855	23,258
武 岡	12	242	16	2	12	14	5,791	852	19,861
武岡台	11	236	16	1	11	14	5,019	863	49,212
西 田	21	544	29	1	21	12	5,555	845	17,704
武	27	598	34	2	25	6	4,287	1,215	23,421
田 上	27	486	37	6	25	12	6,152	1,215	13,891
西 陵	30	713	38	5	30	9	5,360	865	17,813
広 木	35	728	43	2	35	8	5,406	1,215	23,532
中 洲	16	382	21	4(2)	16	11	3,930	845	13,974
荒 田	18	409	23	1	17	8	3,885	845	11,358
八 幡	23	528	34	6	25	15	5,711	845	18,467
中 郡	19	375	26	2	20	9	4,379	863	12,811
紫 原	27	539	35	6	27	10	5,320	863	17,845
西紫原	33	767	43	2	36	12	5,520	1,100	20,429
鴨 池	23	476	29	5	26	14	5,637	863	24,524
南	16	307	22	3	16	11	5,112	1,215	15,888
宇 宿	24	550	30	5	24	7	4,577	1,077	14,398
向 陽	27	608	34	1	23	7	4,316	860	16,512
伊 敷	15	362	20	4	15	15	4,783	1,048	16,517
花 野	11	206	15	2	11	16	5,246	845	20,383
西伊敷	18	395	24	1	18	11	6,105	812	27,108
伊敷台	20	402	26	1	20	12	5,454	863	17,534
玉 江	33	727	45	5	33	11	6,571	863	22,643
小山田	7	47	10	1	7	10	2,846	707	11,984
犬 迫	8	61	11	2	8	7	1,994	530	8,608
皆与志	5	28	8	1	5	6	1,748	650	9,046
東桜島	3	21	5	—	5	7	1,571	650	9,205
高 免	—	—	—	—	0	0	430	0	2,119

校 名	学級数	児童数	教員数	職員数	保有教室数		建物面積（延）		校地面積
					普通	特別	一般校舎	屋内運動場	
		人	人	人			m ²	m ²	m ²
黒 神	1	2	2	1	3	6	950	650	9,946
桜 洲	7	48	10	1	8	10	2,449	894	13,912
桜 峰	3	29	6	1	4	8	2,490	894	13,714
松 元	25	449	32	3	27	7	4,385	1,207	11,008
東 昌	5	55	9	2	6	6	1,697	680	12,709
春 山	25	539	31	1	24	7	4,446	740	18,433
石 谷	21	502	29	1	18	6	3,102	917	16,544
谷 山	44	937	61	6(2)	41	14	7,783	1,046	22,877
西 谷 山	37	876	47	2(2)	30	11	5,143	780	19,112
東 谷 山	38	846	49	2	38	13	6,238	1,215	25,547
清 和	48	1,096	59	2	47	9	6,216	870	19,162
和 田	41	813	50	6	41	7	5,412	1,215	13,768
錦 江 台	33	646	43	7	33	9	5,381	862	26,682
福 平	51	1,152	65	2	34	8	5,035	1,215	19,122
平 川	8	93	12	1	8	5	1,724	601	7,087
錫 山	3	14	5	2	3	2	1,061	894	7,413
中 山	60	1,421	77	2	60	13	9,337	1,786	19,922
桜 丘 西	18	363	23	4(2)	22	10	5,169	1,215	17,671
桜 丘 東	18	387	23	2	18	15	4,948	780	18,106
星 峯 西	23	455	31	2	28	11	5,390	780	18,801
星 峯 東	11	221	16	3	11	17	6,005	863	19,348
宮 川	13	276	19	2	13	11	4,925	845	18,202
皇 徳 寺	15	341	19	1	16	15	5,721	863	23,026
瀬々串	8	94	12	1	8	5	2,087	613	24,018
中 名	8	77	12	1	8	7	1,916	613	13,704
喜 入	14	246	18	1	14	9	2,679	1,099	27,331
前之浜	4	17	7	2	4	8	1,739	650	14,666
生 見	2	13	3	1	2	9	1,695	649	18,089
一 倉	2	3	3	1	2	6	1,222	680	11,024
計79校	1,510	31,109	2,011	183(12)	1,487	762	338,062	68,534	1,364,046

④ 中学校

（令和7.5.1現在）

校 名	学級数	生徒数	教員数	職員数	保有教室数		建物面積（延）		校地面積
					普通	特別	一般校舎	屋内運動場	
吉 田 北	5	30	11	2	5	9	1,831	711	11,733
吉 田 南	9	193	21	1	10	15	4,121	1,095	31,132
郡 山	10	205	20	1	8	14	3,703	1,386	25,556
緑 丘	12	346	24	1	13	20	6,425	1,476	25,416
吉 野	30	960	54	3	30	17	7,698	1,222	48,658
吉 野 東	18	553	35	2	16	10	4,096	1,016	34,128
坂 元	15	369	27	5	16	16	6,251	1,016	21,780
清 水	12	300	23	1	13	18	5,544	980	18,142

校 名	学級数	生徒数	教員数	職員数	保有教室数		建物面積（延）		校地面積
					普通	特別	一般校舎	屋内運動場	
長 田	9	240	22	2	9	14	4,362	1,010	22,004
甲 東	10	263	22	2	10	17	5,463	980	17,293
城 西	24	728	44	2	24	22	7,954	1,101	24,522
明 和	8	188	18	2	8	19	5,760	1,138	31,033
武 岡	10	278	21	1	11	18	6,895	1,030	34,527
武	15	467	29	2	15	20	6,167	981	27,913
西 陵	12	346	23	2	12	18	5,673	1,015	19,879
甲 南	12	374	25	2	14	15	5,377	981	15,701
天保山	15	377	29	1	15	16	5,212	1,138	16,985
鴨 池	18	431	36	1	17	14	6,210	1,010	30,447
南	17	442	32	1	17	16	6,185	1,030	16,978
紫 原	29	715	53	2	25	17	6,179	1,476	17,896
西紫原	21	662	40	3(2)	21	13	5,647	1,476	22,165
伊 敷	23	660	45	3	23	16	7,035	1,030	25,069
伊 敷 台	15	474	29	1	15	23	6,420	1,030	23,029
河 頭	5	85	13	2	5	14	3,826	830	17,453
東 桜 島	4	17	11	3	5	7	1,857	830	15,343
黒 神	1	2	4	2	1	8	1,175	450	4,731
桜 島	5	44	13	1	5	15	4,036	1,286	25,847
松 元	27	763	49	2	27	10	6,113	1,138	24,236
谷 山	35	946	63	2	34	15	7,203	1,010	30,755
東 谷 山	33	894	59	6(1)	34	17	6,951	1,016	48,931
和 田	27	745	50	5(1)	32	13	6,898	1,476	28,190
福 平	17	519	33	6	19	13	4,865	981	19,213
錫 山	3	15	8	-	3	6	797	0	5,119
谷 山 北	24	682	44	2	24	14	5,527	981	24,015
皇 徳 寺	12	363	25	2	12	21	6,822	1,030	26,765
星 峯	18	466	33	1	18	20	6,527	930	22,540
桜 丘	16	400	30	1	20	18	6,065	1,016	28,734
喜 入	9	253	20	1	10	18	4,714	1,195	32,419
鹿児島玉龍	9	357	22	1	9	14	4,082	984	15,405
計39校	594	16,152	1160	80(4)	605	600	207,666	40,481	931,682

⑤ 高等学校

（令和7.5.1現在）

校 名	学級数	生徒数	教員数	職員数	保有教室数		建物面積（延）		校地面積
					普通	特別	一般校舎	屋内運動場	
鹿児島玉龍	18	700	49	5	18	29	7,419	2,453	28,802
鹿児島商業	20	667	62	5	24	28	11,665	2,071	66,903
鹿児島女子	22	698	61	5	21	35	12,069	1,825	32,340
計3校	60	2065	172	15	63	92	31,153	6,349	128,045

（注）1 授業料（全日制課程） 年額 118,800円
2 入学検定料（ ） 1人につき 2,200円
3 入学料（ ） 5,500円

(2) 市立学校以外の学校（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学）

①－１ 幼稚園（国立大学法人，私立）

（令和 7. 5. 1 現在）

国私立別		園 名	園児数 (人)	本 務 教員数 (人)	国私立別		園 名	園児数 (人)	本 務 教員数 (人)
国立		鹿児島大学附属	57	5	私立	10	さ み ど り	168	13
私立	1	カトリック・カリタス	58	7	〃	11	集 成	34	13
〃	2	川 上	145	12	〃	12	昭 和	175	22
〃	3	鹿 児 島	202	14	〃	13	武	34	7
〃	4	鴨 池 し ら う め	116	11	〃	14	田 上	150	15
〃	5	鹿児島女子短大附属かもめ	160	19	〃	15	太 陽 の	128	17
〃	6	鹿児島女子短大附属すみれ	152	15	〃	16	唐 湊	94	13
〃	7	鹿児島女子短大附属なでしこ	139	14	〃	17	ひ ば り	43	11
〃	8	敬 愛	51	8	〃	18	星 ケ 峯	181	17
〃	9	研 明 舎	11	3	私 立 小 計			2,098	231

①－２ 幼稚園型認定こども園（私立）園児数は１号及び２号認定利用者

国私立別		園 名	園児数 (人)	本 務 教員数 (人)	国私立別		園 名	園児数 (人)	本 務 教員数 (人)
私立	1	ア ソ カ	64	6	私立	8	さ つ き	100	17
〃	2	い に し	77	14	〃	9	聖 母	138	14
〃	3	宇 宿	88	11	〃	10	た に や ま	129	13
〃	4	大 谷	102	26	〃	11	和 光	177	18
〃	5	共 研	83	14	〃	12	鹿 児 島 三 育	43	8
〃	6	共 立	88	18	〃	13	カトリック吉野	62	6
〃	7	恵 光 東 俣	84	7	合 計			1,235	172

①－３ 幼保連携型認定こども園（私立）園児数は１号及び２・３号認定利用者

国私立別		園 名	園児数 (人)	本 務 教員数 (人)	国私立別		園 名	園児数 (人)	本 務 教員数 (人)
私立	1	あ け ぼ の	87	24	私立	26	若 葉	150	23
〃	2	伊 敷	145	34	〃	27	コ ス モ	104	24
〃	3	ヴ ェ リ タ ス	132	19	〃	28	御 所	66	9
〃	4	う ち の	127	19	私立	29	し ら ゆ き	106	27
〃	5	鹿児島おおとり	100	16	〃	30	西 谷 山	124	34
〃	6	鹿児島さくら	71	13	〃	31	ひ か り や ま	80	11
〃	7	鴨 池	123	15	〃	32	つ ば き	186	25
〃	8	可 愛	193	36	〃	33	ひ ま わ り	121	11
〃	9	こばと・ゆなの木	122	25	〃	34	聖 徳	83	21
〃	10	さ か も と	109	18	〃	35	わくわく鹿児島中央	97	15
〃	11	桜 ケ 丘 中 央	226	27	〃	36	た ち ば な	105	22
〃	12	清 谿 年	134	17	〃	37	松 青	135	42
〃	13	千 年	123	24	〃	38	錦 ケ 丘	170	26
〃	14	草 牟 田	107	12	〃	39	み の り こ ど も	61	21
〃	15	武 岡	99	22	〃	40	い ち ご	119	35
〃	16	谷 山 善 牧 者	175	24	〃	41	お ひ さ ま	110	20
〃	17	玉 里 善 牧 者	117	25	〃	42	錦 城	169	32
〃	18	辻 ケ 丘	179	32	〃	43	光 愛	148	40
〃	19	は な ぶ さ	268	39	〃	44	こ ま つ ば ら	319	36
〃	20	み の さ り	105	11	〃	45	桜 ケ 丘	100	14
〃	21	紫 原	184	29	〃	46	ち は な	106	17
〃	22	め ぐ み た	84	23	〃	47	武 岡 み ら い え	67	22
〃	23	や は た	111	22	〃	48	す み れ	115	27
〃	24	吉 田 南	109	17	〃	49	錦 ケ 丘 プ ラ ス +	103	21
〃	25	よしだルンビニー	95	16	〃	50	ま つ の お	33	15

私立	51	いとしご	73	28	私立	57	えびす	108	22
//	52	なかよし	86	19	//	58	あすな	110	24
//	53	おおぞら	46	15	//	59	桜島	35	11
//	54	あいのほし	75	21	//	60	石谷の森	54	13
//	55	ほしのこ	117	22	//	61	郡山	90	26
//	56	東開	113	33	//	62	喜入	99	12
					合 計			7,290	1,395

② 小学校（国立大学法人，私立）（令和7.5.1現在）

国私立別	校 名	児童数(人)	国私立別	校 名	児童数(人)
国立	鹿児島大学附属	662	私立	鹿児島三育	32
			//	池田学園池田	293

③ 中学校（県立，国立大学法人，私立）（令和7.5.1現在）

県国私立別	校 名	生徒数(人)	県国私立別	校 名	生徒数(人)
県立	いろは中学校(夜間中学)	19	私立	ラ・サール	509
国立	鹿児島大学附属	538	//	鹿児島修学館	242
私立	鹿児島純心女子	115	//	池田学園池田	136
//	志学館中等部	250			

④ 高等学校（県立，私立）（令和7.5.1現在）

県国私立別	校 名	生徒数(人)	国私立別	校 名	生徒数(人)
県立	鶴丸	953	私立	鹿児島実業（全）	1,438
//	甲南	953	//	樟南	1,200
//	鹿児島中央	953	//	鹿児島	1,592
//	錦江湾	480	//	鹿児島純心女子	228
//	武岡台	939	//	鹿児島情報	1,332
//	明桜館	454	//	ラ・サール	613
//	松陽	898	//	志学館高等部	229
//	鹿児島東	159	//	池田学園池田	176
//	鹿児島工業	1,018	//	鹿児島修学館	129
//	鹿児島南	941			
//	開陽（全）	364			
//	（定）	140			

⑤ 大 学（国立大学法人，県立，私立）（令和7.5.1現在）

国 県 私立別	大 学 名	所 在 地	総学生数 (人)	学部別学生数 (人)
国立	鹿児島大学	本部 郡元一丁目21-24	8,617	法文 1,802 歯 317 教育 836 工 1,939 理 813 農 837 医 1,211 水産 613 共同獣医 249
県立	鹿児島県立短期大学	下伊敷一丁目52-1	554	文学科 142 生活科学科 126 商経学科 159 第二商経学科 127

私立	鹿児島国際大学	坂之上八丁目34-1 下伊敷一丁目52-17	2,857	経済学部 1,378 国際文化学部 479 福祉社会学部 769 看護学部 231
	志学館大学	紫原一丁目59-1	1,420	人間関係学部 881 法学部 539
	鹿児島純心女子短期大学	唐湊四丁目22-1	254	
	鹿児島女子短期大学	高麗町6-9	483	

⑥ 大学院・専攻科（国立大学法人，私立）（令和7.5.1現在）

国私立別	コ ー ス	所 在 地	学生数(人)
国立大学法人 鹿児島大学大学院	人文社会科学 研究科	郡元一丁目21-30	85
	教 育 学 //	郡元一丁目20-6	34
	保 健 学 //	桜ヶ丘八丁目35-1	83
	医 歯 学 総 合 //	//	340
	理 工 学 //	郡元一丁目21-40	647
	農 林 水 産 学 //	//	219
	臨 床 心 理 学 (専門職大学院)	//	32
	共 同 獣 医 学 //	郡元一丁目21-24	39
	連 合 農 学 //	//	117
私立 鹿児島国際大学大学院	経 済 学 //	坂之上八丁目34-1	22
	福 祉 社 会 学 //	//	11
	国 際 文 化 //	//	34
私立志学館大学大学院	心 理 臨 床 学 //	紫原一丁目59-1	31

⑦ 特別支援学校（国立大学法人，県立）（令和7.5.1現在）

国県立別	校 名	所 在 地	児童・生徒数(人)	学級数	教員数(人)
県立	鹿児島盲学校（小・中・高・専）	西谷山一丁目3-3	25	18	48
	鹿児島聾学校（幼・小・中・高・専）	下伊敷一丁目52-27	47	18	52
	鹿児島特別支援学校（小・中・高）	吉野一丁目42-1	392	90	172
	鹿児島南特別支援学校（小・中・高）	西谷山二丁目5-3	406	84	175
	武岡台特別支援学校（小・中・高）	小野町2760	330	70	143
	鹿児島高等特別支援学校（高）	東坂元三丁目28-1	90	12	34
国立	鹿大教育学部附属特別支援学校（小・中・高）	下伊敷一丁目10-1	57	9	30

⑧ 通信制（県立）（令和7.5.1現在）

	校 名	所 在 地	生徒数(人)
県立	開陽高等学校	西谷山一丁目2-1	2,260

3 学校教育

(1) 特別支援教育

① 特別支援学級

本市においては、知的障害、自閉症・情緒障害、病弱・身体虚弱、肢体不自由、難聴、弱視で障害の程度が比較的軽度な者に対し、障害に応じた指導をするための特別支援学級を設置している。

特別支援学級の設置状況

(令和7.5.1現在)

区分	学 校 数						学 級 数						児童生徒数(人)					
	知的障害	自閉症・情緒障害	病・虚弱	肢体不自由	難聴	弱視	知的障害	自閉症・情緒障害	病・虚弱	肢体不自由	難聴	弱視	知的障害	自閉症・情緒障害	病・虚弱	肢体不自由	難聴	弱視
小学校	68	72	14	14	5	1	147	257	14	14	5	1	830	1,465	18	15	7	1
中学校	36	36	3	6	3	0	62	81	3	6	3	0	320	428	4	6	4	0
総 計	104	108	17	20	8	1	209	338	17	20	8	1	1,150	1,893	22	21	11	1

② 通級指導教室

本市においては、言語障害、難聴、自閉症・情緒障害、LD・ADHD等の障害があり、通常の学級に在籍している者に対し、週に数時間程度、障害に応じた指導をするために、通級指導教室を設置している。

(令和7.5.1現在)

区 分	学校数		教室数		児童生徒数		学 校 名
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	
言語障害	4	0	8	0	165	0	名山小, 原良小, 中郡小, 谷山小
自閉症・情緒障害	13	2	18	2	325	12	川上小, 吉野小, 山下小, 谷山小, 城南小, 武岡台小, 紫原小, 南小, 原良小, 八幡小, 宮川小, 石谷小, 福平小, 皇徳寺中, 鹿児島玉龍中
LD, ADHD等	3	1	5	1	74	8	川上小, 山下小, 中山小, 甲南中
総 計	※16	3	31	3	564	20	※複数設置校あり

③ 就学支援等推進事業(令和7年度予算 9,045千円)

特別支援教育の推進を図るために以下のことを行う。

- ア 特別支援教育に関する教職員の資質の向上
- イ 特別支援学校児童生徒との交流及び共同学習の実施
- ウ 障害のある幼児児童生徒の就学教育相談の実施
- エ 鹿児島市特別支援教育審議会の開催
- オ 車椅子用階段昇降機の配置と整備

④ 特別支援教育体制推進事業(令和7年度予算 414,018千円)

幼稚園、小・中・高等学校の特別支援教育体制を整備するために以下のことを行う。

- ア 特別支援教育支援員の配置(小・中学校)
- イ 特別支援教育コーディネーター研修会の実施

- ウ 特別支援連携協議会の開催
- エ 相談支援ファイル「夢 すこやか ファイル」の活用
- オ 特別支援学校教員による巡回相談の実施

⑤ 特別支援教育保護者支援事業（令和7年度予算 1,266千円）

障害のある幼児児童生徒の保護者の子育てに関する不安や悩みを軽減できるようにするために以下のことを行う。

- ア 教職員等を対象としたペアレントトレーニングインストラクター研修の実施
- イ 保護者を対象としたペアレントトレーニング研修の実施

⑥ 小・中学校特別支援学級施設設備整備事業（令和7年度予算 22,983千円）

小・中学校の特別支援学級等の施設設備を整備，充実するために以下のことを行う。

- ア 小・中学校特別支援学級等の建築補修，給排水設備補修，電気整備補修，ガス他設備補修等の実施
- イ 小・中学校特別支援学級等のカーペットクリーニング等の実施

（2）教育の情報化の推進

学校におけるＩＣＴ環境の整備や適切な維持管理を行いながら，児童生徒の情報活用能力の育成，発達段階に応じた情報モラル教育の充実，教員のＩＣＴ活用指導力の向上を図ることで，教育の情報化（情報教育，教科指導におけるＩＣＴ活用，校務の情報化）を推進する。

① 学校ＩＣＴ推進センター管理運営・機材整備事業（令和7年度予算 13,737千円）

- ・教員のＩＣＴ活用指導力の向上を図るための講座の開設
- ・学校教育における教育の情報化等に関する課題解決に資するための基礎的・実践的・先導的調査研究
- ・各種研修講座や教材提供に必要な機材・教材の整備等

② 教育の情報化推進事業（令和7年度予算 122,155千円）

- ・情報教育及び教科指導におけるＩＣＴ活用の推進
- ・学習に必要な情報収集を円滑に行うためのネットワークの維持管理
- ・学校におけるＩＣＴ活用推進及び教員のＩＣＴ活用指導力向上のためのＩＣＴ支援員の学校への派遣

③ ＩＣＴ環境整備事業（令和7年度予算 1,063,347千円）

- ・学校におけるＩＣＴ環境の整備・維持管理

④ デジタル教材整備事業（令和7年度予算 60,040千円）

- ・ＩＣＴを活用したＡＩ人材の育成や情報活用能力向上を支援するための教育環境づくりを行う。

・小中学校におけるＩＣＴを活用した学習ドリルの導入

(3) 個性あふれる学校づくり推進事業（令和７年度予算 16,935千円）

総合的な学習の時間等において体験活動やキャリア教育を充実させ、特色ある教育活動を展開することにより、児童生徒の生きる力を育む。

(4) 消費者教育推進事業（令和７年度予算 144千円）

健全な消費生活の実現を推進し、生徒の消費者被害を未然に防止するため、全市立中・高等学校において講演会や出前授業を実施する。

(5) 生徒指導・教育相談

① 生徒指導の充実事業（令和７年度予算 6,857千円）

各学校がいじめや不登校、生徒指導上の諸問題等に適切に対応し、心に届く生徒指導を充実させるため、研修会等を通じた教職員の資質向上、児童生徒・保護者への啓発を図る。

② 教育相談の充実事業（令和７年度予算 85,873千円）

教育相談室相談員やスクールカウンセラー等が、不登校をはじめ様々な教育上の悩みのある児童生徒、保護者、教職員に対して、面談や電話等による教育相談等を実施し、青少年の心身の健全な発達を支援する。

③ フレンドシップ支援事業（令和７年度予算 66,094千円）

長田中，南中，谷山中，城西中，勤労青少年ホーム内にフレンドシップ（教育支援センター）を設置し，教育支援センター相談員を配置して不登校や緊急避難等の児童生徒や保護者等への相談や学習支援・心のケア等，ＩＣＴ機器の活用を含めたより専門的な視点での支援を行う。

また、臨床心理相談員や学習支援員を学校や自宅に派遣し、学習・相談支援を行う。

④ いじめ問題等調査委員会（令和７年度予算 4,735千円）

いじめの防止等のための対策を実効的に行うとともに、児童生徒のいじめその他の問題行動による重大な事故に係る事実関係の調査を行うことにより、いじめ問題等に対する取組を推進する。

⑤ スクールソーシャルワーカー活用事業（令和７年度予算 25,622千円）

スクールソーシャルワーカーが、様々な課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒の置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図る。

⑥ スクールロイヤー活用事業（令和７年度予算 1,901千円）

学校教育の充実に向け、法的観点から学校へ助言等を行うスクールロイヤーを導入し、いじめ問題等を除く諸問題に対して適切な対応を図る。

⑦ いじめ問題等に係るスクールロイヤー活用事業（令和７年度予算 2,264千円）

法的観点から学校又は市教委へ助言等を行うスクールロイヤーを導入し、いじめ問題等に対して迅速かつ適切な対応を図る。

⑧ フレンドルーム支援事業（令和7年度予算 10,806千円）

不登校傾向の初期段階や学校復帰の準備段階にある児童生徒に対応するため、3中学校にフレンドルーム（校内教育支援センター）を設置し、相談員による学習・相談支援を行う。

⑨ フレンドステップ・メタバース支援事業（令和7年度予算 8,832千円）

学校やフレンドシップ、民間施設等に通えず自宅で過ごしている児童生徒の自立を支援するため、メタバース（仮想空間）を活用した相談活動や学習支援等を通して、リアルな体験・交流活動への参加を促進する。

⑩ フレンドシップ体験交流事業（令和7年度予算 1,147千円）

不登校等児童生徒の自立を支援するため、宿泊型体験交流活動（リフレッシュスクール）を導入し、フレンドシップ通級生以外の児童生徒も対象とするとともに、保護者同士の交流・相談の機会を設ける。

⑪ スクールサポート相談員配置事業（令和7年度予算 3,821千円）

生徒指導上の課題の早期対応等のため、関係機関等と連携して学校へ指導助言を行うスクールサポート相談員を配置する。

⑫ 学校運営協議会設置事業（令和7年度予算 10,727千円）

全市立学校に学校運営協議会を設置し、学校と地域の情報共有を図り、質の高い学校教育の実現を目指す。

（6）教育費の負担軽減

① 就学援助（令和7年度予算 小学校499,825千円・中学校435,503千円）

義務教育の円滑な実施のため、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品、学校給食費及び修学旅行費などの援助を行う。

区分	全児童生徒数 (令和6.5.1現在)	令和6年度就学援助等扶助対象児童生徒(未就学児は除く)					
		要保護		準要保護		計	
		人員(人)	扶助率(%)	人員(人)	扶助率(%)	人員(人)	扶助率(%)
小学校	32,475	68	0.2	6,090	18.8	6,158	19.0
中学校	16,747	71	0.4	3,239	19.3	3,310	19.8
計	49,222	139	0.3	9,329	19.0	9,468	19.2

令和6年度新入学学用品費（入学前支給児童数）839人

② 特別支援教育就学奨励費

（令和7年度予算 小学校44,606千円・中学校24,778千円）

保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の振興に資するため、特別支援学級等に就学又は通級指導教室に通学する児童生徒の保護者に対して学用品費、学校給食費及び修学旅行費などの援助を行う。

令和6年度実績 小学校1,107人, 43,194千円, 中学校307人, 18,730千円

- ③ 遠距離通学費補助事業（令和7年度予算 小学校304千円・中学校3,246千円）
市立学校に校区内から通学する者（市全域を通学区域とする学校に通学する者は除く。）のうち、片道の通学距離が小学校では4 km以上、中学校では6 km以上で、通常の通学方法として公共交通機関等を利用して通学する者の保護者を対象に経済的負担の軽減を図るため、1月当たりの通学定期券の購入費に相当する額を限度として通学費の補助を行う。

令和6年度実績 小学校22人, 433千円, 中学校83人, 4,025千円

- ④ 安心安全通学費補助事業（令和7年度予算 小学校610千円・中学校3,303千円）
市立学校に校区内から通学する者（市全域を通学区域とする学校に通学する者は除く。）のうち、片道の通学距離が小学校では4 km未満、中学校では6 km未満で、交通安全を理由に公共交通機関等を利用して通学する児童生徒の保護者を対象に経済的負担の軽減を図るため、1月当たりの通学定期券の購入費に相当する額の2分の1の額を限度として、通学費の一部の補助を行う。

令和6年度実績 小学校76人, 620千円, 中学校265人, 5,161千円

- ⑤ 通級指導教室保護者交通費助成事業

（令和7年度予算 小学校462千円・中学校31千円）

通級指導教室に通級する児童生徒に付き添う保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の振興に寄与するため、その保護者の交通費について一部助成を行う。
保護者が、公共交通機関での児童生徒の通級に付き添う場合と、自家用車により通級指導教室へ児童生徒を送迎する場合を対象とする。

令和6年度実績 小学校242人, 240千円, 中学校7人, 7千円

- ⑥ 校区外通学保護者交通費助成事業

（令和7年度予算 小学校488千円・中学校126千円）

過大規模校となっている中山小学校について、令和5年度から近隣校への校区外通学が可能になったことに伴い、保護者に対して通学に係る経費の補助を実施する。令和6年度実績 小学校43人, 421千円, 中学校4人, 50千円

- ⑦ 奨学資金

（昭和25. 4.1奨学金制度実施
昭和39. 4.1基金制度に改め）

本市奨学資金制度は昭和25年度に開始され、向学心に燃え能力が十分あるにもかかわらず、経済的理由により修学困難な者に対して貸与し、有用な人材を育成することを目的にしている。昭和31年度から積立金制度となり、さらに、昭和39年度貸付基金制度に改め、今日（基金297,315千円）に至っているが、令和6年度までに実人員5,198人、延べ9,896人に貸与している。年間貸与限度額は、50,000千円である。

ア 奨学金

奨学金の貸与は、高等学校等の生徒を対象とする。

貸与月額	国公立	18,000円
	私立	30,000円

貸与者数（令和6年度） 25人

貸与期間 高等学校等の正規の修業期間

返還方法 高等学校等卒業の翌月から6月据置き、貸与総額に応じて定められた年間返還額を、年賦、半年賦、月賦により返還する。

イ 入学一時金

入学一時金の貸与は、高等学校等の入学を許可された者の保護者を対象とする。

貸与額 国公立 40,000円

私立 100,000円

返還方法 高等学校等入学年度の10月から、卒業する月までの間に、半年賦、月賦等により返還する。

奨学資金貸与・返還状況（累計）

（単位：円）

年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
貸 与 額	11,972,000	12,240,000	11,430,000	9,274,000	8,396,000
返 還 額	26,009,995	26,505,484	28,349,885	27,191,672	23,799,359
年度末現金残	98,827,089	113,092,573	130,012,458	147,930,130	163,333,489

(7) 高校進学状況

年 別 学校別			令 和 6 年			令 和 7 年		
			学級数	入学者数 (人)	市立中卒 入学者数 (人)	学級数	入学者数 (人)	市立中卒 入学者数 (人)
市 内	県 立	鶴 丸	8	320	184	8	320	188
		甲 南	8	321	248	8	320	246
		鹿 児 島 中 央	8	320	263	8	320	266
		鹿 児 島 工 業	9	360	268	9	359	271
		鹿 児 島 東	2	72	69	2	59	58
		鹿 児 島 南	8	315	283	8	318	290
		錦 江 湾	6	192	173	6	142	129
		明 桜 館	5	151	132	5	146	128
		松 陽	8	315	234	8	289	222
		武 岡 台	8	320	297	8	318	305
		開 陽	-	110	100	-	138	90
		小 計	70	2,796	2,251	70	2,729	2,193
	市 立	鹿 児 島 玉 龍	6	240	221	6	240	225
		鹿 児 島 商 業	7	278	210	7	279	229
		鹿 児 島 女 子	6	220	176	8	252	199
		小 計	19	738	607	21	771	653
高 校	私 立	鹿 児 島 実 業	14	465	274	14	498	296
		鹿 児 島	16	536	403	13	556	384
		樟 南	14	467	323	13	366	244
		鹿 児 島 純 心 女 子	4	79	31	5	66	27
		鹿 児 島 情 報	13	477	323	13	445	270
		ラ ・ サ ー ル	5	212	10	5	204	6
		志 学 館	3	84	4	3	70	10
		池 田	3	59	10	3	65	15
		鹿 児 島 修 学 館	2	40	5	2	49	3
		小 計	74	2,419	1,383	71	2,319	1,255

	定 時 制	開 小	陽 計	- 0	45 45	33 33	- 0	69 69	34 34
合 計				163	5,998	4,274	162	5,888	4,135

(8) 卒業者の進路状況

令和 6 年 3 月 卒 業 者

区 分		卒 業 者	進 学 者	就 職 者	進学、専修学校等のうち 就職している者(再掲)	専修学校等	そ の 他	進 学 率 (%)
中 学 校	全 国	1,070,599	1,055,508	1,871	187	4,096	9,124	99.0%
	県	15,191	15,011	51	6	17	105	98.9%
	市	5,449	5,392	7	4	4	44	99.0%
高 等 学 校	全 国	918,850	568,729	129,171	102	177,656	43,294	81.2%
	県	12,998	6,262	3,142	7	3,225	402	73.0%
	市	593	330	120	0	136	7	78.6%

(注) 1 市の人数は、市立校の人数。

2 進学率以外の単位は、(人)。

3 進学率は専修学校等を含む。

4 保健体育

(1) 児童生徒の体格（平均値）

※全国・県平均は令和 5 年度による
(令和 6 年度 身長：cm，体重：kg)

性別	項目	校種	小 学 校						中 学 校			高 等 学 校		
		年齢	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳
男 子	身長	全国	116.9	123.0	128.6	134.1	139.6	146.2	154.2	161.1	166.0	168.6	169.9	170.7
		県	116.1	122.3	127.7	132.8	139.1	145.8	154.2	160.5	165.3	168.3	169.8	170.3
		市	114.1	119.7	124.8	130.4	135.3	142.0	153.3	160.2	165.4	168.2	170.7	170.1
	体重	全国	21.6	24.5	27.8	31.4	35.3	39.9	45.8	50.6	54.9	59.0	60.4	62.0
		県	21.4	24.2	27.4	31.3	34.5	39.9	46.2	50.1	55.2	58.5	61.2	62.7
		市	21.8	23.7	26.7	30.3	34.1	38.1	44.4	49.7	54.1	58.8	62.3	63.6

性別	項目	校種	小 学 校						中 学 校			高 等 学 校		
		年齢	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳
女 子	身長	全国	116.0	122.1	127.8	134.4	141.4	147.9	152.3	155.0	156.4	157.2	157.8	158.0
		県	115.5	121.2	127.4	133.6	140.6	146.9	152.0	154.3	156.1	156.9	157.2	157.5
		市	112.8	118.7	124.2	132.0	135.9	144.3	151.7	154.9	156.0	156.8	158.0	157.7
	体重	全国	21.2	24.0	27.0	31.0	35.3	40.2	44.5	47.6	49.8	51.2	52.2	52.6
		県	21.2	23.7	27.2	30.7	34.7	39.5	44.0	47.4	50.0	51.4	53.1	52.9
		市	20.4	23.0	26.0	30.0	33.3	38.6	43.9	47.0	49.7	51.3	53.2	53.1

(2) 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業（令和 7 年度予算 4,237 千円）

警察OBや防犯活動の専門家等をスクールガード・リーダーとして委嘱・配置し、

学校の安全確保のための巡回指導や通学路の安全点検，学校やスクールガードへの指導を行い，地域ぐるみの学校安全体制の確立に努める。

(3) 学校防災教育推進事業（令和7年度予算 0千円）

災害発生時における児童生徒の安全を確保するため，防災に関する専門的な研修会を開催し，教職員の資質の向上を図るとともに，タブレット端末を活用した防災ノートにて防災教育を行う。

5 学校給食

本市における学校給食は，昭和22年4月，田上小学校ほか5校で実施されたのが始まりである。その後，自校方式の形で普及し，昭和37年には全小学校が完全給食を実施するに至った。

また，中学校においては，昭和39年，長田中学校が他校に先がけて完全給食を実施，昭和42年に市立学校給食センターが設立され，それまで未実施の中学校10校も完全給食を実施するに至った。

現在は，自校方式校61校，学校給食センター方式校55校，いずれもその長所を生かしながら，児童生徒の健康の増進，望ましい人間関係の育成や食習慣の形成など教育上大きな成果を上げている。

（令和7.5.1現在）

(1) 学校給食実施状況

区 分 学校種	自校方式校		センター方式校		計	
	実施学校数	児童生徒数	実施学校数	児童生徒数	実施学校数	児童生徒数
小 学 校	47校	21,842人	31校	9,267人	78校	31,109人
中 学 校	14	5,613	24	10,182	38	15,795
合 計	61	27,455	55	19,449	116	46,904

(2) 学校給食費（1食あたり平均）

区 分	令和6年度		令和7年度	
	自校方式校（平均）	センター方式校（平均）	自校方式校（平均）	センター方式校（平均）
小 学 校	295円 52銭	280円 81銭	349円 19銭	320円 42銭
中 学 校	346円 17銭	329円 39銭	404円 12銭	380円 12銭

(3) 学校給食センターの概要（令和7年度予算総額 812,724千円）

（中央学校給食センター）

- ① 開 設 昭和42年5月1日
- ② 所 在 地 真砂本町58番36号
- ③ 敷 地 面 積 5,778.1㎡
- ④ 建物延面積 2,995.5㎡
- ⑤ 建 物 構 造 鉄筋コンクリート造，一部2階建

（吉田学校給食センター）

- ① 開 設 昭和60年4月1日
- ② 所 在 地 本城町1588番地1
- ③ 敷 地 面 積 1,937.0㎡
- ④ 建物延面積 555.2㎡

⑤ 建物構造 鉄骨造

(郡山学校給食センター)

① 開設 昭和48年11月1日

② 所在地 郡山町2091番地1

③ 敷地面積 1,035.4㎡

④ 建物延面積 574.8㎡

⑤ 建物構造 鉄骨造

(松元学校給食センター)

① 開設 昭和44年11月1日

② 所在地 上谷口町866番地4

③ 敷地面積 1,101.0㎡

④ 建物延面積 533.52㎡

⑤ 建物構造 鉄骨造，一部鉄骨コンクリート造，2階建

(谷山学校給食センター)

① 開設 昭和62年4月23日

② 所在地 山田町2034番地5

③ 敷地面積 2,431.0㎡

④ 建物延面積 1,237.45㎡

⑤ 建物構造 鉄筋コンクリート造，一部2階建

(喜入学校給食センター)

① 開設 昭和46年4月1日

② 所在地 喜入町7495番地1

③ 敷地面積 2,612.4㎡

④ 建物延面積 956.6㎡

⑤ 建物構造 鉄骨造

(4) 学校給食センター整備事業（令和7年度予算 56,938千円）

松元地域を中心とした新学校給食センターの整備に向け，PFI事業者の公募や建設予定地周辺の道路拡幅設計を行う。

6 学校施設

(1) 学校校舎の構造別形態

① 幼稚園（4園）

（令和7.5.1現在）

種別 構造別	園舎	
	面積（㎡）	構造比（％）
木造	197	15.38
鉄筋コンクリート造	863	67.37
鉄骨造その他	221	17.25
計	1,281	100.00

② 小学校（79校）

（令和7.5.1現在）

種別 構造別	一般校舎		屋内運動場		合計	
	面積（㎡）	構造比（％）	面積（㎡）	構造比（％）	面積（㎡）	構造比（％）
木造	1,218	0.36	0	0.00	1,218	0.30

鉄筋コンクリート造	332,731	98.42	67,283	98.17	400,014	98.38
鉄骨造その他	4,113	1.22	1,251	1.83	5,364	1.32
計	338,062	100.00	68,534	100.00	406,596	100.00

③ 中学校（39校）（令和7.5.1現在）

種別 構造別	一般校舎		屋内運動場		合計	
	面積（㎡）	構造比（%）	面積（㎡）	構造比（%）	面積（㎡）	構造比（%）
木造	529	0.25	0	0.00	529	0.21
鉄筋コンクリート造	204,892	98.66	40,052	98.94	244,944	98.71
鉄骨造その他	2,245	1.08	429	1.06	2,674	1.08
計	207,666	100.00	40,481	100.00	248,147	100.00

④ 高等学校（3校）（令和7.5.1現在）

種別 構造別	一般校舎		屋内運動場		合計	
	面積（㎡）	構造比（%）	面積（㎡）	構造比（%）	面積（㎡）	構造比（%）
木造	304	0.98	0	0.00	304	0.81
鉄筋コンクリート造	30,480	97.84	6,349	100.00	36,829	98.21
鉄骨造その他	369	1.18	0	0.00	369	0.98
計	31,153	100.00	6,349	100.00	37,502	100.00

(2) 学校空調設備整備事業

（令和7年度予算 62,606千円 令和6年度からの繰越金 228,245千円）

桜島の降灰時に良好な教育環境を確保するため、特別教室等の空調設備を整備・更新する。

（実施設計）小学校2校

中学校5校

（工事）小学校1校（石谷小）

中学校9校（緑丘中、清水中、長田中、甲東中、武岡中、河頭中、松元中、福平中、鹿児島玉龍中）

高等学校1校（鹿児島玉龍高）

(3) 学校施設緑化推進事業（令和7年度予算 4,052千円）

校庭の芝生や緑陰空間等の維持・管理を行い、児童生徒の豊かな心の育成や体力の向上及び学校周辺への砂塵の飛散防止、ヒートアイランド化の抑制等を図る。

(4) 学校プール

学校プール整備事業（令和7年度予算 17,824千円）

学校プールの改築等を行い、教育環境の整備充実を図る。

改築設計 小学校1校（草牟田小）

改築工事 小学校1校（福平小）

学校プールの概要（令和6年度末）

コンクリートプール

小学校30校 中学校17校 高等学校1校 計48校

アルミ製プール

小学校2校 中学校3校 計5校

ステンレス製プール

小学校44校 中学校16校 高等学校2校 計62校

※鹿児島玉龍高と鹿児島玉龍中はプールを共用

夏休みのプール開放（令和7年度予算 1,190千円）

夏季休業中に、学校水泳プールを開放することにより児童が安全に安心して活動する場を提供し、併せて児童の泳力向上及び健康づくりを推進する。

開放の期間 各学校の実態に応じて開放の計画を策定（原則、午前中2時間）

運 営 開放を希望する学校に、監視員を2～4人程度配置する。

令和6年度実施校 小学校4校

（6）学校の規模適正化・適正配置

① よりよい教育環境づくり推進事業（令和7年度予算 393千円）

学校規模適正化・適正配置に関する基本方針（平成30年3月策定）に基づき、子どもたちのよりよい教育環境づくりを推進する。学校規模適正化等を計画的に推進するための庁内検討会を設置する。

② 桜島学校整備推進事業

（令和7年度予算 2,704千円、令和6年度からの繰越金2,312,701千円）

本市初の義務教育学校となる桜島学校の工事に着手するとともに、開校に向けた準備を進める。令和8年4月に桜島中学校の校舎を活用し開校予定。

7 社会教育

（1）社会教育関係各種委員会等

（令和7.4.1現在）

名 称	人員	名 称	人員
社会教育委員の会議	20	少年自然の家運営協議会	16
地域公民館運営審議会（公民館毎に設置）	96	勤労女性センター運営委員会	15
文化財審議会	14	勤労青少年ホーム運営委員会	15

（2）各種協議会

（令和7.4.1現在）

名 称	人員	名 称	人員
青少年問題協議会	19	青少年育成センター運営協議会	15

（3）関係機関・団体

（令和7.3.31現在）

名 称	人員	名 称	人員
P T A連合会（140単位）	60,493	地域婦人会連絡協議会（7単位団）	148

（4）学級と講座

① 学 級

（令和7.3.31現在）

学 級 名	学級数	人 数	学 習 内 容
女 性 学 級	41	1,119	教育・政治・経済・時事等の一般教養講座や料理手芸等の専門的教

成人学級	61	1,458	養講座，体育レクリエーション等の生涯学習に関する内容
家庭教育学級	117	7,476	家庭教育に関する認識を高め，子どもがいる親としての資質の向上を図る内容
父親セミナー	20	434	家庭及び地域社会における父親の役割を高め健全な中学生の育成を図る内容

② 講座（14公民館）

（令和7.4.1現在）

区分	領域	講座数	時間数	定員数	主な講座名
少年	体験活動等	64	378	1,090	チャレンジ！東桜島
親子	自然体験・スポーツ・実験等	24	187	626	自由研究に役立つエネルギー学習
	創作・料理・絵画等	49	142	1,040	親子おやつ作り教室
	読書・その他	15	70	270	親子ふれあい作文教室
家庭教育	乳幼児期の親の学習	15	100	254	子育て世代の楽家事講座
	その他	21	148	395	絵本づくりにチャレンジ
成人	一般教養	56	645	908	楽しい俳句入門
	芸術文化	38	382	571	大人のための絵画教室
	生活技術	57	526	877	整理収納・お掃除術
	ボランティア育成	6	100	100	はじめての手話
	消費生活	18	42	480	聞いて話そう！！消費者トラブル攻略法
	その他	48	424	848	桜島コーヒーでホッとひと息
高齢者	教養・知識・技術（パソコン等）	53	613	864	シニアのためのスマホ教室
	趣味・音楽等	16	198	301	思い出のメロディ
	健康づくり	26	290	583	シニア・リラックスヨガ
学習成果活用	市民はつらつ得意技	24	191	336	はじめよう！！太極拳
小計		530	4,436	9,543	
移動講座	企業内生涯学習セミナー	14			
	地域生活文化講座	14			
小計		28			
合計		558	4,436	9,543	

（5）コミュニティづくり推進

コミュニティづくり推進の趣旨に基づき，県コミュニティづくり推進協議会と連携して，各地域コミュニティ協議会等を通じて市民全体のコミュニティづくりの推進にあたる。

事業 コミュニティづくりの推進（生活学校，生活会議等）

日常の暮らしの中の問題，防災，食品ロス，ゴミ問題，マイバック運動，環境汚染，高齢化社会，青少年の健全育成等を取り上げ，関係者との対話の場を持ち，生活者，消費者としての意識を高めるとともに，学習や話し合い，実践から得たものを運動として地域に広め，生活環境をよくしていく。

（6）あいご会活動の推進

目的 全市民が自主的に協力して，子どもを心身ともに健全に育てる。

組 織 この運動の目的を達成するため、市あいご会連合会、校区あいご会連絡協議会（小学校区）、単位あいご会（町内会単位）、班と全市的にあいご会組織ができています。

令和7年3月末現在、単位あいご会の数 576

事 業 あいご会コーディネーターを小学校・中学校と校区に配置し、あいご会及び子ども会の育成組織に関しての指導・助言を行っている。また、あいご会、子ども会の充実を図るために子ども会・あいご会役員・インリーダー、ジュニアリーダーを対象とした研修会を開催し、指導者の資質の向上に努めている。

あいご会連合会に対しては、広報啓発活動、研究公開、子ども会等の実施に係る助成を行っている。（助成額は、年間2,700千円）

あいご新聞 年1回発行 会員に配布

あいご誌 年1回発行 小・中学校、単位あいご会、町内会、公民館等に配布

研究公開 2小学校区等

（7）心豊かで元気あふれる「さつまっ子」育成市民会議（令和7年度予算 851千円）

目 的 次代の鹿児島市を担う子どもたちを関係機関・団体等が一体となって、市民総ぐるみで育成するため、心豊かで元気あふれる「さつまっ子」育成市民会議を設置する。

事業概要

- ① 市民会議の開催（年3回）
- ② 企画運営委員会の開催（年3回）
- ③ 心豊かで元気あふれる「さつまっ子」を育てる市民運動
- ④ 心のとびらを開く家庭づくり講座
- ⑤ さつまっ子育成市民大会
- ⑥ 事業実施状況のまとめ（評価）及び次年度への課題検討
- ⑦ 関係機関・団体が実施する活動などとの連携

（8）はたちの集い（令和7年度予算 4,001千円）

目 的 二十歳を迎えた若者が、社会を担う一員としての責任と自覚を新たにもつとともに主体的に自分の将来やふるさと鹿児島市の発展を考える機会とする。

期日場所 令和8年1月11日（日）宝山ホール（県文化センター）

内 容 式典、実行委員企画等

対 象 者 前年の4月2日から当年の4月1日までの間に満20歳に達する者で鹿児島市内に居住している者、又は帰省している者

（9）青少年団体リーダー研修

青少年団体リーダーを鶴岡市と大垣市へ交互に派遣し、現地青年との交流、諸施設の見学、及び郷土の先人の偉業の見聞等を行う。

（10）地域リーダー養成研修

地域リーダーとして活躍できる人材を育成するための研修を行う。

(11) 新・郷中教育推進事業（放課後子ども教室）（令和7年度予算 45,192千円）

子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、地域住民等の参画を得て、学習や体験・交流活動等に取り組む。

活動内容 学習活動（宿題，予習，復習等の自主学習，調べ学習，読書等）
スポーツ・レクリエーション活動（縄跳び，ドッジボール，昔の遊び等）
交流活動（地域の方々とのふれあい，創作活動等）
文化活動（音楽鑑賞，史跡巡り等）

開設校 市内全ての小学校（78校）を対象に開設

(12) 学校支援ボランティア事業（令和7年度予算 45,025千円）

地域全体で学校を支援する体制を整備することにより、教員の子どもと向き合う時間の増加や、住民の知識・経験や学習成果の活用機会の拡充、ひいては地域の連帯感の醸成、地域の教育力の向上を図る。

活動内容 登下校安全指導，学習支援，読み聞かせ，環境整備，学校との合同行事等
設置状況 36地域学校協働本部 117校

(13) 学校を活用した地域交流・にぎわい拠点推進事業（令和7年度予算 0千円）

余裕教室を社会教育等に活用することにより、学校をさらに地域における交流やにぎわいの拠点として推進していく。

(14) 次世代を切り拓く青少年育成事業（令和7年度予算 2,807千円）

郷土に愛着と誇りを持ち，グローバルな視野で次世代を切り拓き社会をリードする心身ともにたくましい人材を育成するという目的のもとに，「かごしま創志塾・ジュニア創志塾」を実施する。

8 文化財の保護・活用

(1) 郷土芸能保護事業（令和7年度予算 1,240千円）

現在，保存されている郷土芸能が正しく伝承されるよう，郷土芸能の保存団体に対し用具や衣裳の補修費等及び運営経費を一部助成する。

(2) 文化財の保護管理（令和7年度予算 241,867千円）

旧鹿児島紡績所技師館（異人館）・旧島津氏玉里邸庭園・喜入のリュウキュウコウガイ産地の管理，文化財説明板の設置，世界文化遺産の保全，埋蔵文化財の発掘調査など。

9 各種文教施設

(1) 教育総合センター

所在地 山下町6番1号
敷地面積 2,892㎡
建築面積 1,179.33㎡ 建築延面積 5,114.66㎡
構造 鉄筋コンクリート（一部鉄骨鉄筋コンクリート）造，地下1階，地上5階
施設内容 教育委員会事務局，女性会館，青年会館，学校ICT推進センター，

青少年育成センター
工 事 費 11億7,000万円
竣 工 昭和61年12月25日

(2) 美術館

美術品の収集保存，展覧会の実施，教育普及活動の充実等美術館活動の積極的な推進を図り，市民の美術に対する関心と理解を深め，開かれた美術館の運営に努める。

概 要 鹿児島市立美術館は，昭和29年に開館，多様化する美術活動に対応するため，昭和58年に新美術館建設に着手，昭和60年10月に新装開館した。

鹿児島は，日本における近代洋画の発展に貢献した黒田清輝，藤島武二，和田英作など多くの作家を輩出している。当館は，こうした郷土作家の作品及び，西洋美術ではモネ，ルノアール，セザンヌ，マチス，ピカソ，ダリ，カンディンスキー，ステラなどの油彩画やロダン，ブールデル，マンゾー，マリーニなどの彫刻等作品と資料を合わせて6,440点を所蔵している。

所 在 地 城山町4番36号
開館時間 午前9時30分～午後6時
休 館 日 月曜日（月曜日が祝日の場合は翌平日）
12月29日～1月1日

観 覧 料

区分	一般	高大生	小中生
常設展（個人）	300円	200円	150円
常設展（団体）	240円	160円	120円
年間パスポート	600円	400円	300円

（団体は20人以上）

建 物 地下1階地上3階 建築面積2,590.23㎡ 延床面積5,469.49㎡
地下 主として教育普及部門と電気機械室
1階 一般展示室と管理，研究調査，搬出入部門
2階 常設展示室，企画展示室と収蔵部門
3階 機械部門

所 蔵 品 日本画158点 油彩画446点 水彩・素描2,546点 版画879点
彫刻71点 工芸331点 書66点 空間造形1点 書籍27点
その他資料1,937点，合計6,462点

職 員 館長1人，副館長1人，主幹2人，主査4人，主任2人，
学芸嘱託1人，学芸アドバイザー1人，計12人

主な事業 季節の所蔵品展（年間を通して展示替え4回）
特別企画展（年2回）
珠玉の東京富士美術館コレクション西洋絵画の400年（7/25～9/7）
藤田嗣治 7つの情熱（10/3～11/9）
小企画展（年2回）
美味しい美術館 食をめぐる器と絵画 他1回
美術講座等（年13回）
学芸講座（年11回）
その他教育普及事業（年3回）

ギャラリートーク（午後２時から原則第２週の土曜日，第３週の日曜日）

（３）図書館

鹿児島市図書館基本的運営方針に基づき，地域の知の拠点として市民の生涯にわたる主体的な学習活動を支援する。

所在地	鴨池二丁目31番18号
開館時間	平日は，午前９時30分～午後９時 土・日・祝日は，午前９時30分～午後６時
休館日	毎週火曜日（火曜日が祝日の場合は翌平日）年末年始 12月29日～ 1月3日 特別整理期間（年１回14日以内）
図書貸出 構造 延床面積 主な施設	１人10冊まで２週間以内 科学館との複合施設，鉄骨鉄筋コンクリート造６階建（１～中４階部分） 5,146㎡ 一般開架室，児童室，郷土資料室，研修室，研究室，ＡＶリスニング ルーム，ＡＶホール，赤ちゃんえほんのへや，点字図書・対面朗読室， ボランティア室，ビジネス情報コーナー，平和都市宣言コーナー，Ｙ Ａコーナー，譲渡本コーナー
所蔵資料	図書 約96万2千冊（一般約60万冊，児童約36万2千冊） ※移動図書館，公民館図書室を含む 新聞 22紙 雑誌 232誌 視聴覚資料（ＣＤ5,003タイトル，ＬＤ2,298タイトル，ＤＶＤ1,403タ イトル） 点字図書 513冊 録音図書（カセット1,863組，ＣＤ988組）
職員数	館長１人，副館長１人，主幹２人，専門員２人，主査３人， 指導主事１人，主任１人，主事２人 計13人
主な催し	① おはなしのじかん（毎週木曜日午後３時30分から） ② 図書館シネマ（毎月第２・第４日曜日午後２時から） ③ キッズタイム（主に毎週土曜日午後２時から） ④ あかちゃん・幼児のためのおはなし会（毎月第２・第４金曜日 午後２時から） ⑤ ビブリオバトル（年３回：中学生・高校生・小学生～一般対象） ⑥ 図書館講座（年４回），さつまっ子読書まつり（11月），図書館フ ェスタ（８月） 企画展（年十数回）

〈子どもの読書活動支援事業〉

- ① ブックスタート事業
- ② 読み聞かせ講師派遣事業・ブックトーク講師派遣事業

〈移動図書館サービス〉

- ① 対 象 遠距離又は交通事情により図書館，地域公民館図書室を利用しに
くい地域で，原則として利用世帯が30以上の地域の団体
- ② 蔵 書 数 8万5千冊（一般書3万3千冊，児童書5万2千冊）
- ③ 巡 回 年間延べ317回（祝日，休館日を除く）
- ④ 利用団体 55団体

⑤ 移動図書館車 「わかくさ号」「こすもす号」(図書 各3,000冊積載)

〈図書館の広域利用〉

連携中枢都市圏の形成に係る連携協約に基づく取組で、日置市、いちき串木野市、始良市、鹿児島市の住民が4市の各市立図書館等で図書の貸出及び返却ができるようにする。

〈雑誌スポンサー制度〉

民間企業等に雑誌を購入してもらうことにより、図書館の雑誌を充実させ、利用者へのサービス向上を図る。

〈インターネット蔵書検索サービス〉

ホームアドレス パソコン <https://lib.kagoshima-city.jp/>

携帯版 <https://lib.kagoshima-city.jp/m/>

〈電子図書館サービス〉

① 対 象 鹿児島市に居住、または通勤、通学している方で、市立図書館利用者カードをお持ちの方。

② タイトル数 3,787点

③ 貸 出 1人2点まで2週間以内

(4) 天文館図書館

センテラス天文館に整備し、中心市街地のにぎわい創出につなげることも目的としている。利用者層を意識した資料構成や市民活動を支援する取組など、天文館図書館独自の長をもつ。(令和4年4月9日開館)

所在地 千日町1番1号

開館時間 午前10時～午後8時

休館日 なし(ただし、センテラス天文館の休館に伴う臨時休館あり)

図書館貸出 1人10冊まで2週間以内

構 造 鉄骨造地下1階地上15階建のうち、4階及び5階の各一部

延床面積 2121.92㎡(専有部分)

主な施設 閲覧スペース、交流スペース、ギャラリー、その他

所蔵資料 図書約5万冊 新聞7紙、雑誌106誌

〈ギャラリー〉

文化芸術の発表の場として、絵画や写真、工芸品などの展示・販売ができる。

(使用料は5,000円/日、使用期間は7日間を基準単位とする。)

(5) 科学館(愛称「ビッグアイ」)

自然界の法則や科学技術及び宇宙を分かりやすく紹介し、新鮮で感動的な出会いを通して、科学に対する青少年の夢や創造性を育み、併せて科学知識の普及向上を図る。

所在地 鴨池二丁目31番18号

開 館 平成2年12月17日

開館時間 午前9時30分～午後6時

休館日 毎週火曜日(祝日の場合はその後の最初の平日)

12月29日～1月1日

入 館 料

区分	入館料		宇宙劇場観覧料	
	大人 (高校生以上)	小人 (小・中学生)	大人 (高校生以上)	小人 (小・中学生)
個人	400円	150円	500円	200円
団体	320円	120円	400円	160円

団体は20人以上

(年間パスポート)

券種類 \ 区分	大人 (高校生以上)	小人 (小・中学生)
年間入館券	800円	300円
年間観覧券	1,000円	400円
年間セット券	1,800円	700円

構 造	図書館との複合施設，地上 6 階建，鉄骨鉄筋コンクリート造 延床面積 5,981.34㎡ (内 展示スペース 1,808㎡ 宇宙劇場客席 403㎡)			
施 設	1 階	館長室，管理事務室等		
	2 階	エントランスゾーン 科学館入口，ロビー		展示物 4 点
	3 階	展示ゾーン（地球の科学）		展示物 13 点
	4 階	展示ゾーン（宇宙の科学）		展示物 23 点
		展示ゾーン（サイエンスラボ）		展示物 34 点
		科学劇場，だれでも工房		
	5 階～6 階	宇宙劇場（客席 286 席，ドーム直径 23m） プラネタリウム，ドームシネマの上映		
主な事業	青少年のための科学の祭典，特別企画展，サイエンスショー，星と音楽の夕べ，出前教室，サイエンスワークショップ（実験，工作）			

(6) 生涯学習プラザ

講座や施設利用を通して学習と交流の場と機会を提供するとともに，生涯学習に関するさまざまな情報を提供するなど，市民の生涯にわたる学習活動の支援等を行うことにより，本市における生涯学習の総合的な推進を図る。

所 在 地	荒田一丁目 4 番 1 号
開 館	平成 13 年 1 月 25 日
開館時間	午前 9 時 30 分～午後 9 時 30 分 (日曜日，祝日は午後 6 時まで)
休 館 日	月曜日 (祝日の場合は翌平日) 12 月 29 日～1 月 3 日
敷地面積	5,286.79㎡
延床面積	8,503.02㎡
構 造	本館 鉄骨鉄筋コンクリート造 5 階建
駐 車 場	鉄筋コンクリート造地下 1 階地上 1 階建 (地下機械室)
駐車台数	91 台
施設内容	男女共同参画センターとの複合施設 (男女共同参画センターについては P 154 参照)
主な施設	講堂 (ホール，固定 400 席)，各種研修室，情報体験コーナー 託児室など

職 員 数	所長（生涯学習課長兼任）1人，主幹2人，指導主事5人， 専門員1人，主査4人，主事2人，社会教育指導員5人 計20人
事 業	① 講座・講演会等の開催 ② 情報の収集，処理及び提供 ③ 相談及び助言 ④ 調査及び研究 ⑤ 指導者の養成 ⑥ 団体等との連絡調整 ⑦ プラザの施設，設備及び備品の提供

(7) 中央公民館

中央公民館は，昭和2年に建設されて以来，今日までに集会や市民の生涯学習の場として，また，文化祭や催し物等に広く利用されてきた。昭和47年度及び昭和63年度に冷暖房，防音施設の整備，舞台及び各室の改造。平成15年度に耐震補強工事。平成17年11月に国の登録有形文化財に登録。平成18年3月からライトアップ。エレベーター設置等の改修を行い，平成25年5月に会議室等を，同年8月にホールを供用開始。

所 在 地	山下町5番9号
開 館	昭和2年10月16日（市公会堂として落成，昭和24年6月市中央公民館と改称，昭和48年4月1日地域公民館となる。）
職 員 数	館長1人，主幹兼主任指導主事1人，主査1人，社会教育指導員3人 計6人
建物面積	3,478.62㎡ (地階1104.58㎡，1階1180.74㎡，2階413.62㎡，3階779.68㎡)
構 造	鉄筋コンクリート造，地下1階地上3階 ホール，中会議室3，小会議室2，和室，市民ルーム，調理室，事務室・洋室5，陶芸室，陶芸窯2，ギャラリー，ロビー，授乳室
開館時間	午前8時30分～午後10時
休 館 日	12月29日～1月3日
事 業	① 公民館講座の開設 成人講座，少年講座，青年講座，高齢者講座，家庭教育講座，親子講座，地域生活文化講座，市民はつらつ得意技講座，企業内生涯学習セミナー ② 自主学习グループの育成 ③ 地域公民館単位の研究会・研修会等の実施 ④ 地域総合文化祭 ⑤ 社会教育施設や企業と連携した生涯学習推進事業 ⑥ 幼稚園等と連携した家庭教育の推進 ⑦ 市立病院並びに保健センターと連携した家庭教育の推進 ⑧ 地域活動の推進（校区公民館活動，社会教育関係団体育成） ⑨ 公民館音楽祭 ⑩ 家庭教育相談 ⑪ その他一般への利用貸出し
表 彰	昭和63年度・平成28年度，優良公民館

(8) 鴨池公民館

所在地	鴨池二丁目32番6号
開館	昭和48年4月1日（昭和62年11月1日移転新築）
職員数	館長1人，主査2人，社会教育指導員3人 計6人
建物面積	1,754.05㎡（1階586.05㎡，2階486.00㎡，ホール兼体育館682㎡）
構造	鉄筋コンクリート造2階建 会議室3，視聴覚室，和室，調理室，健康づくり学習室，幼児室，学習室，事務室，ホール兼体育館，ロビー，授乳室，休憩スペース
開館時間	午前8時30分～午後10時
休館日	12月29日～1月3日
事業	健康づくり学習，その他中央公民館に同じ
表彰	平成4年度・令和3年度，優良公民館

(9) 城西公民館

所在地	草牟田一丁目21番8号
開館	昭和51年4月1日
職員数	館長1人，主査1人，主任1人，社会教育指導員3人，図書室司書2人 計8人
建物面積	2,095.55㎡（1階349.47㎡，2階362.09㎡，ホール兼体育館620.68㎡） 別館688.73㎡，渡り廊下35.62㎡・シャワー室（更衣室）24.26㎡，駐輪場14.7㎡
構造	鉄筋コンクリート造2階建（別館3階建） 会議室3，和室，視聴覚室，図書室，調理室，健康づくり学習室，ホール兼体育館，ロビー，事務室，授乳室，シャワー室（更衣室）
開館時間	午前8時30分～午後10時
休館日	12月29日～1月3日
事業	図書貸出及び閲覧，健康づくり学習，その他中央公民館に同じ
表彰	昭和54年度・平成17年度・令和6年度，優良公民館

(10) 谷山市民会館

所在地	谷山中央三丁目383番地16
開館	昭和52年4月1日
職員数	館長1人，主査1人，主任1人，社会教育指導員3人，図書室司書2人 計8人
建物面積	2,227.28㎡（1階1,371.24㎡，2階736.04㎡，3階120.0㎡）
構造	鉄筋コンクリート造2階建一部3階建 ホール，会議室4，和室，調理室，視聴覚室，応接室，事務室，図書室，健康づくり学習室，ロビー，読み聞かせ室，授乳室，更衣室
開館時間	午前8時30分～午後10時
休館日	12月29日～1月3日
事業	図書貸出及び閲覧，健康づくり学習，その他中央公民館に同じ
表彰	昭和56年度・平成26年度，優良公民館

(11) 吉野公民館

所在地	吉野四丁目4番3号
開館	昭和53年4月1日
職員数	館長1人, 主査2人, 社会教育指導員2人, 図書室司書2人 計7人
建物面積	2,208.09㎡(1階505.33㎡, 2階378.51㎡, ホール兼体育館907.11㎡, 郷土学習室120.74㎡, 別館240㎡, 渡り廊下56.40㎡)
構造	鉄筋コンクリート造2階建 会議室3, 視聴覚室, 和室2, 郷土学習室, 調理室, 図書室, 事務室, 健康づくり学習室, ホール兼体育館, ロビー, 授乳室, 更衣室, 託児室
開館時間	午前8時30分～午後10時
休館日	12月29日～1月3日
事業	図書貸出及び閲覧, 健康づくり学習, その他中央公民館に同じ
表彰	昭和57年度・平成29年度, 優良公民館

(12) 伊敷公民館

所在地	伊敷五丁目7番40号
開館	昭和54年4月10日
職員数	館長1人, 主査2人, 社会教育指導員2人, 図書室司書2人 計7人
建物面積	1,948.98㎡(1階535.21㎡, 2階377.24㎡, ホール兼体育館763.77㎡, 別館240.0㎡, 渡り廊下19.50㎡, 焼成室13.26㎡)
構造	鉄筋コンクリート造2階建 会議室5, 和室, 調理室, 図書室, 健康づくり学習室, 幼児室, 事務室, ホール兼体育館, ロビー, 焼成室, 授乳室
開館時間	午前8時30分～午後10時
休館日	12月29日～1月3日
事業	図書貸出及び閲覧, 健康づくり学習, その他中央公民館に同じ
表彰	昭和58年度・令和2年度, 優良公民館

(13) 武・田上公民館

所在地	西別府町3116番地127
開館	昭和55年5月30日
職員数	館長1人, 主査2人, 社会教育指導員2人, 図書室司書2人 計7人
建物面積	1,933.71㎡(1階537.60㎡, 2階377.48㎡, ホール兼体育館748.75㎡, 別館240㎡, 渡り廊下29.88㎡)
構造	鉄筋コンクリート造2階建 会議室5, 和室, 調理室, 図書室, 健康づくり学習室, 幼児室, 事務室, ホール兼体育館, 更衣室, ロビー, 授乳室
開館時間	午前8時30分～午後10時
休館日	12月29日～1月3日
事業	図書貸出及び閲覧, 健康づくり学習, その他中央公民館に同じ
表彰	昭和59年度・平成27年度, 優良公民館

(14) 東桜島公民館

所在地 東桜島町863番地 1
開 館 昭和56年12月28日
職 員 数 主幹兼館長 1 人，社会教育指導員 1 人 計 2 人
建物面積 620㎡
構 造 鉄筋コンクリート造 2 階建（東桜島合同庁舎 2 階部分に併設）
会議室，図書室，和室，事務室，ロビー，調理室，相談室
開館時間 午前 8 時30分～午後10時
休 館 日 12月29日～ 1 月 3 日
事 業 図書貸出及び閲覧，その他中央公民館に同じ
表 彰 平成13年度，令和 5 年度，優良公民館

(15) 吉田公民館

所在地 本城町1696番地
開 館 昭和49年 5 月 8 日
職 員 数 館長 1 人，主査 1 人，主任 2 人，社会教育指導員 2 人，図書室司書 2 人 計 8 人
建物面積 968.30㎡（ 1 階531.45㎡， 2 階418.80㎡，陶芸室18.05㎡）
構 造 鉄筋コンクリート造 2 階建
研修室 3，図書室，ホール，調理室，授乳室，事務室
開館時間 午前 8 時30分～午後10時
休 館 日 12月29日～ 1 月 3 日
事 業 図書貸出及び閲覧，その他中央公民館に同じ
表 彰 平成21年度，優良公民館

(16) 桜島公民館

所在地 桜島横山町1722番地17
開 館 昭和57年 5 月 9 日
職 員 数 館長 1 人，専門員 1 人，主査 1 人，社会教育指導員 1 人，図書室司書 2 人 計 6 人
建物面積 1,090.79㎡（ 1 階554.00㎡， 2 階536.79㎡）
構 造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 2 階建
研修室 2，図書室，和室，視聴覚室，調理室，事務室，授乳スペース
開館時間 午前 8 時30分～午後10時
休 館 日 12月29日～ 1 月 3 日
事 業 図書貸出及び閲覧，その他中央公民館に同じ
表 彰 平成23年度，優良公民館

(17) 喜入公民館

所在地 喜入町7000番地
開 館 昭和43年10月 1 日（喜入町民会館として落成，平成16年11月 1 日喜入公民館と改称，平成23年10月24日喜入支所との複合施設として移転新築）（ホールは平成27年 3 月25日オープン）
職 員 数 館長 1 人，専門員 1 人，主査 1 人，社会教育指導員 2 人，図書室司書

	2人 計7人
建物面積	3,385.55㎡（公民館：2048.93㎡，支所：1,336.62㎡）
構 造	鉄筋コンクリート造3階建 会議室3，和室，調理室，図書室，視聴覚室，健康づくり学習室，幼児室，事務室，ホール
開館時間	午前8時30分～午後10時
休 館 日	12月29日～1月3日
事 業	図書貸出及び閲覧，健康づくり学習，その他中央公民館に同じ
表 彰	平成24年度，優良公民館

(18) 松元公民館

所 在 地	上谷口町3366番地1
開 館	昭和57年4月1日
職 員 数	館長1人，主査1人，主任2人，社会教育指導員2人，図書室司書2人 計8人
建物面積	2,144.05㎡（1階765㎡，2階611㎡，ホール494㎡，松元公民館工芸センター等274.05㎡）
構 造	鉄筋コンクリート造2階建 会議室，研修室，和室，健康増進室，図書室，ホール，視聴覚室，工芸室，陶芸室，事務室，相談室，授乳室，託児室，学習室
開館時間	午前8時30分～午後10時
休 館 日	12月29日～1月3日
事 業	図書貸出及び閲覧，その他中央公民館に同じ
表 彰	昭和60年度・平成13年度，優良公民館

(19) 郡山公民館

所 在 地	郡山町168番地
開 館	昭和53年4月1日
職 員 数	館長1人，専門員1人，主査1人，社会教育指導員2人，図書室司書2人 計7人
建物面積	1,423.08㎡（1階634.94㎡，2階458.14㎡，大会議室（ホール）330.00㎡）
構 造	鉄筋コンクリート造2階建 研修室，小会議室，学習室，図書室，和室，大会議室（ホール），視聴覚室，事務室，相談室，授乳室
開館時間	午前8時30分～午後10時
休 館 日	12月29日～1月3日
事 業	図書貸出及び閲覧，その他中央公民館に同じ
表 彰	令和元年度，優良公民館

(20) 谷山北公民館

所 在 地	中山町1246番地1
開 館	平成20年10月1日
職 員 数	館長1人，主査2人，社会教育指導員3人，図書室司書3人 計9人
建物面積	2,516.54㎡（1階889.88㎡，2階820.40㎡，ホール兼体育館783.65㎡，

	駐輪場22.61㎡)
構 造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建 会議室 4，和室，調理室，図書室，視聴覚室，健康づくり学習室，幼児室，事務室，ホール兼体育館，ふれあいコーナー，エントランスホール，更衣室，授乳室
開館時間	午前 8 時 30 分～午後 10 時
休 館 日	12 月 29 日～ 1 月 3 日
事 業	図書貸出及び閲覧，健康づくり学習，その他中央公民館に同じ
表 彰	平成 25 年度，優良公民館，令和 4 年度 子供の読書活動優秀実践図書館表彰

公民館利用状況（令和 6 年度）

館 名	事業別	件 数	利用人数	館 名	事業別	件 数	利用人数
中 央	主催事業	266	7,875	吉 田	主催事業	185	4,534
	利用事業	11,075	70,463		利用事業	2,922	17,328
	合 計	11,341	78,338		合 計	3,107	21,862
鴨 池	主催事業	317	5,967	桜 島	主催事業	156	1,896
	利用事業	26,925	78,438		利用事業	2,543	12,745
	合 計	27,242	84,405		合 計	2,699	14,641
城 西	主催事業	389	8,426	喜 入	主催事業	218	3,840
	利用事業	21,230	84,928		利用事業	8,914	33,331
	合 計	21,619	93,354		合 計	9,132	37,171
谷 山	主催事業	523	11,813	松 元	主催事業	113	2,849
	利用事業	25,756	126,685		利用事業	20,585	51,111
	合 計	26,279	138,498		合 計	20,698	53,960
吉 野	主催事業	1,934	8,230	郡 山	主催事業	201	3,788
	利用事業	18,217	87,802		利用事業	3,635	20,984
	合 計	20,151	96,032		合 計	3,836	24,772
伊 敷	主催事業	302	4,917	谷 山 北	主催事業	344	6,666
	利用事業	5,611	64,382		利用事業	23,895	126,396
	合 計	5,913	69,299		合 計	24,239	133,062
武・田上	主催事業	414	5,212	合 計	主催事業	5,449	77,284
	利用事業	8,255	61,301		利用事業	180,109	838,971
	合 計	8,669	66,513		合 計	185,558	916,255
東 桜 島	主催事業	87	1,271				
	利用事業	546	3,077				
	合 計	633	4,348				

(21) 女性会館

設置目的	女性の研修やその他の社会教育活動を促進し，女性の社会生活の向上を図る。
所 在 地	山下町 6 番 1 号 教育総合センター 2 階
開 館	昭和 62 年 1 月 14 日
開館時間	月曜日～土曜日 午前 9 時～午後 9 時 30 分 日曜日 午前 9 時～午後 5 時
休 館 日	祝日，12 月 29 日～ 1 月 3 日
利用資格	市内に住居又は勤務先を有する女性で組織する社会教育関係団体等で

使用料 無料

設置目的 青年の研修その他社会教育活動を促進し、心身ともに健全な青年の育成を図る。

開 館 昭和62年 1 月14日

休館日 祝日，12月29日～1月3日

利用資格 市内に住居又は勤務先を有する青年で組織する社会教育関係団体等で市教育委員会の承認を受けたもの

使用料 無料

設置目的 勤労女性及び勤労者家庭の女性の日常生活に必要な援助を与え、その福祉の増進を図る。

開 館 昭和55年4月1日

休館日 日曜日、祝日、12月29日～1月3日

利用資格 本市に住所又は勤務先を有する勤労女性及び勤労者家庭の女性

使 用 料 無料

主な事業 前期・後期講座（ファイナンシャルプランナー検定講座，日商簿記検定講座など54講座），短期講座（料理，生け花，zoom，パソコン講座など72講座），グループ活動・講演会・その他各種行事，相談事業（キャリアカウンセリング，その他）

利用状況 令和6年度は主催・共催事業13,372人、自主クラブ・団体利用等22,933人、その他2,163人、利用者総数38,468人（1日平均 130人）

設置目的 中小企業に働く青少年の健全な育成と福祉の増進を図る。

開 館 昭和49年6月1日

休館日 土曜日、祝日、12月29日～1月3日

利用資格 市内に住居又は勤務先を有する15歳以上35歳未満の勤労青少年等

使用料 無料

主な事業 教養講座（パソコン・家庭料理など45講座）、スポーツ講座（バレーボール・ピラティスなど14講座）、短期講座等（お菓子作りなど30講座、一日講座（パン作りなど）44講座）、友遊ジャンボリー、勤労青少年スポーツ大会（バレーボール、テニス、バドミントン）、ホーム祭、クリスマスパーティー、相談業務、クラブ活動等

利用状況 令和6年度は登録者数462人，利用者数26,027人（1日平均88.8人）

(25) 青少年育成センター

設置目的 青少年の育成に関係ある機関及び団体と密接な連携のもとに，市内における青少年の問題行動等の未然防止・早期発見に努め，青少年の健全育成を図る。

設置 昭和39年10月1日

事務所 山下町6番1号

業務

街頭声かけ 常時声かけ・夜間声かけ・合同声かけ・特別声かけを実施する。

青少年相談 青少年の非行防止，健全育成のための相談に応じる。

電話相談 青少年や保護者のための悩み相談（専用電話224-2000）
月～金曜日 午前9時30分～午後5時

資料の収集 声かけに関する資料の収集，整理，活用

運営協議会 委員15人

育成委員研修 青少年育成委員195人（小・中・高等学校，関係機関，民間）

(26) 少年自然の家

設置目的 美しい自然の中で，少年に宿泊その他楽しい集団活動をさせながら，自然の観察や自然探究，創造のよろこび，協力し合う豊かな人間関係などを体験的に学習させ，心身ともに健全な少年の育成を図る。

所在地 吉野町11078番地4

開所 昭和50年7月1日

敷地面積 153,625.80㎡

建物面積 5,363.14㎡

職員数 所長1人，主幹2人，専門員2人，主査1人，指導主事3人，社会教育指導員5人，計14人

宿泊定員 本館252人 学習棟150人 キャンプ場300人

主な施設

本館 宿泊室，なかよしルーム，集会室，天体観測室，プレイルーム

学習棟 観察実験室，創作室，郷土室，思索室，交歓室（2室）

キャンプ場 活動センター（2棟），炊飯場（2カ所），キャンプファイヤー場，テントサイト（60張）

寺山学習農園 30,794㎡

主な活動

野外活動 アスレチック，オリエンテーリング，ウォークラリー，森林グループワークゲーム，自然散策，登山，遠行，ハイキング，グループチャレンジゲーム等

キャンプ活動 テント設営・撤収，キャンプファイヤー，野外炊飯

勤労生産活動 季節に応じた農作物の植付・除草・収穫

自然観察活動 植物観察，天体観望，農作物の観察

創作活動 どんぐり人形，プラホビー，てん刻，焼き板，木のキーホルダー，まが玉等

交歓活動 キャンプファイヤー，キャンドルセレモニー，ボランティア活動等

レクリエーション活動 レクリエーション，イニシアチブゲーム等

特色ある事業	・かごしま創志塾・ジュニア創志塾 ・少年自然の家魅力アップ活動体験ツアー ・わくわくアドベンチャーin桜島 「夏のアウトドアチャレンジ」 ・わくわくアドベンチャーin八重山 「冬のアウトドアチャレンジ」 ・ワイルドキッズ林間学舎 ・親子どろんこ農園等での野菜植付・収穫体験
利用状況	令和6年度総利用者数 36,031人

(27) 宮川野外活動センター

設置目的 子どもたちが豊かな自然環境の中で、宿泊学習や野外活動などの体験活動を通して、自然や仲間とのふれあいを深め、健やかな心身の育成を図る。

所在地 五ヶ別府町159番地

敷地面積 9,171.27㎡

建物面積 1,077.06㎡

開所 昭和62年4月1日

宿泊定員 宿泊棟108人 ログハウス25人 キャンプ場45人

利用できる主な施設

宿泊学習室（和室5部屋） ログハウス

プレイルーム（450㎡ バレーボールほか）

テントサイト

炊飯場（炊飯用具 150人分） トイレ・シャワー室 陶芸がま

計画できる活動例

野外活動 キャンプ、遠行、史跡巡りなど

自然観察 動植物の観察、天体観測など

体力づくり 軽スポーツ、レクリエーションなど

創作活動 竹細工、木工作、陶芸など

勤労体験 ボランティア活動、生産活動など

(28) 学校ICT推進センター

設置目的 本市教職員の資質向上と社会教育指導者の育成を目的とした調査研究や研修講座、教育資料の収集・制作・提供等の諸事業を実施し、本市の学校教育及び社会教育の充実・振興を図る。

所在地 山下町6番1号（教育総合センター）

設立 昭和62年1月14日

開館時間 平日 午前9時～午後5時、土曜日 午前9時～正午

休所日 日曜日、祝日、12月29日～1月3日

利用資格 市立の教育機関に勤務する教育関係職員、視聴覚教材の制作又は利用の相談を受けようとする者、視聴覚機材及び教材の貸出しを受けようとする者、その他鹿児島市教育委員会が適当と認める者。

使用料 無料

主な事業 研修講座18講座33回

来所研修への援助、視聴覚教材の貸出・制作（16mmフィルム保有数599本、録画テープ978本、DVD536本）、鹿児島市教育情報ネットワークシステ

ム（KEIネット）による教育情報提供
 利用状況 令和6年度 教材貸出件数 68件
 教材貸出本数 172本
 教材利用者数 7,022人

(29) ふるさと考古歴史館

先人の残した文化遺産の調査，研究及び展示などを通じて，本市の歴史に対する市民の理解を深めるとともに，個性豊かな市民文化の創造に資するため，鹿児島市立ふるさと考古歴史館の運営に努める。

展示概要

鹿児島市の人々の暮らしの歴史と町の発展の歴史を，埋蔵文化財を通じて紹介し，単に出土品を陳列するだけでなく，市民にわかりやすく親しみが持てるよう各種映像・音響機器やソフトを駆使し，市民参加体験型の展示を行う。

施設概要

所在地 下福元町3763番地1（慈眼寺公園内）
 建物 鉄筋コンクリート造 地上2階建
 延床面積 3,194.56㎡
 主な施設 1階 常設展示室，事務室，復元整理作業室，収蔵庫など
 2階 常設展示室，企画展示室，図書室，会議・視聴覚室
 体験学習室など
 開館 平成9年4月17日（29年4月に，常設展示室リニューアルオープン）
 休館日 月曜日（祝日のときはその後の最初の平日），12月29日～1月1日
 開館時間 午前9時～午後5時
 観覧料金

区 分	個 人	団体（20人以上）
一 般 （ 高 校 生 以 上 ）	300円	240円
小 ・ 中 学 生	150円	120円
年 間 観 覧 券 （ 一 般 ）	600円	-
年 間 観 覧 券 （ 小 ・ 中 学 生 ）	300円	-

収蔵品 不動寺遺跡を中心に旧石器時代から近代までの各遺跡の出土品など。

(30) かごしま文化工芸村

設置目的 緑豊かな自然の中で市民が陶芸，木工芸等の創作に親しみ，これらを通じてお互いの交流を図る。

所在地 西別府町2758番地
 敷地面積 約5.2ha
 建物面積 956.65㎡
 開 所 平成16年11月5日
 主な施設 ① 体験 管理・陶芸棟（事務室，陶芸アトリエ，陶芸窯室，乾燥室，釉薬室，作品保管庫など）
 木工芸・自由工房棟（木工芸アトリエ，自由工房など）
 ② 交流 ふれあい広場
 ③ 散策 散策路，展望所，西郷野屋敷跡
 ④ 管理 駐車場

開所時間 午前9時30分～午後6時
 休所日 毎週火曜日（祝日の場合は翌平日）
 12月29日～1月3日

使用料

普通券	一 般	1日につき 200円	
	児 童 ・ 生 徒	1日につき 100円	
回数券	一 般	11枚つづり1冊につき	2,000円
	児 童 ・ 生 徒	11枚つづり1冊につき	1,000円

(31) 西郷南洲顕彰館

設置目的 西郷隆盛（南洲翁）を中心とする明治維新の先覚者たちの、国家・社会に尽くした偉業を後世に伝えとともに、新しい時代を担う青少年の人間形成を図る。（西郷南洲翁を慕う全国の方々からの寄付により建設された施設で、西郷南洲百年記念顕彰会から、昭和53年6月に鹿児島市に寄贈され、開館した。施設の利便性向上のため平成22年4月にリニューアルオープンした。）

所在地 上竜尾町2-1

施設概要 ① 構造規模 鉄筋コンクリート造2階建（一部地階）
 ② 延べ床面積 583.94㎡
 ③ 展示学習室 230㎡（研修等での一般利用も可能）

展示概要 ① 西郷隆盛の生涯（ジオラマ10景）
 ② 島津家第28代当主斉彬公の功績
 ③ 映像ライブラリー「西郷隆盛の一生」、「西郷と大久保」他
 ④ 西郷隆盛の衣服、遺品、肖像画
 ⑤ 西郷隆盛の墨跡
 ⑥ 西南戦争関係資料、銃弾、旗、写真等
 ⑦ 西郷南洲翁遺訓などの関係図書

開 館 昭和53年7月1日

休 館 日 毎週月曜日（祝日の場合は翌平日）
 12月29日～1月1日

開館時間 午前9時～午後5時

入 館 料

公園名	名称	入館料	摘要
南洲公園	西郷南洲顕彰館	一 般 200円	団体20人以上2割引
		小・中学生 100円	

※ 未就学児は無料。

(32) 旧鹿児島紡績所技師館（異人館）

旧鹿児島紡績所技師館は、薩摩藩が建設した鹿児島紡績所（日本最初の洋式紡績工場）に招かれたイギリス人技師7名の宿舎として慶応3（1867）年に建設された木造2階建ての洋館で、「異人館」と呼ばれている。

わが国における初期洋風建築の代表的な建物で現存する数少ないものの1つとして、建物は国指定重要文化財、また、敷地は国指定史跡となっている貴重な文化財である。

耐震補強工事を経て、平成23年10月に、イギリス人技師が暮らしていた当時の室内を再現するとともに、解説パネルを設置するなどしてリニューアルオープンした。

平成27年7月にユネスコの世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」における構成資産「旧集成館」の一部となっている。

令和3年6月に、これまでの発掘調査などの成果を踏まえた遺構の地表面への表示や解説板の設置に加え、ライトアップ機器の更新や管理棟の新設などの周辺環境を整備した。

所在地 吉野町9685番15
開館時間 午前9時～午後5時
休館日 年中無休
入館料

区 分	個人	団体（20人以上）
一 般	200円	160円
小 ・ 中 学 生	100円	80円

(33) 旧島津氏玉里邸庭園

概 要 島津家第27代当主島津斉興が、天保6（1835）年に築庭した南九州を代表する大名庭園。当初は現在の鹿児島女子高グラウンドに別邸「玉里邸」もあったが、戦禍で焼失し、茶室と黒門、長屋門を残すのみとなった。

旧島津氏玉里邸庭園は、書院座敷から眺める「上御庭」と回遊式の「下御庭」の2つの庭園から成り、平成19年7月に国の名勝に指定された。

所在地 玉里町27番20号
開園時間 午前9時～午後5時
休 園 日 毎週火曜日（火曜日が祝日の場合は翌平日）
年末年始（12月29日～1月1日）
入 園 料 無料
茶室使用料 半日使用（午前9時～午後1時、午後1時～午後5時）2,400円
一日使用（午前9時～午後5時）4,800円
駐 車 場 有り（大型バス1台、普通乗用車5台程度駐車可能）

10 世界文化遺産関係

平成27年7月にユネスコの世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」における市内の構成資産のうち、本市が管理するものは次のとおりである。

(1) 旧鹿児島紡績所技師館（異人館）

前出のとおり

(2) 寺山炭窯跡

江戸時代末、日本の近代文明を開く先駆けとなった島津家第28代当主島津斉彬は、磯地区で集成館事業を起こし、蒸気船や大砲などを製造した。

この際、石炭が産出されなかった薩摩藩では、鉄を溶かす反射炉の燃料として火力の強い白炭を製造するため、安政5（1858）年、集成館に近く白炭に適した木材が多

い寺山に炭窯を設置した。

炭窯は3基築かれたが、所在が確認された1基が、平成26年、国の記念物（史跡）に指定されている。※現在、復旧作業中。

所在地 吉野町10710番地68

(3) 関吉の疎水溝

関吉の疎水溝は、仙巖園への給水などを目的に、享保7（1722）年、島津家第21代当主島津吉貴によって築かれた。嘉永5（1852）年、島津斉彬は集成館事業に利用するため、その疎水から新たな水路を築き、集成館の水車に水を供給した。

疎水溝の一部は現在も灌漑用水として利用されており、今も残る当時の取水口跡が、平成26年、国の記念物（史跡）に指定されている。

所在地 下田町1263番地先

11 文化財（指定文化財等一覧表）

(1) 国指定の文化財

（令和7.5.1現在）※は追加指定年月日

区分	種別	名称	所在地	指定年月日
国宝	工芸品	太刀 銘 国宗	県歴史・美術センター黎明館	昭和39. 5. 26
特別天然記念物	天然記念物（植物）	喜入のリュウキュウコウガイ産地	喜入生見町	昭和27. 3. 29
重要文化財	建造物	旧鹿児島紡績所技師館	吉野町	昭和37. 6. 21
〃	〃	旧集成館機械工場	〃	昭和37. 6. 21
〃	〃	鹿児島旧港施設 新波止 一丁台場 遮断防波堤	本港新町	平成19. 12. 4
〃	工芸品	太刀 銘 備前国住雲次	尚古集成館	昭和2. 7. 21
〃	〃	赤糸威鎧 兜・大袖・杏葉付	〃	昭和39. 5. 26
〃	歴史資料	文禄三年島津氏分国太閤検地尺 石田三成署判	〃	昭和55. 6. 6
〃	〃	木村嘉平関係資料	〃	平成10. 6. 30
〃	〃	銀板写真（島津斉彬像）	〃	平成11. 6. 7
〃	〃	形削盤	〃	平成12. 6. 27
〃	〃	犬追物関係資料（島津家伝来）	〃	平成29. 9. 15
〃	〃	大久保利通関係資料	県歴史・美術センター黎明館	平成16. 6. 8
〃	考古資料	鹿児島県広田遺跡出土品	〃	平成18. 6. 9
記念物	史跡	鹿児島城跡	城山町，照国町	昭和6. 6. 3
〃	〃	桂菴墓	伊敷二丁目	※令和5. 3. 20
〃	〃	鹿児島紡績所跡	吉野町	昭和11. 9. 30
〃	〃	旧集成館 附 寺山炭窯跡 関吉の疎水溝	吉野町，下田町，川上町	昭和34. 2. 25
〃	〃	大口筋 白銀坂 龍門司坂	宮之浦町他	※平成27. 3. 10
〃	〃	鹿児島島津家墓所	池之上町	昭和34. 2. 25
〃	名勝	仙巖園 附 花倉御仮屋庭園	吉野町	平成18. 7. 28
〃	〃	旧島津氏玉里邸庭園	玉里町	令和2. 3. 10
〃	天然記念物（植物）	キイレツチトリモチ産地	吉野町	昭和33. 5. 15
〃	〃	城山	城山町	※平成25. 10. 17
〃	天然記念物（動物）	薩摩鶏	市内一円	平成19. 7. 26
〃	〃	地頭鶏	〃	大正10. 3. 3
				昭和6. 6. 3
				昭和18. 8. 24
				昭和18. 8. 24

(2) 国の登録文化財

区 分	種 別	名 称	所 在 地	指定年月日
登録有形文化財	建 造 物	鹿児島県立博物館考古資料館	城 山 町	平成10.12.11
〃	〃	鹿児島市庁舎本館	山 下 町	平成10.12.11
〃	〃	南日本銀行本店	〃	平成10.12.11
〃	〃	旧島津家芹ヶ野金山鉱業事業所	吉 野 町	平成11. 8.23
〃	〃	旧島津家吉野殖林所	〃	平成11. 8.23
〃	〃	仙巖園内濾過池	〃	平成13. 8.28
〃	〃	鹿児島県立鹿児島工業高等学校大煙突	草 牟 田 二 丁 目	平成16. 6. 9
〃	〃	鹿児島市中央公民館	山 下 町	平成17.11.10
〃	〃	鹿児島大学総合研究博物館常設展示室	郡 元 一 丁 目	平成18.10.18
〃	〃	南洲神社電燈	上 竜 尾 町	平成18.10.18
〃	〃	潮音館（旧重富島津家住宅米蔵）	清 水 町	平成19. 5.15
〃	〃	鹿児島県立甲南高等学校本館	上 之 園 町	平成19. 7.31
〃	〃	鹿児島県立鹿児島中央高等学校本館及び講堂	加 治 屋 町	平成19. 7.31
〃	〃	鹿児島旧港北防波堤灯台	本 港 新 町	平成20. 3. 7
〃	〃	県政記念館（旧鹿児島県庁舎本館）	山 下 町	平成20. 4.18
〃	〃	旧鹿児島県庁舎正面門	〃	平成20. 4.18
〃	〃	旧鹿児島県立尋常中学校門	〃	平成20. 4.18
〃	〃	鹿児島県立博物館（旧鹿児島県立図書館）	城 山 町	平成20. 4.18
〃	〃	鹿児島県民教育文化研究所	春 日 町	平成26. 4.25
〃	〃	旧重富島津家別邸主屋	清 水 町	平成26. 4.25
〃	〃	旧重富島津家別邸石塀	〃	平成26. 4.25

(3) 県指定の文化財

区 分	種 別	名 称	所 在 地	指定年月日
有形文化財	建 造 物	西田橋	浜 町	昭和28. 9. 7
〃	〃	花尾神社本殿（附宮殿三基）・祝詞殿・幣殿・拝殿	花 尾 町	平成14. 4.23
〃	〃	八幡神社本殿 附 宮殿 宮殿敷板1枚 棟札14枚	本 名 町	平成17. 4.19
〃	〃	旧鹿児島刑務所正門	永 吉 一 丁 目	平成27. 4.17
〃	〃	旧島津家別邸	吉 野 町	令和7. 4.30
〃	絵 画	釈迦八相之図	県歴史・美術センター黎明館	昭和30. 1.14
〃	〃	富嶽雲烟之図 一幅	市 立 美 術 館	昭和42. 3.31
〃	〃	武将像（伝島津忠久画像） 一幅	尚 古 集 成 館	昭和54. 3.14
〃	彫 刻	不動明王像	南 林 寺 町	昭和30. 1.14
〃	〃	伝島津忠昌像	尚 古 集 成 館	平成 7. 4.12
〃	〃	大権現忠国（島津忠国）像	〃	平成 7. 4.12
〃	工 芸 品	玩具コレクション	県歴史・美術センター黎明館	昭和29. 5.24
〃	〃	紡績機	尚 古 集 成 館	昭和31. 9.27
〃	〃	刀 銘 薩州住藤原正房 一口	県歴史・美術センター黎明館	昭和31. 9.27
〃	〃	刀 銘 主馬首一平安代 一口	〃	昭和31. 9.27
〃	〃	刀 銘 奥大和守平朝臣元平	〃	昭和53. 3. 8
〃	〃	刀 銘（一葉葵紋）主馬首一平藤原安代	〃	昭和58. 4.13
〃	〃	刀 銘（一葉葵紋）主水正藤原正清	〃	昭和58. 4.13
〃	〃	茶器 平野肩衝 一口 附 目録並附属品	尚 古 集 成 館	昭和55. 3.31
〃	〃	薩摩硝子 島津家伝来	〃	平成17. 4.19
〃	〃	葵牡丹紋七宝繫蒔絵雑道具	〃	平成20. 4.22
〃	〃	白釉茶碗火計手	市 立 美 術 館	平成23. 4.19
〃	〃	黒蛇蛸釉茶碗	県歴史・美術センター黎明館	平成23. 4.19
〃	〃	白蛇蛸釉茶碗	〃	平成23. 4.19
〃	歴史資料	島津貴久所用時雨の旗一旒ほか十六旒	尚 古 集 成 館	昭和62. 3.16
〃	〃	英艦入港戦争図（薩英戦争絵巻）	〃	平成 9. 4.21

区 分	種 別	名 称	所 在 地	指定年月日
有形文化財	古 文 書	規式・料理関係文書	〃	平成18. 4. 21
〃	書 跡	東郷家古文書	東 千 石 町	昭和34. 10. 23
〃	〃	敬天愛人 一幅	西郷南洲顕彰館	昭和42. 3. 31
〃	〃	為政清明 一幅	市 立 美 術 館	昭和42. 3. 31
〃	〃	桑幡文書	県歴史・美術センター黎明館	昭和29. 3. 15
〃	考古資料	大永の名号板碑	郡 元 二 丁 目	昭和34. 6. 10
〃	〃	山ノ口遺跡出土品	県歴史・美術センター黎明館	平成27. 4. 17
〃	〃	出水貝塚出土品 附 書簡	鹿児島女子短期大学	令和 3. 4. 23
無形文化財	芸 能	薩摩琵琶	草 牟 田 二 丁 目	昭和37. 10. 24
〃	〃	天吹	上 之 園 町	平成 2. 3. 23
有形民俗文化財	民俗資料	鹿児島市山田町の田の神	山 田 町	昭和41. 3. 11
〃	〃	鹿児島市川上町の田の神	川 上 町	昭和41. 3. 11
〃	〃	松元町入佐の田の神	入 佐 町	昭和43. 3. 29
無形民俗文化財	民俗芸能	鹿児島市中山町の虚無僧踊	中 山 町	昭和38. 6. 17
〃	〃	本城花尾神社春祭り	本 城 町	平成30. 4. 20
記念物	史 跡	弥生式住居跡	郡 元 二 丁 目	昭和28. 9. 7
〃	〃	平田靱負屋敷跡	平 之 町	昭和29. 5. 24
〃	〃	南洲墓地	上 竜 尾 町	昭和30. 1. 14
〃	〃	私学校跡石堀	城 山 町	昭和43. 3. 29
〃	〃	郡山町川田堂園の供養塔群	川 田 町	昭和38. 6. 17
〃	〃	刀匠玉置家歴代の墓	喜 入 町	昭和60. 4. 19
〃	〃	祇園之洲台場跡	清 水 町	令和 4. 4. 26
〃	〃	天保山台場跡	天 保 山 町	令和 7. 4. 30
〃	名 勝	桜島	鹿 児 島 市	昭和29. 3. 15
〃	天然記念物（地質・動植物）	噴火により埋没した鳥居、門柱	黒 神 町	昭和33. 4. 23
〃	〃	鹿児島市西佐多町の吉田貝化石層	西 佐 多 町	平成20. 4. 22
〃	〃	薩摩隕石	県 立 博 物 館	平成27. 4. 17
〃	〃	スレッドレーススコリア	〃	平成28. 4. 19
〃	〃	大隅石（オオスミライト）標本	〃	令和 3. 4. 23
〃	天然記念物（植物）	特殊羊歯類及び蘚類の自生地	東 桜 島 町	昭和35. 6. 20
〃	〃	世界で初めて精子が発見されたソテツ	城 山 町	平成20. 4. 22
〃	天然記念物（動物）	ウシウマの骨格	県 立 博 物 館	昭和38. 6. 17

(4) 市指定の文化財

① 条例の制定

昭和47年 4 月 鹿児島市文化財保護条例及び規則の制定

昭和52年 3 月 鹿児島市文化財保護条例及び規則の一部改正

平成17年 3 月 鹿児島市文化財保護条例の一部改正

② 市指定文化財の指定

市内に所在する文化財のうち重要なものについては、昭和48年度から指定を行っている。現在、91件が指定文化財となっている。

③ 文化財審議会の設置

市指定文化財の指定などについての答申を行い、また、文化財の保護及び活用に関する重要事項について建議する。委員数15人以内。

区 分	種 別	名 称	所 在 地	指定年月日
有形文化財	建 造 物	旧島津氏玉里邸長屋門	玉 里 町	平成28. 3. 23
〃	絵 画	黒田清輝作「アトリエ」	市 立 美 術 館	昭和49. 3. 15
〃	〃	黒田清輝作「桜島噴火連作6点」	〃	昭和49. 3. 15
〃	絵 画	八田知紀筆「竹」	〃	昭和49. 3. 15

区 分	種 別	名 称	所 在 地	指定年月日
有形文化財	//	藤島武二作「裸體習作」	//	昭和52. 5.20
//	//	藤島武二作「中国風景」	//	昭和52. 5.20
//	//	和田英作作「赤い燐寸」	//	昭和52. 5.20
//	//	有島生馬作「スザンナ」	//	昭和55. 5.28
//	//	有島生馬作「巴里娘」	//	昭和55. 5.28
//	//	桃田柳栄筆「官女図巻」一卷	//	平成 3. 2.27
//	彫 刻	安藤照作 西郷隆盛銅像	城 山 町	令和 4. 4.21
//	//	新納忠之介作 西王母像	市 立 美 術 館	令和 5. 4.17
//	//	新納忠之介作 西王母	//	令和 5. 4.17
//	工 芸 品	小田派諸工匠の鐺	県歴史・美術センター黎明館	昭和49. 3.15
//	//	刀 銘 波平行周文化八年二月 日	//	※令和7.3.21
//	//	刀 銘 薩州住藤原正盛	//	昭和52. 5.20
//	//	刀 銘 主馬首藤原朝臣安代子一平安在作	玉里団地一丁目	昭和52. 5.20
//	//	刀 銘 波平安氏	城 山 二 丁 目	昭和52. 5.20
//	//	刀 銘 大和守波平安行	県歴史・美術センター黎明館	昭和52. 5.20
//	//	刀 銘 奥大和守平朝臣元平	松 原 町	昭和52. 5.20
//	//	短刀 銘 波平友安作「八月吉日」	県歴史・美術センター黎明館	昭和55. 5.28
//	//	刀 銘 波平近安	//	昭和58. 4.12
//	歴史資料	天保年間鹿児島城下絵図	市 立 美 術 館	平成元. 3.31
//	//	市来家文書	県歴史・美術センター黎明館	平成17. 3.31
//	考古資料	掃除山遺跡出土品 一括	ふるさと考古歴史館	平成11. 2.15
//	//	草野貝塚出土品 一括	//	平成11. 2.15
//	//	不動寺遺跡出土品（破鏡及び仿製鏡）	//	平成29. 2.17
有形民俗文化財	民俗資料	肥田の田の神	伊 敷 七 丁 目	昭和57. 3.24
//	//	西田の田の神	薬 師 二 丁 目	昭和57. 3.24
//	//	武一丁目の田の神	武 一 丁 目	昭和57. 3.24
//	//	梶原迫の田の神	宇 宿 八 丁 目	昭和57. 3.24
//	//	川口の田の神	五 ケ 別 府 町	昭和57. 3.24
//	//	蕨野の田の神	星 ケ 峯 三 丁 目	昭和57. 3.24
//	//	札下の田の神	山 田 町	昭和57. 3.24
//	//	滝ノ下の田の神	中 山 町	昭和57. 3.24
//	//	入来の田の神	東 谷 山 七 丁 目	昭和57. 3.24
//	//	木ノ下の田の神	谷山中央四丁目	昭和57. 3.24
//	//	新村の田の神	伊 敷 六 丁 目	平成元. 3.31
//	//	東下の田の神	東 佐 多 町	平成17. 3.31
//	//	鵜木の田の神と石碑	西 佐 多 町	平成17. 3.31
//	//	帖地の田の神	喜 入 生 見 町	平成17. 3.31
//	//	森園の田の神	春 山 町	平成17. 3.31
//	//	上園の田の神	郡 山 町	平成17. 3.31
//	//	茄子田の田の神	花 尾 町	平成17. 3.31
//	//	弘治期の十三仏設斎碑	東 佐 多 町	平成17. 3.31
//	//	大永期の勧請石碑	//	平成17. 3.31
//	//	六字名号供養百万遍石塔	//	平成17. 3.31
//	//	本名八幡の庚申石幢	本 名 町	平成17. 3.31
//	//	宮之浦の三重石塔	宮 之 浦 町	平成17. 3.31
//	//	方崎（穂崎）の庚申塔	桜 島 横 山 町	平成17. 3.31
//	//	藤野の庚申塔	桜 島 藤 野 町	平成17. 3.31
//	//	黒地藏	喜 入 中 名 町	平成17. 3.31
//	//	有屋田の庚申供養三層塔	有 屋 田 町	平成17. 3.31
//	//	庚申仁王石像	本 城 町	平成17. 8. 1

区 分	種 別	名 称	所 在 地	指定年月日
無形民俗文化財 記 念 物	民俗芸能	山田の鉦踊り	山 田 町	昭和52. 8. 19
		桜島・島廻り節	東 桜 島 町	昭和52. 8. 19
		西田橋・地つき唄	草 牟 田 一 丁 目	昭和52. 8. 19
		玉利の鎌手踊り	下 福 元 町	平成元. 3. 31
		小池島廻り踊り	桜 島 小 池 町	平成17. 3. 31
		岩戸の疱瘡踊り	花 尾 町	平成17. 3. 31
		花尾の太鼓踊り	//	平成17. 3. 31
		大平の獅子舞	//	平成17. 3. 31
		西俣の八丁杵踊り	西 俣 町	平成17. 3. 31
		西上の太鼓踊り	東 俣 町	平成17. 3. 31
		鹿兒島祇園祭（おぎおんさあ）巡行行事	東 千 石 町	平成24. 7. 11
	風俗慣習 史 跡	西郷隆盛洞窟	城 山 町	平成17. 3. 31
		西郷隆盛終焉の地	//	昭和49. 3. 15
		坐（座）禅石	城 山 一 丁 目	昭和52. 5. 20
		本立寺跡	清 水 町	平成元. 3. 31
		南泉院歴代住職の墓	小 野 三 丁 目	平成元. 3. 31
		心岳寺跡	吉 野 町	平成12. 10. 12
		仏智山津友寺跡	西 佐 多 町	平成17. 3. 31
		桐野利秋田廬跡と田廬碑	本 城 町	平成17. 3. 31
		寺前の五輪塔と宝塔	本 名 町	平成17. 3. 31
		島津義弘塾居跡	桜 島 藤 野 町	平成17. 3. 31
		沖小島砲台跡	桜 島 横 山 町	平成17. 3. 31
		武貝塚	桜 島 武 町	平成17. 3. 31
		仙寿院跡	入 佐 町	平成17. 3. 31
		上坊石塔群	上 谷 口 町	平成17. 3. 31
		町田家の墓	石 谷 町	平成17. 3. 31
		石谷の石坂	//	平成17. 3. 31
		花尾神社の石塔群	花 尾 町	平成17. 3. 31
		常盤五輪塔群	郡 山 町	平成17. 3. 31
		川田氏累代墓石塔群	川 田 町	平成17. 3. 31
		都迫の念仏かくれ窟	本 名 町	平成17. 8. 1
		喜入牧の苴跡	喜 入 一 倉 町	平成27. 9. 2
		清泉寺跡	下 福 元 町	令和 4. 4. 21
	名 勝 天然記念物（植物）	慈眼寺跡	//	昭和49. 3. 15
		藤崎家の大楊梅	桜 島 藤 野 町	平成17. 3. 31
		キイレツチトリモチ自生地	喜 入 町	平成17. 3. 31
		郡山花尾神社の社叢林	花 尾 町	平成31. 2. 7

(5) 郷土芸能保存団体

	芸 能 名	団 体 名	備 考
1	桜島・島廻り節	東桜島島廻り節保存会	市指定
2	棒踊り（帯迫）	帯迫棒踊り保存会	
3	虚無僧踊り（一丁田）	一丁田虚無僧踊り保存会	
4	棒踊り（西菖蒲谷）	西菖蒲谷棒踊り保存会	
5	棒踊り（春山）	春山郷土芸能保存会	
6	虚無僧踊り（中山）	中山町下虚無僧踊り保存会	県指定
7	太鼓踊り（小山田）	小山田町太鼓踊り保存会	
8	チンチクチン踊り	二軒茶屋太鼓踊り保存会	
9	虚無僧踊り（広木）	広木虚無僧踊り保存会	
10	棒踊り（花野）	花野南方神社棒踊り保存会	

	芸 能 名	団 体 名	備 考
11	西田橋・地つき唄	正調おはら節保存会	市指定
12	棒踊り（皆房）	皆房棒踊り保存会	
13	山田の鉦踊り	山田鉦踊り保存会	市指定
14	玉利の鎌手踊り	玉利鎌手踊り保存会	市指定
15	棒踊り（下花棚）	下花棚棒踊り保存会	
16	米洗い節	原良永吉伝統芸能保存会	
17	田植え踊り（西別府）	西別府町下田植え踊り保存会	
18	棒踊り（田上）	田上上区棒踊り保存会	
19	棒踊り（上花棚）	上花棚棒踊り保存会	
20	太鼓踊り（西別府）	西別府町上町内会	
21	銭太鼓踊り（野頭）	野頭銭太鼓保存会	
22	石当節（錫山）	錫山石当節保存会	
23	ソバ切り踊り	谷山芸能保存会	
24	棒踊り（犬迫荒磯）	犬迫町伝統芸能保存会	
25	棒踊り（大久保）	大久保棒踊り保存会	
26	催馬楽舞	せばる隼人舞保存会	
27	棒踊り（茂頭）	茂頭棒踊り保存会	
28	棒踊り（中間）	中間棒踊り保存会	
29	川上棒踊り	川上棒踊り保存会	
30	小山田獅子踊り	小山田獅子踊り保存会	
31	古屋敷棒踊り	古屋敷棒踊り保存会	
32	五位野棒踊り	五位野棒踊り保存会	
33	中ノ町鉦踊り	中ノ町鉦踊り保存会	
34	本城花尾神社棒踊り	本城棒踊り保存会	県指定
35	さつま編笠踊り	さつま編笠踊り保存会	
36	城内天狗踊り	城内天狗踊り保存会	
37	西下田之神棒踊り	西下田之神棒踊り保存会	
38	吉水棒踊り	吉水棒踊り保存会	
39	棒踊り（松浦）	松浦棒踊り保存会	
40	小池島廻り踊り	小池島廻り踊り保存会	市指定
41	瀬々串棒踊り	瀬々串棒踊り保存会	
42	中名上棒踊り	中名上棒踊り保存会	
43	中名中棒踊り	中名中集落棒踊り保存会	
44	中名下棒踊り	中名下棒踊り保存会	
45	宮地棒踊り	宮地棒踊り保存会	
46	仮屋崎早乙女踊り	仮屋崎早乙女踊り保存会	
47	一倉鎌踊り	一倉鎌踊り保存会	
48	前之浜チョイのチョイ踊り	前之浜チョイのチョイ踊り保存会	
49	生見おた踊り	生見おた踊り保存会	
50	入佐棒踊り	入佐棒踊り保存会	
51	西上の太鼓踊り	西上太鼓踊り保存会	市指定
52	大平の獅子舞	大平獅子舞踊り保存会	市指定
53	岩戸の疱瘡踊り	岩戸疱瘡踊り保存会	市指定
54	花尾の太鼓踊り	花尾太鼓踊り保存会	市指定
55	西俣の八丁杵踊り	西俣八丁杵踊り保存会	市指定
56	鹿児島祇園祭（おぎおんさあ）巡行行事	鹿児島おぎおんさあ振興会	市指定
57	皆与志町上棒踊り	皆与志町上棒踊り保存会	
58	伊敷地突き踊り	伊敷校区コミュニティ協議会	

病 院 事 業

1	概 況	401
2	経営の基本	401
3	事業計画	404
4	事業実績	404
5	財 務	407

▶ 鹿児島市立病院



病 院 事 業

1 概 況

本市の病院事業は、県下の中核的医療機関として、市民はもとより県民の健康保持に必要な医療の提供を目的としている。この目的を達成するため、医師、看護師をはじめ薬剤師などの医療技術者の技術向上を図り、専門的で高度な医療の提供及び救急医療体制の確立に努力している。また、医師の卒後研修を行う臨床研修指定病院、看護学校生徒の実習病院としての機能を果たしている。平成30年3月に地域医療支援病院に承認されたほか、令和3年4月にはがんゲノム医療連携病院に選定されている。

創 立

昭和15年4月市立診療所として発足

昭和20年4月市立病院に改称、現在に至る。この間、昭和39年4月地方公営企業法財務規定等適用、昭和44年4月同法全部適用

所 在 地

上荒田町37番1号（平成27年5月1日移転）

敷地及び建物

敷地面積	44,632㎡
建物面積	病院本棟 地上8階、塔屋1階 48,724㎡
	エネルギーセンター 地下1階、地上3階 2,552㎡
	院内保育所 地上2階 522㎡
	その他 1,092㎡
計	52,890㎡

2 経営の基本

(1) 設 置

市民の健康保持に必要な医療を提供するため、病院事業を行い、企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉の増進を図るよう運営するものとする。

(2) 診療科目（33科）

内科、糖尿病・内分泌内科、血液・膠原病内科、腎臓内科、脳神経内科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、リウマチ科、腫瘍内科、小児科、新生児内科、精神科、放射線科、消化器外科、心臓血管外科、呼吸器外科、乳腺外科、小児外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、歯科、歯科口腔外科、麻酔科、救急科、病理診断科

(3) 病 床 数

574床（一般病床568床・感染症病床6床）

(4) 救命救急センター

重症救急患者に対し、24時間体制で高度な救急医療を行うため、昭和60年1月に開設した。病院移転後は、初期治療室や観察室等を拡充し、緊急手術に対応した処置室

を設置した。また、救命救急センター内には集中治療室（ＩＣＵ）や分娩室などへ直結する専用エレベーターを設置するなどさらなる救急医療の充実を図っている。なお、平成23年7月には小児救急医療拠点病院に指定されている。

（5）成育医療センター

病院移転後は、従来の総合周産期母子医療センターの機能に小児科部門を加えた成育医療センターを設置し、出生前から小児期まで一貫した医療体制を整備している。新生児集中治療室（NICU36床）、新生児治療回復室（GCU35床）、母子・胎児集中治療室（MFICU6床）を設置している。

（6）脳卒中センター

日本人の3大死亡要因のひとつで、鹿児島において死亡率の高い脳卒中患者に対応するため、平成20年1月に脳卒中ケアユニット（SCU3床）の設置と、脳卒中専門医による24時間体制の対応により、発症直後の超急性期の治療も行える脳卒中センターを開設している。なお、令和2年10月にはSCU3床を増床した。

（7）先進内視鏡診断・治療センター

平成28年度に購入した内視鏡下手術支援ロボット（ダ・ヴィンチ）をはじめ、内視鏡による診断及び治療をより先進的・効果的に行うため、診療センターとして先進内視鏡診断・治療センターを平成29年4月に設置した。

（8）総合診療部

診療各科の専門化・細分化に伴い、受診すべき診療科の分からない患者等に対する初期診療を行うとともに、適切な専門診療科に案内する組織として、総合診療部を平成31年4月に設置した。

（9）がん治療・支援センター

平成23年4月に地域がん診療連携拠点病院に指定され、病院移転後は、消化器，呼吸器，乳腺，泌尿器，婦人科領域のがん診療の充実を図るほか，中央手術室を11室，集中治療室（ICU）を16床に増床するとともに，高精度の放射線治療装置を設置し，がん患者・家族への支援を目的とした医師，看護師，薬剤師等の専門職で構成する緩和ケアチーム及び，入院患者，外来患者への支援を目的とした緩和ケア外来を統合的に組織化した緩和ケアセンターを平成31年4月に設置した。また，令和元年度に腫瘍内科を設置するとともに，がん患者及び家族に対する包括的な支援を目的として，緩和ケアセンター，外来化学療法部，がん相談支援センター，院内がん登録室を集約したがん治療・支援センターを令和3年4月に設置した。

（10）医療安全管理部

医療安全管理に関する委員会と連携し，職員に対する教育や研修及び医療事故に関する情報収集・分析・対策等を総括することを目的として，平成19年4月に医療安全管理室を設置し，令和5年4月に名称を医療安全管理部に変更した。

（11）感染制御部

感染対策に関する運営，感染事例に関する情報収集・分析・対策等を総括すること

を目的として、平成27年5月に感染対策室を設置し、令和5年4月に体制強化のため部へ再編成した。

(12) 医療連携・入退院センター

地域の医療機関や介護施設等との協力・連携の拠点として支援を行うほか、医療ソーシャルワーカー、相談員による福祉部門等との連絡調整、相談等を行い、患者に最良の医療サービスを提供することを目的として、平成19年4月に医療連携室を設置し、病院移転後は、新たに入退院の支援も行う医療連携・入退院センターとしてスタートした。

(13) 教育病院施設

昭和47年に医師法の臨床研修病院に指定され、平成15年には新たな医師臨床研修制度に対応する臨床研修病院として指定を受けている。また、多数の看護師養成所の実習病院としての役割を果たしている。

(14) 鹿児島県ドクターヘリの運航

傷病者の救命率の向上と後遺症の軽減を図るため、当院を基地病院とする鹿児島県ドクターヘリの運航が平成23年12月に開始した。ドクターヘリは、救急医療に必要な機器及び医薬品を装備したヘリコプターで、救急医療の専門医及び看護師等が同乗し救急現場等に向かうことにより、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことができるようになった。運航時間内は、屋上ヘリポートに駐機し、要請があれば直ちに出勤できる体制を整えている。

(15) 鹿児島市ドクターカーの運用

消防局が実施主体となり、基地病院である市立病院内に救急隊待機場所を設置し、ドクターカーの運用を平成26年10月から開始した（平日8時30分～17時15分）。28年2月からは土曜日（祝日除く）、また29年8月からは、日、祝日（年末年始を含む）まで含めた全日昼間の運行とした。さらに、31年2月からは平日の準夜帯（17時15分～22時）まで運行を拡大し、救急医療のさらなる充実を図っている。

(16) 看護師特定行為研修センター

看護師の資質向上及び医師の負担軽減を図ることを目的として医師の指示が記載された文書等を基に、医師の判断を待たず、国が定める一定の診療の補助を行うことができる看護師を育成するための研修を令和3年から開始した。

(17) DX推進・経営情報分析室

病院DXを推進・加速するため、令和6年4月にDX推進室を設置し、令和7年4月に院内DX及び経営情報の分析体制強化のためDX推進・経営情報分析室へと再編成した。

(18) 病院再整備室

市立病院再整備計画に基づく増築棟建設工事等をさらに推進するため、令和6年4月に病院再整備室を設置した。

3 事業計画

区 分	事 項	令和6年度	令和7年度	増 減
1 事業計画	病 床 数 (床)	574	574	0
	イ 一 般 病 床	568	568	0
	ロ 感 染 症 病 床	6	6	0
	患 者 数 (人)	381,200	371,100	△10,100
	イ 外 来 患 者	193,500	187,300	△6,200
	ロ 入 院 患 者	187,700	183,800	△3,900
2 建設改良計画	資 産 購 入 費 (千円)	596,750	563,950	△32,800
	再 整 備 事 業 費 (千円)	438,353	1,624,471	1,186,118

4 事業実績

(1) 科別患者数（令和6年度）

（単位：人，％）

種別 科別	入院	外来	計	構成比	種別 科別	入院	外来	計	構成比
内 科	-	2,250	2,250	0.6	呼吸器外科	2,111	1,703	3,814	1.0
糖尿病・内分泌内科	1,864	7,154	9,018	2.4	乳 腺 外 科	954	4,128	5,082	1.4
血液・膠原病内科	8,473	8,406	16,879	4.5	小 児 外 科	1,461	3,367	4,828	1.3
腎 臓 内 科	2,615	5,366	7,981	2.1	整 形 外 科	11,820	7,728	19,548	5.2
脳神経内科	10,272	7,285	17,557	4.7	形 成 外 科	4,944	7,729	12,673	3.4
消化器内科	12,683	15,091	27,774	7.5	脳神経外科	10,368	5,225	15,593	4.2
循環器内科	9,100	7,375	16,475	4.4	皮 膚 科	718	4,459	5,177	1.4
呼吸器内科	8,605	7,595	16,200	4.3	泌 尿 器 科	9,003	12,273	21,276	5.7
腫瘍内科	5,841	7,583	13,424	3.6	産 婦 人 科	19,342	16,456	35,798	10.4
小 児 科	12,335	8,597	20,932	5.6	眼 科	3,889	9,538	13,427	3.6
新生児内科	20,370	2,861	23,231	6.3	耳鼻咽喉科	5,309	8,009	13,318	3.6
精 神 科	-	683	683	0.2	齒科・齒科口腔外科	2,096	10,159	12,255	3.0
放射線科	100	5,134	5,234	1.4	麻 酔 科	1,355	2,482	3,837	1.0
消化器外科	8,955	3,354	12,309	3.3	救 急 科	6,523	5,204	11,727	3.1
心臓血管外科	1,985	1,064	3,049	0.8	リ ハ 科	-	31	31	0.0
					合 計	183,091	188,289	371,380	100.0

(2) 科別収入状況（令和6年度調定額）

（単位：千円，％）

種別 科別	入院	外来	計	構成比	種別 科別	入院	外来	計	構成比
内 科	0	12,547	12,547	0.1	呼吸器外科	253,403	40,421	293,824	1.2
糖尿病・内分泌内科	83,346	78,839	162,185	0.7	乳 腺 外 科	81,858	194,751	276,609	1.2
血液・膠原病内科	677,067	879,841	1,556,908	6.6	小 児 外 科	200,299	42,346	242,645	1.0
腎 臓 内 科	157,016	56,463	213,479	0.9	整 形 外 科	1,255,902	120,124	1,376,026	5.9
脳神経内科	835,473	488,598	1,324,071	5.6	形 成 外 科	358,035	105,541	463,576	2.0
消化器内科	862,991	426,215	1,289,206	5.5	脳神経外科	1,214,234	92,110	1,306,344	5.6
循環器内科	1,400,825	165,397	1,566,222	6.7	皮 膚 科	36,223	64,933	101,156	0.4
呼吸器内科	556,324	422,012	978,336	4.2	泌 尿 器 科	878,189	799,761	1,677,950	7.2
腫 瘍 内 科	422,400	861,951	1,284,351	5.5	産 婦 人 科	1,552,460	289,777	1,842,237	7.9
小 児 科	1,033,060	146,948	1,180,008	5.0	眼 科	456,218	161,115	617,333	2.6
新生児内科	1,939,162	103,998	2,043,160	8.7	耳鼻咽喉科	328,745	170,462	499,207	2.1
精 神 科	0	1,809	1,809	0.0	リハビリテーション科	0	57	57	0.0
放 射 線 科	19,673	325,606	345,279	1.5	齒科・齒科口腔外科	129,100	68,735	197,835	0.8
消化器外科	981,996	65,193	1,047,189	4.5	麻 酔 科	138,358	18,563	156,921	0.6
心臓血管外科	574,186	26,538	600,724	2.6	救 急 科	675,832	130,040	805,872	3.4
					合 計	17,102,375	6,360,691	23,463,066	100.0

(3) 医療費負担患者数（令和6年度）

（単位：人，％）

種別 区分	延 患 者 数	負 担 区 分							
		国 保	社 会 保 険 (本人)	社 会 保 険 (家族)	労 災 保 険	生活保 護及び 命 入	後 期 高 齢 者	退 職 医 療	そ の 他
入 院	183,091	41,458	33,816	43,751	1,744	6,412	53,941	78	1,891
外 来	188,289	46,210	44,065	35,543	1,473	7,341	46,974	277	6,406
計	371,380	87,668	77,881	79,294	3,217	13,753	100,915	355	8,297
構成比		23.6%	21.0%	21.3%	0.9%	3.7%	27.2%	0.1%	2.2%

(4) 年度別患者数・収入状況（調定額）

（前年度＝100）

区 分 \ 年 度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			対前年比		対前年比		対前年比
患 者 数	入 院	人 163,484	% 95.9	人 161,216	% 98.6	人 183,091	% 113.6
	外 来	200,235	104.5	184,951	92.4	188,289	101.8
	計	363,719	100.5	346,167	95.2	371,380	107.3
収 入 状 況	入 院	千円 15,539,000	% 102.2	千円 15,012,796	% 96.6	千円 17,102,375	% 113.9
	外 来	6,119,292	104.3	6,024,038	98.4	6,360,691	105.6
	計	21,658,292	102.8	21,036,834	97.1	23,463,066	111.5

5 財 務

(1) 予算概要（令和7年度）

（単位：千円）

収 入		支 出	
款 項 目	予 定 額	款 項 目	予 定 額
収 益 的 収 入	26,368,603	収 益 的 支 出	28,841,156
1 病 院 事 業 収 益	26,368,603	1 病 院 事 業 費 用	28,841,156
1 医 業 収 益	24,315,396	1 医 業 費 用	28,004,215
1 入 院 収 益	17,589,672	1 給 与 費	13,499,452
2 外 来 収 益	6,455,533	2 材 料 費	8,521,291
3 そ の 他 医 業 収 益	270,191	3 経 費	4,034,700
2 医 業 外 収 益	2,053,207	4 減 価 償 却 費	1,762,354
1 受 取 利 息 配 当 金	6,142	5 資 産 減 耗 費	15,868
2 国 庫 補 助 金	33,353	6 研 究 研 修 費	170,550
3 県 補 助 金	470,355	2 医 業 外 費 用	831,170
4 負 担 金 交 付 金	525,330	1 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	235,194
5 他 会 計 補 助 金	350,892	2 長 期 前 払 消 費 税 額 償 却	68,905
6 受 託 収 益	65,885	3 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	22,750
7 長 期 前 受 金 戻 入	459,600	4 雑 損 失	504,321
8 そ の 他 医 業 外 収 益	141,650	3 特 別 損 失	771
		1 過 年 度 損 益 修 正 損	771
		4 予 備 費	5,000
		1 予 備 費	5,000
		収 支 差 引	△2,472,553
資 本 的 収 入	2,609,532	資 本 的 支 出	3,990,844
1 資 本 的 収 入	2,609,532	1 資 本 的 支 出	3,990,844
1 企 業 債	1,649,300	1 建 設 改 良 費	2,188,421
1 企 業 債	1,649,300	1 資 産 購 入 費	563,950
2 出 資 金	328,483	2 再 整 備 事 業 費	1,624,471
1 一 般 会 計 出 資 金	328,483	2 企 業 債 償 還 金	1,797,423
3 負 担 金	438,680	1 企 業 債 償 還 金	1,797,423
1 一 般 会 計 負 担 金	438,680	3 予 備 費	5,000
4 国 庫 支 出 金	189,000	1 予 備 費	5,000
1 国 庫 補 助 金	189,000		
5 県 支 出 金	4,069		
1 県 補 助 金	4,069		
損 益 勘 定 留 保 資 金 等	1,381,312		
合 計	30,359,447	合 計	30,359,447

(2) 各年度損益計算書（税抜）

（単位：千円）

年 度		令和5年度決算	令和6年度決算	令和7年度予算
科 目				
1	医 業 収 益	21,285,315	23,688,124	24,287,388
1	入 院 収 益	15,008,191	17,097,166	17,584,277
2	外 来 収 益	6,022,254	6,358,257	6,453,621
3	そ の 他 医 業 収 益	254,870	232,701	249,490
2	医 業 費 用	24,651,494	26,730,287	27,218,022
1	給 与 費	11,985,291	13,173,500	13,491,659
2	材 料 費	7,517,818	8,203,485	8,112,581
3	経 費	3,261,508	3,437,185	3,676,237
4	減 価 償 却 費	1,718,258	1,776,436	1,762,354
5	資 産 減 耗 費	40,904	12,864	15,868
6	研 究 研 修 費	127,715	126,817	159,323
	医 業 損 益	△3,366,179	△3,042,163	△2,930,634
3	医 業 外 収 益	2,021,776	1,951,336	2,035,527
1	受 取 利 息 配 当 金	1,435	3,641	6,142
2	国 庫 補 助 金	37,218	34,343	33,353
3	県 補 助 金	813,882	449,095	470,355
4	負 担 金 交 付 金	471,439	504,846	525,330
5	他 会 計 補 助 金	78,201	306,011	350,892
6	受 託 収 益	55,130	55,874	59,895
7	長 期 前 受 金 戻 入	435,051	458,066	459,600
8	そ の 他 医 業 外 収 益	127,622	139,060	129,960
9	そ の 他 補 助 金	1,798	400	0
4	医 業 外 費 用	1,506,363	1,511,121	1,579,942
1	支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	254,168	244,413	235,194
2	長 期 前 払 消 費 税 額 償 却	67,271	67,271	68,905
3	雑 損 失	1,184,924	1,199,437	1,275,843
	経 常 損 益	△2,850,766	△2,601,948	△2,475,049
5	特 別 利 益	28,102	7,382	0
6	特 別 損 失	105	5,282	771
7	予 備 費	0	0	5,000
	当 年 度 純 損 益	△2,822,769	△2,599,848	△2,480,820

(3) 収支概要

（単位：千円）

年 度		令和3（決算）	令和4（決算）	令和5（決算）	令和6（決算）
区 分					
総収益	①	24,235,083	25,381,463	23,335,193	25,646,842
総費用	②	23,973,409	24,905,729	26,157,962	28,246,690
差 引	①－②	261,674	475,734	△2,822,769	△2,599,848
収益率	①／②	101.1	101.9	89.2	90.8

交 通 事 業

1	概 況	410
2	経営の基本	410
3	軌道事業	411
4	自動車運送事業	413
5	財 務	417
6	市電・市バス路線一覧表	421

▶ カルビー鹿児島工場操業50周年号



交 通 事 業

1 概 況

交通局は、昭和3年7月に市営の軌道事業が、翌昭和4年12月に自動車運送事業が設立され、90年以上にわたり、通勤・通学など市民生活を支える重要な基幹的公共交通機関としての役割を果たしてきている。平成16年11月には、市町村合併において桜島町営バスを統合したことにより、新市域においても大きな役割を担うこととなった。

一方、交通手段の多様化や少子高齢化の進行、民間バス事業者との競合など、交通事業を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、将来にわたって持続可能な経営基盤の確立を図るため、自動車運送事業の事業規模を縮小する抜本的見直しを推進することとし、令和2年4月1日付で16路線、令和3年4月1日付で4路線を民間事業者に移譲したところである。

令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、市電・市バスの利用は大幅に減少したが、その後、利用者数は年次的に回復しており、また、令和5年10月に市バスの全路線の運賃を均一制の230円に改定したこと等によって輸送収益は増加傾向にあるものの、エネルギー価格をはじめとする世界的な物価高騰や人件費の増加が経営に大きな影響を与えている。

このような中、令和6年度は、市電・市バスの安全運行の実現を最優先課題とし、軌道事業については、施設・設備の点検の充実や計画的な整備、運転士の負担軽減を図る運転支援システムの導入に向けた取組を開始し、また、自動車運送事業については、路線バスの運転士不足が課題となっている中で、安全運行や輸送サービスの維持に必要な運転士等の人員確保に向け、処遇改善や正規職員の採用等の取組を開始したほか、バス運行データ分析システムを導入し、効率的かつ効果的な路線・ダイヤの見直しに取り組んだ。

その他の取組としては、令和6年8月に九州MaaS協議会へ参画し、九州MaaSアプリ上で市営バス・市電・フェリー共通利用券「CUTE（キュート）」のモバイル乗車券の販売を開始したほか、同10月にはモバイル定期券を販売し、窓口に来ることなく定期券を購入できるようにする等、利便性の向上と市電・市バスの利用促進を図ったところである。

今後とも、「鹿児島市交通事業経営計画」に基づき、コロナ禍収束後の新たな社会に即した事業の見直し等を進めながら、2024年問題等による人件費の増や減収等も踏まえた中での持続可能な経営基盤の確立を図ることとしている。

2 経営の基本

(1) 設 置

本市及び本市の周辺における交通機関を整備するため、軌道事業及び自動車運送事業並びにこれらの附帯事業（以下「交通事業」という。）を設置し、企業の経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進するよう運営するものとする。

(2) 事 業

① 軌道事業

事業区域

本市の区域内

運行路線の延長	30キロメートル以内
事業用客車の数	100両以内
② 自動車運送事業	
一般乗合旅客自動車運送事業	
事業区域	本市の区域内
運行路線の延長	250キロメートル以内
事業用自動車の数	250両以内
一般貸切旅客自動車運送事業	
事業用自動車の数	30両以内

3 軌道事業

創業 昭和3年7月1日

(1) 施設

(令和7.4.1現在)

種 別	数 量
免 許 キ 口 数	13.1km
営 業 キ 口 数	13.1km
運 転 系 統 長	15.0km
在 籍 営 業 車 両 数 ※ 貸 切 車 1 両 を 除 く (うち, 超低床車両数)	55両 (17両)
運 転 系 統 数	2
停 留 場 数	35
停 留 場 平 均 間 隔	373m

(2) 運行系統

系統 (番号)	区 間	系統 (キロ)
1	鹿児島駅前～高見馬場～騎射場～谷山	9.4
2	鹿児島駅前～高見馬場～鹿児島中央駅前～郡元	5.6

(3) 乗車料

① 普通運賃

(令和7.4.1現在)

〔平成25.12.20議決
平成26.4.1実施〕

種 類	現 行	前回 (平成2.6.1実施)
普 通 運 賃	170円 (小児80円)	160円

② 特別乗車券

- 電車・市営バス共通一日乗車券
(大人600円, 小児300円)

- 電車・市営バス共通24時間乗車券
(大人800円, 小児400円)
- 電車・市営バス共通夜間乗車券
(大人300円)
- 市営バス・電車・フェリー共通利用券(令和6.7.1改定)
一日券(大人1,300円, 小児650円)
二日券(大人1,900円, 小児950円)
- 鹿児島ユナイテッドFCホームゲーム限定市電一日乗車券
(大人250円, 小児120円)
- 電車・バス共通定期乗車券
市電・市バスの並行区間がある場合, 市電・市バスのいずれか料金の高い定期乗車券で市電・市バス双方の並行区間を利用できる。
- ICカード回数券による共通乗車制度
本局及び民営各社の回数券で市電・市バス及び民営各社のバスに乗車できる。
- 特殊乗継定期乗車券
市電・市バスを乗り継いで利用する場合に適用する。
- 利用日限定通勤定期乗車券
月曜日から金曜日までに限り通用する。
- 片道定期乗車券
市電・市バスの通勤定期乗車券, 利用日限定通勤定期乗車券及び通学定期乗車券等で券面記載の一方向に限り利用できる定期乗車券で, 料金は通常定期乗車券の半額
- シニア定期乗車券
65歳以上の者が利用できる。
- 環境定期券割引
市電・市バスの通勤定期乗車券等の所持者及びその同伴する親族等について, 土曜日, 日曜日及び祝日等に限り料金を割引く。
- ICカード乗車券(Rapica)での乗継割引
60分以内に市バス⇒市電, 又は市電⇒市バスに乗り継いだ場合, 運賃の合計額が230円(小児等120円)になるよう2度目の運賃額から割引く。
- 夏休み子供乗車券(小学生2,000円, 中学生4,000円)…市電・市バス全線

(4) 運輸実績(一日平均)

区分 \ 年度		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
営業キロ (km)		13.1	13.1	13.1	13.1	13.1
停留場数 (カ所)		35	35	35	35	35
車両数 (両)		55	55	55	55	55
一日平均	運転キロ (km)	4,563.32	4,602.24	4,386.65	4,368.833	4,374.459
	運転車両数 (両)	38.3	38.1	36.8	36.5	36.6
	旅客数 (人)	21,493	23,900	27,223	30,055	31,267

	旅客収入（円）	2,791,827	2,984,084	3,458,849	3,890,997	4,073,971

(5) 収支概要

（単位：千円）

年度 区分	令和 2 （決算）	令和 3 （決算）	令和 4 （決算）	令和 5 （決算）	令和 6 （決算）
総収益 ①	1,688,221	1,773,205	2,062,944	2,205,901	2,238,434
総費用 ②	1,998,674	1,967,330	2,040,802	2,095,038	2,180,952
差引 ①－②	△310,453	△194,125	22,142	110,863	57,482
収益率①／②（％）	84.5	90.1	101.1	105.3	102.6

4 自動車運送事業

創業 昭和 4 年12月31日

(1) 施設

（令和 7. 4. 1 現在）

種 別	数 量	
免許キロ数	152.436km	
営業キロ数	142.536km	
運転系統長	304.9km	
在籍営業車両数	135両	一般路線 118両 貸切 8両 シティビュー 4両 アイランドビュー 2両 あいばす 3両
運転系統数	25（シティビュー・アイランドビュー・あいばすを含む）	
停留場数	291カ所（シティビュー・アイランドビュー・あいばすを含む）	
停留場平均間隔	479.2m	

(2) 乗車料

① 普通運賃

（令和 7. 4. 1 現在）

〔令和 5. 6. 28議決
令和 5. 10. 1 実施〕

区 別	現 行	区 別	前回（平成26. 4. 1）	
均 一	230円	特 殊 区 間	1 区	190円
			2 区	220円
			3 区	250円

		対キロ区間	基準賃率 (旧桜島町内)	19円90銭 23円20銭)

② 特別乗車券

- 電車・市営バス共通一日乗車券
(大人600円, 小児300円)
- 電車・市営バス共通24時間乗車券
(大人800円, 小児400円)
- 電車・市営バス共通夜間乗車券
(大人300円)
- 観光地周遊バス夜景コース一日乗車券
(大人250円, 小児130円)
- 桜島周遊バス一日乗車券
(大人500円, 小児250円)
- 市営バス・電車・フェリー共通利用券(令和6.7.1改定)
一日券(大人1,300円, 小児650円)
二日券(大人1,900円, 小児950円)
- 電車・バス共通定期乗車券
市電・市バスの並行区間がある場合, 市電・市バスのいずれか料金の高い定期乗車券で市電・市バス双方の並行区間を利用できる。
- ICカード回数券による共通乗車制度
本局及び民営各社の回数券で市電・市バス及び民営各社のバスに乗車できる。
- 特殊乗継定期乗車券
市電・市バスを乗り継いで利用する場合に適用する。
- 利用日限定通勤定期乗車券
月曜日から金曜日までに限り通用する。
- 片道定期乗車券
市電・市バスの通勤定期乗車券, 利用日限定通勤定期乗車券及び通学定期乗車券で券面記載の一方向に限り利用できる定期乗車券で, 料金は通常定期乗車券の半額
- シニア定期乗車券
65歳以上の者が利用できる。
- 環境定期券割引
市電・市バスの通勤定期乗車券等の所持者及びその同伴する親族等について, 土曜日・日曜日及び祝日等に限り料金を割り引く。
- ICカード乗車券(Rapica)での乗継割引
60分以内に市バス⇒市電, 市電⇒市バス, 又は市バス⇒市バスに乗り継いだ場合, 運賃の合計額が230円(小児等120円)になるよう2度目の運賃額から割り引く。
- 夏休み子供乗車券(小学生2,000円, 中学生4,000円)…市電・市バス全線

(3) 運輸実績（一日平均）

① 乗 合

年度 区分		令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
営業キロ (km)		183.336	142.036	142.536	142.536	142.536
停留所数 (カ所)		365	301	291	291	291
車両数 (両)		153	135	135	135	135
一日平均	総走行キロ (km)	11,374.84	9,846.95	9,319.75	9,134.52	9,265.15
	運転車両数 (両)	103.84	92.01	90.28	90.59	92.73
	旅客数 (人)	14,367	13,033	14,660	16,146	17,027
	旅客収入 (円)	2,007,401	1,904,166	2,105,554	2,397,776	2,647,759

② 貸 切（令和 6 年度）

種 別	年間 (延)	1 日平均	1 車平均	1 車 1 キロ	1 人当たり
実動運転車両 (両)	309	0.84			
運転キロ (km)	26,305	72.06	85.12		
旅客数 (人)	17,338	47.50	56.11	0.65	
旅客収入 (円)	23,068,062	63,200	74,654	877	1,330

(4) 収支概要

(単位：千円)

年度 区分	令和 2 (決算)	令和 3 (決算)	令和 4 (決算)	令和 5 (決算)	令和 6 (決算)
総 収 益 ①	1,751,874	1,671,226	1,698,008	1,461,169	1,519,729
総 費 用 ②	2,338,371	1,945,156	1,838,167	1,863,449	2,106,572
差 引 ①－②	△586,497	△273,930	△140,159	△402,280	△586,843
収益率①／② (%)	74.9	85.9	92.4	78.4	72.1

(5) バス停上屋の設置状況

年度 区分		令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
自 己 資 金		6	3	3	3	3
受 贈		18	16	17	18	19
補助事業	単 独	89	73	71	70	69
	共 同	57	52	46	46	46
他 社 建 設		24	12	13	13	13

国 土 交 通 省	16	15	15	15	15
計	210	172	165	165	165

※上屋が現存するもののみ記載

※他にシティビューの停留所10カ所に設置

※他社建設には県バス協会の設置も含む

※令和3年度は路線移譲に伴う減を反映

(6) 観光地周遊バス（カゴシマシティビュー）

（令和7.4.1現在）

① カゴシマシティビューコース

起点・終点	運 行 経 路	①所要時間②料金
鹿児島中央駅東口 バスターミナル4番 のりば 8:30発～17:30発 この間30分間隔で 運行	鹿児島中央駅～維新ふるさと館（観光交流センター）前 ～天文館～西郷銅像前～薩摩義士碑前～西郷洞窟前～城 山～西郷洞窟前～薩摩義士碑前～西郷南洲顕彰館（南洲 公園）前～今和泉島津家本邸跡（篤姫誕生地）前～仙巖 園（磯庭園）前～異人館（磯海水浴場）前～石橋記念公 園前～鹿児島駅（かんまちあ）前～かごしま水族館前（桜 島栈橋）～ウォーターフロントパーク前～金生町～天文 館～鹿児島中央駅	①約80分 ②大人 230円 小児 120円 一日乗車券 大人 600円 小児 300円

② 夜景コース

起点・終点	運 行 経 路	①所要時間②料金
鹿児島中央駅東口 バスターミナル4番 のりば 土曜日のみ 19:00発20:00発 の2便運行 ただし、季節により 運行曜日、便数等 変更あり	鹿児島中央駅～天文館～ウォーターフロントパーク～市 役所前（みなと大通り公園）～城山～西郷銅像前～天文 館～鹿児島中央駅	①約60分 ②大人 230円 小児 120円 夜景コース専用 一日乗車券 大人 250円 小児 130円

(7) 桜島周遊バス（サクラジマ アイランドビュー）

起点・終点	運 行 経 路	①所要時間②料金
桜島港 9:30発～16:30発 この間30分間隔で 運行	Aコース 桜島港～火の島めぐみ館～レインボー桜島～ビジターセ ンター～烏島展望所～赤水展望広場～赤水湯之平口～湯 之平展望所～桜洲小学校前～桜島港 Bコース 桜島港～火の島めぐみ館～レインボー桜島～ビジターセ ンター～烏島展望所～赤水展望広場～赤水麓～国際砂防 センター～赤水麓～赤水湯之平口～湯之平展望所～桜洲 小学校前～桜島港	①約55分 ②大人 230円 小児 120円 アイランドビュー専用 一日乗車券 大人 500円 小児 250円

5 財 務

(1) 予算概要（令和7年度）

（単位：千円）

（ 収 益 的 収 入 ）		（ 収 益 的 支 出 ）	
款 項 目	予 定 額	款 項 目	予 定 額
1 軌 道 事 業 収 益	2,445,220	1 軌 道 事 業 費	2,565,916
1 営 業 収 益	1,915,998	1 営 業 費 用	2,461,185
1 運 輸 収 益	1,651,504	1 線 路 保 存 費	147,837
2 運 輸 雑 収 益	264,494	2 電 路 保 存 費	112,077
2 営 業 外 収 益	529,222	3 車 両 保 存 費	253,220
1 他 会 計 負 担 金	19,719	4 運 転 費	1,006,013
2 他 会 計 補 助 金	391,574	5 運 輸 管 理 費	187,265
3 受 託 工 事 収 益	2,362	6 一 般 管 理 費	225,571
4 長 期 前 受 金 戻 入	111,632	7 減 価 償 却 費	529,202
5 雑 収 益	3,935	2 営 業 外 費 用	104,731
		1 支 払 利 息	7,909
		2 受 託 工 事 費	7,195
		3 消費税及び地方消費税	89,627
2 自 動 車 運 送 事 業 収 益	1,783,564	2 自 動 車 運 送 事 業 費	2,343,831
1 営 業 収 益	1,362,107	1 営 業 費 用	2,288,192
1 運 送 収 益	1,133,076	1 運 転 費	1,009,901
2 運 送 雑 収 益	229,031	2 車 両 修 繕 費	159,992
2 営 業 外 収 益	347,669	3 そ の 他 修 繕 費	3,870
1 他 会 計 負 担 金	23,185	4 固 定 資 産 減 価 償 却 費	213,900
2 他 会 計 補 助 金	237,819	5 自 動 車 重 量 税	5,216
3 長 期 前 受 金 戻 入	45,083	6 施 設 損 害 保 険 料	18,597
4 雑 収 益	41,582	7 施 設 使 用 料	1,066
3 特 別 利 益	73,788	8 運 輸 管 理 費	650,080
1 固 定 資 産 売 却 益	73,723	9 一 般 管 理 費	225,570
2 そ の 他 特 別 利 益	65	2 営 業 外 費 用	55,383
		1 支 払 利 息	6,159
		2 消費税及び地方消費税	41,881
		3 雑 支 出	7,343
		3 特 別 損 失	256
		1 そ の 他 特 別 損 失	256
（ 収 益 的 収 入 ）	4,228,784	（ 収 益 的 支 出 ）	4,909,747

(資 本 的 収 入)		(資 本 的 支 出)	
款 項 目	予定額(千円)	款 項 目	予定額(千円)
1 軌道事業資本的収入	800,846	1 軌道事業資本的支出	1,186,546
1 企 業 債	731,500	1 建設改良費	804,317
1 建設改良費等の財源に充てるための企業債	731,500	1 軌道改良工事費	575,697
		2 電 路 費	29,633
2 補 助 金	54,083	3 工具器具備品購入費	198,283
1 国庫補助金	54,083	4 施設工事費	704
3 工事負担金	15,263	2 企業債償還金	382,229
1 工事負担金	15,263	1 企業債償還金	382,229
2 自動車運送事業資本的収入	83,207	2 自動車運送事業資本的支出	222,740
1 企 業 債	76,300	1 建設改良費	78,070
1 建設改良費等の財源に充てるための企業債	76,300	1 バス購入費	28,141
		2 工具器具備品購入費	49,929
2 補 助 金	1,400	2 企業債償還金	144,670
1 国庫補助金	1,400	1 企業債償還金	144,670
3 固定資産売却代金	5,507		
1 固定資産売却代金	5,507	3 関連資本的支出	10,967
		1 建設改良費	7,962
		1 リース資産購入費	7,962
		2 企業債償還金	3,005
		1 企業債償還金	3,005
資 本 的 収 入 計	884,053	資 本 的 支 出 計	1,420,253
合 計	5,112,837	合 計	6,330,000

(2) 令和7年度予算損益計算書の概要

(単位：千円)

科 目	軌道事業	自動車運送事業	計
1 営 業 収 益	1,915,998	1,362,107	3,278,105
1 運 輸 送 収 益	1,651,504	1,133,076	2,784,580
2 運 輸 送 雑 収 益	264,494	229,031	493,525
2 営 業 費 用	2,461,185	2,288,192	4,749,377
1 線 路 保 存 費	147,837	-	147,837
2 電 路 保 存 費	112,077	-	112,077
3 車 両 保 存 費	253,220	車 両 修 繕 費 159,992	413,212
4 運 転 費	1,006,013	1,009,901	2,015,914
5 運 輸 管 理 費	187,265	650,080	837,345
6 そ の 他 修 繕 費	-	3,870	3,870
7 自 動 車 重 量 税	-	5,216	5,216
8 施 設 損 害 保 険 料	-	18,597	18,597
9 施 設 使 用 料	-	1,066	1,066
10 一 般 管 理 費	225,571	225,570	451,141
11 減 価 償 却 費	529,202	213,900	743,102
○ 営 業 損 益	△545,187	△926,085	△1,471,272
3 営 業 外 収 益	529,222	347,669	876,891
1 他 会 計 負 担 金	19,719	23,185	42,904
2 他 会 計 補 助 金	391,574	237,819	629,393
3 受 託 工 事 収 益	2,362	-	2,362
4 長 期 前 受 金 戻 入	111,632	45,083	156,715
5 雑 収 益	3,935	41,582	45,517
4 営 業 外 費 用	104,731	55,383	160,114
1 支 払 利 息	7,909	6,159	14,068
2 受 託 工 事 費	7,195	-	7,195
3 消費税及び地方消費税	89,627	41,881	131,508
4 雑 支 出	-	7,343	7,343
5 特 別 利 益	-	73,788	73,788
1 固 定 資 産 売 却 益	-	73,723	73,723
2 そ の 他 特 別 利 益	-	65	65
6 特 別 損 失	-	256	256
1 そ の 他 特 別 損 失	-	256	256
○ 経 常 損 益	△120,696	△633,799	△754,495
○ 純 損 益	△120,696	△560,267	△680,963

(3) 各年度損益計算書

(単位：千円)

事業別 科目	令和5年度			令和6年度		
	軌道	自動車	計	軌道	自動車	計
1 営業収益	1,680,804	1,105,980	2,786,784	1,730,327	1,198,586	2,928,913
1 運輸送収益	1,424,105	915,820	2,339,925	1,487,000	989,500	2,476,500
2 運輸送雑収益	256,699	190,160	446,859	243,327	209,086	452,413
2 営業費用	2,058,726	1,838,759	3,897,485	2,140,284	2,074,878	4,215,162
1 線路・電路保存費	208,320	-	208,320	203,241	-	203,241
2 車両保存費	219,924	131,991	351,915	224,441	147,453	371,894
3 運 転 費	852,083	781,532	1,633,615	919,876	908,768	1,828,644
4 運輸管理費	125,529	641,976	767,505	141,655	612,778	754,433
5 自動車重量税他	-	32,817	32,817	-	25,213	25,213
6 一般管理費	171,670	171,671	343,341	185,265	185,266	370,531
7 減価償却費	481,200	78,772	559,972	465,806	195,400	661,206
○ 営業損益	△377,922	△732,779	△1,110,701	△409,957	△876,292	△1,286,249
3 営業外収益	525,071	251,082	776,153	508,107	321,143	829,250
1 他会計負担金	13,650	13,010	26,660	15,663	14,235	29,898
2 他会計補助金	348,782	162,090	510,872	356,596	216,369	572,965
3 受託工事収益	2,195	-	2,195	2,665	188	2,853
4 長期前受金戻入	131,008	6,970	137,978	111,563	44,559	156,122
5 雑 収 益	29,436	69,012	98,448	21,620	45,792	67,412
6 国庫補助金	-	-	0	-	-	0
4 営業外費用	36,312	23,177	59,489	40,668	30,554	71,222
1 支 払 利 息	2,376	2,563	4,939	3,888	5,528	9,416
2 受託工事費	4,983	-	4,983	3,876	100	3,976
3 雑 支 出	28,953	20,614	49,567	32,904	24,926	57,830
○ 経 常 損 益	110,837	△504,874	△394,037	57,482	△585,703	△528,221
5 特別利益	26	104,107	104,133	-	-	0
1 その他特別利益	-	-	0	-	-	0
2 過年度損益修正益	26	-	26	-	-	0
3 固定資産売却益	-	103,746	103,746	-	-	0
4 その他特別利益	-	361	361	-	-	0
6 特別損失	-	1,513	1,513	-	1,140	1,140
1 過年度損益修正損	-	1,095	1,095	-	1,140	1,140
2 その他特別損失	-	418	418	-	-	0
○当年度純損益	110,863	△402,280	△291,417	57,482	△586,843	△529,361

6 市電・市バス路線一覧表

(令和7.4.1現在)

	系統 番号	運行系統名	起 点	経 由 地			終 点	
市電	1		鹿児島駅前	高 見 馬 場	騎 射 場	脇 田	谷 山	
	2		鹿児島駅前	天 文 館 通	鹿児島中央駅前	唐 湊	郡 元	
市バス	1	伊敷ニュータウン線	市役所前	加治屋町	草 牟 田	下 伊 敷	伊敷NT	交通局北営業所前
	1-2	伊敷ニュータウン線	鹿児島中央駅	千石馬場	草 牟 田	下 伊 敷	伊敷NT	交通局北営業所前
	3	玉 里 団 地 線	鹿児島中央駅	天 文 館	市役所前	上 竜 尾 町	玉里団地北	交通局北営業所前
	4	城 山 ・ 玉 里 線	鹿児島中央駅	天 文 館	薩摩義士碑前	城山団地中央	玉里団地中央	交通局北営業所前
	5	日 当 平 線	市役所前	天 文 館	鹿児島中央駅	下 伊 敷	日当平住宅	交通局北営業所前
	5-3	日 当 平 線	市役所前	加治屋町	城山団地中央	さつま団地入口	玉里団地北	交通局北営業所前
	8	西玉里団地線	市役所前	千石馬場	玉 江 橋	女子高前	玉里団地北	交通局北営業所前
	8-2	西玉里団地線	鹿児島中央駅	千石馬場	玉 江 橋	女子高前	玉里団地北	交通局北営業所前
	10	高 麗 橋 線	鴨 池 港	法文学部前	甲南高校前	中央高校前	中 草 牟 田	高齢者福祉 センター伊敷
	11	鴨 池 ・ 冷 水 線	鴨 池 港	市営プール前	鹿児島中央駅	天 文 館	堅 馬 場	高齢者福祉 センター伊敷
	11-2	鴨 池 ・ 冷 水 線	鴨 池 港	市営プール前	鹿児島中央駅	天 文 館	鹿児島駅前	栄 町
	12	海 岸 線	栄 町	い づ ろ	南 林 寺	市営プール前	県 庁 西	三 和 町
	14	谷 山 線	谷山電停	谷山支所通	松 崎	大 御 堂	新和田橋	慈眼寺団地
	16	鴨池港・文化ホール線	水族館前	市役所前	鹿児島中央駅	県 庁 前	鴨池ハイム前	鴨 池 港
	17	宇 宿 線	脇田電停前	宇宿住宅	永 仮 入 口	八 洲 団 地	向陽台団地	広木農協前
	18	大 学 病 院 線	脇田電停前	大学病院	桜ヶ丘南	中央公園前	亀 ケ 原	脇田電停前
	20	緑ヶ丘・鴨池港線	鴨 池 港	県 庁 前	鹿児島中央駅	下 伊 敷	伊敷団地	緑ヶ丘団地
	24	伊 敷 線	水族館前	市役所前	天 文 館	伊敷小前	伊敷団地	緑ヶ丘団地
	24-2	伊 敷 線	市役所前	天 文 館	下 伊 敷	西伊敷三丁目東	西伊敷小入口	伊敷団地
	27	県庁・与次郎線	鹿児島中央駅	甲南高校前	荒田二丁目	県 庁 前	与次郎一丁目	鹿児島中央駅
	28	伊敷・鴨池港線	鴨 池 港	県 庁 前	二 中 通	加治屋町	下 伊 敷	伊敷団地
	29	伊敷NT・鴨池港線	鴨 池 港	県 庁 前	二 中 通	加治屋町	伊敷NT	交通局北営業所前
	31	玉里・三和町線	三 和 町	県 庁 前	天 保 山	堅 馬 場	玉里団地北	交通局北営業所前
	32	城山・三和町線	三 和 町	県 庁 前	天 保 山	市役所前	城山団地中央	高齢者福祉 センター伊敷
	51	薩 摩 団 地 線	鹿児島中央駅	天 文 館	薩摩義士碑前	玉里団地一丁目西	さつま団地入口	伊敷NT中央
	60	桜 島 線	桜島苑・ 福祉センター前 ・桜島病院前	桜 島 港	赤 生 原	桜島中学校前	東 白 浜	塩屋ヶ元
	70	桜 島 代 替 線	東白浜(古河良)	高 免	東 園 山	東 宇 土	塩屋ヶ元	黒 神 口

※NTは、ニュータウンの略

水道事業・公共下水道事業等

1	水道事業概況	423
2	事業計画（水道事業）	423
3	上水道	423
4	財 務（水道事業）	431
5	簡易水道等	433
6	工業用水道事業概況	433
7	財 務（工業用水道事業）	434
8	公共下水道事業概況	435
9	整備計画（公共下水道事業）	436
10	公共下水道	436
11	財 務（公共下水道事業）	443
12	地域下水道	445

▶ 水道管の漏水調査



▶ 下水道管の改築



水道事業・公共下水道事業等

1 水道事業概況

- (1) 本市の水道事業は、大正8年の通水以来、市勢発展に伴う水需要に対応するため、水源開発や給水区域の拡張により市民の生活用水の確保に努めてきた。
- (2) 令和6年度末の給水件数は31万6,053件で、前年度に比べ252件（0.08%）増加した。また、給水人口は56万2,700人で前年度に比べ3,500人（0.62%）減少した。
- (3) 安全で良質な水を安定的に供給するため、引き続き給水区域内の水道施設の整備、更新を進めるとともに、災害の備えとして耐震化などに努めている。

2 事業計画（水道事業）

項 目	第1回水道整備事業	
目 標 年 度	令和13年度	
給 水 区 域	鹿児島市の区域	
事 業 費	2,636,313千円	
給 水 人 口	573,900人	
一日最大給水量	198,800m ³ /日	
一人一日最大給水量	347 ℓ/人・日	
施 設 能 力	291,400m ³ /日 (単位：m ³ /日)	
	区 分	水 源
	表 流 水	(甲突川) 109,100
		(稻荷川) 39,700
		(万之瀬川) 30,000
	湧 水	74,220
	地 下 水	38,380
	伏 流 水	0
	計	291,400
工 事 期 間	令和5年2月～令和14年3月	

3 上水道

(1) 給水状況

建設（認可）大正4.8.7 給水開始 大正8.11.26

項目 \ 年度	令和5	令和6
行政区域内人口（人） (A)	584,085	580,037
給水人口（人） (B)	566,200	562,700
給水普及率（%） (B/A)	96.9	97.0

項目 \ 年度	令和 5	令和 6
年 間 給 水 量 (m ³) (C)	60,147,567	60,418,396
有 効 水 量 (m ³) (D)	58,009,922	57,852,344
有 効 率 (%) (D/C)	96.4	95.8
年 間 有 収 水 量 (m ³) (E)	57,405,142	57,222,628
有 収 率 (%) (E/C)	95.4	94.7
一 日 最 大 給 水 量 (m ³)	(7月18日) 177,980	(8月9日) 180,140
一 日 最 小 給 水 量 (m ³)	(8月9日) 147,197	(8月29日) 144,542
一 日 平 均 給 水 量 (m ³)	164,338	165,530
一 人 一 日 最 大 給 水 量 (ℓ)	313	319
一 人 一 日 平 均 給 水 量 (ℓ)	289	293

(2) 用途別有収水量及び給水件数

(令和 6 年度)

用 途 別		有収水量 (m ³)	割 合 (%)	給水件数 (件)	割 合 (%)
生活用水	一 般 家 庭 用	44,811,540	78.31	1,708,310	89.97
	家事兼営業用	595,595	1.04	17,914	0.94
	複 合 ビ ル 用	265,266	0.47	8,952	0.47
	公 衆 浴 場 用	160,068	0.28	159	0.01
	小 計	45,832,469	80.10	1,735,335	91.39
都市活動用水	官公署・学校用	1,763,840	3.08	12,268	0.64
	事 務 所 用	750,804	1.31	28,249	1.49
	病 院 用	1,265,119	2.21	5,282	0.28
	営 業 用	7,060,253	12.34	114,099	6.01
	工 場 用	550,143	0.96	3,563	0.19
	小 計	11,390,159	19.90	163,461	8.61
合 計		57,222,628	100.00	1,898,796	100.00

(3) 水道料金（給水条例第16条）

① 水道料金表（令和元.10.1改定：消費税等相当額の改定）

料金は、1 カ月について下表の基本料金と従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額（1 円未満の端数切り捨て）

月の中途において、水道の使用を開始・廃止等したときの基本料金は、日割りにより算定

種別	用途	口径別等	基本料金	従 量 料 金	
				使 用 水 量 等	金 額
専 用 給 水 装 置	一 般 用	13mm	700円	10m ³ までの分	1 m ³ について
				10m ³ を超え20m ³ までの分	//
		20mm	1,220円	20m ³ を超え30m ³ までの分	//
				30m ³ を超える分	//
		25mm	1,680円	50m ³ までの分	1 m ³ について
		30mm	2,500円	50m ³ を超え100m ³ までの分	//
		40mm	4,460円	100m ³ を超える分	//
		50mm	8,790円	1 m ³ について	300円
		75mm	20,460円		
		100mm	38,970円		
		150mm以上	102,370円		
	公 浴 場 場 衆 用	一般用に同じ		1 m ³ について	70円
共 装 用 給 給 水 水 置	一 般 用	1 世帯に ついて	700円	10m ³ までの分	1 m ³ について
				10m ³ を超え20m ³ までの分	//
				20m ³ を超え30m ³ までの分	//
				30m ³ を超える分	//
私 消 火 栓 設	消 演 防 習 用	1 個に ついて	1,500円	使用時間5分までごとに	
					2,200円

前表に該当しない料金は、使用水量 1 m³について435円を乗じて算出した額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数切り捨て）

② 料金の徴収方法

隔月の定例日に水道メーターを検針し、検針の結果得られた使用水量を、その日の属する月分及びその前月分として料金算定を行い、納入通知書又は口座振替のいずれかの方法で隔月徴収（口座振替で希望者は毎月徴収）する。

（4）給水負担金（給水条例第25条）

（令和元.10.1改定：消費税等相当額の改定）

徴収対象：① 給水装置の新設又は改造の工事申込者

② 共同住宅における各戸メーターの新設、数若しくは口径の増加又は撤去の申込者

（注）各戸メーター：各戸検針及び各戸徴収を行うために設置するメーター

負 担 金：次の区分に応じる金額に100分の110を乗じて得た額

① 給水装置の新設の場合（②の場合を除く）

メーター口径と給水方式の区分に応じた下表の金額

② 各戸メーターの新設の場合

各戸メーターの数に下表上段の額を乗じた額の合計額

（注）改造等工事の場合は、別に定める方法により算出する。

メーター口径 区分	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm以上
直結式給水(千円)	70	160	250	390	760	1,400	3,600	7,100	管理者が別に定める額
受水槽式給水(千円)	105	240	375	585	1,140	2,100	5,400	10,650	

(5) 工事負担金（給水条例第26条）

（令和元.10.1改定：消費税等相当額の改定）

- ① 配水管その他の水道施設（以下「配水管等」という。）の未設置又は配水能力が限界にある地域において、住宅団地の造成等により新規給水申込みがあった場合、新たに配水管等の設置を必要とするときは、工事負担金を徴収する。
- ② 工事負担金の額は、配水管等の設置及び配水能力の増強に要する費用並びにこれらに付随する費用の合計額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数切り捨て）

(6) 施設の概要

① 水源地・浄水場

（令和7.3.31現在）

所在地区別	名 称	水源種別	施設能力 (m ³ /日)
吉 野	七 窪 水 源 地	湧 水	13,000
	滝 之 神 水 源 地	湧 水	17,400
	川 上 水 源 地	湧 水	4,100
	花 棚 水 源 地	湧 水	1,800
	花 棚 第 二 水 源 地	地 下 水	2,700
中 央	河 頭 浄 水 場	表 流 水	109,100
	滝 之 神 浄 水 場	表 流 水	39,700
	仁 王 堂 水 源 地	湧 水	1,900
	冷 水 水 源 地	湧 水	1,800
	福 昌 寺 水 源 地	湧 水	1,800
	日 当 平 水 源 地	湧 水	700
	新 郡 元 水 源 地	地 下 水	2,500
	宇 宿 水 源 地	地 下 水	1,800
	玉 里 水 源 地	地 下 水	1,600
	田 上 水 源 地	地 下 水	800
谷 山	平 川 浄 水 場	表 流 水	30,000
	影 原 水 源 地	湧 水	9,900
	五 ヶ 別 府 水 源 地	湧 水	3,800
	和 田 水 源 地	湧 水	2,200
	慈 眼 寺 水 源 地	湧 水	6,200
	谷 合 水 源 地	湧 水	4,500
	清 泉 寺 水 源 地	湧 水	3,400

所在地区別	名 称	水源種別	施設能力 (m ³ /日)
谷 山	影 原 第 二 水 源 地	地 下 水	3,000
	皇 徳 寺 第 一 水 源 地	地 下 水	1,000
	皇 徳 寺 第 三 水 源 地	地 下 水	1,000
	皇 徳 寺 第 四 水 源 地	地 下 水	500
	皇 徳 寺 第 五 水 源 地	地 下 水	700
	錫 山 水 源 地	地 下 水	250
東 桜 島	古 河 良 水 源 地	湧 水	210
	散 花 平 水 源 地	湧 水	500
	桜 島 口 水 源 地	湧 水	160
	小 浜 水 源 地	湧 水	280
	白 浜 水 源 地	地 下 水	600
吉 田	福 ケ 野 水 源 地	湧 水	30
	早 田 尻 水 源 地	地 下 水	500
	牟 礼 岡 第 一 水 源 地	地 下 水	750
	牟 礼 岡 第 二 水 源 地	地 下 水	490
	牟 礼 岡 第 三 水 源 地	地 下 水	540
	白 坂 下 水 源 地	地 下 水	420
	山 神 山 水 源 地	湧 水	210
	狐 迫 水 源 地	地 下 水	300
	倉 谷 水 源 地	地 下 水	420
	芝 原 水 源 地	湧 水	600
	南 ケ 丸 水 源 地	地 下 水	650
桜 島	藤 野 第 一 水 源 地	地 下 水	400
	藤 野 第 二 水 源 地	地 下 水	460
	藤 野 第 三 水 源 地	地 下 水	400
	武 第 一 水 源 地	地 下 水	390
	二 俣 第 一 水 源 地	地 下 水	320
	二 俣 第 二 水 源 地	地 下 水	320
喜 入	宮 坂 第 二 水 源 地	伏 流 水	100
	宮 坂 第 三 水 源 地	地 下 水	1,110
	宮 坂 第 四 水 源 地	地 下 水	900
	一 倉 第 二 水 源 地	地 下 水	120
	生 見 水 源 地	湧 水	750
	中 名 第 一 水 源 地	地 下 水	1,100
	中 名 第 二 水 源 地	地 下 水	1,600
	前 之 浜 第 一 水 源 地	湧 水	520
	前 之 浜 第 二 水 源 地	地 下 水	700

所在地区別	名 称	水源種別	施設能力 (m³/日)
喜 入	帖 地 第 二 水 源 地	地 下 水	700
	瀬 々 串 第 二 水 源 地	地 下 水	500
	瀬 々 串 第 四 水 源 地	地 下 水	500
	星 和 台 水 源 地	地 下 水	440
	小 田 代 第 二 水 源 地	地 下 水	150
松 元	松 元 春 山 第 一 水 源 地	地 下 水	350
	松元春山第三水源地第1地下水	地 下 水	450
	松元春山第三水源地第2地下水	地 下 水	420
	松元春山第四水源地第1地下水	地 下 水	700
	松元春山第四水源地第2地下水	地 下 水	700
	折 尾 第 一 水 源 地	地 下 水	200
	折 尾 第 二 水 源 地	地 下 水	460
	折尾第三水源地第1地下水	地 下 水	380
	折尾第三水源地第2地下水	地 下 水	380
	上谷口第一水源地第1地下水	地 下 水	420
	上谷口第一水源地第2地下水	地 下 水	450
	上谷口第二水源地第1地下水	地 下 水	300
	上谷口第二水源地第2地下水	地 下 水	300
	石 谷 第 一 水 源 地	地 下 水	160
	石 谷 第 二 水 源 地	地 下 水	190
	石 谷 第 三 水 源 地	地 下 水	370
	東 昌 第 一 水 源 地	地 下 水	180
	東 昌 第 二 水 源 地	地 下 水	260
	東 昌 第 三 水 源 地	地 下 水	200
	東 昌 第 四 水 源 地	地 下 水	400
郡 山	油 須 木 水 源 地	湧 水	750
	東 俣 第 二 水 源 地	地 下 水	210
	郡 山 第 二 水 源 地	地 下 水	890
	郡 山 第 三 水 源 地	湧 水	410
	常 盤 第 一 水 源 地	湧 水	480
	常 盤 第 二 水 源 地	湧 水	120
	西 有 里 第 一 水 源 地	地 下 水	550
	西 有 里 第 二 水 源 地	地 下 水	350
合 計	表流水 3 力所 178,800 (60.3%)		296,320
	湧 水 27力所 77,520 (26.1%)		
	地下水 61力所 39,900 (13.5%)		
	伏流水 1 力所 100 (0.1%)		

② 配水池（令和 7. 3. 31現在）

名 称	有効貯水量（m ³ ）
石 井 手	70,000
河 頭	39,000
平 川	27,400
鳥 越	11,130
滝 之 神	9,000
影 原	9,000
坂 之 上 第 二	6,000
上 之 原 良	5,410
原 本 城	5,000
桜 ケ 丘	4,570
乙 女 塚	4,500
五 ケ 別 府	4,000
紫 原 第 三	4,000
伊 敷 敷	3,600
花 野 口	3,500
大 明 ケ 丘	3,500
大 峯	3,300
吉 野	3,000
野 頭	3,000
西 菖 蒲 谷	3,000
そ の 他	65,488
計	292,398

③ 導・送・配水管（令和 7. 3. 31現在）

種 別	総延長（m）
導 水 管	77,300
送 水 管	227,047
配 水 管	3,161,066
計	3,465,413

（7）建設改良事業の概況（令和 6 年度）

① 水道整備事業

（単位：円）

区 分	本年度施行内容	本年度事業費	着工年月日	完成年月日
滝之神浄水場 ほ か 1 場	電気設備更新, 機械設備更新ほか	346,527,109	5. 6. 2	(8. 2.16)
滝之神水源地 ほ か 4 施 設	機械設備更新, 電気設備更新, 影 原水源地調整池耐震補強ほか	343,243,808	5. 7.13	(8. 2.16)
田上ポンプ所 ほ か 2 施 設	機械設備更新, 電気設備更新ほか	261,509,926	5. 6. 1	7. 3.24
武 配 水 池	電気設備更新	32,192,046	6. 1.12	7. 1.31
送 水 管	口径：400mm～700mm 延長：1,153m	354,177,357	6. 4. 1	(10. 2.28)
配 水 管	口径：50mm～250mm 延長：9,336m	867,818,418	6. 2. 1	7. 3.25
調 査 設 計	実施設計	215,738,318	5. 8. 4	7. 3.28
そ の 他	河頭浄水場（甲系統の浄水施設）更 新事業民間活力導入支援業務委託	10,313,716	6. 1.29	(8. 3.19)
合 計		2,431,520,698		

※（ ）は完成予定年月日

② 水道改良事業

(単位：円)

区 分	本年度施行内容	本年度事業費	着工年月日	完成年月日
河頭浄水場 ほか 2 場	流量計改良ほか	80,417,766	5.10.13	7. 3.21
影原水源地 ほか 6 施設	水源地改良ほか	111,475,202	5.12.22	7. 3.21
瀬々串第一配水池 ほか 5 施設	配水池改良ほか	48,451,230	6. 3. 1	7. 3.25
導 水 管	口径：150mm 延長：30m	4,831,865	6. 8. 9	6.12. 9
送 水 管	口径：75mm～200mm 延長：667m	39,955,630	6. 9.12	7. 3.24
配 水 管	口径：50mm～250mm 延長：21,888m	1,923,573,856	5.12.18	7. 3.27
調 査 設 計	実施設計	40,867,271	6. 8.27	7. 3.10
そ の 他	水道料金等システム更新業務委託、水道局WAN端末設定業務委託	48,502,122	5.11. 2	7. 3.31
合 計		2,298,074,942		

※ () は完成予定年月日

③ 営業設備費

(単位：円)

区 分	施行内容	事業費
営 業 設 備	機械及び装置, 車両運搬具, 工具, 器具及び備品	73,349,208

(単位：円)

総 合 計 (① + ② + ③)	4,802,944,848

4 財 務（水道事業）
(1) 予算概要（令和7年度）

（単位：千円）

収 入		支 出	
款 項 目	予定額	款 項 目	予定額
収 益 的 収 入 計	11,825,441	収 益 的 支 出 計	10,782,500
1 水 道 事 業 収 益	11,825,441	1 水 道 事 業 費	10,782,500
1 営 業 収 益	11,034,187	1 営 業 費 用	10,203,640
1 給 水 収 益	10,709,617	1 原 水 及 び 浄 水 費	2,564,293
2 給 水 負 担 金	188,063	2 配 水 費	1,206,956
3 そ の 他 営 業 収 益	136,507	3 漏 水 防 止 費	276,607
2 営 業 外 収 益	791,254	4 給 水 費	487,662
1 受 取 利 息	10,489	5 業 務 費	570,411
2 補 償 金	657	6 総 係 費	651,988
3 他 会 計 負 担 金	23,144	7 減 価 償 却 費	4,033,175
4 他 会 計 補 助 金	5,815	8 資 産 減 耗 費	412,548
5 長 期 前 受 金 戻 入	692,798	2 営 業 外 費 用	563,610
6 雑 収 益	58,351	1 支 払 利 息 及 び 手 数 料	469,196
		2 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	91,889
		3 雑 支 出	2,525
		3 特 別 損 失	3,250
		1 過 年 度 損 益 修 正 損	3,250
		4 予 備 費	12,000
		1 予 備 費	12,000
収 支 差 引		1,042,941	
資 本 的 収 入 計	3,354,020	資 本 的 支 出 計	9,533,800
1 資 本 的 収 入	3,354,020	1 資 本 的 支 出	9,533,800
1 国 庫 補 助 金	181,312	1 建 設 改 良 費	6,698,844
1 国 庫 補 助 金	181,312	1 水 道 整 備 事 業 費	3,284,835
2 他 会 計 補 助 金	70,629	2 水 道 改 良 事 業 費	3,302,977
1 一 般 会 計 補 助 金	70,629	3 営 業 設 備 費	111,032
3 企 業 債	2,813,000	2 企 業 債 償 還 金	2,789,359
1 建 設 改 良 費 等 の 財 源 に 充 て る た め の 企 業 債	2,813,000	1 企 業 債 償 還 金	2,789,359
4 他 会 計 出 資 金	3,954	3 そ の 他 資 本 的 支 出	25,597
1 一 般 会 計 出 資 金	3,954	1 国 庫 補 助 金 返 還 金	25,597
5 工 事 負 担 金	238,340	4 予 備 費	20,000
1 工 事 負 担 金	238,340	1 予 備 費	20,000
6 消 火 せ ん 設 置 負 担 金	46,366		
1 消 火 せ ん 設 置 負 担 金	46,366		
7 庁 舎 改 良 負 担 金	419		
1 庁 舎 改 良 負 担 金	419		
○ 損 益 勘 定 留 保 資 金 等	6,179,780		
合 計	21,359,241	合 計	20,316,300

(2) 各年度損益計算書（税抜）

（単位：千円）

科 目 \ 年 度	令和5	令和6	令和7（予定）
1 営 業 収 益	10,086,402	10,080,953	10,035,252
(1) 給 水 収 益	9,774,415	9,767,901	9,736,015
(2) 給 水 負 担 金	206,215	199,220	170,966
(3) そ の 他 営 業 収 益	105,772	113,832	128,271
2 営 業 費 用	8,947,969	9,435,224	9,859,255
(1) 原 水 及 び 浄 水 費	1,972,136	2,120,549	2,379,024
(2) 配 水 費	1,034,677	1,154,809	1,135,930
(3) 漏 水 防 止 費	220,199	217,386	259,051
(4) 給 水 費	429,596	459,210	471,261
(5) 業 務 費	500,812	517,070	530,842
(6) 総 係 費	650,501	802,947	639,623
(7) 減 価 償 却 費	3,922,830	4,073,164	4,033,175
(8) 資 産 減 耗 費	217,218	90,089	410,349
営 業 利 益	1,138,433	645,729	175,997
3 営 業 外 収 益	787,253	779,666	791,581
(1) 受 取 利 息	539	6,411	10,489
(2) 補 償 金	1,963	931	657
(3) 他 会 計 負 担 金	16,445	19,012	23,144
(4) 他 会 計 補 助 金	9,407	7,484	5,815
(5) 長 期 前 受 金 戻 入	699,873	682,205	692,798
(6) 雑 収 益	59,026	63,623	58,678
4 営 業 外 費 用	515,091	474,766	475,726
(1) 支 払 利 息 及 び 手 数 料	491,307	472,046	469,196
(2) 雑 支 出	23,784	2,720	6,530
経 常 利 益	1,410,595	950,629	491,852
5 特 別 利 益	2,561	24,831	0
6 特 別 損 失	2,509	2,332	2,958
7 予 備 費	0	0	10,909
当 年 度 純 利 益	1,410,647	973,128	477,985

(3) 各年度損益勘定収支概要（税抜）

（単位：千円，％）

区分 \ 年度	令和2 （決算）	令和3 （決算）	令和4 （決算）	令和5 （決算）	令和6 （決算）
総収益 ㊦	10,284,748	11,160,618	10,976,417	10,876,216	10,885,450
総費用 ㊧	9,457,389	9,460,769	9,485,111	9,465,569	9,912,322
差 引 ㊦－㊧	827,359	1,699,849	1,491,306	1,410,647	973,128
収益率 ㊦／㊧	108.7	118.0	115.7	114.9	109.8

5 簡易水道等

(令和7.4.1現在) 所轄：環境局

(1) 簡易水道

0 施設 給水戸数 0 戸 給水人口 0 人

(2) 専用水道

① 上水道を水源とするもの 4 施設 給水戸数 1,095 戸 給水人口 3,123 人
 ② その他のもの 32 施設 給水戸数 5,291 戸 給水人口 46,764 人

(3) 飲料水供給施設等

9 施設 給水戸数 745 戸 給水人口 1,416 人

(4) 管 理

簡易水道等は、それぞれ各地域の居住者で組織された組合が管理運営に当たっている。また、技術、維持管理等の指導は市で行っている。

なお、専用水道に関する監督権限は、平成3年10月1日に県から市に移譲された。

6 工業用水道事業概況

工業用水道事業は、一倉工業団地の開発に伴い、誘致企業への工業用水の供給のために旧喜入町によって設置され、平成元年から給水を開始した。

その後、平成16年11月1日の1市5町による合併に伴い、本市の工業用水道事業となった。

(1) 沿革

時 期	実 施 項 目
昭和61年11月	工業用水道事業届出書を通商産業大臣に提出
昭和62年1月	工業用水道事業届出書の許可・工事開始
昭和63年12月	工事完了
平成元年3月	給水開始届出書等を通商産業大臣に提出
平成元年4月	喜入町工業用水道事業給水条例等を整備・給水開始
平成16年11月	工業用水道事業給水条例等を整備

(2) 施設能力

1,680m³/日 (水源：地下水)

(3) 基本使用水量

680m³/日 (令和7.4.1現在)

(4) 工業用水道の料金 (工業用水道事業給水条例第19条)

(令和元.10.1改定：消費税等相当額の改定)

料金は、下表に定める基本料金の額及び超過料金の額の合計額に100分の110を乗じて得た額 (1円未満の端数切り捨て) とし、月ごとに使用者から徴収する。

料金の納付期限は、翌月の末日とする。

種 別	金 額
基本料金	基本使用水量 1 m ³ について 35円
超過料金	超過使用水量 1 m ³ について 67円

(5) 給水状況

項 目 \ 年 度	令和5	令和6
給 水 事 業 所 数 (箇所)	4	4
給 水 件 数 (件)	4	4
年 間 契 約 水 量 (m ³)	248,880	248,200
年 間 総 給 水 量 (m ³)	226,515	227,290
一 日 平 均 給 水 量 (m ³)	619	623
年 間 総 有 収 水 量 (m ³)	226,515	227,290
年間総基本使用水量 (m ³)	248,880	248,200
年間総超過使用水量 (m ³)	5,232	5,941

7 財 務 (工業用水道事業)

(1) 予算概要 (令和7年度)

(単位：千円)

収 入		支 出	
款 項 目	予定額	款 項 目	予定額
収 益 的 収 入 計	10,495	収 益 的 支 出 計	8,200
1 工業用水道事業収益	10,495	1 工業用水道事業費	8,200
1 営 業 収 益	9,555	1 営 業 費 用	8,100
1 給 水 収 益	9,555	1 原 水 及 び 浄 水 費	6,572
2 営 業 外 収 益	940	2 業 務 費	12
1 受 取 利 息	151	3 総 係 費	37
2 消費税及び地方消費税還付金	667	4 減 価 償 却 費	1,375
3 長期前受金戻入	122	5 資 産 減 耗 費	104
		2 予 備 費	100
		1 予 備 費	100
収 支 差 引			2,295
資 本 的 収 入 計	0	資 本 的 支 出 計	10,100
		1 資 本 的 支 出	10,100
		1 建 設 改 良 費	10,100
○ 損益勘定留保資金等	10,100	1 工業用水道改良事業費	10,100
合 計	20,595	合 計	18,300

(2) 各年度損益計算書（税抜）

（単位：千円）

科 目 \ 年 度	令和 5	令和 6	令和 7（予定）
1 営 業 収 益	9,061	9,085	8,686
(1) 給 水 収 益	9,061	9,085	8,686
2 営 業 費 用	5,746	6,053	7,494
(1) 原 水 及 び 浄 水 費	4,246	4,659	5,968
(2) 業 務 費	9	9	10
(3) 総 係 費	118	12	37
(4) 減 価 償 却 費	1,373	1,373	1,375
(5) 資 産 減 耗 費	0	0	104
営 業 利 益	3,315	3,032	1,192
3 営 業 外 収 益	131	212	273
(1) 受 取 利 息	8	89	151
(2) 長 期 前 受 金 戻 入	123	123	122
経 常 利 益	3,446	3,244	1,465
4 特 別 利 益	0	0	0
5 特 別 損 失	0	0	0
6 予 備 費	0	0	90
当 年 度 純 利 益	3,446	3,244	1,375

(3) 各年度損益勘定収支概要

（単位：千円，％）

区 分 \ 年 度	令和 2 （決算）	令和 3 （決算）	令和 4 （決算）	令和 5 （決算）	令和 6 （決算）
総 収 益 ①	8,456	10,660	12,590	9,192	9,297
総 費 用 ②	5,755	6,783	6,972	5,746	6,053
差 引 ①－②	2,701	3,877	5,618	3,446	3,244
収 益 率 ①／②	146.9	157.2	180.6	160.0	153.6

※令和 4 年度以前は消費税免税事業者につき、税込額。令和 5 年度以降は税抜額。

8 公共下水道事業概況

- (1) 本市の公共下水道は、汚水と雨水を別々に排除する分流式下水道を採用しており、家庭のトイレや風呂で使った汚水は、汚水管を通して処理場に流れていき、そこできれいな水にして川や海へ、雨水は側溝から雨水管きよを通して川や海に放流している。
- (2) 本市の公共下水道事業は、昭和 27 年に事業着手して以来、市街地の発展とともに計画的に処理区域の拡大と水洗化の促進を行い、公共用水域の水質保全、生活環境の改善及び浸水の防除に努めてきた。
- (3) 令和 6 年度末の処理件数は 26 万 1,368 件で、前年度に比べて 482 件（0.18％）増加した。また、処理人口は 45 万 5,600 人で前年度に比べ 2,600 人（0.57％）減少した。

- (4) 良好な水環境と快適な生活環境の確保を図るため、引き続き計画的な処理区域の拡大，既存施設の老朽化対策，地震及び浸水による自然災害への対策に取り組んでいる。

9 整備計画（公共下水道事業）

項 目		第13次計画変更
目 標 年 度		令和12年度
排 除 方 法		分流式
計 画 区 域 面 積		7,475ha
事 業 費 (令 和 6 ～ 令 和 1 2 年 度)		507.1億円（汚水：344.4億円、雨水：162.7億円）
汚 水	計 画 処 理 区 域 内 人 口	461,000人
	計 画 1 人 1 日 最 大 汚 水 量	445ℓ
	計 画 1 日 最 大 汚 水 量	205,000m ³ ／日
	処 理 場	2 処理場
	汚 水 ポ ン プ 場	9 中継ポンプ場
	堆 肥 化 施 設	下水汚泥堆肥化場
雨 水	雨 水 ポ ン プ 場	20雨水ポンプ場
	雨 水 貯 留 施 設	6 雨水貯留施設

10 公共下水道

(1) 処理状況

創設（認可）昭和27.5.7 供用開始 昭和30.11.29

項 目 \ 年 度	令和5	令和6
行 政 区 域 内 人 口 (人) (A)	584,085	580,037
行 政 区 域 内 面 積 (ha)	54,761	54,761
処 理 区 域 内 人 口 (人) (B)	465,300	462,400
処 理 区 域 内 面 積 (ha)	7,127	7,135
下 水 道 普 及 率 (%) (B/A)	79.7	79.7
年 間 有 収 水 量 (m ³)	52,890,298	52,866,889
年 間 処 理 水 量 (m ³)	59,067,847	59,875,778
一 日 平 均 処 理 水 量 (m ³)	161,388	164,043
一 人 一 日 平 均 処 理 水 量 (ℓ)	350	359

(2) 用途別有収水量及び処理件数

(令和6年度)

用 途 別		有収水量 (m ³)	割 合 (%)	処理件数 (件)	割 合 (%)
生活用水	一 般 家 庭 用	37,187,913	70.34	1,439,471	91.69
	家 事 兼 営 業 用	522,353	0.99	15,650	1.00
	複 合 ビ ル 用	262,059	0.50	8,957	0.57
	公 衆 浴 場 用	1,772,045	3.35	194	0.01
	小 計	39,744,370	75.18	1,464,272	93.27
都市活動用水	官 公 署 ・ 学 校 用	1,860,411	3.52	8,117	0.52
	事 務 所 用	683,223	1.29	24,588	1.57
	病 院 用	2,088,332	3.95	4,786	0.30
	営 業 用	7,054,251	13.34	65,380	4.16
	工 場 用	1,436,302	2.72	2,751	0.18
	小 計	13,122,519	24.82	105,622	6.73
合 計		52,866,889	100.00	1,569,894	100.00

(3) 下水道使用料（下水道条例第18条）

(令和元.10.1改定：消費税等相当額の改定)

使用料は、1カ月について下表の基本料金と従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数切り捨て）

月の中途において、公共下水道の使用を開始・廃止等したときの基本料金は、日割りにより算定

用 途	汚水種別	基本料金	従 量 料 金		
			排 除 汚 水 量		金 額
一般用	第1種	390円	10m ³ までの分	1 m ³ について	41円
			10m ³ を超え 30m ³ までの分	//	87円
			30m ³ を超え 50m ³ までの分	//	128円
			50m ³ を超え 100m ³ までの分	//	134円
	第2種	490円	100m ³ を超え 200m ³ までの分	//	175円
			200m ³ を超え 500m ³ までの分	//	192円
			500m ³ を超え 1,000m ³ までの分	//	204円
			1,000m ³ を超える分	//	215円
公 衆 浴場用	第1種	390円	1 m ³ について		8円
	第2種	490円			

(備考) 1「第1種」とは、専ら水道の水を使用し、又は水道の水と井戸等水道以外の水を併用して排除するものをいう。

2「第2種」とは、専ら井戸等水道以外の水を使用して排除するものをいう。

(4) 下水道事業受益者負担金

- ア 賦課対象区域 下水道整備計画区域のうち整備完了区域
- イ 賦課対象者 賦課対象区域内に存する土地の所有者又は権利者
- ウ 負担金の額 1㎡当たり131円
- エ 負担金の納入方法 5年分割（年4回＝20回）又は一括納入

(5) 区域外流入分担金

- ア 徴収区域 都市計画事業の事業計画区域外から公共下水道に汚水を流入させる区域
- イ 徴収対象者 徴収区域内に存する土地の所有者又は権利者
- ウ 分担金の額 1㎡当たり131円
- エ 分担金の納入方法 一括納入

(6) 水洗便所改造資金融資あっ旋制度

① 融資あっ旋対象者

次の資格要件を有し、融資あっ旋依頼により金融機関で審査のうえ決定した者

- 改造工事に係る居住の用に供する建物の所有者又は所有者の同意を得た使用者
- 市税並びに下水道事業受益者負担金及び水道料金、下水道使用料を滞納していない者
- 本市に居住し独立の生計を営む20歳以上の連帯保証人1人以上がある者

② 融資あっ旋限度額

工事に要した費用の範囲内において、くみ取り便所の便槽1槽又は浄化槽便所の浄化槽1基で便所1カ所の場合は30万円以内とし、2カ所以上の便所がある場合には、便所1カ所増えるごとに15万円を加算した額以内で、1万円単位とする。

③ 融資あっ旋の条件（令和7年度）

○融資利率（年利）

- ア くみ取り便所を処理開始の公示後3年以内に改造する場合 無利子
- イ 浄化槽便所を処理開始の公示後1年以内に改造する場合 無利子
- ウ 浄化槽便所を処理開始の公示後1年を超え3年以内に改造する場合 1.50%
- エ 処理開始の公示後3年を超えた日以後に改造する場合 3.20%

○償還回数 12回，24回，36回，48回，60回

- 償還方法 (1) 融資を受けた翌月から元利均等又は元金均等の方法による月賦償還
- (2) 償還は預金口座からの引落とし

④ 融資取扱金融機関

鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島相互信用金庫・鹿児島信用金庫
鹿児島県信用農業協同組合連合会・鹿児島興業信用組合
鹿児島みらい農業協同組合

(7) 水洗便所改造資金助成制度

① 助成金交付対象者

- 改造工事に係る居住の用に供する建物の所有者又は所有者の同意を得た使用者
- 下水道事業受益者負担金並びに水道料金及び下水道使用料を滞納していない者

○水洗便所改造資金融資あっ旋制度を利用せず改造工事を行う者

② 助成金の額（令和7年4月1日現在）

くみ取り便所の便槽1槽又は浄化槽便所の浄化槽1基につき17,000円

③ 助成金の交付条件

下水道整備区域で次の要件に該当するもの

○くみ取り便所を処理開始の公示後3年以内に改造する場合

○浄化槽便所を処理開始の公示後1年以内に改造する場合

(8) 施設の概要

① 処理場

（令和7.3.31現在）

処理施設の名称	処理方法	処 理 能 力		処 理 開 始
		事業計画(m ³ /日)	現 有 (m ³ /日)	
南 部 処 理 場	標準活性汚泥法	149,600	149,600	昭和54年7月2日
谷 山 処 理 場	標準活性汚泥法	76,000	53,200	平成12年5月1日
合 計		225,600	202,800	

② 汚水ポンプ施設（令和7.3.31現在）

名 称	揚 水 量	
	事業計画	現有
大明ヶ丘中継ポンプ場	5.0m ³ /分	5.0m ³ /分
上 町 中 継 ポ ン プ 場	15.0m ³ /分	17.7m ³ /分
野呂迫中継ポンプ場	0.6m ³ /分	0.6m ³ /分
吉 野 中 継 ポ ン プ 場	0.6m ³ /分	0.6m ³ /分
大明ヶ丘第1-1中継ポ ン プ 場	1.5m ³ /分	-
大明ヶ丘第1-2中継ポ ン プ 場	1.5m ³ /分	-
大明ヶ丘第2-1中継ポ ン プ 場	1.9m ³ /分	-
大明ヶ丘第2-2中継ポ ン プ 場	1.9m ³ /分	-
実方中継ポンプ場	1.0m ³ /分	-

③ 堆肥化施設（令和7.3.31現在）

名 称	処 理 能 力	
	事業計画	現有
下 水 汚 泥 堆 肥 化 場	110t/日	110t/日

④ 污水管（令和7.3.31現在）

口 径 50mm～2,400mm
延 長 2,215,565m

⑤ 雨水ポンプ施設（令和7.3.31現在）

名 称	揚 水 量	
	事業計画	現有
錦江雨水ポンプ場	12.0m ³ /分	12.0m ³ /分
甲突雨水ポンプ場	90.0m ³ /分	90.0m ³ /分
甲突第1雨水ポンプ場	24.0m ³ /分	24.0m ³ /分
塩屋雨水ポンプ場	57.0m ³ /分	57.0m ³ /分
下荒田雨水ポンプ場	36.0m ³ /分	36.0m ³ /分
鴨池第1雨水ポンプ場	42.0m ³ /分	42.0m ³ /分
鴨池第2雨水ポンプ場	24.0m ³ /分	24.0m ³ /分
真砂雨水ポンプ場	120.0m ³ /分	120.0m ³ /分
東清見第1雨水ポンプ場	12.0m ³ /分	12.0m ³ /分
東清見第2雨水ポンプ場	6.0m ³ /分	6.0m ³ /分
東清見第3雨水ポンプ場	36.0m ³ /分	36.0m ³ /分
東塩屋第1雨水ポンプ場	88.0m ³ /分	88.0m ³ /分
東塩屋第2雨水ポンプ場	60.0m ³ /分	60.0m ³ /分
東塩屋第3雨水ポンプ場	0.6m ³ /分	0.6m ³ /分
東塩屋第4雨水ポンプ場	6.0m ³ /分	6.0m ³ /分
西塩屋第1雨水ポンプ場	50.0m ³ /分	50.0m ³ /分
西塩屋第2雨水ポンプ場	6.0m ³ /分	6.0m ³ /分
桜川第1雨水ポンプ場	12.0m ³ /分	12.0m ³ /分
桜川第2雨水ポンプ場	12.0m ³ /分	12.0m ³ /分
和田雨水ポンプ場	87.0m ³ /分	87.0m ³ /分

⑥ 雨水管きょ（令和7.3.31現在）

水路数 524水路
延長 265,177m

⑦ 雨水貯留施設（令和7.3.31現在）

名 称	貯 留 容 量	
	事業計画	現有
磯川雨水貯留施設	14,800m ³	－
稲荷川雨水貯留施設	36,400m ³	－
玉里中央公園雨水貯留施設	5,740m ³	5,740m ³
唐湊公園雨水貯留施設	960m ³	960m ³
田上公園雨水貯留施設	720m ³	720m ³
天神公園雨水貯留施設	3,980m ³	3,980m ³

(9) 建設改良事業の概況（令和6年度）

① 下水道建設事業

（単位：円）

区 分	本年度施行内容	本年度事業費	着工年月日	完成年月日
汚水管路施設	汚水管路施設 口径75～200mm 延長=4,691.00m	612,692,232	5. 11. 17	7. 3. 31
吉野中継ポンプ場	汚水ポンプ設備更新	36,142,066	5. 10. 5	7. 1. 31
南部処理場	脱水機設備更新、集中監視制御設備更新ほか	1,993,247,856	3. 9. 8	(8. 1. 30)
谷山処理場	計装設備更新	54,937	6. 12. 6	(7. 10. 31)
調査設計等	実施設計等	60,978,017	6. 3. 13	7. 2. 28
合 計		2,703,115,108		

（ ）は完成予定年月日

② 下水道改良事業

（単位：円）

区 分	本年度施行内容	本年度事業費	着工年月日	完成年月日
汚水管路施設	汚水管路施設 口径100～2,400mm 延長=7,238.40m	1,073,464,172	5. 11. 15	(7. 6. 16)
上町中継ポンプ場	ポンプ井水位計改良	1,977,509	6. 8. 9	7. 1. 6
南部処理場	最初沈殿池防食、スクリーンプレス脱水機改良	65,936,911	6. 6. 14	7. 2. 7
谷山処理場	ジアソ貯留タンク改良	13,067,956	6. 10. 15	7. 3. 14
下水汚泥堆肥化場	空気調和設備改良	26,837,557	6. 3. 15	6. 10. 9
調査設計等	実施設計等	66,630,366	6. 3. 13	7. 2. 28
その他	水道料金等システム更新業務委託ほか	24,291,323	5. 4. 1	7. 3. 31
合 計		1,272,205,794		

③ 雨水整備事業

(単位：円)

区 分	本年度施行内容	本年度事業費	着工年月日	完成年月日
雨水管きょ施設	雨水管きょ施設 □1,200×700～□4,000×2,600mm 延長=826.78m	1,528,540,765	5. 8. 1	7. 3. 21
雨水ポンプ場施設	下荒田雨水ポンプ場耐水化	18,043,132	6. 7. 12	7. 3. 6
雨水貯留施設	稲荷川雨水貯留施設 工事用道路 延長=137.12m ほか 大石様川水路第5支線 □1,200×1,200～□1,200×1,800mm 延長=131.91m	452,901,996	4. 9. 16	7. 3. 5
調査設計等	実施設計等	118,862,737	5.10.17	7. 3. 31
そ の 他	水道局WAN端末設定業務委託	147,555	6. 8. 30	6.12.27
合 計		2,118,496,185		

④ 営業設備費

(単位：円)

区 分	本年度施行内容	本年度事業費
営業設備費	建物、車両運搬具、工具、器具及び備品	46,805,004

⑤ ソフトウェア

(単位：円)

区分	本年度施行内容	本年度事業費
ソフトウェア	土木積算システム (ソフトウェア)	120,450

(単位：円)

総 合 計 (① + ② + ③ + ④ + ⑤)	6,140,742,541

11 財 務（公共下水道事業）

(1) 予算概要（令和7年度）

（単位：千円）

収 入		支 出	
款 項 目	予定額	款 項 目	予定額
収 益 的 収 入 計	10,285,458	収 益 的 支 出 計	10,371,300
1 下 水 道 事 業 収 益	10,285,458	1 下 水 道 事 業 費	10,371,300
1 営 業 収 益	6,745,866	1 営 業 費 用	9,794,188
1 下 水 道 収 益	6,179,164	1 管 き よ 費	644,333
2 雨 水 処 理 負 担 金	543,854	2 処 理 費	2,877,471
3 そ の 他 営 業 収 益	22,848	3 業 務 費	260,246
2 営 業 外 収 益	3,539,592	4 排 水 費	110,827
1 受 取 利 息	6,360	5 総 係 費	396,631
2 補 償 金	1,872	6 雨 水 費	319,821
3 国 庫 補 助 金	45,800	7 減 価 償 却 費	4,987,013
4 他 会 計 負 担 金	13,707	8 資 産 減 耗 費	197,846
5 他 会 計 補 助 金	385,509	2 営 業 外 費 用	566,362
6 堆肥化製品販売収益	12,818	1 支払利息及び手数料	561,354
7 消費税及び地方消費税還付金	137,777	2 雑 支 出	5,008
8 長期前受金戻入	2,933,024	3 特 別 損 失	1,750
9 雑 収 益	2,725	1 過年度損益修正損	1,750
		4 予 備 費	9,000
		1 予 備 費	9,000
収 支 差 引		△85,842	
資 本 的 収 入 計	7,347,121	資 本 的 支 出 計	10,028,100
1 資 本 的 収 入	7,347,121	1 資 本 的 支 出	10,028,100
1 国 庫 補 助 金	1,637,497	1 建 設 改 良 費	6,661,891
1 国 庫 補 助 金	1,637,497	1 下水道建設事業費	1,983,315
2 他 会 計 負 担 金	1,862,586	2 下水道改良事業費	1,791,727
1 一 般 会 計 負 担 金	1,862,586	3 雨水整備事業費	2,869,363
3 企 業 債	3,772,300	4 営 業 設 備 費	17,486
1 建設改良費等の財源に充てるための企業債	3,772,300	2 企 業 債 償 還 金	3,358,690
4 受 益 者 負 担 金	5,996	1 企 業 債 償 還 金	3,358,690
1 受 益 者 負 担 金	5,996	3 庁 舎 改 良 負 担 金	419
5 工 事 負 担 金	68,469	1 庁 舎 改 良 負 担 金	419
1 工 事 負 担 金	68,469	4 その他資本的支出	100
6 固 定 資 産 売 却 代 金	48	1 返 還 金	100
1 固 定 資 産 売 却 代 金	48	5 予 備 費	7,000
7 分 担 金	225	1 予 備 費	7,000
1 区域外流入分担金	225		
○損益勘定留保資金等	2,680,979		
合 計	20,313,558	合 計	20,399,400

(2) 各年度損益計算書（税抜）

（単位：千円）

科 目 \ 年 度	令和 5	令和 6	令和 7（予定）
1 営 業 収 益	6,196,330	6,197,325	6,183,892
(1) 下 水 道 収 益	5,642,289	5,673,341	5,617,421
(2) 雨 水 処 理 負 担 金	530,169	498,521	543,854
(3) そ の 他 営 業 収 益	23,872	25,463	22,617
2 営 業 費 用	8,678,444	8,899,696	9,468,658
(1) 管 き よ 費	472,920	516,610	596,031
(2) 処 理 費	2,329,730	2,330,583	2,653,584
(3) 業 務 費	227,269	233,232	241,519
(4) 排 水 費	106,254	106,259	110,289
(5) 総 係 費	313,669	328,824	390,864
(6) 雨 水 費	294,453	281,221	298,941
(7) 減 価 償 却 費	4,883,693	4,829,693	4,987,013
(8) 資 産 減 耗 費	50,456	273,274	190,417
営 業 損 益	△2,482,114	△2,702,371	△3,284,766
3 営 業 外 収 益	3,363,435	3,349,973	3,400,978
(1) 受 取 利 息	327	2,668	6,360
(2) 補 償 金	5,068	30,699	1,872
(3) 国 庫 補 助 金	41,595	39,061	45,800
(4) 他 会 計 負 担 金	8,466	11,084	13,707
(5) 他 会 計 補 助 金	379,814	314,212	385,509
(6) 堆肥化製品販売収益	10,840	9,916	11,645
(7) 長期前受金戻入	2,908,917	2,939,485	2,933,024
(8) 雑 収 益	8,408	2,848	3,061
4 営 業 外 費 用	613,566	579,075	596,776
(1) 支払利息及び手数料	586,118	545,987	561,354
(2) 雑 支 出	27,448	33,088	35,422
経 常 損 益	267,755	68,527	△480,564
5 特 別 利 益	1,729	31,772	0
6 特 別 損 失	1,568	1,641	1,594
7 予 備 費	0	0	8,181
当 年 度 純 損 益	267,916	98,658	△490,339

(3) 各年度損益勘定収支概要（税抜）

（単位：千円，％）

区 分 \ 年 度	令和 2 （決算）	令和 3 （決算）	令和 4 （決算）	令和 5 （決算）	令和 6 （決算）
総収益 ①	10,225,450	9,811,788	9,750,884	9,561,494	9,579,070
総費用 ②	9,725,001	9,289,619	9,656,780	9,293,578	9,480,412
差 引 ①－②	500,449	522,169	94,104	267,916	98,658
収益率 ①／②	105.1	105.6	101.0	102.9	101.0

※総収益、総費用には、雨水に関する収支を含む。

下水道事業に係る経費負担区分「雨水公費・汚水私費」の原則により、雨水に関する支出は、全て雨水に関する収入（国庫補助金や一般会計からの負担金など）で賄われている。

12 地域下水道

所轄：環境局

名 称	牟礼岡団地地域下水道	松陽台地域下水道
処 理 区 域	牟礼岡一～三丁目の全部, 宮之浦町の一部	松陽台町の全部
処 理 開 始	昭和53年 5 月	平成16年 8 月
処理対象人口	4,400人（約1,400世帯）	2,400人（約700世帯）
処 理 方 法	公共下水道に接続	回分式活性汚泥法
処 理 能 力	1,400m ³ ／日	900m ³ ／日
処 理 件 数	1,154件（令和 7 . 4 . 1 現在）	636件（令和 7 . 4 . 1 現在）

船 舶 事 業

1	概 況	447
2	経営の基本	447
3	事業実績	449
4	財 務	450

▶ 虹がかかった第十八櫻島丸



船 舶 事 業

1 概 況

本市の船舶事業は、旧桜島町で運営していた交通事業（桜島フェリー）を引き継ぎ、平成16年11月1日に、本市4番目の公営企業として事業を開始した。

桜島フェリーは、昭和9年、旧西桜島村の村民の生活航路・通学航路として事業を開始して以来、桜島地域と市街地のみならず、薩摩・大隅両半島を結ぶ海上交通機関として、重要な役割・使命を担っている。

この間、人道橋・可動橋等接岸施設の設備充実を図るとともに、船舶の大型化及びバリアフリー化を図り、現在、船舶4隻を保有し、平日は51航海（102便）、土日祝日は56航海（112便）の24時間運航をしている（令和7年10月から深夜運航の一部を見直す予定）。

桜島フェリーは、本市における総合的な交通体系の中に位置付けられるとともに、鹿児島が世界に誇る観光資源である桜島へのアクセスとして、観光振興や地域の活性化に大きく寄与する一方、桜島の火山活動の活発化に伴う島内住民等の避難に要する救難船舶としての役割を求められている。

船舶事業においては、平成27年度から桜島港のフェリーターミナルビル、可動橋・人道橋及び交通広場等の整備を進め、令和2年3月に全ての工事が完了し、耐震性の向上やバリアフリーに配慮するとともに乗降場の集約化など利便性の向上を図った。

また、令和3年度は、東九州自動車道の延伸や新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響により旅客人員及び車両台数が大幅に減少し、鹿児島市船舶事業経営計画の財政見通しに大幅な乖離が生じていたことから、船舶事業が将来にわたり持続可能な事業運営を実現するため、第2期鹿児島市船舶事業経営計画（令和4年度から13年度）を策定した。

同計画に基づき、令和5年度は、運航体制を5隻から4隻に見直し、効率的な運航ダイヤへ改定を行い、6年度は、経営の健全化を図り、持続的な事業運営を推進するため、運賃等改定を行った。7年度は、海外直行便の再開や仙巖園駅の開業など国内外からの観光客の増加が見込まれることから、九州MaaSを活用したデジタルチケットの造成や関係部局等と連携し桜島への島内誘客に係る企画等を検討するなど、桜島フェリーを積極的にPRすることによる定期航路の利用促進のほか、観光部局等と連携した県外教育機関や旅行代理店等への積極的な営業活動の展開による修学旅行やコンベンション等での貸切船の活用など増収対策に取り組むこととしている。

2 経営の基本

(1) 設 置

市民の海上交通を確保するとともに、福祉の向上に資するため、船舶事業を設置し、企業の経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進するように運営するものとする。

(2) 事 業（創業 昭和9年12月1日）

- ① 事業区域 鹿児島湾内の平水区域
- ② 事業航路 ア 一般旅客定期航路 桜島～鹿児島航路
 イ 旅客不定期航路 鹿児島湾内
- ③ 事業用船舶の数 4 隻

(3) 船舶一覧

船種船名	竣工年月	総トン数
第十六 櫻島丸	平成11年 1 月	997トン
第十八 櫻島丸	平成15年 2 月	1,240トン
桜 島 丸	平成23年 2 月	1,330トン
第二 桜島丸	平成27年 3 月	1,404トン

(4) 運航航路（令和 7. 4. 1 現在）

- ① 一般旅客定期航路 桜島港～鹿児島港（3. 4km）
- ② 旅客不定期航路 貸切船

(5) 乗船料（主なもの）

① 普通旅客運賃

種 類	運 賃
	桜島～鹿児島航路
大 人	250円
小 児	130円

② 自動車航送運賃

種 類	運 賃
	桜島～鹿児島航路
3 m以上 4 m未満	1,700円
4 m以上 5 m未満	2,350円
5 m以上 6 m未満	2,630円

③ 回数旅客運賃

○普通回数乗船券

36枚綴り 普通旅客運賃の28倍の価額

○普通共通回数乗船券

I Cカード乗船券 普通旅客運賃の11分の10の価額

④ 回数自動車航送運賃

ア 6枚綴り 自動車航送運賃の5倍の価額

イ 40枚綴り 自動車航送運賃の27倍の価額（3 m以上 4 m未満の車長）

自動車航送運賃の28倍の価額（4 m以上 5 m未満の車長）

⑤ 定期旅客運賃

○定期（1 か月・3 か月）乗船券

ア 通勤（大人）・・・基準となる普通旅客運賃を60倍した額の5割5分引

イ 通学（大人）・・・基準となる普通旅客運賃を60倍した額の8割7分5厘引

ウ 通学（小児）・・・イに掲げる方法により算出された額の2分の1

エ シニア定期・・・基準となる普通旅客運賃を60倍した額の6割5分引

⑥ 旅客不定期航路に係る料金

大人1,500円

小児 750円

⑦ 貸切料金

1 隻440,000円（2 時間以内）

3 事業実績

(1) 運輸実績（一日平均）

年度 区分		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
営業航路 (km)		57.8	57.8	57.8	46.8	46.8
運航路線数 (本)		3	3	3	2	2
在籍船舶 (隻)		5	5	5	4	4
一日平均	運航キロ (km)	428.0	428.9	420.1	360.6	360.4
	旅客 (人)	5,255	5,462	6,488	7,387	7,579
	車両 (台)	2,501	2,577	2,773	2,774	2,613
	運航収益 (円)	4,191,275	4,302,360	4,795,842	5,021,165	5,600,709

(2) 収支概要

(単位：千円)

年度 区分		令和2 (決算)	令和3 (決算)	令和4 (決算)	令和5 (決算)	令和6 (決算)
総収益	㊦	1,947,655	1,873,322	2,252,832	2,431,874	2,529,463
総費用	㊧	2,590,824	2,578,810	2,605,399	2,772,658	2,629,125
差引	㊦－㊧	△643,169	△705,488	△352,567	△340,784	△99,662
収益率	㊦／㊧(%)	75.2	72.6	86.5	87.7	96.2

4 財 務

(1) 予算概要（令和7年度）

（単位：千円）

収 入		支 出	
款 項 目	予定額	款 項 目	予定額
収 益 的 収 入 計	2,873,259	収 益 的 支 出 計	3,012,247
1 船 舶 事 業 収 益	2,873,259	1 船 舶 事 業 費	3,012,247
1 営 業 収 益	2,453,322	1 営 業 費 用	2,853,368
1 運 航 収 益	2,391,286	1 旅客・車両航送取扱費	1,000
2 運 航 雑 収 益	42,568	2 動 力 費	335,802
3 附 帯 施 設 収 益	19,468	3 船 舶 運 航 費	843,102
2 営 業 外 収 益	348,144	4 安 全 運 航 管 理 費	141,116
1 他 会 計 負 担 金	20,628	5 船 舶 修 繕 費	10,216
2 他 会 計 補 助 金	78,907	6 船 舶 検 査 費	252,359
3 長 期 前 受 金 戻 入	243,612	7 業 務 費	400,601
4 雑 収 益	4,997	8 営 業 費	58,239
3 特 別 利 益	71,793	9 遊 覧 船 運 航 費	3,583
1 その他特別利益	71,793	10 航路附属施設管理費	103,798
		11 一 般 管 理 費	261,126
		12 減 価 償 却 費	442,426
		2 営 業 外 費 用	148,879
		1 支 払 利 息	17,348
		2 消費税及び地方消費税	131,530
		3 雑 支 出	1
		3 予 備 費	10,000
		1 予 備 費	10,000
収 支 差 引		△138,988	
資 本 的 収 入	229,050	資 本 的 支 出	472,753
1 資 本 的 収 入	229,050	1 資 本 的 支 出	472,753
1 補 助 金	229,050	1 企 業 債 償 還 金	440,874
1 他 会 計 補 助 金	229,050	1 企 業 債 償 還 金	440,874
		2 船舶建造年賦支払金	31,879
		1 船舶建造年賦支払金	31,879
○損益勘定留保資金等	243,703		
合 計	3,346,012	合 計	3,346,012

(2) 各年度損益計算書（税抜）

（単位：千円）

科 目 \ 年 度	令和 5	令和 6	令和 7（予定）
1 営 業 収 益	1,891,304	2,100,008	2,230,307
(1) 運 航 収 益	1,837,746	2,044,259	2,173,896
(2) 運 航 雑 収 益	35,857	37,931	38,713
(3) 附 帯 施 設 収 益	17,701	17,818	17,698
2 営 業 費 用	2,440,673	2,602,210	2,749,357
(1) 旅客・車両航送取扱費	987	1,679	980
(2) 動 力 費	298,306	313,526	305,274
(3) 船 舶 運 航 費	749,333	784,138	837,353
(4) 安 全 運 航 管 理 費	125,913	131,847	140,349
(5) 船 舶 修 繕 費	6,323	7,507	9,287
(6) 船 舶 検 査 費	178,833	210,370	227,481
(7) 業 務 費	319,566	323,335	372,099
(8) 営 業 費	48,000	52,488	57,340
(9) 遊 覧 船 運 航 費	1,557	1,537	3,258
(10) 航路附属施設管理費	62,637	90,419	94,429
(11) 一 般 管 理 費	181,868	225,473	259,081
(12) 減 価 償 却 費	466,267	458,591	442,426
(13) 資 産 減 耗 費	1,083	1,300	0
営 業 損 益	△549,369	△502,202	△519,050
3 営 業 外 収 益	392,433	399,830	347,717
(1) 他 会 計 負 担 金	13,200	14,749	20,628
(2) 他 会 計 補 助 金	76,777	121,537	78,907
(3) 長 期 前 受 金 戻 入	259,063	248,715	243,612
(4) 雑 収 益	5,012	4,829	4,570
(5) 国 庫 補 助 金	38,381	10,000	0
4 営 業 外 費 用	23,089	26,915	17,368
(1) 支 払 利 息	18,138	18,321	17,348
(2) 雑 支 出	4,951	8,594	20
経 常 損 益	△180,025	△129,287	△188,701
5 特 別 利 益	148,137	29,625	71,793
6 特 別 損 失	308,896	0	0
7 予 備 費	0	0	9,091
当 年 度 純 損 益	△340,784	△99,662	△125,999

各種団体

1	外郭団体等	453
	(1) 鹿児島市国際交流財団（公益財団法人）	453
	(2) 鹿児島市環境サービス財団（公益財団法人）	453
	(3) かごしま教育文化振興財団（公益財団法人）	453
	(4) 鹿児島市公園公社（公益財団法人）	454
	(5) 鹿児島観光コンベンション協会（公益財団法人）	454
	(6) 鹿児島市中小企業勤労者福祉サービスセンター（公益財団法人）	455
	(7) 鹿児島市水族館公社（公益財団法人）	455
	(8) 鹿児島市健康交流促進財団（一般財団法人）	456
	(9) 万之瀬川水源基金（公益財団法人）	456
	(10) 鹿児島まちづくり土地区画整理協会（公益財団法人）	456
	(11) 西郷南洲顕彰会（公益財団法人）	457
	(12) 鹿児島中央地下駐車場（株式会社）	457
	(13) まちづくり鹿児島（株式会社）	457
	(14) かごしま環境未来財団（公益財団法人）	458
	(15) 鹿児島市スポーツ振興協会（公益財団法人）	458
2	鹿児島市社会福祉協議会（社会福祉法人）	459
3	鹿児島市社会事業協会（社会福祉法人）	460
4	鹿児島市シルバー人材センター（公益社団法人）	461

各種団体

1 外郭団体等

(1) 鹿児島市国際交流財団（公益財団法人）

設立	平成26年4月1日
基本財産	300万円（鹿児島市出捐）
役員等	理事 11人 監事 2人 評議員 12人
目的	市民主体の幅広い国際交流活動を促進することにより，国際相互理解を深め国際協力意識の高揚を図るとともに，地域の多文化共生を推進し，国際都市鹿児島の発展に寄与することを目的とする。
事業	① 国際交流の推進に関する事業 ② 国際理解の推進に関する事業 ③ 国際協力の推進に関する事業 ④ 多文化共生の地域づくりの推進に関する事業 ⑤ 鹿児島市国際交流センターの管理運営に関する事業 ⑥ 利用者サービス事業 ⑦ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) 鹿児島市環境サービス財団（公益財団法人）

設立	昭和52年8月2日 （財）鹿児島市衛生公社 平成23年4月1日 （公財）鹿児島市衛生公社に名称変更（公益財団法人へ移行）
事業開始	平成31年4月1日 （公財）鹿児島市環境サービス財団に名称変更 昭和53年4月1日
基本財産	5,000万円（鹿児島市出資）
役員等	理事 7人 監事 2人 評議員 6人
目的	鹿児島市の環境事業の公共性を確保し，能率的かつ衛生的な運営を推進することにより，市民の生活環境を清潔に保つ等，公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。
事業	① 一般家庭，事業所等のし尿の収集運搬及びし尿処理手数料の徴収に関する事業 ② 公衆便所及び墓地の清掃及び維持管理に関する事業 ③ ごみ計量，ごみ処分手数料の収納及び一般家庭のごみの収集運搬に関する事業 ④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(3) かごしま教育文化振興財団（公益財団法人）

設立	平成9年12月1日 （財）鹿児島市教育施設管理公社 平成23年4月1日 （財）鹿児島市民文化ホール管理公社を吸収合併し，（財）かごしま教育文化振興財団に名称変更 平成25年4月1日 （公財）かごしま教育文化振興財団へ移行

基 本 財 産	1 億 1 千万円（鹿児島市出捐）
役 員 等	理事 12人 監事 2人 評議員 10人
目 的	鹿児島市の設置する教育文化施設の管理運営等を行うとともに、教育、学術、芸術文化及び生涯学習に関する各種の事業を行い、もって個性豊かな市民文化を創造することを目的とする。
事 業	① 教育文化施設の管理及び運営に関する事業 ② 学術及び芸術文化に関する企画を提供する事業 ③ 学術及び芸術文化の普及及び支援に関する事業 ④ 利用者サービス事業 ⑤ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

（4）鹿児島市公園公社（公益財団法人）

設 立	昭和47年10月14日 （財）鹿児島市動物公園協会
	平成5年5月1日 （財）鹿児島市都市施設管理公社
	平成24年4月1日 （公財）鹿児島市公園公社に名称変更（公益財団法人へ移行）

基 本 財 産	1 億円
役 員 等	理事 11人 監事 2人 評議員 10人
目 的	鹿児島市と連携し、公共施設の管理運営に関する事業を行い、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。
事 業	① 都市緑化の推進に関する事業 ② 動物愛護及び自然保護の啓発に関する事業 ③ 公園、緑地その他の公共施設の利用促進に関する事業 ④ 前各号の目的を達成するための広報、調査及び研究に関する事業 ⑤ 公共施設の管理運営事業 ⑥ 施設利用者の利便を図るため、食堂及び売店・自動販売機等を設置し、運営をする事業 ⑦ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

（5）鹿児島観光コンベンション協会（公益財団法人）

平成7年4月1日に（財）鹿児島コンベンションビューローと（社）鹿児島市観光協会を一体化して発足（平成25年4月1日に公益財団法人へ移行）

基 本 財 産	5 億5,100万円（うち、鹿児島市出捐金3億円）
役 員 等	理事 23人 監事 3人 評議員 23人
目 的	鹿児島市及び鹿児島県に有する文化的・社会的・経済的特性を生かし、観光客の誘致、コンベンションの誘致等に関する事業を行い、鹿児島市及び関係地域における観光とコンベンションの振興を図り、もって国際相互理解の増進、並びに地域経済の活性化及び文化の向上に寄与することを目的とする。
職 員	45人
事 業	① 観光客の誘致及び受入 ② コンベンションの誘致及び主催者に対する支援 ③ 観光及びコンベンションに関する広報宣伝 ④ 観光及びコンベンションに関する調査、企画及び開発

- ⑤ 観光及びコンベンションに関する情報の収集及び提供
- ⑥ 観光及びコンベンションに関する人材の育成及び啓発
- ⑦ 観光及びコンベンションの施設の管理運営
- ⑧ 鹿児島市等からの委託による受託事業の管理運営
- ⑨ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(6) 鹿児島市中小企業勤労者福祉サービスセンター（公益財団法人）

設 立	平成5年7月1日（財）鹿児島市中小企業勤労者福祉サービスセンター
	平成25年4月1日（公財）鹿児島市中小企業勤労者福祉サービスセンターに名称変更（公益財団法人へ移行）
基 本 財 産	1億円（鹿児島市出捐）
役 員 等	理事 12人 監事 2人 評議員 12人
目 的	市内の中小企業等に勤務する勤労者と事業主，及び市内に居住し市外の中小企業に勤務する勤労者，並びにその家族に対し，総合的な福祉事業を行い，中小企業勤労者等の福祉の向上を図るとともに，中小企業の振興と地域の活性化に寄与することを目的とする。
会 員 資 格	・市内の中小企業に勤務する勤労者と事業主 ・市内に居住し，市外の中小企業に勤務する勤労者
会 費 等	・入会金 1人 300円（入会時のみ） ・会 費 1人月600円
会 員 数	1,482事業所 20,417人（令和7年3月31日現在）
事 業	① 中小企業勤労者等の生活安定に係る事業 ② 中小企業勤労者等の健康の維持増進に係る事業 ③ 中小企業勤労者等の老後生活の安定に係る事業 ④ 中小企業勤労者等の自己啓発及び余暇活動に係る事業 ⑤ 中小企業勤労者等の財産形成に係る事業 ⑥ 中小企業勤労者等の福祉に係る広報事業 ⑦ 指定管理者としての鹿児島市勤労者交流センターの管理運営事業 ⑧ その他センターの目的を達成するために必要な事業

(7) 鹿児島市水族館公社（公益財団法人）

設 立	平成7年10月1日
基 本 財 産	2億円（鹿児島市出捐）
役 員 等	理事 12人 監事 2人 評議員 12人
職 員	34人
目 的	公社は，広く水族に関する知識の普及及び啓発に努め，併せてかごしま水族館の管理運営の受託を行い，もって水族の保護及び水族に関する教育文化の振興に寄与することを目的とする。
事 業	① 水族に関する知識の普及及び啓発を図るための事業 ② 水族の保護及び保存に関する研究 ③ 水族の収集，飼育，調査研究及び展示 ④ 水族館及び水族に関する広報宣伝事業及びレクリエーション事業 ⑤ かごしま水族館の管理の受託

- ⑥ 前各号の事業に関連する収益事業
- ⑦ その他目的を達成するために必要な事業

(8) 鹿児島市健康交流促進財団（一般財団法人）

設 立	平成12年3月30日
基 本 財 産	5,000万円
役 員 等	理事 10名以内 監事 2名以内 評議員 10名以内
目 的	住民が、心身共に健やかで生きがいを持ち生涯を送る「健康で充実した人生づくり」を実現するために、温泉を活用した施設の利用のための企画や多様なプログラムを開発し、健康増進を基本とした心の健康づくり、体の健康づくりをはじめ、地域内外の様々な交流を促進することにより、住民福祉の向上と地域の活性化に寄与することを目的とする。
事 業	① スポーツ・レクリエーションの交流事業 ② 体力づくり・健康づくり支援事業 ③ 能力開発、余暇活動支援事業 ④ 文化活動事業 ⑤ まちづくりの推進に資するための講演会、研究会などに関する事業 ⑥ コミュニティ活動の形成と生涯学習などの推進に関する事業 ⑦ 鹿児島市から指定管理者の指定を受けて行う公の施設の管理運営に関する事業 ⑧ 売店、レストラン、宿泊用食事と宴会、ボディケア及び自動販売機の運営を行う事業地域資源活用事業 ⑨ その他目的を達成するために必要な事業

(9) 万之瀬川水源基金（公益財団法人）

設 立	昭和57年7月5日
基 本 財 産	3,000万円（うち、鹿児島市出捐金1,500万円）
役 員 等	理事 7人 監事 2人 評議員 6人
目 的	万之瀬川流域の森林整備に関する事業を行うことにより、水源のかん養、国土の保全、地球環境の保全等を図り、同流域の水資源の安定的確保及び産業の振興並びに万之瀬川からの恩恵を享受する関係地域の一体的発展に寄与することを目的とする。
事 業	① 万之瀬川流域において関係市等が行う森林の造成、整備等に対する助成事業 ② 森林・林業、緑化の推進、地球環境の保全等に関する啓発普及事業 ③ その他基金の目的を達成するために必要な事業

(10) 鹿児島まちづくり土地区画整理協会（公益財団法人）

設 立	昭和46年5月7日（財）鹿児島市土地区画整理協会
	昭和53年3月15日（財）鹿児島土地区画整理協会に名称変更
	平成24年4月1日（公財）鹿児島まちづくり土地区画整理協会に

名称変更（公益財団法人へ移行）

基本財産	130万円（うち、鹿児島市出捐金50万円）
役員等	理事 7人 監事 2人 評議員 9人
目的	土地区画整理などまちづくりに関する事業を支援し、もって国土の利用、整備又は保全及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。
事業	① 土地区画整理などまちづくりに関する普及啓発事業 ② 土地区画整理などまちづくりに関する相談・助言事業 ③ 土地区画整理などまちづくりに関する研修会、講習会及び研究会開催等事業 ④ 土地区画整理などまちづくりに関する受託事業 ⑤ その他この法人の目的を達成するために必要と認められる事業

(11) 西郷南洲顕彰会（公益財団法人）

設立	昭和57年12月（（財）西郷南洲顕彰会）
基本財産	6,281万円（うち、鹿児島市出捐金2,500万円）
役員等	評議員 4人 理事 8人 監事 2人
目的	西郷南洲翁等の遺徳偉業を顕彰するとともに、その事績及び精神的遺産を後世に継承するための研究調査並びに一般への啓発活動を行い、西郷南洲翁等の精神的遺産を後世に継承することを目的とする。
事業	西郷南洲翁等の業績を啓発する事業

(12) 鹿児島中央地下駐車場（株式会社）

設立	平成2年6月8日
資本金	8億5,600万円（うち、鹿児島市出資金3億円）
役員等	取締役 13人以内 監査役 2人以内
目的	市内及び県内外からの中央地区への来街者の利便性向上や、当該地区の活性化と商店街の振興を図ることを目的とする。
事業	自動車駐車場の経営

(13) まちづくり鹿児島（株式会社）

設立	平成19年5月10日
資本金	1,000万円（うち、鹿児島市出資金400万円）
役員等	取締役 8人 監査役 2人
目的	次に掲げる事業を営むことを目的とする。
	① 都市開発に関する調査、企画、整備、設計及びコンサルタント業務 ② 商業基盤施設及びその他施設の企画、整備、管理、運営の受託 ③ 各種イベントの企画、実施、運営 ④ 共同店舗、集合店舗等商業施設の企画、整備 ⑤ 商店街等が行う共同事業に関する企画、調査及び運営 ⑥ 土地、建物の有効利用に関する調査、企画、設計及びコンサルタント業務

- ⑦ 不動産の売買，交換，賃貸借及びその仲介並びに所有，管理及び利用
- ⑧ 書籍，印刷物の企画制作及び出版並びに販売
- ⑨ 各種情報の提供
- ⑩ 広告及び宣伝業
- ⑪ 損害保険の代理店業
- ⑫ 人材育成のための教育事業及びセミナーの企画及び運営
- ⑬ 中心市街地活性化に資する業務の実施，運営，受託
- ⑭ 前各号に附帯関連する一切の事業

(14) かがしま環境未来財団（公益財団法人）

設 立	平成26年4月1日（（財）かがしま環境未来財団） 平成27年4月1日（（公財）かがしま環境未来財団に名称変更（公益財団法人へ移行））
基 本 財 産	300万円（鹿児島市出捐）
役 員 等	理事 8人 監事 2人 評議員 6人
目 的	鹿児島市における様々な環境問題を解決し，もって持続可能な社会の形成を図り，豊かな環境を未来へと引き継ぐため，市民，市民活動団体，事業者及び市と協働して環境に関する各種事業を行い，地球環境の保全に寄与することを目的とする。
事 業	① 環境学習の推進に関する事業 ② 環境に関する情報の収集，提供及び発信に関する事業 ③ 環境保全活動の支援に関する事業 ④ 環境に関する市民等との協働の推進に関する事業 ⑤ 環境学習施設等の管理運営に関する事業 ⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(15) 鹿児島市スポーツ振興協会（公益財団法人）

設 立	令和2年4月1日
基 本 財 産	300万円（鹿児島市出捐）
役 員 等	理事12人 監事2人 評議員14人
目 的	鹿児島市におけるスポーツの普及・振興を担う中核的な組織として，生涯スポーツ・競技スポーツの振興を図るとともに，スポーツを通じた交流の拡大等を進めることにより，市民の健康増進，活力あるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。
事 業	① 地域におけるスポーツ振興及びスポーツ大会等の開催・支援に関する事業 ② 競技スポーツの振興に関する事業 ③ 青少年スポーツの促進及び団体の育成に関する事業 ④ スポーツに関する団体及び人材の育成に関する事業並びに無料職業紹介事業 ⑤ スポーツに関する情報発信に関する事業 ⑥ スポーツによる交流イベントの開催・支援に関する事業 ⑦ その他この法人の目的を達成するのに必要な事業

2 鹿児島市社会福祉協議会（社会福祉法人）

設 立 昭和29年12月11日（昭和37年9月3日 社会福祉法人認可）

事 務 所 山下町15番1号

役 員 等 理事 15人 監事 3人 評議員 24人

目 的 社会福祉協議会は通称“社協”^{しゃきょう}といい、社会福祉法で地域福祉を推進する団体として定められ、地域が抱えるいろいろな福祉問題を地域のみんなで考え、話し合い、解決へと結びつけていくことを目的として活動している公共性の高い民間の福祉団体である。

社協は、地域で誰もが、いつでも、どこでも、福祉サービスを受けることができるように、校区社協を中心とした地域福祉活動の推進、ボランティア活動の振興等のきめ細かな福祉事業を進め、市民生活の中での様々な福祉問題を改善向上させ「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指している。令和4年3月に策定した「第5次地域福祉活動計画（令和4～8年度）」をもとに、市や地域住民と連携しながら「みんながつながり・支え合う 生きがいあふれる福祉のまち かごしま」を基本理念に事業の推進に努めている。

- 事 業
- (1) 地域福祉活動計画の推進
 - (2) 校区社協活動への支援
 - (3) ふれあい子育てサロン事業の推進
 - (4) 地域福祉館管理運営（市から指定管理）
 - (5) 社会福祉法人ネットワーク推進事業の実施
 - (6) ボランティア活動の振興
 - (7) 高齢者いきいきポイント推進事業（市から受託）
 - (8) 介護施設ボランティアポイント事業（市から受託）
 - (9) 重層的支援体制整備事業（市から受託）
 - (10) 成年後見センター管理運営（市から受託）
 - (11) 心身障害者（児）福祉活動の推進
 - (12) 高齢者福祉活動の推進
 - (13) 福祉コミュニティセンター管理運営
 - (14) オアシスケアウェルネスセンター（高齢者福祉センター）
管理運営（市から指定管理）
（与次郎，東桜島，谷山，吉野，桜島，郡山，伊敷）
 - (15) 心身障害者総合福祉センター（ゆうあい館）管理運営
（市から指定管理）
 - (16) 吉田福祉センター管理運営（市から指定管理）
 - (17) 介護認定調査事業（市から受託）
 - (18) 歳末たすけあい募金配分金事業
 - (19) 生活福祉資金貸付事業（県社協から受託）
 - (20) 共同募金運動への協力
 - (21) 寄付金等の受入（一般寄付，香典返し寄付，物品寄付）
 - (22) わくわく福祉交流フェアの開催（市と共催）
 - (23) 災害罹災者への見舞品支給事業
 - (24) 「かごしま市社協だより」の発行

○福祉コミュニティセンター

高齢者及び体の不自由な方の健康維持・元気回復を図り、また、お互いの心のふれあいや交流を推進するため温泉入浴、健康相談、教養講座等の場を設けるとともに、一般に向けて会議室の貸し出しを行っている。

設置主体	社会福祉法人鹿児島市社会福祉協議会
所在地	祇園之洲町1番地2
延床面積	3,364.66㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨）地上3階塔屋付
開館時間	午前9時～午後5時（ただし、会議室の利用については午前9時～午後9時） 温泉入浴は午前10時～午後5時
休館日	毎週月曜日、祝日、12月29日～1月3日
利用対象	本市に居住する65歳以上の方及び障害者 会議室は企業・団体等、一般の方も利用できる。
利用料	無料（ただし、温泉入浴、会議室利用は有料）

3 鹿児島市社会事業協会（社会福祉法人）

設立	昭和3年11月（昭和27年5月 社会福祉法人認可）
事務所	山下町15番1号
役員等	理事 7人 監事 3人 評議員 9人
目的	社会福祉法及び児童福祉法などの社会福祉に関連する法律に基づいて、児童福祉、障害者（児）福祉及び高齢者福祉に係る社会福祉事業を行う。
事業	(1) 児童福祉施設・事業 ア やくし乳児院（協会の設置経営） イ 母子生活支援施設「やなぎ寮」（協会の設置経営） ウ 保育園14園（協会の設置経営） エ ファミリー・サポート・センター（市からの受託） オ 児童館3館「城南児童センター」「三和児童センター」「郡山児童センター」（市の指定管理者として運営） カ 児童クラブ「城南児童クラブ」「南第二児童クラブ」（市からの委託） キ 親子つどいの広場「北部親子つどいの広場」「西部親子つどいの広場」（市の指定管理者として運営） ク 児童発達支援・放課後等デイサービス「わかば園」「あゆみ」「なかよし園」（協会の設置経営） ケ 障害児相談支援事業「クローバー」（協会の設置経営） (2) 高齢者福祉施設 ア 軽費老人ホーム「谷山荘」（市の指定管理者として運営） (3) 障害福祉施設 ア 知的障害者福祉センター（市の指定管理者として運営）

4 鹿児島市シルバー人材センター（公益社団法人）

設 立	昭和56年10月13日 （社）鹿児島市シルバー人材センター 平成24年4月1日 （公社）鹿児島市シルバー人材センターに名称変更（公益社団法人へ移行）
事 務 所	天保山町1番1号
役 員 等	理事 14人 監事 2人
目 的	高齢者（会員）の経験や能力を生かせる臨時的、短期的またはその他の軽易な業務を公共機関や民間企業及び一般家庭から受注し、高齢者の希望や能力に応じて就業提供する自主的な団体で、高齢者の健康や生きがいの充実及び社会参加の推進を図り、地域社会に寄与することを目的とする。
事 業	(1) 受託事業（公共，民間） ア 公園清掃・墓地清掃 イ 公民館受付，図書貸出業務 ウ 剪定，草刈，草取 エ 生活支援，子育て支援 オ 筆耕他 (2) 労働者派遣事業 (3) 東千石・山之口・中町自転車等駐車場（市の指定管理者として運営） (4) さくらじま白浜温泉センター（市の指定管理者として運営） (5) すこやかランド石坂の里（市の指定管理者として運営） (6) ワンコインまごころサービス事業 (7) アンテナショップ「おじゃったもんせ」（センターの設置運営） (8) 「生活・就労支援センターかごしま」での高齢者向け相談対応 (9) 高齢者向け各種講習

付 録

1	県関係国会議員名簿	463
2	県議会議員名簿	463
3	地方自治関係団体役員名簿	467
4	都市要覧	467
	令和2年度実施国勢調査人口による都市別人口順位（42万人以上）	480
	全国の中核市（計62市）	480
5	令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先	481

1 県関係国会議員名簿

(令和7.7.29現在)

衆参 の別	氏 名	党 籍	選挙区	議 員 会 館	室番号
衆 議 院	川 内 博 史	立 憲	鹿児島1区	衆議院第一議員会館	606
	三反園 訓	自 民	鹿児島2区	衆議院第二議員会館	924
	野 間 健	立 憲	鹿児島3区	衆議院第二議員会館	601
	森 山 裕	自 民	鹿児島4区	衆議院第一議員会館	515
	宮 路 拓 馬	自 民	比 例 代 表	衆議院第一議員会館	311
参 議 院	尾 辻 朋 実	無所属	鹿児島選挙区	参議院議員会館	710
	野 村 哲 郎	自 民	//	参議院議員会館	1120
	村 田 享 子	立 憲	比 例 代 表	参議院議員会館	1222
	窪 田 哲 也	公 明	//	参議院議員会館	202

衆・参議院議員会館所在地

衆議院第一議員会館 〒100-8981 東京都千代田区永田町2-2-1 (電話) 03 (3581) 5111

衆議院第二議員会館 〒100-8982 // 2-1-2 //

参議院議員会館 〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1 03 (3581) 3111

2 県議会議員名簿

議長 日 高 滋 副議長 園 田 豊

(令和7.7.9現在)

氏 名	会派等	所属委員会等	生年月日	選挙区	住 所	電 話
いぬぶし 浩 幸	無所属	産業経済委員会 (桜島)	昭49.11.2	始良市区	〒899-5432 始良市宮島町20-2	0995 (65)2355 (67)2330(FAX)
う 都 恵 子	県民連合	総合政策建設委員会	昭57.10.30	鹿児島市・ 鹿児島郡区	〒891-0112 鹿児島市魚見町 119-14-102	080 (9534)0790 050 (3588)1630(FAX)
ほん だ 本 田 しずか	自由民主 党県議団	○産業経済委員会 (桜島)	昭57.1.13	鹿児島市・ 鹿児島郡区	〒892-0871 鹿児島市吉野町 3073-3	050 (3204)2141 099 (244)2141(FAX)
うち だ か 内 田 一 樹	//	○総合政策建設委員会	昭53.9.16	薩摩川内市区	〒895-0027 薩摩川内市西向田町 6-32	0996 (23)6600 (23)6622(FAX)
むら の しゅん さく 村 野 俊 作	公明党 県議団	総務警察委員会	昭51.10.13	鹿児島市・ 鹿児島郡区	〒891-0141 鹿児島市谷山中央3丁目 4664-2 2階	099 (800)3159 (800)3095(FAX)
もと やま ひさや 元 山 ひさや	自由民主 党県議団	○総務警察委員会	昭48.12.11	日置市区	〒899-2502 日置市伊集院町徳重 1603-39	099 (273)8006 (FAX兼用)
あき まる けんいちろう 秋 丸 健一郎	県民連合	産業経済委員会 (○議運)(災害)	昭48.1.15	霧島市・ 始良郡区	〒899-4351 霧島市国分新町1丁目 19-15	0995 (50)0880 050 (3588)6760 (FAX)

氏 名	会派等	所属委員会等	生年月日	選挙区	住 所	電 話
ひら はら し ほ 平 原 志 保	無 所 属	環境厚生委員会	昭46. 6. 10	霧島市・始良郡区	〒899-4201 霧島市霧島田口15	070 (9103)1449
ゆ あさ しん たろう 湯 浅 慎 太郎	県民連合	文教観光委員会 (桜島)	昭46. 4. 9	始良市区	〒899-5241 始良市加治木町木田 1247-1	080 (5227)9606 0995 (55)5398 (FAX)
まつ やま さおり 松 山 さおり	自由民主 党県議団	○環境厚生委員会 (議運)(災害)	昭42. 3. 19	奄美市区	〒894-0005 奄美市名瀬佐大熊町 15-11	0997 (57)1739 (57)1759 (FAX)
はし ぐち す ま 橋 口 住 真	無 所 属	文教観光委員会	昭38. 4. 2	出水市区	〒899-0203 出水市上鯖洲2418-5	090 (4437)6917 0996 (62)7218 (FAX)
すみ の たけし 角 野 毅	自由民主 党県議団	○文教観光委員会 (桜島)	昭34.10. 4	鹿屋市・垂水市区	〒891-2105 垂水市松原町21-5	0994 (32)2126 (FAX兼用)
お がわ みさ子 小 川 みさ子	無 所 属	総務警察委員会	昭27. 9. 14	鹿児島市・鹿児島郡区	〒891-0175 鹿児島市桜ヶ丘6丁目 20-19	090 (3016)0074
いわ しげ あ や 岩 重 あ や	自由民主 党県議団	◎文教観光委員会 (桜島)	昭53. 8. 27	鹿児島市・鹿児島郡区	〒890-0007 鹿児島市伊敷台1丁目 28-6	099 (295)0976 (295)0986 (FAX)
いけ はた とも ゆき 池 畑 知 行	//	◎総合政策建設委員会 (議運)(災害)	昭56.10.15	伊佐市区	〒895-2513 伊佐市大口上町35- 2-1F	0995 (23)0015 (28)8080 (FAX)
しば たて てっ べい 柴 立 鉄 平	//	環境厚生委員会 (桜島)	昭54.12. 7	鹿児島市・鹿児島郡区	〒890-0045 鹿児島市武3丁目35-1 シティフォレスト武町306	099 (254)3334 (254)7954 (FAX)
しらいし まこと 誠	//	◎総務警察委員会 (議運)(災害)	昭53.11.12	薩摩郡区	〒895-1812 薩摩郡さつま町虎居町 5-6	0996 (53)4505 (29)5400 (FAX)
ことぶき はじめ 寿 はじめ	//	◎産業経済委員会	昭48.11.20	大島郡区	〒891-8327 大島郡伊仙町犬田布 1632	050 (3172)4918 (FAX)
もり あき お 森 昭 男	公明党 県議団	◎環境厚生委員会 (桜島)	昭47. 9. 24	鹿児島市・鹿児島郡区	〒890-0082 鹿児島市紫原6丁目3-3 チェリーヒルズ201号	099 (230)7856 (230)7204 (FAX)
たいら ゆき お たいら 行 雄	日本共産 党県議団	総合政策建設委員会 (災害)(桜島)	昭34.11. 5	鹿児島市・鹿児島郡区	〒891-0150 鹿児島市坂之上2丁目 33-48	099 (262)5333 (286)3977 (FAX)
ごう はら たく お 郷 原 拓 男	自由民主 党県議団	総務警察委員会	昭52. 8. 23	鹿屋市・垂水市区	〒893-0065 鹿屋市郷之原町 12678-1	0994 (45)7801 (44)6715 (FAX)
た ばた こういちろう 田 畑 浩一郎	自由民主 党県議団	総務警察委員会	昭51. 3. 18	南九州市区	〒891-0703 南九州市額娃町御領 699	0993 (36)2818 (36)1018 (FAX)

氏 名	会派等	所属委員会等	生年月日	選挙区	住 所	電 話
いわしげ 仁 子	無所属	総合政策建設委員会 (災害)	昭49. 1. 27	鹿児島市・ 鹿児島郡区	〒890-0055 鹿児島市上荒田町 7-11	099 (219)3450 (219)3451 (FAX)
なか むら もと こ 中 村 素 子	自由民主 党県議団	環境厚生委員会 (議運)(災害)	昭47. 7. 20	阿久根市・ 出水郡区	〒899-1131 阿久根市脇本9240-4	0996 (75)0086 (79)3482 (FAX)
ほう らい よし はる 宝 来 良 治	//	文教観光委員会 (桜島)	昭43.10. 5	鹿児島市・ 鹿児島郡区	〒890-0065 鹿児島市郡元2丁目 12番1号 3F	099 (230)7210 (230)7212 (FAX)
い とう こう き 伊 藤 浩 樹	//	産業経済委員会	昭40. 1. 8	出水市区	〒899-0203 出水市上鯖渚37-1	0996 (63)2447 (FAX兼用)
うえ やま さだ しげ 上 山 貞 茂	県民連合	総合政策建設委員会 (議運)(災害)(桜島)	昭37. 6. 24	鹿児島市・ 鹿児島郡区	〒892-0811 鹿児島市玉里団地 2丁目61-18	099 (248)7904 (FAX兼用)
ひがし きよ たけ 東 清 剛	無所属	環境厚生委員会	昭36. 8. 18	日置市区	〒899-2502 日置市伊集院町徳重 1丁目16-14	099 (273)2313 (248)7355 (FAX)
にし むら きょう 西 村 協	自由民主 党県議団	総合政策建設委員会	昭28.12.24	枕崎市区	〒898-0033 枕崎市宮前町166	0993 (72)0454 (73)1800 (FAX)
おさだ やす ひで おさだ 康 秀	//	産業経済委員会 (〇議運)(災害)(桜島)	昭52.12.18	鹿児島市・ 鹿児島郡区	〒891-0116 鹿児島市上福元町 3500-1	099 (266)0321 (296)1214 (FAX)
おお く ぼ ひろ ふみ 大久保 博 文	//	総合政策建設委員会 (議運)(災害)(桜島)	昭39. 4. 3	鹿屋市・ 垂水市区	〒893-1603 鹿屋市串良町岡崎 2858	0994 (63)3012
にし たか さとる 西 高 悟	//	環境厚生委員会 (議運)(災害)(桜島)	昭35. 1. 2	志布志市・ 曾於郡区	〒899-7309 曾於郡大崎町井俣 2698	099 (475)1080 (FAX兼用)
ふくしやま ふくし山ノブスケ	県民連合	総務警察委員会	昭33. 5. 5	鹿児島市・ 鹿児島郡区	〒890-0081 鹿児島市唐湊3丁目 17-7	099 (259)0216 (FAX兼用)
まえ の よし はる 前 野 義 春	//	産業経済委員会	昭28. 3. 10	鹿屋市・ 垂水市区	〒893-0032 鹿屋市川西町 2453-15	0994 (41)3688 (44)6849 (FAX)
せ と ぐち さぶ ろう 瀬戸口 三 郎	自由民主 党県議団	文教観光委員会 (桜島)	昭27.10.12	曾於市区	〒899-8421 曾於市大隅町大谷 5761-2	099 (484)1523 (FAX兼用)
その だ ゆたか 園 田 豊	//	【副議長】 産業経済委員会 (〇災害)(〇桜島)	昭35. 3. 6	南さつま市区	〒897-1301 南さつま市笠沙町片浦 3097	0993 (63)0017 (52)7319 (FAX)
やなぎ せい こ 柳 誠 子	県民連合	環境厚生委員会	昭35. 8. 7	鹿児島市・ 鹿児島郡区	〒892-0853 鹿児島市城山町3-24 Fステージ城山501号	099 (225)3538 (FAX 兼用)
ふじ きき たけし 藤 崎 剛	自由民主 党県議団	総務警察委員会 (議運)(災害)(桜島)	昭48.11.25	鹿児島市・ 鹿児島郡区	〒890-0002 鹿児島市西伊敷2丁目 26-1	099 (246)1190 (246)1194 (FAX)

氏 名	会派等	所属委員会等	生年月日	選挙区	住 所	電 話
まつ だ ひろ たか 松 田 浩 孝	公明党 県議団	文教観光委員会 (議運)(災害)	昭39.12.20	鹿児島市・ 鹿児島郡区	〒890-0016 鹿児島市新照院町 7-8	099 (222)1507 (FAX 兼用)
き く しんいちろう 禧 久 伸一郎	自由民主 党県議団	総合政策建設委員会 (議運)(災害)	昭31.10.12	大島郡区	〒891-7101 大島郡徳之島町亀津4305 コンピラハイツ203	099 (206)8292 (FAX 兼用)
てら だ よう いち 寺 田 洋 一	//	文教観光委員会	昭28.10.16	鹿児島市・ 鹿児島郡区	〒891-0104 鹿児島市山田町1354	099 (264)7152 (265)6205 (FAX)
こ ぞの 小 園 しげよし	//	産業経済委員会	昭33. 2. 5	指宿市区	〒891-0311 指宿市西方1597-4	0993 (27)1188 (27)1189 (FAX)
なが い あき よし 永 井 章 義	//	文教観光委員会	昭32. 2.25	奄美市区	〒894-0024 奄美市名瀬井根町 4-27	0997 (53)3077 (69)4688 (FAX)
よし ども あつ ひろ 吉 留 厚 宏	//	環境厚生委員会 (議運)(災害)	昭36. 8.30	いちき串木野市 区	〒896-0022 いちき串木野市緑町 131	0996 (33)2178 (FAX 兼用)
つる ぞの ま き ひこ 鶴 園 真佐彦	//	文教観光委員会	昭28. 9. 1	薩摩川内市区	〒895-1402 薩摩川内市入来町 浦之名4450	0996 (44)3616 (44)4614 (FAX)
つる た し ろう 鶴 田 志 郎	//	総合政策建設委員会	昭32.12.29	肝属郡区	〒893-1207 肝属郡肝付町新富 399-1	0994 (65)5666 (65)5663 (FAX)
ひ だか しげる 日 高 滋	//	【議長】 環境厚生委員会 (◎災害)(◎桜島)	昭29. 1.24	西之表市・ 熊毛郡区	〒891-4404 熊毛郡屋久島町 尾之間977-3	0997 (47)2311 (47)2317 (FAX)
ほか その かつ ぞう 外 園 勝 蔵	//	総務警察委員会	昭26.12.18	薩摩川内市区	〒895-0067 薩摩川内市上川内町 2993-1	0996 (23)2247 (23)2260 (FAX)
まつ ざと やす ひろ 松 里 保 廣	//	産業経済委員会	昭32.11.28	西之表市・ 熊毛郡区	〒891-3101 西之表市西之表 10921-12	0997 (23)4341 (23)4313 (FAX)
やま だ くに はる 山 田 国 治	//	総合政策建設委員会 (議運)(災害)(桜島)	昭20. 9.22	霧島市・ 始良郡区	〒899-4312 霧島市国分山下町 11-24	0995 (45)2767 (47)2935 (FAX)
た の うえ こう ぞう 田之上 耕 三	//	総務警察委員会	昭18. 4.20	霧島市・ 始良郡区	〒899-5121 霧島市隼人町神宮 4丁目1-35	0995 (42)1498 (43)2290 (FAX)

(注) 議 運……………議会運営委員会
 災 害……………災害対策協議会
 桜 島……………桜島火山対策協議会
 ◎委員長(会長), ○副委員長(副会長)

3 地方自治関係団体役員名簿

(令和7.7現在)

団体名	会長	事務総長	所在地	電話番号
全国都道府県議会議長会	藏内 勇夫 (福岡県議会議長)	高原 剛	〒102-0093 千代田区平河町2-6-3 都道府県会館	(03) 5212- 9155
全国知事会	村井 嘉浩 (宮城県知事)	中島正信	同上	(03) 5212- 9127
全国市議会議長会	丸子 善弘 (山形市議会議長)	宮地 毅	〒102-0093 千代田区平河町2-4-2 全国都市会館	(03) 3262- 5234
全国市長会	松井 一實 (広島市長)	稲山博司	〒102-8635 同上	(03) 3262- 2313
全国町村議会議長会	中本 正廣 (広島県安芸太田町議会議長)	赤松俊彦	〒102-0082 千代田区一番町25 全国町村議員会館	(03) 3264- 8181
全国町村会	吉田 隆行 (広島県坂町長)	横田 真二	〒100-0014 千代田区永田町1-11-35 全国町村会館	(03) 3581- 0482

(令和7.7現在)

団体名	会長	事務局長	所在地	電話番号
九州市議会議長会	田島 寛信 (大分市議会議長)	井原正文	〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市議会事務局	(097) 537-5644
九州市長会	大西 一史 (熊本市長)	鶴田主税	〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所内	(096) 328-2470

(令和7.7現在)

団体名	会長	事務局長	所在地	電話番号
鹿児島県市議会議長会	川越 桂路 (鹿児島市議会議長)	川田雅子	〒892-8677 山下町11-1 鹿児島市議会事務局	(099) 216-1450
鹿児島県市長会	本坊 輝雄 (南さつま市長)	田中隆義	〒890-0064 鴨池新町7-4 自治会館	(099) 206-1001
鹿児島県町村議会議長会	迫田 秀三 (中種子町議会議長)	中村逸朗	同上	(099) 206-1003
鹿児島県町村会	高岡 秀規 (徳之島町長)	山下政志	同上	(099) 206-1020

4 都市要覧

この表は、次による。

- (1) 「人口」、「面積」及び「市制施行期日」は全国市議会議長会が令和6年7月1日現在で調査したものであるが、その後変更のあった市名等は補充訂正した。

「面積」の単位はkm²であるが、1km²未満の端数は四捨五入した。

- (2) ゴシック市は県庁所在都市、都市名の前に◎印があるものは中核市を示す。

市 名	人 口	面 積	市制施行
北 海 道 (35市)			
札幌	1,957,502	1,121	大正11. 8. 1
函館	238,215	678	大正11. 8. 1
小樽	105,554	244	大正11. 8. 1
旭川	317,971	748	大正11. 8. 1
室蘭	75,624	81	大正11. 8. 1
釧路	155,806	1,363	平成17. 10. 11
帯広	161,547	619	昭和 8. 4. 1
北見	110,826	1,427	平成18. 3. 5
岩見沢	74,824	481	昭和18. 4. 1
夕張	6,348	763	昭和18. 4. 1
網走	32,407	471	昭和22. 2. 11
留萌	18,397	298	昭和22. 10. 1
苫小牧	166,757	562	昭和23. 4. 1
稚内	30,621	761	昭和24. 4. 1
美唄	18,747	278	昭和25. 4. 1
芦別	11,407	865	昭和28. 4. 1
赤平	8,627	130	昭和29. 7. 1
江別	118,293	187	昭和29. 7. 1
士別	16,683	1,119	平成17. 9. 1
紋別	20,077	831	昭和29. 7. 1
名寄	25,020	535	平成18. 3. 27
三笠	7,370	303	昭和32. 4. 1
根室	22,652	506	昭和32. 8. 1
千歳	97,815	595	昭和33. 7. 1
滝川	36,868	116	昭和33. 7. 1
砂川	15,382	79	昭和33. 7. 1
歌志内	2,639	56	昭和33. 7. 1
深川	18,486	529	昭和38. 5. 1
富良野	19,707	601	昭和41. 5. 1
登別	44,001	212	昭和45. 8. 1
恵庭	70,372	295	昭和45. 11. 1
伊達	31,449	444	昭和47. 4. 1
北広島	56,730	119	平成 8. 9. 1
石狩	57,409	722	平成 8. 9. 1
北斗	43,180	397	平成18. 2. 1
青 森 (10市)			
弘前	160,362	524	平成18. 2. 27

市 名	人 口	面 積	市制施行
◎青森	265,251	825	平成17. 4. 1
◎八戸	214,595	306	昭和 4. 5. 1
黒石	30,652	217	昭和29. 7. 1
五所川原	50,127	404	平成17. 3. 28
十和田	57,755	726	平成17. 1. 1
三沢	37,432	120	昭和33. 9. 1
むつ	51,995	864	昭和34. 9. 1
つがる	29,056	254	平成17. 2. 11
平川	29,496	346	平成18. 1. 1
岩 手 (14市)			
◎盛岡	278,442	886	明治22. 4. 1
宮古	46,156	1,259	平成17. 6. 6
大船渡	32,361	323	昭和27. 4. 1
花巻	90,429	908	平成18. 1. 1
北上	91,239	438	平成 3. 4. 1
久慈	31,521	624	平成18. 3. 6
遠野	24,246	826	平成17. 10. 1
一関	106,471	1,256	平成17. 9. 20
陸前高田	17,411	232	昭和30. 1. 1
釜石	29,420	440	昭和12. 5. 5
二戸	24,393	420	平成18. 1. 1
八幡平	23,247	862	平成17. 9. 1
奥州	108,609	993	平成18. 2. 20
滝沢	54,619	182	平成26. 1. 1
宮 城 (14市)			
仙台	1,065,147	786	明治22. 4. 1
石巻	133,393	555	平成17. 4. 1
塩竈	51,915	17	昭和16. 11. 23
気仙沼	56,804	332	平成18. 3. 31
白石	30,867	286	昭和29. 4. 1
名取	79,839	98	昭和33. 10. 1
角田	26,671	148	昭和33. 10. 1
多賀城	62,141	20	昭和46. 11. 1
岩沼	43,356	60	昭和46. 11. 1
登米	72,510	536	平成17. 4. 1
栗原	61,159	805	平成17. 4. 1
東松島	38,103	102	平成17. 4. 1
大崎	122,827	797	平成18. 3. 31

市 名	人 口	面 積	市制施行
富 谷	52,306	49	平成28.10.10
秋 田 (13市)			
◎秋 田	295,115	906	明治22. 4. 1
能 代	47,710	427	平成18. 3. 21
横 手	81,011	693	平成17.10. 1
大 館	66,088	913	昭和26. 4. 1
由 利 本 荘	71,078	1,210	平成17. 3. 22
男 鹿	23,749	241	平成17. 3. 22
湯 沢	39,982	791	平成17. 3. 22
大 仙	74,491	867	平成17. 3. 22
鹿 角	27,368	708	昭和47. 4. 1
北 秋 田	28,133	1,153	平成17. 3. 22
潟 上	31,420	98	平成17. 3. 22
仙 北	23,169	1,094	平成17. 9. 20
に か ほ	22,265	241	平成17.10. 1
山 形 (13市)			
◎山 形	237,041	382	明治22. 4. 1
米 沢	75,144	549	明治22. 4. 1
鶴 岡	117,656	1,312	平成17.10. 1
酒 田	94,762	603	平成17.11. 1
新 庄	32,626	223	昭和24. 4. 1
寒 河 江	39,614	139	昭和29. 8. 1
上 山	27,836	241	昭和29.10. 1
村 山	21,511	197	昭和29.11. 1
長 井	24,598	215	昭和29.11.15
天 童	60,419	113	昭和33.10. 1
東 根	47,549	207	昭和33.11. 3
尾 花 沢	13,761	373	昭和34. 4.10
南 陽	29,240	161	昭和42. 4. 1
福 島 (13市)			
◎福 島	266,300	768	明治40. 4. 1
会 津 若 松	111,390	383	明治32. 4. 1
◎郡 山	313,601	757	大正13. 9. 1
◎い わ き	304,879	1,233	昭和41.10. 1
白 河	57,328	305	平成17.11. 7
須 賀 川	73,278	279	昭和29. 3.31
喜 多 方	43,913	555	平成18. 1. 4

市 名	人 口	面 積	市制施行
相 馬	32,483	198	昭和29. 3.31
二 本 松	50,773	344	平成17.12. 1
田 村	33,248	458	平成17. 3. 1
南 相 馬	55,878	399	平成18. 1. 1
伊 達	56,307	265	平成18. 1. 1
本 宮	29,753	88	平成19. 1. 1
茨 城 (32市)			
◎水 戸	268,078	217	明治22. 4. 1
日 立	164,216	226	昭和14. 9. 1
土 浦	141,737	123	昭和15.11. 3
古 河	140,306	124	平成17. 9.12
石 岡	70,368	216	平成17.10. 1
結 城	49,710	66	昭和29. 3.15
龍 ケ 崎	75,481	79	昭和29. 3.20
下 妻	42,225	81	昭和29. 6. 1
常 総	60,843	124	昭和29. 7.10
常 陸 太 田	46,770	372	昭和29. 7.15
高 萩	26,041	194	昭和29.11.23
北 茨 城	40,384	187	昭和31. 3.31
笠 間	72,885	240	平成18. 3.19
取 手	105,983	70	昭和45.10. 1
牛 久	83,973	59	昭和61. 6. 1
つ く ば	256,944	284	昭和62.11.30
ひたちなか	155,001	100	平成 6.11. 1
鹿 嶋	65,385	106	平成 7. 9. 1
潮 来	26,316	71	平成13. 4. 1
守 谷	70,686	36	平成14. 2. 2
常 陸 大 宮	38,298	348	平成16.10.16
那 珂	53,300	98	平成17. 1.21
筑 西	100,011	205	平成17. 3.28
坂 東	52,157	123	平成17. 3.22
稲 敷	37,335	206	平成17. 3.22
かすみがうら	40,081	157	平成17. 3.28
神 栖	93,974	147	平成17. 8. 1
行 方	31,754	222	平成17. 9. 2
桜 川	37,909	180	平成17.10. 1
鉾 田	46,691	208	平成17.10.11
つくばみらい	53,477	79	平成18. 3.27
小 美 玉	48,538	145	平成18. 3.27

市 名	人 口	面 積	市制施行
栃 木 (14市)			
◎宇 都 宮	514,910	417	明治29. 4. 1
足 利	140,632	178	大正10. 1. 1
栃 木	153,747	332	平成22. 3. 29
佐 野	113,400	356	平成17. 2. 28
鹿 沼	90,903	491	昭和23. 10. 10
日 光	75,896	1,450	平成18. 3. 20
小 山	167,191	172	昭和29. 3. 31
真 岡	78,490	167	昭和29. 10. 1
大 田 原	68,397	354	昭和29. 12. 1
矢 板	30,366	170	昭和33. 11. 1
那 須 塩 原	113,701	593	平成17. 1. 1
さ く ら	43,648	126	平成17. 3. 28
那 須 烏 山	23,751	174	平成17. 10. 1
下 野	59,730	75	平成18. 1. 10
群 馬 (12市)			
◎前 橋	329,572	312	明治25. 4. 1
◎高 崎	366,730	459	明治33. 4. 1
桐 生	102,021	274	大正10. 3. 1
伊 勢 崎	212,036	139	平成17. 1. 1
太 田	222,364	176	平成17. 3. 28
沼 田	43,904	443	昭和29. 4. 1
館 林	73,779	61	昭和29. 4. 1
渋 川	72,480	240	平成18. 2. 20
藤 岡	61,966	180	昭和29. 4. 1
富 岡	45,546	123	平成18. 3. 27
安 中	54,255	276	平成18. 3. 18
み ど り	48,652	208	平成18. 3. 27
埼 玉 (40市)			
さ い た ま	1,349,020	217	平成13. 5. 1
◎川 越	353,327	109	大正11. 12. 1
熊 谷	192,130	160	平成17. 10. 1
◎川 口	608,128	62	昭和 8. 4. 1
行 田	78,199	67	昭和24. 5. 3
秩 父	57,670	578	平成17. 4. 1
所 沢	343,091	72	昭和25. 11. 3
飯 能	78,308	193	昭和29. 1. 1

市 名	人 口	面 積	市制施行
加 須	112,045	133	平成22. 3. 23
本 庄	76,998	90	平成18. 1. 10
東 松 山	91,027	65	昭和29. 7. 1
春 日 部	230,232	66	平成17. 10. 1
狭 山	148,474	49	昭和29. 7. 1
羽 生	53,786	59	昭和29. 9. 1
鴻 巣	117,571	67	昭和29. 9. 30
深 谷	141,044	138	平成18. 1. 1
上 尾	230,097	46	昭和33. 7. 15
草 加	251,752	27	昭和33. 11. 1
◎越 谷	342,623	60	昭和33. 11. 3
蕨	76,304	5	昭和34. 4. 1
戸 田	142,041	18	昭和41. 10. 1
入 間	144,149	45	昭和41. 11. 1
朝 霞	145,912	18	昭和42. 3. 15
志 木	76,189	9	昭和45. 10. 26
和 光	84,968	11	昭和45. 10. 31
新 座	166,282	23	昭和45. 11. 1
桶 川	74,213	25	昭和45. 11. 3
久 喜	150,982	82	平成22. 3. 23
北 本	65,397	20	昭和46. 11. 3
八 潮	93,297	18	昭和47. 1. 15
富 士 見	113,435	20	昭和47. 4. 10
三 郷	141,887	30	昭和47. 5. 3
蓮 田	61,263	27	昭和47. 10. 1
坂 戸	99,818	41	昭和51. 9. 1
幸 手	48,897	34	昭和61. 10. 1
鶴 ケ 島	69,949	18	平成 3. 9. 1
日 高	54,287	47	平成 3. 10. 1
吉 川	72,562	32	平成 8. 4. 1
ふ じ み 野	114,448	15	平成17. 10. 1
白 岡	52,552	25	平成24. 10. 1
千 葉 (37市)			
千 葉	983,419	272	大正10. 1. 1
銚 子	54,570	84	昭和 8. 2. 11
市 川	495,030	56	昭和 9. 11. 3
◎船 橋	649,630	86	昭和12. 4. 1
館 山	43,814	110	昭和14. 11. 3
木 更 津	136,822	139	昭和17. 11. 3

市 名	人 口	面 積	市制施行
松 戸	499,884	61	昭和18. 4. 1
野 田	153,717	104	昭和25. 5. 3
茂 原	86,155	100	昭和27. 4. 1
成 田	133,077	214	昭和29. 3.31
佐 倉	169,896	104	昭和29. 3.31
東 金	56,869	89	昭和29. 4. 1
旭	62,266	130	平成17. 7. 1
習 志 野	175,230	21	昭和29. 8. 1
◎ 柏	436,921	115	昭和29. 9. 1
勝 浦	15,421	94	昭和33.10. 1
市 原	267,964	368	昭和38. 5. 1
流 山	211,696	35	昭和42. 1. 1
八 千 代	206,444	51	昭和42. 1. 1
我 孫 子	131,440	43	昭和45. 7. 1
鴨 川	30,484	191	平成17. 2.11
鎌 ケ 谷	109,723	21	昭和46. 9. 1
君 津	80,070	319	昭和46. 9. 1
富 津	40,729	205	昭和46. 9. 1
浦 安	171,606	19	昭和56. 4. 1
四 街 道	96,358	35	昭和56. 4. 1
袖 ケ 浦	66,099	95	平成 3. 4. 1
八 街	66,665	75	平成 4. 4. 1
印 西	111,449	124	平成 8. 4. 1
白 井	62,350	35	平成13. 4. 1
富 里	49,742	54	平成14. 4. 1
南 房 総	34,379	230	平成18. 3.20
匝 瑳	33,530	102	平成18. 1.23
香 取	70,096	262	平成18. 3.27
山 武	47,958	147	平成18. 3.27
い す み	35,021	158	平成17.12. 5
大 網 白 里	47,944	58	平成25. 1. 1
東 京 都 (23特別区)			
千 代 田 区	69,025	12	昭和22. 3.15
中 央 区	184,204	10	昭和22. 3.15
港 区	267,492	20	昭和22. 3.15
新 宿 区	351,709	18	昭和22. 3.15
文 京 区	234,199	11	昭和22. 3.15
台 東 区	214,657	10	昭和22. 3.15
墨 田 区	286,664	14	昭和22. 3.15

市 名	人 口	面 積	市制施行
江 東 区	540,565	43	昭和22. 3.15
品 川 区	411,142	23	昭和22. 5. 3
目 黒 区	280,915	15	昭和 7.10. 1
大 田 区	739,062	62	昭和22. 3.15
世 田 谷 区	922,715	58	昭和 7.10. 1
澁 谷 区	231,950	15	昭和 7.10. 1
中 野 区	340,745	16	昭和 7.10. 1
杉 並 区	576,702	34	昭和 7.10. 1
豊 島 区	294,052	13	昭和 7.10. 1
北 区	360,658	21	昭和22. 3.15
荒 川 区	220,975	10	昭和 7.10. 1
板 橋 区	577,065	32	昭和 7.10. 1
練 馬 区	745,384	48	昭和22. 8. 1
足 立 区	696,678	53	昭和 7.10. 1
葛 飾 区	469,220	35	昭和 7.10. 1
江 戸 川 区	692,945	49	昭和 7.10. 1
東 京 都 (26市)			
◎八 王 子	560,787	186	大正 6. 9. 1
立 川	186,164	24	昭和15.12. 1
武 蔵 野	148,423	11	昭和22.11. 3
三 鷹	190,722	16	昭和25.11. 3
青 梅	129,448	103	昭和26. 4. 1
府 中	261,083	29	昭和29. 4. 1
昭 島	114,874	17	昭和29. 5. 1
調 布	239,640	22	昭和30. 4. 1
町 田	430,692	72	昭和33. 2. 1
小 金 井	125,020	11	昭和33.10. 1
小 平	196,950	21	昭和37.10. 1
日 野	187,978	28	昭和38.11. 3
東 村 山	151,813	17	昭和39. 4. 1
国 分 寺	129,375	11	昭和39.11. 3
国 立	76,223	8	昭和42. 1. 1
福 生	56,524	10	昭和45. 7. 1
狛 江	82,199	6	昭和45.10. 1
東 大 和	85,092	13	昭和45.10. 1
清 瀬	74,952	10	昭和45.10. 1
東 久 留 米	116,475	13	昭和45.10. 1
武 蔵 村 山	70,836	15	昭和45.11. 3
多 摩	147,939	21	昭和46.11. 1

市 名	人 口	面 積	市制施行
稲 城	93,950	18	昭和46.11. 1
羽 村	54,177	10	平成 3.11. 1
あ き る 野	79,449	73	平成 7. 9. 1
西 東 京	206,128	16	平成13. 1.21
神 奈 川 (19市)			
横 浜	3,757,250	438	明治22. 4. 1
川 崎	1,535,386	144	大正13. 7. 1
相 模 原	717,185	329	昭和29.11.20
◎横 須 賀	375,605	101	明治40. 2.15
平 塚	258,545	68	昭和 7. 4. 1
鎌 倉	175,220	40	昭和14.11. 3
藤 沢	445,490	70	昭和15.10. 1
小 田 原	186,775	114	昭和15.12.20
茅 ヶ 崎	245,521	36	昭和22.10. 1
逗 子	58,190	17	昭和29. 4.15
三 浦	40,152	31	昭和30. 1. 1
秦 野	158,885	104	昭和30. 1. 1
厚 木	223,760	94	昭和30. 2. 1
大 和	245,338	27	昭和34. 2. 1
伊 勢 原	100,133	56	昭和46. 3. 1
海 老 名	140,652	27	昭和46.11. 1
座 間	131,277	18	昭和46.11. 1
南 足 柄	40,399	77	昭和47. 4. 1
綾 瀬	83,963	22	昭和53.11. 1
新 潟 (20市)			
新 潟	764,388	726	明治22. 4. 1
長 岡	256,568	891	明治39. 4. 1
上 越	181,292	974	昭和46. 4.29
三 条	91,802	432	平成17. 5. 1
柏 崎	76,818	443	昭和15. 7. 1
新 発 田	92,065	533	昭和22. 1. 1
小 千 谷	32,863	155	昭和29. 3.10
加 茂	24,318	134	昭和29. 3.10
十 日 町	47,575	590	平成17. 4. 1
見 附	38,333	78	昭和29. 3.31
村 上	54,100	1,174	平成20. 4. 1
燕	76,269	111	平成18. 3.20
糸 魚 川	38,327	746	平成17. 3.19

市 名	人 口	面 積	市制施行
妙 高	29,541	446	昭和29.11. 1
五 泉	46,043	352	平成18. 1. 1
佐 渡	48,655	856	平成16. 3. 1
阿 賀 野	39,479	193	平成16. 4. 1
魚 沼	32,781	947	平成16.11. 1
南 魚 沼	52,559	585	平成16.11. 1
胎 内	27,045	265	平成17. 9. 1
富 山 (10市)			
◎富 山	404,952	1,242	平成17. 4. 1
高 岡	163,088	210	平成17.11. 1
射 水	90,511	109	平成17.11. 1
魚 津	38,967	201	昭和27. 4. 1
氷 見	42,652	231	昭和27. 8. 1
滑 川	32,023	55	昭和29. 3. 1
黒 部	39,512	428	平成18. 3.31
砺 波	46,818	127	平成16.11. 1
小 矢 部	28,090	134	昭和37. 8. 1
南 砺	46,465	669	平成16.11. 1
石 川 (11市)			
◎金 沢	444,059	469	明治22. 4. 1
七 尾	47,142	318	平成16.10. 1
小 松	105,884	371	昭和15.12. 1
輪 島	21,669	426	平成18. 2. 1
珠 洲	11,839	247	昭和29. 7.15
加 賀	62,152	306	平成17.10. 1
羽 咋	19,660	82	昭和33. 7. 1
白 山	112,523	755	平成17. 2. 1
か ほ く	36,025	64	平成16. 3. 1
能 美	49,669	84	平成17. 2. 1
野 々 市	54,265	14	平成23.11.11
福 井 (9市)			
◎福 井	254,666	536	明治22. 4. 1
敦 賀	62,527	251	昭和12. 4. 1
越 前	80,292	231	平成17.10. 1
小 浜	27,824	233	昭和26. 3.30
大 野	30,137	872	昭和29. 7. 1
勝 山	21,248	254	昭和29. 9. 1

市 名	人 口	面 積	市制施行
鯖 江	68,283	85	昭和30. 1. 15
あ わ ら	26,437	117	平成16. 3. 1
坂 井	88,648	210	平成18. 3. 20
山 梨 (13市)			
◎甲 府	184,283	212	明治22. 7. 1
富 士 吉 田	46,494	122	昭和26. 3. 20
都 留	28,574	162	昭和29. 4. 29
大 月	21,499	280	昭和29. 8. 8
韭 崎	27,918	144	昭和29. 10. 10
南アルプス	71,561	264	平成15. 4. 1
甲 斐	76,533	72	平成16. 9. 1
笛 吹	67,110	202	平成16. 10. 12
北 杜	45,494	602	平成16. 11. 1
上 野 原	21,414	171	平成17. 2. 13
山 梨	32,867	290	平成17. 3. 22
甲 州	29,261	264	平成17. 11. 1
中 央	30,565	32	平成18. 2. 20
長 野 (19市)			
◎長 野	363,779	835	明治30. 4. 1
◎松 本	234,713	978	明治40. 5. 1
上 田	151,953	552	平成18. 3. 6
岡 谷	46,766	85	昭和11. 4. 1
飯 田	95,399	659	昭和12. 4. 1
諏 訪	47,667	110	昭和16. 8. 10
須 坂	49,430	150	昭和29. 4. 1
小 諸	41,358	99	昭和29. 4. 1
伊 那	65,078	668	平成18. 3. 31
駒 ケ 根	31,429	166	昭和29. 7. 1
中 野	42,298	112	平成17. 4. 1
大 町	25,486	565	昭和29. 7. 1
飯 山	18,947	202	昭和29. 8. 1
茅 野	54,151	267	昭和33. 8. 1
塩 尻	65,388	290	昭和34. 4. 1
佐 久	97,599	424	平成17. 4. 1
千 曲	58,920	120	平成15. 9. 1
東 御	29,128	112	平成16. 4. 1
安 曇 野	95,961	332	平成17. 10. 1

市 名	人 口	面 積	市制施行
岐 阜 (21市)			
◎岐 阜	399,636	204	明治22. 7. 1
大 垣	157,386	207	大正 7. 4. 1
高 山	82,772	2,178	昭和11. 11. 1
多 治 見	105,606	91	昭和15. 8. 1
関	84,303	472	昭和25. 10. 15
中 津 川	71,606	676	昭和27. 4. 1
羽 島	66,547	54	昭和29. 4. 1
美 濃	19,116	117	昭和29. 4. 1
美 濃 加 茂	57,486	75	昭和29. 4. 1
瑞 浪	35,540	175	昭和29. 4. 1
恵 那	46,422	504	平成16. 10. 25
土 岐	54,541	116	昭和30. 2. 1
各 務 原	144,420	88	昭和38. 4. 1
可 児	99,827	88	昭和57. 4. 1
山 県	25,030	222	平成15. 4. 1
瑞 穂	56,253	28	平成15. 5. 1
飛 騨	21,862	793	平成16. 2. 1
本 巢	32,950	375	平成16. 2. 1
郡 上	37,995	1,031	平成16. 3. 1
下 呂	29,163	851	平成16. 3. 1
海 津	31,707	112	平成17. 3. 28
静 岡 (23市)			
静 岡	675,797	1,412	平成15. 4. 1
浜 松	786,792	1,558	明治44. 7. 1
沼 津	186,733	187	大正12. 7. 1
熱 海	33,585	62	昭和12. 4. 10
三 島	105,519	62	昭和16. 4. 29
富 士 宮	127,504	389	昭和17. 6. 1
伊 東	64,935	124	昭和22. 8. 10
島 田	95,008	316	平成17. 5. 5
富 士	247,028	245	昭和41. 11. 1
磐 田	166,093	163	平成17. 4. 1
焼 津	135,612	70	昭和26. 3. 1
掛 川	115,113	266	平成17. 4. 1
藤 枝	140,377	194	昭和29. 3. 31
御 殿 場	83,753	195	昭和30. 2. 11
袋 井	88,041	108	平成17. 4. 1

市 名	人 口	面 積	市制施行
下 田	19,504	104	昭和46. 1. 1
裾 野	48,842	138	昭和46. 1. 1
湖 西	57,613	87	昭和47. 1. 1
伊 豆	28,049	364	平成16. 4. 1
御 前 崎	30,033	66	平成16. 4. 1
菊 川	47,422	94	平成17. 1. 17
伊 豆 の 国	46,288	95	平成17. 4. 1
牧 之 原	42,633	112	平成17. 10. 11

愛 知 (38市)

名 古 屋	2,299,368	327	明治22. 10. 1
◎豊 橋	367,347	262	明治39. 8. 1
◎岡 崎	383,294	387	大正 5. 7. 1
◎一 宮	377,420	114	大正10. 9. 1
瀬 戸	126,847	111	昭和 4. 10. 1
半 田	116,649	47	昭和12. 10. 1
豊 川	186,160	161	昭和18. 6. 1
春 日 井	306,745	93	昭和18. 6. 1
津 島	59,762	25	昭和22. 3. 1
碧 南	72,362	36	昭和23. 4. 5
刈 谷	153,148	50	昭和25. 4. 1
◎豊 田	415,939	918	昭和26. 3. 1
安 城	188,136	86	昭和27. 5. 5
西 尾	169,832	161	昭和28. 12. 15
常 滑	58,672	56	昭和29. 4. 1
犬 山	71,490	75	昭和29. 4. 1
蒲 郡	77,817	57	昭和29. 4. 1
江 南	98,430	30	昭和29. 6. 1
小 牧	149,179	63	昭和30. 1. 1
稲 沢	133,141	79	昭和33. 11. 1
新 城	42,672	499	平成17. 10. 1
東 海	113,197	43	昭和44. 4. 1
大 府	92,996	34	昭和45. 9. 1
知 多	83,345	46	昭和45. 9. 1
知 立	72,508	16	昭和45. 12. 1
尾 張 旭	83,744	21	昭和45. 12. 1
高 浜	49,146	13	昭和45. 12. 1
岩 倉	47,614	10	昭和46. 12. 1
豊 明	67,961	23	昭和47. 8. 1
日 進	93,943	35	平成 6. 10. 1

市 名	人 口	面 積	市制施行
田 原	58,534	191	平成15. 8. 20
愛 西	60,861	67	平成17. 4. 1
清 須	68,796	17	平成17. 7. 7
北 名 古 屋	85,959	18	平成18. 3. 20
弥 富	43,569	48	平成18. 4. 1
み よ し	61,389	32	平成22. 1. 4
あ ま	88,519	27	平成22. 3. 22
長 久 手	61,349	22	平成24. 1. 4

三 重 (13市)

津	269,643	711	平成18. 1. 1
四 日 市	307,017	207	明治30. 8. 1
伊 勢	119,442	208	平成17. 11. 1
松 阪	156,692	624	平成17. 1. 1
桑 名	138,563	137	平成16. 12. 6
伊 賀	85,225	558	平成16. 11. 1
鈴 鹿	195,031	194	昭和17. 12. 1
名 張	74,612	130	昭和29. 3. 31
尾 鷲	15,677	193	昭和29. 6. 20
亀 山	49,131	191	平成17. 1. 11
鳥 羽	16,623	107	昭和29. 11. 1
熊 野	15,128	373	平成17. 11. 1
い な べ	44,656	220	平成15. 12. 1
志 摩	44,709	179	平成16. 10. 1

滋 賀 (13市)

◎大 津	344,025	464	明治31. 10. 1
彦 根	111,041	197	昭和12. 2. 11
近 江 八 幡	81,914	177	平成22. 3. 21
草 津	140,126	68	昭和29. 10. 15
守 山	85,712	56	昭和45. 7. 1
栗 東	70,398	53	平成13. 10. 1
甲 賀	88,113	482	平成16. 10. 1
野 洲	50,638	80	平成16. 10. 1
湖 南	54,107	70	平成16. 10. 1
高 島	45,291	693	平成17. 1. 1
東 近 江	111,550	388	平成17. 2. 11
米 原	37,127	250	平成17. 2. 14
長 浜	113,026	681	平成18. 2. 13

市 名	人 口	面 積	市制施行
京 都 (15市)			
京 都	1,377,718	828	明治22. 4. 1
福 知 山	74,777	553	昭和12. 4. 1
舞 鶴	76,174	342	昭和18. 5. 27
綾 部	31,242	347	昭和25. 8. 1
宇 治	180,139	68	昭和26. 3. 1
宮 津	16,100	173	昭和29. 6. 1
亀 岡	86,540	225	昭和30. 1. 1
城 陽	73,632	33	昭和47. 5. 3
長 岡 京	82,276	19	昭和47. 10. 1
向 日	56,428	8	昭和47. 10. 1
八 幡	68,904	24	昭和52. 11. 1
京 田 辺	71,856	43	平成 9. 4. 1
京 丹 後	50,481	501	平成16. 4. 1
南 丹	29,756	616	平成18. 1. 1
木 津 川	79,486	85	平成19. 3. 12
大 阪 (33市)			
大 阪	2,771,565	225	明治22. 4. 1
堺	808,371	150	明治22. 4. 1
岸 和 田	187,290	73	大正11. 11. 1
◎豊 中	406,175	37	昭和11. 10. 15
◎東 大 阪	478,224	62	昭和42. 2. 1
池 田	102,734	22	昭和14. 4. 29
◎吹 田	383,281	36	昭和15. 4. 1
泉 大 津	72,842	14	昭和17. 4. 1
◎高 槻	346,227	105	昭和18. 1. 1
貝 塚	82,059	44	昭和18. 5. 1
守 口	140,941	13	昭和21. 11. 1
◎枚 方	392,991	65	昭和22. 8. 1
茨 木	286,038	76	昭和23. 1. 1
◎八 尾	259,890	42	昭和23. 4. 1
泉 佐 野	99,193	57	昭和23. 4. 1
富 田 林	106,367	40	昭和25. 4. 1
◎寝 屋 川	224,877	25	昭和26. 5. 3
河 内 長 野	98,579	110	昭和29. 4. 1
松 原	116,476	17	昭和30. 2. 1
大 東	116,145	18	昭和31. 4. 1
和 泉	182,588	85	昭和31. 9. 1

市 名	人 口	面 積	市制施行
箕 面	139,228	48	昭和31. 12. 1
柏 原	66,656	25	昭和33. 10. 1
羽 曳 野	107,605	26	昭和34. 1. 15
門 真	116,776	12	昭和38. 8. 1
摂 津	86,455	15	昭和41. 11. 1
高 石	56,174	11	昭和41. 11. 1
藤 井 寺	62,360	9	昭和41. 11. 1
泉 南	58,426	49	昭和45. 7. 1
四 條 畷	54,037	19	昭和45. 7. 1
交 野	77,267	26	昭和46. 11. 3
大 阪 狭 山	57,801	12	昭和62. 10. 1
阪 南	50,365	36	平成 3. 10. 1
兵 庫 (29市)			
神 戸	1,496,638	557	明治22. 4. 1
◎姫 路	524,074	534	明治22. 4. 1
◎尼 崎	457,643	51	大正 5. 4. 1
◎明 石	307,024	49	大正 8. 11. 1
◎西 宮	481,941	100	大正14. 4. 1
洲 本	41,070	182	平成18. 2. 11
芦 屋	94,529	18	昭和15. 11. 10
伊 丹	200,821	25	昭和15. 11. 10
相 生	27,198	90	昭和17. 10. 1
豊 岡	75,786	698	平成17. 4. 1
加 古 川	257,886	138	昭和25. 6. 15
た つ の	72,602	211	平成17. 10. 1
赤 穂	44,473	127	昭和26. 9. 1
西 脇	37,912	132	平成17. 10. 1
宝 塚	228,199	102	昭和29. 4. 1
三 木	73,571	177	昭和29. 6. 1
高 砂	86,899	34	昭和29. 7. 1
川 西	153,251	53	昭和29. 8. 1
小 野	47,011	94	昭和29. 12. 1
三 田	106,677	210	昭和33. 7. 1
加 西	41,756	150	昭和42. 4. 1
丹 波 篠 山	39,384	378	平成11. 4. 1
養 父	21,212	423	平成16. 4. 1
丹 波	60,479	493	平成16. 11. 1
南 あ わ じ	44,130	229	平成17. 1. 11
朝 来	27,948	403	平成17. 4. 1

市 名	人 口	面 積	市制施行
淡 路	41,582	184	平成17. 4. 1
穴 栗	34,175	659	平成17. 4. 1
加 東	39,469	158	平成18. 3. 20
奈 良 (12市)			
◎奈 良	348,427	277	明治31. 2. 1
大 和 高 田	62,114	16	昭和23. 1. 1
大 和 郡 山	82,926	43	昭和29. 1. 1
天 理	61,069	86	昭和29. 4. 1
橿 原	118,834	40	昭和31. 2. 11
桜 井	54,535	99	昭和31. 9. 1
五 條	27,232	292	昭和32. 10. 15
御 所	23,419	61	昭和33. 3. 31
生 駒	116,803	53	昭和46. 11. 1
香 芝	78,417	24	平成 3. 10. 1
葛 城	37,838	34	平成16. 10. 1
宇 陀	27,039	248	平成18. 1. 1
和 歌 山 (9市)			
◎和 歌 山	354,687	209	明治22. 4. 1
御 坊	21,260	44	昭和29. 4. 1
有 田	25,486	37	昭和31. 5. 1
海 南	46,837	101	平成17. 4. 1
田 辺	67,832	1,027	平成17. 5. 1
新 宮	26,044	255	平成17. 10. 1
紀 の 川	59,205	228	平成17. 11. 7
橋 本	59,011	131	平成18. 3. 1
岩 出	53,941	39	平成18. 4. 1
鳥 取 (4市)			
◎鳥 取	180,086	765	明治22. 10. 1
米 子	144,352	132	平成17. 3. 31
倉 吉	43,852	272	昭和28. 10. 1
境 港	32,527	29	昭和31. 4. 1
島 根 (8市)			
◎松 江	195,101	573	平成17. 3. 31
浜 田	48,372	691	平成17. 10. 1
出 雲	172,552	624	平成17. 3. 22
益 田	43,322	733	昭和27. 8. 1

市 名	人 口	面 積	市制施行
大 田	31,820	435	平成17. 10. 1
安 来	35,501	421	平成16. 10. 1
江 津	21,450	268	昭和29. 4. 1
雲 南	34,729	553	平成16. 11. 1
岡 山 (15市)			
岡 山	697,078	790	明治22. 6. 1
◎倉 敷	474,378	356	昭和42. 2. 1
津 山	95,426	506	昭和 4. 2. 11
玉 野	54,449	104	昭和15. 8. 3
笠 岡	44,382	136	昭和27. 4. 1
井 原	36,990	244	昭和28. 4. 1
総 社	69,611	212	平成17. 3. 22
高 梁	26,406	547	平成16. 10. 1
新 見	26,216	793	平成17. 3. 31
備 前	31,067	258	平成17. 3. 22
瀬 戸 内	36,277	125	平成16. 11. 1
赤 磐	42,710	209	平成17. 3. 7
真 庭	41,149	829	平成17. 3. 31
美 作	25,151	429	平成17. 3. 31
浅 口	32,831	66	平成18. 3. 21
広 島 (14市)			
広 島	1,175,543	907	明治22. 4. 1
尾 道	127,224	285	明治31. 4. 1
◎ 呉	203,553	353	明治35. 10. 1
◎福 山	456,061	518	大正 5. 7. 1
三 原	87,352	472	平成17. 3. 22
三 次	48,291	778	平成16. 4. 1
府 中	35,407	196	昭和29. 3. 31
庄 原	31,604	1,246	平成17. 3. 31
大 竹	25,523	79	昭和29. 9. 1
竹 原	22,905	118	昭和33. 11. 3
東 広 島	190,253	635	昭和49. 4. 20
廿 日 市	115,597	489	昭和63. 4. 1
安 芸 高 田	26,254	538	平成16. 3. 1
江 田 島	20,795	101	平成16. 11. 1
山 口 (13市)			
◎下 関	245,048	716	平成17. 2. 13

市 名	人 口	面 積	市制施行
宇 部	157,315	287	大正10.11. 1
山 口	189,933	1,023	平成17.10. 1
萩	42,104	698	平成17. 3. 6
防 府	114,192	189	昭和11. 8.25
下 松	56,683	89	昭和14.11. 3
岩 国	125,586	874	平成18. 3.20
光	47,930	92	平成16.10. 4
長 門	30,567	357	平成17. 3.22
柳 井	29,422	140	平成17. 2.21
美 祢	21,192	473	平成20. 3.21
周 南	135,555	656	平成15. 4.21
山陽小野田	59,249	133	平成17. 3.22
徳 島 (8市)			
徳 島	245,631	192	明治22.10. 1
鳴 門	53,557	136	昭和22. 5.15
小 松 島	34,970	45	昭和26. 6. 1
阿 南	68,419	279	昭和33. 5. 1
吉 野 川	37,917	144	平成16.10. 1
美 馬	26,474	367	平成17. 3. 1
阿 波	34,491	191	平成17. 4. 1
三 好	22,527	721	平成18. 3. 1
香 川 (8市)			
◎高 松	418,312	376	明治23. 2.15
丸 亀	110,955	112	平成17. 3.22
坂 出	49,957	92	昭和17. 7. 1
善 通 寺	30,019	40	昭和29. 3.31
観 音 寺	56,691	118	平成17.10.11
さ め き	44,697	159	平成14. 4. 1
東 か が わ	27,624	153	平成15. 4. 1
三 豊	60,921	223	平成18. 1. 1
愛 媛 (11市)			
◎松 山	498,442	429	明治22.12.15
今 治	148,693	419	平成17. 1.16
宇 和 島	67,655	468	平成17. 8. 1
八 幡 浜	30,311	133	平成17. 3.28
新 居 浜	113,318	234	昭和12.11. 3
西 条	103,831	510	平成16.11. 1

市 名	人 口	面 積	市制施行
大 洲	39,408	432	平成17. 1.11
四 国 中 央	81,520	421	平成16. 4. 1
伊 予	35,349	194	平成17. 4. 1
西 予	34,095	514	平成16. 4. 1
東 温	32,983	211	平成16. 9.21
高 知 (11市)			
◎高 知	314,136	309	明治22. 4. 1
宿 毛	18,576	286	昭和29. 3.31
安 芸	15,764	317	昭和29. 8. 1
土 佐 清 水	11,737	265	昭和29. 8. 1
須 崎	19,500	135	昭和29.10. 1
土 佐	25,844	91	昭和34. 1. 1
室 戸	11,444	248	昭和34. 3. 1
南 国	46,051	125	昭和34.10. 1
四 万 十	31,607	632	平成17. 4.10
香 美	24,800	538	平成18. 3. 1
香 南	32,707	126	平成18. 3. 1
福 岡 (29市)			
北 九 州	916,940	493	昭和38. 2.10
福 岡	1,602,563	343	明治22. 4. 1
◎久 留 米	300,768	230	明治22. 4. 1
大 牟 田	105,579	81	大正 6. 3. 1
直 方	54,995	62	昭和 6. 1. 1
飯 塚	124,538	214	平成18. 3.26
田 川	45,088	55	昭和18.11. 3
柳 川	61,843	77	平成17. 3.21
朝 倉	50,268	247	平成18. 3.20
筑 後	49,215	42	昭和29. 4. 1
嘉 麻	34,474	135	平成18. 3.27
八 女	59,758	482	昭和29. 4. 1
大 川	31,418	34	昭和29. 4. 1
行 橋	72,332	70	昭和29.10.10
豊 前	23,533	111	昭和30. 4.10
中 間	39,237	16	昭和33.11. 1
小 郡	59,395	46	昭和47. 4. 1
筑 紫 野	106,469	88	昭和47. 4. 1
春 日	112,114	14	昭和47. 4. 1
大 野 城	103,175	27	昭和47. 4. 1

市 名	人 口	面 積	市制施行
宗 像	96,884	120	平成15. 4. 1
大 宰 府	71,679	30	昭和57. 4. 1
糸 島	103,910	216	平成22. 1. 1
古 賀	59,257	42	平成 9.10. 1
福 津	68,891	53	平成17. 1.24
う き は	27,561	117	平成17. 3.20
宮 若	26,329	140	平成18. 2.11
み や ま	34,621	105	平成19. 1.29
那 珂 川	49,428	75	平成30.10. 1
佐 賀 (10市)			
佐 賀	227,070	432	平成17.10. 1
唐 津	114,695	488	平成17. 1. 1
鹿 島	27,360	112	昭和29. 4. 1
伊 万 里	51,875	255	昭和29. 4. 1
鳥 栖	74,381	72	昭和29. 4. 1
武 雄	47,136	195	平成18. 3. 1
多 久	17,773	97	昭和29. 5. 1
小 城	44,120	96	平成17. 3. 1
嬉 野	24,529	126	平成18. 1. 1
神 埼	30,295	125	平成18. 3.20
長 崎 (13市)			
◎長 崎	393,051	406	明治22. 4. 1
◎佐 世 保	234,868	426	明治35. 4. 1
島 原	42,223	83	昭和15. 4. 1
諫 早	133,830	342	平成17. 3. 1
大 村	99,327	127	昭和17. 2.11
平 戸	28,172	235	平成17.10. 1
松 浦	20,351	131	平成18. 1. 1
対 馬	27,440	707	平成16. 3. 1
壱 岐	24,012	139	平成16. 3. 1
五 島	33,945	420	平成16. 8. 1
西 海	25,231	242	平成17. 4. 1
雲 仙	40,864	214	平成17.10.11
南 島 原	41,098	170	平成18. 3.31
熊 本 (14市)			
熊 本	730,812	390	明治22. 4. 1
八 代	120,659	681	平成17. 8. 1

市 名	人 口	面 積	市制施行
人 吉	29,909	210	昭和17. 2.11
荒 尾	49,357	57	昭和17. 4. 1
水 俣	21,852	163	昭和24. 4. 1
玉 名	62,932	153	平成17.10. 3
山 鹿	48,310	300	平成17. 1.15
天 草	72,512	684	平成18. 3.27
菊 池	46,655	277	平成17. 3.22
宇 土	36,193	74	昭和33.10. 1
上 天 草	23,918	127	平成16. 3.31
宇 城	56,565	189	平成17. 1.15
阿 蘇	24,278	376	平成17. 2.11
合 志	64,952	53	平成18. 2.27
大 分 (14市)			
◎大 分	473,495	502	明治44. 4. 1
別 府	112,551	125	大正13. 4. 1
中 津	81,681	491	昭和 4. 4.20
日 田	60,577	666	昭和15.12.11
佐 伯	64,918	903	平成17. 3. 3
臼 杵	35,315	291	平成17. 1. 1
津 久 見	15,172	79	昭和26. 4. 1
竹 田	19,125	478	平成17. 4. 1
豊 後 高 田	21,783	206	平成17. 3.31
杵 築	26,425	280	平成17.10. 1
宇 佐	52,280	439	平成17. 3.31
豊 後 大 野	32,367	603	平成17. 3.31
由 布	33,490	319	平成17.10. 1
国 東	25,446	318	平成18. 3.31
宮 崎 (9市)			
◎宮 崎	395,548	644	大正13. 4. 1
都 城	162,677	653	平成18. 1. 1
延 岡	114,830	868	昭和 8. 2.11
日 南	48,647	535	平成21. 3.30
小 林	42,351	563	平成18. 3.20
日 向	58,209	337	昭和26. 4. 1
串 間	16,267	295	昭和29.11. 3
西 都	28,217	439	昭和33.11. 1
え び の	17,298	283	昭和45.12. 1

市 名	人 口	面 積	市制施行
鹿 児 島 (19市)			
◎鹿 児 島	592,858	548	明治22. 4. 1
薩 摩 川 内	90,970	683	平成16.10.12
鹿 屋	98,797	448	平成18. 1. 1
奄 美	40,491	308	平成18. 3.20
枕 崎	19,000	75	昭和24. 9. 1
いちき串木野	25,923	112	平成17.10.11
阿 久 根	18,305	134	昭和27. 4. 1
指 宿	37,458	149	平成18. 1. 1
出 水	51,495	330	平成18. 3.13
伊 佐	23,024	392	平成20.11. 1
南 さ つ ま	31,437	284	平成17.11. 7
霧 島	123,594	603	平成17.11. 7
西 之 表	14,179	206	昭和33.10. 1
垂 水	13,086	162	昭和33.10. 1
日 置	46,350	253	平成17. 5. 1
曾 於	32,546	390	平成17. 7. 1
志 布 志	28,864	290	平成18. 1. 1
南 九 州	31,719	358	平成19.12. 1
始 良	78,139	231	平成22. 3.23
沖 縄 (11市)			
◎那 覇	313,776	41	大正10.5. 20
石 垣	49,840	229	昭和22. 7.10
沖 縄	141,832	50	昭和49. 4. 1
宜 野 湾	100,355	20	昭和37. 7. 1
浦 添	115,278	19	昭和45. 7. 1
名 護	64,548	211	昭和45. 8. 1
糸 満	62,292	47	昭和46.12. 1
豊 見 城	65,922	19	平成14. 4. 1
う る ま	126,545	87	平成17. 4. 1
宮 古 島	55,596	204	平成17.10. 1
南 城	46,722	50	平成18. 1. 1

令和２年度実施国勢調査人口による
都市別人口順位（４２万人以上）

順位	市 名	人 口（人）
1	横 浜	3,777,491
2	大 阪	2,752,412
3	名 古 屋	2,332,176
4	札 幌	1,973,395
5	福 岡	1,612,392
6	川 崎	1,538,262
7	神 戸	1,525,152
8	京 都	1,463,723
9	さいたま	1,324,025
10	広島	1,200,754
11	仙台	1,096,704
12	千葉	974,951
13	北 九 州	939,029
14	堺	826,161
15	浜 松	790,718
16	新 潟	789,275
17	熊 本	738,865
18	相 模 原	725,493
19	岡 山	724,691
20	静 岡	693,389
21	船 橋	642,907
22	川 口	594,274
23	鹿 児 島	593,128
24	八 王 子	579,355
25	姫 路	530,495
26	宇 都 宮	518,757
27	松 山	511,192
28	松 戸	498,232
29	市 川	496,676
30	東 大 阪	493,940
31	西 宮	485,587
32	大 分	475,614
33	倉 敷	474,592
34	金 沢	463,254
35	福 山	460,930
36	尼 崎	459,593
37	藤 沢	436,905
38	町 田	431,079
39	柏	426,468
40	豊 田	422,330

全国の中核市（計62市）
（令和７．４．１現在）

移行年月日	市 名
平成 8. 4. 1	宇都宮, 新潟, 富山, 金沢, 岐阜, 静岡, 浜松, 堺, 姫路, 岡山, 熊本, 鹿児島（12市）
平成 9. 4. 1	秋田, 郡山, 和歌山, 長崎, 大分（5市）
平成10. 4. 1	豊田, 福山, 高知, 宮崎（4市）
平成11. 4. 1	いわき, 長野, 豊橋, 高松（4市）
平成12. 4. 1	旭川, 松山（2市）
平成13. 4. 1	横須賀（1市）
平成14. 4. 1	奈良, 倉敷（2市）
平成15. 4. 1	川越, 船橋, 相模原, 岡崎, 高槻（5市）
平成17. 4. 1	東大阪（1市） ※静岡は政令指定都市へ移行
平成17.10. 1	函館, 下関（2市）
平成18. 4. 1	※堺は政令指定都市へ移行
平成18.10. 1	青森（1市）
平成19. 4. 1	※新潟と浜松は政令指定都市へ移行
平成20. 4. 1	盛岡, 柏, 西宮, 久留米（4市）
平成21. 4. 1	前橋, 大津, 尼崎（3市） ※岡山は政令指定都市へ移行
平成22. 4. 1	※相模原は政令指定都市へ移行
平成23. 4. 1	高崎（1市）
平成24. 4. 1	豊中（1市） ※熊本は政令指定都市へ移行
平成25. 4. 1	那覇（1市）
平成26. 4. 1	枚方（1市）
平成27. 4. 1	越谷, 八王子（2市）
平成28. 4. 1	呉, 佐世保（2市）
平成29. 1. 1	八戸（1市）
平成30. 4. 1	福島, 川口, 八尾, 明石, 鳥取, 松江（6市）
平成31. 4. 1	山形, 福井, 甲府, 寝屋川（4市）
令和 2. 4. 1	水戸, 吹田（2市）
令和 3. 4. 1	松本, 一宮（2市）

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。

掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
あ	あいハウジングアリーナ松元⇒松元平野岡体育館						
	あいハウジンググラウンド松元⇒松元平野岡運動場						
	あいハウジングドーム松元⇒茶山ドームまつもと						
	アリーナ⇒鹿児島アリーナ						
い	いおわーんど⇒かごしま水族館						
	維新ふるさと館	文化等施設	入館料	大人	300	450	観光振興課 099-216-1327
				大人(市外) ※新設		600	
				小人	150	220	
				小人(市外) ※新設		300	
			団体入館料	大人	240	360	
				大人(市外) ※新設		480	
				小人	120	170	
				小人(市外) ※新設		240	
			年間入館券	大人	600	900	
				大人(市外) ※新設		1,200	
				小人	300	440	
				小人(市外) ※新設		600	
う	海づり公園⇒鴨池海づり公園 or 桜島海づり公園						

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。
掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
お	お茶の里⇒都市農村交流センターお茶の里						
	小野公園	広場等		広場(野球場)(土)全面1時間	600	900	公園緑化課 099-216-1366
か	改新交流センター	その他施設	和室	1時間	100	200	東桜島総務市民課 099-221-2111
			多目的ホール	1時間	200	400	
	科学館	文化等施設	入館料	大人	400	600	教委・総務課 099-227-1926
				大人(市外) ※新設		800	
				小人	150	220	
				小人(市外) ※新設		300	
			団体入館料	大人	320	480	
				大人(市外) ※新設		640	
				小人	120	170	
				小人(市外) ※新設		240	
			年間入館券	大人	800	1,200	
				大人(市外) ※新設		1,600	
				小人	300	440	
				小人(市外) ※新設		600	
			回数券 (11回分)	大人	4,000	廃止	
				小人	1,500		

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。
掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
か	科学館	文化等施設	観覧料	大人	500	750	教委・総務課 099-227-1926
				大人(市外) ※新設		1,000	
				小人	200	300	
				小人(市外) ※新設		400	
			団体観覧料	大人	400	600	
				大人(市外) ※新設		800	
				小人	160	240	
				小人(市外) ※新設		320	
			年間観覧券	大人	1,000	1,500	
				大人(市外) ※新設		2,000	
				小人	400	600	
				小人(市外) ※新設		800	
			特別投影等	1人につき	1,000円 以内	2,000円 以内	
			特別展示	1人につき	1,000円 以内	2,000円 以内	
	鹿児島アリーナ(サブ)	体育館 ドーム等	バレーコート 1面3～4時間	一部使用(一般)	1,200	1,800	スポーツ課 099-808-7504
				一部使用(児童生徒)	600	900	
			バドミントンコート 1面3～4時間	一部使用(一般)	400	600	
				一部使用(児童生徒)	200	300	
			卓球コート 1台3～4時間	一部使用(一般)	300	450	
				一部使用(児童生徒)	150	220	

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。
掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
か	鹿児島アリーナ(サブ) ※空調・照明込み	体育館 ドーム等	専用使用 一般 入場料不徴収	午前9時から正午まで	2,700	4,050	スポーツ課 099-808-7504
				午後1時から午後5時まで	3,600	5,400	
				午後6時から午後9時まで	3,600	5,400	
				午前9時から午後5時まで	7,200	10,800	
				午後1時から午後9時まで	8,100	12,150	
				午前9時から午後9時まで	11,700	17,550	
			専用使用 その他の場合 入場料不徴収	午前9時から正午まで	10,800	21,600	
				午後1時から午後5時まで	14,500	29,000	
				午後6時から午後9時まで	14,500	29,000	
				午前9時から午後5時まで	29,000	58,000	
				午後1時から午後9時まで	32,600	65,200	
				午前9時から午後9時まで	47,100	94,200	
			専用使用 アマチュア使用 入場料徴収	午前9時から正午まで	16,100	32,200	
				午後1時から午後5時まで	21,500	43,000	
				午後6時から午後9時まで	21,500	43,000	
				午前9時から午後5時まで	43,000	86,000	
				午後1時から午後9時まで	48,300	96,600	
				午前9時から午後9時まで	69,800	139,600	

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。
掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
か	鹿児島アリーナ(サブ) ※空調・照明込み	体育館 ドーム等	専用使用 児童生徒 入場料不徴収	午前9時から正午まで	1,800	2,700	スポーツ課 099-808-7504
				午後1時から午後5時まで	2,400	3,600	
				午後6時から午後9時まで	3,000	4,500	
				午前9時から午後5時まで	4,800	7,200	
				午後1時から午後9時まで	6,400	9,600	
				午前9時から午後9時まで	9,000	13,500	
			専用使用 その他の場合 入場料徴収	午前9時から正午まで	42,800	85,600	
				午後1時から午後5時まで	57,100	114,200	
				午後6時から午後9時まで	57,100	114,200	
				午前9時から午後5時まで	114,200	228,400	
				午後1時から午後9時まで	128,400	256,800	
				午前9時から午後9時まで	185,500	371,000	
	鹿児島アリーナ(武道場)		専用使用	午前9時から正午まで	1,800	2,700	
				午後1時から午後5時まで	2,400	3,600	
				午後6時から午後9時まで	2,400	3,600	
				午前9時から午後5時まで	4,800	7,200	
				午後1時から午後9時まで	5,400	8,100	
				午前9時から午後9時まで	7,800	11,700	

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。

掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
か	鹿児島アリーナ(弓道場)	体育館 ドーム等	専用使用	午前9時から正午まで	1,800	2,700	スポーツ課 099-808-7504
				午後1時から午後5時まで	2,400	3,600	
				午後6時から午後9時まで	2,400	3,600	
				午前9時から午後5時まで	4,800	7,200	
				午後1時から午後9時まで	5,400	8,100	
				午前9時から午後9時まで	7,800	11,700	
	鹿児島アリーナ (武道館・弓道場)		一部使用	一般 1人1回	200	300	
				児童・生徒 1人1回	100	150	
	鹿児島アリーナ (トレーニング室)	トレーニング室 スタジオ	1人1回	一般	200	300	
				児童・生徒	100	150	
	鹿児島アリーナ (EXスタジオ)			一般	200	300	
				児童・生徒	100	150	
	鹿児島アリーナ (地下駐車場)	駐車場	1回⇒1時間	1回300円⇒時間貸へ変更 100円/30分 500円打ち止め	300	500	
	鹿児島アリーナ (多目的広場) ※臨時駐車場 乗用車:200台		1日	アマチュア使用	30,000	45,000	
その他の場合				30,000	60,000		
かごしま温泉健康プラザ	温泉	1人1回	大人	300	350	健康福祉政策課 099-216-1239	
			小人	150	180		

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。

掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
か	かごしま近代文学館⇒近代文学館						
	かごしま健康の森公園⇒健康の森公園						
	鹿児島市民文化ホール⇒市民文化ホール						
	鹿児島ふれあいスポーツランド⇒ふれあいスポーツランド						
	かごしまメルヘン館⇒メルヘン館						
	鹿児島市民体育館テニスコート	テニスコート	入場料不徴収、アマチュア、 1面1時間、一般	クレイ	200	300	スポーツ課 099-808-7504
			入場料不徴収、アマチュア、 1面1時間、児童・生徒	クレイ	100	150	
			入場料不徴収、アマチュア以外 1面1時間	クレイ	400	800	
			入場料徴収、アマチュア、 1面1時間	クレイ	1,000	2,000	
			入場料徴収、アマチュア以外、 1面1時間	クレイ	2,000	4,000	

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。
掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
か	鹿児島市民体育館	体育館 ドーム等	バスケットコート 1面1時間	一部使用(一般)	350	520	スポーツ課 099-808-7504
			バレーコート 1面1時間		300	450	
			バドミントンコート 1面1時間		150	220	
			卓球 1台1時間		100	150	
			バスケットコート 1面1時間	一部使用(児童生徒)	170	260	
			バレーコート 1面1時間		150	220	
			バドミントンコート 1面1時間		70	110	
			卓球 1台1時間		50	70	
			ハンドボール 1時間	一部使用(一般)	410	900	
				一部使用(児童生徒)	200	450	
			屋内テニス 1時間	一部使用(一般)	250	370	
				一部使用(児童生徒)	120	180	

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。
掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
か	鹿児島市民体育館(本館) (補助館利用は本館の5割)	体育館 ドーム等	専用使用	午前9時から正午まで	1,440	2,160	スポーツ課 099-808-7504
			一般	正午から午後5時まで	2,400	3,600	
			入場料不徴収	午後5時から午後9時まで	1,920	2,880	
			専用使用	午前9時から正午まで	720	1,080	
			児童生徒	正午から午後5時まで	1,200	1,800	
			入場料不徴収	午後5時から午後9時まで	960	1,440	
			専用使用	午前9時から正午まで	3,240	4,860	
			営利等以外	正午から午後5時まで	5,400	8,100	
			入場料不徴収	午後5時から午後9時まで	4,320	6,480	
			専用使用	午前9時から正午まで	5,580	11,160	
			その他の場合	正午から午後5時まで	9,300	18,600	
			入場料不徴収	午後5時から午後9時まで	7,440	14,880	
			専用使用	午前9時から正午まで	3,420	6,840	
			アマチュア使用	正午から午後5時まで	5,700	11,400	
			入場料徴収	午後5時から午後9時まで	4,560	9,120	
			専用使用	午前9時から正午まで	9,810	19,620	
			営利等以外	正午から午後5時まで	16,350	32,700	
			入場料徴収	午後5時から午後9時まで	13,080	26,160	
			専用使用	午前9時から正午まで	18,540	37,080	
			その他の場合	正午から午後5時まで	30,900	61,800	
			入場料徴収	午後5時から午後9時まで	24,720	49,440	

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。

掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
か	かごしま水族館	文化等施設	入館料	大人(市外) ※新設	1,500	2,000	観光振興課 099-216-1327
				小人(市外) ※新設	750	1,000	
				幼児	350	区分の廃止	
			団体入館料	大人(市外) ※新設	1,200	1,600	
				小人(市外) ※新設	600	800	
				幼児	280	区分の廃止	
			年間入館券	大人(市外) ※新設	3,000	4,000	
				小人(市外) ※新設	1,500	2,000	
				幼児	700	区分の廃止	
			年間入館券 (ファミリー購入)	大人(市外) ※新設	2,700	3,600	
				小人(市外) ※新設	1,350	1,800	
				幼児	630	区分の廃止	
	かごしま文化工芸村	その他施設	普通券	一般	200	300	生涯学習課 099-813-0850
				一般(市外) ※新設		400	
				児童・生徒	100	150	
				児童・生徒(市外) ※新設		200	
			回数券 (11枚つづり)	一般	2,000	3,000	
				児童・生徒	1,000	1,500	

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。
掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
か	鴨池海づり公園	駐車場	1時間		50	70	生産流通課 099-216-1341
		その他施設	釣り料	大人	600	900	
				小人	200	300	
				大人 団体	500	750	
				小人 団体	150	220	
				大人 回数券	3,000	4,500	
				小人 回数券	1,000	1,500	
			入園料	大人	100	150	
				小人	50	70	
			釣り料	大人 超過料(1時間ごと)	100	150	
				小人 超過料(1時間ごと)	50	70	
	鴨池公園広場	広場等	入場料不徴収、アマチュア使用、一般	土グラウンド全面1時間	260	390	スポーツ課 099-808-7504
	鴨池公園テニスコート	テニスコート	入場料不徴収、アマチュア 1面1時間、一般	砂入り人工芝	300	450	
			入場料不徴収、アマチュア 1面1時間、児童・生徒	砂入り人工芝	150	220	
	鴨池公園	駐車場	1時間 (市施設利用者は3時間無料)	普通	100	150	公園緑化課 099-216-1366
				大型・中型	200	300	

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。
掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
か	鴨池公園水泳プール	プール	メイン・サブ 1人1回 (温水)	一般	300 (上限)	450 (上限)	スポーツ課 099-808-7504
				高校生	200 (上限)	300 (上限)	
				小・中学生	100 (上限)	150 (上限)	
			メイン (短水路) 20コース ※入場料・料金不徴収	1コース1時間 午前9時から正午まで	600 (上限)	900 (上限)	
				1コース1時間 正午から午後6時まで	650 (上限)	970 (上限)	
				1コース1時間 午後6時から午後9時まで	1,100 (上限)	1,650 (上限)	
			メイン (長水路) 10コース ※入場料・料金不徴収	1コース1時間 午前9時から正午まで	1,200 (上限)	1,800 (上限)	
				1コース1時間 正午から午後6時まで	1,300 (上限)	1,950 (上限)	
				1コース1時間 午後6時から午後9時まで	2,200 (上限)	3,300 (上限)	
			メイン (短水路) 20コース ※料金徴収	1コース1時間 午前9時から正午まで	2,700 (上限)	4,500 (上限)	
				1コース1時間 正午から午後9時まで	3,200 (上限)	5,300 (上限)	
			メイン (長水路) 10コース ※料金徴収	1コース1時間 午前9時から正午まで	4,000 (上限)	6,700 (上限)	
				1コース1時間 正午から午後9時まで	5,000 (上限)	8,300 (上限)	
			メイン (短水路) 20コース ※入場料徴収	1コース1時間 午前9時から正午まで	7,800 (上限)	13,000 (上限)	
				1コース1時間 正午から午後9時まで	12,000 (上限)	20,000 (上限)	
			メイン (長水路) 10コース ※入場料徴収	1コース1時間 午前9時から正午まで	15,000 (上限)	25,000 (上限)	
				1コース1時間 正午から午後9時まで	20,000 (上限)	33,300 (上限)	

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。

掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
か	鴨池公園水泳プール	プール	サブ (短水路) 10コース ※入場料・料金不徴収	1コース1時間 午前9時から正午まで	400 (上限)	600 (上限)	スポーツ課 099-808-7504
				1コース1時間 正午から午後6時まで	450 (上限)	670 (上限)	
				1コース1時間 午後6時から午後9時まで	750 (上限)	1,120 (上限)	
			サブ (短水路) 10コース ※料金徴収	1コース1時間 午前9時から正午まで	2,500 (上限)	4,200 (上限)	
				1コース1時間 正午から午後9時まで	3,000 (上限)	5,000 (上限)	
			サブ (短水路) 10コース ※入場料徴収	1コース1時間 午前9時から正午まで	7,500 (上限)	12,500 (上限)	
				1コース1時間 正午から午後9時まで	10,000 (上限)	16,700 (上限)	
			飛込プール	料金・入場料不徴収 1時間	1,500 (上限)	22,50 (上限)	
				料金徴収 1時間	15,000 (上限)	25,000 (上限)	
				入場料徴収 1時間	60,000 (上限)	100,000 (上限)	
	鴨池公園水泳プール (トレーニングスペース)	トレーニング室	5人以内での専用使用	1時間	1,000 (上限)	1,500 (上限)	
		スタジオ	6人以上での専用使用	5人を超える一般1人につきの 加算額	200 (上限)	300 (上限)	
				5人を超える高校生以下1人につきの 加算額	100 (上限)	150 (上限)	

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。
掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
か	鴨池公園多目的屋内運動場	トレーニング室		一般	200	300	スポーツ課 099-808-7504
		スタジオ		児童・生徒	100	150	
	鴨池公園野球場	広場等	入場料不徴収、アマチュア使用、一般	野球場(芝)1時間	800	1,200	
			入場料不徴収、アマチュア使用、児童・生徒	野球場(芝)1時間	400	600	
			入場料不徴収、アマチュア以外使用	野球場(芝)1時間	1,600	3,200	
	鴨池公園多目的屋内運動場	体育館 ドーム等	一部使用(1/4面) 1時間	一般	750	1,120	
				児童生徒	500	750	
	鴨池公園多目的屋内運動場 (鴨池ドーム)		投球練習	1時間	300	450	
			専用使用、一般、入場料不徴収	1時間	3,000	4,500	
			専用使用、児童生徒、 入場料不徴収	1時間	2,000	3,000	
			専用使用、その他、 入場料徴収	1時間	10,000	20,000	
	川商ホール(鹿児島市民文化ホール)⇒市民文化ホール						
	観光農業公園	その他施設		研修室1	150	220	世界遺産・ジオ・ ツーリズム推進 課 099-216-1371
				研修室2	150	220	
				調理体験室	350	520	
				工芸体験室	300	450	
				食品加工工房1	350	520	
				食品加工工房2	350	520	

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。
掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
か	かんまちあ(上町ふれあい広場) (屋内イベント広場)	広場等	イベント使用	人工芝1時間	5,100	10,040	市街地まちづくり 推進課 099-216-1388
			その他使用	人工芝1時間	1,200	1,800	
	かんまちあ(上町ふれあい広場) (屋外イベント広場)		イベント使用	天然芝(全面1時間)	4,000	5,730	
				天然芝(半面1時間)	2,000	2,860	
			その他使用	天然芝(全面1時間)	1,000	1,430	
				天然芝(半面1時間)	500	710	
	かんまちあ(上町ふれあい広場)	その他施設		会議室/1時間	100	200	
				シャワー室/1回/10分	50	100	
き	喜入総合運動場	広場等	入場料不徴収、アマチュア使用 一般	陸上競技場(土)全面1時間	1,120	1,680	スポーツ課 099-808-7504
				多目的グラウンド(芝)全面1時間	520	780	
			入場料不徴収、アマチュア使用 児童・生徒	陸上競技場(土)全面1時間	560	840	
				多目的グラウンド(芝)全面1時間	260	390	
			入場料不徴収、 アマチュア以外使用	陸上競技場(土)全面1時間	2,480	4,960	
				多目的グラウンド(芝)全面1時間	1,120	2,240	
			入場料徴収 アマチュア使用	陸上競技場(土)全面1時間	3,480	6,960	
				多目的グラウンド(芝)全面1時間	1,580	3,160	
			入場料徴収 アマチュア以外使用	陸上競技場(土)全面1時間	6,400	12,800	
				多目的グラウンド(芝)全面1時間	2,900	5,800	

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。
掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分	改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
				改定前 (円)	改定後 (円)	
き	喜入総合運動場テニスコート	テニスコート	入場料不徴収、アマチュア、 1面1時間、一般	200	300	スポーツ課 099-808-7504
			入場料不徴収、アマチュア、 1面1時間、児童・生徒	100	150	
			入場料不徴収、アマチュア以外 1面1時間	400	800	
			入場料徴収、アマチュア、 1面1時間	1,000	2,000	
			入場料徴収、アマチュア以外、 1面1時間	2,000	4,000	
	喜入総合体育館	体育館 ドーム等	バスケットコート 1面1時間	350	520	
			バレーコート 1面1時間	300	450	
			バドミントンコート 1面1時間	150	220	
			卓球 1台1時間	100	150	
			バスケットコート 1面1時間	170	260	
			バレーコート 1面1時間	150	220	
			バドミントンコート 1面1時間	70	110	
			卓球 1台1時間	50	70	
			ハンドボール・フットサル 1時間	410	900	
			ハンドボール・フットサル 1時間	200	450	
			屋内テニス 1時間	250	370	
			屋内テニス 1時間	120	180	

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。
掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
き	喜入総合体育館	体育館 ドーム等	専用使用	午前8時30分から正午まで	2,240	3,360	スポーツ課 099-808-7504
			一般	正午から午後5時まで	3,200	4,800	
			入場料不徴収	午後5時から午後10時まで	3,200	4,800	
			専用使用	午前8時30分から正午まで	1,120	1,680	
			児童生徒	正午から午後5時まで	1,600	2,400	
			入場料不徴収	午後5時から午後10時まで	1,600	2,400	
			専用使用	午前8時30分から正午まで	5,040	7,560	
			営利等以外	正午から午後5時まで	7,200	10,800	
			入場料不徴収	午後5時から午後10時まで	7,200	10,800	
			専用使用	午前8時30分から正午まで	8,680	17,360	
			その他の場合	正午から午後5時まで	12,400	24,800	
			入場料不徴収	午後5時から午後10時まで	12,400	24,800	
			専用使用	午前8時30分から正午まで	5,320	10,640	
			アマチュア使用	正午から午後5時まで	7,600	15,200	
			入場料徴収	午後5時から午後10時まで	7,600	15,200	
			専用使用	午前8時30分から正午まで	15,260	30,520	
			営利等以外	正午から午後5時まで	21,800	43,600	
			入場料徴収	午後5時から午後10時まで	21,800	43,600	
			専用使用	午前8時30分から正午まで	28,840	57,680	
			その他の場合	正午から午後5時まで	41,200	82,400	
			入場料徴収	午後5時から午後10時まで	41,200	82,400	

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。

掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
き	喜入総合運動場(相撲場)	体育館 ドーム等	専用使用1時間 入場料不徴収	アマチュア 一般	110	160	スポーツ課 099-808-7504
				アマチュア 児童・生徒	50	80	
				その他	210	420	
			専用使用1時間 入場料徴収	アマチュア 一般	210	420	
				アマチュア 児童・生徒	110	210	
				その他	420	840	
	旧鹿児島紡績所技師館 (異人館)	文化等施設	入館料	一般 ()は団体料金	200 (160)	300 (240)	文化財課 099-227-1940
				一般(市外) ※新設 ()は団体料金		400 (320)	
				小中学生 ()は団体料金	100 (80)	150 (120)	
				小中学生(市外)※新設 ()は団体料金		200 (160)	
	旧島津氏玉里邸庭園	文化等施設	茶室使用料 1時間あたり	(市内)	600	900	文化財課 099-227-1962
				(市外) ※新設		1,200	
			茶室使用料 1時間あたり 入場料等徴収	(市内)	900	1,350	
				(市外) ※新設		1,800	
	錦江湾公園キャンプ場 (開設期間:7/20~8/31のためR8年度から改定)	その他施設	小テント(5人用)1泊	改定後はテント1,000円に大人 200円/人、小人100円/人を加算	500	(例)テント1 張りに大人 2人、小人2 人の場合	公園緑化課 099-216-1366
			大テント(12人用)1泊		1,200		

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。
掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
き	近代文学館	文化等施設	常設展示	一般個人	300	450	文化振興課 099-216-1501
				一般個人(市外) ※新設		600	
				大学生・高校生個人 ※新設		370	
				大学生・高校生個人(市外) ※新設		450	
				中学生・小学生個人	150	220	
				中学生・小学生個人(市外) ※新設		300	
				一般団体	240	360	
				一般団体(市外) ※新設		480	
				大学生・高校生団体 ※新設		290	
				大学生・高校生団体(市外) ※新設		360	
			常設展示 共通	中学生・小学生団体	120	170	
				中学生・小学生団体(市外) ※新設		240	
				一般個人	500	750	
				一般個人(市外) ※新設		1,000	
				大学生・高校生個人 ※新設		610	
				大学生・高校生個人(市外) ※新設		750	
				中学生・小学生個人	250	360	
				中学生・小学生個人(市外) ※新設		500	
				一般団体	400	600	
				一般団体(市外) ※新設		800	
				大学生・高校生団体 ※新設		480	
				大学生・高校生団体(市外) ※新設		600	
				中学生・小学生団体	200	280	
				中学生・小学生団体(市外) ※新設		400	

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。
掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
き	近代文学館	文化等施設	年間観覧券	一般 1人1年間につき	600	900	文化振興課 099-216-1501
				一般(市外) ※新設 1人1年間につき		1,200	
				大学生・高校生 ※新設 1人1年間につき		740	
				大学生・高校生(市外) ※新設 1人1年間につき		900	
				中学生・小学生 1人1年間につき	300	440	
				中学生・小学生(市外) ※新設 1人1年間につき		600	
			年間観覧券 共通	一般 1人1年間につき	1,000	1,500	
				一般(市外) ※新設 1人1年間につき		2,000	
				大学生・高校生 ※新設 1人1年間につき		1,220	
				大学生・高校生(市外) ※新設 1人1年間につき		1,500	
				中学生・小学生 1人1年間につき	500	720	
				中学生・小学生(市外) ※新設 1人1年間につき		1,000	
			文学ホール	入場料金徴収なし 午前9時30分～午後6時	6,000	9,000	
				入場料金徴収あり 午前9時30分～午後6時	7,800	15,600	
			メルヘンホール	入場料金徴収なし 午前9時30分～午後6時	2,400	3,600	
				入場料金徴収あり 午前9時30分～午後6時	3,000	6,000	

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。

掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
き	勤労者交流センター(よかセンター)	体育館 ドーム等	専用使用	4時間	3,000	4,500	雇用推進課 099-216-1325
			一部使用 (一般)	バスケットコート1コート2時間	1,200	1,800	
				バレーコート1コート2時間	600	900	
				バドミントンコート1コート2時間	300	450	
				卓球1台2時間	200	300	
		トレーニング 室、スタジオ	1人1回	一般	100	150	
		その他施設	専用使用 4時間	多目的ホール	2,100	3,150	
				第1会議室	1,000	1,500	
				第2会議室	200	300	
				第3会議室	200	300	
				第4会議室	1,000	1,500	
				創作室	400	600	
				第1和室	400	600	
				第2和室	400	600	
く	グリーンファーム⇒観光農業公園						

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。
掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
け	健康の森公園	広場等	一般使用	芝広場(全面:1時間)	900	1,350	公園緑化課 099-216-1366
				芝広場(半面:1時間)	450	670	
		テニスコート	砂入り人工芝 1面1時間	一般	300	450	
				児童・生徒	150	220	
		体育館 ドーム等	専用使用1時間		400	600	
			バスケットコート 1面1時間	一般	350	520	
			バスケットコート 1面1時間	児童・生徒	170	260	
			バレーコート 1面1時間	一般	300	450	
			バレーコート 1面1時間	児童・生徒	150	220	
			バドミントンコート 1面1時間	一般	150	220	
			バドミントンコート 1面1時間	児童・生徒	70	110	
			卓球 1台1時間	一般	100	150	
			卓球 1台1時間	児童・生徒	50	70	
	健康の森公園 (温水)	プール	1人1回	一般	300	450	
				高校生	200	300	
				小・中学生	100	150	
	かごしま健康の森公園パークゴルフ場	その他施設		一般	600	700	
				児童・生徒	300	350	

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。
掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
こ	郡山総合運動場	広場等	入場料不徴収 アマチュア使用 一般	多目的競技場土グラウンド全面1時間	1,040 (上限)	1,560 (上限)	スポーツ課 099-808-7504
				多目的広場土グラウンド全面1時間	520 (上限)	780 (上限)	
				グラウンドゴルフ場全面1時間	420 (上限)	630 (上限)	
			入場料不徴収 アマチュア使用 児童・生徒	多目的競技場土グラウンド全面1時間	520 (上限)	780 (上限)	
				多目的広場土グラウンド全面1時間	260 (上限)	390 (上限)	
				グラウンドゴルフ場全面1時間	210 (上限)	310 (上限)	
			入場料不徴収 アマチュア以外 使用	多目的競技場土グラウンド全面1時間	2,240 (上限)	4,480 (上限)	
				多目的広場土グラウンド全面1時間	1,120 (上限)	2,240 (上限)	
				グラウンドゴルフ場全面1時間	840 (上限)	1,680 (上限)	
			入場料徴収 アマチュア使用	多目的競技場土グラウンド全面1時間	3,160 (上限)	6,320 (上限)	
				多目的広場土グラウンド全面1時間	1,580 (上限)	3,160 (上限)	
				グラウンドゴルフ場(一般)全面1時間	2,100 (上限)	4,200 (上限)	
				グラウンドゴルフ場(児童・生徒)全面1時間	1,050 (上限)	2,100 (上限)	
			入場料徴収 アマチュア以外 使用	多目的競技場土グラウンド全面1時間	5,800 (上限)	11,600 (上限)	
				多目的広場土グラウンド全面1時間	2,900 (上限)	5,800 (上限)	
				グラウンドゴルフ場全面1時間	4,200 (上限)	8,400 (上限)	

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。

掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
こ	郡山総合運動場 (グラウンドゴルフ場)	広場等	個人使用	一般 1時間	110 (上限)	160 (上限)	スポーツ課 099-808-7504
				児童・生徒 1時間	50 (上限)	80 (上限)	
				その他 1時間	210 (上限)	420 (上限)	
	郡山総合運動場テニスコート	テニスコート	砂入り人工芝	入場料不徴収、アマチュア、 1面1時間、一般	300 (上限)	450 (上限)	
				入場料不徴収、アマチュア、 1面1時間、児童・生徒	150 (上限)	220 (上限)	
				入場料不徴収、アマチュア以外 1面1時間	600 (上限)	1,200 (上限)	
				入場料徴収、アマチュア、 1面1時間	1,500 (上限)	3,000 (上限)	
				入場料徴収、アマチュア以外、 1面1時間	3,000 (上限)	6,000 (上限)	
	郡山体育館	体育館 ドーム等	一部使用(一般)	バスケットコート 1面1時間	350 (上限)	520 (上限)	
				バレーコート 1面1時間	300 (上限)	450 (上限)	
				バドミントンコート 1面1時間	150 (上限)	220 (上限)	
				卓球 1台1時間	100 (上限)	150 (上限)	
				バスケットコート 1面1時間	170 (上限)	260 (上限)	
			一部使用(児童生徒)	バレーコート 1面1時間	150 (上限)	220 (上限)	
				バドミントンコート 1面1時間	70 (上限)	110 (上限)	
				卓球 1台1時間	50 (上限)	70 (上限)	
				ハンドボール・フットサル 1時間	600 (上限)	900 (上限)	
			一部使用(児童生徒)	一部使用(児童生徒)	300 (上限)	450 (上限)	
				一部使用(一般)	250 (上限)	370 (上限)	
				一部使用(児童生徒)	120 (上限)	180 (上限)	

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。
掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
こ	郡山体育館	体育館 ドーム等	専用使用	午前8時30分から正午まで	2,240 (上限)	3,360 (上限)	スポーツ課 099-808-7504
			一般	正午から午後5時まで	3,200 (上限)	4,800 (上限)	
			入場料不徴収	午後5時から午後10時まで	3,200 (上限)	4,800 (上限)	
			専用使用	午前8時30分から正午まで	1,120 (上限)	1,680 (上限)	
			児童生徒	正午から午後5時まで	1,600 (上限)	2,400 (上限)	
			入場料不徴収	午後5時から午後10時まで	1,600 (上限)	2,400 (上限)	
			専用使用	午前8時30分から正午まで	5,040 (上限)	7,560 (上限)	
			営利等以外	正午から午後5時まで	7,200 (上限)	10,800 (上限)	
			入場料不徴収	午後5時から午後10時まで	7,200 (上限)	10,800 (上限)	
			専用使用	午前8時30分から正午まで	8,680 (上限)	17,360 (上限)	
			その他の場合	正午から午後5時まで	12,400 (上限)	24,800 (上限)	
			入場料不徴収	午後5時から午後10時まで	12,400 (上限)	24,800 (上限)	
			専用使用	午前8時30分から正午まで	5,320 (上限)	10,640 (上限)	
			アマチュア使用	正午から午後5時まで	7,600 (上限)	15,200 (上限)	
			入場料徴収	午後5時から午後10時まで	7,600 (上限)	15,200 (上限)	
			専用使用	午前8時30分から正午まで	15,260 (上限)	30,520 (上限)	
			営利等以外	正午から午後5時まで	21,800 (上限)	43,600 (上限)	
			入場料徴収	午後5時から午後10時まで	21,800 (上限)	43,600 (上限)	
			専用使用	午前8時30分から正午まで	28,840 (上限)	57,680 (上限)	
			その他の場合	正午から午後5時まで	41,200 (上限)	82,400 (上限)	
			入場料徴収	午後5時から午後10時まで	41,200 (上限)	82,400 (上限)	

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。
掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
こ	郡山早馬球技場	広場等	入場料不徴収、アマチュア使用、一般	土グラウンド1時間	260 (上限)	390 (上限)	スポーツ課 099-808-7504
			入場料不徴収、アマチュア使用、児童・生徒	土グラウンド(全面)1時間	130 (上限)	190 (上限)	
			入場料不徴収、アマチュア以外使用	土グラウンド(全面)1時間	560 (上限)	1,120 (上限)	
			入場料徴収、アマチュア使用	土グラウンド(全面)1時間	790 (上限)	1,580 (上限)	
			入場料徴収、アマチュア以外使用	土グラウンド(全面)1時間	1,450 (上限)	2,900 (上限)	
	国際交流センター	その他施設		多目的ホール	1,000	1,200	国際交流課 099-216-1131
				研修室1	300	350	
				調理室	300	450	
				和室	100	150	
	国民宿舎レインボー桜島	その他施設	和室 (トイレ付き)	大人	5,185 (上限)	10,370 (上限)	観光振興課 099-216-1327
				小人	4,274 (上限)	8,548 (上限)	
				幼児	2,200 (上限)	区分の廃止	
			和室 (バス・トイレ付き)	大人	6,285 (上限)	12,570 (上限)	
				小人	5,374 (上限)	10,748 (上限)	
				幼児	2,750 (上限)	区分の廃止	
			和室 (広間)	大人	3,110 (上限)	6,220 (上限)	
				小人	2,564 (上限)	5,128 (上限)	
				幼児	1,320 (上限)	区分の廃止	
			洋室 (バス・トイレ付き)	大人	6,835 (上限)	13,670 (上限)	
				小人	5,924 (上限)	11,848 (上限)	
				幼児	2,970 (上限)	区分の廃止	

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。

掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
さ	西郷南洲顕彰館	文化等施設	入館料	一般	200	300	生涯学習課 099-813-0850
				一般(市外) ※新設		400	
				小・中	100	150	
				小・中(市外) ※新設		200	
			団体入館料	一般	160	240	
				一般(市外) ※新設		320	
				小・中	80	120	
				小・中(市外) ※新設		160	
	桜島海づり公園	その他施設	釣り料	大人	200	300	生産流通課 099-216-1341
				小人	100	150	
				大人 団体	150	220	
				小人 団体	80	120	
				大人 回数券	1,000	1,500	
				小人 回数券	500	750	
			入園料	大人	100	150	
				小人	50	70	
			釣り料	大人 超過料(1時間ごと)	50	70	
				小人 超過料(1時間ごと)	20	30	
	さくらじま白浜温泉センター	温泉	1人1回	大人	390	460	健康福祉政策課 099-216-1239

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。
掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
さ	桜島総合体育館	体育館 ドーム等	バスケットコート 1面1時間	一部使用(一般)	350	520	スポーツ課 099-808-7504
			バレーコート 1面1時間		300	450	
			バドミントンコート 1面1時間		150	220	
			卓球 1台1時間		100	150	
			バスケットコート 1面1時間	一部使用(児童生徒)	170	260	
			バレーコート 1面1時間		150	220	
			バドミントンコート 1面1時間		70	110	
			卓球 1台1時間		50	70	
			フットサル 1時間	一部使用(一般)	600	900	
				一部使用(児童生徒)	300	450	
			屋内テニス 1時間	一部使用(一般)	250	370	
				一部使用(児童生徒)	120	180	

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。

掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
さ	桜島総合体育館(本館) (補助館利用は本館の5割)	体育館 ドーム等	専用使用	午前8時30分から正午まで	1,680	2,520	スポーツ課 099-808-7504
			一般	正午から午後5時まで	2,400	3,600	
			入場料不徴収	午後5時から午後10時まで	2,400	3,600	
			専用使用	午前8時30分から正午まで	840	1,260	
			児童生徒	正午から午後5時まで	1,200	1,800	
			入場料不徴収	午後5時から午後10時まで	1,200	1,800	
			専用使用	午前8時30分から正午まで	3,780	5,670	
			営利等以外	正午から午後5時まで	5,400	8,100	
			入場料不徴収	午後5時から午後10時まで	5,400	8,100	
			専用使用	午前8時30分から正午まで	6,510	13,020	
			その他の場合	正午から午後5時まで	9,300	18,600	
			入場料不徴収	午後5時から午後10時まで	9,300	18,600	
			専用使用	午前8時30分から正午まで	3,990	7,980	
			アマチュア使用	正午から午後5時まで	5,700	11,400	
			入場料徴収	午後5時から午後10時まで	5,700	11,400	
			専用使用	午前8時30分から正午まで	11,440	22,880	
			営利等以外	正午から午後5時まで	16,350	32,700	
			入場料徴収	午後5時から午後10時まで	16,350	32,700	
			専用使用	午前8時30分から正午まで	21,630	43,260	
			その他の場合	正午から午後5時まで	30,900	61,800	
			入場料徴収	午後5時から午後10時まで	30,900	61,800	

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。
掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
さ	桜島多目的広場	広場等	入場料不徴収、アマチュア使用、一般	芝グラウンド全面1時間	560	840	スポーツ課 099-808-7504
			入場料不徴収、アマチュア使用、児童・生徒		280	420	
			入場料不徴収、アマチュア以外使用		1,240	2,480	
			入場料徴収、アマチュア使用		1,740	3,480	
			入場料徴収、アマチュア以外使用		3,200	6,400	
	桜島マグマ温泉	温泉	1人1回	大人	390	460	観光振興課 099-216-1327
	桜島溶岩グラウンド(A)	広場等	入場料不徴収、アマチュア使用、一般	土グラウンド全面1時間	260	390	スポーツ課 099-808-7504
			入場料不徴収、アマチュア使用、児童・生徒		130	190	
			入場料不徴収、アマチュア以外使用		560	1,120	
			入場料徴収、アマチュア使用		790	1,580	
			入場料徴収、アマチュア以外使用		1,450	2,900	
	桜島溶岩グラウンド(B)		入場料不徴収、アマチュア使用、一般	土グラウンド全面1時間	520	780	
			入場料不徴収、アマチュア使用、児童・生徒		260	390	
			入場料不徴収、アマチュア以外使用		1,120	2,240	
			入場料徴収、アマチュア使用		1,580	3,160	
			入場料徴収、アマチュア以外使用		2,900	5,800	

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。

掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
さ	茶山ドームまつもと	体育館 ドーム等	フットサル 1時間	一部使用(一般)	300	450	スポーツ課 099-808-7504
	一部使用(児童生徒)			150	220		
	茶山ドームまつもと		テニス 1時間	一部使用(一般)	300	450	
				一部使用(児童生徒)	150	220	
			専用使用、一般、入場料不徴収	1時間	600	900	
			専用使用、児童生徒、 入場料不徴収	1時間	300	450	
			専用使用、営利等以外、 入場料不徴収	1時間	1,200	1,800	
			専用使用、その他、 入場料不徴収	1時間	2,400	4,800	
			専用使用、アマチュア使用、 入場料徴収	1時間	1,800	3,600	
			専用使用、営利等以外、 入場料徴収	1時間	3,600	7,200	
	専用使用、その他、 入場料徴収	1時間	7,200	14,400			
サザンホール⇒谷山サザンホール							
サンエールかごしま ⇒生涯学習プラザ or 男女共同参画センター							
し	市民体育館⇒鹿児島市民体育館						
	市民文化ホール	駐車場	1回	乗車定員29人以下の自動車	200	300	文化振興課 099-216-1501
				乗車定員30人以上の自動車 ※新設	-	600	
		その他施設	平日・全日	第一ホール	173,600	178,800	
				第二ホール	99,600	102,500	
				市民ホール	24,300	25,000	

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。
掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分	改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
				改定前 (円)	改定後 (円)	
し	生涯学習プラザ	駐車場	3時間まで無料。それを超えるごとに1時間につき	100	150	生涯学習課 099-813-0850
		その他施設	午後1時～ 午後5時 使用の場合	13,000	19,500	
					25,300	
				15,600	23,400	
					30,400	
				400	600	
					700	
				1,700	2,500	
					3,200	
				600	900	
					1,100	
				600	900	
					1,100	
				1,000	1,500	
					1,900	
				1,900	2,800	
					3,600	
				1,800	2,700	
					3,500	
				1,600	2,400	
					3,100	
				3,800	5,700	
					7,400	
				3,000	4,500	
					5,800	
				2,600	3,900	
					5,000	
				600	880	

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。

掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
し	生涯学習プラザ	その他施設	1人2時間につき	生活工房(一部使用)	100	150	生涯学習課 099-813-0850
				マルチメディア学習室(一部使用)	200	300	
				多目的フロア(一部使用)	100	150	
す	水族館⇒かごしま水族館 スパランド裸・楽・良						
		温泉	一般使用 (部分使用+水着浴室)	大人	690 (上限)	910 (上限)	スポーツ課 099-808-7504
				小人	250 (上限)	300 (上限)	
		トレーニング 室 スタジオ	部分使用 (浴室・トレーニング室・休憩室)	大人	490 (上限)	610 (上限)	
				大人	300 (上限)	450 (上限)	
		その他施設	洋室(1泊)	大人	7,350 (上限)	14,700 (上限)	
				小人	3,675 (上限)	7,350 (上限)	
			和室(1泊)	大人	5,775 (上限)	11,550 (上限)	
				小人	2,885 (上限)	5,770 (上限)	
			特別室(1泊)	大人	6,300 (上限)	12,600 (上限)	
				小人	3,150 (上限)	6,300 (上限)	
			宿泊延長・休憩利用	1室1時間	1,050 (上限)	2,100 (上限)	
た	谷山サザンホール	その他施設	平日・全日	ホール	66,500	93,100	文化振興課 099-216-1501
				第1会議室	11,400	15,900	

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。
掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分	改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
				改定前 (円)	改定後 (円)	
た	男女共同参画センター	駐車場	3時間まで無料。それを超えるごとに1時間につき	100	150	男女共同参画推進課 099-813-0852
		その他施設	午後1時～ 午後5時 使用の場合	13,000	19,500	
					25,300	
				15,600	23,400	
					30,400	
				400	600	
					700	
				1,700	2,500	
				1,700	3,200	
				600	900	
				600	1,100	
				600	900	
				600	1,100	
				1,000	1,500	
				1,000	1,900	
				1,900	2,800	
				1,900	3,600	
				1,800	2,700	
				1,800	3,500	
				1,600	2,400	
				1,600	3,100	
				3,800	5,700	
				3,800	7,400	
				3,000	4,500	
				3,000	5,800	
				2,600	3,900	
				2,600	5,000	
				600	880	

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。
掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
た	男女共同参画センター	その他施設	1人2時間につき	生活工房(一部使用)	100	150	男女共同参画推 進課 099-813-0852
				マルチメディア学習室(一部使用)	200	300	
				多目的フロア(一部使用)	100	150	
ち	地域公民館	その他施設	使用料 (平日) 午後1時～5時	ホール(中央)	10,000	15,000	生涯学習課 099-813-0850
				〃 (市外) ※新設		19,500	
				ホール(谷山)	6,000	8,500	
				〃 (市外) ※新設		11,050	
				ホール(吉田)	840	1,200	
				〃 (市外) ※新設		1,560	
				ホール(桜島)	1,570	2,300	
				〃 (市外) ※新設		2,990	
				ホール(喜入)	4,000	5,700	
				〃 (市外) ※新設		7,410	
				ホール(松元)	5,250	7,100	
				〃 (市外) ※新設		9,230	
				ホール(郡山)	3,150	4,700	
				〃 (市外) ※新設		6,110	
				体育館(市外) ※新設	4,000	5,200	
				中会議室	1,000	1,500	
				〃 (市外) ※新設		1,950	
				小会議室(中央)	200	300	
				〃 (市外) ※新設		390	
				小会議室(鴨池)	350	500	
				〃 (市外) ※新設		650	
				小会議室(吉田)	520	700	
				〃 (市外) ※新設		910	

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。
掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分	改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
				改定前 (円)	改定後 (円)	
ち	地域公民館	その他施設	使用料 (平日) 午後1時～5時	視聴覚室	1,200	生涯学習課 099-813-0850
				〃 (市外) ※新設	1,560	
				視聴覚室(松元)	750	
				〃 (市外) ※新設	970	
				和室	500	
				〃 (市外) ※新設	650	
				和室(中央)	300	
				〃 (市外) ※新設	390	
				調理室	1,800	
				〃 (市外) ※新設	2,340	
				調理室(吉田)	700	
				〃 (市外) ※新設	910	
				陶芸室(中央)	1,500	
				〃 (市外) ※新設	1,950	
				工芸室(松元)	750	
				〃 (市外) ※新設	970	
				多目的室	1,500	
				〃 (市外) ※新設	1,950	
				視聴覚室 一部使用(谷山北・喜入) 1人2時間	300	
				〃 (市外) ※新設	390	

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。

掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
と	東開庭球場	テニスコート	入場料不徴収、アマチュア、 1面1時間、一般	砂入り人工芝	300	450	スポーツ課 099-808-7504
			入場料不徴収、アマチュア、 1面1時間、児童・生徒		150	220	
			入場料不徴収、アマチュア以外 1面1時間		600	1,200	
			入場料徴収、アマチュア、 1面1時間		1,500	3,000	
			入場料徴収、アマチュア以外、 1面1時間		3,000	6,000	
	都市農業センター	その他施設	市民農園 (令和8年4月1日以降の使用分 から適用)	団体用区画(年額)	9,000	13,500	都市農業セン ター 099-238-2666
				家族用区画(年額)	3,600	5,400	
				車いす使用者用区画(年額)	1,800	2,700	
			研修室	1時間	100	150	
	都市農村交流センター お茶の里(多目的広場)	広場等	全部使用	1件1日につき	5,000	7,500	世界遺産・ジオ・ ツーリズム推進 課 099-216-1371
	都市農村交流センター お茶の里	その他施設		交流室1・2	150	220	
な	南栄リース桜島アリーナ⇒桜島総合体育館						
	南栄リース桜島グラウンド⇒桜島溶岩グラウンド						
	南栄リース桜島広場⇒桜島多目的広場						
に	西原商会アリーナ⇒鹿児島アリーナ						

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。
掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
ひ	平川動物公園	駐車場	1回	普通	200	400	観光振興課 099-216-1327
				大型・中型	400	800	
		文化等施設	入園料	一般	500	750	
				一般(市外) ※新設		1,000	
				小・中	100	150	
				小・中(市外) ※新設		200	
			団体入園料	一般	400	600	
				一般(市外) ※新設		800	
				小・中	80	120	
				小・中(市外) ※新設		160	
			年間入園券	一般	1,000	1,500	
				一般(市外) ※新設		2,000	
				小・中	200	300	
				小・中(市外) ※新設		400	

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。
掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
ひ	美術館	文化等施設	常設展観覧料(個人)	一般	300	450	美術館 099-224-3400
				一般(市外) ※新設		600	
				高大生	200	300	
				高大生(市外) ※新設		400	
				小中生	150	220	
				小中生(市外) ※新設		300	
			常設展観覧料(団体)	一般	240	360	
				一般(市外) ※新設		480	
				高大生	160	240	
				高大生(市外) ※新設		320	
				小中生	120	180	
				小中生(市外) ※新設		240	
			常設展観覧料(年間観覧券)	一般	600	900	
				一般(市外) ※新設		1,200	
				高大生	400	600	
				高大生(市外) ※新設		800	
				小中生	300	440	
				小中生(市外) ※新設		600	

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。
掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
ひ	美術館	文化等施設	会場使用料(展示室)	一般展示室(1) 無料展(1日)	6,000	9,000	美術館 099-224-3400
				一般展示室(1) 有料展(1日)	7,800	15,600	
				一般展示室(2) 無料展(1日)	7,700	11,500	
				一般展示室(2) 有料展(1日)	10,000	20,000	
				講堂(展示室使用)無料展(1日)	2,000	3,000	
				講堂(展示室使用)有料展(1日)	2,600	5,200	
				展示ロビー 無料展(1日)	2,000	3,000	
				展示ロビー 有料展(1日)	2,600	5,200	
			会場使用料(講堂)	講堂 1日使用	3,500	5,200	
			会場使用料(市民アトリエ)	市民アトリエ(1) 1日使用	3,000	4,500	
				市民アトリエ(2) 1日使用	1,500	2,200	
ふ	ふるさと考古歴史館	文化等施設	観覧料	一般 ()は団体料金	300 (240)	450 (360)	文化財課 099-227-1962
				中学生・小学生 ()は団体料金	150 (120)	220 (180)	
				年間観覧券(一般)	600	900	
				年間観覧券(中学生・小学生)	300	450	

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。
掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
ふ	ふれあいスポーツランド	広場等	一般使用	芝広場(全面:1時間)	1,800	2,700	公園緑化課 099-216-1366
				芝広場(半面:1時間)	900	1,350	
				芝広場(4分の1面:1時間)	450	670	
	ふれあいスポーツランド 屋内運動場	体育館 ドーム等	一般使用	全面1時間	3,000	4,500	
				半面1時間	1,500	2,250	
				1／4面1時間	750	1,120	
				1／6面1時間	500	750	
	ふれあいスポーツランド (温水)	プール	1人1回	一般	300	450	
				高校生	200	300	
				小・中学生	100	150	
	ふれあいスポーツランド (トレーニング室)	トレーニング 室 スタジオ	1人1回	一般	200	300	
				児童・生徒	100	150	
	ふれあいスポーツランド (EXスタジオ)			一般	200	300	
				児童・生徒	100	150	
ほ	北部斎場	その他施設	式場	市内	1,800	3,400	環境衛生課 099-216-1301
				市外	10,000	12,000	
			通夜室	市内	12,000	23,000	
				市外	50,000	61,000	
ま	マグマ温泉⇒桜島マグマ温泉						

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。

掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
ま	松元せせらぎ広場 (冷水) ※夏場のみ開設	プール	1人1回	一般	200	300	スポーツ課 099-808-7504
				一般→高校生		200	
				児童・生徒→小・中学生	100	100	
	松元平野岡運動場	広場等	入場料不徴収、アマチュア使用 一般	多目的グラウンド(土)全面1時間	520	780	
				補助グラウンド(芝)全面1時間	280	420	
			入場料不徴収、アマチュア使用、 児童・生徒	多目的グラウンド(土)全面1時間	260	390	
				補助グラウンド(芝)全面1時間	140	210	
			入場料不徴収、アマチュア以外 使用	多目的グラウンド(土)全面1時間	1,120	2,240	
				補助グラウンド(芝)全面1時間	620	1,240	
			入場料徴収 アマチュア使用	多目的グラウンド(土)全面1時間	1,580	3,160	
				補助グラウンド(芝)全面1時間	870	1,740	
			入場料徴収、アマチュア以外使用	多目的グラウンド(土)全面1時間	2,900	5,800	
				補助グラウンド(芝)全面1時間	1,600	3,200	
	松元平野岡運動場テニスコート	テニスコート	入場料不徴収、アマチュア、 1面1時間、一般	クレイ	200	300	
			入場料不徴収、アマチュア、 1面1時間、児童・生徒		100	150	
			入場料不徴収、アマチュア以外 1面1時間		400	800	
			入場料徴収、アマチュア、 1面1時間		1,000	2,000	
			入場料徴収、アマチュア以外、 1面1時間		2,000	4,000	

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。

掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
ま	松元平野岡体育館	体育館 ドーム等	バスケットコート 1面1時間	一部使用(一般)	350	520	スポーツ課 099-808-7504
			バレーコート 1面1時間		300	450	
			バドミントンコート 1面1時間		150	220	
			卓球 1台1時間		100	150	
			バスケットコート 1面1時間	一部使用(児童生徒)	170	260	
			バレーコート 1面1時間		150	220	
			バドミントンコート 1面1時間		70	110	
			卓球 1台1時間		50	70	
			専用使用	午前8時30分から正午まで	2,240	3,360	
			一般	正午から午後5時まで	3,200	4,800	
				午後5時から午後10時まで	3,200	4,800	
			専用使用	午前8時30分から正午まで	1,120	1,680	
			児童生徒	正午から午後5時まで	1,600	2,400	
				午後5時から午後10時まで	1,600	2,400	
			専用使用	午前8時30分から正午まで	5,040	7,560	
			営利等以外	正午から午後5時まで	7,200	10,800	
				午後5時から午後10時まで	7,200	10,800	
			専用使用	午前8時30分から正午まで	8,680	17,360	
			その他の場合	正午から午後5時まで	12,400	24,800	
				午後5時から午後10時まで	12,400	24,800	

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。
掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
ま	松元平野岡体育館	体育館 ドーム等	専用使用	午前8時30分から正午まで	5,320	10,640	スポーツ課 099-808-7504
			アマチュア使用	正午から午後5時まで	7,600	15,200	
			入場料徴収	午後5時から午後10時まで	7,600	15,200	
			専用使用	午前8時30分から正午まで	15,260	30,520	
			営利等以外	正午から午後5時まで	21,800	43,600	
			入場料徴収	午後5時から午後10時まで	21,800	43,600	
			専用使用	午前8時30分から正午まで	28,840	57,680	
			その他の場合	正午から午後5時まで	41,200	82,400	
			入場料徴収	午後5時から午後10時まで	41,200	82,400	
	松元平野岡体育館(松元平野岡温泉)	温泉	1人1回	大人	390	460	
	マリンピア喜入多目的広場	広場等	全部使用	1時間	520	780	
			一部使用	ゲートボール1コート相当部分1時間	60	90	
	マリンピア喜入 (温水)	プール	1人1回	大人→一般	300	450	
				大人→高校生		300	
				小人→小学生及び中学生	150	150	
	マリンピア喜入(八幡温泉保養館)	温泉	1人1回	大人	390	460	

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。
掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
め	メルヘン館	文化等施設	常設展示	一般個人	300	450	文化振興課 099-216-1501
				一般個人(市外) ※新設		600	
				大学生・高校生個人 ※新設		370	
				大学生・高校生個人(市外) ※新設		450	
				中学生・小学生個人	150	220	
				中学生・小学生個人(市外) ※新設		300	
				一般団体	240	360	
				一般団体(市外) ※新設		480	
				大学生・高校生団体 ※新設		290	
				大学生・高校生団体(市外) ※新設		360	
				中学生・小学生団体	120	170	
				中学生・小学生団体(市外) ※新設		240	
			常設展示 共通	一般個人	500	750	
				一般個人(市外) ※新設		1,000	
				大学生・高校生個人 ※新設		610	
				大学生・高校生個人(市外) ※新設		750	
				中学生・小学生個人	250	360	
				中学生・小学生個人(市外) ※新設		500	
				一般団体	400	600	
				一般団体(市外) ※新設		800	
				大学生・高校生団体 ※新設		480	
				大学生・高校生団体(市外) ※新設		600	
				中学生・小学生団体	200	280	
				中学生・小学生団体(市外) ※新設		400	

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。

掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
め	メルヘン館	文化等施設	年間観覧券	一般 1人1年間につき	600	900	文化振興課 099-216-1501
				一般(市外) ※新設 1人1年間につき		1,200	
				大学生・高校生 ※新設 1人1年間につき		740	
				大学生・高校生(市外) ※新設 1人1年間につき		900	
				中学生・小学生 1人1年間につき	300	440	
				中学生・小学生(市外) ※新設 1人1年間につき		600	
			年間観覧券 共通	一般 1人1年間につき	1,000	1,500	
				一般(市外) ※新設 1人1年間につき		2,000	
				大学生・高校生 ※新設 1人1年間につき		1,220	
				大学生・高校生(市外) ※新設 1人1年間につき		1,500	
				中学生・小学生 1人1年間につき	500	720	
				中学生・小学生(市外) ※新設 1人1年間につき		1,000	
や	八重山公園	その他施設	コテージ	(4～9月)(10～3月の金土)	15,750	18,900	公園緑化課 099-216-1366
				(10～3月(金土を除く))	10,500	12,600	
			てんがら館	(4～9月)(10～3月の金土)	8,000	9,600	
				(10～3月(金土を除く))	5,000	6,000	
			テントサイト	改定前後とも大人200円/人、 小人100円/人を加算 ※大人2人、小人2人の場合 (改定前)3600円→(改定後) 4,200円	3,000	3,600	

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。

掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
ゆ	有料公園(小野公園を除く16公園)	広場等		広場(土)全面1時間	260	390	公園緑化課 099-216-1366
	有料公園(23公園)	テニスコート	砂入り人工芝 1面1時間	一般	300	450	
				児童・生徒	150	220	
			クレイ 1面1時間	一般	200	300	
				児童・生徒	100	150	
よ	溶岩グラウンド⇒桜島溶岩グラウンド						
	よかセンター⇒勤労者交流センター						
	吉田運動場	広場等	入場料不徴収、アマチュア使用、一般 入場料不徴収、アマチュア使用、児童・生徒 入場料不徴収、アマチュア以外使用 入場料徴収、アマチュア使用 入場料徴収、アマチュア以外使用		520	780	スポーツ課 099-808-7504
					260	390	
					1,120	2,240	
					1,580	3,160	
					2,900	5,800	
	吉田運動場テニスコート	テニスコート	入場料不徴収、アマチュア、1面 1時間、一般	クレイ	200	300	
				砂入り人工芝	300	450	
			入場料不徴収、アマチュア、1面 1時間、児童・生徒	クレイ	100	150	
				砂入り人工芝	150	220	
			入場料不徴収、アマチュア以外 、1面1時間	クレイ	400	800	
				砂入り人工芝	600	1,200	
			入場料徴収、アマチュア、1面1 時間	クレイ	1,000	2,000	
				砂入り人工芝	1,500	3,000	
			入場料徴収、アマチュア以外、1 面1時間	クレイ	2,000	4,000	
				砂入り人工芝	3,000	6,000	

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。

掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
よ	吉田多目的屋内運動場 (吉田ドーム)	体育館 ドーム等	フットサル 1時間	一部使用(一般)	300	450	スポーツ課 099-808-7504
				一部使用(児童生徒)	150	220	
			テニス 1時間	一部使用(一般)	300	450	
				一部使用(児童生徒)	150	220	
	吉田多目的屋内運動場 (吉田ドーム)		専用使用、一般、入場料不徴収	1時間	300	450	
			専用使用、児童生徒、 入場料不徴収	1時間	150	220	
			専用使用、営利等以外、 入場料不徴収	1時間	600	900	
			専用使用、その他、 入場料不徴収	1時間	1,200	2,400	
			専用使用、アマチュア使用、 入場料徴収	1時間	900	1,800	
			専用使用、営利等以外、 入場料徴収	1時間	1,800	3,600	
			専用使用、その他、 入場料徴収	1時間	3,600	7,200	
	吉田文化体育センター	体育館 ドーム等	バスケットコート 1面1時間	一部使用(一般)	350	520	
			バレーコート 1面1時間		300	450	
			バドミントンコート 1面1時間		150	220	
			卓球 1台1時間		100	150	
			バスケットコート 1面1時間		170	260	
			バレーコート 1面1時間	一部使用(児童生徒)	150	220	
			バドミントンコート 1面1時間		70	110	
			卓球 1台1時間		50	70	
			ハンドボール 1時間	一部使用(一般)	410	900	
				一部使用(児童生徒)	200	450	
	吉田文化体育センター		屋内テニス 1時間	一部使用(一般)	250	370	
				一部使用(児童生徒)	120	180	

令和7年10月1日から使用料を改定する公共施設とお問い合わせ先

※こちらは各施設の代表的な改定内容です。
掲載のない区分に関しては、各施設HPや各施設所管課等へお問い合わせください。

頭文字	公共施設名	施設区分	料金区分		改定内容		お問い合わせ先 (施設所管課)
					改定前 (円)	改定後 (円)	
よ	吉田文化体育センター	体育館 ドーム等	専用使用	午前8時30分から正午まで	2,240	3,360	スポーツ課 099-808-7504
			一般	正午から午後5時まで	3,200	4,800	
			入場料不徴収	午後5時から午後10時まで	3,200	4,800	
			専用使用	午前8時30分から正午まで	1,120	1,680	
			児童生徒	正午から午後5時まで	1,600	2,400	
			入場料不徴収	午後5時から午後10時まで	1,600	2,400	
			専用使用	午前8時30分から正午まで	5,040	7,560	
			営利等以外	正午から午後5時まで	7,200	10,800	
			入場料不徴収	午後5時から午後10時まで	7,200	10,800	
			専用使用	午前8時30分から正午まで	8,680	17,360	
			その他の場合	正午から午後5時まで	12,400	24,800	
			入場料不徴収	午後5時から午後10時まで	12,400	24,800	
			専用使用	午前8時30分から正午まで	5,320	10,640	
			アマチュア使用	正午から午後5時まで	7,600	15,200	
			入場料徴収	午後5時から午後10時まで	7,600	15,200	
			専用使用	午前8時30分から正午まで	15,260	30,520	
			営利等以外	正午から午後5時まで	21,800	43,600	
			入場料徴収	午後5時から午後10時まで	21,800	43,600	
			専用使用	午前8時30分から正午まで	28,840	57,680	
			その他の場合	正午から午後5時まで	41,200	82,400	
			入場料徴収	午後5時から午後10時まで	41,200	82,400	
	吉田文化体育センター (トレーニング室)	トレーニング室 スタジオ	1人1回	一般	110	160	
				児童・生徒	50	80	
れ	レインボー桜島⇒国民宿舎レインボー桜島						

鹿児島市政概要

（令和 7 年度版）

令和 7 年 7 月 31 日 発行

編集と発行

鹿児島市議会事務局